

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
地誌備考二

一 解題

本冊は旧記雜錄拾遺の一つとして「旧記雜錄」の編者である伊地知季通の長編「地誌備考」を前冊に引続き刊行するもので、内容は「川邊郡下、阿多郡、日置郡、日置郡追録上」となっている。

はじめに前冊の解題で次回に譲るとした問題の中、現時点で補足し得るものについて述べておこう。

前冊「地誌備考」の解題の中で特に重視多用されている史料として「薩隅日地理纂考」、「薩藩名勝志」等の他、「地理志」の名をとりあげた。そしてその「地理志」と「地理拾遺集」とは実質共通のものとしてとりあげられているとしたが、その後両者間の相違についていささか知ることを得た。両者については文政十三年の上原尚賢編「西藩烈士干城録」

(『鹿兒島県史料集(49)～(51)』)の引用書目中には「本藩地理志田尻種甫著」とあり、その弟子福岡正澄の天保初年の「本藩人物

誌」(『鹿兒島県史料集(13)』)の引用書目にも「本藩地理志田尻種甫撰」とあり、また大阪大学附属図書館所蔵安政五年名越

時敏写の「旧記題苑」(『伊地知季安著作史料集八』)には「本藩地理拾遺集田尻小吉種甫編」とあり、「地理志」・「地理拾遺集」

の何れも田尻種甫の作としている。種甫には右の「旧記題苑」中、「拾塵鈔田尻種甫輯」・「袖秘集田尻種甫續写二冊」・「大海集上同

全」・「萬葉集種甫集完」・「社頭由緒記田尻種甫集」の作名もあり、近世中期の篤学者とみられるが現在その履歴等は明らかと

なっていない(『鹿兒島県史料集(32)』「本藩地理拾遺集下」宮下滿郎氏解題)。季通もまた「地誌備考」編纂に当たり「地

理志」・「地理拾遺集」を重視、多用しながら種甫について関説することはなく、両書を同一視して取り扱っている様

にさえうかがえる。しかも現存する田尻種甫の原本はなく両書とも写本で、その関係の解明はいまなお今後の課題であ

う。しかし「地誌備考」の記述と関係する所も多いので以下些少の見解を述べさせていたたくことにする。

前冊解題で述べたように近年鹿兒島大学附属図書館所蔵となった「薩摩国地理誌」(以下鹿大本「地理誌」と略す)は

原口泉氏の解説（『都城市史 史料編 近世1』）の如く薩摩藩地誌初頭の史料としてその伝来の経緯（鹿児島大学附属図書館所蔵「漢学紀源」（『伊地知季安著作史料集九』）と相似）と併せて重要度は高いと思われる。同書ははじめに目次として郡郷の掲載順が左の如く記載されている。（欠損部を修復して記載。本文はこの中六の今和泉、七の喜入（知覧は一部あり）、八阿多郡、九谷山郡、十鹿児島郡がない。）

一 薩摩郡	百次	山田	隈之城	平佐	中郷	東郷	樋脇	入来	高江
二 甑島郡	上甑島	下甑島							
三 日置郡	日置	吉利	永吉	市来	伊集院	郡山	申木野		
四 四川邊郡	川邊	加世田	山田	鹿籠	坊泊	久志秋目	硫黄島	竹島	黒島
五 穎娃郡	穎娃								
六 掛宿郡	掛宿	今和泉	山川						
七 喜入郡	喜入	知覧							
八 阿多郡	阿多	田布施	伊作						
九 谷山郡	谷山								
十 鹿児島郡	鹿児島	吉田							
十一 伊佐郡	大口	山野	羽月	佐司	黒木	霧田	宮之城	山崎	大村
十二 出水郡	出水	阿久根	長島	野田	高尾野				
十三 高城郡	高城	水引							

一方鹿兒島県庁本を引きついでとみられる鹿兒島県立図書館所蔵本、及びその写本とみられる鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本（明治二十一年写）、東京大学史料編纂所所蔵島津家本（明治三十七年謄写）の「薩藩地理拾遺集」には同種の目次はないが、本文の記載順は薩摩郡入来の次に日置郡の串木野を入れ、その後薩摩郡の高江としている。或は両郷と甌島の近接度に配慮したとも考えられる。また串木野のうち羽島のみ薩摩郡に属することを重視したもののか。他は前者と一致している。では両書はいつ作成されどのように改編されたのであろうか。

「地理拾遺集」について宮下氏は記載記事の年次から安永年間頃とされる。氏のあげられた穆佐郷古塚記の記事の他にも安永八年の桜島燃出の記事もあり大むね妥当であろう。ただ種甫の当初の手になるものがどの範囲かにわかに決し難い。鹿大本「地理誌」と比較してその本文の共通部分を種甫の作と一応しておき、その他の改編、削減、削除、増補分については相互に慎重に検討の要があろう。鹿大本「地理誌」には種甫の名が薩摩郡平佐で二カ所、白羽神社の神体のごとで「種甫按」としてみえるが、「地理拾遺集」の方では本文は同じだがただ「按」として種甫の名は消えている。改編の際の処理の一例であろう。（なお鹿大本「地理誌」川邊郡加世田野間権現宮の割書説明文中に「種甫云」とあり、「地理拾遺集」では貼紙註記中にみえる。また大隅国の「地理拾遺集」では「種甫按」として肝属郡大始良の島津氏久死去地説に疑問を呈している。）また先年『祁答院町史』の中で川崎大十氏が紹介された寛政本「祁答院記」の写本（鹿兒島県立図書館所蔵）中の伊地知季安（諱「季彬」の時代、文化・文政初頭期）の行間書入れには「地理拾遺集」を引合に記事の相違（祁答院領主交替時期）を指摘していることから、近世中期後半には「地理拾遺集」が識者間に普及していたことを思わせる。さらに「地理拾遺集」にはない地頭部・郷高（天明三年内高）・用夫数の記載が鹿大本「地理誌」にはあり、清水盛富編「三州御治世要覧 御分国之卷」（『鹿兒島県史料集』²⁵）宮下満郎氏解題）との親近性（郷毎内高数の一致、また伊佐郡鶴田・羽月・出水郡野田の三カ所に同文の記事あり）をうかがわせる。右三カ所の中、羽月・野田の記事は「地理拾遺集」には掲載されず、鶴田大願寺の記事は「祁答院記」黄龍山大願寺の記事に変更となっている。

(但し何れも「地誌備考」には載録されていない。)さて鹿大本「地理誌」には夥しい行間書込み、別紙のさし込み、貼
り札等があり、その筆跡も本文のものも併せて多種あり、その年代の前後関係も決し難い。ただその文章の「地理拾遺
集」と合致するものは大むね早く、それ以外のものは後から追記されたものとみてよいであろう。種甫本「地理志」の
作成後それ程間をおかず「地理拾遺集」がまとめられ(主として改編、削減)、以後屢々「地理志」本体に加筆補記、書
きかえ、訂正、さし込み、貼紙がなされていったのであろう。出水郡高尾野末尾の衆中高、用夫書上には「慶応四年戊
辰春改元」の書込みがあり、また巻初端書には惣高を記した後、「享保十四子之改高」とあり、同書冊の活用期間の幅を
示しているようにも思われる。そして同書中の筆跡により目立つのが伊地知季安の存在である。先述の平佐の前にはさ
み込みの切紙があり、それに「高岡 粟野大明神 右、享和元年辛酉夏、社司外山内匠稟白于官府、蒙国許其子左膳上
京、訟于吉田家贈正一位之神階、其神躰及神額、着船於日州赤江湊、三月十七日内匠乗神輿於川船、奉迎之云云、是
見于倉岡川口番所日記而略書如此、文化乙丑春日 平季彬記」とあり、文化二年、若年の季安直筆の覚書であることを
知った。他にも同書巻首部分に羽島文書写五点の所見を記した巻紙が貼付されており、これまた文政年間季安の末吉羽
島文書採訪後の調査覚書かと思われた(『伊地知季安著作史料集三・四』解題)。また書冊中随所に季安関係のものとも
られる註記があり、とくに伊佐那大口・山野は伊地知氏所縁の地でもあり季安筆の書込み等が目立つ。このようなこと
から同書は田尻種甫の書写本を入手した季安が手許に置き調査史料として活用した書冊ではないかと考えられ、季安歿
後は季通が相伝、「地誌備考」の基礎資料として「地理拾遺集」と共に編纂に使用したのではないかと私考するに至った。
では大隅・日向国の「地理志」は薩摩国同様作られていたのであるか。断言できないが「地理拾遺集」が残存してい
る以上同様存在したと思わざるを得ない。先述の日向穆佐郷古塚記の記事についても「日向地誌備考追録五」所収の文
政十年の「穆佐高岡倉岡古事見聞録」の中でとりあげられ「以上田尻氏地理志ニ載ストコロ」と記されており、その通
り同記事は「地理拾遺集」に詳細に掲載されているのである。

以上複雑な説明となったが、「地誌備考」成巻に至る間の「地理志」と「地理拾遺集」の関係、そして鹿大本「地理志」の田尻種甫本より伊地知季安・季通手許本への推移とその役割などについてふれてみた。さらに付言すれば「地理志」に異本のあることは前冊収録の谷山郡でもみられたが、今回新たに丹羽謙治氏の助言により「地理志」別本の所在（ミュージアム知覧所蔵）が確認され、概略内容も知ることができた。表紙に「地理誌 知覧屋敷」とあり、出水・高城郡の中表紙と思われる箇所「薩摩国地理誌八」とある。欠落郡が多く、日置・甕島・川邊・阿多・出水・高城郡のみで、腐損部分も多く、解読困難箇所も多い。旧知覧領主佐多家旧蔵史料で安政五年の改装本である。鹿大本「地理誌」と共通部分もあるが相違記事も目立つ。但し書入れ、訂正箇所等はほとんどなく浄写本である。「地誌備考」との関連等については今後の検討を待ちたい。また前冊解題で問題とした「日置郡地誌備考」の稿本と「追録」の所在については次章でふれることにする。

二

今回刊行する「地誌備考二」の郡郷毎の内容についてそれぞれ若干気づいた点を記すことにする。順不同であるが最初に日置郡をとりあげる。当初は薩摩国の他郡と同様、稿本（尚古集成館所蔵）ではなく浄写本である東京大学史料編纂所所蔵本の刊行を予定したが、それには「追録」の題名が付されており、内容が稿本とほとんど重複しないため、精査の上両者とも刊行することになった。「追録」には他巻と異なり、大略管轄沿革の次に「古雜記」等各別史料、一括地理志（社寺関係を除く）となっており、行政・城跡等関係記事文書類、地頭系図、社寺名勝等関係記事文書類、物産、河川調の記述がない。それらは稿本（尚古集成館所蔵）にあるので同本をはじめに掲出した。その原文は大部分が季通の自筆であり鹿児島県の罫紙を用いている。特色としては冒頭に「飯牟禮氏考」と註記のあるさし込みがあり、文治五年より寛永十一年に至る間の域内領知変遷の年代記のあることで、これと同様のものが「大隅郡地誌備考」（稿本、鹿児島県立図書館所蔵）にも牛根郷の前にさし込みの形でみられるが、何れも鹿児島県立図書館所蔵の「地誌沿革考」の筆

跡内容とも類似しており、右本を基に記述したものと思われる。飯牟禮氏については知り得ないが、季通と共に「鹿児島県地誌」（『鹿児島県史料集』(16)・(17)）、「地誌備考」の作成に関与した人物かと考えられる。「地誌沿革考」の題名も季通の筆跡であるのでその感を深くする。或は「鹿児島県地誌」中の「管轄沿革」の作成にも関与し、季通もその集約として「地誌備考」に郡毎の年代記の掲載を一時意図したものかも知れない。また「編者考」として地頭系図とは別に郷毎に歴代領主名をあげているのも関連して同稿本の特色かも知れない。日置郡のみが稿本を基に浄書本が作られるという形をとらず、別個に「古雑記」と「地理志」等をもとに「追録」（上下二冊）が作られたのはどうしてか。結論は出せないが、島津氏家祖説話の発生地郡山・市来・伊集院地方を含む史料の特殊性に鑑み、作業の途次で別扱いになっしまったのではないかと考えられる。「鹿児島県地誌」を補充する史料集といっても一樣には進捗せず編者の主観が反映されていることは認めねばなるまい。これは「地誌備考」全体を通していえることではあるまいか。もちろん季通と共とその意図を汲んで編纂に取り組んだ協力者の存在も無視できないのだが。日置郡の稿本のみが島津家のもとに残ったこと（他は鹿児島県立図書館所蔵）についてもなお考慮の余地はあろう。

また稿本（尚古集成館所蔵）では日置・吉利・永吉・伊集院・市来・申木野・郡山の順であるが、「追録」では上巻が市来・伊集院、下巻が申木野・日置・吉利・永吉・郡山となっている（下巻は次年度刊行予定）。市来・伊集院・申木野では季通編の「古雑記」等をのせ、日置・吉利・永吉・郡山では鹿大本「地理誌」本文のほぼ全文をのせ、郡山にはさらに「郡山社寺調」「花尾社縁起」等を掲載している。

季通の自筆稿本の刊行は日置郡のみであり、「地理志」部分について「追録」との内容の比較対照を可能にしている。重複箇所も少なくないが転写の際の変改等微妙な相違点もみられるので注意を要する。次回刊行分とも併せて対比検証されたい。

次回刊行予定の「追録下」の中表紙には季通の筆跡で「日置郡地理志 日置 吉利 永吉 郡山」とある。日置では稿本に「本藩地

「理誌」として記載された分を含むほぼ全文が「追録」に記載され（「地理志」にあたる）、その後にはほぼ同文で社寺を除いた分が掲出されている（「地理拾遺集」にあたる）。吉利についても同様だが「地理拾遺集」にあたる部分は一項にとどまる。永吉では稿本中の「地理志」・「地理拾遺集」にもない鹿大本「地理誌」のみにさし込みの史料としてとりこまれていた貴久と碁勝負をした逆瀬川奉膳兵衛の逸話、南郷から永吉誕生の秘話が載録されているのが注目される。またその後には「地理拾遺集」の中、社寺関係を除いた分を重複掲載している。

伊集院では季通筆で「伊集院由緒記ニアリ」として石谷城の絵図が記載されているが、「伊集院由緒記」（『鹿児島史料拾遺（XV）』）には本冊所収の「伊集院由緒調帳」より詳細な社寺等の記載がある。その中から寺を省略して神社のみを列挙したものであろう。「地誌備考」の記載に所によって寺院の記述に不足の感を抱かされるのはやはり厳しかった幕末明治初期の廃仏毀釈の後遺症によるかと思わせる。また後述の郡山郷末尾の「伊集院郷由緒」とある記事は前述の「伊集院由緒記」の記事と同文である。また「追録上」の「伊集院郷古雜記」の後には伊集院家初代久兼より八代経久に至る間の系図文書をあげている。

本冊で屢々掲出される「建久凶田帳」については先年喜入肝付家文書が公刊（『旧記雜録拾遺 家わけ（二）』）されたことで「島津家文書」（『大日本古文書』家わけ第十六）の記述の修訂が話題となった（江平望氏「島津忠久とその周辺」）。特に伊集院の部分（「追録」にも再掲）が該当するので一例として相違点をあげておく。（時吉より河俣までの万得を除き、松本は八町とする。）

市来については稿本と重複する部分もあるが、「追録上」に「日置郡市来郷古雜記」と「高岡河上氏系図文書」を収録している。後者は「諸家系図五」（『伊地知季安著作史料集三』）に載録されているものと同じで、それには末尾に別紙として「右、丁亥正月三日、高岡郷士年寄河上次郎左衛門持参候間、兩日借置写之也、我九世祖美作守重常妻乃此家故如此云、伊地知小十郎季安」とある。季通は父季安の文書を相伝収録したのであろう。その後には「地理拾遺集」の中、

社寺關係を除いた分を載録している。

串木野で「地理誌」の天文八年川上忠克が鳥津実久の手を離れ貴久方に帰属する記事では、鹿大本「地理誌」では行間書の「三国擾乱記」をひく追補文を掲載していることがわかる（「地理拾遺集」には不載）。「追録下」の「串木野郷古雑記」中には關係文書として前述の季安文政十年探訪の「羽島文書」等が一括収載されている。また鹿大本「地理誌」の終りに別筆で「櫛木野城」について記述があり、これは稿本（尚古集成館所蔵）はじめの「串木野城」の記述とは内容が異なっている。恐らく種甫本のあとに別人が新規に考察記述したものであろう。このような例は他にも見られ（次冊の入来・樋脇等）、種甫本「地理志」よりの異本地理志の出現を予測させる。

郡山では満家院について「比志島氏文書」や「同氏系譜」、「古加治木氏系図」などを掲載、「編輯者考」では中世同地の支配關係史料を提示している。鳥津家始祖を祀る花尾神社との關係もあつて力点を置いたのであろう（市来についても同様）。比志島氏の出自に関しては編者もお検討の余地ありとの立場をとっているように思われる。加治木親平の後資宗—長平、資宗—幸満（光）説、資宗・長平同人説の他に、幸平—永平（長）（親平の兄か）の女婿村上頼重の子榮辨（榮尊・重賢）説も捨て難く思われる（次冊掲載予定の「追録下」満家院の記事参照）。満家院領有の歴史は比志島氏始祖榮尊の系譜の解明と併せて今後の課題であらう。

三

川邊郡については前冊に続き「川邊郡地誌備考下」として勝目（旧名山田）、南方（旧名鹿籠・坊泊・久志・秋目）と附屬島として口之島等川邊七島・硫黄島等三島と草垣・宇治島等それぞれの關係史料を載録している。地頭系図は山田久志秋目・坊泊にあり、「地理纂考」・「名勝考」・「川邊郡十島記」の記事が多い。終りに川邊郡硫黄島等三島、川邊七島について「地理志（地理拾遺集）」の一括記載がある。なお「地理誌抄」とあるのは「地理志」記載の關係史料記事を要約して一文にまとめたもの等で坊泊はその好例であらう。次の久志・秋目の「地理誌」とあるのも同様といつてよい。

とくに「地理誌」の字が季通の書き加えであることが注目される。記述に季通の私見が加わっている点も注目されよう。また鹿大本「地理誌」が季安・季通相伝本であると思われることと「地誌備考」が同本を重視している様にかがえることから、兩人と関係する地域の記述に配慮、重点がおかれていることにも注目すべきであろう。

なお「地理誌抄」坊泊の冒頭にひかれる「武備志」は先述の「西藩烈士干城録」の引用書目にもあげられており、時代の文献で日本の港湾の紹介記事もあり和刻本も作られており、当時識者間で活用されていたのであろう。また「純庸云」の説明文もあるが、同人は平田治右衛門純庸で前述の「旧記題苑」に「宇宙記」の著者とあり「別に純庸自記と題るもあり」との説明文も付してある。純庸の名は阿多・田布施でもみえる。

四

阿多郡阿多をはじめに「地理志」や「鯨島文書」等の行政関係史料を掲げ、地頭系図の後には社寺名勝等の史料、物産、川調帳のあと「地理拾遺集」の社寺を除き記載、その後主として神社関係の「地理志」の記述を載せている。田布施も同様であるが、後段中表紙に「田布施郷古雜記」として「山田聖栄自記」・「応永記」・「御居城由緒」等の史料が収載されている。内容は主として川邊郷に関するもので表題を異にする。或は編集時の手違いかとも思われるが、前冊分と重複しないものもあるので後考を期してそのまま掲出しておく。その後続く「阿多郡田布施」の項は前段に「地理拾遺集」中、領主の変遷と戦跡・城の項の記述を載せ、後段には季通の「地理誌」の書入れがあつて社寺の項の記載がある。前述「地理拾遺集」の記事とは異なるが、それは「地理志」後段に記載のものを改編したのであろう。伊作は前段二カ所に「季安考」を載せ、地頭系図のあと社寺名勝等の記載や川調帳のあと「地理拾遺集」中の記述がある。しかし前二郷の如き社寺関係の補記はない。先述伊集院と同様、寺院の記載の乏しいのが目立つ。

阿多郡は鹿大本「地理誌」に欠けているが、代わりに新出の知覧本があるので、今後はその比較検討が可能とならう。

五

次に今回刊行する「地誌備考」の解題としてはやや本題から外れるが執筆中関連史料に接して得た管見の二、三を記して本題の不備を補いたいと思う。

前述の鹿大本「地理誌」冒頭目次中の「伊佐郡佐司」については、本文中の註記に「佐志ノ文字佐司ニ相調候も有之候得共、以来佐志ノ文字相用候様天明四年辰八月廿二日被仰渡候」とある。とすれば目次作成の年代は大むね天明以前となり、当初の種甫本「地理志」作成年代推定の一資料となるのではあるまいか。

また現存の鹿大本「地理誌」の写者は誰か。全巻を通して少なくとも数名分の筆跡が認められ、種甫近縁の者、伊地知季安自筆分、季安と親交のあつた学者仲間（在府又は在郷土）、記録所関係者、近縁者等々明確にし得ない。史料作成・筆跡者の検討が今後の課題であらう。種甫とほぼ同世代と思われる者に「祁答院記・三国擾乱記」の土持政博（仙巖）、「三州御治世要覽」の清水盛富等があり、季安・季通とほぼ同世代の者として得能通古・名越時敏等の名が浮かぶ。通古は季安の先任の記録奉行で天保年間穆佐悟性寺の島津久豊石塔の認定等について季安と記録所との意見の相違はあつたが後には和解、史料の提供交換等もしている。季通も「高城郡地誌備考」では「地理志」に代えてその著「高城郷由来記」を全面的に引用している（林匡氏「鹿兒島史学五〇号」「薩摩藩記録奉行得能氏について」参照）。名越時敏は季安の論考「穆佐悟性寺御石塔一件私考」等の借写、前述の季安編「旧記題苑」の増補等親交があつた（『鹿兒島県史料名越時敏史料三・四』解題）。また東京大学史料編纂所所蔵「大隅本藩地理拾遺集」は時敏の書写本かと推定される。後考を俟ちたい。

鹿大本「地理誌」の本文行間註書に「按」とあつて名前のないのは著者か編者の註書であろうが、後補追書の「按」は後人の補正或は解説の註書であろう。薩摩郡入来及び出水郡高尾野・長島・阿久根にみえる「実吏案」とは園田実吏のそれで、同人は大口住の好學の士で季安・季通と親交があつたと思われる。「旧記雑録後編三」に関ヶ原戦後の某書状（新納忠元カ）が収録されており、その後天保九年六月季安の註記があり、同書は大口土有村早之介所蔵で、実検し

た実吏が持参したものに所見を誌すとある。「旧記雜録」には前後編を通じて文書の後に右の様な季安の考按が相当数載録されているのである。また大口平泉の愛宕社には天正八年平泉地頭となった季安九代先祖の伊地知重廣(康)が創建、同十一年十一月二十四日に祭祀した勝軍地蔵の彫像が、その後馬を残して盗まれてしまう。季安はそれ以前の文化十四年、実吏に依嘱して臨写、家蔵していたのを基に原地に復原、その由緒を台裏に記し、重廣以来二百六十九年後の嘉永四年の同月同日に翌年記録奉行となる自分と二年後同地の地頭代となる子の季直(季通の前名)と共に奉祀しているのである。一例ではあるがこのような在地の好学の士の協力を得て種甫本「地理志」も逐次その内容を充実していったと思われる、その成果が「地誌備考」の編纂記述の上にも反映していったのではないかと考えるのである。

鹿大本「地理誌」に加えて知覧本「地理誌」の所在が確認されたことで、「地誌備考」の依拠本とも云うべき「地理志」の原本不在のままでの解題の執筆に一抹の不安をおぼえていただけにその良質写本との出会いは慶ぶべきことではあったが、半面その整備が十分なされぬ状態のまままで検討を加えることへの躊躇があつて中途半端な調査にとどまり、結果として要領をえぬ解題に終つたことを釈明したい。ただ新史料が加わつたことよつて今後の幅広い調査研究の進展を期待して貴重な史料を作成し残された先学に敬意を表し、併せてこれまで史料の保存につとめられ、また提供活用の便をはかられた関係者各位に謝意を表したい。終りに本冊編集刊行に至るまでの地道な業務に精励され、解題執筆に協力を惜しまれなかつた調査史料室担当職員各位に心から御礼を申し上げる。

(五味克夫)

『地誌備考二』掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	〈未収〉	
川邊郡 下	19 (14)	〈5〉	19
阿多郡	55 (53)	〈2〉	47
日置郡	95 (85)	〈10〉	90
日置郡 追録上	161 (142)	〈19〉	160

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考二』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

例言

一 本書は、「川邊郡地誌備考下」「阿多郡地誌備考」「日置郡地誌備考」「日置郡地誌備考追録上」を収め、『旧記雜録拾遺 地誌備考二』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
川邊郡地誌備考下	東京大学史料編纂所
阿多郡地誌備考	東京大学史料編纂所
日置郡地誌備考	尚古集成館
日置郡地誌備考追録上	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を〔 〕で囲んだ。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 「川邊郡地誌備考下」・「阿多郡地誌備考」については、稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「川邊郡地誌備考」・「阿多郡地誌備考」によって補充・校訂した。

エ 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

- 旧記雜録(東京大学史料編纂所所蔵) ㊦
- 島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㊧
- 新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ㊨
- 新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ㊩
- 比志島文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㊪
- 山田文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㊫
- 伝家亀鏡(東京大学史料編纂所所蔵) ㊬
- 町田氏正統系譜(東京大学史料編纂所所蔵) ㊭
- 麿藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ㊮
- 薩摩国地理誌(鹿児島大学附属図書館所蔵) ㊯
- 応永記(東京大学史料編纂所所蔵) ㊰
- 島津貴久記(東京大学史料編纂所所蔵) ㊱
- 諸家大概(鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ㊲
- 薩隅日地理纂考(鹿児島県教育会発行) ㊳
- 薩藩名勝志『鹿児島県史料集42・43』(鹿児島県立図書館発行) ㊴
- 新刊島津国史(鹿児島県地方史学会発行) ㊵
- 上井覚兼日記『大日本古記録』(東京大学史料編纂所編) ㊶
- 山田聖栄自記『鹿児島県史料集Ⅶ』(鹿児島県立図書館発行) ㊷

一 「阿多郡地誌備考」・「日置郡地誌備考」に挟み込みの地図(二点)は別紙附録として収載した。「川邊郡地誌備考下」に

挟み込みの地図(四点)は同郡末尾に分割収載した。

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」(墨書)、「『』(朱書)で囲んだ。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。

ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」「および並列点「・」を付した。

エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。

オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜

まとめた。

一 合点は「へ」で示した。

一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「と」を付した。

一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。

一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、、、、――、

などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注

は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 刁(寅) エ(衛) 皈(婦) 迨(逃) 广(摩・磨・庁) 哥(歌) 𠄎(事) 迁(遷)
穰(税) 欵(歟) 二(四) 昏(紙) 珎(珍) 杫(杉) 𠄎(州)

旧記雜録拾遺地誌備考二 目次

解題	1
例言	13
目次	17
川邊郡地誌備考下	
川邊郡	一
勝目郷	二
南方郷	五
七島	三八
硫黄島	五二
竹島	六五
黒島	六九
阿多郡地誌備考	
阿多郡	九三
阿多郷	一〇二
田布施郷	一〇〇
田布施郷古雜記	一四〇

田布施郷	一五八
伊作郷	一六一
日置郡地誌備考	
日置郡	一八七
日置郷	一九二
吉利郷	二〇五
永吉郷	二一〇
伊集院郷	二二二
市来郷	二六七
串木野郷	二九九
郡山郷	三一五
伊集院郷	三四三
日置郡地誌備考 追録上	
管轄沿革	三四七
市来郷古雜記	三五九
高岡河上氏系図文書	三八六
市来郷	四〇二
伊集院郷古雜記	四〇四
伊集院郷	四六六

川邊郡地誌備考 下

(表紙)

川邊郡地誌備考

勝目 <small>旧名山田</small>	南方 <small>旧名久志</small>
鹿籠 坊泊	秋日
口之島	中之島
諏訪瀬島	臥蛇島
平島	悪石島
硫黄島	寶島
竹島	黒島
草垣島	宇治島
横アテ島	

(中表紙)

川邊郡地誌備考
下

勝目 <small>旧名山田</small>	南方 <small>旧名久志</small>
坊泊	秋日
口ノ島	中ノ島
諏訪瀬島	臥蛇島
平島	悪石島
硫黄島	寶島
竹島	黒島
草垣島	宇治島
横アテ島	

(中表紙)

川邊郡地誌備考 下

- 勝目旧名山田 南方旧名久志 鹿籠 坊泊
 附屬島 口之島 中之島 諏訪ノ瀬島 臥蛇島
 平島 悪石島 硫黄島 寶島 竹島 黒島
 草垣島 宇治島 横アテ島

川邊郡合三十
八村

- | | | |
|----------------------------|--------|--------|
| 一 清水村 | 一 小野村 | 一 津貫村 |
| 一 永田村 | 一 野間村 | 一 今田村 |
| 一 古殿村 | 一 平山村 | 一 両添村 |
| 一 神殿村 | 一 野崎村 | 一 宮村 |
| 一 田邊村 <small>(田邊カ)</small> | 一 上山田村 | 一 高田村 |
| 一 中山田村 | 一 内山田村 | 一 下山田村 |
| 一 大浦村 | 一 益山村 | 一 地頭所村 |

一村原村 一川畑村 一唐仁原村

一赤生木村 一片浦村 一小湊村

一武田村 一西鹿籠村 一東鹿籠村

一別府村 一泊村 一坊村

一久志村 一秋目村 一本別府村

一宮原村 一枕崎村

附屬島

一硫黃島 一竹島 一黒島

一口之島 一臥蛇島 一平島

一中島 一悪石島 一諏訪ノ瀬島

一寶島

明治十二年十一月廿七日甲第百八拾二号達ニテ、

川邊郡

別府田間村

武田村

合村武田村

〔地理纂考〕

鹿児島縣廳を距る事西南九里、東川邊、南南方、西北加

世田の三ヶ郷に分界す、周廻九里十三町五十四間、村落

三上山田村・中山、人員三千三百二十三人、戸數六百七十二、
田村、下山田村

當郷ハ往古加世田郷の内にて山田村と云へり、明曆年中

分ちて山田郷といひしを、近年郷名を勝目と改む、薩摩

國圖田帳に、加世田別府百町内山田村二十町、名主肥前

國住人石居入道とあり、

〔地理志〕

山田郷 明曆三年酉九月十八日、為一郷之地、異本明曆四年二月三日

トア
リ、

1] 載通昭録五十八卷

一加世田之内中山田、寛永十二年より一所ニ被仰付、于

今格護仕候、左候処、此節山田三ヶ村〔明曆三年九月十八日也〕一外城〔河

郡山、穎娃右京殿江地頭被為給候、雖然未我等江何分与

不承候、如此中格護可仕義候哉、又別所江も被仰付候哉、

勝目郷

御尋申上候、

明曆三年十月朔日

〔後權左エ門〕
樺山源三郎〔久清〕

2〔全〕

一加世田之内中山田村事、先祖美濃守寛永十二年御支配之時分御断申上、蘭牟田村知行之内ニ御練易一所ニ被下、于今格護申候事、

3〔全〕

一大村之内蘭牟田村之事、惣高千八百石餘之内、八百石程源三郎領分、九百石程者美濃守中山田を一所ニ申受候時^{〔久清〕}拔地仕給地罷成候、蘭牟田村五十ヶ年ニ及持来候、殊ニ寛永十二年迄ハ一所ニ格護申候故、氏神祈願菩提所粹者迄于今召置申候、以上、

〔五十七ヶ年前トハ慶長十三年比ニアタレトモ、慶長十九年ヲ指テ實ハ四十四年ナリ〕

〔明曆三年〕西十月朔日

安藝守資久十代孫

樺山美濃守久高

慶長十九年轉市成賜蘭牟田、寛永十一年死、

○安藝守久守 早世

○助七郎久辰
早世
○又九郎久尚
早世

養子
○諸右エ門久廣
初又九郎 若狹守 慶安三年死、

○權左エ門久清
初源三郎 元祿四年死、
○諸右エ門久福
宝永八年死、

○忠郷
相馬
○久堅
主計
○久智
左京
○久言
主税
○久相
權左エ門
○久要
主殿

〔地理纂考〕

勝目ヶ城^{中山田村}城地の周廻凡十町餘、高十二尋許にして、壕塹の蹟數ヶ所あり、土人相傳へて大野權太夫數世居城也といふ、大野ハ島津久豊の第二子島津用久の嫡男島津薩摩守國久の三男駿河守忠綱の後裔なり、國久出水・高尾野・阿久根・川邊・山田^{今勝目と改む}・鹿籠等を併せ領して、忠綱に當城を守らしむといふ、

忠國弟

薩摩守用久 — 薩摩守國久

薩摩守成久

忠綱

駿河守 後資久 居住于加世田、

父國久割其所領薩州河邊郡山田邑分讓于忠綱、

且田布施之和田・大野亦并領之、

忠悟

三郎二郎 淡路守

忠友

二郎三郎 戦死、

忠基

三郎四郎

忠宗

治部太輔 駿河守 於谷山伏誅、 久明 隼人

久矩

隼人

久兵

十郎太夫

久富

權太夫

多宮

隼人

久端

多宮

〔地頭系圖〕

河邊郡

山田

穎娃右京久友 初長三郎 明曆四年二月十四日ヨリ、

諏訪八郎右衛門

寛文二年二月二十五日、

或萬治三ノ十一月二十日ヨリ寛文十一年迄、

伊集院兵吉郎久孟

寛文五年二月二日ヨリ、

新納主殿

後外記 忠鎮 御番頭也、

寛文八年申二月朔日ヨリ、七年 未十 卜自系ニアリ、

川上右京

延寶九年酉九月ヨリ貞享迄、

外山九右衛門

貞享三年寅九月二十七日ヨリ、

肥後平右衛門盛昌

元禄十二卯五月九日ヨリ、奏者番・吟味役等勤、

中江九右衛門

寶永二年酉十月三日ヨリ、

名越右膳

彦兵衛トモアリ、可糺、寶永四亥十月二十九日ヨリ正徳五年未九月二十九日迄、

〔名勝志〕

王子大明神

中山田村に鎮座、地頭假屋同村にありをさること

七町余、祭神一座、

穎娃開闢九社の内王子宮、

正祭九月九日、和銅年中王子宮垂

跡ありて勧請すといひ傳ふ、社司高良佐左エ門といふ、

〔地理纂考〕

王子神社中山田村 社傳曰、和銅年中創建にて、祭神穎娃鄉開

聞神社の中王子宮を迎祭すといふ、例祭九月九日にて、

當郷の総社なり、按ずるに、開聞神社の中に王子社なし、恐らくハ傳説の訛りならむ、

琵琶一面 相模守忠良奉納にて、自作なりといふ、

寶鏡一面

〔地理纂考〕

窟神社上山田村 巖窟の中にあり、窟の口高四尺、横七尺余な

り、窟内廣き所高六尺許、方八間許にて、中に石の小祠ホコラを建つ、其奥なほ深くして闇夜の如く窅る所を知らず、

また窟の中に清泉涌出す、窟の奥に流れ入り、其出る所を知らず、祭神かつ建立の年月詳ならず、

〔地理課川調帳〕

勝目

一 勝目川

通ニ係ル村方、上山田村、中山田村、下田村、川畑(山脱カ)

村、

水源川川辺郡勝目上山田●●田代○庭ツキ○ハケシ○鬼穴、
志石屋○佛フチ○木場谷○秋日

小谷川五ツ圓、○田中○川口○巖窪
○中藪○片平○有ノ木○中山田 下山田ヲ通加

世田川畑ニ流、里程三里五分經萬瀬川工流入、

南方郷

〔纂考〕

鹿兒島縣廳を距る事未申方十三里十八町余なり、始め鹿

籠・坊泊・久志・秋目の四郷なりしを、合して一郷とし、

郷名を南方と改む、因て士族四ヶ處に分居す、東北勝目・

知覽の兩郷に境ひ、南海に對し、北加世田郷に接す、周

廻二十二里十一町許、村落六、鹿籠村・別府村・坊津村、
泊村・久志村・秋目村

萬二千百五十五人、戸數千四百五十六、

〔明治二年巳十二月、坊泊・久志・秋目・鹿籠ノ三ヶ郷ヲ合シテ南方郷ト
改ム知政所ノ達アリ〕

坊津村ハ舊泊村を合せて坊泊郷といひしを、郷を廢して

一村とせり、此事上章に詳なり、

〔地理志〕

一 鹿籠 文明ノ頃、島津薩摩守國久領之、薩州家
二代天文ノ頃

日新公御領地ニテ、島津左兵衛尉尚久忠良公三男領之、其後所替有之、

「舊記ニ、文明ノ比國久ヨリ伊勢守秀久ニ鹿兒ヲ守ラセケルトアリ」

一坊泊坊村・泊村本府ヨリ十四里半、往古可為加世田郷端津欵、
古昔倭漢商船入津ニテ、當時肥前長崎之如ク繁栄之地ト云々、

○永正十三年、備中國蓮島住人三宅和泉守國秀琉球國為退治兵船十二艘ニテ當津ニ着岸、依之忠隆公將軍義隆公江言上有テ御追伐被成候、

〔地理志〕

久志秋目本府ヨリ十三里、當郷舊可為加世田郷之端津欵、九玉社棟札ニ加世田村秋目津ト有之、武備志ニ久志港・秋目港、
○天文七年十二月島津實久加世田落城已後、天文八年ヨリ日新公御領ニ相成候、

〔旧記〕

國久別府ヨリ阿久根ニ移リ、川邊ヲ弟中務延久ニ、別府ヲ姪ノ新三郎忠福ニ、山田ヲ次子ノ駿河守忠綱ニ、鹿兒ヲ三子ノ伊勢守秀久ニ分チ守ラセケル、

〔吉利氏系圖〕

薩州家國久三男

秀久

島津伊勢 領鹿籠居彼地云々、

忠將

治部少輔 日新公為御妹婿、居住鹿籠、天文年中、中郷於杵島戰死、

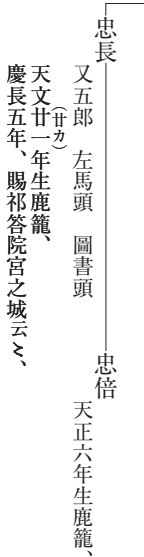
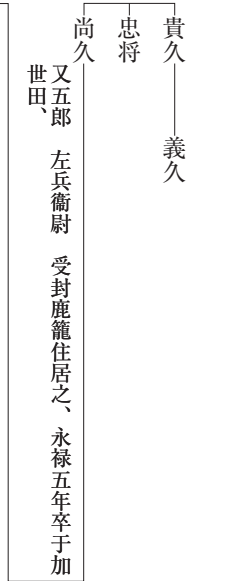
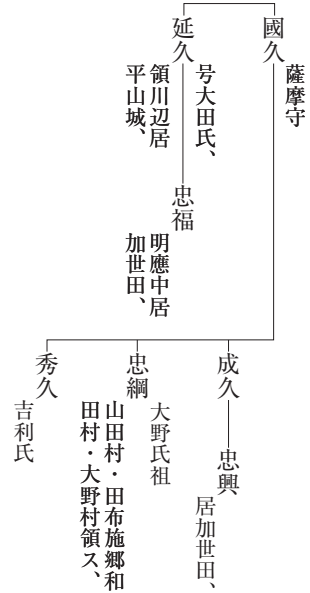
久定

右エ門太夫 母者日新公御妹、故恩遇越祖父、貴久公改鹿籠賜吉利、故移居吉利、且被補伊集院地頭職、

忠澄

下総守 永祿元年冬、貴久公仍貴命改吉利氏、

忠張



〔由緒調帳〕

一秋目者舊加世田之内浦也、元龜戊午卯月九玉大明神棟(マ)

札、加世田村秋目津有之、故舊加世田之内也、天文七年戊戌十二月島津實久加世田落城後、天文八年より日新公御領成、島津左兵衛尉尚久為領地、尚久卒去之後、子息又五郎忠長為領地、元龜戊午卯月九玉大明神棟札、當地頭島津藤原朝臣尚久与有之、其時者尚久卒去之後ニ而有之候、忠長ヲ尚久与可為書違、同棟札、當役人鎌田治部左衛門尉藤原政眞、當假屋返牟木對馬助國吉与有之、慶長年間地頭飯牟禮權右衛門尉光秀、右地頭之事、慶長廿年乙卯三月同社棟札有之、

一久志者舊加世田之端津可為欵、寛正年間島津薩摩守國久領地ス、右之事、寛正五年甲申九月八日九玉大明神棟札ニ有之、享祿・天文年間迄島津實久領ス、右之事、享祿二年己丑九月廿七日九玉大明神(棟札脱力)、大檀那島津實久、當檀那島津忠重与有之候、實久領之内可為領主、永祿年間日新公御領ニ而、内領主島津又五郎忠長也、右之事者、永祿七年甲子十二月二日右同社棟札ニ有之、

一坊津者日本之三津ト云、伊勢之安之津・筑前之博多之

津・薩州坊津也、武備志ニ為見得、往古大庵小庵餘多有、

四郎ニ伊作殿

仍如此名付と云、舊加世田之内端津可為、寛正年間薩州

女子方

家島津國久より天文之初實久迄、加世田領地之時同可為

領地、天文以來日新公御領成、左兵衛尉尚久并子息又五

〔本文書疑フベシ〕

郎忠長可為地頭、久志九玉大明神永祿七年甲子十二月二

日棟札、忠長當檀那と有之、坊津茂同可為領主、永祿よ

り慶長年間迄之地頭九玉大明神ニ有之、寛永五年地頭寺

山出羽守久豊棟札ニ有之云々、

5 川上氏藏書

薩摩國河邊郡之内泊之津事、為給分宛行所也、任先例、

不可有領掌相違之状如件、

應永廿年十一月廿二日

久豊判

河上三郎左衛門殿

〔家人〕

4 權執印文書

欽明天皇御代時

紀伊國新宮之竹内十郎行實汗將軍ニ忠節を申上候、仍御

文を給候所領を被下候、下三ヶ國ニ鹿兒嶋之内武三十町、

谷山ニ福本五十五町、同薩摩之内鹿兒四十町、以上百二

十五町を給候、彼所領ニハ三年ニ一度御進上物を送上可

被申候、

6 種子島氏藏書

島津御庄薩摩方河邊郡鹿兒半分廿町代地事、闕所之時、

最前為祈所可相計處也、早任先例、不可有領知相違之状

如件、

永享八年八月十日

〔朱カキ〕
薩摩守用久ノコト
好久判

竹内兄弟四人
次郎ニ谷山殿
三郎ニ穎娃殿

〔花押〕

三郎ニ穎娃殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一一九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

7) 大崎郷伊集院氏藏書

坊津之事、持久より所領被預候する程者、可有知行候、何時も御所預於被給候者、坊之事者帰し可給候、仍為後證之状如件、

嘉吉二年五月十二日

〔伊集院〕

三郎左衛門殿

〔継久〕

〔伊集院〕
大隅守熙久判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一一八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔高山郷宮里氏系圖〕

田中兵庫入道信吉ノ子

正重

田中彦千代 又次郎 兵庫助 後宮里但馬守
入道耕春宗田

世領泊浦、迨佐多氏領泊浦、去移指宿、事顯娃周防守、改曰宮里氏、

正信

後宮里彦四郎 圖書

大永三年生、永祿七年七月、辞泊浦云、

〔高山郷山下氏旧記〕

日新様加世田御知行被成候以前ノ筋トシテ、田中兵庫泊
耕春津安堵申せと一乘院頼忠法印迄被仰出候刻、被仰聞せ候

処、一節周防殿ヲ頼申候間難成由申上、嫡子彦四郎十七
罷成候ヲ泊被召移候、前代ハ泊ヲ田中一所ニ被下候処

ニ、其時より地頭所ニシテ、鮫嶋又左衛門殿定被成候、

扱者彼又左衛門殿より弥々中惡候故、三年後泊侘ヲ申シ

リソキ申候間、泊御飯屋と被名付、一番ニ田中ノ筋トシ

テ姪ノ日高三左衛門召移サレ、カケ番被申候、是ハ田中

兵庫為ニハ從父弟ニ而候、其後津留六郎左衛門被召移、

宗圓と申候、其為養子又以前ノ彦四郎ヲ田中圖書助泊

役被申候、永祿七甲戌七月、圖書助泊ヲ退、暫時坊ニ逼

留、ソレヨリ指宿新宮親ノ宮里但馬守側ニ暫時居云々、

〔國史忠國傳〕

永享四年十一月三日、公使阿多某領河辺泊之津、

〔古城主由来記〕

一鹿籠城

鹿籠六郎時澄

忠久公御代令居城也、其元藤原姓純友の舎弟伊豫丞遠純
後胤頼娃氏の先祖太郎明純か弟、子孫不見得、
〔頼娃氏ハ伊佐平氏ヨリ出ル〕

〔纂考〕

山之城在鹿籠村、喜入季久以来の治所なり、喜入氏始祖島津

若狭守忠弘ハ島津忠國の第七男にて、明應年中初て此地喜入

を領し喜入を氏とす、第二世を撰津頼久と號す、亦忠國

の第八男にて、始指宿を領し、後に兄忠弘養子となり喜

入・指宿を併領す、第三世を撰津忠譽といふ、忠弘嫡男

にて、頼久か後を嗣ぎ世々喜入に住す、かくて指宿を頼

娃某に奪ハる、忠譽子撰津忠俊喜入を傳領す、季久ハ忠

俊か子なり、喜入四十町及び大隅赤水村櫻島の内且鹿兒島の

内田上村・伊敷村、又大口郷花北村等を食邑とす、天正

年中に至り、季久鹿兒島以下散在の食地六十町を官に納

め、鹿籠園地四十町と易む事を請ふ、國主是を許す、因

て鹿籠・喜入を併領し、當城を治所とす、季久後に鹿兒

島に移居し、其子式部久道喜入に居城す、文祿年中改易

の時、鹿兒島永吉村に移され、永吉に於て病死す、久道

子無くして永吉を除せらる、かくて季久末子幼より出家

し鹿兒島淨光明寺名弟子なりしを、島津義久命して還俗
せしめ、鹿籠四十町を與へ久道か後を繼しむ、是を忠續
と號す、〔喜入譜ニ忠續代永吉ヲ轉シ鹿籠ヲ賜トミユレハ、除セル
ノ文意如何〕

熊之城 山之城より亥子の方十間余にて、山之城の別堡別堡
なり、

〔地理志〕

天正六年、島津圖書頭忠長去鹿籠移串良、全十六年、去
串良移宮之城云々、

〔國史〕

天和三年二月云々、先是罷芹ヶ野金場、夏四月、初置鹿
籠金場、

〔國史元久傳〕

明徳四年云々、播磨守守久居碓山城、守久不子、是歲引
兵圍川邊城、惣翁公譙讓守久令罷兵、守久乃引去、而伊
集院氏又取坊津・泊津、河邊無援、由是久哲公復居碓山

城云々、郡村高辻帳、坊津村・泊村屬加世田郷、寛永中坊津地頭、泊津地頭云々、當時建為二郷、其後明暦五年合為一郷、

8 〔旧永吉邑主蔵〕

加増目録

薩州鹿籠之内別府村

高百六拾石六斗九升

庄内末吉

深川村之内

高三百三拾九石三斗一升

惣合五百斛

右知行、為加増被宛行者也、

慶長五年

拾月卅日

眞萱之門

平田太郎左衛門尉

増宗判

鎌田出雲守

政近判

比志嶋紀伊守

國貞

圖書頭

〔東郷〕 〔忠直〕

源七郎殿

〔島津中務豊久ノ弟也〕

忠長

〔本文書ハ「旧記雜録後編三」二二六四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地頭系圖〕

川邊郡

坊泊

島津左兵衛尉尚久

天文之比、

土持若狭守

天文中、

河上備前守忠本

天文十九、肥後・川村・鯨島一列ニ連名當奉行トアリ、是ハ地頭ノ外カ、

島津又五郎忠長

永祿ノ比、

肥後藏人

仕日新公賜泊地頭事見于大概記、天文十九年泊九玉棟札ニ當奉行云々肥後藏人盛吉トアリ、

鯨島備後守宗秋

泊之地頭、仕日新公、於日州戦死、天文十九年肥後・河村連名ニアリ、

川村七郎左衛門

日新御領ノ時泊ノ地頭ト大概記ニアリ、天文十九年泊九玉棟札ニ當奉行云々河村七郎左衛門末重トアリ、

本田甲斐守親良

本田與五郎親知

實岩切三河入道二男、後甲斐守親良、天正十三五月二十七日九玉社棟札ニアリ、泊ノ地頭トアリ、

土持若狭守

伊豆守政綱ノ子、天文中為泊地頭職、見系圖、

寺山出羽守久豊

寛永五年六月二十六日九玉社棟札ニアリ、

是枝忠存坊快永 快順子、泊津地頭、寛永七霜月棟札ニ重存坊トアリ、

寺山又右衛門 實佐多伯耆守三男、寛永十五年ヨリ同十七年迄、

伊東肥前 御屋形奉行・御勘定奉行・口事奉行・御船奉行、寛永十七ヨリ明暦三年迄

東郷肥前守重位 正保二年九玉社鳥居再興ニアリ、

東郷肥前重方 明暦三ノ二月ヨリ同九年迄、

東郷藤兵衛重利 後肥前 御兵具奉行・吟味役、

大野源右衛門 萬治元棟札ニアリ、

新納大藏久盛入道一醉 初小右衛門 吟味役、寛文二年九月三日ヨリ、

五代勝左衛門友善 寛文五年二月二日ヨリ、

鎌田後藤兵衛政辰 初四郎右衛門 寛文七年二月三日ヨリ、

相良民部左衛門頼常 御勘定奉行、寛文八年申二月一日、

相良權兵衛頼英 頼常子ニテ、引續坊泊地頭被下候ヘトモ、差上候由也、

有馬勘左衛門 寛文十四月五日、

伊地知左衛門重倫 延寶二年寅二月十五日ヨリ、

蒲生十郎兵衛 寛永三戊正月二十七日ヨリ、二年西十月三日ヨリトモ、

〔地頭系圖〕

川邊郡

久志秋目

藤原秀家 寛正五年申九月八日久志久玉社棟札ニアリ、国久領ノ時也、姓氏未考、

島津又五郎忠長 元亀二年秋目地頭トアリ、

島津藤原朝臣尚久 元亀二年秋目九玉棟札ニアリ、

飯牟禮權右衛門尉光秀 慶長二十年三月棟札ニ秋目地頭トアリ、

伊地知周防守重康 久志地頭トアリ、慶長ノ比カ、初治部左衛門采女正

東郷安房入道休伴 慶長年間久志地頭ト久玉社勸化ノ記ニミユ、

大寺喜左衛門

堀四郎左衛門 寛永十五年比、興親ノコトカ、

堀甚左衛門興親入道春齋 初弥右衛門 和泉ト云、宗勲ノ父也、御船奉行・物奉行・納殿役也、

川上十左衛門 寛永の末ニ見ゆ、

伊東次郎右衛門祐之 初祐倫 御用人、久志地頭也、

海江田仲左衛門綱藤 吟味役也、

佐多六郎兵衛

東郷十左衛門 明暦三年ヨリ寛文二年迄、

北郷次郎右衛門時貞 寛文二年六月十五日ヨリ延寶一年迄、
(糸カ)

野村彦兵衛 延寶一年二月十五日ヨリ定、同六年迄、

野村太左衛門 彦兵衛後名歿、御普請奉行・山奉行・御船奉行・御納戸奉行・吟味役・御用人等勤、可糺事也、

上井五郎左衛門 延寶七年正月二十七日ヨリ、

平田主膳 延寶八年十二月二十七日ヨリ貞享三年迄、

平田藤之丞宗滿

藤右衛門宗則二男、三百石分地、御兵具奉行・奏者番・京都御留守居・御目附役等勤、久志秋目、穆佐移地頭トアレハ主膳同人歛、可糺コト

仁禮惣太夫 貞享三年九月二十七日ヨリ元禄元年迄、

二階堂源太夫行朋 初三郎兵衛 兵右衛門ト云、元禄二巳二月七日ヨリ同九年十二月迄、二年巳八月朔日ヨリ明所

伊集院為右衛門 元禄十二年卯五月九日ヨリ、

本田六左衛門 寶永二年ヨリ、

伊集院權右衛門 寶永四年亥十月八日ヨリ享保十三申正月十一日迄、後明所、

河邊郡

坊泊

〔名勝志〕

九玉大明神 泊村に鎮座、祭神一座、猿田彦命、正祭神社考云、梅岳公勸請し給ひしといひ傳ふ、坊泊一郷の惣鎮守なり、

久志秋目

〔名勝志〕

九玉大明神 久志村札辻の上に鎮座、地頭假屋の辰巳方一町餘、假屋今無し、宅地あり、祭神一座、猿田彦命、正祭九月十五日、勸請年月詳か

ならず、寛正五年甲申九月八日棟札に、領主藤原國久、地頭藤原秀家と見へたり、造立再興を記さず、國久ハ島津薩戸守國久なり、本田親盈所記神社考に梅岳公勸請し給ふとするす、寛正ハ梅岳公以前の年号にして誤なり、是を久志村の惣鎮守とす、

〔名勝考〕

○九玉大明神祭神猿田彦大神、例祭九月十五日、勸請年間をしらす、棟札曰、寛正五年

甲申九月八日、領主藤原國久、地頭藤原秀家云々、國久ハ島津薩戸守也、按に、九玉ハ即奇魂クレトモの省なり、猿田彦の御魂を底着都夫多都泡佐久ソドドツフタツアワサクなと申ける事古事記に見えたり、さらハ久志浦も奇浦オキウラの義なるへし、

〔名勝志〕

九玉大明神 秋目村に鎮坐、地頭假屋を距ること子方凡二里、祭神一座、猿田彦命、正祭九月九日、元龜二年戊午卯月(ママ)以来の棟札あり、梅岳公九玉社を七ヶ所に建立し給ふ其一なりといひ傳ふ、明和五年戊子二月廿七日社火災にかゝり、来由委からず、久志秋目秋目村ハ旧加世田の内にして、持明君御領なり、地頭東郷十左エ門か時久志村に属す

云一郷の惣鎮守なり、

〔地理纂考〕

諏方神社鹿籠村 寶殿に厨子ツツニキニ基ありて、上下社を會祭す、

例祭九月廿八日なり、當村の総社にて、文安元年甲子閏六月造立の棟札あり、

〔國史光久記〕

天和三年癸亥二月云々、先是罷芹ヶ野金場、夏四月、初置鹿籠金場、

〔地理纂考〕

九玉神社鹿籠村

奉祀 猿田彦神 例祭十月十六日

當村山之口にあり、社内に永享十三年辛酉卯月十三日建立の棟札を納む、九玉ハ奇魂クシマタマの略なるへし、

八坂神社坊津村 港内鶴ヶ崎の觜端ハシにあり、祭神須佐男命・

稲田姫命、例祭六月十五日、創建年月詳ならず、

九玉神社泊村 泊村の港内宮崎の觜ハシにあり、猿田彦大神を

奉祀す、例祭十一月廿八日なり、島津相模守忠良創建にて、當村の総社とす、

九玉神社久志村 久志港に臨める山上に鎮坐にて、祭神猿田彦大神なり、創建の年月詳ならず、例祭九月十五日にて、

當村の総社なり、棟札數枚を納む、寛正五年甲申九月八日の棟札に、九玉大明神御社一字、當領主藤原國久、當

所地頭藤原秀家とあり、國久ハ島津薩摩守國久にて、島津久豊二男島津用久嫡男なり、秀家ハ詳ならず、

又永正十五年戊寅九月、大檀那島津薩摩守忠興、當檀那島津駿河守忠綱とあり、忠興ハ國久の子成久嫡男なり、忠綱ハ詳ならず、

子十二月、大檀那島津藤原朝臣日新、當檀那島津藤原朝臣忠長、日新ハ相模守忠良、忠長ハ島津圖書なり、修覆の棟札なり、

〔地理纂考〕

今峯神社久志村 當村の内平地に一孤山ありて今峯といふ、

其絶頂にあり、祭神創建詳ならず、例祭九月十九日なり、神牀十二石を安置す、山上に時ありて神燈顕る、故ニ土人太イタク崇敬す、琉球及諸島に下る船の當港に碇泊せしハ、

必ず此神社に参詣して海上安全を祈るとぞ、

〔地理纂考〕

九玉神社久志 當村田崎にあり、祭神猿田彦大神、例祭九月九日とす、棟札に、大永六年丙戌九月、大檀那島津三郎次郎殿藤原忠悟、當代官久志藏人助家親、當檀那濱田太郎右エ門宗次とあり、

戸柱神社トバウ 秋目 蒲葵島にあり、祭神須佐之男命・稲田姫命にて、例祭六月十五日なり、創建の年月詳ならず、因に云、近き海中に暗礁あり、昔唐船此礁に觸て船始危し、時に一人案内の者ありて戸柱神に祈誓し、神助を得て忽ち其難を免れ長崎に至る。其由鎮臺より鹿兒島に傳ふ、是に因て官より修覆を加へ、爾來衆人崇敬すといふ。

九玉神社秋目 祭神猿田彦大神にて、當村の総社なり、創建の年月詳ならず、元龜二年の棟札に地頭島津朝臣尚久とあり、尚久ハ島津相模守忠良第三子なり、又慶長二十年再興の棟札あり、又鰐口に寛正五年の銘あり、例祭九月九日なり、土人の説にハ、相模守忠良九玉神社を七ヶ所に建立す、當社其一社なりといふ、鰐口の年号に據れハ其以前の建立なる事

明かなり、

〔地理纂考〕

菅原神社秋目 港口の東島上にあり、菅原道真公を奉祀す、此島周廻五町、高一町許、祭祀十一月中の吉日を擇ふ、亦三月三日近村の土民群詣す、土人相傳へ曰、此浦の商人十兵衛・助次郎往年官米に水濁て船中濁に及ふ、兩人當に當社を信仰す、故に頻に神助を祈る、時に夢に神託ありて、船玉の神前なる花瓶に水あるへしと告給ふ、覺て花瓶を見れハ果して水あり、船中力を得、口中を湿し、辛ふして唐土に漂流して遂に帰國を得たり、因て當社を再興して、其子孫に遺命し代々崇敬せる事無、又此山中に吹螺ホッパの聲聞ふる事ありとぞ、其時ハ必ず風濤の變ある故に、漁人釣を止めて速に帰るといふ、創建の年月審ならず、

〔地理纂考〕

市杵島神社秋目 菅原神社の傍なる一小島にあり、祭神三女神なり、創建年月詳ならず、

河邊郡坊泊

〔名勝志〕

唐湊 坊津のことをいふなり、湊口は申酉に向ひ、廣さ

三町四拾間餘、湊入拾貳町、廻り三拾町餘、口深さ三拾六尋、唐船掛り拾八尋といふ、湊中に双劍石といふ二の岩あり、双劍とハむかし唐土人の名付くといひ傳ふ、其高大なるハ凡拾五間、小なるハ拾貳間なり、また鷗鷺瀨といふ岩島あり、また南に栗子島あり、潮汐其左右を漲り通り、海崖高く怪石多く、磯山の松のみとり眺望の風景絶妙にして、名所方角抄等に載せ、こし潮なとよめりと記す、こし潮とハ、湊中に凡百間の長き岩瀬あり、干潮の時にあらはれ、満潮の時にはかくる、其岩瀬を潮の越すをいへるなるへし、いにしへ我朝三津の其一にして、遣唐使も此湊より出帆し、唐土の商船もあまた来りて、今の肥前長崎の如き地なり、故に唐の湊といふといへり、筑前博多・伊勢安濃津・薩戸坊津を日本三津といふなり、人皇八十五代後堀川院の御宇、坊津飯田備前・土佐篠川孫右衛門・兵庫辻村新兵衛此三人を鎌倉に召して船法、或説に波字浦といひ、舞鶴浦ともいふ、坊津旧跡を按ずるに、浦の形勢梵文の鏡といふ字に似たるゆへ波字の浦といふ、又浦の南に飯盛山あり、これによればはしの浦といふともいへり、紀州飯盛山にはしの浦あり、舞鶴の浦とは舞鶴の形象に似たるなり、此説皆一乘院より出て、其證とすること考ふへからず、誰も見よ唐の湊はあし原の國に異なる岩根松か根

読人しらす

外詩哥略す、

〔地理纂考〕

坊津港 往古唐湊といへり、方角集に即唐湊とあり、武備志・登壇必究并に坊津に作る、海東諸國記房津に作る、偕坊津の名ハ、當郷一乘院往古大寺にて、上坊・中坊・下坊等の數坊ありしか、遂に地名とハなりしなり、抑此港ハ皇國三津の一ツにて、筑前博多津・伊勢安濃津・薩戸坊津、武備志に、津要有三津、皆商船所聚、通海之口也、西海道有坊津、州所屬、惟坊津為總路云々とあり、當津ハ皇國西海の邊陸にして絶域に對望す、因て昔時支那・西洋の通商互市する者此津に輻輳て自由を得たり、因て唐湊と号く、當時此所ハ市店櫓を連ね、樓屋薨を並へ、人烟富庶なりしを、慶長年中肥前國長崎の港を以て諸蕃來朝の湊と定りしより自然と繁花地を拂ひて、遂に一漁村となりけり、然れと良港なれハ旅船數艘碇泊常に絶す、且漁獵余多なれハ自然に其潤澤ありて、豪富なるも少からず、偕此地層岡疊山三面に環り、其内に海湾ありて、港口西に向ひたるを東に入り、更に南に轉る、港口の濶さ三町四十間、港の奥まで十二町余、周廻三十余町、深さ三十六尋より四十余尋にて、高岳三方に回り、只西の一方のミ大瀛に

接す、然れと猶港口の左右より某の贅・呉の倚などいへる山岳余多海中に遠く突出して其背喰違たれハ、いかなる大風といへとも更に難ある事なし、又良港なるのミならず、四面怪巖奇石連り、其風景の奇絶なる唐画の山水に似たり、そもく此浦人ハ古来より漁獵を業として海上を家とし、舟を乗るに長せる事縣内の一ニなり、相傳へて、後堀川天皇の御時、土佐國人篠原孫右衛門・兵庫人辻村新兵衛・薩廣國坊津人飯田備前三人を鎌倉に召て、船法三十一箇条を定められしといふ、

〔名勝考〕

○唐湊カラミナト方角集ホウカクシツ○今言坊津、○武備志ブイシ・登壇必究并作坊津、○海東諸國カイトシヨク記作房津、○地志略曰、此地旧上坊・中坊・下坊と號し三所に坊舎を營ミ、三時上堂の軌キ準をなしてより坊津と名く、

府巽位十四里半

本邦三津の一ツ也、筑前博多津・伊勢イセ・武備志云、津要有三津、皆商船所聚、通海之口也、西海（阿）洞津・薩摩坊津、道有坊津、薩摩州所屬、惟坊津を為総路云々、是より西北即同郷泊村トボムラを併て坊泊郷とす、夫當津ハ皇國西海之邊陲ヘンシにして直に絶域に對望す、昔ハ支那・西洋の通商互市するもの皆此津に輻輳フツクて自由を得

たれハとて唐湊とはいへり、後の肥（肥）の長崎湊をもて諸蕃来朝の推場ウシマとなりしかは、おのつから此湊の繁花地を掃て、終に蕭然たる一漁村とハなりし也、懷中鈔に、頼めとも蟹の子たにも見えぬかないか、はすへきからの湊に、是唐山の客船も入来らず、此浦のさび渡りける比にや、おもはるれ、昔者市店軒シタナを連ね、椽屋ウラヤ薨ウラヤを比べ、人烟富庶なりしといふ、礎ソコ砌ツツミなど今は茅艸チノハのミ巷を塞フサぎ、苔むしたる蹟のミそ残りける、凡湊口の廣三町四十間餘、直に西に向ひ、東に入て更に南に轉り、下濱・深浦の隩限ウラハシに至り凡十有二町、其中に横出する巖イソホを鶴柴ツルカイと名く、大坊より港中に出ること百間許、むかしハ涸潮ヒシホの時に現れ満潮ミチシホの時に隠れる故に方角集に越潮ヨメシホと詠るとかや、今ハ森々たる蒼松ソウシュウ矗ユツは立て、樹間に朱の玉籬タマシあり、素戔嗚尊スサノヲを祀て祇園社と称す、又此港の山形鶴の翔るに似稀を以て舞鶴浦とも柴浦ともいへり、因その長く横出するを鶴崎ツルサキとハ名之也、又鶴柴の東湾ヒシウラハ下濱、南湾をハ大坊といふ、凡港中海の深さ四十餘尋より三十六尋に至る、故に口狭カハして入り遠く、底深くて中曠ヒロし、回岸連り抱きて唯西一方を缺り、大瀛オホノミに接といへとも是一の内海の如し、

今邇所ある地を中島といふ、是亦港中洲嶼の如く、北の方峽續僅に陸に通ず、東に在を飯盛山、亦春日嶽と名け、北に見ゆるを車か嶽といふ、両峯天を挿て相環り、叢萃羅列、盤曲參差、暫暑峻峙す、是より遊舟に駕して通津一たひ、去は西溟水漫々として、南に沿て出るの路、左ハ皆層巒疊嶂にして赤崖白沙迭に現れ、磐安高大幾千丈なるをしらす、老松條を交へ、薜蘿迥に懸れり、先龜浦を過ぎ、陰陽石を左に眺て、網代といふ復一の港に至る、此處ハ網師魚船を廻らし塘網を提げ、魚を獲の要口なり、その魚を取の状、猶海鱒を逐捕の陣列に彷彿たり、此海表に丁て屏風を構へたるか如く栗子島・立神等の奇嶼怪洲碁布星列す、又両石屹立相雙て特起する者を雙劍石と名く、大は高拾五間、小は高拾貳間、根太く頭尖り、宛然兩劍を植るに似たり、題雙劍石、雙劍雌雄石 時々生紫煙 豊城何用問 却在海西天、是より厓岸相續て舟行一里許を御崎と稱ふ、即薩藩の極岬、大東の西際にして、潮の満涸浪花の秀起巖に觸れ限に觸て、鬱怒して彪休たり、其勢たるや陶浦騰薄して沫を奮ひ濤を揚るの氣色いと冷しく、又極端の巖に圓象の洞孔あり、大二丈許、東

北に透明す、之を望は儼然として月輪の如し、號て秋月と呼へり、蓋水表面自然の天造妙殊殊絶、実に奇觀たり、此處に海驢なる海獸ありて、群り上りて睡眠す、唯一口寝すして人の来り襲んことを候伺といふ、又西南の海中二十四里に津倉亦埋瀨、三十五里の南瀨或作繩瀨とて二の小嶼あり、即坊津の属島あり、又爰に沖立神とて大海の底より直立の大石あり、根足三十間許、高五十間、其家には海鳥の巢を為り雛を産の所にて人跡到りかたし、凡古俗靈人智の測るへからざる者を神と稱す、故に靈岩 是より西は西土廣奇石を指して立神等の名あり、後にも見えたり、東吳越の地、浙江・漳州尤瀨し、凡三百五十里の内外とぞ聞えし、白雲の鬢隸かきり、蒼溟の波もひとつに連りける所に、西土によりて三里許の暗礁なん有る、是こそ皇國と漢土分界の國津境とかいへる、西遊雜記曰、坊津ハ邊らざる所にて、勝景ならふへき所希也、丹州天橋立・藝州巖島など、競へ見しに、天の橋立よりも海面のもやう眺望廣大にして、拙き風景いはん方なく、如何なる画師たりとも写し得かたき所にて、描き筆には十にして其一も似たるやうに写し難し、秋の月と稱する岩穴至て雅所にしからず、こなたの岸より見るにその孔眞丸く、傍にならへる岩一として同し、何成共一石ほしき事とおもふ様なる石也、双劍山とおほしき石に見えたり、海面に竹を立しことし、鶴瀨山ハ巖石山にて雜樹生し、前後左右若むせし岩かきりなくならひ立、遠見せる所瀨瀨山眞黒に見ゆるなり、此ゆゑに號せしにや、奇石の山といふへし、弁天島若所ある所ハ自然の岩石つらなりならひ、東西より差向やうにありと云々、今按に、此者眞景を視しにはあらざるへし、双劍山を遠見すと云にて、いかて秋

月の靈巖を知
へきものぞ、

○坊津八景

中島晴嵐

近衛信輔公詩ハ公作、
にあらす、

松原やふもとにつゝく中島の嵐に晴る峯のしら雲

官閣風燈暗 春林棲鳥驚 海門帆影没 港口棹歌声

深浦夜雨

舟とめて苦もる露ハ深浦の音もなきさの夜の雨かな

曲浦停舟處 蒼茫烟霧寒 偏驚逢底夢 風雨過前灘

松山晚鐘

けふもはや暮にかたふく松山の鐘のひゝきにいそぐ里

人

慧日催昏黒 慈雲擁宝林 鯨鐘一何寂 遙度海潮音

龜浦歸帆

龜か浦やつりせぬさきに白波のうきたつと見て歸る舟

人

江村何所見 落日白波間 釣罷秋風裡 帆船南北還

鶴崎暮雪

白妙にふりうつむれて鶴か崎暮るもわかぬ宵㊦のさやけ

さ

積雪平沙編 凝華連晚輝 更看多少鶴 深映碧松飛

網代夕照

磯さハのくらきあしろの海面も夕日のあとにてらす筈㊦

火

懸崖水千尺 雙劍削成年 一片斜歸滿 漁哥響海天

御崎秋月

荒磯のいはまくゝりし秋の月影をみさきの波にひたし

て

秋津雲共盡 明月大江流 風静魚龍躍 清輝編十洲

田代落雁

行すゑハ南の海の遠方やたしろにくゝる雁㊦の一つら

千里平田曠 衝陽路未窮 非関傳尺素 陣影落秋風

中島晴嵐

島中宛如画 樹繞曲流清 帆影藏風翠 漁蓑著雨声

芳洲煙稍暗 青岸月將晴 幽憩長松下 吟哦頓得情

雲はらふ松の嵐に音そひて岩ねにきほふ中嶋のなミ

深浦夜雨

歸雲咫尺失西東 積雨空朦深浦中 岸畔篝燈明滅變

橋頭松火有無通 寒窓欹枕過殘夜 破屋擁倉度晴風㊦

最羨浮舟湖海上 孤蓬閑釣一漁翁

浮雲ハ猶かさなりて深浦や入海くらき夜半のむら雨

松山晚鐘

日落上方昏黒微 華鯨時度闇闔飛 荷薪山郭樵夫下

収綱江村漁客歸 韻雜松風方瑟々 響霑水霧更霏々

聞塵清淨誰堪了 不[㊦]尽梵香沈釣磯

けふも亦たれまつ山に告るらん日も入あひの鐘の音そ
うき

龜浦歸帆

積水連天望欲班 布帆多[㊦]白波間 遙疑戲蝶翻春海

且訝驚風捲雪山 款乃聲中數櫓集 滄浪曲裏幾人還

試看龜浦通津富 莫是扶桑第一関

わたつミのさちにやきほふ龜か浦磯の浪わけ歸るつり

舟

鶴崎暮雪

江天薄暮凍雲開 古木危巖雪作堆 彷彿現來銀世界

依稀湧出水晶臺 飄風柳絮謝家宴 棹月蘭舟子猷才

白霍聲々聞不見 崎邊幾處更徘徊

鶴か崎ころも白妙[㊦]仙人の袖ひるかへす雪のゆふくれ

網代夕照

荒村比屋枕江邊 斜帶炊烟夕照天 人影往來喧野渡

櫓聲斷續亂風漣 鮮魚縱飽吳中膾 濁酒難賒杖上錢

此地寧無舊遺逸 毛竿結網樂餘年

あしろまでかきりもなミのくれなゐに夕日うつろふも

ろこしか原

御崎秋月

層嶂崎嶇雲氣収 高懸寒影滿江秋 海門波靜魚龍舞

洲渚潮來鷗鷺浮 吹笛仙人飛妙曲 弄珠神女照明眸

飄々自似遊蓬島 回首天鷄晚色愁

うつし絵も言葉もなミの海原や影を御崎の秋の夜の月

田代落雁

平田渺無際 遙見一群鴻 迎暖飛江北 驚寒歸日東

哀鳴迷暮雨 陳影下秋風 應有他鄉客 凄然孤館中

歸りゆく南はるけき羽をやすめしはし田代にかりの一

つら

七月十二夜宿坊津偶成 水戸佐と助三郎

今宵坊嶼景 遠客動吟情 湖歌侵墻響 月光透戸清

澄心懷往昔 屈指數歸程 不覺窓燈滅 村鷄報五更

坊津即興

同藩丸山雲平

回峯曲岸極奇幽 靈勝古來甲薩州 面海背山民戶口
故尋耆老問琉球

坊津旧跡記に、よみ人しらす、誰も見よ唐の湊は秋津
洲の國に呉なる岩ね松かね

〔地理備考〕

雙劍石^{サツケンシタ} 坊津港口にあり、両巖相並ひて、一ハ高七丈余、

周圍百間許、一ハ高五丈^{⑤許}、廻六七十間にて、相距る事五

六間なり、満潮の時ハ漁舟其間を往来す、此両巖の形状

共にV^⑥劍に△能く似て、兩刀を建たるに異ならされハ、

雙劍の名を得たり、此外内外の怪巖奇景左の如し、

鶴ヶ崎分注港内東岸の背にて、港中に突出する事一町許、

松樹にまじりて櫻樹いと多し、背先きに八坂神社あり、

長礁分注鶴ヶ崎の海中にあり、長五十間許にて、潮干の

時のミ顯る、烏帽子礁分注形状に因りて名を得たり、鶴

ヶ崎に並ひて満潮にも隠れず、下濱分注港の北岸にあり、

平砂にして人家多し、深浦分注下濱の西北に接して一狹

湾なり、入り一町、廣さ二十四五間にて、此邊海浅し、

故に小舟をのミ繋く、中島分注深浦の西に續きて、陸地

より港中に一町許突出す、濶さ三十間許なり、僅に一線

路續きて嶼の如し、松原にて、土人の遊地なり、鶴形ヶ

崎分注西尾寄の背をいふ、横礁分注鶴形ヶ崎の海中にて、

長十間許の岩礁なり、坊津浦分注坊津港の東北に接きて

人家賑へり、飯盛山分注坊津浦の南二町許りにあり、山

の形飯を盛りたるか如し、龜浦分注坊津浦の西南にあり、

此地僅の湾曲なれと漁獵多し、夫婦石分注龜浦より西南

にあり、両石長短相抱く、網代浦分注夫婦石の西大湾を

いふ、栗子島分注雙劍石の西南海中にあり、周廻八町許、

高五六十間にして、松樹疎生す、高立神分注雙劍石の西

北にあり、東の一方ハ陸に接して、三面ハ海水環り、高

サ三十余間、周廻二十余間なり、巖上草樹生せず、海鳥

常に群り、或ハ巢を作る、秋月分注高立神の西北にあり、

東より西に丸き穴透りて、廻り二丈許りなり、是を望む

に宛も月輪の如し、此外の勝景こと／＼く擧るに違あら

す、以上分注、西遊記に、坊津ハ邊鄙なる故に世に普く知

らざる所にて、勝景雙ふ所希なり、丹州天橋立・藝州巖

島など、競へ見るに、天橋立よりも海面の眺望廣大にし

て、島の風景いはむ方なく、如何なる画師たりとも寫し得かたき所なり云々、秋月と称する岩穴至て雅所にして、こなたの岸より見るに其孔丸く、旁にならべる岩一として同しからす云々、雙劍石と称するハ五丈許りもあらむとおほしき石にて、海面に竹を立たるか如し、鵜瀬山ハ巖石山ニて雜樹生し、前後左右苔むせる岩限りなくならび立ち云々とありて、又坊津八景の詩哥云々略す、

〔名勝考〕

○近衛屋敷一乗院より海岸に下れハ三町許に在り、今當郷の廢所とす 是近衛信輔公配所の旧址なり、

近衛左大臣信輔公又信尹・信基とも云嘗て朝鮮國に往むことを欲思玉ふことあり、豊太閤大に以て不可とし、白諸天朝、令止之、遂謫信輔公于薩、是歳文祿三年四月十五日、公京師を發し、五月下旬、此處に到り玉ふとぞ、白石紺珠曰、油小路殿頭中將たりし時、後光明院帝ある時頭中將に天子の御寶を御見せあるへきよしにて、檀紙二枚かきしものを御柵より出して見せ玉ふ 是豊臣太閤より奏状なり、端には関白從一位大政大臣豊臣の朝臣秀吉誠惶伏乞と書出しり秀吉の眞蹟なり、扱その次は假名にしてひろひ書なり、一近衛め事とあり、近衛殿を薩州に配流ありたきとの事とも、但前房公の事も、前房公をハ越後謙信關東の公方にすへしとて小田原へ入られし時も迎へ申て御供なり、甲州没落の時、さて此時信輔公ハ岡左兵衛督とも信長御供なりしよしと云々、と申奉りし由にて、御着之日一乗院快忠法印へ贈らせ玉

ふ捻文の公帖今に在り、又公の爰に來り玉ふを左遷といふハ誤なり、又文祿三年四月十四日、あすハ信輔公配所に赴き玉はんとて、人々御名残を惜ませ玉ひつ、別の歌よみて送らせられしを、公手つから写置れし物あり、左に載す、

卯月十四日の夜

わかれちにふ、ころ待ん涙のミ玉まく葛のすゑの秋風

望門様

行すゑハいのらすとともさすらへのつらさをしれる神

やまもらん

同

外詠歌略す、

今按、公前夜訣別諸親、是其贈答之什也、龍山公曰、死生有命、然而予待爾之再會、母堂曰、行者猶或忘憂于勝地、而獨如不得從之衰老何、公報之曰、嗟父兮母兮齡既傾矣、我今將遠離、念哉々々、大人幸自重、請願莫勞思矣、父子訣別之情靄然見于言外、君氏曰、妾豈懷寡居無聊哉、惟君之謫居是懷耳、貞烈之意亦可悲、公曰、汝何必言無依賴之命乎、大人在焉善事之、莫以我為念也、今也

百歳之下誦吟者、猶悲愴恍惚有墮淚之感、況於當時之人

乎、◎又夢想連歌などの親筆ありて、可因と書れたり、谷川

士◎清請曰、秀吉遺言に、我死なハ新八幡と祝ふへしと、然

とも勅許なきによりて、旧臣等祠号を請て豊國大明神と

号オマられし、扱秀吉今までなき氏になりて先祖第一と仰れ

んと、菊亭右大臣と議して上奏し、豊臣朝臣といふ新姓

を勅許ありけり、関白宣下ありて、玖山公聞しめし、此

職は他家の補すへきオマ謂なし、必氏神の御罰あるへきと仰

られしか、果して秀次の謀叛顕れし時、近衛殿は薩摩の

坊津、菊亭殿は信濃國へ配流なりし、其上御女一臺殿大

路を渡され給ひし建仁寺(時脱カ)の永雄和尚か、道すから車にあ

りて大臣をのするか(ラカ)こしまになふほうの津、と狂歌せし

ハ此時の事也とぞ、さらハ信輔公ハ秀次の將に秀吉に事

あらんとするに坐し玉へるにて、世に朝鮮に渡海し玉は

んとあるに縁ヨリといふハ俗説なるへし、さて文禄五年信

輔公京に歸り玉ふ時、一乘院快忠上人か詠て奉る歌、

及ひなき雲の上まで登る月の影をしまれてぬる、袖哉

信輔公返し、

人目のミしけきうらハにすみ染の袖にハをしき名残也

けり

「名勝志」

近衛屋鋪 坊津中島の東にあり、近衛左大臣信輔公配所

の宅地なり、信輔公ハ龍山前久公の御子なり、文禄三年五月御下向、御名を岡佐兵衛佐と改め給ふ、慶長元年七月御帰洛、

天明中地頭假屋を建る、假屋初め泊、津にあり庭に古藤あり、近衛藤

といへり、昔ハ松樹にかゝり蔓延して花咲、今ハ松枯れ

て大なる羅漢樹にまとへり、御坐敷の旧跡ハ豎五間横四

間ばかり石の圍ひをなす、はしめ信輔公左遷し給ひし時、

建仁寺十如院にて永雄和尚狂歌、道すから車にハあらて

大臣をのする鹿兒島になふ棒の津

外詠歌略す、

「地理纂考」

信輔公文禄三年四月十五日京師を立て、同五月下旬に薩

摩に着給ひ云々、島津義久厚く遇して鹿兒島立野に館を

設く、旧不斷光院の地なりといふ既にして坊津中坊に謫居す、坊津にお

ハせし時岡左兵衛と称し、又可因と號す、慶長元年七月

赦を得て、同月七日坊津を發ス云々、下文略ス、別離の

詠哥等アリ、

〔名勝志〕

硯川 一乘院二王門の西南三十間許り濱手の方路の左岩間より出る少しの流水なり、信輔公硯水に用られしとなり、一乘院十二景岩間硯川とハ是なり、

〔名勝考〕

○硯川ネリガハ一乘院大門より三町程濱へ下る左側の小川の窄き石罅より出るなり、信輔公硯滴に用ひしより此名を負せしとぞ、凡信輔公の藩中に蟄居し給ふその跡最多し、始終和哥戴恩記に見えたり、

〔名勝志〕

泊湊 泊村にあり、この浦の湊ハ廻り凡壹町許りの入海にして、口ハ西方に向ひ、深きこと纔に拾尋許り、岩瀬多くして大船の繫泊なりかたし、風景ハ尤よし、無量壽山大智院の大海濱一松樹のもとより見る所の圖を寫して左に載す、

〔地理纂考〕

耳取峠 鹿籠・坊津両村の間の衢道なり、坊津港より坂を登る事十四五町にて、其坂甚急なり、鹿籠の方よりハ二里許にて急ならず、峠ハ其地平坦にして、海陸数十里の美景を双眸に収む、中にも開聞嶽東に丁ツツり、直経⑧六里余にて海中に浮へる如く、形状富士に異ならず、又南方二十余里、天際に大隅國佐多岬海中に遠く差出て黛の如し、其外遠くハ穎娃・知覧の両村、近くハ鹿籠枕崎等の猪海中に突出し、或ハ灣曲ありて、其曲折巧に奇景をなせり、又遠近翠松連り、海邊白沙雪の如く、其風景具に述へからず、行人此所に杖を留て歎賞せざるハなし、中にも開聞嶽を望むにハ此峠を縣内の第一とす、そもく此勝地にかくも怪しき名を負せたるハ如何にと云ふに、此峠冬に至れハ大洋より西北の風烈しく吹上て、行人の耳鼻をも吹切る許なれハなりとぞ、

奥院川 水⑨當村水上山より出て、下流坊津の海に入る、往古川のほとりに彼一乘院の奥院ありしか故に名に負へりとぞ、

太鼓橋 奥院川の下流海口にあり、石橋にて柱を設けず、兩岸に架して形状鼓の如し、故に名を得たり、

〔名勝考〕

○枕崎 即枕崎村に在り、廻り一里餘の回海濱にて、南溟より高濤たぎ鼓てん方なし、東溟會棠に鹿郷崎と在るハ爰なるへし、

薩摩かたわたの崎なるひとつ松きりのうちより船よほ
ふらし

この哥ハ、近衛公坊津にさすらへ玉へる時、此浦より船卸し玉ひし、和田濱といふ所の松樹の下にしはし税駕玉ひし時詠せらる、里人遂に此を近衛孤松と称ふ、寛陽公爰に遊觀の日、鹿籠絶景といふを題になし玉ひて、

村縣暮蕭森 立神護海心 風聲清蔓舫 日影淡篩金
鷗睡沙何遠 魚遊水自深 垂漁寒澗々 望眼縱高吟

〔名勝考〕

○立神石 枕崎より未方一里許の海中に在り、高三十間、根回八十間、突然として聳立、其狀枕崎の為に潮を截キリ濤を遮ふるものに似て、其左右にハ礁石布き置り、大洋より陵の如く打寄る浪のこの岩頭に舩激て立揚る形勢、立神の半にも及ふほとにて、沙濱の為に千載不朽の干城かと、実に神石の名に負ふかごとく、奇絶の淑景窮りなし、

此郷の小濱村田中といふ所に日野中納言配所の故址あり、

傳稱、中納言ハ百十六代桜町天皇に仕奉り、故あり月卿雲客或ハ流され或は罷られ玉ふる十人の中とかや、天皇英邁意確如たり、嘗て西三十三ヶ國を以て天朝の食國と知召れんとの鞞慮まし、けふあす関東へも仰出されなんなど申なし、事に與かられし十人僉貶黜に處られ玉へりと云々

〔地理課川調帳〕

南方郷

一 枕崎川 鹿籠村

水源○鹿籠原ヨリ二川圓、里程五分ヲ經テ枕崎海工入、

一 南方川 同村

水源加世田大浦村ノ内 二川●小原●馬神岳ヨリ二川○久木鬼木場
二川○松八重三川ト峇 十三川流合、南方旧鹿籠村 権ガ鼻○
ノ原○カリマタ四川 野カ鼻 合十六川又流合シテ、麓○水流 枕崎海工流入ス、

其支

一 木浦川 同村

水源○返地川ヨリ木浦木○道野々麓川水流ニ於テ里程

一 里南方工流入ス、

一 東名川 同村

水源 ○○白^{マユ}野^{マユ} ○大川内 ○麓
川工同、
流合一里二分五リ經南方

幹流
一木原川
鹿籠村

水源 ○○木原 南川流合、里程七分ヲ經テ同村海工流入ス、

單流
一板敷川
同村

水源 ○積田村ヨリ經、里程一里流通同海工入、

同
一白澤津川
同村

水源 ○茅野ヨリ一里二分ヲ經白澤津海工入、

幹流
一山崎川長澤津川トモ云、
同村

水源 ○駒ケ水 ○松壽 ○眞茅 五川圓ヒ、山崎東澤津ニ至、

里程一里七分ヲ經テ東澤津海工流入ス、

單流
一竹之迫川

水源 ○竹ノ迫ヨリ流出、里程四分同所海工入、

〔名勝志〕

鹿籠

枕崎 枕崎村にあり、枕崎村ハ鹿籠村の枝なり、喜入主水
久欽領分にて、飯屋ハこゝにあり、麓を距
ること午方廿五町餘、凡廻り一里の入江にして、眺望の
景甚た美なる川湊あり、文禄中近衛信輔公坊津に左遷し
給ひし時、この浦より船おりし給ひて和田濱松樹の下に
休ミ給ひ、一首の御詠歌ありといひ傳ふ、

薩摩かた和田の崎なるひとつ松きりのうちより船よほ
ふらむ

邑人其松を傳へて近衛一松といふ、古への松ハ風波潮水
の為に侵れて枯れたるといへり云々、

〔地理纂考〕

一里余の海曲なり、數百軒薨を並へ、富商頗る多し、東
藻會彙ニ鹿郷崎トあるハ即此地なりといふ、

〔名勝志〕

〔纂考ニ、海港の西三四町海中にあり云々〕

立神岩 枕崎未方海上二里にあり、山立神を距ること辰
巳方海上八十間許り、海中に突出して、其高きこと三十

間、廻り八十間、南海うけて風濤あらく、瀬岩多し、

隅國山ヶ野金山に同し、彼卷に詳なり、

〔地理纂考〕

〔地理纂考〕

東西ノ根ハ礁石遠ク引延たり、是に因て大海の怒濤是に觸て飛揚する事其高さ山の如く、其音雷の如しといへとも、其激浪をよく遮りて漁舟を繫泊す、若此巖なくハ更に舟を繫くへからず、信に此邑里を護るニ似たり、

泊村

泊港 坊津村の界にて、即坊津港の西の山越シなり、周廻坊津港より稍狭し、三方ハ山にて、西ハ丸木崎或ハ宮崎などいふ、背左右より遠く突出して海口を遮蔽す、此宮崎の背にも洞屈ありて東西に透明す、形状坊津の港なる秋月に等くして稍小し、都ての風景坊津に並ぶへし、

〔地理纂考〕

國見嶽 當村第一の高岡なり、絶頂に登れハ四方眼下にあり、因て國見の名あり、

島津忠國行館址 文明中、琉球國を伐むとて鹿児島を發

大川 水源二ヶ所あり、一源ハ當村宇敷山より出、一源は加世田郷津貫村より出て、當村に來り二流會して枕崎の海に入る、

して此所に滯船し、病に臥て遂に卒す、其時の行館なりといふ、注略 天文七年四月十八日、島津貴久も此館に來りて滯留す云々、同村の内茅野と云ふ所にも忠國行館の址あり、方四尺高三尺許り、石垣を築て標とせり、

金山 此山金脈あるを以て、天和三年初めて金山を闢き、

〔地理課川調帳〕

礦石を掘りて黄金を製す、今に至りて然り、總山の周圍一里二十餘町にて、世に鹿籠金山と云ふ、其製法等ハ大

泊村

幹流
一泊川

水源 ●●シホツル ●●草野
●●茅ノ ●●平原 小川七ツ圓、里程八分ヲ經テ泊浦
海工入、

坊之津村

幹流
一坊ノ津川

坊之浦村

水源 ●●春日嶽ヨリ二川
○一乘院下ヲ通 里程五分ヲ經坊ノ津湊海工流入、

単流
一浦尻川

同村

水源坊ノ津ノ内○浦尻ヨリ里程二分流レテ浦尻海工流
入ス、

〔地理纂考〕

久志村

初め當村ハ久志・秋目の兩村を合せて一郷なりしを、此
度鹿籠・坊泊をも合せて一郷とし、郷名を南方と改めし
事、前にいへるか如し、

此一村西南ハ海に臨ミ、東北ハ山を負ひ、巖石襲重して
更に寛平の地なし、山岳の内最高きを車嶽といふ、高六

十餘間、根の周廻半里餘なり、一名を尊丘といふ、尊丘
とハ、時ありて此絶頂に神火現る、か故に、土人崇敬し
て然云ふとそ、水田澗底にありて原野皆畠なり、因て人
家海邊に連る、土俗漁釣を以て業とす、

大久志川 水源一川ハ加世田郷小春より出、一川は當村
山中より出て、兩川相會して田間を過ぎ、久志港に至り
海に入る、川口幅半町許りにて、満潮の時のミ舟船出入
す、

〔纂考〕

久志港 周廻凡三十五町餘、西南に對す、深十尋餘なり、
港口に北岸より四町許り海中に突出したる巖齧ありて宮
崎と号く、亦宮崎の南岸に小島二ツ接連して、共に風濤
を遮りて漁釣に利ありとそ、此二港舟船安泊の良港なり、
人戸海岸に聚落す、

丸木浦 此浦久志港の隣にて、舟の出入自在なるか故に、
琉球諸島に往来の舟船常に繫泊す、

〔地理課川調帳〕

久志村

單流アキメ 同 久志
一中浦川 秋目川 鍋川 今嶽川

久志村
秋目村

水源其銘々より流出、里程二分ツ、久志・秋目海流
入ス、

同
一末粕川

久志村

水源○池村ヨリ○末粕ヲ通里程二分五リヲ經テ海工入、

幹流
一久志川

同村

水源○上ノヨリ○山田ヲ通二川圓、久志村ヲ流、里程八分經テ宮
崎浦工入、

〔地理誌抄〕

薩摩國川邊郡

坊泊

一坊津者日本之三津ト云、伊勢之安之津・筑前之博多之
津・薩州坊津也、武備志カ士ニ為見得、往古大庵・少庵餘
多有、仍如此名付と云、舊加世田之内端津可為、寬正

年間薩州家島津國久より天文之初實久迄加世田領地之

時、同可為領地欵、天文以來 日新公御領成、左兵衛

尉尚久并子息又五郎忠長可為地頭欵、久志九玉大明神

永祿七年甲子十二月二日棟札、忠長當檀那と有之、故

坊津茂同可為領主、永祿より以來慶長年間迄之地頭、

九玉大明神ニ有之古棟札二枚朽損、故右年間古地頭不

相知、寬永年間地頭寺山出羽守久豊以來相知候、右地

頭之事、寬永五年戊辰六月廿六日九玉大明神棟札有之、

萬治年間地頭大野源右衛門尉、天和年間地頭伊地知李

右衛門重倫、

一戸柱大明神

右、建立之年間不相知、

一奉再興造立大日本國薩州坊津戸柱大明神御寶殿一字、

大檀越嶋津中納言藤原朝臣家久、當地頭寺山出羽守

久豊、施主日高九兵衛尉、息災延命安全、當願主

森甚太郎、宮田大炊助、
長濱助次郎、寬永五戊辰六月廿六日、

一右同御拜殿一字、大檀主島津侍從公藤原光久朝臣・

綱久御息災延命、當地頭大野源右衛門尉、萬治元年

戊戌霜月吉日、

一如意珠山 一乘院

右、日羅開基、中興開山成圓上人也、舊

鳥羽院勅願所也、天文十五年二月、(三カ)

後奈良院勅願所ニ成、

當院事、為勅願之淨場、宜奉祈

皇家之再興由、

天氣所^①也、仍執達如件、

天文十五年二月四日 左中辨判

一乘院法印

御房

(本文書ハ「旧記雜録前編二二五三〇号文書ト同一文書ナルベシ」)

一清月山 廣太寺(大カ) 伊集院廣濟寺末寺

一榮松山 興禪寺 田布施常珠寺末寺

右、當分者廢壞、開山明禪和尚石塔寺内菖蒲谷ニ有、

道元和尚入唐、帰朝之時坊津江着岸ニ而、暫滞在シ

給ふと申傳ふ、往昔四方四面扉唐木作り之堂舎一字

有建立与申傳ふ、虫付及大破、享保年中ニ解こほす、

今一乘院之二王門時之番匠是ヲうつし侍ると申傳ふ、

撞鐘一口、八景之内松山晚鐘也、右之鐘ハ當分田布

施常珠寺ニ有之、

一川上山 龍藏寺 加世田日新寺末寺

右、開山泰翁仙大和尚、開基年号不詳、

一唐乃湊 こし潮但名所方角ニ出、

右名所和歌集色々之書ニ為見得、湊口廣三町四拾間、

入拾二町、深三十六尋、

頼めとも海士の子さへも見へぬ哉いか、ハすへき

唐の湊は

ばしの浦とハハ此字ニ當る故然云ふとなり、

はしの浦と云説曰、百濟國日羅人渡海之船此津ニ始(上脱カ)

而着岸有之、故初の浦と云ふ心ニ而侍る共云、又曰、

浦の圖はしと云る梵字ニ似たる故共云、又曰、浦之

南飯盛山と云るニ仍てはしの浦と名付侍らん欵、又

曰、浦形ち舞鶴ニ似たりとて舞鶴の浦共云ふ、今の

祇園を鶴之頭とし、長瀬ヲはしにたとへ侍れハ、是

よりはしの浦共云侍らん欵、往古唐船数多今長崎江

来朝のことくして、諸國之商船集り繁栄地と云ふ、

一近衛閑白左大臣左遷して坊津ニ居住し給ふ、御俗名岡

左兵衛佐信輔卿と奉申、信基、信尹卿ニ御改名、御屋

敷中之坊之馬場上側、御手つからの松とて大木有之、

享保年中落木ニなる、一人之御妾有、祢寢但馬守後山

城坊と申人之女十三歳より御側江被召仕、姫宮御誕生

被成、御赦免之御使細川幽齋歌

大臣を馬や車に乗せハせている、かこしまにのふ坊

の津

一乘院快忠法印御餞別之歌

及びなき雲の上まで登る月の影おしまれてぬる、袖

哉

信尹卿御返し

人目のミしけき浦わにすミ染の袖にハおしき名残り

なりけり

湊八景 信尹卿御歌有、

深浦夜雨

浮雲ハ猶かさなりて深浦や入海くらき夜半の村雨

中嶋晴嵐

雲はろふ松の嵐の風そひて岩根にきはふ中嶋の波

松山晚鐘

松山のみとりのそこに寺ありと告るもさひし入相の

鐘

龜ヶ浦帰帆

沖にいてけふも暮ぬと龜か浦の磯の波わけかへる釣

舟

鶴ヶ崎暮雪

白たへにふりうつもれて鶴ヶ崎暮ぬも分ぬ雪のさや

けき

網代夕照

網てひくあしろの波にうつろひて残る夕日の影そた

ゆとふ

御崎秋月

荒磯の岩間く、れる秋の月影を御崎の波にひたして

田代落雁

行末ハ南の海の遠しとや田代に落る雁の一つら

一一乘院内ニ十二景有、佛國高泉禪師詩略之、

日羅禪石 加持瓶水 太守學亭 供奉石牀

瑞嶺春日 石窟白山 三寶珠山 岩間硯川

關白天神 關伽泉涌 門外長溪 聯芳梅花
一 輿院十六町澗道ヲ行ニ十景之佳境有り、

激水臺 連枝木 羅漢石 影現石 甘露水

屏風岩 無声瀑 廣濟川 吞海峯 金剛石

一 東光寺 伊藤福嶋十三所權現之別當寺也、日羅開基、

一 中嶋坊 硫磺嶋權現・山川中嶋明神別當寺也、日羅

開基、

一 西光寺 竹嶋聖大明神別當寺也、本尊阿弥陀如来日羅

作也、阿弥陀堂今ニ有、

右三ヶ寺廢壞之小庵也、故有テ記、

一 坊津住人飯田備前後号西村
ト申傳候、後堀川院御宇貞應二年

尼將軍之御代、土佐篠原孫右衛門・兵庫辻村新兵衛三

人鎌倉江被召出、三十一ヶ条之船法ヲ被定、

一 近衛屋敷

右、一乘院より濱之方江下レハ三町程有路之左也、

當分明屋敷ニ而、五畦計茂可有之欵、信尹御居住

之時者當分之脇之屋敷江茂可相懸欵、

一 硯川

右、一乘院ニ主門より三拾間程濱之方江下る路左り

小川脇岩之狹間より流出ル、本結筋之ことく纒之流
レ也、信尹御居硯之水ニ被用也、

(一九玉大明神)

一 大勸進大工山崎主計、棟札裏、遷宮導師一乘院權大
僧都法印頼忠、

一 奉再興九玉大明神御寶殿一字、九州太守嶋津修理太

夫藤原朝臣義久御息災安全、天正十三年乙酉五ノ字不
知五月廿

七日、當地頭本田與五郎親和、作事奉行福泉坊、當

假屋山下伊賀守家安、濱使川村金兵衛末秀、

一 奉再興南瞻部州大日本加世田庄泊津九玉大明神鳥居

一 某之事、地頭東郷肥前守、當役人貴嶋掃部助滿安、

作事奉行原對馬助、當庄屋矢野助右衛門、正保二南

呂吉祥辰日、法主敬白、

一 寶殿并拜殿再興、寛文六年霜月吉日、地頭五代勝左
衛門友善、

一 奉造立大日本國薩州泊浦九玉大明神御寶殿一字、藤

原朝臣家久御息災安全、當地頭是枝重存坊并當役人

原對馬守、遷宮導師大智院、寛永七季庚午霜月吉日、

一元禄二年再興、當地頭伊地知奎右衛門、

一東光山 海印寺 伊集院廣濟寺末寺

右、開山光叟和尚、延文二年丁酉開基、大檀那并施主不相知、忠國公御牌有之、右之段者、琉球國江御渡海被為成由ニ而御船待之處ニ、於茅野村御逝去ニ付御牌相立也、被成御座所者、茅野村入口茅野門名頭屋敷當分居の家之前也と申傳候、大岳公御牌⑨前⑨、日新公より法華一部御寄附、永祿五⑨仲秋大願主在家菩薩日新ト有之、當寺知行古ハ鹿籠之内東⑨と申所忝町為有之と申傳候、于今此所ヲ海印寺免と申、泊津拾八石相付所、今ハ五石有之也、慶長十一年九月廿三日、大岳公御拜領⑨として知行六石被召附⑨、嶋津圖書頭忠長入道紹益之書付有之、

海印寺當知行六石之事、

(天) 泰岳御牌在之付而、諸公役御免許之由被仰

出候間、弥御牌茶湯不可有疎略候、恐々謹言、

慶長十一年 嶋津圖書入道

九月廿三日 紹益判

海印寺

案下

廢壞ニ付修甫、

寛永廿一年、御訴訟申上、三月廿二日、薩州一國不依貴賤御免之旨、山田民部少輔・穎娃左馬頭・北郷佐渡守連印、川上因幡守名書之書付有之、

一海寶山 清水院 法光寺 藤沢山末寺

右、開山寂然其阿和尚、開基年間不知、當寺十世陵阿為御祈念慶長十九年富士絶頂參詣仕、

11 (上文欠カ) 場陵阿弥為御祈念富士せん(マ)

可仕候、海陸共ニ無異儀可被相通者也、

〔字不知〕 比志嶋紀伊守書判(國貞)

〔字不知〕 十九年五月二日 三原諸右衛門書判(重徳)

(慶長) 諸所役人中

寛文十三年、十四世法光寺月閑重相富士山絶頂參詣

相勤、七月十二日、嶋津帶刀久元より之御書付ニ而

御感被為成之旨書付有之、寛文(マ)年十月九日、輕キ

堂作御免被仰付旨寺社奉行所より之御書付ニ而、白

銀十枚被下候、

川邊郡「地理誌」

久志

一 久志者舊加世田之端津可為欵、神社古棟札等ニハ雖見得、小所ニ而外ニ可相付所無之、寛正年間嶋津薩摩守國久領地ス、右之事、寛正五年甲申九月八日九玉大明神棟札ニ有之、享祿天文年間迄嶋津實久領地ス、右之事、享祿二年己丑九月廿七日九玉大明神、(棟札脱力)大檀那嶋津實久、當檀那嶋津忠里与有之ハ、實久領之内可為領主、永祿年間 日新公御領ニ而、内領主嶋津又五郎忠長也、右之事、永祿七年甲子十二月二日右同社棟札ニ有之、

一九玉大明神

右、猿田彦尊ヲ崇む、建立之年間不知、

一 棟札ニ、九玉大明神一字、當領主藤原國久、當地頭藤原秀家、寛正五年甲申九月八日、古寶山東泉寺從九月朔日彼岸中日書斯、

一九玉大明神御寶殿一字、大檀那嶋津實久、當檀那嶋津忠里、信心施主檀那中原久志家親、願主吉見、享祿二年己丑九月廿七日、棟札裏ニ、古寶山洞泉寺はかたか浦入木六郎右衛門尉大くわんくれ百廿そく御

「字然ト不知」
きしん、天文廿年かのへ三月、

一 奉造立南瞻部州久志九玉大明神御寶殿一字、大檀那島津藤原朝臣日新、當檀那島津藤原朝臣忠長、信心施主指宿安藝守貞幸・兒玉佐渡守盛實、願主祝種正、永祿七甲子十二月二日、

一 古寶山 東泉寺 加世田日新寺末寺

右、開山并開基年間不知、日新寺十五世恃峯英大和尚勸請為開山、寛正五年甲申九月八日九玉大明神棟札、古寶山東泉寺之事有之、故古キ寺可成、

一 安養院 坊津一乘院末寺

川邊郡「地理誌」

秋日

一 秋目者舊加世田之内浦也、「戊午ハ永祿元年欵」元龜戊午卯月九玉大明神棟札、加世田村秋目津有之、故舊加世田之内也、天文七年戊戌十二月嶋津實久加世田落城後、天文八年より日新公御領成、嶋津左兵衛尉尚久為領地、尚久卒去之後、子息又五郎忠長為地頭、元龜戊午年卯月九玉大明神棟札、當地頭嶋津藤原朝臣尚久与有之、其時者尚久

卒去之後ニ而有之ハ、忠長ヲ尚久与可為書違、同棟札

當役人鎌田治部左衛門尉藤原政眞、當假屋返牟木對馬

助國吉又曰國門与有之、慶長年間地頭飯牟禮權右衛門尉光秀、

右地頭之事、慶長廿年乙卯三月同社棟札有之、

一九玉大明神

右、勸請之年間不知、

一奉再興大日本國南瞻部州薩州加世田村秋日津九玉大

明神社頭一字、大檀英薩隅日三州太守藤原朝臣貴久

并日新・同女、大檀主御息災延命、身心勇健、武運

長久、元龜マ二戊午マ年卯月吉日、當地頭島津藤原朝臣

尚久、當社人伊駒佐渡守述次、當役人鎌田治部左衛

門尉藤氏政眞、當假屋返牟木對馬介源國門、棟札裏

ニ、野口主計、唐人原隼人助、當所之諸人上下男女

令致志所、

一奉再興右同、大檀英藤原家久朝臣女大施主延命マ 健

弓箭冥加、于時慶長廿年乙卯三月吉日、當地頭飯牟

禮權右衛門光秀、當役人長井主計助實篤、當所人伊

駒次右衛門、當假屋返牟木勝左衛門尉國次、奉施入

檀符力入檀那野口伊与、

一佛徳山 正法寺 加世田日新寺末寺

右、開基年間不知、日新寺二世玉渚等④興瑞和尚開山也、

持明彭窓庵主御牌有之、寺家朽損故、光久公御代、

財木八本以功德為棟梁、當住銀秀比丘以勲功、寛文

元、村里以合力初秋より到九月造立也、

一大通庵 加世田日新寺末寺

右、開基年間不知、開山息庵久公禪師、寶徳年間之

人也、

一假屋地

右、秋日潮入小溝流ル涯、濱之涯也、年間不知、

持明主女一兩年之間茂被成御座地与申傳ふ、其以前

より返牟木氏居住之地也、

久志秋目

〔名勝志〕

久志浦 久志村に在り、入江にして、廻り凡三十五町餘、

深きこと凡七尋、唐船繫入十二町餘、博多浦・網代などいふ

所あり、曹洞宗東泉寺の下より遠望する所の圖爰に載す、

色變松 久志村桑原といふ所にあり、地頭假屋の卯方三町餘、廻り三抱許りの松の一本、春ハ枝葉を生して綠色深く、秋に至れば葉色を變して黄色となり、嵐の音も吹上の濱松かえの如くなり、又来春に至りてもとの如し、故に邑人いろかはしの松といふ、むかし此所桑原寺といふ寺ありて、庭中の松なりといひ傳ふ、桑原寺ハ廢して今なし、

〔名勝志〕

御假屋跡 秋目村清水川のほとりにありて海邊なり、木船山を後にして、前ハ入江、是を秋目浦と云ふ、深きこと纔に四、大船繫ること能はず、大島・小島あり、大島に天満自在天神を安す、小島に辨財天を置く、西南の方に鶴はみ崎・立神など見えて風景尤よし、持明君琴月公御夫人假屋ありし所と云ひ傳ふ、今遊卒木周歲國、鄰宅地トなる、御假屋跡巽三十間許りに龜石と名付し石あり、竪六尺、四寸、横四尺近衛信輔公坊津におはします時遊行し給ひ、爰に來りて御腰を掛られしと云ひ傳ふ、龜石より望める秋目浦の風景を寫し圖して爰に載す、

〔名勝考〕

○檳榔島秋目の中にて、海上一里許に在り、周亦一里、蒲葵多し、因て名とす、有戸柱大明神社、尾藤靜寄子曰、若我大八洲在天地間、固一彈丸耳、然獨立一大洋海中、而四無與抗、則日月之出沒、星辰之經緯、皆如獨為我者、寔自成一天地、氣象之大浩然無外、以此視之、彼所謂西漢大江長河亦區々小渠耳、又曰、探勝固雅事、少輩讀書之暇、時遊山水以豁其胸襟可矣、而不可耽遊廢志、亦宜思其度、國柱昔者坊津に勤戍すること殆三閱月、膝を海濱に屈て飽まで江山不老の色を視て、奇蹤妙區人烟稀なるの所に在るものを知れり、夫生涯は萍萍の如し、我とひとしく此に遊ふことを不得もの、其又幾はくそや、噫艸木と同じく枯落して後已やなん時ハ、孰かは遺憾を思はさらん、然らば美景勝覽未ともに語るに足へからず、今や昇平日久しく、士人金革の憂を忘れて時好競望す、惟に世殊なれハ事亦吳なりといへとも、大むかし猿田彦大神皇孫を此地にみちひき奉りし其成績の昆蟲に被りし程に、知覽・坊津・久志・秋目等の諸所、この神を崇祀ゴウて九玉神社とするもの固より少からず、皇朝衰へ祀典古ならざれとも、その民に血食するもの萬世

の下に廢絶なし、夫皇孫の出雲の大物主を和平ましく、
 逃トホき筑紫の西偏シマを御しめ玉ひし事ハ、以邊要為國家之固
 也、故ニ伊弉諾尊往至筑紫日向小戸橘之憶原、而祓除焉、
 以定國之祭政、而化生九神、鎮祀之筑紫、◎洲深有以也と見
 えたり、夫天照大神の常世重浪寄偏汀可トコヨシキナミヨスルカタハマノウマヅクニ憐國そと伊勢國
 に神靈を鎮玉シヅメひ、皇太弟素戔嗚尊に三女神を信とし更カヘて
 下タし玉ふも、筑前國宗像に就しめられて道中貴ミチナカノキミと称しま
 ゐらせ玉ふ、一は伊勢國、一は筑前國、一は薩摩國、并
 に皇國三箇津カと立られぬる處にて、加世田・坊津・高城
 等のことき、并に海外に對しぬる咽喉なれハ、おのつか
 ら寇賊の鎮禦を嚴にし玉ふの聖慮に出て、瀬海の邊土に
 巡狩し玉ひしとそ見えたる、其宇内を疆理し宗廟を保守
 するゆゑんのもの由来あるをおもひしるへ◎なりと云々、

〔名勝志〕

檳榔島 秋目村の屬島にして、浦を距ること海上一里に
 あり、島廻り凡一里、枇椏樹多し、戸柱大明神素戔嗚尊・
稲田姫・祭
 六月十十五日を安置す、古昔此島を秋目島といひ、今の秋目村ハ
 木下村といひしといへり、下大瀬より圖を寫して爰に載

す、

〔地理纂考〕

蒲葵島 蒲葵樹多し、往古ハ此を秋目島といひしとぞ、
 此邊群魚の聚る所にして漁釣に利あり、

〔地理纂考〕

秋目港 港口南に對す、周廻凡七町余、港口に素麵崎ソウメンジマと
 いふ巖の背海中に差出て風浪を防ぐ、然れとも海淺くし
 て大船碇泊を得ず、亦西南の方に鶴喰崎ツルハミといふ背あり、
 此背の海中に立神と唱ふる奇石あり、此外四方に怪巖聳
 ち、風景坊泊の港に稍相似たり、民戸港の岸頭にあり、

清水川 水源加世田郷高松より出て、秋目村の海に入る、
 川口満汐の時ハ舟船出入す、

行館趾ガリヤアト 當村ハ島津家久夫人湯沐の料に充置て、屢此地
 に遊へり、其時の行館の趾なり、後ハ山に倚り、前は港
 に臨ミ、清水川其側を流れて風景愛すへし、今邑士邊牟

木某か宅地となれり、此地に住む者鶏を畜ふ事を禁す、若禁を犯す者あれば、雌雄必ず相變すといふ、

納涼石 行館の趾を距る事申方四町許なり、大なる巖にして海水に臨めり、高五間許、周廻八間許にて、其中に洞穴前後に通ず、此穴雨を避くへく、又五六人を座せしむへし、家久夫人入来りて納涼せし故に名を得たりと云ふ、又毎年八月朔日、當村の女子短冊に歌を書き、竹の枝に垂て家毎に立つ、家久夫人此地に逼駐（留）の時、寂寥を慰むか為に女子を集め、自短冊に歌を書いて與へし故事なりとぞ、

亀石 行館の址より巽三十間許りにあり、豎六尺四五寸、横四尺許りにて、形状能く似たり、信輔公坊津に在りし時、遊歴して是を愛せしといふ、此石より望めハ當浦の風景一望に歸して最佳なり、

〔名勝志〕

金山 鹿籠村にあり、凡一里二十餘町一圍の山なり、日

々山中に入り金石を鑿、手籠に入れて腰に付山を下り、鍍錠をもてくたき、碓に入れて粉となし、又石礪にてせて細抹にし、ゆり鉢に入れて水に浮へ砂金をゆり、石と黄金とを分るなり、夫より風竈をもて玉金となす、金山の事隅州桑原郡横川金山のところに詳かなり、

〔纂考〕

物産

金石 金 鹿籠金山に産す、金山の条に詳なり、

飛禽 鶴 雁 鳧

走獸 猪 鹿

鱗介 鉛錘魚 鱧 鯛 鮪 烏賊 鰻

此外雜魚數るに遑あらず、

河邊郡

七島

〔地理纂考〕

鹿兒島縣廳より南七島の内口島迄六十九里なり、在番官

交代して島中の事を管轄す、七島と八口之島・中之島・
 臥蛇島・平石島・諏訪瀨島・悪石島・宝島の總名なり、
 此諸島南海の中遠近に羅列す、北は益救島に近く、南ハ
 琉球の内大島に近し、

吐火羅國 一説に云、往古七島の總名を吐火羅と云へり、
 吐火羅は即宝島也、後世に至て七島中の一島の称となれ
 り、書紀孝德天皇紀白雉五年夏四月、吐火羅國男二人・
 女二人、舍衛國女一人、被風流來于日向、齊明天皇紀三
 年秋七月丁亥朔己丑、觀貨邏國男二人・女四人漂泊于筑
 紫、言、臣等初漂泊于海見島、乃以驛召、辛丑云々、暮
 饗觀貨邏人、或本云 隨羅人、同紀五年三月丁亥、吐火羅人乾豆波
 斯達阿請曰、願得賜送暫還于本國、當留妻以為質、許之、
 即與數十人入于西海之路云々、天武天皇三年吐火羅及舍
 衛婦女獻藥種珍宝とある吐火羅も今の七島なりといへり、
 按するに、彼暫還于本國、當留妻以為質とあるか如きハ、
 遠からぬ國なるか如く聞ゆれと、舍衛國ハ中印度境、括
 地志に、沙祖大國即舍衛國也、在月氏南萬里云々とあり
 て、七島のほとりに同名の島を聞されハ、以上の説いか

、あらむ、此事猶考ふへし、又和訓栞曰、とから島薩摩
 の洋中にある島なり、日本紀に吐火羅に作る、中山傳信
 録に土噶喇に作る、夫婦の間甚正しく、婦人再縁せず、
 夫に食膳を奉するも眉に齊しくすと云、薩摩より琉球に
 至るハ必ず此島を経るなり、薩州人至れハ男女各酒瓶を
 持來りて獻す、終に去れハ合掌して敢て顧眄せずと云、
 大日本史外國傳に吐火羅國を出し、又舍衛國を載て云、
 並不詳其國地之所在とあり、是當時いまた薩州の宝島七
 島あるを知らざる故なるへしとあり、和訓栞に至て是を
 發明すといへとも、其風俗を擧る如きハ然らず、只僻島
 なる故に其人物諸島に勝りて朴野なるのみ、偕同書にと
 から島薩摩の洋中にある島なりとあるハさる事なれと、
 書紀にいほゆる吐火羅を七島の宝島なりといへるハいま
 其確證を得ず、

〔地理纂考〕

漢土人七島説 清人周煌琉球國史略曰、汪楫録云、七島
 者口島・中島・諏訪瀨島・悪石島・臥蛇島・平島・寶島
 也、人不滿萬、惟寶島較大、國人統呼之曰土噶喇、或曰

即倭也、然國人甚諱之、殊不知有日本者、臣間覽其國所置經書、悉係日本所刻、仍用漢文、旁印鉤挑字母、且有寶曆・永祿・元和・寛永・天和・貞享・元祿諸名色、又皆日本僭號、則與日本素相往來明矣、一說七島本國屬、尚寧王被襲、割地與之、王乃歸、即七島也、今非所屬故不詳、前使臣汪楫至時、適七島人在其國、欲仰觀天朝使者、因得一見至問之、則書手版曰琉球國屬地、是未免國人誑之耳、汪又云、北山寂無人來、或云、倭常執王割地乃得返、即北山、實則非也、中山傳信錄曰、大島・徳島・奇界云々、以上八島國人稱之皆曰烏火世麻、此外即為土噶喇亦作度加喇七島矣、七島諸島水程遠近見汪記錄、以非琉球屬島故不載、この文に國人統呼之曰土噶喇と云ふか故にて、琉球人常に清國に告て七島の總名を土噶喇と云ふか故にて、書紀所謂吐火羅・觀貨邏等を七島の總名なる證にハ取りかたし、又國史略に、七島本國屬、尚寧王被襲、割地與之、王乃歸と云るハ、清人無稽の妄説にして云ふにたらず、海東諸國記渡加羅トカに作るハ、一島の名にして總名に非ず、

〔地理纂考〕

郡司 七島の寄名を郡司と云ふ、上古諸國に國司を置き、(●●)國郡に郡司を置れしに、後世其名傳ハらず、此島の如き獨古名の残れる、奇と云ふへし、

〔地理纂考〕

平家苗裔 七島の寄官郡司の類系譜を其家に傳ふる者あり、大凡平氏にて、平田ヒラタ或ハ日高の者多し、其系譜を按するに、源平の乱に皆潜シカに遁イれ來れるなり、宝島郡司平田伊兵衛系圖に、其祖先新三位資盛の子兵衛太郎資宗源平の乱に幼イかりしか、母の抱護に由て潜シカに薩摩方七島に遁れ來りて寓居す、資宗より七代官兵衛宗重永享年中琉球國に渡り、珍布珍酒(●●)を齊し、鹿兒島に至りて是を進す、褒賞ありて名を官兵衛と賜ふ、是より宗重琉球に往來して、年々珍品を鹿兒島に進す、其後鹿兒島より琉球に通船ありし時、宗重父子其郷導官に任せらる、宗重より第六代五郎右衛門宗繼、慶長中樺山久高等琉球の役に郷導となりて琉球に渡り戦功あり云々、又平島郡司日高(●●)平次家譜に、其先祖新少貳平有盛の子也、壇浦の大敗に官臣

計策を設け、潜に小舟に乗て西海を歴て平島に寓止す、新少貳か子を盛時と云云々、又口島郡司肥後休右衛門由緒書に、其先ハ平家の門族なり、壇浦敗軍の後、豊前国彦山の山伏を頼ミ、山伏の島下りと名付、小船四五艘に乗て口島に至る、猶源家の兵攻来らむを恐れ、城を築て居住す、平家城と號す云々、其他の系譜も此類也、

〔地理纂考〕

落際ワラサイ 薩摩の地方より南島琉球へ往来するにハ必ず七島⑩海を過く、七島海とは屋久島より大島迄の間を云ふ、七島其中間にあるか故なり、此海上南北七十里許りの間波浪殊に高く、潮水常に東に落ち、迅速なること急流の如し、屋久島と口島との間は特に迅速なり、往来の舟順風の時は急流ヲ過き得ると云へとも、風なき時は必ず東に落る亘數十里にして、後止むと云ふ、是を七島灘と号して舟人恐れざるはなし、琉球往来第一危険の處とす、唐モロ土の書に此海潮東流危険の状を載て落際と名付ク、七島海船路の一脈ハかゝる潮勢なるに、七島海の西西ハ唐土の地方に向ふに遠く距れは又潮水西に落つ、然れとも東方に比すれハ

其勢ひ寛緩なりとぞ、凡七島海路南北七拾里許の間ハかくの如しといへとも、東西に五六十里も距れハ潮水又常の如しと云ふ、常に琉球に往来する舟師等謂く、七島海甚浅し、是海底の地勢高くして南北一脈相連る亘、地上に山脈相連るか如し、其潮水各東西に注き落るは、其中間海底の地形高くして、東西五十里の外ハ地勢低き故ならんといふ、此説必ず然るへし、是に據て考ふるに、凡大洋の底ハ地形平坦にして急波激浪なし、是假令ハ亞細亞州接壤⑩の大国は海底の地形平坦にして大廣野の如し、七島海の如きハ廣原に一脈連れる山上を行くに等しかるへし、

〔地理纂考〕

土産 松魚カツツ 松魚脂カツツツブ 松魚煎汁センシ 松魚鱈鯨カツツワシホカワ
 以上の四品七島名産也、七島の松魚ハ大海巨濤の中に産する故、肥コエる事を得ずして腥氣ニクキ少し、松魚脂ハ長く蔵めて蠹ムシつかす、煎汁ハ堅凝して油汁なし、鱈鯨ニベにして亦然り、此諸品其味も佳美ならざるなし、薩国に所産の第一にして、世に七島脂・七島煎汁と称せり、此二品ハ七島中一賦蛇・悪石を最上と

す、七島土人専ら漁釣を以て生業とす、故に此諸品多く出つ、

筵席 七島の名産なり、世に七島筵席と称す、延喜式薩摩国席三枚又堅魚煎汁など見えたるは此島の産なるへし、百姓囊曰、昔筑紫にて疊の表には第一茅筵をつけたり、座敷などには薩摩の七島席、或ハ琉球筵は上品の疊なり、いつれも皆縁なくして、今も薩摩にては琉球表のへりなし疊を敷く家多し、いつよりか備後の蘭筵を表につけて紺布の縁を付ケ専敷吏になりけん、貧しき農夫も正月に此疊を敷て年を迎へざるをいやしミ笑ふ、是皆近世華美の風俗に田家迄ならひ来るなり、薩摩国主ハ頼朝卿より傳はり、古風の家にて、諸士の風工商に至る迄古代の風俗なり、百姓の知るへき吏なり、

袂百合 常種と異にして奇麗愛すへし、土人傳へ云ふ、昔平家の人京都より此百合を袂に入れて携へ来れる、故に袂百合と云ふといへり、
海人草 山歸来 縮砂仁

〔名勝考〕

○鵜路島亦作宇治、宇治も水の縁なれハ、然るへし、

海東諸国記作宇持島、周匝一里許、上平坦にして漁船碇宿の艸舎あり、

〔名勝考〕

○向島

周匝三里許なれとも、島根峭立して船を繋ぐへからず、只草木葱籠り、西土の珠禽多く渡り来る、此二嶼加世田（龍力）の属島、御崎の南に去ること四十里許、此鵜路島にて漁師のよめる、唐舟か鹿の眞似してうち通る手火矢なけれハ見て過すなり、手火矢は鉄砲なり、唐船などのこの洋中を飄通るハ、牡鹿の青野原を駆ることく見ゆるとぞ、

〔名勝考〕

○草垣島亦作草垣、○海東諸国記作草垣島、周匝亦一里許、鵜路島より十八里西北に在り、

此も加世田郷に属り、共に人住居するなし、只網師の止宿して大小魚を獲の要地なり、此草垣島春夏の間も風吹て寒きこと冬のことし、唯極暑の時稍暖氣を覚ふ、夕陽快く、晴の日西北を望ミ視るに、朝鮮の地方少女（マヌス）の黛引るか如く海上に浮ミ見ゆと語れり、

〔加世田郷名勝調〕

一字治島

從片浦申西方海上四十八里

一向島

周廻一里半程
高百二十間程

一家島

周廻一里程
高十五間程

右両島半里程隔ル、

一艸垣島

從片浦申方海上六十九里

一上之島

周廻一里程
高四十間程

一下之島

周廻二十町程
高三十間程

右上下両島八間程隔ル、

右宇治島・草垣島之儀、是迄支配所無之候得共、以來

加世田支配云々、文政十三年寅七月十日達有り、

〔明治十二年内務省上申ノ内〕

薩摩国川邊郡拾島戸數人口周廻距離

一硫黃島

周廻二里五町
戸數五十六
廳下ヨリ三十一里
人口三百八十八

一竹島

周廻二里十三町
戸數十四
廳下ヨリ二十八里
人口九十六

一黒島

周廻三里十三町
戸數五十九
廳下ヨリ四十一里
人口三百六

一口ノ島

周廻二里廿五町
戸數二十五
廳下ヨリ六十九里
人口百五

一中ノ島

周廻四里半
戸數二十八
廳下ヨリ七十三里
人口百五

一諏訪ノ瀬島

周廻三里二十町
廳下ヨリ八十里

無人

一平島

周廻三十二町
戸數十七
廳下ヨリ八十六里
人口七十二

一悪石島

周廻二里二十町
戸數二十七
廳下ヨリ八十七里
人口百十八

一臥蛇島

周廻一里半
戸數十三
廳下ヨリ八十二里
人口六十八

一寶島

周廻二里廿町
戸數五十五
廳下ヨリ百五里
人口二百九十九

以上、

〔在于名勝考〕

河邊郡七島

トカシマ書紀作吐火羅、亦作親貨羅・都貨羅、○琉球録作土噶喇、并に七島寶島の統名、後僅に寶島の一島に其名を存す、○諸國記作渡加羅ハ一島

の名なり、

府南百五里、周匝二里二十町、去悪石島八里、去平

島二十二里、

シマコ島子島在寶島東、廻廿七町、諸國記作島子、又有沖障之洲嶼、

カミコ島上子島廻廿又下子島廻廿又大離の洲嶼あり、此四島共に寶

島の西南十二里に在り、俗に沖寶と云、寶島并に沖寶

本府を距最遠といへとも、其古名を以て首員に出す、

口島是本國よりして七島の海口故に口島と称ふ、○府南六十九里、回二口島里廿五町、○又烏帽子崎・黒瀬・半瀬・九瀬等あり、海東諸國記に小川地島と云は九瀬等の事なるへし、

中島ナカシマ府南七十三里、廻四里半、○諸國記中嶋、○又平瀬・高濑寄・七箇山・小瀬・大瀬・小山・眞崎等の沙礁あり、○口島より南海上五里許に在り、

諏訪瀬島スヱツミ府南八十里、廻三里廿町、中島より七里、諸國記作臥蛇島クワジマ府南八十二里、廻二里半、諏訪瀬の西十里、口島より十二里也、臥蛇島クワジマ諸國記作掛蛇島、○清汪楫録作臥蛇島、地字誤写也、又外地にも作る、○又前立神・後立神小洲あり、

小臥蛇島コクワジマ廻六町○諸國記作小地、又小掛蛇とあり、

按、書紀所謂舍衛國、疑ハ是島の原名歟、
平島ヘラシマ府南八十六里、廻三十二町、諏訪瀬より南五里、臥地より八里、○諸國記作多伊羅或平羅、○前瀬・多戸・荒瀬等の洲嶼あり、

按、書紀所謂墮羅は即此島なり、
悪石島アクシキ府南八十七里、廻二十二町、○諏訪瀬より南七里、○諸國紀惡石島アクシキ、○小立神・畦瀬・筋瀬・若瀬・難瀬・子妻瀬・隼子瀬の沙礁あり、是より賣島に至る十八里なり、

以上、断嶋總七箇、即古之を寶島と云、
孝徳紀曰、白雉五年夏四月、吐火羅國男二人・女二人、

舍衛女一人、被風流來于日向、○齊明紀（マ）三年秋七月丁亥朔己丑、親貨邏國男二人・女四人漂泊于筑紫、言、臣

等初漂泊于海見島、乃以馭召、辛丑、暮饗親貨邏人、本或

羅人、同紀五年三月丁亥、吐火羅人共妻舍衛婦人來、○六

年、都貨羅人乾豆波斯達阿請曰、願得贈送暫還于本國、當留妻以為質、許之、即與數十人入西海路、○天武紀三年、吐火羅及舍衛女獻藥種珍貨、○和訓栞曰、とからしま薩摩の洋中にある島なり、日本紀に吐火羅に作る、中山傳信録に土噶喇に作る、夫婦の間甚正しく、婦人再縁せず、夫に食膳を奉ふるも眉に齊しくすと云、薩州より琉球に至るハ必ず此島を経るなり、薩州人至れハ男女各酒瓶を持來りて獻す、終らされハ合掌して敢て傳昞せずといふ、○汪楫琉球使録云、七島云々、人不滿萬、惟寶島較大、國人統呼之曰土噶喇、或曰即倭也、然國人甚諱之、殊不知有日本者、○琉球國誌略云、一説七島本國屬、尚寧王被襲、割地與之、王乃歸、即七島也云々、今按、

谷川氏記す所男女の俗の如き未だ必ず然とせず、然とも眇然たる端島にして其風俗甚本國に劣らず、蓋水土の自然に出たる者歟、而大日本史外國傳に吐火羅國を出して舍衛國并不詳其國地之所在とあるハ疎漏といふへし、谷川氏に至り始めて之を建明す、此等にも命世の才豪を見るへし、蓋西域記に、親貨邏國舊曰吐火羅、訛也、其地南北千餘里、東西三千餘里、唐書吐火羅傳、或曰吐豁羅、

南

北

千

餘

里

東

西

三

元魏謂吐呼羅者古大夏地、又云、室羅伐悉底國周六千餘里、舊曰舍衛國、訛也、中印度境、括地志曰、沙祖大國即舍衛國也、在月氏南萬里云々、此觀貨邏・吐火羅及び舍衛等の地名并書紀載する所と同じけれハ、彼是其疑を存すへき事なり、然とも暫還本國、當留妻以為質、又臣等初漂泊于海見島云々申けるなどあるを見るに、印度數千里の地に妻を質とし暫に罷歸らんと言ひ、又自臣等と稱せしはかた〜相叶はず、又海見島に漂泊など天竺人の申すへき事にも非されハ、書紀の所謂ものハ是七島の古名なるへく、扱今に至り寶と書てトカラと唱ふるの例ハ外に未見當らず、但トと夕は音の通へるなれハ、初孝徳の御宇の時に吐火羅の文字慎られしハ、その國人の言せし所に據られしにて、其文字のときを西土記の所謂ものに假られしにハあらしか、若此一島にトカラてふ唱のなからましかは、千載の後孰かは吐火羅の即寶なるを知るへきぞ、名実の世に關るハ大なる事といふへきなり、○さて、國誌略に七島ハ本琉球の屬國也といへるハ、例の唐人ハ妄誕にていふに足らず、七島ハ蓋古者婀娜國の所屬にして、今猶川邊郡とし、其俗も全くの日本人にて、

詞も亦國語なり、この島宰を七島郡司といふ、郡司の古名遣りしハ此島のミそある、此地松魚・筵席を以て名産とす、延喜式薩摩國二丁席三枚又堅魚煎汁など見えたるハ、此島の産なるへし、百姓囊曰、むかし筑紫にて疊の表には第一茅筵をつけたり、座敷などには薩摩の七島席或ハ琉球筵ハ上品の疊なり、いづれも皆縁なしにて、今も薩摩にてハ琉球表のへりなし疊を敷家は多し、いつ比よりか備後の蘭筵を表につけて紺布の縁をつけ専敷こと、成ぬ、貧しき農人も正月に此疊を表に年をむかへざるをいやしミ笑ふ、是ミな近世花美の風俗に田家までならひ來れるや、薩摩國主ハ頼朝公より傳り、古風の家にて、諸士の家工商に至るまで古代の風俗あり、百姓の知るへき事也、按に、むかし海神の火々出見尊を奉迎し侍るに、八重疊を敷坐し參らせるとあり、今も南島の俗常にハ疊を藏置て、貴客の來れる時に取出して敷設るの事あり、亦古の遺俗なる歟

河邊郡

口之島

「地理纂考」

周廻二里二十町余、

名義七島の海口にある故に口之島と云ふ、鎌倉峯・前峯・雛峯・燃峯等の數峯あり、燃峯ハ常に火ありて燃ゆ、

「名勝考」

口島是本國よりして七島の海口故に口島と稱ふ、○府南六十九里、回二里廿五町、○又烏帽子寄・黒瀬・半瀬・九瀬等あり、海東諸國記に

小川地島と云は九瀬等の支なるへし、

〔地理纂考〕

八幡神社 當島の宗社なり、

〔地理志〕

一 弁才天 一 照日大神宮 一 北山大明神

一 地主權現 一 寄宮權現 一 若宮

一 一川祭大明神 一 荒神宮 一 聖之宮

一 西濱權現

河邊郡

中之島

〔地理纂考〕

口之島より西南海上五里にあり、周廻四里半、

七島の中程にあり、故に中之島と云ふ、七島の内此島最

大なり、島中の高岳を燃嶽モエタケといふ、火常に燃ゆ、又両川

あり、一を作り川、一を衣川ウロコといふ、

〔名勝考〕

中島オカノ 府南七十三里、廻四里半、○諸國記中島、○又平瀬・高藻寄・七箇山・小瀬・大瀬・小山・眞寄等の洲礁スナセあり、○口島より南海上五里許に在り、

〔地理纂考〕

洲礁 小山礁・平礁・大礁と云、皆當島の海中にて頗る大なり、

平有盛墓 當島郡司日高十左エ門所藏由緒書に、平有盛壇浦大敗より潜に遁れ来り、此島にて終るとあり、毎年六月・十一月両度小松太夫殿と唱へて祭祀をなす、

〔地理纂考〕

日向国油津アブラツシト人侵掠 天正の頃、日向国油津より東與助・

渡邊甚之助・黒木與太郎兵船數艘に乗て七島へ渡海し、

男女財物を掠む、土民等大に患ふ、中之島の郡司日高太

郎左エ門有益其賊を討て是を誅す、国主其功を賞して鎧

三領・鎗三本・眉矢マヤシ一本を有益に與へて褒賞す、其家今

に是を傳ふ、

地主神社 當島の惣社なり、島内社といふ所あり、自然石にて文字なし、

〔地理志〕

一八幡宮 一嶋中權現 一中嶋權現

一北山大明神 一弁才天 一屋代南權現宮

一白喜玉頭大明神 一鳥羽田三所權現宮

一御校蔵王權現 一平瀬大權現 一風本權現宮

一景良堂清水[㊦]之御[㊧]前

〔地理志〕

一八幡宮 一若宮大明神 一地主權現

一屋代明神 一猿山明神 一權現宮

(ハリ紙)

12 一 通達留

一七嶋之内諏訪之瀬嶋之儀、文化之度燃動以降人民逃散、自然荒蕪絶海之孤嶋ニ相成居候処、同嶋之儀、全體地利旁類嶋ニ増り、尤當時に於てハ燃動之憂不相見、人民居住相整候ニ付、以来開拓被仰付候間、志望之者者、近嶋之面々者勿論、誰人ニ不依名前申出候ハ、即開拓可被仰付候、尤開拓之上式拾ヶ年者年貢を聽るし、各自ニ作取被仰付候条、生産奉行江申渡、向々江可申渡候、

明治三年午

十一月

知政所

(本文書ハ「旧記雜録追録八」九八七の12号文書ト同一文書ナルベシ)

〔地理纂考〕

平島の東五里にあり、周廻三里、一名を燃峯と云ふ、常に火ありて燃ゆ、文化十年大に燃え、人民居住を得ずして他島に移ると云ふ、今人家なし、

〔名勝考〕

諏訪瀨島 府南八十里、廻三里廿町、中島より七里、諸国記作、諏訪瀨島 諏訪島、〇切石瀨、塩見寄、小凝之浦等の洲嶼あり、

河邊郡

臥蛇島

〔地理纂考〕

中之島の西十里にあり、周廻一里半余、

海東諸国記掛蛇島に作る、清汪楫録臥蛇島、又外蛇に作る、

小臥蛇島コスシヤシマ 當島の海中にあり、周廻六町、海東諸国記小

臥蛇島に作る、又小掛蛇ともあり、當島に属す、

〔種子島左近將監幡時傳〕

薩摩守好久主永享八年八月十日為料所賜薩州河邊郡七島

之内臥蛇・平二島、是時好久主代太守 忠国公預聽國政、

〔名勝考〕

臥蛇島クワシヤ 府南八十二里、廻一里半、諏訪瀬の西十里、口島より十二里也、

○諸国記作掛蛇島、○清汪楫録作臥蛇島、蛇字誤寫也、又外蛇にも作る、○又前立神、後立神の小洲あり、

小臥蛇島コハシヤ 廻六町、○諸国記作小蛇島、又小掛蛇とあり、

按、書紀所謂舍衛国、疑ハ是島の原名歟、

〔諸家大概記〕

源姓蒲地氏、治承二年、貞宗与申者七島和蛇嶋を被下罷

下候而、其後より(疏黄カ)琉球黒島郡司職代と勤来候由候云々、

13 種子嶋氏藏書

薩广國川邊郡内七嶋伊集院知行分嶋二、為祈所被宛行也、

早任先例、可令領知之状如件、

永享八年八月十日

種子嶋殿

好久判

〔薩广守用久初名、時ノ守護代也〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二二一九八号文書ト同一文書ナルベシ」

〔旧記中〕

伊地知越後守重實伊地知周防守重真二男父兄誅伐後大中公被召出、御

恩赦ニ而七嶋地頭職被仰付候、重實子勝左衛門尉重房、

天正八年七嶋地頭、納殿役、重房子周防守重康七嶋并久

志・吉松地頭被仰付候云々、

〔地理纂考〕

八幡神社 島中の宗社なり、

〔地理志〕

一若宮

河邊郡

平島

〔地理纂考〕

臥蛇島の南八里にあり、周廻三十二町、海東諸国記多伊羅或平羅に作る、此島形状寛平にして高山なき故に平島と云ふ、上原峯・伊門峯等の山岳あり、又池沼もありて水田頗る多し、

〔名勝考〕

平島 府南八十六里、廻三十二町、諏訪瀬より南五里、臥蛇より八里、○諸国記作多伊羅或平羅、○前瀬・々戸・荒瀬等の洲嶼あり

按、書紀所謂墮羅は即此島なり、

〔地理纂考〕

八幡神社 當島の宗社也、

河邊郡

悪石島

〔地理纂考〕

諏訪之瀬島の南七里にあり、周廻二十二町、山嶽御峯・神峯等あり、

〔名勝考〕

悪石島 府南八十七里、廻二十二町、○諏訪瀬より南七里、○諸国記悪石島石、○小立神・畦瀬・筋瀬・苔瀬・離瀬・子妻瀬・隼子瀬の洲嶼あり、是より宝島に至る十八里なり

〔地理纂考〕

八幡神社 當島の宗社なり、

川邊郡

寶島

〔地理纂考〕

悪石島の西南十八里にあり、周廻二里二十町、属島余多あり、其一を島子島と云ふ、本島の東にあり、周廻廿七町、海東諸国記島子島に作る、其一は上子島、其一は下子島と云ふ、皆周廻並に二十町余、又沖障島、大離島の小島あり、皆本島の西南十二里にあり、俗に沖

寶と云ふ、當島原野廣くして高山なし、水田陸田頗る廣し、池二あり、大池周廻二町余也・小池周廻一町余也と云ふ、

〔名勝考〕

寶島トカシマ書記作吐火羅、亦作觀貨邏・都貨羅、○琉球録作土噶喇、并に七島ノ名の統名、後僅に寶島の一島に其名を存す、○諸国記作渡加羅ハ一島なり、

府南百五里、周匝二里二十町、去悪石島十八里、去平

島二十二里、

島子島シマゴ在寶島東、廻廿七町、諸国記作島子、

上子島カミゴ廻廿又下子島シモゴ廻廿又大離オホホの洲嶼あり、此四島共に寶

島の西南十二里に在り、俗に沖寶オキサハと云、寶島并に沖寶

本府を距最遠といへとも、其古名を以て首員ハシメに出す、

〔地理纂考〕

岩窟イハヤ窟の奥屈曲して深さ測るへからず、窟内廣き所一

畦許にて、觀音及び辨財天の石像を安置せしを、明治度

〔例の〕廢止す、往歲洞窟の奥に入し者ありて、唐土の古

錢を多く得しと云、

平家堂 林丘の中にあり、堂内縉紳家の木像を安置す、此木像ハ郡司平田伊兵衛平家の後裔なりとて鹿兒島ネシメ祢寢丹波より贈ると云ふ、祢寢氏平氏、の後裔なり、

〔地理纂考〕

諳幾利須人侵掠 七島ハ縣廳より在番官を遣して島事を

治む、文政七年甲申の歲、別に島務ありて横目吉村九助

貞翁寶島に役す、是歲七月八日、蕃船一艘寶島の海上に

來り、脚船ハシトネより七八人バシトネ選所の下なる前籠港マシコウに至て岸に上

る、在番官及び島吏出て應接す、言語通せず、蕃人島上

の牛を指し手様テサマをなして牛を請ふ、此方にも手様を以て

許さず、蕃人懼ヨロヒずして去る、其翌九日、脚船二艘に十四

五人乗て又前籠港に至り上陸す、前日の如く在番官等應

接し、互に其国字を以てすれとも通せず、只言語の内諳

幾利須人たる事僅に通す、蕃人焼酎・麦飴・衣服・刺刀

小刀・時鳴鐘トケイ及び彼国の金銀等を出して牛に交易せんと

手様をなす、此方許さざる手様をなし、蔬菜ズカイの属トクを與へ

衆品オモを取て歸らしむ、蕃人謝して歸る、既にして又脚舟

三艘を發して前籠港マシコウに來り、蕃徒二三十人上陸し、島中

處々に鳥銃を連發し、邏所に向て放つ事類なり、本船よりは時々大砲を放ちて絶えず、蕃人海辺原野に繋る牛を射殺し或ハ生捕て埠頭に至る、蕃徒邏所の門口に走せ来り鳥銃を發つ、九助門口に伏し、銃を發して一人を射殺す、時に蕃人の来るや、九助と相距る事三步に及て銃を放ち胸を洞す、叫ぶ声牛鳴の如くにして死すと云、其餘二人九助に向て銃を放ち、死躰を棄奔て脚船に帰る、其道にて二人大に声を發す、是其上陸の徒を取めて退かんか為なり、於是上陸の蕃賊皆銃を連發して退き、急に脚船を發して本船に帰る、時に賊所掠の牝牛三頭にして、其二頭ハ生捕、其一頭は射て殺す、初め牛五六頭を埠頭へ牽き至りしに、急に船を發して奔せ去りし故に、只三頭を奪ひ去れり、此方ハ一人も死傷なし、此日蕃船此所を去り、海中時々大砲を發し、其翌日迄ハ遠近に隠顯せしか、十一日に至り遠く去て見えす、九助等状を鹿兒島に啓す、廳所復寇掠を慮り、物頭島津權五郎に命して兵を督して急に渡海せしむ、されと賊又来らず、九月朔日、舟を發して帰る、九助任限満、帰て重く其賞を蒙る、

〔地理纂考〕

鎮守神社 當島の宗社なり、

〔地理志〕

一 (國壽) 權現

一 弁才天

一 墓宮大明神

一 あたあん大明神

一 川祭大明神

一 八幡宮

一 狼神大明神

一 嵩子神社

一 上極大明神

〔川邊郡十島記〕

薩摩国河邊郡之内

口之島

中之島

諏訪瀬

臥蛇島

平島

悪石島

寶島

同国同郡之内

硫磺島

右硫磺島ノ内

竹島

右同

黒島

右十島、城下より小姓與之者交代在番申付置候、

右之通、文化元年御書出有之候、

地志要略 名勝部

沖之小島 在薩广国河邊郡、今日硫磺島、治承年中

平判官康頼・丹波少将成経・俊寛僧都配流之島也、

俊寛墓石及足摺石傳称于今存、事見平家物語、

一別紙繪圖寫為御見合差越申候、宇治の島・くさかきの

島周廻里數等之儀、加世田江紮方申渡置候処、何分未

申出候、繪圖面にては黒島最奇の場所ニ相見得候得共、

船路里數泊港より記付有之候間、泊又は加世田邊廻浦

之節、島周廻等申出候筋ニ御取計可給候、

一七島并屋久・種子両島繪圖寫之儀も為萬一其御方江遣

置申候、種子島村方里數等相札申出候帳面之儀は、築

地別勤座江残置申候、

河邊郡之内

一宇治の島

内周廻凡壹里餘

同式里拾町餘

但一島にて二ツに相分候、

人家無之候、

洋海中に有之、河邊郡之内何れ之村江属居候と申儀

は無之、坊津湊より方角西海上凡四拾八里、

〔地理纂考〕

薩摩国河邊郡

硫磺島鹿兒島縣廳の辰巳三十一里、山川港より八十八里な

り、一員ツ、
在番交代す、

島の名義 此島古来硫黄を産す、太宰府別貢とあるは即

此島の産なり、因て島の名とす、平家物語此島を鬼界島

に作る、千載集沖小島に作る、和漢三才圖繪澳小島に作

る、登壇必究硫黄島に作る、東藻會彙伊王島・硫黄灘等

に作る、按に、和名鈔硫黄和名由乃阿和、和俗に云油王、

本草和名石硫黄和名由乃阿加、生太宰府、又慶長年録に

ユワフガ島とミゆ、舞の本とて三十六卷あり、多田義俊

か三十ヶ條故實辨に注釈を加へたり、其本にイワフガ島とあり、本艸綱目引庚辛玉冊云、石硫黃生南海琉球山中、倭硫黃亦佳なりとあり、是琉球人此物を薩戸に得て琉球硫黃と稱し唐土に渡せるをかく記せしならむ、又鬼界島といへるハ輕大臣の故事より出たり、此事下今島人俗に黃海島の字を用ふ、海辺の水都て硫黃汁にて黃なる故なれハなり、

〔地理纂考〕

島形 此島周廻三里、島中の東北に硫黃岳あり、其下ハ群山相連り、其餘は原野にして頗る平地多し、人家は島南の港口に傍て聚落をなせり、土民男子ハ松魚を釣り魚腊に作るを産業の第一とす、耕作ハ専ら婦人の業とせり、大抵麦及蕃薯を多く植ふ、

土俗 島中の婦人ハ眉を拂ハす、齒は或ハ染たるもあり、染さるもありて不同なり、屋宇ハ皆笹葺にて茅茨を用ひす、其笹は島産の籐竹を用ふ、此笹にて葺く時ハ凡そ三十餘年を保つと云ふ、富民の屋ハ笹葺の厚さ三尺許なる

もありとぞ、島内醫師なき故に、土人病を受る時は社司等へ請ひ祈禱をなす、土俗甚た神社を敬信し、日參をなす者多し、

〔地理纂考〕

古來事蹟 當島は、治承の頃丹波少將成経・判官康頼・僧俊寛流されしより島名天下に著ハる、又正嘉二年平内左衛門尉俊職當島へ流され、又元徳元年文觀法師當島へ流されし事、舊史に見えたり、當島熊野神社の社司長濱某系圖を案するに、祖先平氏の苗裔にて、京師の乱を避此地に落來り、遂に島の守護となる、其御諸国の流人賤を擇ハす三百餘人ありしと見ゆ、此説に拠れハ、平氏の徒此島に流寓して領主となりしなるへし、熊野神社由緒記に、文祿五年、新納大藏下島して支配云々、又熊野社寛永十六年棟札に地頭寺山四郎左衛門尉忠昌云々、又宝永元年棟札に地頭林休兵衛時主云々とあり、

〔名勝考〕

硫磺島 平家物語○按、和名鈔硫黄和名由乃阿和、俗云油王、本艸和名硫磺石硫黄和名由乃阿加、出太宰、是湯之泡、湯之垢の謂なり

慶長年録にユワウガ島と見ゆ、并に湯乃泡の轉なり、何頃よりカイワウガ島とは呼ばしけん、舞の本として三十六卷あり、多田義俊が三十ヶ條故実辨に注釈を加へたり、其本にもいわずか島といふ本あり、ヤイユエの音便にてイワウとハ云なせしならん、○登壇必究作硫黄島、○東澤會彙作伊王島、流黄灘等、

異名沖小島、千載集○和漢三才圖會作澳小島、鬼界島、平家物語○詩人薩海鬼界洲阿母灣などに作れり、

府坤位三十一里、周二里餘、

此島古より硫黄を産す、太寄府別貢とあるハ即此島の出す所なり、因島名とす、本艸綱目引庚辛玉冊云、石硫黄

生南海琉球山中、倭硫黄亦佳、是は沖繩人かこの物を本藩に得渡る故にか、萬葉集に、みなきりあひ奥門小嶋に風をいたミく記したり、

船よせかねつ心はおもへと、詠しもこの島なるへし、

平治年中、平清盛入道淨海流于判官康頼・丹波少将成経・

俊寛僧都三人於此島、是より島名天下に鳴れり、平家物

語曰、抑鬼界ハ昔ハ南島と称す、所謂琉球を五島・七島とて

此五島ハ種子・屋久・硫黄・竹島・黒島なるへし、七島ハ南島鬼界・大島・徳島・沖永良部・沖繩島・八重山・宮古島等なるへし島の

數ハ十二に分れ、端五島は日本に従へり、康頼法師ハ五

島の中千戸の島、同白石島へハ丹波少将成経、さて俊寛

僧都ハ奥七島の内三泊の北硫黄島に捨る筈に定りたれば

と云々、此奥七島ハ即今七島にて、前にいへる七島とハ見え、七島

人別々に流されしかとも、後にハ一所にのミ居たりしにて、屋久島にも俊寛足摺石とてわれハ、かの地などにもミつから渡りし事ならむ、

「川辺郡十島記」

硫黄嶋

周廻貳里五町

人家有之候、

西洋海中ニ有之候故、河邊郡之内何れ之村江属居候

ト申儀者無之、揖宿郡山川湊ヨリ方角未海上凡拾八

里程、

「地理纂考」

平家城、當島の東北にて、海上に臨める一孤山なり、硫

黄峯の北面に對して、村里遠く隔れり、平家の城壘なり

しと云ふ、

「地理纂考」

俊寛略傳、平家物語・源平盛衰記に拠て俊寛の事跡を按

るに、村上源氏にして、具平親王より第六代の苗裔、源

寛雅か子なり、治承元年、俊寛藤原成親等と平家を亡さ

んと謀りし事顕れ、藤原成経・平康頼と三人當島に流さ

る、同二年、平重盛公叔父教盛卿の請に依て赦を父平相

国に乞ふ、相国成経・康頼の二人を赦免し、俊寛は罪重しとて赦さず、使者當島に至りて其赦文を示す、俊寛勸哭殆んど絶せんとす、時に成経よりハ夜の衾、康頼よりは法華経を残して形見とす、二人船を發して京に歸る、後俊寛獨り此島に在りて幽憂甚しく、其時の歌に、

見せハやな我を思ハん友もかな穢イダシの苦ツマやの柴イカの庵イカを

とよめるよし云ひ傳へたり、初め俊寛都に在りし時幼少より仕へし童子兄弟三人ありしに、兄ハ法師になり、第二の弟ハ亀王、第三の弟ハ有王といふ、俊寛流配の時、亀王ハ淀迄送りて隨ひ行むと乞しか共相叶ハす、有王ハ大原・嵯峨等の寺々へ至りて身を託し、俊寛か再歸を祈る、其後三年を経て成経・康頼歸洛ありしに、我主獨り硫黄島に残り留ると聞て、獨り都を出、硫黄島に尋行むとて先奈良へ行き、俊寛の女子ありけるに其志を告て文を請ひ得て、四月末筑紫へ下り、便船に乗りて當島へ渡海し俊寛に遇へりしに、形容憔悴して別人の如し、其女子の文を出せしに、俊寛喜ひ且泣く、其後有王丁寧に給仕しけるに、四十日許を歴て俊寛病に臥して終に死す、有王慟哭し、其死骸を葬め、其骨を携へて京に歸り、奈

良に往き、女子に是を告て共に天野の別所と云ふ山寺へ伴ひ行き、出家して又高野山に登り俊寛の骨を納め、女子と同じく後世を弔ふと見えたり、以上大意を記す、又出水郡野田邑に俊寛墓、出水邑に同人屋敷等の遺蹟を傳ふ、各其邑に記載ス。

「地理纂考」

俊寛投筆石 ナシ 矢筈山といへる所の巖壁に大石ありて、樹杪に峙つ、俊寛配流の時、筆を染て此石に投しに、梵字の形をなせし故に、投筆石と名付くといへり、此邊甚急峻にして、土人も登る支あたはず、遙に石を仰き見るのみ、

足摺石 アジゾリイシ 海邊乱石の中にあり、長五尺四寸、横四尺、高三尺餘なり、其石面に長さ八寸三分左足の形穿てり、指の方廣さ、四寸二分、踵の方三寸五分、深さ二寸許なりとぞ。 成経・康頼赦にあひて船を發す、俊寛一人留りて此石に足を摺り別を惜しと云、されと此ハ偽作にて、其側に南北三間二尺東西二間四尺餘なる大石あり、其石面平坦にて座臥すへし、俊寛常に爰に来遊して、實の足摺石ハ是なりと云り、平家物語に曰、舟出せんとしけれハ、僧都舟

に乗ては下つ下りてハ乗つ、あらまし事そし給ひける、
既に纜解て舟を出せは、僧都綱に取付、こしになりハき
になり、たけ立迄ハ引れて出つ、たけも及すなりければ
僧都舟に取付く、さて各俊寛をハ終に捨はて給ふ、日頃
の情も今は何ならず、赦されなけれハ都までこそ叶ハす
とも、せめて此舟に乗て九国の地迄とくとかれけれとも、
都の使何にも叶ふましとて、取付給ひつる手を引のけて
舟を終にこき出す、僧都せんかた渚に^(なく脱カ)あがり倒れふし、
をさなき者の母杯を慕ふ様に足摺をして、是をのせてゆ
け具してゆけと宣ておめきさげ給へとも、漕行の習に
て、跡ハ白波許なり云々、

〔地理纂考〕

磯松寄 俊寛の侍童有王丸渡海の時、船より上陸の所な
りと云ふ、此所當島の東岸なり、

城ヶ原 此原南北十五六町、東西半里許ありて、平坦也
東の一面山に續き、三方は海に臨ミ絶崖にて、今土人の
耕作場とす、往古平族當島へ遁れ来て城壘とせし跡なり

と云ふ、

御前山 原野陸田の中にて、山中に古墓大小三十餘墓^{◎墓}あ
り、是平家諸人の墓なりと云へり、

〔地理纂考〕

硫黄嶽 在番衙^{ヤシヨ}より寅方半里許にあり、硫黄を産する故
に名を得たり、此峯島の東面にありて海中より聳へ立、
登路三里なりと云、四面すへて焼石^{ヤケシ}にて艸木生せず、半
腹より以上ハ処々に硫黄燃^{モキ}出つ、一方に多く出る時は一
方ハ少しと云ふ、絶頂に圓き池ありて、径十四五間、深
十四間余なり、往古は水ありしを今ハ涸^カたりとそ、此池
にも処々に硫黄を吹出す、池の北半町許に石を高三尺許
幅五尺許積ミ上たり、土人は是を嶽の神と号して崇敬す、
神社は山下にありて蔵王神社と号す、又岳上岩石の窪^{クボ}ミ
に溜水ありて酸氣甚し、世に是を硫黄酸^{ユウワウサン}と云、腹痛・疝
積等に服して効驗ありとそ、

〔地理纂考〕

井水 在番署ヤシロより卯の方半町許にあり、島民の用水此井の外にある事なし、深三尋許にして水勢強からず、硫黄氣あるか故に水常に暖アタなり、暫く汲置クミオキて冷水となるとそ、温泉 在番所より辰の方半里、硫黄岳の南面海岸の岩隙より出つ、其高五尺許にして海中に落る、故に浴池なし、諸人タ寛を以て身に注ツクく、硫黄氣強くして湿瘡を能く治す、此辺処々に温泉ありといへとも、地形皆險阻にして浴池を設る克能ハす、

〔地理纂考〕

硫黄島諸説 治承元年五月、成経・康頼・俊寛等隱謀露れ、相国大に怒り、西光法師を殺し、大納言成親卿を備前兎島コシマに流し、其後配所にて成経の子少将成経・平判官康頼・僧俊寛三人は當島に流す、成経・康頼は素より紀伊国熊野神を信仰の人なりしかハ、此島に熊野神を建立して歸洛を祈らんとす、俊寛は不信心にて同心せず、二人ハ心を同し、島中にて地形の熊野に似たる處を尋ねて、一嶺を那智ナチと号け、熊野十二所神社を建立し、二人毎日

熊野參詣し及ひ觀世音へ祈り、種々の苦行をなして歸洛を祈りけるに、度々感應靈夢等ありけり、此事平語に委しけれと、文長けれハ略、一日嶺吹風に誘はれて木の葉の乱れて落ける、其中アヤにいと怪しく虫食ムシハミたる一葉ヒトヒラ二人か間に落たりける、取て見れハ一首の歌あり、

千早振神に祈の繁ければなとか都にかへらさるへき
康頼京都に七十有餘の老母あるを思ひ、千本の卒都婆ソトバを作り、頭には阿字の梵字をかき、又年号月日實名及二首の歌を記しける、

薩摩湯沖の小島に我ありと親にハ告よ八重の汐風

思ひやれしはしと思ふ旅たにも猶故郷ハ戀しき物を

海邊に持出て熊野神及び一切神佛へ祈誓し、一本ハ都の地に傳へ給へとて海水へ浮へける、此卒都婆一本は熊野新宮の浦に寄たりけれと、世を憚りて披露せず、一本ハ安藝の嚴島イソジマへ寄たりけり、時に康頼へゆかりある僧嚴島へ參詣したりけるに、其卒都婆を見付て京に携へ歸り、母妻子に示しければ、皆泣悲て不思議の事とす、既にして歡聞ウレヅクに達し、法皇是を御覽あり、時に此歌京中上下に玩ひ傳て、皆人哀を催せり、其頃平相国の姫君建礼門院

未た中宮なりけるか、治承二年御懷妊ありしに、御病悩に染せ給ひて種々の御祈禱ありける、時に硫黃島の流人の怨靈付たりなとと雜説あり、教盛卿重盛公に謂て曰、今度中宮御産の祈に非常の赦を行ひ、硫黃島の流人を召歸され給ハば、功德善根是に過くへからすと云ふ、重盛公此由を父相国に請ふ、相国曰、成経・康頼ハ赦すへけれど、俊寛は罪重し、赦すへからすと云ふ、於是成経・康頼ハ召還さるるに事定まり、其赦文を下し、七月下旬、丹左エ門基康を使として硫黃島に赴かしむ、基康島に至りて赦文を出す、成経・康頼の名のミありて俊寛か事は見えざりしかは、俊寛慟哭して殆んと絶入なんとす、二人種々に慰め、成経よりは夜の衾、康頼よりは本尊法華経を残して形見とし、舟を発して都に歸る、かくて成経ハ教盛卿と同車して教盛卿の婿なれハなり相国に謁しけれハ、相国是を慰勞す、其後本位に復し、父の跡を追て大納言に任す、康頼は其母に謁しけれハ悲歎相極れり、双林寺に遣れる叔母某への文に、母ハ在島中に卒しけるよしミゆ、其後双林寺の庵室に幽居して宝物集を著ハし、俊寛は遂に島にて死す、出水邑等の説、は是に異なり、

〔地理纂考〕

貴海島追討 キカイシマ 東鑑文治三年九月廿二日條下曰、所聚号宇都宮所為御使下向鎮西、是天野藤内遠景相共可追討貴海島之旨、依含嚴命也、件島者、古來無飛船帆之者、而平家在世之時、薩广国住人阿多平權守忠景依蒙勅勘、逐電于彼島之間、為追討之遺筑後守家眞、貞カ家眞粧軍船雖及數度、終不凌風波、空以令帰洛、今度同意豫州之輩隱居歟之由、依有御疑貽有此儀、又去年河邊平太通綱到件島之由、聞食之間、所思召企給也、遠景元來在鎮西云々、貴海ハ即硫黃島なり、

〔地理纂考〕

平内左衛門俊職配流 同書に曰、俊職ハ平判官康頼か孫なり、正嘉二年八月、諏方刑部左衛門か伊具四郎入道を射殺せし事に座して硫黃島に流さる云々、又曰、治承頃者祖父康頼流此島、正嘉今又孫子俊職配同所、寔可謂一業所感歎、又大日本史平時頼傳曰、伊具四郎與平俊職等會諏方盛重宅、四郎先帰、途中矢墜馬死、時黃昏不知誰為、法吏以疑収盛重及俊職等、不能竟、時頼陰召盛重、

屏人問之、盛重乃曰、己所食邑為四郎所領、故以報怨、
時頼遂梟之、俊職等坐流、東鑑評
定傳

〔地理纂考〕

文觀法師配流 後醍醐天皇逆臣北條高時を誅伐し給はん
の叡慮ましゝて、先法勝寺圓觀・小野文觀・淨土寺忠
圓等に勅ありて高時を調伏させ給ふ、事蹟れて、元徳元
年己巳五月、鎌倉より兩使を上洛せしめ、この僧徒を捕
らへ、六月、関東へ召下し、高時先文觀・忠圓を拷問す、
二人其實を吐く、圓觀を拷問せんとせしに神異の事
ありて止しと太平記に見えたり 同七月、高
時文觀を硫黃島、忠圓を越後国へ流す、圓觀は遠流一等
を宥めて結城上野入道へ預て陸奥へ往しむ、元弘三年癸
酉、鎌倉亡ひて天下一統し、天皇再ひ京都に還御の時、
文觀を當島より還し、其外人々も皆帰洛す、其後文觀京
都にて種々の奢侈甚しく、世の譏を受しか、程なく建武
の亂起り、門徒離散し、吉野の邊に漂泊して身を終る云
々、参考太平
記に拠る 又諸家人物志に藤原惺窩硫黃島に至れる由
見えたり、其傳に曰、藤原惺窩ハ冷泉爲純の子なり、初
め相国寺に入り佛書を讀む、當世に善師なきを歎き、忽

奮発して西土の文物を觀むと欲し明国に渡らむとしける
に、舟風濤の為にさえられて器界島器界ハ即ち
硫黃島也に漂着し、志
を得ずして帰る、滞留する事久し云々、此時の事山川の
条に詳なり、惺窩當島に漂着の時の詩歌彼集に出たり、
爰に略す、

〔地理纂考〕

輕野大臣説 神社啓蒙曰、輕大臣者旧傳為遣唐使、時支
那人飲之不言藥、身作彩画、頭載燈臺而燃火、即名之為
燈臺鬼、其子參議春衡又為遣唐使、于時齊明天皇二年丙
辰歲也、及今支那帝殊愛重焉、及于夜、秉燭出燈鬼云々、
遙見春衡知我子、流涕嗚咽、嚙指頭血書曰、
我元日本華京客 汝是一家同姓人 為子為翁前世契
隔山隔海恋情辛 經年流涕蓬蒿宿 逐日馳思蘭菊親
形破他郷作燈鬼 爭帰旧里寄斯身
又歌
としひの影耻かしき身なれとも子を思ふ暗ハ悲しか
りけり
春衡見之、以為我父也、遂求燈鬼、帰日本之日、没瀨州

硫黃島、名其所葬之地曰鬼界、又和漢三才圖會硫黃島の

条に輕大臣の事を載たる所、神社啓蒙に同し、さて其文末に、按、春衡或為玄光、輕大臣不知何時人、舒明帝時人、或曰齊明帝、又或文武帝而無輕大臣者、且遣唐使者、推古朝遣犬上御田銅於時人

唐、而舒明朝婦、是遣唐使之始也、文王朝粟田真人為遣唐使、虚説分明、又曰、河州市郡有輕墓、和州高市郡有法輕寺、丹波桑田郡有輕神社、皆立大臣之名、遂不知其拠、皇極帝之弟有輕皇子、是乃孝德天皇也、其外不聞称輕之名也と記して俗説を弁したり、又三国神社考に、燈鬼此地ニテ薨セシ故、此島ニ禿倉ヲ建靈氣ヲ祭ル、其靈氣竹木不浄ヲ犯者マテ靈出甚シ、爰ヲ以テ此島ヲ鬼界島トハ名付シ也、硫黃島トハ元來此所ノ名ニシテ、鬼界島トハ靈氣ニ依テ是ヲ号スト也、輕大臣ノ御事ハ承和ノ頃ノ事トカヤ云傳ヘタリ、徳鉢トハ燈臺ノ誤リト云リ、又徳鉢神社の傳に、齊明天皇二年丙戌八月廿五日、御尊骨ヲ納メ、本国ヘハ遺髮ヲ持越セリと云ふとあるハ、拠も無き妄説にして、云にも足らぬ事なりけり、

「地理纂考」

物産

土石 硫黃並に硫黃醋 當島硫黃を産する事ハ古來天下に聞えたり、故に硫黃島の名を得たり、源平盛衰記に肥前国より鬼界島へ渡り硫黃を取て帰る商賣の便船云々とある鬼界ハ當島なり、硫黃の上品を鷹の目、次に鶺鴒の目トイふ、是硫黃の精粹なり、製法を経すして直に用ふへし、岳上にて硫黃の地より吹出して下に滴れるなり、故に方言吹出と云ふ、又此二種の外に粗硫黃あり、製法を歴て用ふ、此ハ岳上硫黃の附たる石を起し取り、或ハ土沙を聚め、是を三に取分け、地を掘り、各其中に入れて硫黃に火を燃せハ、悉く鎔流れて底に沈ミ、堅凝するを俟て硫黃を取る、其硫黃に上中下の位ありて、石に付るを上とし、沙に付るを中とし、土に付るを下とす、かくて村里に帰り、再び是を大鍋にて煎し、模に流し入れ、堅凝するを俟て取め取る、硫黃の槽模の底に溜れるを、方言に硫黃尻といふ、是をも又碎きて始の如く煎する時は、再び硫黃出つ、然れとも多く得ずといふ、

五穀 陸稻 粟 黍 大麦 小麦 胡麻等皆産す、蕃薯

は甚た大なり、糞を用ひすといへとも能く成熟す、

藥品 山帰來 縮砂仁

蔬菜 藜苳 大さ指の如し、 臭梧桐 其味苦からすし

て佳品也、故に臭梧桐の羹汁を嗜む者は當島の所産を

移て鹿兒島に植る者あり、

竹林 山茶 山林甚多し、此實を采て油を搾む、燈火・

油燐等を用ふ、

蕩竹 島内皆此一種にて他竹を生せず、故に土人屋宇

を葺くに皆此竹の枝葉を用ふ、

飛禽 白地鳥シロチトリ方言なり、又方言 島内絶崖の上に栖む、魚を

食とす、其形鸛コウに似たり、其色青翠にて腹白し、頸長

く、足に水かきあり、土人此鳥を取るに、暗夜舟上に

松明を燃せハ此鳥飛來るを、竿を以て擊落して取り、

皮を去て食す、其味鶏に似たり、土人の説に能く湿を

去ると云ふ、

鱗介 松魚カツツ 當島の海中甚多し、 海鱧ワリ二種 春の頃、

岸頭より牛角・鹿角を用ひ餌として釣る、其角共に長

さ四寸許にて、其先に鉤を挿み、角の本に穴を穿ち、

緒を付て用ふ、角に優劣ありとぞ、 鱒魚セシギ方言、永 當

島の海中に産す、琉球人來て多く取る、海水に身を没

して手捕にす、琉人夏は屋久島の属島永良部島に至り

て是を取り、秋に至りて當島に來る、此島秋ならされ

ハ海上に浮出ざるか故なりとぞ、港口に水泉ありて其

水暖なり、秋冬の間此水中にて卵を産む、一頭に四ツ

或は五ツを産むとぞ、

鰻 松鯛 鱈 烏賊

〔名勝考〕

俊寛の足摺石・同墳墓とて今もこの島へ遺れり、餘は出

水郡の所にいへり、

寶物集七の卷、平判官康頼鬼界島に流されし時、途中に

髪を祝て名を性照と易たり、島に居こと三年にして赦に

遇ひ、京に歸りて後此書を著れり、第一卷に、治承元年

の秋の頃薩摩の國の島を出て、同二年の春ふた、ひ旧里

に歸りて後、嵯峨の釈迦堂にまうて、云々と書出したリ、

○東鑑四十正嘉二年戊午九月二日、先是九月十七日、平

内左衛門尉俊職平判官康頼因與于諫方刑部左衛門尉入道殺

害伊具四郎入道之巨悪、今日被配流硫黄嶋云々、治承比

先祖父康頼流此島、正嘉今又孫子俊職配同所、寔可謂一業所感歎、又元弘三年皇國一統の後、今年文觀上人硫黃島より上洛すとあり、○惺窩先生倭歌集曰、西土モロコシへわたり侍らんとて筑紫まで下りし時、しれる人の許へよみて遣しける云々、その時船を鬼界か島へつなきて、

やまと歌のあはれかけ、り目に見えぬ鬼の鳥ねの月の夕波

おなし時

薩摩かた八重のしほ風告やらんあはれうきみハ親たにもなし

けふりたつ澳の小しまやいにしへのおもひの色を猶のこしつ、

見よいかに雲路の鳥ハ飛消て帰るゆふへの山もありけり

諸家人物誌曰、藤原惺窩は冷泉為純の子也、初相國寺に入仏書を讀、當世に善師なきを歎し、忽奮發して西土の文物を觀と欲し明に渡んと欲するに、舟風濤の為にさへられて器界島キカイカシマに漂着し、志を遂すして歸る、先生又謂く、聖人に常師なし、是を六經に求と、是より儒に歸し四書

六經を講す、海内靡然として隨ふ、朝鮮人姜況(沈カ)見之曰、朝鮮三百年以來若是人有をしらす、吾幸に日本に来て先生に謁す云々、按に、旧傳に、惺窩先生明へ往の志ありて山川に來り、順風を待とて正龍寺に入られしに、四書の素誦ソソをしける小僧あり、其書を見らるゝに、甲乙直倒ウケシラスケの國音カクナを副ツクたり、先生その副墨チを問るに、當國の城下に罷在文之といふ和尚の点也と答ふ、惺窩曰、此書を得たれハ望足りぬとて、渡唐を思ひ止らる、但程朱の朱注此時に始る也、屋久島の恕竹も初ハ京師本能寺に留學せしか、此事を聞罷下り、文之か弟子となり儒を學へりと云々、今按に、惺窩の和歌題に鬼界島へ船繫てとあれハ、當時坊津より開洋せしにぞ、山川の事覺束なきにや、又程朱の説ハ、此より遙に前の玄惠法印既に朱注を講せしよし見えたるに、文之に始る \vee とあるもその \vee とあるの Δ 誤れるを知へし、○酉陰逸史曰、慶長十三年三月、猪熊侍從教利等蕩遊、密勾カクカシ宮女五人、所在姦淫、其二人(猪熊)実承(猪熊)龍幸者、於是事覺、天皇震怒、十一月、處猪隈(猪熊)教利斬、流宮女五人于八丈島、松木少将宗隆(信カ)・大炊侍從頼國二人竄于硫黃島、この二人後に頼國(信カ)へ遷シさる、其所に傳あり、○慶長年録曰、慶長

十年、禁中五人の局たち伊豆大島へ配流、皆剃髮、公卿諸所、内侍従は薩摩ウワウカ島と云々、この年録ハ五十巻あり、尾張侯の蔵本にして、當時の日録至て珍書なり、○東照神君の近侍小臣落合長作といふ者硫黄島に配流せらる、〇〇も慶長十三年の事とぞ、

〔地理纂考〕

熊野神社 祭神三坐、伊弉册尊・事解男命・速玉男命なり、神鏡數面を蔵む、當社は、治承元年、丹波少將成経・平判官康頼・僧俊寛當島へ流され、赦免を得て再京に帰らん事を祈り建立せしと云、一説に、初め成経・康頼熊野社をんせず、成経・康頼赦に逢て帰京の建立して帰京を祈る、時に俊寛肯後、俊寛悔て當社を崇敬すといへり、成経・康頼等當社に祈念して種々の靈應ありし事、古来の諸舊記に見えたり、かゝる由緒ある故にや、島津忠昌の時に社殿を修復ありし事、積柱庵か島陰雜著に載せたる棟札に詳なり、柱庵當時高名なるへし、又祠司長濱氏系圖を案するに、島津義弘・同家久朝鮮の役に先祖長濱權之丞吉延其軍に従ひ、慶長三年帰陣の時、南海の船戦に義弘の船危急なりしを、吉延武功ありて其難を免る、帰朝の後吉延か功を賞す、時に吉延曰、臣熊野社の社司たりといへとも、社殿の修甫を加

ふる事あたハす、願くハ臣に賜ハるの賞を以て彼修復を加へんと云ふ、義弘是を許し、官に命して修復を加へ、且鎧・太刀等若干の品を寄進すと見えたり、祭祀年中數度にて、正月元日・正月七日・五月五日・九月九日・十一月五日・十二月廿九日也、其内九月九日の神事には、其翌十日及十一日兩日、島中の婦女美粧をなし、笠・杖・扇子等にて歌曲を奏し舞躍をなす、其歌曲に硫黄島さ、波・島島原・思ひ立・花の大坂などいへる句ありて、其歌舞共に式法あり、是島中へ瘡瘡流行せざる為の祈願なりとぞ、此歌舞ハ、今の社司高祖父長濱伊豆吉明弟に權之丞吉繁と云ふ者大坂に至りし時、右の歌舞數曲を浪華の人に託して是を作り、自ら習ひ覺えて土民に教へ、今に傳り神事に用るとぞ、社山の大きさ南北四十八間、東西四十二間許ありて、山林繁茂せり、社前は直に港浦にて、鳥居も海に臨めり、土人當社を尊崇し、婦人ハ潮水に浴して參詣す、

〔名勝考〕

熊野權現奉祀即熊野三所大神、例祭正月元日、平家談に、成経・康頼熊野之社に詣つ、中、略、結願の日に成は、小竹を伐て串とし、浦の濶藻を御幣に狹ミ、鬼舄

といふ艸を垂手シテにたれ、清き沙を散供とし、名句祭文なとを談⑩説あけ、互に袖をそ絞りける、中略嶺吹風に誘れて、

木の葉乱て落捨ける、其中にいとあやしき蟲食たる葉一片二人か間に落たりける、取て見れハ一首の哥あり、

千早振神に祈の繁けれハなとか都に歸らさるへき

千載集、心のほかなることありてしらぬ國に待ける

時よめる、

平康頼

薩摩かた沖の小嶋にわれ在りと親にハ告よ八重の塩風かくはかりうきミのほとも忘られて猶戀しきは都也けり

〔地理纂考〕

蔵王神社 硫黄峯の麓にあり、神躰自然石なり、土人嶽三神と云ふ、祭神詳ならず、往古より當島守護の惣社とし、熊野神社と當社とを両所権現と稱して尊敬せり、祭日熊野と同じ、

御祈神社 祭神俊寛・成経・康頼なり、神躰自然石三ツ

を安す、社山周廻二十間許り、俊寛山と号す、樹木生茂

り、山茶最多し、本社の東脇四五間許に乾川あり、俊寛川と云、社地ハ谷合の山間を削平せり、往古俊寛の石塔

此川原にありしに、雨水洗崩して其儘に捨置たりしか、種々神怪ありて、土人恐れ當社を建立せりとそ、石塔の

側に松の大樹ありしに、文化の頃大風に倒れ、今其朽木

猶倒伏せり、正祭十二月二十八日なり、前晚より齋戒し

て、熊野神社御供所へ通夜して神膳を供ふ、又七月十五

日の夜、土人大小の松明二ツ竹にて作り、是を神前の渚

に立つ、大なるハ長九尋許、径三尺許、小ハ径二尺許な

り、偕土民尽く集會して、各肥松ワカに火を付、下より松明

の上に投上て火の付を手柄テガサとして競ひ争ふ、其夜土人庄

屋の家の庭にて終夜舞躍をなす、俊寛を御祈神と云ふハ、

成経・康頼帰京の後、俊寛獨此島に留り、我靈を此島に

留めんと祈誓せしに依れるなりといふ、土人俊寛ハ云も

更なり、其事跡足摺石・投筆石及び其外の遺跡に至るま

て甚崇敬せり、

〔地理纂考〕

徳神神社 祭神輕大臣カサなり、石祠にて、神躰自然石を安

置す、祭日熊野社クマノヤと同じ、土人の傳説に、遣唐使にて唐土コシに渡り、故ありて彼地に滞留す、其子參議春衡ハルヒコウまた遣唐使にて入唐し、伴トモひて帰朝す、時に硫黄島に漂着し、遂に此地に薨し、神アガに崇むといふ、輕大臣正史に見えず、別人を誤れるなるへし、大臣の説諸書に載て人口に膾炙すといへとも所謂齊東野人の語にして採るに足らざる度、既に俗説に弁したり、

(出典不詳)

明治十七年租税課員瀨村甚五兵衛此三島江巡回取調之反

別人口請求候事、

但圖面も別紙ニ寫置也、

(前欠カ)

官有地反別式百八町式反五畝拾五歩

戸數六拾九

人口式百八拾六名

黒島

民有地反別百六拾八町六反三畦九歩

官有地反別百式拾町九反九畝廿四歩

戸數三百拾壹名

竹島

民有地反別七拾九町五反式畝八歩
官有地反別五拾九町四畝廿五歩
戸數拾四
人員百四名

河邊郡

竹島

〔地理纂考〕

鹿兒島縣廳の南二十六里にあり、山川港より海上十三里、硫黄島に隸く、硫黄島ハ當島より南の方三里にあり、硫黄島在番より管轄す、

關島山野村里只籜竹の一種生茂せる故に竹島の名を得たり、日本風土記・武備志・全浙兵制録並に佗計志磨タケシマとあり、海東諸國記高島タカシマに作る、圖書編鷹島タカシマに作る、今通して竹島の文字を用ふ、孝徳天皇紀タカシマに竹島とあるは是なるへしと或人云り、然れと其確證を得ず、

〔纂考〕

島形 周廻マハ三里、東西長く南北狭く、高山峻嶺無し、人

居島の北面にあり、土人處々に陸田を開き耕作す、四五年を経れハ土力衰ふる、故に又別に新地を開く、

土俗 風俗大抵硫黃島に同じ、男子漁釣を專とし、婦人は農事を業とす、婦女齒を染て眉を拂ハす、島中樹木少く、蕩竹多き故に、屋宅皆笹葺にて、床壁垣簾より家具器物、朝夕の薪に至り、皆蕩竹にて其用を成辨す、土人竹工に熟して、蕩竹を以て諸器物を製す、

〔地理纂考〕

竹島之門 書紀の孝徳天皇紀に曰、白雉四年秋七月、被遣大唐使人高田根麻呂等、於薩麻之曲竹島之門合船没死、唯有五人、繫臂一板流遇竹島、不知所計、五人之中、門部金採竹為筏、泊于神島、凡此五人經六日六夜、而全不食飯云々、薩麻之曲竹島之門とは、當島と硫黃島・黒島邊より山川・坊泊・加世田の邊に亘りて廣く其中門の海門をいへるに似たれハ、稍此島なるへくおもはるれと、
④
いまた考證を得ず、又神島何方とも知り難し、さるを神代紀曰、瓊々杵尊到于吾田笠狭之御碕、遂登長屋之竹島、

乃巡覽其地云々とあるに依て、或人曰、此竹島に渡御ありしをいふならん、皇孫の西幸し玉ふは、必ず大山高岡に登臨し西国の極界を経歴し給ハむの為なれハ、笠狭の御崎よりして竹島に渡御ありて、海島の地を親視し国人を按撫し給ふをは、竹島に登ましとは傳へしならむといへるハ強説なり、神代紀にはゆる竹島は、加世田郷野間嶽なる事既にいへるか如し、

〔地理纂考〕

平家苗裔 當島往古平家の徒遁れ来て潜居せしと云、當島庄屋日高某平氏にて、平家の子孫なる事其系圖にミゆ、

〔名勝考〕

竹島 書紀○武備志・全浙兵製録・日本風土記並曰、竹島佗計甚磨、蓋所亦嶺島の前有鷹島、然二嶺石而非洲嶼、○竹島今隸硫黃島、
府坤位廿八里、周二里、○島中多産美竹、書紀曰、彦火瓊々杵尊到于吾田笠狭之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有人焉、名曰事勝国勝長狭、天孫因問曰、此誰国欤、對曰、是長狭所住之国也、然今乃奉上天孫矣、

説ハ加世田の薩麻之曲竹島之門、是に由に、竹島所にいへり、孝徳紀曰、薩麻之曲竹島之門、是に由に、竹島

或ハ竹島之門とは坊津より加世田浦かけての泛称なりし

とハ見えたり、又竹島てふ島は出水郡にも片浦・串木野などの海にも在り、皆哥より出にしか、但いにし

へハ黒島・硫黄島或ハ益救島などをも竹島之門と称へし

を、後々に黒く見ゆるを黒島、硫黄出を硫黄島、さて此

島ハ青葉竹などのうるハしく生る地なれハ、獨竹島の名

を擅に呼びしならん、蓋皇孫の西幸し玉ふ、必大山高岡

に登臨し西州の極界を経歴し給ふの為なれハ、笠狭の御

峯よりして竹島に渡御り、因て海島の地を親視し、国人

を按撫し玉ふをは、竹島に登ましとは傳へけめ、史曰、

巡狩以定疆理、嚴邊防者王功之至矣とは、是時の事を申

せし也、○大日本史曰、孝徳天皇白雉四年、小山吉士長

丹・小乙上吉士駒聘于唐、二人姓闕、寶原御田為送使、學

士巨勢藥・氷老人及學僧道嚴・定惠・安達・道観等十餘

人從之、又大山下高田根麻呂為大使、小乙上掃部小麻呂

為副使、學問僧道福・義間等一百二十餘人俱發、土師八

手為送使、秋、高田根麻呂等至薩摩竹島、遇海廳人船覆

没、唯有五人得生還、是蓋坊津より発船せしにや、若浪華津よ

り開洋せは、是秋東風に遇しなるへし、

「川辺郡十島記」

竹島

周廻三里拾三町

人家有之候、

山川湊ヨリ方角午海上凡拾六里程、

「地理纂考」

船着場

島の北面にあり、海岸の鼻寄に少しの入湾あり

て、是を船着場とす、海底巖石高低ありて、満潮の時の

ミ舟船出入す、着船の地崖崖峙ち、纔に登路あり、崑石

を攀て上陸す、着すれハ男女悉く出来て、則船を岸上に

引拳く、

「地理纂考」

籠港 島の南面にありて屋久島と相對す、其海少し湾形

をなして、其湾口に大巖石聳えたり、俗に立神と号す、

其周廻二町二十間、高三十尋許、岩上松樹疎生す、此岩

湾口に峙てるを以て繫泊とす、

舂橋モツカミイハ 立神岩タツカミイハの東南海中十間許に大岩あり、上ハ平廣にて、此岩上より舟に上下す、其海岸險難にして舟を岸に寄る支能ハさるか故に、陸より彼大岩へ橋を渡して往来す、橋の形状彼大岩へ大綱オホヅナを三筋張り渡して其を縦タテマとし、蕩竹ウツタケを破り緯スズメとして、席カシを織るか如く大綱に編アミ附たり、其八間、幅三尺、高三間余なり、左右高く中窪ナカアハミテ、農家ノウサに用ふる舂の形に似たる、故に土人舂橋と云ふ、渡る者半ナハタに至れハ海面を放る、支僅に二三尺にして、かつ動揺する支甚し、されと土人ハ男女共に能く馴れ、物を負載して往来飛か如し、毎年十月亥日に造り改むとぞ、

「地理纂考」

竹棧道タケノカケシ 籠港カゴノトより村里へ通ふ一線路なり、其道巖石峙シち甚危険にして、海岸より絶頂まで數十丈なり、行人岩を攀ヨち、木根を握トり、實に梯子ハシに登るか如し、其路を一町餘登れハ、嶺上の地形馬脊の如くにて路絶ミチたり、故に棧カケシを造て路を通す、其棧道彼蕩竹を破りて経緯ミチとし、席カシの如く編アミたる左右の端ハシを双方の樹上に結付ユヅたり、長十間許、幅四五尺、動揺して危し、其直下ハ絶壁懸崖數十百尋の

海上也、此棧道をすくれば平地に出つ、

「地理纂考」

物産

器用 竹器諸品

五穀 陸稻ノイネ 粟アハ 黍キセ 大麦オホムキ 小麦コムキ 胡麻コマ等皆産す、

薬品 縮砂仁シクサンドニ 山帰来サンキキラ 防風ハウフウ

蔬菜 寒海苔カンノリ 此種當島の名品也、海苔ノリ諸種 石花菜コロボトノリ

西瓜スイカ 海羅ウミズク

花卉 橘ミカン

菓實 松マツ 臭梧桐ウシササキ 榧ヅク 蒲葵樹アサチマサ 山茶チヤ

竹木 籐竹テイノヤク方言臺フケノヤク 島中都シマノナカて此竹一種なり、其大なるハ圍マ六七寸なり、古昔は一節の間二尺許なるもありしに、今ハ一尺七八寸を以て最長とす、島中此竹のミ産し樹木少

き以て、當島の百用此竹にて成辨ナカす、此竹四時タケ筍ケを生す、當島の年貢蕩竹五十束なり、

鱗介 松魚カツノ 當島の海上中園ナカノ當島ヨリと云ふ所に至て多く釣る、其外処々に釣場あり、土人産業の要とす、

鰻魚ウナギ 海鱧ウナギ赤白 土人或ハ鹿角・牛角を以て餌とし是

を釣る、 松鯛マツダイ言 黒魚クロウツ言 凡長一尺許にて、鱗黒く

身白し、 八里魚ハチリウツ言 海礁の間に住す、長二尺許、赤

黒の二種、共に賤魚なり、土人鉾ホコにて突て取る、鱸スズキ

龍蝦イセエビ 烏賊魚イカ 章魚タコ 螺螄カヒ諸種

群鼠の災 文化九年壬申八月、當島東方の海上より群鼠

渡り来り、唐芋・粟アハ・黍キジ等都て食盡し、飢餓セマに逼れり、

土民魚竹の類を以て交易し、僅に助命す、群鼠島に留ま
る事七八年にして、其後漸く去れりとぞ、大なるは〔二〇尺
に余れりしといふ〕

〔地理纂考〕

聖神社 當島の西にあり、祭神不詳、或云豊玉姬命、或云彦火々出見尊、或神体

鏡五面を安す、祭祀正月元日・二月十五日・五月五日・

九月九日・十一月五日なり、島の宗〔社〕にて、土人尊崇せり、

土俗の傳に云、往古當島大浦と云處に溜池クメヅミありしを、其

邊地陥り神龍アス現れ、其龍化して盤石イハとなる、時に神託あ

りて當社を建立し、聖大明神と号すと云ふ、盤石の形龍

の伏たるに似たりとぞ、鰐口に嘉吉二年の銘あり、其他

水神・山神・秋葉・九玉神社等あり、共に創建の年月及

由緒傳ハらず、

薩摩國河邊郡

黒島

〔地理纂考〕

鹿兒島縣廳より西南三十八里、山川港より海上二十五里、硫黄島に隸く、同島より東方十里、

硫黄島在番 周廻四里十八町、海岸皆石巖高く相連り、平

沙湾曲なし、島中都以峯巒襲重して林木天を覆ひ、山色

黒し、是に因て名を得たりと云ふ、絶頂も又巖石多くし

て平地ある支なし、人家ハ巖石を削り石垣イシキを築て平地と

し住所とせり、村落二ヶ所〔北〕にあり、此にあるを大里オホサトとい

ひ、西にあるを片泊カタトビと云ふ、當島山川多き故に、流水を

山間溪谷に引き、高下重々に水田を設けたり、然れ共瘠

田にして收穫少し、又陸田ハ山間に地を開き、竹木を燒

きて種植す、別に糞を用ひす、大凡二三年も過れば土力

盡るを以て、又別所に新地を開くとぞ、此島小しといへ

とも山林多く、屋久島の形状に似たり、

〔地理纂考〕

土俗 習俗凡硫黄島と同じ、人家サトノネ笹葺のミ、男子は漁釣を専らとし、婦女は耕作を業とす、又婦女は齒ハを染れとも生涯眉マユを拂ハす、土人の習性最淳朴なり、

〔川辺郡十島記〕

黒島

周廻三里拾三町

人家有之候、

山川湊ヨリ方角申海上凡貳拾五里、

硫磺・竹島・黒島之儀ニ付、先日御問合申越趣有之候、

野村甚八方ヨリ差越候書付之儀モ未相届不申候ニ付、

高辻帳并御目付衆江被差出候御繪圖被載置候高員數・

島周廻・山川湊ヨリ之方角里數等を以テ、別紙之通籠

帳書認申候、右ニテ相濟儀ニモ可有之哉、周廻之儀、

此節繩引相究候テモ、いつれ右御繪圖通無之候テハ不

相叶筈御座候、人家軒數等之儀は、いつれ甚八方ヨリ

不申遣候テハ相知れ難き儀ニ御座候間、其内相届候ハ

、其御方ニテ御認替可給、若又山川邊廻浦之間ニ合不

申事候ハ、附廻人より不差障様申取置候外は無之筈

と相考申候、屋久島等不罷渡儀ニ付テハ、右島々も渡

海ニ不及方ニ有之度事に御座候、山川と屋久島と間中

程に有之島々之由御座候ニ付、彼地江罷渡候ハ、屋久

間近相成、都合宜有御座間敷と存申候、右ニ付テハ、

三島帳面之儀、先方より何分不申出内は先被扣置方可

然哉、前に差出置、海上里數等考合、萬一渡海可致測

量と申儀ニ成立候テハ、事六ヶ敷可有之儀御座候、地

方村々とは譯も相替候ニ付、此方ヨリ起テ差出ニハ不

及筈と申談候間、尚又御賢慮を以付廻り人御示談可被

成候、

但硫磺・竹島 山川湊よりの方角里數前文之通御繪

圖書記有之、黒島 江は硫磺島よりの里數迄を記、

山川より方角里數書載無之ニ付、此節山川役々 江

申達、船頭共吟味為致、右ヲ以テ書載申候、

山川湊より

未申ノ方
一硫磺島 貳拾里程

未ノ方
一竹島
申ノ方
一黒島
拾五里程
貳拾五里程

右之通、山川役々船頭共江為致吟味申出候、別紙・御繪圖とは少々相違致候得共、此節之儀はおのつから御繪圖面通有之可然事ニ候、山川より黒島江之里數方角は右役々申出通ニ記し置候、御繪圖山川より硫磺島江拾八里、硫磺島より黒島江拾里と記付有之候、直乘ニ致候ハ、役々申出候通貳拾五里程モ可有之筈と存申候、

〔諸家大概記〕

源姓蒲池氏、治承二年、貞宗与申者七島和蛇嶋を被下罷下候由、其後より琉球黒島郡司職代々勤来候由候、文書数通・古系圖國分衆中蒲地仲右衛門致所持候、是嫡家与見得申候云々、

14 蒲地氏文書

(花押)

薩摩國河邊郡内黒嶋硫黄郡司職、かめまつ丸ニあて給ハ

れ候早、両所年具、せんきにまかせてとり沙汰可被申候、
依仰執達如件、
興國二年十月廿二日

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二六八号文書ト同一文書ナルベシ)

〔地理纂考〕

舞躍 當島の俗、漁釣並に雨乞等の祈願には舞躍をなす、其式に大鼓躍、又ハ兒童の手拍子躍、又ハ女子の手拍子躍等あり、其大鼓躍には古来よりの歌曲一種あり、其外は時々ハ流行歌を用ふ、凡そ島中に三味線なし、故に大鼓躍の外は皆手拍子なり、

〔地理纂考〕

山水 島中皆山林にして、其内の高山を親峯と云ふ、島の中央にあり、其外種々の峯巒ありて、波濤の如く高低相連る、且山林多き故に山川甚多し、大里に井之口川・宮川・中里川、片泊に迫之川・日暮川・見向川等あり、水源皆山中諸所より流れ出、崑石の間を瀉き下る、然れとも皆小川なり、

〔地理纂考〕

諸瀑布 諸所に瀑布あり、大里なるを大河原瀑布と号す、高十四五間、山上より海中に落つ、今一ハ片泊にあり、見向瀑布といふ、高五六間、林木蒼翠の間の絶壁より落つ、其外雨後にハ山中諸所に瀑布あれとも、皆雨水にて、十余日を過れハ悉く潤る、

〔地理纂考〕

船着場 大里・片泊の両所にあり、共に危険なり、大里の方ハ湾曲なり、海底巖石にて殊に浅し、片泊の方ハ岩間に長さ二間許の小湾ありて、其余大里に同し、両所共に着船の時ハ村中の男女出集り、先荷物を卸し、後に大繩を以て船を陸に引挙く、大里の民居は海濱より二町許、片泊ハ四五町にて、両所共に其路險難なり、

〔地理纂考〕

中里 土人の口碑に、此中里の地古へ平氏の徒遁栖の屋敷跡と云ふ、今陸田或ハ山林なり、

日暮 片泊にあり、平家の族潜匿せし所と云ふ、又此地に射場宅地といへる所ありて古墓多し、平家の墳塋なりと云ふ、

物産

五穀 粳米 糯米 粟 黍 大麦 小麦 胡麻等の諸品 皆産す、

器用 土人工匠に通して善く諸器を製す、屋宅も皆自作なり、故に毎家に工匠の諸器を蔵む、

藥品 防風 山帰來 縮砂仁

蔬菜 香蕈 木耳 以上の二品山中甚多し、秋冬大風の

後及び冬の雪後には殊に多く産すとそ、

海苔諸種 蕃椒 冬ハ枝葉枯るといへとも根莖枯れず、

春に至て又枝葉を生ず、故に其幹二十年を歴て大なる

者なり、是暖氣なるか故なりとそ、

果實 乳柑 橙 橘 枇杷 以上の諸菓土人山中に植て

大木あり、

花卉 掛蘭 石解方言 以上の二品山中の大木に生して

甚多し、白躑躅 此木の太なるは圍四尋許の者あり、

竹木 椎^シ 山中に多く産す、椎實是に應して多し、土人

食物とす、飯^{メシ}に雜^{マシ}へ、或は團子^{アンコ}に製す、

蒲葵樹 神山に大木多し、往昔ハ山中諸所にも多かり

しに、皆切盡して今神山の外は少し、松 杉 山茶

竹柏^{ナキ} 櫛^{カシ} 簍竹^{タイミヤウケ} 島中の竹此一種にて他の竹なし、文

化十四年、簍竹に實を結ひて竹一本に實五合許ありし

とぞ、其後悉く枯たりしに、今又舊に復^カれり、

飛禽 鶯^{ワシ} 冬月に時々来る、鷹^{タカ} 秋冬の間時々来る、

隼^{ハヤサ} 海邊絶崖の上に巢^スを掛く、石見鶺鴒^{イハミセキレイ} 三四月渡

る、肩の邊に白黒の斑文あり、鶯鼠^{ムサ、ヒ} 多く産す、

鱗介 松魚^{カツヲ} 當島の海中に多く産す、土人此漁釣を生業

の要とす、松魚脂^{センシヨウ} 海鱧^{ハイリウ}二種 丸鯛^{マルケヒガ} 赤鯛^{アカケヒガ} 章魚^{テウユ}

烏賊^{イカ} 海渚^{ナムサ}に多し、故に土人岸頭より取る、舟を浮へ

て漁する事なし、鰻鱺^{ウナギ} 山川に多く産す、徑^{ワヅ}り三寸

許の者あり、神の使属なりとて土人取るを嚴禁す、

群鼠の災 文化十四年丁丑の歲、海上より群鼠渡来り、

田野に満ち、島中の五穀を都て食^スひ盡^ズし、島民飢饉に及

ひ、椎実・艾葉等を食とす、此年幸に魚獵多くして餓を

免れしとぞ、

〔地理纂考〕

黒尾神社 大里に在り、祭神不詳、或ハ住吉神なりと云フ、神

祭祀二月九日・九月十日・十一月十日なり、祭祀の時は

鬮島の人民悉く集り、終夜燎火^{チハヒ}を燃き酒宴舞躍す、寛永

十一年の棟札に黒島大明神或ハ黒島黒尾大明神とあり、

大里の宗社なり、社山南北三十九間、東西二十間余にて、

山中蒲葵^{ホキ}の大樹多し、土人蒲葵を神木と称して、其落葉

迄も拾^{ヒロ}ひ取るを嚴禁す、又當社土製の竈^{カマ}を忌諱^{イミ}給ふと

て、土人石を積て竈^{ツツ}を製^{ツク}れり、平氏の一族當島に遁^{ウケ}下り、

再彼世に復^カらされは土製を用ひすと盟ひしか故なりとい

ふ、又土人の説に、往古は社内に古き系圖を納めたりし

を、盜賊盜去りと云ふ、

〔地理纂考〕

冠大神祠 大里冠峯^{カワラケケ}の絶頂に在り、此峯海中より直立し

て高く相聳ゆ、山上蒲葵及雜樹雜生す、絶頂に縦横^{タテヨコ}六丈

許の巖^{イハ}ありて冠^{カウ}の形に似たり、故に其名を得たり、神社

ハ其巖下に土地を削り石垣を築きて建立せり、板葺朱塗にて小社也、神体自然石数百あり、土人天狗を祭ると云、祭祀九月十日・十一月十日・二月九日也、土人甚た畏敬して、参詣の輩殊に齋戒し、跣足にて山に登る、又土人の説に、信心祈願する時は、絶頂に火燃え山海白昼の如くなりといふ、登路危険にして、岩上を攀ち萬苦を経て絶頂に至るとぞ、半腹に蔵王社あり、笹葺の小社にて、祭神由緒詳ならず、

〔地理纂考〕

管尾神社 片泊カタホロにあり、社殿板葺朱塗なり、祭神詳ならず、神体鏡三面・自然石十六を安ず、祭祀二月十日・九月十一日・十一月十一日なり、祭日島民社庭に集り、終夜燎火を燃き酒宴をなす、一に黒尾神社の式に同し、片泊の宗社也、寛永六年以来の棟札存す、其中に黒島大明神又は黒島管尾大明神とも書けり、社殿の西は海岸に接し、蒲葵樹多く、土人神木として伐取る事を禁す、社山方九十間なり、

〔川邊郡十島記〕

河邊郡之内

一クサカキノ島

内周廻拾八町程

同貳拾五町程

但一島にて二ツに相分候、

人家無御座候、

宇治の島より海上拾三里、

右、加世田より申出候書付并御繪圖里數等を以書記申候、坊津より方角御繪圖書載無之、此節糺後れ候間、

幟面被差出儀に相成候ハ、其御方より御糺可給候、

一字治島・草垣島之儀、加世田片浦沖江有之、河邊郡之内

候得共、諸書付等郡付不書来候間、以来河邊郡之内

と可相認旨、安永七年戊七月、帯刀殿より比志島隼人

御取次を以被仰渡置候、先年篠原善兵衛廻勤之節相糺

候処、加世田方限之由申傳候段申出、甌島よりは彼地

支配之段申出、致區々候付、河邊郡内にて別段被立置

候筋可有御座哉と致吟味申出候得共、其節何分被仰渡

候儀相見得不申、此節之儀、帯刀殿仰渡を本にいたし

河邊郡に見置候、知覽・坊津辺よりハ天氣合によつて

ハ遠く相見得申候間、萬一相尋候儀も可有之哉と、大

略相知候分書記差遣申候、

〔川邊郡十島記〕

宇治島之内

一 栄島 廻忒里二町程、
人家無之

一 向島 廻忒里拾三町程、
人家無之

草垣島之内

一 上之島 廻拾八町程、
人家無之

一 下之島 廻二拾五町程、
人家無之

右之通島々周廻申傳候段、加世田郷士年寄川村半右

エ門申出候迄、

一 宇治島

右、坊津より西ノ方海上四拾里計、

一 草垣(マヤ)

右、同所より申ノ方海上五拾里計、

右之通坊津浦人共申傳候段、坊泊郷士年寄鮫島源助

申出候迄、

〔川邊郡十島記〕

河邊郡

一 横アテ島

但人家無之、

右、寛政年鑑御書舉之海邊村名順帳とから島之次ニ

記、

一同国河邊郡之内

但口之島以下七島都テ御料、私領入會無之、

口之島

中之島

諏訪之瀬(島脱カ)

臥蛇島

平島

悪石島

寶島

島子

右之通郡村假名付帳書載候、御繪圖には口島・中島・

諏方瀬島と有之候処、之ノ字書書加、且諏方を諏訪と

書改に相成候、譯合爰許江は不相知、

河邊郡之内

口之島

中之島

諏訪之瀬島

臥蛇島

平島

悪石島

寶島

右七島河邊郡之内にて、地方より數十里を離、洋海之中に有之候故、川邊郡之内何れ之村江属居候と申儀は無御座候、一村同様村數之内江可入島にて、七島は七ヶ村之姿に御座候、右假名帳被差出候以後公邊より御尋有之、右之通御書出有之候、

一 地志要略、口之島・中之島・平島・諏訪之瀬島云々、是曰七島、

右、此方江相知候分為御見合拔萃差越申候、

15 蒲地氏藏書

袖判

〔川辺十島ノ内也〕
薩摩国河邊郡内黒島郡司職事、以圓覺如本所被返付也、可被存知其旨之由、依仰執達如件、

建武元年六月廿六日

觀忍奉

千竈六郎左衛門入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

16 大崎郷伊集院氏藏書

嶋津御庄薩摩方河邊之郡事、長門入道方知行并五島・七島・坊泊津除、為祈所闕所次第所宛行也者、不可有領掌相違之状如件、

永享七年六月卅日

〔薩摩守用久初名〕
好久判

〔頼久三男三郎左エ門継久ノ幼名〕
伊集院犬子丸殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

17 種子島氏藏書

薩摩国川邊郡内七島伊集院知行分島二、為祈所被宛行也、
〔臥蛇・平二島ト自家譜ニ載ス〕
〔是時太守忠國ニ代テ國政ヲ預〕
⑩
早任先例、可令領知之状如件、

永享八年八月十日

好久判

種子島殿

〔是時太守忠國ニ代テ國政ヲ預〕
聽トミヘタリ

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八九号文書ト同一文書ナルベシ)

18「種子島氏藏書」

一薩摩国指宿郡 門付坪付反畦付略、

一谷山郡和田名之内 全上、

〔川辺十島ノ内〕
一臥蛇 一嶋

永正九年三月廿七日

「伊地知氏」 「鳥取氏」
重貞 政茂

種子島殿

「桑波田氏」 「本田氏」
景元 兼親

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

19「雜抄」

薩摩国河邊郡内黒嶋郡司職事、自京都所宛給六月廿六日

任御書下〔候問〕、如本可致其沙汰之状如件、

建武元年七月十七日 判

黒嶋郡司入道

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一七〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

引據書類

一地理纂考 一名勝考 一名勝志 一地理志 一貴久記

一圖田帳 一聖榮自記 一古城主由來記 一島津國史

一諸家大概記 一名勝志調帳 一應永記 一島津氏家譜

一指宿氏文書并系圖 一入來院氏系圖 一伊作家譜

一伊集院氏文書 一蒲地氏文書 一種子島氏文書

一本田氏文書 一比志島氏文書 一伊地知氏家譜

一平田氏系圖 一吉利氏系圖 一川上氏文書

一二階堂氏系圖文 (書脱カ) 一雲游雜記傳 一鮫島氏系圖

一町田氏家譜 一肝付氏家譜 一出水氏文書

一旧藩史官調 一權執印文書 一宮里氏系圖文書

一地志要略 一地理課川調帳 一川邊郡十島記

右ノ旧記ニ據リ伊知地季通輯録ス、

河邊郡

硫磺島

(マ) 崇廟 祭米式石六斗式升余

一熊野權現社

宮司長濱頼母

傳称、平判官康頼法印・丹波少将成經新大納言・法姓寺

類聚名所集曰奥小島是也、○産物硫黄、惣廻式里五町、○古書曰育黄トモ書、

執行俊寛依謀反為被流鬼界島是也、高倉院治承元年丁酉六月、此地ニ謫居之節草創之ト云々、其後經多歲霜而、義弘公朝鮮國御渡楫為御寄進御再興有之候、

但右流刑之所ハ鬼界島と諸説ニ相見得候へ共、此地無疑者也、

一俊寛宮在島南方、号御祈大明神、○俊寛僧都死去之後葬此所云々、

一足摺石○康頼法印并成經得赦免歸京出帆之折、俊寛僧都一人歎此地止、石上ニ而足摺して悲戀兩人之歸京之故為名と云々、

一投筆之石 ∇[㊦]僧都△此石上ニ筆を投し由言傳、

〔類聚名所集 薩摩國奥小島〕

∇[㊦]一平判官康頼鬼界島へなかされ、京の老母を思ひくらせる余り、一千の卒塔婆を作り歌をかきたり、

思ひやれしはしと思ふ旅たにもなを故郷はこひしもの〔き脱カ〕

千載集

を△

薩摩方奥の小島に我〔㊦ナシ〕ありとおやにハ告よ八重の塩

風

∇[㊦]日毎に古郷へ向ひ是を流す、其ひとつの塔婆波にしたか

ひ終に都へ達す、是孝心のいたす処なり△

神樂米式石六斗五升五合 座主安養院久志秋日
一熊野權現宮 所祭同紀州熊野三所、

右社頭修造之義、島人助力を以相調候、雖然島人不及

手節ハ、彼島在番見賦を以御船手江相付、寺社奉行所

江申出候節、應修甫合力銀被仰付候、

千載集云、心の外なる事ありて知らぬ國に侍りけりときよめる、

∇[㊦]康頼△

かくはかり浮身の程もわすられて猶こひしきハ都也けり

東鑑云、文治三年九月廿二日、宇都宮所衆信房為御使

下向鎮西〔㊦是〕、天野藤内遠景相共ニ可追討貴海島之旨、依

嚴命也、件之島ハ、平家在世之時、薩摩國住人阿多平

權守忠景蒙勅勤在此島、今度同意豫州之輩隠住彼島欵、

依有御疑也、

一傳称、成經・康頼配流之間、請熊野神而祈歸島、此時

俊寛不肯、雖然成經・康頼赦免之後、俊寛悔而建立〔㊦社〕社

前云々、

一本朝後園ニ云、平康頼ハ仕へて判官となる、其幽居東

山雙林寺ニあり、治承年中、藤原之成親ひそかに平家

之一族を滅せん事を計る、康親是ニ組し事蹟れて、成
經・俊寛と同しく鬼界島ニ移され居る事三年、康頼京
に老母有、思慕するの餘り、自ら一千の卒都婆を造り
哥を書付たり、

思ひやればはしと思ふ旅たにも猶故郷ハ戀しきもの
を

薩摩かた沖の小島に我ありと親には告よ八重の塩風
と故郷を思ふ意を述て、日々に故郷に向ひ是を流ス、

其一ノ卒都婆波ニしたかひ流れ来り、終ニ洛陽に達す、

但鬼界島と有之候へ共、硫黄島ニ不可有疑、

名所集ニ薩摩に硫黄か島と有り、

川邊郡 武備志云他計磨又鷹島、
中併

竹島 惣廻三里十三町○産物、直竹笋

一聖大明神 祭神不詳、

河邊郡

黒島 惣廻三里拾三町 硫黄島属島也、

一黒島大明神 祭神不詳、

一管尾大明神
臨濟宗廣濟寺末
一清月寺

河邊郡

七島 御船奉行支配

一口之島 惣廻式里拾八町

一八幡宮 一弁才天 一觀音堂

一照日大神宮 一北山大明神 一地主權現

一寄宮權現 一若宮 一川祭大明神

一荒神宮 一聖之宮 一西濱權現

一阿弥陀堂 一不動堂 一地蔵堂

一天徳山潮音寺
曹洞宗

(一脱カ)
中之島

一地主大明神 一八幡宮 一嶋中權現

一中島權現 一北山(大明神)權現 一弁才天

一屋代南權現宮 一日喜國頭大明神

一鳥羽田(中併)三所權現宮 一觀音堂 一御嶽蔵王權現

一原良堂清水之御前 一平瀬大權現 一風本權現宮

一 藥師堂

一 阿弥陀堂二所 一 福壽山宝藏寺曹洞宗

一 悪石島 惣廻拾八町

▽ ㊦ 一法泉寺真言宗 △

▽ ㊦ 一大応寺 一 善徳寺 △

一 臥蛇島 豎拾八町 横五町

一 寶島 惣廻式里拾八町

一 八幡宮 一 若宮 一 地藏堂 一 龍福庵▽ ㊦ 禪 一 海蔵庵

一 鎮守大明神 一 玉壽權現㊦ 奇

一 八幡宮

永享八年八月十日、為料所薩广守好久種子島氏十代左

一 弁才天

一 荒神石倉

一 根神大明神

近将監幡時賜臥蛇島、

一 墓宮大明神

一 跡目大明神

一 觀音堂

一 諏訪之瀬島 惣廻五里

一 藥師堂

一 平家堂

一 不動堂

一 八幡宮 一 若宮大明神 一 地主權現

一 阿弥陀堂 一 阿弥陀堂

一 千手觀音堂

一 伽藍堂

一 屋代㊦ 明神〔權現〕 一 猿山明神 一 權現宮

一 祇園山宝樹寺曹

一 宝積寺㊦ 禪

一 島子神社

一 阿弥陀堂 一 十王堂 一 龍壽山圓命院真言宗

一 御宮所 一 御宮所

一 上極大明神 一 一風本權現 △

一 宝壽山龍昌寺 一 宝積寺真言 一 東林庵 △

一 崇廟㊦ 悉「本ツマ、」
一 あたあん大明神

一 平島 豎拾八町 横四丁

㊦ 禪

永享八年八月十日、薩广守好久より為解所左近将監幡

時賜當島、但此時好久太守忠國公ニ代預國政故也、併

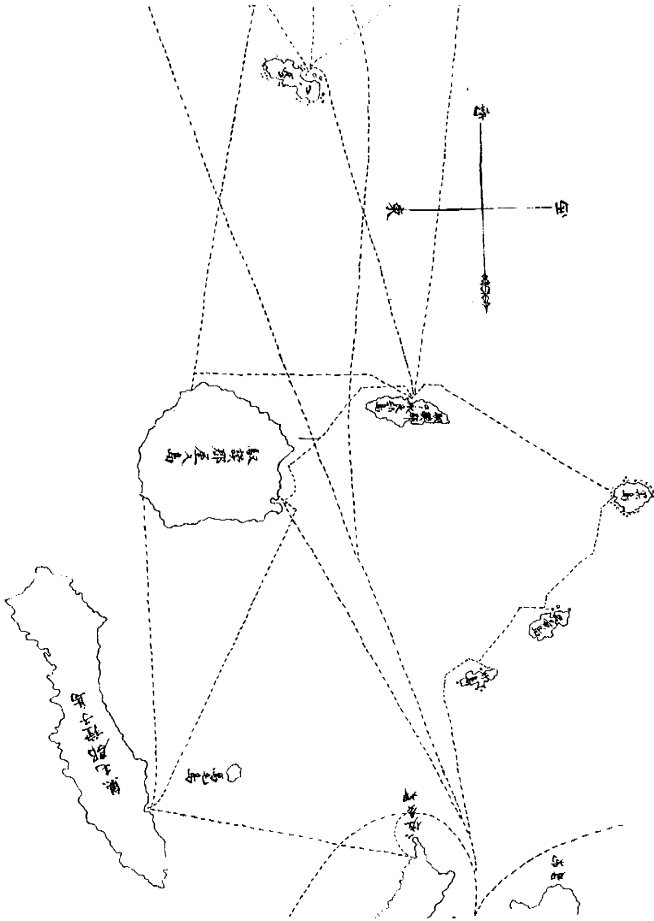
領本領種子〔島〕・永良部島、

併

領本領種子〔島〕・永良部島、

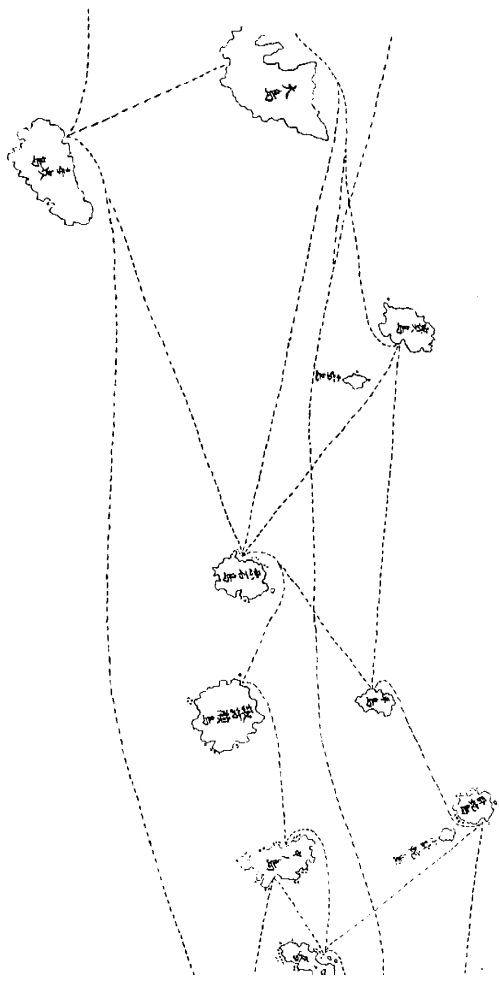
㊦ 禪

▽ ㊦ 一昌音山福寿院 △

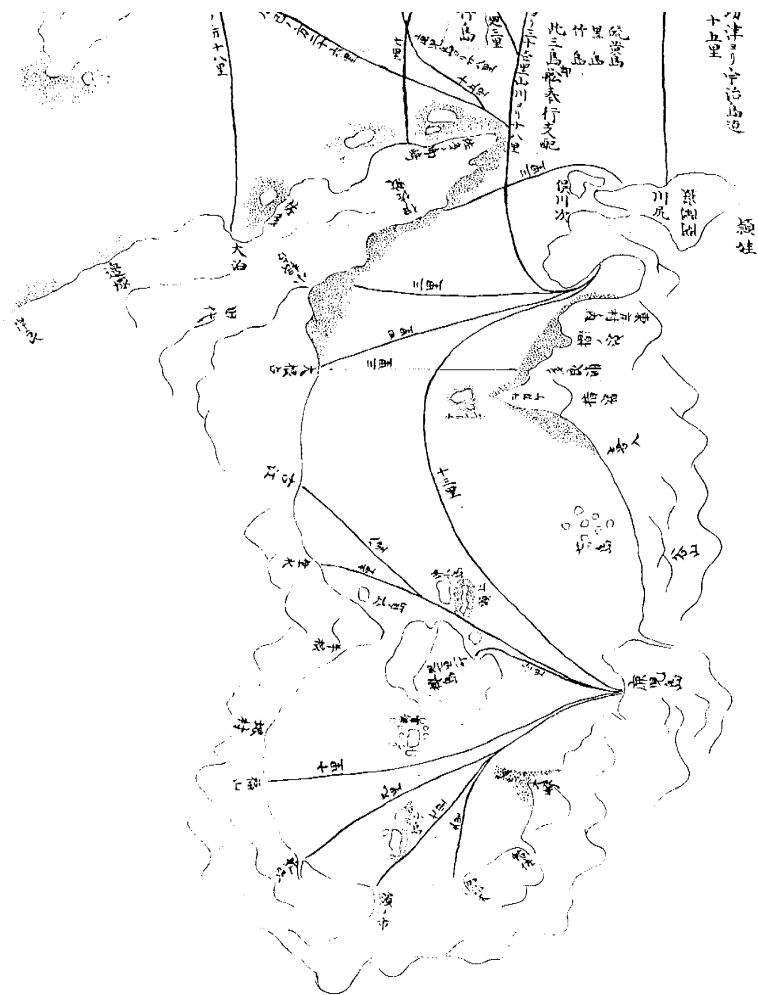


薩摩國川邊郡十島

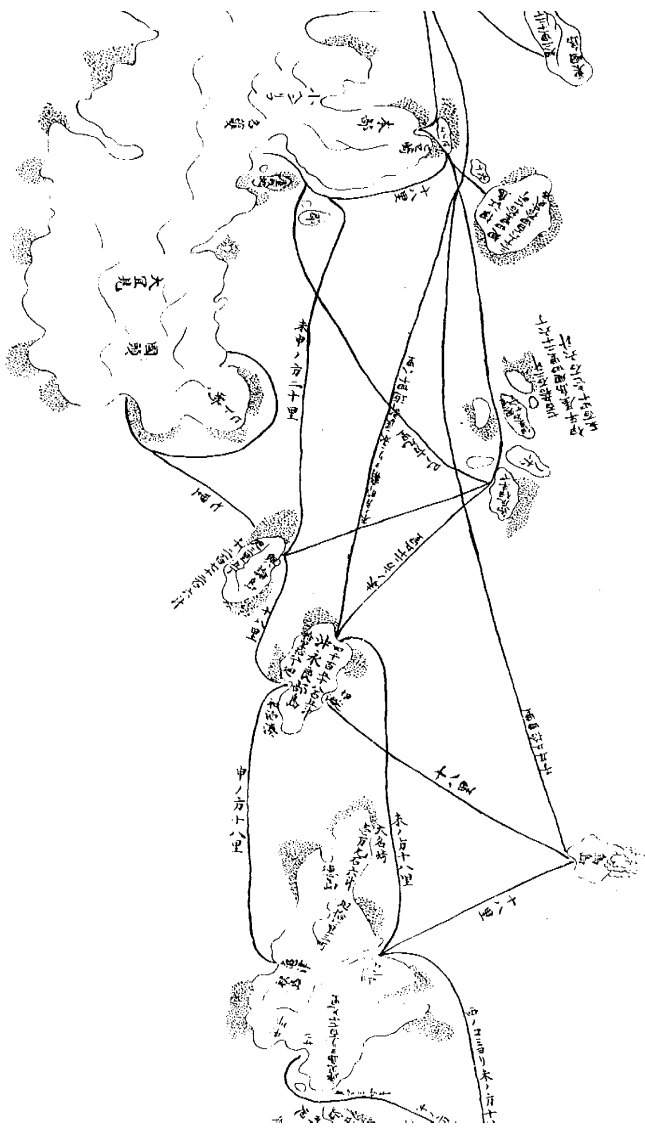
附圖①-1



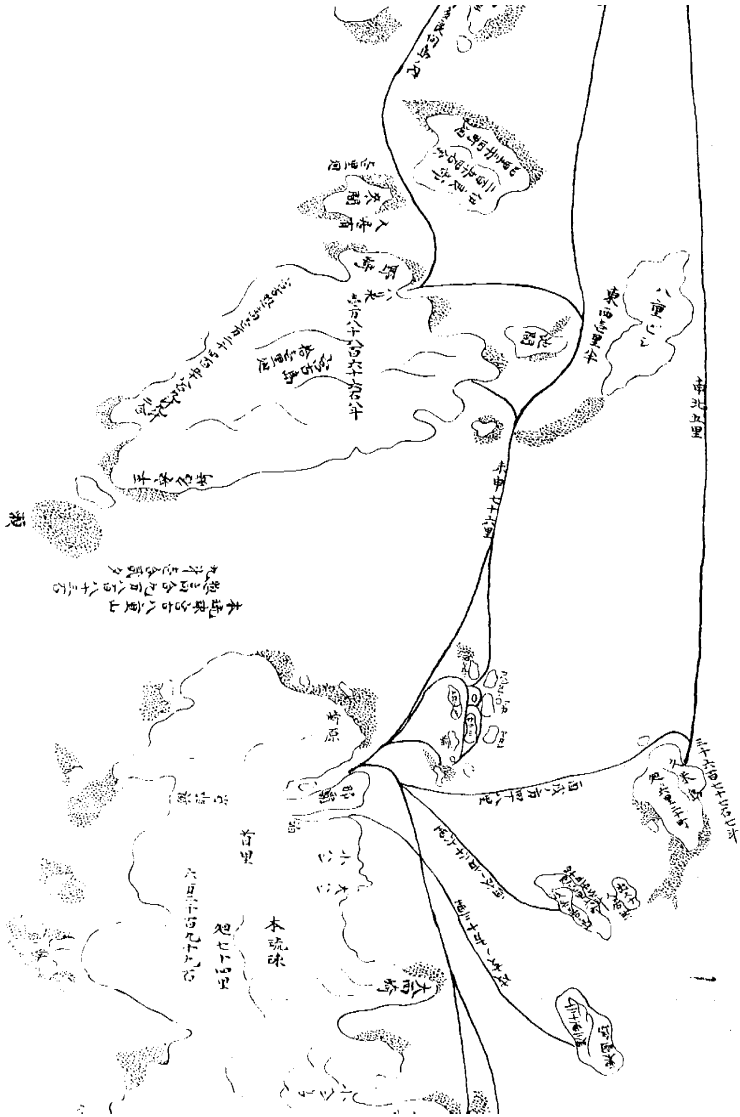
附图①-2



附図②-1

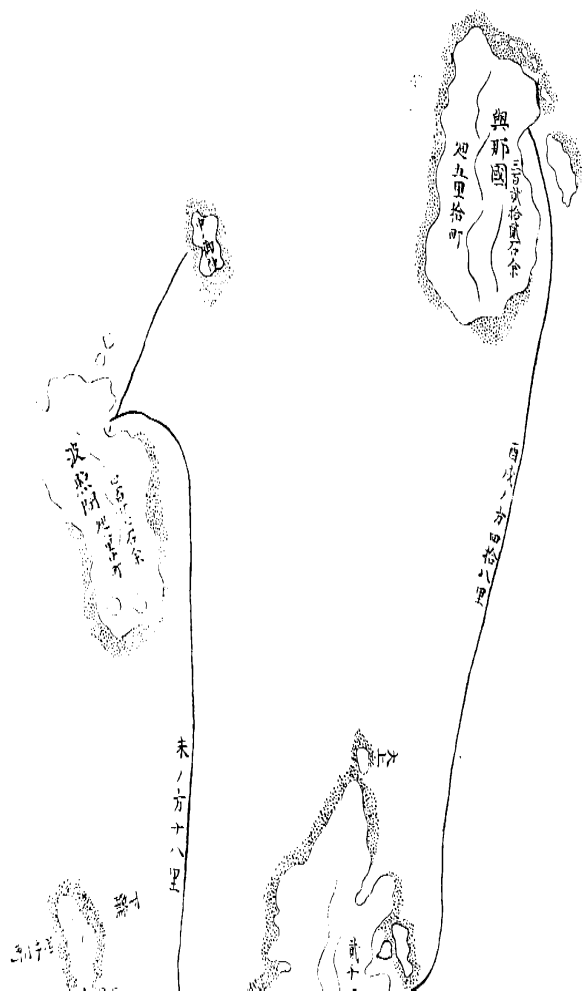


附圖②-4



附圖②-5

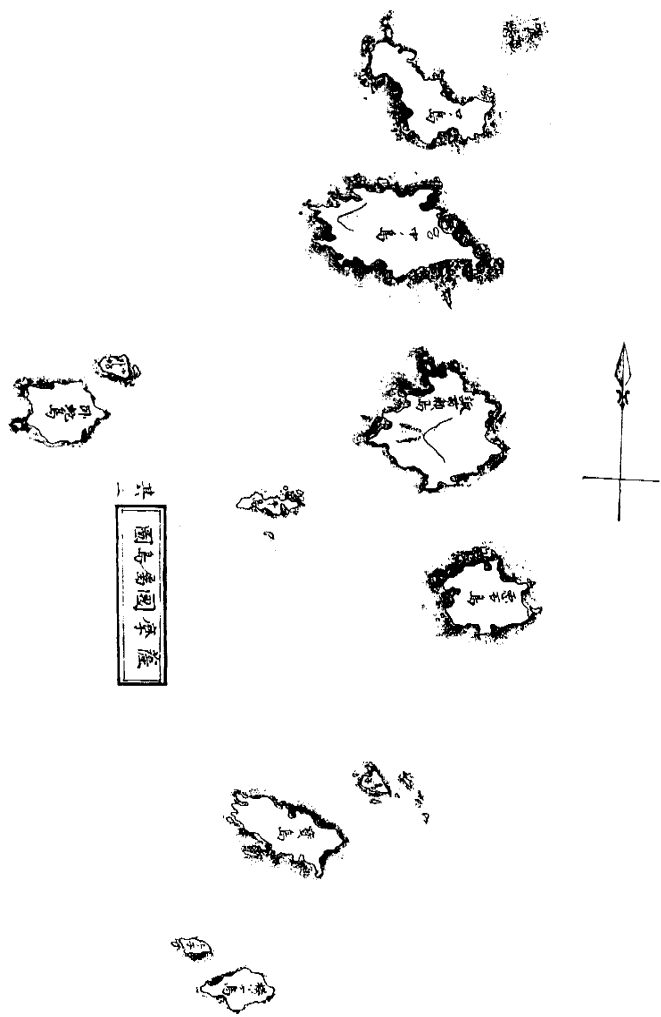
(附圖②) 郵路線、米量子(1)



附圖②-7

其
圖 烏 魯 圖 拿 薩

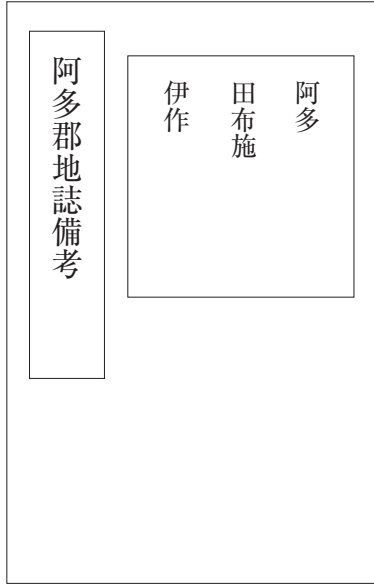




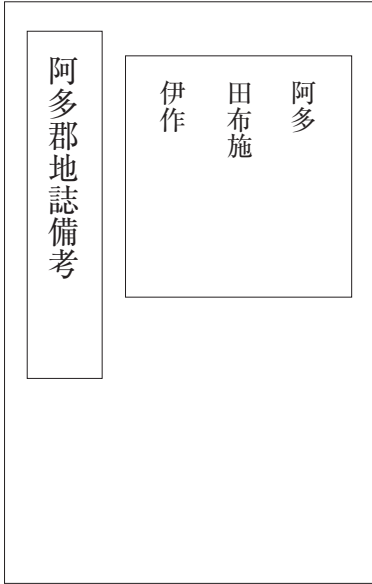
附圖④

阿多郡地誌備考

(表紙)



(中表紙)



(中表紙)

阿多 田布施 伊作

阿多郡地誌備考

阿多郡 戸長十人

- 一宮崎村 一花瀬村 一白川村 一新山村
 - 一中津野村 一浦之名村 一尾下村 一高橋村
 - 一池邊村 一大野村 一中原村 一和田村
 - 一田尻村 一湯之浦村 一中之里村 一入來村
 - 一與倉村 一小野村 一花熟里村 一今田村
- 合二十村

薩摩國

阿多郡管轄沿革

古時、伊佐平次貞時本郡ヲ領シ、貞元、季基ヲ經テ良道

ニ至ル、良道六子アリ、道房ト曰ヒ、有道ト曰ヒ、忠永ト曰ヒ、忠明ト曰ヒ、忠景ト曰ヒ、忠良ト曰フ、道房ハ川邊郡川邊郷、有道ハ給黎郡、忠永頼娃郡ヲ領シ、忠景ハ本郡、忠明ハ川邊郡加世田ヲ領シ、忠良ハ鹿兒島郡ヲ領シ、皆其邑ヲ以テ氏トス、建久三年、源頼朝良道ノ族阿多四郎宣澄領スル所本郡及ヒ谿山郡・日置南北郷ヲ没収シ、守護島津忠久ノ治下ニ付シ、鮫島宗家ヲ以テ本郡ノ地頭ト為ス、建長元年、二階堂行久幕府ノ命ヲ奉シ阿多北方即チ今ノ田布施郷ノ地頭タリ、子孫相承ク、弘安四年、島津久經其第二子久長ヲ伊作莊即チ今ノ日置郷及ヒ日置莊即チ今ノ日置郷吉利・永吉ノ郷ニ封シ、子孫相承ク、南北朝ノ時、鮫島宗家四世ノ孫鮫島家藤、伊集院忠國・市來時家・矢上高純等ト官軍ニ應シ、島津氏ノ兵ト戦フ、應永十八年、島津元久阿多飛彈守久清ニ本郡ノ内千町ノ地ヲ與フ、忠清、經久、公久相承ク、後島津忠國其庶長子友久ヲ田布施・阿多・高橋ニ封ス、友久田布施ニ居リ、運久ヲ生ム、永正九年、運久阿多城ニ移ル、明應元年、島津久長八世ノ孫善久忠良ヲ生ム、未タ幾モナクシテ卒ス、運久忠良ノ母新納氏ヲ娶リ、領邑ヲ以テ悉ク忠良ニ付ス、忠良貴久ヲ生ム、貴

久本宗島津勝久ノ後ヲ嗣キ、國政大ニ振フ、其後島津氏歷世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

中原村管轄沿革

本村及ヒ湯ノ浦村・和田村・中ノ里村・入來村・(今田村脫カ)花熟里村・小野村・田尻村・與倉村ヲ伊作莊ト稱シ、後伊作郷ト為ス、建久圖田帳ニ伊作郡貳百町トアレハ、今ノ伊作郷ハ古伊作郡ト稱セシト見エタリ、古時、伊作平次貞時本郡ヲ領シ、貞元、季基ヲ經テ良道ニ至ル、良道四子アリ、其第三子忠景伊作郷ヲ領ス、其後和田八郎親純之ニ代ル、建久以前、阿多四郎宣澄ナル者本郡及ヒ谿山郡・日置南北郷ヲ領ス、源頼朝其領地ヲ没収シ、守護島津忠久ノ治下ニ付シ、鮫島宗家ヲ以テ本郡ノ地頭ト為ス、弘安四年、島津久經其第二子久長ヲ伊作莊及ヒ日置莊ニ封シ、宗久、親忠、久義、勝久、教久、犬安丸、久逸ヲ經テ善久ニ至ル、明應元年、忠良ヲ生ム、未タ幾モナクシテ善久卒ス、島津相模守運久忠良ノ母新納氏ヲ娶リ、其

領邑田布施・阿多・高橋ヲ以テ悉ク忠良ニ付ス、忠良貴久ヲ生ム、貴久本宗島津勝久ノ後ヲ嗣キ、國勢大ニ振フ、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

大野村管轄沿革

本村及ヒ尾下村・池邊村・高橋村ノ四村ハ田布施郷ニ屬ス、守護島津忠久ノ時、鮫島宗家本郡ノ地頭タリ、子孫相承ク、建長元年、二階堂行久之ニ代リ、子孫相承ク、南北朝ノ時、鮫島宗家四世ノ孫鮫島蓮道官軍ニ應シ、島津氏ノ兵ト戦フ、後島津忠國其庶長子友久ヲ田布施・阿多・高橋ニ封ス、友久田布施ニ居リ、運久ヲ生ム、永正九年、運久阿多城ニ移ル、運久島津忠良ノ母新納氏ヲ娶リ、領邑ヲ以テ悉ク忠良ニ付ス、忠良貴久ヲ生ム、貴久本宗島津勝久ノ後ヲ嗣キ、國政大ニ振フ、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

浦ノ名村管轄沿革

本村及ヒ宮崎村・中津野村・花瀬村・白川村・新山村ノ六村ハ阿多郷ニ屬ス、守護島津忠久ノ時、鮫島宗家之ヲ領ス、宗家二子アリ、家高ト曰ヒ、家景ト曰フ、南北朝ノ時、家高ノ孫鮫島蓮道伊集院忠國等ト官軍ニ應シ、伊作宗久等ト戦フ、其後忠國ノ孫伊集院頼久阿多ヲ併ス、島津久豊頼久ヲ撃チ、其地ヲ収ム、其後島津忠國其庶長子友久ヲ田布施・阿多・高橋ニ封ス、友久田布施ニ居リ、運久ヲ生ム、永正九年、運久阿多城ニ移ル、明應元年、島津久長八世ノ孫善久忠良ヲ生ム、未タ幾モナクシテ卒ス、運久忠良ノ母新納氏ヲ娶リ、領邑ヲ以テ悉ク忠良ニ付ス、忠良貴久ヲ生ム、貴久本宗島津勝久ノ後ヲ嗣ク、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

高橋村管轄沿革

大野村ニ同シ、天文中、島津忠良伊地知重成ニ本村ヲ與フ、其二子重頼相承ク、重頼其弟民部少輔ニ傳フ、其

郷莊

古時、伊作莊及ヒ北方・南方等ノ稱アリ、後伊作莊ヲ伊作郷、北方ヲ田布施郷、南方ヲ阿多郷ト為ス、伊作郷ハ中原村・和田村・田尻村・湯ノ浦村・中ノ里村・入来村・與倉村・小野村・花熟里村・今田村、田布施郷ハ尾下村・大野村・池邊村・高橋村、阿多郷ハ浦ノ名村・宮崎村・中津野村・花瀬村・白川村・新山村ヲ管ス、

阿多郡

〔名勝志〕

日本紀に日向吾田又日向阿多とあるは、皆當郡のことなり、往古薩摩ハ日向の國なればなり、神武帝娶り給ひし吾平津媛ハ吾田邑の人と云云、延喜式に阿多郡をもらす、今倭名鈔に従ひ阿多の字を用ゆ、

〔地理纂考〕

往古薩摩國の地方を吾田といへり、阿多或は關駝に作る、其称今僅に一郡に残れり、委しくは總説に云へり、

〔新撰姓氏録抄〕

阿多御手養ミノテカヒ 火闌降命ホノスツリ六世孫薩摩若相樂後也、又云、阿多隼人 富乃須佐利乃命之後也、又云、日下部 阿多御手犬養テイスカヒ同祖、火闌降命後也、

〔揖宿譜中〕

伊佐平次貞時駿河介貞道之子 從武藏國薩州に下向し、賜阿多郡領云云、

〔系圖〕

貞時——貞基——季基——良道
大宰大監 大宰大監 平次郎太夫
伊佐郡本地頭

〔地理志〕

阿多平四郎權守忠景伊佐平氏領之、其後忠景ヨリ薩广守信隆ニ阿多郡司職ヲ讓ル、

〔地理志〕

忠景ハ良道三男、号阿多四郎、從五位下野守、文安六年比住下野

國、薩摩國押領司、平治元年、蒙追討宣旨落去育黃島、忠久公御下向ノ比御教書ニ、三ヶ國ノ御家人此忠久可為家人、其中阿多一人ハ可被除、其故ハ、鎮西八郎為朝之姑成故、其式躰シ、仍除玉ナリト、此忠景カコト也、

頼朝公御教書ニ、薩廣國ノ住人阿多平四郎宣澄ハ平家反謀人ノ其一也、仍テ可止件職、可隨忠久ノ下知如件トアリ、

忠景ハ川邊平次郎太夫良道三男也、良道六男ヲ太郎忠良ト云、為阿多養子鹿兒島ヲ讓ル云云、

〔鹿兒島上町鮫島氏文書〕

建久五年二月日、平判、下 鮫島前司四郎宗家所、九國薩摩方阿多郡地頭并八箇所名主職之事云々、未ニ忠久判アリ、

〔古城主由来記〕

一 阿多城鶴か城

阿多平四郎權頭忠景

忠久公の時令居城也、川邊平次郎道房三弟なり、忠久公御下向の比御教書ニ、三ヶ國之御家人皆忠久か家人たるへし、其内阿多一人ハ除かるへし、其故ハ、鎮西八郎為朝の姑成ゆへ、其式体し、仍而除給ふとなりとあるは、此平次郎^(四ツ)忠景か事なり、旧記ニ薩摩國押領使とあり、久安六年正月廿九日、下野國ニ住す、忠景男子なく女子二人あり、嫡女は薩摩守信隆妻、二女ハ鎮西八郎為朝の室也、五弟太郎忠良を阿多の養子と定め、鹿兒嶋を讓り渡す、仍而鹿兒嶋太郎忠良と名乗候、此忠良いかなる事ありしにや、同比他姓の人阿多を知行する也、いか様阿多四郎忠景か養子鹿兒嶋太郎阿多家をはなれ、忠景か智薩摩守信純に阿多を讓と見得たり、

一同

阿多平四郎宣澄

忠久公の時阿多郡を知行して令居城、阿多郡本地頭と旧記ニあり、頼朝卿の御教書ニは、薩摩國住人阿多平四郎宣澄は平家謀反の張本の其ひとつ也、仍而停止件職、可隨于忠久下知如件とあり、又薩摩國阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作・日置南郷・新御領名田等之事見得たり、此

阿多氏姓藤原よりいつる、純友の苗裔薩摩穎娃郡司明純か次の弟平次郎宣澄是なり、

〔見于管窺愚考〕

成務帝時、詔定國郡、然如襲及隅薩、尚隸日向、則神代

卷書日向襲、今隅州有郡名曾於、蓋遺名也、或書日向吾田、今薩州有郡名阿多、亦遺名也、或

古事記載日向泉水、亦薩州有郡名出之誤、其遺名也、之類、可併知也、

又火闌降命六世孫曰薩摩若疑君之誤相樂、事見姓氏錄、所謂阿

多御手養・阿多隼人・大角隼人・日下部等其屬類也、

允恭帝時、遣額田部等來薩摩國、伐隼人、以平之、亦見

姓氏錄、據此、當時薩摩、雖似建國、恐追書誤、抑三州

人強猛勇悍、傳神古藝、執弓獵山、垂綸釣海、其疾如飛

隼、其猛如熊虎、因稱建日別、或稱隼人國云云、

雄略帝時、遣使來率大隅阿多隼人等、搜聚秦族、亦見姓

氏錄云云、

天武帝紀、書大隅隼人與阿多隼人相撲於朝廷、或

持統帝紀、書賞賜隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人、有

差、或遣沙門於大隅與阿多、以傳佛教之類、猶今竝稱大隅薩摩、可

併觀也、然當時其所謂薩摩・大隅・阿多等、尚未建國、

皆隸日向云云、

〔國史忠時傳〕

〔頭注〕田布施郷參照 建長元年秋八月九日、幕府以二階堂常陸介行久為薩廣國

阿多北方地頭職、北方即今田布施郷、

〔全貞久傳〕

國史云、二階堂氏譜載阿多領主郡司平忠景保延四年十一月十五日觀音寺寄進狀、保延四年、阿多忠景已為阿多郡

司、其後五十余年、至於建久三年、鮫島宗家始為阿多地

頭、則鮫島氏非阿多忠景也明矣、

〔全師久傳〕

貞治五年丙午夏四月云云、阿多郡觀音寺・白河村及知覽

院皆為闕所、未係官地、秋八月二十三日、定山公使二階

堂隱岐守直行權領觀音寺・白川村、使二階堂近江前目權

領知覽院名主職、二階堂氏家譜、建武四年十月五日僧後忠讓狀有阿多郡觀音寺、然阿多郡今無觀音寺、△寺社記

亦不載其名、蓋廢已久矣、郡村、直行行仲之子也、

高辻帳、阿多郡阿多郷有白川村、

〔建久圖田町〕^(マ)

阿多久吉二百十町四段

地頭佐女島四郎

中間略、

阿多郡二百五十町

〔五大院也〕
寺領四十四丁八段弥勒寺

下司僧安慶

〔八幡新田宮也〕
社領四町弥勒寺

下司僧経宗

〔国分寺也〕
寺領五町安樂寺

下司僧安靜

社領八段[▽]◎正八幡宮論一宮、府本無△

公領百九十五町四段内

没官御領地頭佐女島四郎

久吉百四十五町四段

本名主在廳種明

高橋五十町

同地頭佐女島四郎

已上四ヶ郡、^{◎就}被府領、^{◎有}国司訴訟、

2〔載島津譜〕

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・日置〔郡〕^(◎ナシ)

南郷・同北郷・新御領名田等事、彼宣澄者、平家謀反之

時、張本其一也、仍令停止件職畢、早可令知行地頭職者、

依仰執達如件、

建久三年十月廿二日

〔盛時〕
平〔時政〕在判

〔二階堂行政〕
民部丞在判

▽◎宗兵衛尉殿△

¹〔載于管窺愚考〕
〔頭註〕伊作郷参考すへし〕
島津御庄内薩摩方伊作庄雜掌法橋承信并下司高純謹言上
欲早被與奪當庄本訴奉行入安富三郎貞泰方、被經御沙
汰、被召上同国阿多郡北方一分地頭隱岐三郎^{不知}實名被究御
沙汰淵底、任傍例蒙御成敗、當庄入来別府名内大牟^{◎礼}
并大野名内塩道上毛夜木瀬任、和田名内橋牟礼狼野波^{◎橋}
^{◎津}

「阿多四郎八本地頭ナリ、谷山二百丁・伊作二百丁・南郷ノ内ニテ外小野十五丁・北郷七十丁、新御領ハ文治四年十月ヨリ立券ニテ、一圓領ノ新庄ニ立、合セテ二百八十五丁ナリ、北郷ノ郡司同ハ平重澄ナリ、地頭ハ宣澄ナリ、此時止ラレ、忠久地頭トナル、合四百八十五丁没官領トナリ、忠久ノ領知トナレリ」

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一五八号文書ノ抄ナルベシ〕

3] 鮫島氏文書鹿兒島鮫島民部左エ門藏

下 鮫嶋前司四郎宗家所

九國薩摩方阿多郡地頭并八箇所名主職等之事

右、件之所々、守先例、無他妨、不可有當知行子細處也者、依仰下知如件、

建久五年二月 日 平(花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一五一・一六二号文書ト同一文書ナルベシ〕

4] 全文書

「「鮫島宗家」さめしまのむねいへ申
「年來」「免許」「實」「依」「且」「先」ねんらいめんきやうのしつニより、かつハせん御

「知等」「旨」「任」
「重」
「思」
「阿多名」「四至」「箇」
「萬雜公」
「右」
「件」
「阿多郡」「以下」
「箇等」
「萬雜公」
「先」
「下文」
「明白」
「更」
「相違」
「有」
「可」
「不」
「忠久」
「花押」

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一五一・一六二号文書ト同一文書ナルベシ〕

5] 伊作家譜中

薩摩國阿多郡二階堂本知行多布施間事、所志存進置候、
早任先例、可有御知行候、為後日状如件、

應永十年九月一日 元久判

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」二七〇七号文書ト同一文書ナルベシ〕

6] 水引權執印文書

薩摩國阿多郡内五代院・同國指宿郡内石堂村・同國万徳

上井入道跡之事、今時分於被致忠節者、為料所不可有相違之状如件、

應永十年十月九日

陸奥守判〔元久〕

執印豊前守殿〔友令〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」七〇九号文書ト同一文書ナルベシ〕

7. 二階堂氏藏書

薩摩國阿多郡内觀音寺并阿多内十町、坪付在別紙、為料所被宛行〔全〕

也、早任先例、可被領掌之状如件、

應永十三年九日廿六日

元久判

二階堂山城守殿〔行貞〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」七五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

8. 伊作家譜中

阿多河邊知覽〔見〕、御本知行事、身大綱存申、可沙汰候、聊不可有等閑之儀候、為後日之状如件、

應永十年九月一日

元久判

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」七〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

9. 〔全〕

薩摩國阿多郡北方多布施之内、除五代高橋、依有御志進置候、任先例、可有領知之状如件、

應永十三年七月十六日

元久判

伊作殿〔勝久也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」七四八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

享保四年亥二月、御領村ノ内別府方限ヲ分ツ、同十一年午二月ヨリ御領村・別府村ト二村ニ分ル、

山川郷大山村ハ上古ヨリ穎娃ノ内ナリ、正保四年ヨリ山川ニ属セリ、全郷岡兒ケ水村ハ穎娃郷ノ内ナリ、慶安三年寅七月、山川ニ属ス、

今和泉池田村ハ穎娃郷ノ内ナリ、延享元年ヨリ一村ヲ以テ今和泉ニ属ス、

10

知行目錄

薩州阿多郡之内

中津野村

高八百五拾四石四斗七升七合

外式行略ス、

右知行、今度御分國中、被相改御配分候、全可有領地者也、

三原諸右衛門尉

元和六年卯月十二日

重種判

伊勢兵部少輔

貞昌判

外三名略、

諏訪治部少輔殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一六七八号文書ノ抄ナルベシ)

11「国分寺文書」

左衛門尉友成申、為薩摩國阿多郡内北方地頭、以新儀功、

宛課役於池邊村、不糺返質物等由事、重折紙如此、(此力)之事

就先度訴狀、止新儀濫妨、可糺返押取物等之由、去延應

二年七月廿三日令下知早云略、

仁治二年九月十日

(北条時盛)
越後守判

(北条重時)
相模守判

地頭殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四〇六号文書ノ抄ナルベシ)

12「全」

薩摩國々分寺沙汰人左衛門尉友成申、為阿多郡北方地頭

鮫島刑部入道被濫妨池部村田島由事、折紙副具遣之、此

事就問注申詞記、寛元二年十二月廿五日被成関東御下地(知)

畢、而如令訴狀者、彼刑部入道捧押書、依令訴申於宰府、

可加覆問之由、雖賜御教書、未遂其節之處、妨勸農、致

種々非法云云者、遂覆問之後、無改沙汰之以前者、難破

先御下知歟、然者、守寛元二年御成敗狀、停止當時濫妨

之由、可令相觸于北方(地方)地頭之狀如件、

寛元四年九月五日

(北条重時)
相模守判

守護代

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四三五号文書ト同一文書ナルベシ)

13「水引郷權執印藏」

(本文書ハ一六号文書ト同文ニツキ省略ス)

阿多郡阿多郷

「地理纂考」

鹿兒島を西南に距る事九里余、周廻六里二十五町二十六間、東川邊、南勝目・加世田、西北田布施の四ヶ郷に接す、村落六新山村 中津野村 浦之名村、人員五千七百四十七人、戸數千百五十六、花瀬村 宮崎村 ⑨九

〔地理志〕

〔應永十八年、飛彈守久清ニ阿多郡十町ヲ給フ〕
應永年間阿多飛彈守領、宝徳年間村田越前守経久領、明（頭注）忠幸ハ應仁ニ年生也
應・文龜・永正年間相模守忠幸領、天文年間日新公御領、其後肝付三郎五郎領、其後伊集院源次郎忠眞領、

長祿之比阿多丹波領之、仕友久主（候カ）侯田布施云云、

永正九年壬申三月廿四日己巳日、當地一瓢公御退治、六月有和睦テ、公則移此地、伊作・高橋・田布施・阿多共ニ日新公御領知也、

〔旧記〕

永正九年三月廿四日、阿多城ヲ攻ラレ、六月、城主和ヲ乞テ降ケレハ、遂ニ阿多ニ移テ居城シ玉フト云ヘリ、天

文八年七月十一日卒ス云云、

〔地理志〕

〔中津野村ニテ城ノ小路ト呼フ是ナリ〕
北方城ハ今田布施郷ニ属ストアリ、

〔神社由緒〕

稲荷社棟札ニ、大願主島津忠幸并忠良、永正九年壬申十二月五日云云、諏方社棟札ニ、永正十六年己卯六月廿八日、大檀那藤原朝臣忠幸・同忠良、當地頭阿多忠時トアリ、同棟札、宝徳三年辛未七月廿六日、大旦那藤原越前

守経久・同息次郎トアリ、同天文十一年棟札、大旦那藤原朝臣忠良并貴久、當地頭島津治部左衛門尉、

※（頭注）

〔永正九年ヨリ相州家ノ領トナレハ、宝徳三年ハ六十年前ニシテ、経久ハ阿多氏三世飛彈守ニ當レリ〕

〔旧記〕

永祿之初、大田周防介忠興（與カ）當郷中津野村之内領知上大田門、地名ヲ以家号トス、

肝付三郎五郎兼三、兼寛養子、初領喜入、慶長四年、父幸侃誅伏ス、依之去肝付家移此、

〔島津忠昌譜中〕

〔公平四年七月二日、島津忠昌攻之〕〔久平加治木城〕
明應五年丙辰二月、加治木大和守落城、而移阿多城、

〔雲遊雜記傳〕

天正四年、悉ク肝屬ヲ収公セセラレ、肝付左馬助兼道ヲ阿多ニ遷サレ、采地十二町ヲ賜ヒケリ、然アルニ、其妻伊東氏兼輔トモ不和ナリシカ、亦兼道トモ和セス、夫ノ遠征ニ糧ヲ給ス、邑政治ラス、邑モ程ナク召上ラレ、兼道モ尋テ陣歿云云、

14 伊作家譜中

〔本文書ハ八・三〇号文書ト同文ニツキ省略ス〕

15 全

嶋津庄薩摩方

一所阿多 一所日置 一所南郷 一所高橋

一所知覽院瀬之村 一所河邊郡内田部田村

一所別府半分 一所谷山郡内福本村内三十町同郡

内中村之事

所相計也、早任先例、可被領知之状如件、

應永廿四年十一月二日 沙弥存忠判〔久豊〕

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二九六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔貞久傳中〕

國史云、鮫島彦次郎入道法名蓮道、見鮫島次左エ門系圖、東鑑云、鮫島四郎宗家事鎌倉右幕府、齡岳公旧譜云、源頼朝舉兵時、有鮫島四郎宗房者、多軍功、其子四郎宗家為幕府近習、二階堂氏譜載鮫島孫二郎光家訴状云、建久三年、鮫島宗家補阿多地頭、後分其地為二、曰北方、曰南方、與嫡子刑部丞家高北方、次子小四郎宗景南方、光家宗家之曾孫、蓮道宗家之五世孫也云云、

〔鮫島系圖〕

工藤四郎家光子

宗家

鮫島四郎 領駿河國鮫島郷、屬頼朝公石橋山合
戰有功、建久三年、忠久公給薩州阿多地頭職、

家高

刑部允 入道行願

弥二郎

家景

弥二郎

彦次郎入道蓮道
〔家藤入道トアリ〕

仕貞久公、領加世田・知覽・指宿、
一曆應四年八月、阿多郡鮫島城発向云々、執印文書ニミ
ユ、蓮道ニアタル

蓮性

又太郎 仕師久公、

又太郎

忠宗

民部 為伊作家落阿多、仕貴久公、

〔據地理志等〕

宗家ヨリ

四代四郎忠義

五代美河守宗實

初号阿多、

六代

七代

八代播磨守宗成

九代

川辺東西ノ方五百町ヲ知行ス、

十代

十一代式部少輔忠宗

此代阿多城落、

〔國史忠宗傳〕

正應五年云云、初阿多北方領主二階堂行久以其女妻兄孫
隱岐守行景、生隱岐守泰行、行久且死、以阿多北方為行
景妻湯沐邑、行景死、妻為尼、法名忍照、行景之死、泰
行尚幼、忍照尼相家事、當是時、北條氏當國專權、幕府
故家遺族往々因事獲罪、忍照尼以為居於鎌倉非子孫計也、
乃請携泰行如阿多北方以備海防、許之、○永仁元年癸巳
春、忍照尼及泰行寔來、而處北方、由是二階堂氏遂為薩

州人、

〔全貞久傳〕

建武四年三月七日云云、是日、足利直義下文、使二階堂三郎左エ門尉行雄、照世々下文及延慶二年六月二十九日外題安堵例、食薩广阿多郡北方田布施之半・豊前金田莊金田村之半如故、行雄行久之父也、

〔國史家久記〕

寛永十二年七月、初小河氏居甌島、貫明公⑧時遷小河氏於阿多郡高橋、以甌島為公邑、及公之時、以本田親政為地頭云云、

〔國史〕

明應五年丙辰二月、加治木久平降、去加治木徒阿多城、阿多城遺墟在阿多郷、係花瀬村、按、阿多・田布施・高橋為相州家采邑、而相模守運久方居阿多城、久平不容居此城也、但其所徙今莫得而考焉耳、

〔久平ノ居城参考ニ供ス〕

○二階堂行久文永中ヨリ阿多北方ヲ領シ、子孫世傳領、

應永十三年ニ至リ元久ノ領ニ帰ス、

○阿多飛彈守久清應永十八年元久ヨリ阿多郡千町ヲ與ヘ、忠清、経久、公久ニ至ル、文明中迄領ス、

○相模守友久田布施・阿多・高橋ヲ領ス、其子運久ノ時、永正九年、阿多城ヲ攻移城ス、其後嗣忠良ヨリ伊作家ノ領ヲ併セタリ、

〔掘古城主由来記〕

初代

工藤家光 称工藤四郎、

鎌足流伊豆國押領使惟成末葉ナリ、

二代

宗家 「鮫島氏系圖此宗家ヨリ出ル」

駿河國鮫島郷司也、建久三年、從頼朝賜安堵御下文

令下向也、

〔是ハ朱ニテ書入ナリ、賜薩州阿多地頭職及八箇所名主職云云建久五年文書アリ〕

三代

景家

刑部允家高入道行願ナルヘシ、

母鹿兒島太郎忠良女、

四代
長家

母伊作又太郎貞純女也、

五代
家員

母山門院郡司秀忠女也、

六代
宗員

子孫居城于北方城、

母川辺次郎左エ門尉景道女、

〔町田氏系圖〕

元祖

阿多飛彈守久清

町田氏七代五郎清久三男、号阿多五郎、應永十八年

八月廿二日、賜阿多郡千町、

二世
阿多飛彈守忠清

三世
全飛彈守經久實忠清弟、後撰津守、

四世
全播广守公久出于文明記、初刑部少輔、

五世
全右衛門尉忠秋永正十六年諫方棟札、當地頭阿多忠時トアリ、

六世
全式部少輔忠金

七世
全飛彈守忠雄

八世

全飛彈守忠堅

九世

全飛彈守忠縣

十世

全源左衛門忠祐

〔是ハ書入ナリ、

右ノ如ク鮫島氏モ阿多氏ヲ号ストミヘ、町田氏モ阿

多ニ居テ阿多氏ヲ号シ、殊ニ飛彈守經久ハ北方城ヲ

守ルトミヘ、遡レハ鮫島刑部丞北方城地頭云云古文

書ニミユ、両氏ノ略系ヲ抄シ併テ参考ニ供ス、尚時

代ヲ考フベシ、

應永年間阿多飛彈守領ストアルハ久清ノコトナルヘ

シ、

島津忠國ノ時、阿多飛彈守經久北方城ヲ守ルトアリ、

權執印文書ニ、阿多郡北方地頭鮫島刑部丞家高法師

云云アリ、

長祿ノ比友久代阿多丹波領ストミユルハ誰ニ當ルカ、

貴久記ニミユル飛彈守ハ天文比ニ當ル、考ヘシ、

文明二年忠國死去アレハ、經久ノ北方城ヲ守ル夫ヨ

リ以前也、文明中迄ハ經久ノ子公久守城セシコト疑

ナシ、其後永正九年相模守運久阿多城ヲ攻移城セシ

ヨリ相州家ノ領ニ帰シ、公久ノ子忠秋ハ相州家ニ臣
事、永正十六年阿多ノ地頭タリ

〔國史忠國傳〕

永享四年壬子、中略、六月晦日、公與阿多某書、使領伊
作莊大野、公書原文稱阿多殿、而支流系圖置之於阿多飛彈守忠清傳、
按、忠清久清之子、永享九年、公與阿多龜德書使領邑、龜
德忠清幼字、然則、此年忠清尚幼、而久清存否
不審、所謂阿多殿者或指久清、亦不可知云云、
〔大野ノ地田布施大野村ニ當ルカ〕

〔島津友久傳〕

永享四年、生于伊作、領田布施・阿多・高橋、而居住于
田布施、

〔相模守運久傳〕

永正九年三月廿四日、攻阿多城取之、六月、移阿多城、

〔相模守忠良傳〕

伊作・田布施・阿多・高橋四ヶ所為忠良領地也、

〔古系圖〕

伊佐平次貞時駿河介貞道之子

從武藏國薩州ニ下向、賜阿多郡領ス、

大宰大監貞元貞時子

大宰大監季基貞元子

平次郎太夫良道薩戶國伊佐郡本地頭、季基ノ子、
〔良道三男〕

阿多平四郎忠景良道四男、久安六年比住下野國、

下野權守 從五位下

忠景ヨリ薩戶守信澄ニ阿多郡司職ヲ讓ルトアリ、

忠景 女子阿多平四郎薩戶守信澄妻
〔阿多郡司職ナリ〕

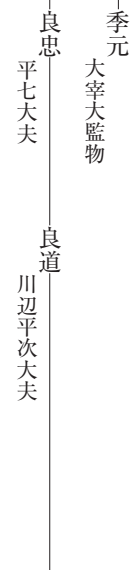
女子鎮西八郎為朝妻

鹿兒島太郎忠良良道六男

依為忠景養子号太郎、

讓鹿兒島郡、

〔加世田氏系圖〕



三男
忠景

阿多四郎 薩廣國押領司

平治元年己卯、蒙追討宣旨落去硫黃島云、

〔島津氏系圖〕

相模守友久之子

運久

忠良日新齋

初忠幸 三郎左衛門尉 相模守 一瓢齋

○應仁二年生、

○永正九年三月廿四日、攻阿多城取之、六月、移阿多

城、天文八年死、

忠國他服長男

友久

相模守 永享四年、生於伊作、母伊作勝久女、

領知田布施・阿多・高橋、而居住于田布施、

〔文明中高橋ヲ併セ領スト見ユ〕

明應二年卒、

運久

初三郎左衛門尉忠幸

忠良日新齋

相模守 入道一瓢齋

永正九年三月廿四日、攻阿多城取之、六月、移阿多城、

〔田布施郷ニ参照スヘシ、伊作家譜伊作郷ニアリ〕

〔調所恒房譜中〕

永正九年壬申、間歲蘭窓公命敷根某

疑備中 守賴愛・上井某 疑筑前 守為秋

戊阿多城、既又罷之、時方恒房抱忠事公、欲竦徵兵以戊

陣塞云云、正月云云、

〔見國史義久記中〕

島津國史云、永祿十一年十二月十三日、梅岳君薨於加世

田、梅岳君始居田布 施、後遷加世田

、年七十七云云、初梅岳君以相州家後、

兼主伊作家之祀、梅岳君卒、大中公以大宗後、兼主伊作

（稟注）伊作・田布施・加世田參照スヘシ

相州二家之祀、自是公家世掌伊相二家祭祀及菩提所修葺

事、百世不廢、以下注、按、梅岳君自伊作家出為相州家嗣、

則伊作家無後、故梅岳君兼主伊作家之祀、大中公自相州

家升為大宗後、及梅岳君卒也、則伊作家・相州家並無祀

主、故大中公兼主伊相二家之祀、此二家者雖亡後、而其

祀猶有存者云、以下略、

〔地理志〕

北方城 文治ノ比鮫島刑部丞藤原氏家高法師行願、駿河國
郎宗家男ナリ、宗家建久三年頼朝公ヨリ御下文ヲ賜リ、郷司四
下向當國、阿多郡本地頭阿多平四郎宣澄依為平家方也、以下子孫傳領
之、○忠國公御代、阿多飛彈守経久守之、御家阿多也、町田
リナ、七代五郎清久三男

〔是ハ書入ナリ、
北方ハ田布施ニ属ストアリ、糺スヘシ、

國分寺文書ニ、仁治二年九月十日、越後守・相模守在
判ニテ、左衛門尉友成申、為薩摩國阿多郡内北方地頭
云云見ユ、右仁治ヨリ七年目、宝治元年十月廿五日權
執印文書ニ、阿多郡北方地頭鮫島刑部丞家高法師云云
アリ〕

松坂〔加世田
川畑村〕 天文七年戌十二月晦日夜、日新公加世田御
出馬之砌、此邊狐火ノ瑞有之處也、

〔宮崎村〕 〔新山村〕
日吉原 一町畠 天文七年戌十二月廿九日、日新公加世
田郷へ御出馬ノ折、集四ヶ所ノ軍勢此所ニテ御談合有之、

〔白川村〕
佛坂 天文二年十二月廿四日、山田式部少輔有親依有隱

謀ノ聞得、伊作江被招寄、此所ニ設伏兵被誅戮之也、御
使池上伊豆・松元三七初之、二木但馬討取之云云、二木
子孫日州高岡ニ住ス、

〔佛坂ハ伊作ノ内トアリ、可糺〕

〔旧記〕

鎌足十九代鮫島氏元祖四郎宗家、元暦元年十一月、祖父
忠景旧領賜薩州之内阿多、而同二年三月三日下向ス、文
治二年忠久公御下向之時、自頼朝卿賜鮫島家別證之御下
文、氏神日吉山勸請阿多、建立山王宮、守護神建立稻荷・
若宮、四代四郎忠義島津殿為烏帽子、五代美河守宗實、
當代初号阿多、八代播广守宗成、河辺東西之方五百町ヲ
知行ス、十一代式部少輔忠宗、當代阿多之城落、

阿多城者、鮫島大祖前司四郎宗家源大將軍ノ下文ヲ受テ
薩广國阿多郡ニ地頭職タリシヨリ以来、當氏ノ宗累世ノ
居城也、阿多郡ハ云阿多・田布施・伊作、是大祖古封ノ地、
也、至其裔孫、則食封於阿多郡阿多及指宿等ノ地、然所ヲ、
永正九年壬申六月、相州一瓢君此地ニ移リ成サレシト也、

相傳、天文中ニ至テ嫡家遂ニ衰タリ、自文治元年至享祿四年
三百四十六年、享祿五年
天改元、此故ニ正裔四郎ハ今已ニ伊集院氏ニ隨臣ス、

〔古系圖〕

鮫島宗家ハ其先出自大職官鎌足公工藤四郎家光子也、食
菜地於駿州鮫島、因以為氏云云、文治初、使宗家為薩州
阿多郡地頭職及八箇所名主職、而擊平氏餘黨咸平、餘黨頭
平權頭
忠景・平四
郎宣澄之類、所謂下文者今猶存、初宗家之就國也、奉日吉
山王、祀郡之宮崎、為氏神、又画楮葉為旗幕之紋、其裔
孫有称阿多及奈良者、

〔古文書系圖〕

久豊公御代應永十八年八月廿二日、賜阿多郡千町田飛
彈守久清、町田氏七代五
郎清久三男、故号阿多、二世飛彈守忠清、三世
飛彈守経久、實忠
清弟、四世播戸守公久、文明記
ニ出ツ、五世右衛門尉
忠秋、六世式部少忠金、七世飛彈守忠堅、(マ)子孫志布志ニ
住ス、何比迄阿多ヲ領スルカ、永正十六年諏方棟札ニ當
地頭阿多忠時トアルモ此阿多氏ナルヘシ、貴久公記ニ阿
多飛彈守御味方云云、

〔旧記〕

文明六年旧記ニ、御内之方々ノ内ニ阿多〔右馬助也〕、桑波田云云、
各一城ツ、被持候トアリ、

文明十五年八幡社笠懸射手ノ列ニ桑波田右馬助阿多領主
トアリ、前ノ六年旧記ト参考スヘシ、

〔神社記〕

新山村大日堂鰐口銘、文明五年二月、願主藤原氏久経、
同棟札、永祿十年丁卯三月、藤原朝臣日新在家菩薩、伯
圍様、同屋形義久、同又七殿、同又五郎殿、同又四郎殿、
同左衛門督、當地頭安辰トアリ、安辰ハ大寺治部右衛門
ナルヘシ、

上宮權現神体背ニ、永享十一年九月、大願主藤原経久ト
アリ、又同体ニ、永正十五年五月廿一日、大願主藤原忠
幸トアリ、

〔地理纂考〕

貝殻崎城カヒカラサキ宮崎村 往古鮫島氏居城なりと云、按するに、建

久三年、鮫島四郎宗家右大将頼朝の命を受け阿多に地頭たり、數世相統して國命に應せず、島津貴久に至り遂に降伏す、此外同村に今城、中津野村に城の越、宮崎村に古城等あれども、事蹟詳ならず、

鶴之城 花瀬にあり、島津運久居城なり、本丸及び東之城・南之城●●等の名ありて猶其地勢六に分れたり、西ハ万之瀬川の巨流を崖下に帯ひて、要害の地なり、

〔地理志〕

雀ヶ城東深田、西万ノ七川、南犬ノ馬場有り、 通路筋ヨリ南三丁程有、運久公

屋地南之城ニ相添、
〔花瀬村鶴ヶ城ナリ〕

古陣通路筋より東
三三三丁ほど

野首上同南一丁程ニ有
今衆中小路有、

棧敷本右同三
丁程 忠良公加世田鶴之塚御合戦ノ時御陣場也、

立本 忠良公別府某加世田
城主御退陣治中之時被集軍衆所也、乗夜

陰右陣所より加世田別府ヶ城後ヨリ押寄、黒島口鳥力ヲ被攻
敗落城也、忠良公御床机ノ趾諷方社建立今ニ有、通路ヨ
リ南半里、

〔宮崎村〕
瀬高ナリ通路筋 此所ハ、天文七年十二月廿九日、忠良公加世

田別府ヶ城夜討被成シ時、落城ノ儀一瓢公ニ依不注進、
翌日者則天文八年正月元朝ナリト雖トモ、一瓢公未明ニ
出馬シ玉フ也、其時青黄糸ノ鎧着用、鳥鹿毛ト云馬ナリ夜前落城之事ヲ依告、此
處ヨリ帰陣シ玉也、其日祝勝利諸臣等謁公、任吉例、其
節一瓢公着用シ玉之装束之掛於繪像、每歳正月元日、於
于今諸士奉謁影前、

〔地頭系圖〕

阿多郡

阿多

阿多右衛門尉忠秋 永正十六年棟札ニ阿多忠時トアリ、同人ノコト
ナラン、

島津治部左衛門尉忠元 初三郎五郎 後周防介 大田氏四代忠續
入道大関ノコト也、天文十一年ヨリ同十
七比、天文十棟札ニ忠弘トアリ、可考、天文
十七年申日吉山王棟札ニ忠弘トアリ

大田周防守忠與 忠興ノコトナルベシ、永祿ノ初中津野村大田門領
之云云、

大寺大炊介安辰

永祿十年大日堂棟札ニ見ヘタリ、

新納山城守忠光

魚隱弟、初隱岐守、尾張守ト云、島津相模守忠幸ニ仕フ、大中公為家老、才超衆、遭讒幽死于山之寺、

伊地知伯耆守重秀入道増也

天正中、文祿三年死去、
八年巳前歿、

吉田美作守清孝

天正八年比、或清存トモアリ、

弟子丸越後守宗益入道紹閑

寛永九死去也、

桂太郎兵衛尉忠詮

(前カ)

吉利下總守忠張

文祿五年申冬、阿多地頭被仰付候、此邊處後可考、

平田安房介宗衡

慶長五年ヨリ、

伊集院源次郎忠眞

慶長ノ初、

諏訪治部少輔經兼

覺兼ノ子、寛永九年比、寛永元年子四月日吉山王棟札ニアリ、

諏訪甚左衛門正兼

經兼ノ子、寛永十五年ヨリ同十九年迄、寛永庚戌三月大年寺上棟ニハ衆頭トアリ、地頭ノコトヲ衆頭トモ唱ヘシナルヘシ、

島津市正忠廣

寛永十九年十二月ヨリ慶安二年迄、寛永十七年辰卯月日吉山王棟札ニ島津東市正忠弘トアレハ、十九年ヨリハ誤也

伊集院十右衛門忠朝

慶安二年五月ヨリ萬治元年九月迄、

堀四郎左衛門興延

初弥右衛門、吟味役、御使役也、萬治元九月三日ヨリ同二年七月迄、

市来次十郎家賀

實喜入休右衛門久洪二男、御吟味役也、萬治二年八月九日ヨリ定、

頼娃權三郎久甫

(後カ)
寛文二年五月二十九日ヨリ定、異本元年十二月二十日ヨリ同八年十二月迄ニ作ル、

相良源五左衛門頼安

寛文九年六月八日ヨリ定、

高崎權太夫能冬

伊豆能延子、御用人、延寶四年九月ヨリ定、

高崎四郎兵衛

能冬同入カ、延寶八年ヨリ同九年迄、

鎌田太郎右衛門政直

天和二年戊八月七日ヨリ、
異本三年四月ヨリ元祿五年迄

猿渡喜右衛門

後要人、元祿七年十一月十七日ヨリ、
或九月五日トモ

町田八左衛門俊昌

正徳五年未十月朔日ヨリ享保九年辰九月四日迄、
後明所

「名勝志」

日吉山王

宮崎村に鎮座、宮崎村ハ松田村の枝なるヘシ、地頭假屋村にあり

をさること亥方拾七町、祭神貳拾一座、

大己貴命・八千支神、大國主神・大國玉神、

大物主命・顯國玉命・葦原醜男、祭正月朔日・六月十五日・九月九日・十一月初酉

本田親盈所記神社考云、

永正八年十二月八日勸請、阿多總鎮守なり、社司江田氏、

加世田今泉寺これを護る、

上宮熊野權現

上宮寺内にあり、祭神一座、
伊弉册尊、神鏡裏

に、大願主島津藤原忠幸、永正拾五年戊寅五月廿一日と記す、

「名勝考」

○上宮熊野權現社、阿多郷宮崎村に在り、
○奉祀伊弉册尊一座、

○書紀註に笠狹宮ハ宮崎に在りといふハ、この宮崎村をいふなるへし、此も阿多の地なれハ其據あり、蓋この上宮權現社ハいと大むかしよりの鎮座とあれハ、宮崎の名ハ此上宮に因て出しにはあらしか、

〔名勝志〕

高良八幡宮 新山村に鎮座、地頭仮屋の寅外方六町余、(卯)祭神三座、應神天皇・玉依姬・神功皇后正祭十一月三日、勸請年月詳かならず、初め中嶽山新山村にありの半腹に安置す、梅岳公加世田城を抜の時誓願の旨にて、永祿二年己未十一月廿日、今の地に迂し再興し給ふ、

稲荷神社 花瀬村に鎮座、高良八幡宮同所なり、祭十一月三日、大年公永正九年壬申十二月五日勸請し給ふといふ、神林背に銘文あり、天文七年十二月廿九日夜、梅岳公加世田城を抜の時狐火あり、稲荷明神の擁護なり、故に崇敬し給ひ、また寛陽公白銀二十五枚を寄附し、寛文十一年十月再興し給ふ、

〔地理纂考〕

日吉神社宮崎村 祭神山城國日吉神社に同し、正月朔日を祭日とす、當邑の總鎮守なり、神體鏡の背に承平八年八月八日と銘あり、土人の傳にいにしへ鮫島氏の人建立なりと云、建久三年、鮫島四郎宗家右大将頼朝の命を受け當邑に地頭たり、然れば此神鏡を奉し来れるは即宗家ならむか、建久八年圖田帳に村原十五町地頭鮫島四郎ともあり、村原ハ加世田郷の村名にて、阿多と境を接したり、同人なるべし、本田親盈か神社考にハ永正八年十二月八日勸請すとあるハ大に訛れり、又天文十七年再興の棟札に、大願主・當座主・權律師云々、當地頭島津治部左衛門尉忠弘と記せり、

〔地理纂考〕

熊野神社宮崎村 同村に在り、故上宮寺内に在りしを、寺ハ例の廢せり、奉祀 伊弉册命 例祭六月廿九日 九月二十九日 文安元年再興の棟札を蔵む、神鏡八面、其中一面ハ、大願主島津藤原忠幸、永正十五年戊寅五月廿一日とあり、忠幸後運久と改名す、島津忠國二男にて、相模守忠良養父なり、三十

六歌仙の額を納む、鳥津相模守忠良寄進にて、親筆也と云、

稲荷神社花瀬村

奉祀 倉稻魂命ウカノミタマ

永正九年壬申十二月五日、鳥津忠幸・同忠良創建なり、即ち神跡の背に、奉勸請稲荷大明神、大願主鳥津藤原朝臣忠幸並忠良、永正九年壬申十二月五日、權少僧都頼増敬白と誌せり、其後天文七年十二月二十九日夜、忠良加世田城を陥れし時、狐火暗夜を照して白昼の如し、屢シバシバかくの如き靈驗ありし故に更に崇敬ありしといふ、祭日十一月三日とす、

高良八幡神社補之木村

奉祀 應神天皇騎馬木像 玉依姫命 武内宿禰

一名を玉垂社と号す、創建年月詳ならず、例祭八月十五日・十一月十五日、初め當村中嶽山の半腹に鎮坐ありしを、忠良加世田城を攻むとする時誓願によりて、永祿二年己未十一月廿日、今の地に迂して再興す、今に其棟札を納む、

諏方神社中津野村 祭神信濃國諏方上下社に同し、例祭七月十八日なり、宝徳三年辛未七月廿六日越前守藤原經久造立

の棟札あり、此時の創建にや、詳ならず、鳥津忠良加世田城久しく陥らざるを以て當社に祈願し、天文七年十二月廿九日落城の後、報賽として神舞を興行す、又天文十一年忠良・貴久再興の棟札を納む、○笛一管宝殿に納む、其名を小櫻コウヅクと号す、往年田布施郷金峯山に參籠せし者夜半彼神殿に於て是を得て奉納せしといふ、

吹上宮崎村 此地西海の大洋を受たる海濱にて、年々白砂重り山を成して白雪の如し、其景状の詳なるハ田布施の巻に見えたり、

半月ヶ原花瀬村 鳥津運久より同忠良に至り此地習馬ウマノリ埒なり、忠良嫡男貴久此所にて馬を始騎シメし時、賀宴夜中に及び、中嶽山ナカダケヤマに月の半出しを見て、忠良半月ヶ原と名つけしと云傳ふ、享保十三年新田となりしかとも、旧趾猶存せり、

打立本花瀬村 同村に在り、天文七年十二月廿九日、忠良復タテマ

田布施を發し加世田別府城を夜斫せし時、此所に於て胡床に倚り衆兵を集めし故に名を得たりと云、今邑人略して立本といふ、

京塚浦之圓名村き阜にて、此地古へより地震することなしと云、此京之塚笠沙岬に遠からされハ、彼笠狭の大宮に由ある處にやあらむ、猶加世田郷に京之峰或宮原といふあり、共に由ありて聞ゆ、

万之瀬川花瀬上流ハ川邊郷より来て、當村、宮崎村を経て加世田・田布施の境を過ぐ、大河にて舟渡りなり、下流田布施の海に入る、此渡場阿多・加世田の境なり、

川添浦之一名を花瀬といふ、水源ハ田布施郷扇山より出て、當村並白川村、花瀬村を経て萬之瀬川へ合流す、其合流の邊を川添と呼へり、凡三百歩許、水底ハ更なり、兩岸自然の滑石にて、諸所に瀑布あり、白浪激流してさなから花の如し、故に花瀬の名を得たり、

中嶽山花瀬村 當村・白川村・新山村の三ヶ村に亘る、

物産

飛禽 鶴 雁 鳧

鱗介 香魚 鯉 鮒 萬之瀬川に産す、

「名勝志」

棧敷本 宮崎村にあり、地頭飯屋の亥方凡拾八町、天文七年十二月十八日、梅岳公軍を催し田布施城を發し、加世田の境萬之瀬川鎮守の渡といふ所を渡り、島津実久の加世田別府ヶ城を攻め給ひし時陣所なり、今ハ吹上となる、

半月ヶ原 宮崎村にあり、地頭飯屋を距ること子方壹町余、大年公・梅岳公の馬場にして、大中公の乗初めも爰にてありし所といふ、其時御祝ひ夜中に及び、中嶽山に月の半出しを見給ひて、梅岳公半月ヶ原と名付られしといひ傳ふ、享保十三年新田となりて、馬場の旧址今稍存す、

打立本 花瀬村にあり、地頭仮屋の巳方拾五町余、天文七年十二月廿九日、梅岳公田布施城を發し別府城を夜討し給ひし時、床机を居給ひ人数を集められし所なり、故に打立本といふ、今邑人略して立本といふ、後諫方神社祭七月十九日を勸請して其古趾を傳ふといへり、

〔地理課川調帳〕

一 白川

白川村 華瀬村

水源本川 阿多郡田布施尾下村ノ内金峯嶽北東脇牛ノ峠左

右 ●笠木 ●中尾 ○樋ノ口 ●燒屋敷 ●ヘコノ尾 ○池口 ヨリ及川辺 ●瀬戸山ヨリ 小谷川十

ヲ ●シメ木場 ○ニオひて 一線シ、又田布施ノ内 ○笠山ヨリ 受入、白川

村 ○平松尾 ○白川村 ○松八重 ○竹ノ脇 ○シテカシハラ ○南谷 小谷川七ツ又受入、華瀬村

○鮎清下ニ於テ里程二里八分ヲ經テ萬瀬川通工流入ス、

阿多郡

阿多

(附)純康記云、應永年間阿多飛彈守領、宝徳年間村田越前守經久領、明應・文龜・永正年間相模守忠良(幸)領、天文

年間 日新公御領、其後肝付三郎九郎領之、其後伊集院源次郎忠眞領、

一 文治之頃、阿多平四郎權守平忠景領之、其後忠景薩摩

守信澄ニ阿多郡司職を譲ると見得たり、聳也、

一 文治之比阿多平四郎藤原宣澄阿多郡本地頭と旧記ニ有、

顯娃郡司藤原明純弟なり

一 永正九年壬申三月廿四日、當地一瓢公御退治、六月有

和睦而、公則移此地、伊作・高橋・田布施・阿多共ニ

忠良公御領地也、

一 北方城 文治之頃鮫島刑部丞藤原宗高(家)法師行願、駿河國鮫島郡司藤原宗家男也、宗家建久三年、頼朝公より安堵之御教、已下書を賜り下向當地矣、是阿多郡本地頭阿多平四郎宣澄依平家也、

子孫傳領也、

一 松坂 天文七年戊戌十二月晦日夜、日新公加世田御

出馬之砌、此邊狐火之場(瑞)有之候処也、

一 日新公御代、阿多飛彈守經久守之、

一 新撰姓氏録云、神別、阿多御手養、火闌降命六世孫薩摩

若相樂之後也、又云、阿多隼人、富乃須佐利乃命之後

也、亦云、日下部、阿多御手犬養ノ同祖、火闌降命之

後也、

一指宿氏系圖、一伊作平次貞時駿河介貞道之子、四一天王、從武藏國薩州ニ下向し、賜阿多郡領と云々、

一天文五年丙申五月五日、忠良公令阿多・田布施兵駈

集金岳ノ南麓、引率勢兵、於金峯神前被祈勝利、座主

頼總法印行之、直ニ趣石上原半ハ來觀音寺、於此所合

戰、味方勝利、不媛其勢直ニ攻入川邊云々、

一阿多・田布施・高橋者島津相模守友久公領地也、忠國公長庶子、

島津相模守運久入道一瓢公氏久公嫡子後嗣無之、島津相

模守忠良公伊作又四郎善久嫡男、後日新公為養子、伊作・阿多・田布施・

高橋四ヶ所全領之、

一佛坂 天文二年十二月廿四日、山田式部少輔有親依有

陰謀之聞得、伊作へ被招寄、此所ニ設伏兵被誅戮之也、

御使池上伊豆・松元三七勤之、二木但馬守打取之云、子孫住高岡ニ、

阿多郡

阿多

一阿多者舊阿多平四郎權頭忠景為領地、應永年間阿多飛

彈守領知、右之事舊記ニ為見得、寶徳年間村田越前守

經久領知、右之事、中津野村諏訪大明神寶徳三年辛未

七月廿六日棟札有之、明應・文龜・永正年間相模守忠幸御領地、天文年間 日新公御領ニ而、地頭者島津治

部左衛門尉、右地頭之事、天文十一年壬寅十二月廿三

日中津野村諏訪大明神棟札有之、其後地頭大田周防守

忠興欵、其後肝付三郎九郎兼盛領知、其次之地頭者吉

田美作守清存、桂太郎兵衛尉忠昉、吉利下総守忠澄欵、

慶長年間伊集院源次郎忠眞、平田安房助宗衡地頭、

一高良八幡太神宮

右、正躰玉依姬命・應神天皇・神功皇后、正躰木躰

前代中嶽山ニ建立有之處ニ、加世田御手ニ入時御願

有之、永祿十一年、當分之地ニ遷宮、

一三十六歌仙 九枚紛失、

一具足 一三略 一鰐口

一神鏡廿三 一祝詞但日新公被仰付口訣有、

右寶物鰐口者、加世田御發向之時取物銘有、但日新公御寄進

一棟札、奉造立高良八幡太神宮、大願主相州入道日新

息災延命、再興如件、永祿二年己未十一月廿日、

一稻荷大明神

寶物歌仙 日新公御筆祝詞

但日新公被仰付口訣有、

右、神牀大田命・倉稻魂命・大宮姫命、正牀厚板ニ梵字有、

大願主鳥津藤原朝臣忠幸并忠良

奉勸請稻荷大明神

永正九年壬申十二月五日火曜
室宿

一棟札、奉造立稻荷五社大明神御寶殿一字、大願主

藤原朝臣忠幸・忠良息災下ノ字不見得、

一諏訪大明神建御名方命
事代主命 鞭一但肝付降伏之鞭 笛一

右、加世田御手ニ被入時神舞御願有之、落城以後

日新公御參詣被成、神舞相濟迄御棧敷江御座、

一奉造立両頭之事、右意趣略、大檀那藤原越前守經久・

同鬼次郎息災延命、子孫繁昌、于時寶徳三年辛未七

月廿六日、藤原越前守經久書判有、

一奉再興薩陽阿多中津野諏訪上下大明神御寶殿一字、

大檀那藤原朝臣忠良并貴久御息災安全、天文十一年

壬寅十二月廿三日、當地頭鳴津治部左衛門尉、

右三社之正祝子原口勘太夫事、谷山玉林ケ城ニ罷居

候時、日新公加世田江御發向之砌也、加世田長々

御手ニ不入故、勘太夫天鍵行法ニ付被召寄御祈禱相

勉、紫原合戦谷山玉林ケ城江被召馳之時、す、め塚

と申所ニ而和談ニ罷成、城之せびじやう差上、兄原

口權之太夫相共城案内仕引渡、鹿兒島被召馳之時御

案内可仕旨被仰付、神月川相ニして御合戦之時、敵

忝人打取、其時御持せ之鎗壹本拜領仕、于今格護有

之、且又加世田入之御願成就諏訪神前ニ而御神舞有

之、成就之時御棧敷江勘太夫被召呼、扇子拜領仕、

是又于今格護有之、御下向之時勘太夫居宅江御立寄、

直ニ御帰館ニ而、乍恐被奉留ハ御立戻り、庭之石之

上ニ鹿之皮を御敷、暫御腰を被懸、此石庭之上ニ崇

有之、扱又金峯山江二夜三夜籠居、敵降伏之御祈禱

相勉、音高き物有之、見届レハ笛一ツ有之、取上ケ

ふき申処ニ音高ク有之、小櫻と申笛ニ而有之由、肝

付乱ニ付、川邊之原田氏・加世田之松坂坊勘太夫同

前被仰付、一七日相勤、肝付落城仕以後肝付江被差

遣、始良弓場之上江被召置、無程肝付静り、

田布施郷

〔纂考〕

鹿兒島の西南八里余、周廻十二里三町二十間余、東谷山、南阿多、巽川邊、申酉加世田、北伊作等の諸郷に接す、村落四大野村 尾下村 池邊村 高橋村、人員七千四百三十二人、戸數千五百軒、

田布施の名義田廬ヲフセなり、万葉集に田廬と在り、廬とハ窄屋ヤにて、偃せるか如き田中の廬イホの義なり、毛詩注、古者民受五畝之宅、二畝半為廬在田、春夏居之、二畝半為宅在邑、秋冬居之、又漢志、在野曰廬、田中屋也、又三才圖會、舍看禾廬也云云、この地名となれるハ、此處古へ安閑天皇屯倉を置給ふ帝田なれハ、殊に看禾廬を設て鳥獸を逐ひ竊盜を防れしより、迺ち田廬の名を得たるなるへし、今も田布施の千町田間チマとて名たる曠田なり、安閑天皇紀二年五月丙申朔甲寅、置婀娜國膽殖屯倉・膽年部屯倉云云、是を以て此地の帝田なりしを知へし、釋紀曰、屯倉ハ天子之米廬也④釋と見ゆ、

〔地理志〕

弘安年間より二階堂家世々傳領之地也、應永十二年冬、伊作久義受元久公加勢攻之、翌年二月、攻落之為公領、阿多・別府ノ両家雖為加勢不叶退散ス、夫ヨリ二階堂ハ落去市来云々、

高橋村玉手社棟札、應永卅一年二月廿五日、大旦那藤原久景トアリ、長享年間島津相模守友久・同忠幸御領、天文年間日新公御領、或文明ヨリ友久ノ御領トアリ、旧記ニ田布施城主平田豊前守宗貞トアリ、

〔田緒記〕

尾下村諏訪社棟札ニ、延徳二年庚戌十二月廿四日、大檀主島津三郎左衛門尉忠幸・島津相模守友久、

高橋村諏訪社棟札ニ、長享二年戊申七月廿一日、大檀那島津相模守藤原朝臣友久、當地頭圖書助中原朝臣貞息代官貞長トアリ、

大野村久玉神社棟札、文明十八年文字不知、大檀那相州太守藤原朝臣文字不知、並左衛門尉忠幸、地頭藤原朝臣伊集院大和守宿久云、

〔旧藩史旨調〕

正應五年隱岐三郎左衛門尉泰行事為異國警固始テ所領阿多北方ニ田布施ノ事ニ而候罷下候儀、鎌倉執權之奉書相見得申候、夫より子孫御當國ニ罷居、中古迄ハ田布施致傳領、將軍尊氏卿・直義卿之御證判并執權・探題之奉書、又ハ貞久公・師久公・元久公之御證判、其外文書大分に致箇藏候事、先祖隱岐三郎左衛門尉代(二カ)阿多郡地頭職・郡司代、頼娃郡右同、知覽院右同、是茂從將軍家被下置候御下文ニ相見得申候云々、

16 權執印文書

薩摩國新田宮所司神官等申、阿多郡北方地頭鮫島刑部丞家高法師條之所行、難遁罪科之間、被改補彼地頭職(下)、下手人在交名注文者、早召上京都、申入冷泉殿、宜被断罪者、依仰執達如件、

寶治元年十月廿五日

(北条時頼)
左近將監在判
(北条重時)
相模守在判

相模左近太夫殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四四七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔古城主由来記〕

一 阿多北方城

鮫島刑部丞家高法師行願

忠久公の時居城す、其元藤原姓より出る、大職冠鎌足の流伊豆國押領使(ママ)の末葉工藤四郎家元息男駿河國鮫島郷司宗家か息男刑部丞家高也、其比阿多の本領主平四郎宣澄平家方たるに依て、建久三年、家高か父鮫島四郎宗家頼朝卿より安堵の御教書を給り令下向也、鮫島三代景家、母ハ鹿兒嶋六郎忠良の娘、四代長家、母は伊作又次郎貞純女、五代家員、母は山門院郡司秀忠女也、六代家員、母は川邊次郎左衛門尉景道女也、鮫島家近代迄令居城也、

17 國分氏文書

左衛門尉友成申、為薩州國阿多郡北方地頭、被押領池部

村由事、折紙副具如此、之事新儀違乱出来之由、令訴訟之

旨、去延應二年・仁治三年兩度雖相觸、不事行、剩押領

下地云々、事實者、甚不穩便、早可被停止新儀押妨也、

但有殊子細者、明春二月中令參洛、可被遂對決之状如件、

仁治三年十一月十九日

佐部島刑部入道殿

〔北条重時〕
相模守判
〔北条政村カ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」四一四号文書ト同一文書ナルベシ〕

18 伊作家譜中

薩摩國阿多郡北方多布施之内、除五代高橋、依有御志進

置候、任先例、可有領知之状如件、
〔高橋村アリ〕

應永十三年七月十六日 元久判

伊作殿〔久義ニアタルカ、廿九年ニ久義死ス〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七四八号文書ト同一文書ナルベシ〕

19 全

〔本文書ハ一五号文書ノ抄ニツキ省略ス〕

〔國史元久傳〕

應永十年癸未秋九月朔日、惣翁公使伊作氏領阿多郡田布

施、按、二階堂氏世居田布施、而公賜伊作氏狀云、二階堂

本知行田布施、豈此時已喪田布施耶、本知行猶云旧邑、

〔薩州家系圖〕

薩摩守國久

薩摩守成久

忠綱

駿河守 居住于加世田、後資久

父國久割其所領薩州河邊郡山田邑分讓于忠綱、且

田布施之和田・大野亦并領、

忠悟

三郎二郎 淡路守

子孫大野多宮

〔纂考〕

〔池邊村ナリ〕

龜ヶ城 同村に在り、島津友久島津忠国庶長子なる故に家を襲

相州家・同運久・同忠良忠良ハ島津善久の子なり、運久嗣子なし、

と称す、故に養て子とし、伊作・相州家を兼て繼ぐ
の居城にて、島津貴久此城にて誕生ありしと云、城中に

両石ありて、共に亀石といふ、土人の傳説に、忠良の夫人一夜夢らく、金峰山より夫人居所に白練を曳渡し、彼山の神白練の上において夫人に食を賜ふ、時に両亀石仰きてこれを視る、夫人食をその亀に與へんとし夢覺たり、ここに於て夢を忠良に告ぐ、是吉夢なりとて皆人賀す、かくて貴久誕生す、此石今に残りて周圍井垣を設く、自然石にして亀に似たり、又傍に古松あり、年比への松と云、貴久生れし時壽を祝して栽る所なり、今に凡三百五十六十年餘、猶無疆の翠色を含めり、

〔龜疆〕
「忠良相模守運久ノ養子トナリ、伊作・阿多・田布施・高橋ヲ領地ス云云」

〔地理志〕

貝柄崎 當分阿多ノ内ナリ、田布施尾下村通ヨリ下り、田間通り過、阿多ノ内田中通路脇小キ當分有之、其邊ヲ貝柄崎ト唱フ、○伊作某ト阿多氏及鉾楯候節、此處へ阿多飛彈守寄來候、太守元久公被遣兵卒伊作家ニ加勢有之、然トモ伊作家敗軍也、應永廿四五年之比狀、阿多飛彈守手之軍兵力を合田布施打寄云云、○阿多十六代玄蕃亮宗

延居城貝殼崎、其子太郎左衛門同居城ス、池邊村永泉菴ノ條ニ、大永七年七月廿三日ノ夜、日新公發田布施城、欲拔伊作城、行軍之節此寺ノ下ニ至、時未夕戌ノ刻也、不計廿三夜之月金峰山小野ノ嶺ニ出、其明輝宛如白昼、三軍共悅眉而往云云、

〔國史忠昌傳〕

文明八年三月五日、復遣島津友久攻加世田城云云略、二十三日云云、島津友久圍島津國久於加世田城數日、國久乞降云云、夏五月廿三日云云、島津友久以田布施叛、又誘島津國久使叛、^①六月二十六日、復遣伊作之衆攻田布施、與友久・國久戰、^②拋黃套田記、此時國久引加世田兵、救友久歛、抑與友久俱守田布施歛、

文明九年丁酉云云略、公復遣兵攻田布施、島津季久復攻吉田、又遣一軍圍比志島城云云、

〔島津友久傳〕

永享四年生于伊作、領田布施・阿多・高橋、而居住于田布施、

〔伊地知筑右衛門家由緒書中〕

伊地知式部少輔重成日新公江奉仕、田布施之内高橋ヲ一
所之地被下候、天文十三年日新公・貴久公より被下候神
文二通有之云々、

〔纂考〕

牟禮ヶ城 野岡にして周廻凡一里に近し、今ハ悉く陸田
なり、二階堂隱岐守居城にて、隱岐守先祖相模國の内を
領せしを、隱岐守に至り阿多北方の地頭に命せられ、文
永中相模國を去て當郷に下り、世々是を傳領して渡唐船
の事を司る、應永十二年、伊作久義二階堂を討む事を島
津元久に請ふ、元久是を免し、且師を帥て久義を助け當
城を攻む、二階堂降を請ひ、城を棄て市来に遁る、是に
於て當郷久義に属す、

〔地理志〕

池邊村牟礼ヶ城 二階堂家在城也、康安二年三月廿五日
合戦有云云、

高橋村ハ二階堂家代々傳領之、○應永ノ比藤原久景領之
歟、此時代ハ當村一ヶ所為別立所也、或記ニ伊作六郎一
節領之、文明六年旧記ニ高橋仁藏人トアリ、豊州家季久
ノ五男幸久ヲ藏人ト云、是ナルヘシ、

吉永城尾下村 通路ヨリ五町程、前代ノ城地、由緒詳ナラ
ス、

牟田ヶ城 高橋村 通路ヨリ三十町程、右同、

〔初ハ島津藏人幸久文明ノ初比領セシト見ヘタリ〕

田布施・高橋ハ島津相模守友久忠國公庶子領地也、其子相模守
運久入道一瓢・其養子相模守忠良伊作善領之久嫡男、忠良公當所
ニ御在城ニテ、貴久公御誕生之地ナリ、

〔旧記〕

高橋村ハ中古迄一郷之地也、貞久公御代、隱岐左衛門入
道行存地頭也、藤原氏鎌足流二階堂信濃守行光之苗裔也、
異賊為警固行存か祖被召下、高橋郷被宛行、○伊地知式
部少輔重成奉仕日新公、高橋村ヲ一所之地賜、其後日州

ニ戦死、故弟民部少輔家相續致シ、當代迄傳領ス云云、

伊地知重成二男與兵衛尉重頼高橋一所下サルト天正二
年上井覺兼日記ニ見ヘタリ、

20「入来院氏藏書」

薩摩國凶徒事、可寄来池邊城之由、依有其聞、可合力之
旨、先度被仰處、不事行云々、何様事哉、急速馳向、可
被對治、仍執達如件、

貞和四年八月十七日

(二色直氏)
宮内少輔花押

渋谷九郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二二七二号文書ト同一文書ナルベシ)

21「島津氏家譜中」

薩州池部城合戦之時、於御方被疵之由事、尤以神妙也、

彌可致忠節、仍執達如件、

康安二年三月廿五日

(斯波氏經)
左京大夫判

大隅小四郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九九号文書ト同一文書ナルベシ)

「末紙權執印家藏文書等参考アルヘシ」

「國史」

應永十二年乙酉冬、公引兵攻田布施、圍牟礼城、

全十三年丙戌春、別府氏・阿多氏救牟礼城、二月、行貞

棄城去、依市来氏、公取田布施、公之在志布志也、納五

代氏女有寵、至是處諸田布施為外宅、生女以妻伊作四郎

左衛門尉克久、遂以田布施與克久、克久久義之子也、

「供参照」

元久

陸奥守

法号恕翁

女子
伊作四郎左衛門尉勝久室

相模守友久

忠國庶長子

「國史貞久傳」

貞治元年壬寅是年九月改元云々春三月二十五日、探題斯波氏經與大

隅小四郎感状、賞薩州池部城之戦功也、按伊作譜、宗久子大隅

小四郎、疑即大隅宗四郎、V◎大隅宗四郎見上△康永二年、池部城合戦未詳、二階堂氏系譜、二階堂行仲築城田布施郷池辺村、名牟礼城、遺墟在

地頭館北九町餘

〔川上頼久傳〕

建武四年七月廿一日、鮫島彦次郎家藤入道蓮道・伊集院助三郎忠國・谷山五郎左衛門入道隆信、市来太郎左衛門時家人道道尊・鹿兒島郡司矢上左衛門五郎高純・知覽院又四郎忠世・光富又五郎友徑入道心榮・石堂彦次郎入道・秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入道等、來伐高橋、在阿多郡、大隅左京進宗久及式部龜三郎友久・隱岐七郎行貞等、迎戰於松原口、斬獲數級、宗久家僮莫禰次郎成時・葛部孫四郎久善・西郷九郎秀範・山崎右衛門五郎祐範、〔頭注〕二十八日以下市来城ノ部ニ入ルヘシ、友久家僮左衛門次郎等、〔奮力〕奪戰被傷、二十八日、或作二、頼久乃率大隅五郎兵衛尉助久田・上野四郎太郎・比志島孫三郎範経或作忠経・延時彦五郎忠能等、征攻市来城云云、

〔國史貞久傳〕

建武四年秋七月二十一日、道意・大隅式部龜三郎丸與伊集院助三郎即大隅助三郎・鮫島彦次郎入道・谷山五郎左衛門入道・市来太郎左衛門時家人道道尊・鹿兒島郡司・知覽〔傳〕又四郎・光富又五郎・石堂彦次郎・秋次三位房・益山新次郎・古木三郎等戰於阿多郡高橋、斬獲若干人、此云鹿兒島郡司即矢上

左衛門五郎高純也云云、時家政家之孫也云云、

〔肝付兼重傳〕

建武四年五月、泰季奪守護領、上聞京師、分封功士云云略、七月二十一日、鮫島蓮道・伊集院忠國・谷山隆信・市來時家・矢上高澄・知覽院忠世・光富友經等、往伐高橋、在阿多郡、島津久長入道道意乃使其子宗久率莫禰次郎成時・葛部孫四郎久善・西郷九郎秀範・三原滿兵衛重吉・山崎右衛門次郎祐範等、及式部龜三郎友久・隱岐七郎行貞等俱迎戰於松原口、友久家僮左衛門次郎・宗久家僮莫禰成時・葛部久善等多死傷之云云、

22 山田氏藏書

島津大隅式部龜三郎丸謹言上〔友久〕

薩广國凶徒等、構市来院城郭、依立籠、以今年九月廿九日、御合戰之時、致軍忠、合戰之次第、大将御存知上、遠矢次郎〔成貞〕太郎入道〔圓也〕・大隅國小濱十郎、為同所合戰上者、令見知畢、次以同七月廿一日、同國阿多郡高橋松原口合戰之時、致軍忠、若黨左衛門次郎友久右股被疵、如此兩

度合戦之間、致軍忠上者、早賜御一見状、為備後證、且言上如件、

建武四年十一月三日

承了花押「川上頼久也」

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

23「島津家譜中」

島津大隅前司入道道意申

薩摩國凶徒等、益山四郎入道子息兄弟同一族以上并古④下

木彦五郎入道子息兄弟以下一族等、率數多勢、同國伊④上

〔頭註〕中原城ハ伊作郷ニアリ、照考スヘシ
作庄内中原構城墾立籠間、以去六月十一日、押寄彼城、

責落城墾、御敵等古木彦五郎入道・益山十郎入道・同④ナシ

彦六以下、依令打捕數輩御敵等、被疵若黨④ナシ〔六人〕交名

注文、

一人 上原中務丞高経左股射疵

一人 鎌田孫次郎長正左脇切疵

一人 右馬七郎入道々々右膝射疵

一人 山田彦太郎忠行左腰射疵

一同國阿多郡高橋松原合戦支

御敵鮫島彦次郎入道〔連道〕・伊集院助三郎〔忠國〕・谷山五郎左衛門

入道〔時家〕・市來太郎左衛門入道〔道尊〕・鹿兒島郡司〔高純〕・知覽院又四〔平忠世〕

郎〔時家〕・光富又五郎入道〔道尊〕・石堂彦次郎入道〔高純〕・秋次三位房〔平忠世〕

益山新次郎〔時家〕・古木三郎入道以下凶徒等、率數千騎軍勢、

以去七月廿一日、寄來之間、下向子息親類若黨等、高

橋松原口致合戦、依令打捕數輩凶徒等、被疵若黨交名

注文、

一人 莫根次郎成時右肩射疵

一人 葛部孫四郎久善左肩右股射疵二所切疵

一人 西郷九郎秀範左膝射疵

一人 三原滿兵衛尉重吉左股射疵

一人 山寄右衛門五郎祐範左目上切疵

右、致度々合戦上有、為賜御一見状、且目安如件、

建武四年八月三日 承了花押〔張昏島津孫三郎左腰射疵〕
門尉頼久〔時ノ判也〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

24「水引權執印家藏書」

目安

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所々合戦軍忠事

一薩摩國南方市來城為退治、去曆應三季八月八日、大將御發向之時、致軍忠畢、

一同十一日、阿多郡池邊城可警固之由、被成御奉書間、罷向之處、同廿九日、御敵等打出觀音寺、苟取作毛之刻、馳向致合戰畢、

一同十一月八日、馳參鹿兒島、取向城催馬樂城云云略、
一同四季八月、伊集院為平城退治云云略、

一同月、阿多郡鮫島城御發向之時、属于御手致軍忠畢、次加世田別府御發向、同致合戰畢、

一同五季八月、谷山城為退治云云略、

一同九月、在國司入道々超可誅伐之由、依被成御奉書、酒匂次郎左衛門尉久景相共馳向之處、道超没落畢、同又阿多郡池邊城可警固之由、被仰之間、馳向致忠畢、一碓山城可警固之由云云、

右、如此度々軍忠拔群之上者、且預御注進、且給御判、為備後代龜鏡、言上如上件、

康永二季九月 日

承了

（貞久）
総州

在判

（本文書ハ、「田記雜錄前編」二二七八号文書ノ抄ナルベシ）

〔島津元久譜中〕

應永四年丁丑十二月、伊作大隅守久義有宿意之未散別府某者、欲遂其憤、率師旅渡大川、構陣於鵜之塚、陣幕未成之際、發精兵犯當陣、久義之兵不多而不得進于陣外、徒越年矣、於茲乎、伊久法師久哲覬書簡曰、伊作某與別府某已起鬪乱、若不止之則漸可為〔中國〕之錯乱、庶幾令新納越後守實久成和諧者是幸也、由是招實久使之諫以開陣也、田布施之二階堂某者久義之姉婿、而別府某者二階堂之婿也、故二階堂不得孰是孰非、而不合力於久義、久義含其情欲報恨於二階堂、而告之於元久、元久慮後之有傷害、容久義之訴、而且應永十二年乙酉之冬、元久構一陣於田布施、漸以圍之堅密也、阿多氏・別府氏雖救來、數月籠城兵術糧粒共盡、翌年丙戌二月、請降退去、上総山城守忠朝二階堂之婿、市來某亦緣座、故向市來落去矣、其後田布施者為元久之領土、是以移勇銳之士無警衛之怠、且復占宅地造立屋形、元久亦自鹿兒島到夫地者幾十度矣、志布志之士有五代奎者、養女子之在深閨天生麗質、在元久之側產女子、徵之於志布志居處於田布施養育女子、漸以長成則嫁伊作四郎左衛門尉勝久、而後畀田布施於勝久

云云、○別府氏與鮫島氏亦滅黨徒之勢、降元久屬旗下、今也南方悉絕凶徒餘裔、所以屬無為也、

〔地理志補〕

田布施之二階堂某ハ伊作大隅守久義姉婿、而別府某加世田城主

者二階堂氏為婿、故和平之媒不得於何是非、而不合力

於久義、故久義含憤、對二階堂氏欲報恨、奏此由元久公、

公慮後有傷害、免於久義主之訴、于時應永十二年之冬、

公構一陳於田布施、圍二階堂氏嚴密也、阿多氏・別府氏

雖救來、數月之籠城兵氣倦粮尽、而翌年二月退去矣、其

後田布施為公領、使勇士警衛不怠、且構新造殿宅、公從

鹿兒島至彼地數度也、而後當地賜伊作四郎左衛門勝久、

別府・鮫島等之凶徒滅勢降參、後南方悉凶徒之餘裔絕テ

屬無為者也、

〔地理志〕

北方城 國初鮫島刑部丞家高法印行顯令居城、其本鎌足

之流伊豆國押領使惟成末葉工藤家光息男駿河國鮫島鄉司

宗家息男也、其比阿多本領主平四郎宣澄依為平家方、建

久三年、宗家從頼朝卿賜安堵御下文令下向也、三代景家、

母鹿兒島太郎、四代長家、母伊作又太、五代家員、母山門院郡、六

代宗員、母川辺次郎左エ、子孫近世迄令居城、以上古城、○文永

之比、二階堂隱岐守初相州阿多北方今号田布施ナリ地頭職ヲ賜罷

下り、尊氏將軍家御判物アリ、建德之比迄ハ伊作家之婿

也、

〔葛津氏系圖〕

忠國他腹長男

友久——相模守忠幸

友久・忠幸文明六年比居于田布施、

右馬頭 相模守 永享四年十一月四日、生于伊作、母

伊作四郎左エ門尉勝久女也、○領知田布施・阿多・高

橋、而居住于田布施、

〔二階堂氏系圖〕

二階堂山城守行政子行村三男

行久

隱岐四郎左衛門尉 常陸前司 入道行日

〔頭注〕諸家大概記ニ北方トハ今ノ田布施ニテ候云々、
行久領地薩摩國阿多北方、併此文書附属于其二女、

行景
室 仍宗家傳來焉、事見于泰行之譜、

行政五世孫

泰行

或安行 隱岐三郎左衛門尉 從六位下 隱岐守

〔頭注〕入道、道忍
國史云、隱岐三郎兵衛尉行久改称紀伊權守名行仲
母同氏常陸介行久入道行日女也、行景卒、
為尼

行久入道行日忍照尼界焉以領地相模國大井庄内吉

田島・薩摩國阿多北方也、爾來為當家領地、行久

在判之讓狀二通正文二通在家藏、即文永三年六月

十日之讓狀、

文永八年九月十三日、有蒙古人襲來鎮西之聲矣、

以故執權北条相模守時宗・同左京權太夫政村降令

曰、速差代官於所領薩摩國阿多北方云云、

正應五年十二月七日、奉久明親王之恩許、(翌九)是年發

鎌倉、初下向所領薩摩國阿多北方、遂居焉、

嘉元三年乙巳卒、

行雄

泰藤 隱岐三郎 李允 從六位下 左衛門尉

入道行存

嘉元三年二月十七日、嚴父隱岐守泰行領地讓狀古

寫一通、在裏判、

延慶・正和・元亨・正中・嘉曆・元徳・建武・曆

應・貞和・觀應中文書アリ、

正平九年甲午卒、

行仲

行久 隱岐三郎兵衛尉 紀伊權守 能登守

元弘・建武・曆應・康永・正平中文書アリ、

正平十二年卒、

直行

三郎兵衛尉 隱岐守 入道禪桂

貞和七年卯月三日、祖父左衛門尉行雄在判之領地

讓狀云云、

貞治五年八月廿三日、師久公手自加花押阿多郡内

觀音寺・同所白河村可知行之御狀、

永徳三年卒、

行貞

山城三郎 山城守 入道永行

永徳三年卯月廿二日、嚴父隱岐守直行領地讓狀、

應永四年十二月、伊作大隅守久義與別府某行貞増也
居加世田

有隙、丁此時行貞不與久義云云、同十二年、乞太

守元久公于援兵、公容久義之言、同年冬、到田布

施、圍行貞之築城牟礼甚急也、雖阿多某來救、而衆寡

不偶、是年二月、行貞勢竭力屈、請降遂獻城地於

元久公也、於茲去田布施之市來郷、而依頼市來氏、

應永七年、神殿村云云、十三年、阿多觀音寺云云、

執焉考之、是時辭市來郷、依領地而移居于阿多、

以後復縁舊領子孫可住田布施也、

十八年辛卯卒、

忠持

行綱 行隆 六郎 山城守

應永十八年、嚴父山城守行貞在判領地讓狀云云、

二十二年、行隆欲拔田布施城而不遂、

忠行

左衛門尉 大夫判(官脱力)

康正三年卯月廿六日、忠長在判之狀一通、

行次

佐渡守

明應八年云云、

行治

山城守

永正八年云云、

行存

隱岐守(貞力)

囊行隆獻城地以來封邑稍減、家聲亦不振、至行存

門葉大衰弊、以無由奉事公室、故猶沈淪在田布施、

行昌

定行

三郎左衛門尉 但馬介 三左衛門

行格 行宅 行道

源右衛門 出右衛門 出右衛門

行且 行充

主計 蔀 寬延生、

〔古城主由来記〕

一 高橋城 隱岐左衛門入道行存

守護道鑑公御代令居城、阿多郡高橋郷地頭職也、其元藤原より出る、鎌足公流為憲九代の後胤從五位下白尾執事二階堂信濃守行光の苗裔也、異賊警固に行存の祖鎮西に被召下、高橋の郷を被宛行と旧記ニ見へたり、二階堂家なり、

〔國史家久記〕

寛永十二年秋七月云々、初小河氏居甌嶋、〔義久也〕貫明公時、遷

小河氏於阿多、〔郡〕高橋、以甌嶋為公邑、及公之時、以本田親政為地頭云々、

〔地頭系圖〕

阿多郡

田布施

伊集院大和守宿久 文明十八年比棟札ニアリ、

圖書助中原貞息 有川氏歿、長享二年戊申七月二十一日諏訪棟札ニアリ、高橋村モ一所ニ領スルカ、

田部三河守義廣 友久御領ノ時地頭ト大概記ニアリ、

伊地知次郎左衛門尉重頼 初又七 忠昌公御代、延徳二年戊十二月廿四日諏訪廟上梁文ニアリ、左太夫祖也

上木貞俊 天文四年未十二月久玉明神棟札ニアリ、

鎌田圖書助政郷 天文六年八月池部村諏訪棟札ニアリ、

鮫島又左衛門尉 天文六年比ヨリ、同十年十二月稻荷社棟札ニアリ、

鮫島土佐守宗豊入道双月 永祿四年酉十二月伊勢大神宮棟札ニ鮫島藤原宗増トアリ、永祿十年ノ棟札ニ

鮫島入道双月藤原宗増トアリ、天正十八年大野村鎮守大明神棟札ニミユ、宗増トモ、永祿十年比ヨリ天正ノ末迄棟札ニアリ、十一年棟札ニアリ、

鎌田出雲守政近 初圖書助 義久公御代天正八年、

村田刑部少輔經永 慶長中ヨリ任職、元和九年ヨリ移地頭トアリ、此年七月十七日諏訪棟札ニアリ、

上井東市正兼道 里兼ノ子、御使役ナリ、寛永五年ヨリ同七年迄、

寛永七年九月廿四日、四十三歳江戸ニ死去、

上井甚三郎兼吉 兼道ノ弟也、兼道引續地頭ナルヘシ、寛永九年比、同十年酉七月五日、江戸ニ死去、十八才、政徳ノ子也、御使役、寛永十年ヨリ慶安三年十月迄、

鎌田左京亮政喬 慶安三年十月ヨリ同五年迄、

伊集院右衛門忠良 寛永十年十一月棟札ニアリ、兼吉引續キカ、正兼ハ後甚左衛門ト云ナルヘシ、

諏訪甚六正兼 承應元ノ十月ヨリ明暦三ノ八月迄、承應三年卯七月棟札ニ又十郎忠興トアリ、

島津又十郎忠興 後帯刀 一旦喜入氏後嗣ト成、御物奉行也、明暦三年九月十三日ヨリ寛文六年迄、

島津清太夫久元 宣親ノ子、初郷右衛門 大炊太夫 市右衛門

本田四郎右衛門親道 或六年十月ヨリトモ、六年十一月ヨリ同七年迄、

鎌田太郎右衛門政榮 寛文七年二月三日定年十一月迄トモアリヨリ同七年迄、

鎌田次右衛門 寛文十二年子六月ヨリ延寶八年迄、

高橋左門 延寶八年申八月十二日、元年迄トモ、天和三年迄、

仁禮與三左衛門 天和二年 或三年三月ヨリ 元禄元迄トモ、

島津頼母久記入道全雄 初源七 元禄元年十月ヨリ寶永五迄、

島津圖書 元禄中トアリ、

島津又之進 寶永二年十月二十九日、三日、正月廿四日トモ、

堀甚左衛門 寶永三年戌六月六日ヨリ正徳五年迄、

相良仁右衛門聰香 初源藏 御側御目付、御用人、或享保三年ヨリトモアリ、

正徳五年十月二十七日ヨリ享保十三年申九月十三日迄、後明所、

「名勝志」

勝手神社 尾下村金峯山の麓に鎮座、地頭飯屋尾下村をさること未方三町余、祭神一座、鬘愛尊、祭両度、二月三日、十一月三日、養老中、

道慈法師錫を金嶽にと、めて修念し、嶽の火焼明神を爰に崇め、大明寺を建立して護持寺とす、大明寺由来記にあり、初め火

焼大明神と称す、永禄三年梅岳公再興して、勝手大明神の五字を書して扁額とす、此時改號なるへし、公師を出すに依て、元禄九年十一月十五日、これを模写し銅製して華表に掲ぐ、又

のり、利ありしにて改め給ふよし云傳ふ、年月を経て扁字磨滅するに依て、天文七年十二月廿九日、當方凶にして利なし、故に神にいのりて方違をなさしめ給ふ、于今其舊跡大なる榎一株華表の

亥方六拾間許り畠中にあり、是を田布施の總鎮守とす、三代實録曰貞観十五年四月五日正六位上多夫施神ハ此神なるへし、

蔵王權現 本嶽最頂に鎮座、當山ハ和州金峯山を移したる所なり、祭九月九日・同十九日・二十九日、和州金峯山ハ吉野郡にあり、所祭安閑天皇なり、蔵王權現と號す、廟の

左に古塔あり、初め廟を建る所なり、今の所に遷すに及んで石を建てその表とす、金蔵院由来記云、人皇三十四代推古帝二年、日羅上人勅を奉し和州吉野金剛蔵王を崇む、勅使從三位兼大宰大貳蔵人頭高橋朝臣也と云云、由来

記は金藏院住僧快宝書する所なり、多くハ口碑に依て是を記す、故に附會と見へしも少からず、されハ盡く信するにたらす、然とも先住僧書記と採輯し、或ハ上棟文を載るあり、此等ハ據る所なきにあらざれハ引用ゆといふ、屬社山上に五社を安す、逸早宮・山王・新宮・霧島宮・劍宮、本地堂あり、本地弥勒彌勒、籠所あり、金藏院住僧正月一七日・二季彼岸・九月中爰に登山し、薩を安す、傍に鐘樓あり、鐘銘祀をなして國家安寧の祈願を禱る所也

奉始鑄薩州阿多郡金峯山洪鐘一口

右奉鑄志者、為正朝外朝天長地久、関白殿下関東武

家四海守護、國土安穩、諸人繁昌、勸化十方檀主、

所禱仍如件、

座主僧覺秀

應長元年辛亥十一月日

大勸進金剛弟子妙法敬白

大工沙彌西願

日新記云、梅岳公大願ありて、一七日の間跣足にして金峯山に詣て給ひ、祓川にて川ハ北嶽の毎夜御祓をなす、祈願成就して廟前にて和哥を詠す、

浅からぬ頼をかけていくたひものほるみたけの神よあ

ハれぬ

下までもにこりハあらし浅からぬこ、ろの水を神しす

まさは

又或時大悲權現の七字を冠にして和哥を詠し、社に奉納し玉ふ、

唯たのめうき世なればや神慮かたしけなくもちりにましりし

いのれ猶すくなる道ハさそなあらむ迷へる世をも神ハまもれは

光をはよにやハラけておろかなること、ろのヤミをてらすとをしれ

こ、こそハ極樂なれと御熊野のかミのひかりもあひに合つつ

村雲にやとりてこそ八月の名のきよくものほる此神も神

けにさそとたうとく思へ世の為にたちくたりける神の御こ、ろ

昔とて遠くハあらしちハやふるかミは今日こそ御幸成けれ

亀城荒神 池邊村城中本丸西隅に安す、大中公産所の遺跡にして、天和中田布施暖ハ一邑官長の称、これをあつかひ役と呼ぶ、今更めて郷士年寄といふ

築原佐左衛門政盈建る所なり、邑人は是を御産荒神といふ、寛政六年甲寅正月、今公祠を重修し給ひ、白銀拾五枚を寄附し祠事を資しむ、

荒神祠記

薩州田布施邑金峯山麓有古城焉號曰龜城、城内有小石室、號荒神祠、天和二年壬戌歲、邑人篠原佐左衛門政盈所建、仍書其陰、以為大中公生於此、今茲寛政六年歲次甲寅正月、公命有司、重修荒神祠、繞以石欄、又以銀六百四十五錢付邑吏、為長生錢、用資祠事、因命臣山本正誼書其事於石、而建諸傍、謹按公室譜牒、大中公日新公之子也、母島津氏、以永正十一年甲戌歲五月五日、生公於田布施之龜城、後人於其産舎遺址建荒神祠、用禁芻牧即此地也、祠在子城西隅、自祠而東南十五六步有兩石、號曰龜石、傳是日新公所置、自龜石而西二步有古松、蓋大中公始生時祝壽所栽云、竊惟、大中公靖難定國、鬱為本藩中興英主、而此地乃其嶽降處也、不可以弗識也、乃叙其事、而繫以銘、銘曰、維南有嶽、寔曰金峰、爰降哲石、神秀所鍾、鎮護是巖、用存遺蹤、不騫不崩、如石如松、

諏方神社 池邊村に鎮座、地頭假屋より已方四町余、祭神前に同し、(例)俗祭七月二十六日、寶徳二年、大岳公本邑砂田に勸請し給ふ、延徳二年十二月、天勇君一手ヶ原に遷し、天文四年正月、梅岳公更に今の所に遷鎮す、

〔地理纂考〕

多夫施神社尾下村 社傳に祭神を鬘受命カマツケと云、金峰山の麓にあり、三代實録曰、貞觀十五年四月五日、授正六位上多夫施神從五位下と在る、是なり、俗に勝手大明神と云、按に、神社啓蒙曰、勝手神社在大和國吉野郡吉野山、所祭之神一座鬘受命、六十四神式曰、天孫臨降之時、三十二神相添而奉天降也、次為護國後見被下之云々、鬘受命勝手大明神也と云云、例祭二月三日・十一月三日なり、

〔名勝考〕

○多夫施神社三代實録○今云勝手、亦云火燒ホキ、金峯山有火燒宮、此に合祭せしとは見へたり、
奉祀鬘受命カマツケ 皇孫降臨の時扈從の神也、例祭二月三日・十一月三日、
事法樂、この社頭にて哥舞せし事、源平盛衰記等に見へたり、又京の愛宕山にも勝手社あり、又火燒權現といふよしハ、後紀曰、延暦十八年五月、
(例)海使外從五位下内藏宿祢加茂麻呂等言、扇郷之日、海中夜圍(例)所識所着、于時速有火光、尋逐其光、忽至島濱、訪之(例)隱岐國智夫郡、其処

無人、或比奈麻治比賣神、常有靈給、商賣之輩、漂石海中、(必カ)如揚火光、頼之得全者、不可勝數、神之祐助、最可喜報、神名式、隱岐國比奈麻治比賣神社、今火燒權現といふと見へたり、然は火燒權現ハ本金峯山上に鎮坐、此に遷宮して相殿とす。

府西南八里餘

三代実録貞觀十五年四月五日己卯、授薩摩國正六位上多布施神從五位下、多夫施神社ハ養老中の創建といふ、○文安年中、大岳公再興火燒大明神社頭、○又永祿三年、梅岳公再興勝手大明神社、土俗曰、公師を出す毎に冥助を此神に禱示し、屢勝利を得給ふを以、勝手大明神と崇給ふとは誤なり、吉野山中鬢受命を祀て、始より勝手社と称ふるにて知へし、

〔地理纂考〕

金峯山神社尾下村 奉祀 安閑天皇、俗に蔵王權現と云、本嶽の頂にあり、社傳云、推古天皇の二年、日羅ニチヲ北國造阿利ニチヲ斯登子達率日羅とあれと其ハ時世違へり 大和金峰山に擬して建立せしと云ふ、祭祀九月九日・同十九日なり、伊作又四郎善久子なし、嗣子を當社に禱り、毎月丑の時に參詣する事三年に及ふ、ある夜山中に於て白衣の神人に逢ふ、即善久に告て曰、汝に文武兼備の男子を得さすへしと、言畢て化し去る、

又其翌夜善久の夫人夢に當峰の三峰変して白飯となり懐に入ると見る、かくて忠良生れ、善久の養子とす、人以て忠良を當社の化神なりと稱せり、又貴久誕生の時も忠良の夫人當社の靈夢を感せし事前にいへり、是のミならず往々靈驗著明、されハ土人ハ更にも言はず、世々國守の崇敬も殊にして、奉納の諸品甚多し、

諏方神社池邊村 祭神例の上下社にて、例祭七月二十六日なり、寶徳二年、島津忠國尾下村砂田に建立ありしを、延徳二年十二月、島津友久同村一手ヶ原に遷し、天文四年正月、忠良又今の所に遷すといふ、

〔纂考〕

金峯山尾下村 尾下・池邊・大野の三村に跨り、北面ハ伊作郷和田村に属し、峰ハ當郷に係る、絶頂に三峰を分つ、本嶽・東嶽・北嶽と呼ぶ、本嶽・東嶽ハ尾下村に属す、北嶽ハ大野村に属す、三峰峭尖にして、東北の両嶽ハ本嶽に比すれハ稍低し、其形状山の字に似たり、登路危急にして三里に比すといふ、本嶽の絶頂に蔵王權現社鎮座あるか故に、一名を本社嶽とも

云へり、山中に此嶽の神の使役し給へる神馬住りとて、山中に馬蹄の跡を見ることあり、又此絶頂に時として雞鳴を聞く事ありとそ、往年金峰山の西麓に牧馬園ありて、馬追の前日旧式にて牧司當社に詣て、神馬格護あるへき由奏せしとそ、

〔勝景百圖考〕

金峯山 薩摩國阿多郡にありて、巔三峯に分れ、根ハ數邑に跨る、直上數千尋儼然として空に聳へ、虚を凌ぎ氣象森爽たり、その三峯を本嶽・東嶽・北嶽といへり、本嶽の頂に藏王權現社を建つ、此山の本社なるを以て本社嶽とも唱ふ、東嶽に文殊堂あり、北嶽に妙見堂あり、故に文殊嶽・妙見嶽とも称す、山足に金峯山觀音寺金藏院とて眞言の別當寺あり、開山ハ日羅上人なり、當寺所藏の記に、推古天皇二年、日羅上人勅を奉して和州吉野の金剛藏王を崇む、勅使從三位兼太宰大貳藏人頭高橋朝臣也と見えたり、

〔名勝志〕

金峯山 嶽ハ本邑にあり、地頭飯屋を距ること丑方凡壹里貳拾余町、嶽の東南西は尾下村・池邊村・大野村に屬し、北面ハ伊作和田村に屬す、本嶽・東嶽・北嶽とて三峯あり、本嶽に藏王權現を安す、此山の本社なり、よて本社嶽といふ、東嶽に文殊堂あり、文殊嶽といふ、北嶽に妙見堂を建つ、よて妙見嶽と云、本嶽の高きこと詳かならず、別書金藏院三王門の石碑に從是金峯山道五十三町、東北の両嶽本社嶽に比すれハ稍卑し、

〔名勝考〕

金峯山 同郷にて高山の中也、東南西は尾下・池邊・大野の三村に跨り、北は伊作郷和田村に根さす、本嶽山字に形似す、東嶽に有藏王權現社、所祭神勾大兒廣國押武金日尊、即安閑天皇也、曆年史に大和金峯山權現者安閑天皇是也、又有火燒宮、所祭神比奈麻治姫命、社僧寺金剛密院、始阿多浦之名村に在りしを、嘉吉三年大岳公一手原に引移し、天文三年、梅岳公復此處に轉送せしめ玉ふと云、しからハ此寺ハ始より金峯山の別當にてハなかりしと知らず、梅岳公藏王社に詣玉ひて、下までも濁りはあらし浅からぬ心の水を神し澄さば、按に、多夫施とは田廬といふこと也、萬葉集に、かる筈に田廬のもとに吾兒子かワカセコにふ、に笑て立ませる見ゆ、廬とハ窄屋にて、打伏したるかことき田中の廬の義なり、飯廬カキなど詠るも此なり、毛詩註、古者民受五畝之宅、二畝半為廬在田、春夏居之、二畝半為宅在邑、秋冬居之、○漢志、在野曰廬、田中屋也、○三才圖會、さて何方にも田云、守倉看木廬也、眞西山云、縛艸田中以爲守倉、

廬ハあるならひなるを、何とて此處にはその地名にも呼ひしそと、此處ハ古婀娜國にて、安閑天皇屯倉を置給ふ帝田なれハ、殊て看禾廬を設て鳥獸を逐ひ竊盜を防ぎしより、乃田廬を以て邑名とはなせしなるへし、今にも田布施の千町田間とて名たゝる曠田地なり、又金峯山にこの天皇を祭り奉るハ、本大和吉野の金峰山を写せしとハおもはるれとも、おのつから天皇のこの處に屯倉を置しめ玉ひしに縁故なきにハ非ざるへきものそかし、

〔名勝志〕

吹上濱 高橋村の海濱にあり、高橋村ハ西海の大洋を正面に受たる数里の灘なり、西北の風あるときハ白砂を吹上、山林を埋て岡となる、世に高橋の吹上といふ、其景色潔白にして絶妙の地なり、蓮之峠といふ吹上の濱見物の所あり、

正木葛卷十雜部

薩廣國の娘のよみけるよしいひ傳たる歌

吹上の濱の眞砂にうつもれて老木なからも小松原かな

俳諧名所小鏡

春風や砂吹うつむ小松原

梅船

〔名勝考〕

○吹上濱 同郷高橋村の中なり、○蓮か峠といふハ吹上を眺望するの處、此吹上は西海より直に海颶白沙を吹揚て、おのれと積りて大阜と成たるに、松樹森列、ひとり吹上の眞砂に埋れて梢のミ見ゆるものあり、小松原村も此邊にて、武備志に載たり、

正木葛卷十雜部 薩摩國の姫のよみけるよしいひ傳たる歌とて、

吹上の濱の眞砂にうつもれて老木なからの小松原哉

この歌の雲の上に聞へし時、大御歌、或云、是後西天皇也おもひき

や筑紫の海のはてまでも和歌のうら波かゝるへしとは、

此ハ別に按出雲風土記、神門水海、在神門郡水海与大海之間

有山、長二十二里二百三十四步、廣二里、此者意美定努

命之國引坐時之総矣、今俗号云園松山、地之形體壤石并

無也、白沙耳積上、(綱カ)即松林茂密、四風吹時、沙飛流掩埋

松林、今年埋半遺、恐遂被埋已与、起松山南端美久我林、

盡石見与出雲二國堺中島河崎之間云々、此即吹上の松林

なるを見るへし、吹上にうもれても世をうらなみにかけ

ぬや松のミさほならまし、○或曰、此地の唐人原てふ村

ハむかし唐人濱といへる名所なり、萬葉集九に、わりそ

へにつきてこく船唐人の濱を過れハこひしくあるなり、

と見えしも爰の事ならんと云々、記シて後の考に備ふ、

〔纂考〕

吹上濱池邊村 此地加世田郷野間岬ノノミサキより東北十里許なり、西

北の大洋に對したれハ、烈風吹ことに白砂空に捲き、海濱に堆積して山をなし、又是を吹散フエチして次第に遠く陸地

に入り、林藪岡阜これか為に埋れて悉く銀山玉嶺の如し、中にも當郷池邊・高橋・大野の三村海濱に近けれハ、白

砂高く積りて老松僅に梢を露ハして稚松コマツに似たり、其景色清潔にして四時雪月に向ふか如し、此中に蓮ハス之ノ峙トシとい

へる所諸人遊觀の地にて、吹上の中にも最高し、是に登れハ沿海數里の吹上一望に帰す、此邊の數里皆斯の如し

といへとも、當郷高橋村の地殊に廣く係れり、因て世に高橋の吹上と称す、正木葛卷十雜部に、さつまの國の娘

のよミけるよしいひ傳へたる歌、

吹上の濱の真砂に埋れて老木なからの小松原かな

右の歌雲上に聞えし時 叡感の餘りによませ給へる大御歌、或ハ後西天皇なりといふ、

思ひきや筑紫の海の果までも和歌の浦浪かゝるへしと

は

西遊記に曰、諸國に吹上の濱といふハ數多あり、海風荒

く遠淺の濱に白砂を吹上る地をいつかたにても吹上と名

付るなるへし、就中すくれたるハ薩州西南の濱の吹上なり、其海元より限なき大洋にて、風荒けれハ白砂をうつ

高く吹上、又是を吹ちらす、ゆゑに其砂の高低さたまらす、殊に濱長く、數十里を一目に望む潔白の海上にて、

白砂一点の塵もなく、風景不双なり、此吹上の濱の蟹少女あかのよめるとて、むかしより彼地にて名高き和歌なり、

吹上の松ハ真砂に埋れて老木なからの小松原かな 是ハ、三藐院殿の坊津へ左迂にて暫く滞留おはせし時、此和歌聞召てかんせさせ給しとそとあり、書紀に笠沙岬とある笠沙ハ即此吹上にて、岬とハ此海邊の南の果にて、今野間岬といへり、委しくハ加世田の条に云り、

〔纂考〕

物産

飛禽 ∇ 鶴 △ 雁 鳧

〔名勝志〕

歳くらへの松 本丸の遺趾にある古松をいふ、其下に亀石といふ二石あり、其形亀に似たり、

〔中表紙〕

田布施郷古雜記

〔山田聖榮自記〕

一元久御代、上総介伊久・嫡子播戸守守久父子不快ニ成、師久方ノ末也、既ニ川野邊ノ城ニ對シ平山と云所ニ差寄一陣ヲ取ル、奥州より御合力ナケレハ、何方よりも其分ナシ、数日ニなれば折々不可然之通ヲ元久仰アレハ、陣を開薩戸ノ郡へ退ル、総州より奥州へ仰出サル、題目ハ、島津ノ家ハ必々元久ノ所ニ可有、可然は忠久より以來代々傳候小十文字太刀・同鎧可進之由仰遣ル、御返事ニハ、実子御座候上ハ不可有事と御返事有、重而如此於承候は、他人ノ手ニ渡シ候する時ハ可為口惜次第、家之嗜も候ハ、御請取可然之由被仰、此時ハ菟角之儀なしとて畏入候と御返事付て、誰して請取候するや、是よりも其旨心得用意と仰有、又其時俄之様

ニ談合有て、親類ニハ山田右京亮、内之者にハ伊地知民部少輔可進之由被仰、総州よりも親類にハ阿蘇谷、内之者ニハ石塚大和守、中途田中にて請取、御劍ハ阿蘇谷方持て山田方へ渡申さる、からうとの内まで伊地知方能と見せて請取せ申さる、爰ニ田中ノ仕付ハ座敷清ケレトモ、寺家邊ハ祝言也、在家ハ御家ヲ御執事有ニ依テナリ、奥州よりも其後種々御祝言御礼云リ、総州ノ御意難有子細ヲ存スル事ハ、島津家ハ陸奥守殿所ニ可有と被仰シニ、元久より以来當御代殊以御繁昌候事を無意得方、総州方ハ不吉ニ御座候御噂も如何と申人もあり、弓馬其外武方ノ一道ハ総州御方より出タル事哉、努々落着有間敷事共也云々、

忠國ノ御子内二人ハ此腹、(日新様御先祖)左有ニ依テ、川邊毛彌物よやく成事ハ鹿兒(島)ヲハ伊集院方より被持候、坊津・泊津^津ハ川邊内タルニヨリ、総州より覚悟にて、御内人々被指置候處ヲ、伊集院押寄、警固人々ヲ討ツ、如此(候玉)へは無情次第ナリ、方々取合、総州より川邊ノ城共ニ奥州へ渡御申、我ハ薩廣ノ郡へ御移候へ、左候へは、御子播廣守殿守久ハ山門ノ如ク

移候ケルノ由承傳候、(守久後ハ)きうてつ終ニ川内平佐ノ城にて死去候早、
(伊九)

一爰ニ久世ハ南方ニ馳越ス、河邊ノ城ハ伊集院殿被持候ニ、談合有テ則入部ニて、次ニ穎娃・知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作・伊集院・市来、四ヶ所山北まで取續早、

一爰ニ伊集院より持候給黎之事、ぬかりたる在所なり、指宿御方タリ、又ハ伊集院遠路也、知覽山越也、寄々^{ヨリ}と云、閑キ^{サシ}かたしとして、吉田・蒲生其外御方中を相催し、給黎之城ニ一陣ヲ取ル、伊集院彈正忠ヨリハ究竟之人々を籠候、すきもなく取巻事なれば難儀ニ成ル處ニ、伊集院南方ニ談合有て、知覽山を越後巻ス、陣を取と云共城ニ取合事なし、幸伊集院霜臺爰ニ差越候へは、案否之合戦有へしとして、未敵陣構不足處合戦可然とて、御方二手ニ分、屋形惣陣より霜臺之陣に懸り給ふ、伊作南方之陣ニハ本田手向合戦あり、本田切勝、伊作ニ上原なと前として打取ル云々、

久豊ノ御代始ハ敵を巻落テ給黎より始ル、然者和泉殿本領とて下永吉廿丁給らるに依テ、庶子の給黎方を指

置ル、上永吉廿町ハ大寺方・長野左京亮方、其外城衆中ニ被宛行候之由承傳候處ナリ、

御屋形彌御果報の程も見得候、就折節内ニ河野邊久世ニ御談合有條は、伊集院方國ノ望有リ、上総介殿と陸奥守殿前ニ約束のことく南方薩州郡山門の事は御計候へ、元久御計之ことく申談にて、伊集院霜臺ニ矢一射度候之由仰ラル、尤と領掌有ニ依て、御屋形御手屬スル旁ニ相催し、満江川田向より伊集院平等寺ニ陣取處ニ、前ニ相圖違テ、南方伊作・川野邊より日置南郷寄々にも勢をも不仕、況哉陣を取迄もなし、伊集院城よりハ一方向ニ平等寺ノ陣にかけ、既ニ千頭勢⑩たすり、陣も支へ候ハ、直ニ難儀事延ましとて談合有リ、則陣を御退候之處ニ云々、

一其已後は伊集院南方其隔候計ニテ、無指事間、何事もケ様ニ候て上下至迄辛身⑩勞のミ有へしと云儀出来候て、先伊作・河邊寄々有テ談合、南方江使者を以見參候、伊作勝久ハ屋形御對面候、総州ノ久世ハ歳末ニ成鹿兒島へ參上候處ニ、種々奔走にて可被帰時に及て、年来之憤イキトリなれば其旨を仰出サル趣は、河邊城ヲ給候ハ、御

命をは助可申候、夫無承引候ハ、腹を切せ可申候とて、廳而御宿千手堂坊を取巻ル、久世ヨリ御返事ニハ、城を開申腹を切へシ、此時ニ到テハ速ニ身上ヲ可計候⑩とス、シク仰切ラル、其時分福昌寺住持ニハ大田御長老御座候、依テ久世ニ御教訓ニハ、武士ノ城ヲ開儀ハ世ニ有事候、可然ハ左も候て御助も肝要候由、類ニ仰ラル、ニ依テ、左候ハ、とて河邊ニ此左右を申參候へと本田伊賀守ニ仰ラル、御意背難ク候へとも、於我等ニハ一時モ御側ヲハ離レ申間敷候と申切ル、依テ小田原彈正と柳田大膳ヲ被遣、河邊ニ越て御子息犬太郎殿ニ披露す、二ツ三ツノ御歳ナレハ不及申候、時之老名ニ天辰玄庵、其子安房介、其外久世の御内ニ有程之人ハ押寄吳見有、知覽ヨリ伊集院長門守馳越テ同意アリ、若子御座候へは取立可申候、其方ノ事ハ御思案次第候、御住所ヲ開候ハん事ハ家之疵ニ不非哉与申切ラル、不及申小田原彈正ハ鹿兒島に帰ル、柳田ハ其保不參、今ノ世マテノ物語と成、此左右聞得ければ、久世サテコソ従前如申候ニ一篇ニ腹をキルヘキ由ハ申候つれとて、正月十三日ニ腹ヲ召れ候、御供之旁々親類ニハ中⑩格太郎、

御内ニハ本田伊賀守・小田原彈正・天辰助次郎・黒田・伊駒・金田其外殿原已上十一人、此時年比之御中間其時御盃給同打死仕候早、如此ノ御沙汰ハ、最先於伊集院平等寺江御陣取之時、不慮之非儀ニヨリ契約相違有し故トコソ聞傳候なり、久豊惣領ヲケ様ニ計申上ハトテ御落髮有リ、法名ヲ存忠ト申、夫より南方本よりも通路切候早云々、

一川野邊事も隱密ナレハ更ニ人不知、谷山・鹿兒島・下大隅衆計にて酒匂紀伊介持候河邊松尾之城ニ引入、左候得者、内城野頸堅持こたえ候に依て、長門守上ノ木場ヨリ不移時を馳越、城之構近所之左右を被通候得者別府・山田・阿多・田布施・伊作之勢モ馳寄、殊に伊集院方奔走アレハ不及申、松尾之城入番衆敵ノ痛少もなし、鹿兒島(計)合戦可有たくミとこそ詞を放、堀越(計)に匍アヘル、去程に、屋形絃尾山口平川ニ御座候得共、御勢未寄、俄之忍之事成は前ヨリ御觸なければ、急々菟角了簡ニモ不及、谷山・鹿兒島殘ル人々地下野臥先山ニ入、通路を持夫雜共兵糧ヲ持城ニ可入之由を見て、敵ニ跡立を切散サレ候へは、川邊之左右も不聞得、先

吉田・蒲生寄々之勢共馳ツ、ク、山ヲ越サンモ敵大勢なれば力ナシ、勢(勢)を待候處ニ、本田・栗野・菱刈・牛ノ山之衆馳来、其力にて山中ニ切寄シテ跡ヲ待候處、坂より上北郷・樺山・新納(飯肥)・飯肥・櫛間・肝付・祢寢、御内平田・鹿屋方、此旁々渡海申サレ、川邊城見渡之處ニ山ヨリ打出御陣を取寄、是依て御方城之便ニ成事成ラス、篠の陣ヲ開、敵寄合所にて可有合戦トテ打立テ、城ノ野頸ノ敵陣之際ニ押寄候へ共、野臥ヲ出シ、勢ハ墻ヨリ内ニ引籠居タルハ、切入ニ不及、城ヨリシテモ様々ノ手便ニテ人ヲ出シ注進有リ、兵糧モツキ暫ノ堪忍モ有難シ、水ノ手をも取レ候、菟角了簡ニテ水計ハのミテ候、以之外之御大事トコソ可成かと城内ヨリ申サル、此左右ヲ親ハ聞、子ハ父兄弟(五)り迄是を聞、一篇ニ中々生てキカンヨリハナト侘言スル人多シ、城衆モ弱リ候へは、後卷として是迄来リナハ案否合戦候ハントテ會儀有、城ノ使ニ何方ヨリ城ニハ取合ヘキヤ其左右聞テコソ合戦ノ方便モ可有とて、彼使様々忍ひて城に入、伊地知對馬・寄瀬田帶刀方ニ此旨を語ル、城戸ハ敵小陣を取持候間、更ニ了簡ニ不及、ナキ野原

ハ廣見ナリ、彼方ヨリ敵陣ニカ、リ、野隊ヲ懸、敵絡之様ヲ御覽ニテ垣ヲモ取破候ハ、其時岸ヲウカシホリ、城戸ヨリ取合申ヘク候、敵知テハ徒事候、此使ニ城戸ノアタリヲハ御尋候へ、今二三日ハ可被待候ト注進有、去程陣中談合有而勢を二手ニ分、ナキ野原へ樺山川渡シテ、陣取衆ハ一家ニハ和泉殿・佐多伯耆[㊦]守殿△・山田方、御内ニハ伊地知方、其外御内之人々、國方ニハ吉田・蒲生・栗野・菱刈・牛屎、此衆にて陣を取ハ、敵方伊集院之手ハ野頸陣ヨリ馳下テ、内城之キシヲ後ニ當陣ヲ取、川俣[㊧]下リ△ニホリニニホリ水ヲた、へ、其アハイ垣ヲ結構候處、御方ヨリ先野隊河を隔、敵方垣[㊨]ヲ後ニアテ向合矢ヲ射違候得者、城ニ心ヲ懸ル衆川ヲ渡シ、前ノ野隊を追籠、其俣幡^{バツ}ニ付、敵ノ野隊ハ陣ノ内ニ引入ハ垣ヲ越ル者モアリ、取破ラントスル[㊩]者も有リ、前越ル者ハ堀ノソコニ落人は、跡ノ衆カキ押たをし候得者、前ノ者垣ノ下ニ成テ不延申^{ママ}事モ、城ニ籠タル人ノ内者、左様成方ヨリ輕々トシタル者ヲ少々通可然、旁武者ハ跡立テ垣之内ニ切入候處ヲ、伊集院霜臺ノ陣城戸開、靜出合、太刀打ニ成レハ、

天命トハ言ナカラ無手切負、宗トノ御方討レ早、

一上手ニハ新納近江守殿手ニ隈江右京亮・上井筑前・八ヶ代四郎左衛門尉・平郎^{本マ}打死す、江州は甲ノハチ切ヒシカレ、大長刀以手程尽合戦有、傍ニ安樂豊前守・川野土佐守兩人前之敵中ヲ切通、江州ヲ取過ル[㊪]、此時平田重宗ハ親類に勘解由左衛門・田鍋・津曲ナント討レテ、我ハ城ニ切通、大寺美作守・長野左京亮ハ深手負様々ニ助ル、田代肥前守打死す、國方ニハ祢寢兄弟・同山本孫五郎、其外宗トノ者共數十人討ル、同出羽守ハ深手負助ル、蒲生美濃入道打死す、親類に中原討ル、是聞くなればサノミ不及注候、

一 下之手ニハ一家ニ和泉殿兄弟・給黎・猿渡、其外一所ニテ十人計打死す、是モ御内伊地知將監討ル、國方にハ吉田・和田・下田・西村、此手内者数十人、栗野・菱刈打死す、武士之覚悟ノ前トハ云ナカラ、両手ケ様ニ切負ル事[㊫]は命也、左候得者陣モノ、ロキ、主人討ル内者其俣帰ル、城之内ニハ平田重宗ニ付入衆百計モ有覽、本之衆ニ取合中々不及申式也、然ハ彌々大太郎殿親之敵又ハ私ニおゐて本意此上可有カトテ、是偏ニ奥

州ニ向テノ意趣タリト仰ラル、又吉田方ヨリ霜臺へ申遣候様ハ、先年鹿兒島ニおゐて腹可被召候之處ニ、蒲生入道と談合仕御命を奉助候事御忘候哉、弓箭之習とハ乍申、我々か舍弟親類討せ申モ未練之至候欵ト注進有リ、霜臺モ、尤有事候、但是ヨリ申所承引候ハ、談合ヲ可申候、左も候ハ、急々可承候由吉田方申サル、鹿兒島之城本意ニ付て可給候、谷山・給黎渡給候ハ、一家國にも霍執ヲ存ニてもナク候ト申遣る、此由早々鹿兒島に注進有リ、屋形ヨリ、是又可然候、今度心地煩ニ依テ無出陣候、一家(國家)國方打死候、存忠か所更ニ無面目次第候、急々相叶候(◎計)て道行候する事肝要候之由被仰出、其左右伊集院殿へ注進候之處、廳而先谷山之城・給黎可被請取候、其間何ニモ城内之出入有間敷候とて、外野臥ヲふせ取巻ル、平田重宗城内ニ被居候、伊作にも平田民部・同伊勢方候へは、堀越に物語ナントシテ、狂言ニナスラヘテ餅ヲツフテニ打、ウヘタル下ノ者ハ是ヲ取ル、重宗見苦敷候トテセイタフアリ、伊集院ヨリモ菟角ト候へ、今ニハ其儀有間敷子細候とて、親類ヨリハ日籠ナト遣酒ヲソへ候、ゆかり

〳の所ヨリ酒茶ノ子マテモ取入ル、是重宗一人之志ニ依テ(ミナカ)三十人を助ラル、

一伊集院南方ノ手ヲ以谷山・給黎城請取越候、同平田重宗城之内衆ヲツレ先陣ニ移候早、谷山・給黎両所ヲ請取ラレ候得者、鹿兒島之事ハ此陣衆帰して渡可申候、餘々此(◎間)「四日ノ」苦身候(◎劣)と吉田方申サル、陣ヲ開引退、夫ヨリ鹿兒島ニ參上有て皆々懸御目、祝言不及申ニ、又ハ愁モ候欵、其時一家御内合儀有事ハ、既ニ和泉殿兄弟、國方御内、上代にも近代ニモ宗トノ人々打死候事ハ是始也、當座之謀(ハカリゴト)タリ共、屋形之御住所ヲ渡事、以後マテノ人口ソシリ難遁、幸ニ伊集院・南方之勢モ谷山ノ城にアレハ、一合戦仕テ打死スル迄候、是亦御屋形ニ御談合ニ不及トテ詮儀相定、吉田方に衆中ヨリ申サル、此儀尤ニ候、御一家ニ御内、國傍輩、私兄弟親類、取分蒲生方打死候へハ、一入奔走可仕候と申サル、事延ヲハ如何とて、屋形江則披露候、尤面々御志ハ去事候へは、重而不可然子細ニてハ二ノ舞タルヘシ、萬存忠カ所ハ無面目候と御意候得共、寄々ニ此旨ヲ吉田方ヨリ被申通、主を討せ兄弟親ナトヲ打死スル人々

我もく〜と馳參、一味同前之儀事ナレハ、今度ハ存忠
か役ニテ候とて殊外之御機嫌にて、既ニ僉儀定候へは、
御諏方にて御神水、御旗手を神前にてとかれ候之處に、
本田安了入道進出申サル、▽^⑩屋形之御出馬ハ△於九州
は小貳・大友・菊地ナントニ對セラレても如何候哉、
伊集院方ハ一家と言御事候へ共、家ノ御執事候ハ、輕
々敷成へしト申サル、尤ニ候得共、於今ハ人に寄まし
く候、謂ハ存忠か本意此上難有とて御打立、御旗之手
をトキ、先例之祝儀ニ任せ、小旗一揆とて若キハはせ
を矢はた、年タケタル人ハ小旗ヲサシツレ、鹿兒島ヨ
リ青屋・牛カケノ濱路、浪ノ平・篠ノ木に前勢支タリ、
跡ハイマタ鹿兒島之内タルモアリ、浦人共ハ船に乗ツ
レ、サヘノワキノ如ク漕来ル、谷山之本城衆本意なれ
は、伊地知對馬・酒匂・北原一類一手前勢ニ成テ直ニ
差寄、詞ヲ懸ル、川邊ニテ籠者之者共コソ參テ候へ、
河邊ニテハ外ヨリ城戸口垣ヲ結ふさき小陣ヲ取候程に
無力寄不申、城ヲ開出られ候ハ、一太刀打申度候と、
若キ衆詞ヲカクト云共、菟角之返事セスシツマリ返テ
ソ居タリケル、御勢ハ波ノ平にタマリ候へ共、敵方勢

ハ山田・中村之邊ニモ不見得、五ヶ別府河口椿ニ打寄
テ見物、時ニ屋形之御意ニハ、田間邊に一勢モヲロサ
ンハ何サマニ運モヨケレハ、紫原邊ノメンニ陣ヲ可被
取了簡可有、左候ハ、鹿兒島ノ通路モ可然、▽^⑪御旗
△ノ手トキタル事ニ候へは、幾度も霜臺ノ被居タル所
之合戦コソ本意候へトテ、紫原椿山ト申所^⑫二笹立候而
城ヲ構御持ニ、敵城落居之間ハ番衆如クニ勢ヲ差ヲキ、
城ヲ取卷、惣陣野頸其外城ヨリ矢ノ付所陣ナリ、其ア
ハイニ小陣スキモナク取續ク、上下遺恨ナレハ何モ一
身大事心得候間、キシニ付堀アカラントスルニ依テ城
内モヨハリ、後卷ノ勢モ谷山ノソコ内ニ不入候、城内
ヨリ伊集院殿注進候ケルヤ、儀ニモ可成之由吉田ニ申
サル、河邊ニテハ當坐依テ菟角儀ナシ、我等マテモ無
情御計共候程に、直ニ可被仰方へ可然之由申サレ候、
仍老名モ如此様子大方聞レ候て、屋形様江披露候、於
毎度儀ニ成テモ、先ハ能候へ共、以後ハ其霍執ト成テ
ヒル事なし、於是非城衆に腹を切せ申へク候、深御意
ニて候、此條々吉田方イロイ申間敷由ハ申サレテ候へ
共、此旨内々被通ケルヤ、何とモ夫ヨリノ御意ニ可依

之由伊集院方申出ル、又此返事之趣披露候、左様候ハ、住城ヲモ去レヘキ欵と御意有ニ、老名衆此方今度之了簡ニノマイタルヘシ、ヌカリタル在所不可然ト、唯寄々ノ所領ヲサラセ申儀ニ成候ハ、以後迄モ可目出之通一味同前ニ御申候程ニ、トモ角も皆々御中之御計ト御意有ニ依テ、伊集院ノ内石谷三十町サリ申サル、餘々ニ少分之由沙汰有トイヘ共、先城ヲ請取籠リ衆を出サル、諸軍勢之中ヲ伊集院・南郷殿・伊作・河邊南方隨分口ヲ取雜言共吐テ、川邊ニテ申サレ候し人々ノ通り候面ヲ守リ、下々者共ハ悪口ヲハキ、直廿日ノ内ニ上下恥を雪候し事、於以後思慮ヲ可意得事ナリ、其後伊集院吉利方ナント儀ニハ、ケ様ニ霍執トテさのミ猥ニ成候へ者、則合戦ニ及、南方共ニ可然旁々打ツ討論事不可然、哀和睦有テ遊覧モ候へかし、田民迄モ心安可有と申出サル、尤可然儀ナレハ、誰か是ヲ嫌人有ヘキナラネハ、其後何方モ和合ニナル、

一 伊作ニ不慮之儀候テ阿多ト立別、合戦及、偏ニ屋形様ヲ奉頼之由被仰、依テ御合力有、其時マテ南方ハ穎娃・指宿・知覧・川邊・別府・鯨島ハ敵也、

一 伊集院霜臺一篇ニ屋形ノ御用ニ立候上ハ、南方可憑方モナシ、廳而穎娃ニ御陣召レ、防戦と云共終ニ落居アリ、此時モ霜臺出陣有テ、南方之様共御談合アリ、如此成行ニ、別府之事佐多伯州之女子ヲ御養子有テ屋形様智ニ召レ有、鹿兒島ニ定候、此上ハ川邊・知覧大事〔三成ル〕、長門方ハ伊集院殿ノ親類タルニ依テ、内々老名ニ佗言候之間、其旨ヲ屋形ニ披露候、御詎ニハ、中ニモ長州ノ事ハ多年南方ノ弓矢ノ柱ト成リ、度々對存忠緩怠ヲ成、如此成行コソ存忠か幸此事候、彼方之遺恨ニおゐて可散ト仰出サル、時之儀ニハ、上意尤去御事候得共、霜臺御用ニ立レ候ヨツテ南方被思召候コトクニ成行候カト存候、ケ様ニ御意候は無面目ヤ可被存候、先々御退治に目出之由、老名被申ニ依テ、伊集院方之佗言ニ任、長門守方・阿多ノ事モ道行ハ、川邊計ニ成、犬太郎殿ヨリモ城之事屋形御法第トテ、薩州郡山門ノコトクニ御趣候、左様ニ成行候へは、川邊ヲ請取屋形御入部有テ、廳而知覧上ノコハノ城ニ入御ニテ、山田之鯨島方之城明サセ、上方御出候、上コハ城ニハ佐多方山田サシヲカレ、

一長州之事馬飼所少給、長里ト云所へ落下、鮫島ハ鹿見
島ニ移サレ候、阿多飛彈方之事ハ其俣御内者ニ被成候、
上ノコハ之事佐多殿去謂候トテ二十町御給候、知覽方
ハ山田小野十八町大寺方ノ計として給り、山田之城衆
ト成ル、所々之城ニ衆ヲ御置、御祝言無申計、夫ヨリ
坊津・泊津ニ御下、更ニ草木モナヒキ候得者、大慶此
時候、ケ様ニ薩摩一向ニ御静謐候、

一其後山門ニ久世御子判官殿御座候、〔^{㊦ナシ}最か先也川邊居

住〕動スレハ和泉・渋谷ヨリ雜説モ有、其上犬太郎殿
六ヶ國堺ニ被居候、六ヶ敷事ニテハ不可然候、山西ニ
心置事候ハて、伊東ニ取向ニおみてハ、存忠御事ハ日
州ニ可有御座と御儀定有て、山門ニハ又三郎殿云々、

一其後伊作遠江何と望申サレケルヤ、伊作之持ハ相違シ
テ、知覽上ノコハ開テ候ニ移リ、暫候て行衛モナク被
成候、勝久ノイモト掣ト云、留主居ト云、彼是背法ノ
ミナラス、口惜カリシ事共ナリ云々、

一元久御隱之時錯乱ニ依テ、在々所々取分清敷・薩摩郡
隈之城ニハ舍弟大田方差置レ、高江・宮里及モ霜臺計
たり、川邊ハ久世之計ニ成、総州一家年比宗トノ人々

蜂起ニ依テ、伊集院計コソ漸知行候、其内タニモ石谷
ヲハ去リ申サレ候ナント、連々老名吉利方モ其旨申サ
レ候ケル哉、川邊ノ事ハ道應ニ被給候、伊集院をは犬
千代殿ニ讓候て、一期之程道應初霜臺川邊ニ居住候早、

〔[㊦]応永記〕

一去程ニ、自鹿見島匠作ノ御使ヒ伊地知縫殿助碓山ニ被
参、久世御悦喜不斜、被仰臬ルハ、依今一左右ニ可有
越山候、其時者市来殿ヲ可憑存候ト被仰計李、渋谷ノ
面々ニ被通テ令越山、串木野ニ御逗留有リ、重テ以本
田安了久世ニ有談合、天辰了監寺其比ハ為執權、震敷
問答ト聞得シカトモ、人ハ不知之而、久世・忠朝市来
之宮園ニ御着アリ、匠作者平等^{㊦寺}ニ被召御陣、久世急キ
桑波田寺寺腋ノ邊ニ可差寄給候、市来殿ヲ憑存通、匠
作再三雖被仰通、久世難渋候間、平等寺ノ陣ヲ引退ケ
ル、匠作ノ御心底ハ怖候ト、此時ニ了監寺之計策顕タ
リ、家親大ニ被驚、鹿見島ニ被進使者、御陣ニ遅参事
失面目候、但山北ニモ有御談合、久世急ニ越山候へト

依被仰、領内ニ打懸給間、御一味ト存候ヒテ、馬場讃岐守ヲ進候ヒテ、自今以後之身上、於貴方様恕翁之御時ニ不可相替候由被申、匠作御悦喜相半也、此氣色御覽玉ヒテ、久世者河邊ヲ請取玉フテ有御越、忠朝者隈城ニ歸玉フトソ聞得、同廿年云々、同廿一年甲午、匠作喜入ニ押寄取陣玉フ、霜臺伊作・河邊成一致有後卷、松平・荒平ト云所ニ打臨而、心武モ八月朔日ニ一陣追破城ニ雖成合共、重御方事稀也云々、同廿二年乙未、河邊・鹿兒島ノ合躰仕給ヒ、匠作河邊ニ有御越、久世ヲ被成御奔走候也、匠作廳テ歸院仕給テ、為其禮久世ハ鹿兒島ニ有御越也、月迫之事成レバ、可有御歸處ニ、久世ヲ年内者可有御逗留、河邊之城ハ請取可申也ト云々、其時久世ノ御心底於勞難申盡、侍中太郎・本田伊賀守被仰聞者、河邊ノ城ノ開クレバトテ、不可有命生事、左有人ノ孫、去ル人ノ子也、左テハ一ツ足ニ可思定、河邊之事者犬太郎アレハ、伊集院・伊作ヨリ不被見離者其迄也ト被仰而、匠作ニ御返事ヲ切畢、同廿三年丙申正月十三日、被御腹候畢、御年卅一、侍中太郎・本田伊賀守・天辰助次郎其外人々腹切畢、平等

寺之陣引ノ時ニ、匠作息ヲ空ニ突玉フ、汨酌給シヲ語傳、怖シク思シハ是也梟利ト、舌ヲ卷人多カリケリ、一同廿四年丁酉、河邊松尾之城ニ鹿兒島ノ勢ヲ引入タリ、雖然内城者堀ヲ隔タリ、其上霜臺其勢三百計ニテ馳越、松尾之城ヲ被取卷、亦阿久寢・伊作之勢重ル間、彌成大綱、自鹿兒島・谷山大勢山ヲ越シ、薙野原ニ陣取見之、陣ト松尾之間ニ堀ヲ掘り水ヲ湛、大木ヲ切懸タレバ、松尾之通路難通、城之人衆ハ既ニ飢死セントスル間、思切テ薙野之勢ニ懸梟り、霜臺・阿久寢方爰ヲ先途ト戦計李、御親類ヲ始、國ノ人々百餘人討死ス、都合三百餘人失ニ梟り、残之人々ハ可助無方角モ、匠作被聞召、犬太郎殿者幼少成間、霜臺之計ヲ以テ何ノ城ヲモ開ヒテ面々ヲ可助、霜臺谷山・喜入両城ヲ被開者無子細有ケレハ、少茂不事延両城ヲ被^備、其時諸軍勢松尾之人衆共ニ被打歸梟り、此人々於于鹿兒島各有談合者、抑今度不思儀成ル於在所ニ而國之傍數十人討死ス、我等モ非可遁處ニ、避両城被助申条、喜ヒノ上ノ耻也、軍旅進退ハ大将之法成レハ、輕ク城々ヲ去テ被助也、争不酬芳恩哉、左レハ非廉直剛直者可背大将ノ法、正

理ハ廉直也、無欲ハ剛直也、兵書ニモ、如此命ヲ生キ
タリ顔ニテ在處ニ歸テモ腹心ノ可病、皆揃儀飲神水、
其頭々四十六人、其勢三千餘騎谷山ニ押寄テ、沼深田
不嫌、蹴勤切岸馬ノ鼻ヲ突キ被責、河七平河ハ何モ難
所成レハ不及後卷沙汰モ成、道口・給黎共ニ兩城被開
タリ、是屋形之剛直徳也、

薩摩國 注進國中惣圖田帳

河邊郡二百二十町内同御庄寄郡

地頭右衛門兵衛尉

府領社十町

下司平太道綱

公領三百十町

郡司道綱

知覽院四十町内鳥津御庄同寄郡

府領社九町七段正八幡宮論

下司忠答

公領三十町三段

郡司忠答

地頭右衛門兵衛尉

外略ス、

右件圖田注文、去文治年中之比、依豊後冠者謀叛、彼
乱逆之間、被引失畢、仍大略注進如件、
建久八年六月 日 權樣藤原朝臣在判

建武元年八月四日巳時許書寫了、

前京都綾小路烏丸面西預宿、因交點了、
〔於カ〕 〔頼カ〕

筆者沙弥光祐

權樣據伴在判

大目大藏在判

權大前在判

目代石馬允藤原在判

内裏大番事、任仰下之旨可令賞勤人々

寔嶋郡司〔康友〕 河辺平次郎〔通平〕 別府五郎〔忠明〕

穎娃平太〔忠次〕 伊作平四郎 薩广太郎〔忠友〕

智覽郡司〔忠益〕 益山太郎〔光純〕 高城郡司〔師高〕

在國司〔道友〕 牟木太郎 莫祢郡司〔成光〕

山門郡司〔秀忠〕 給黎郡司 指宿五郎〔忠光〕

市来郡司 滿家郡司〔業平〕 小野太郎〔家綱〕

宫里八郎 萩崎三郎 伊集院郡司〔清景〕

和泉小大夫〔兼保〕

右、各守注文之旨、明春三月中令參洛、可令見知役所
給也、且鎌倉殿仰旨如此、早可被存其旨之状如件、

建久八年十二月廿四日 右衛門兵衛尉花押

薩广國御家人御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七六号文書ト同一文書ナルベシ)

〔御居城由緒拔書〕

一川邊

師久公之御嫡子上総介伊久居城ニ而、伊久之嫡子播磨
守守久父子不快ニ而、及鬪争被寄来候処、七代之太守
元久公御吳見被仰入、守久陣を被開候、其後伊久より

御家御重代之小十文字之御太刀・忠久公之御鎧 元

久公江被讓進、川邊内城兩城松尾城之間ニ而受取渡有之、守

久之嫡子上総介久世川邊在城ニ而、八代之太守 久豊

公御代御和談ニ有之、久豊公川邊江被遊御見廻、其

後久世鹿兒島江来臨候処、久豊公より人数被差向、

久世切腹被成候、依之久世嫡子犬太郎後ニ左衛門尉久林川邊籠城

之節、家臣酒匂紀伊守松尾城乍相守 久豊公致内通、

應永貳拾四年九月、守護方之軍勢を松尾城招人申候、

雖然内城堅固ニ相守、諸方之後攻を招候故、伊集院彈

正少弼頼久以下救来、還而松尾城難儀ニ罷成候、依之

久豊公被卒大軍御進發被遊、散々御合戦有之、後ニハ
和談罷成候、此時 久豊公之軍戦死多有之候、

〔吉利家由緒拔書〕

一吉利家之儀ハ島津伊勢守秀久与申者元祖ニ而、私迄八

代無断絶相續仕候、此代領鹿籠、彼地江住宅仕候事、

一右之子治部忠将儀 日新様御妹婿与罷成、鹿籠江住宅

仕候、天文年中、於中郷杉島戦死仕候事、

一右忠将子右衛門久定儀 日新様御妹腹ニ而候ニ付、御

取持親祖父ニ越、別而忝被召仕、貴久公より私領鹿

籠ヲ被相改吉利ヲ拜領仕、彼地江移居仕、且伊集院地

頭職被仰付候事、

此間数行略ス、

一下総忠張代、一所川邊之内野崎村、後ニ市来之内湯田

村を被下候事、

〔新納伊勢守康久傳〕

一天文八年己亥三月廿八日、公将兵河邊(向脱カマ)故殿、高城城

主鎌田加賀政真降参、則賜高城於康久、

〔日新公御傳中〕

※一天文二年癸巳二月十日、知覽・川邊之士卒及桑波田孫

六等變約、而屬勝久、故含怒思加治伐之際、三月廿九日、桑波田有田獵之娛、窺得登山之隙、日新為武略、士卒悉似虞人之裝束、白晝緩步襲南鄉城、而屠殺桑波田河內守・同式部少輔已下、而入手裏、改南鄉名永吉也、

※行間

〔實久公御記云、天文二年癸巳二月十日、從知覽川邊江有現形、桑波田孫六變先約鹿兒島ニ成、可有時節と相待候処、翌年三月廿九日、羽狩ノ為山ニ皆之登タル留主ヲ白日ニ走籠シ、南郷之城ヲ平〕

一天文三年甲午十月廿五日、諫臣等謀而戮末弘伯耆守於谷山皇德寺、勝久聞之云々、翌年乙未四月、密還鹿兒島、殺諫者之首昌久於大興寺、由是所殘之諫臣等無所逃罪、實久亦背勝久為胡越、乘其時十有五人諫臣結朋黨與實久、于時伊地知右之門兵衛尉為將率加世田・川邊・鹿兒・山田・市來・伊集院・吉田軍衆亂入于鹿兒

島、而放火于村市云々、

一天文六年四月上旬、實久到于加世田、五月中旬、日新見實久為和睦、其故只有安國家保臣民耳、未久日新語實久曰、伊集院・鹿兒島・溪山・吉田之地許子、而子之所領加世田・川邊之兩地與之於我、則如鳶魚之得其所於上下、而無小間斷、則誰敢侮我之三州乎、實久不諾、而反與祇答院俱構謀略者、所以日新之為憤恨也、天文七年戊戌十二月晦日戌時、招軍衆曰、只今向加世田欲攻之云々略文、大寺越前守・鎌田加賀守率川邊・山田之衆、欲助新城之勢云々、敵勢^⑤有中間△雖防禦、而不利忽敗云々、

一天文八年己亥三月廿八日、日新催於領土之騎步、向於川邊古殿之地、則高城主鎌田加賀守竟降服焉、其士卒亦共謁于途中、故使新納伊勢守領高城、而後鎌田治部左之門尉之妻子為質遣田布施矣、翌日、本城平山亦入手裏云々、

〔貴久公御記〕

一天文六年四月上旬、実久加世田へ有着岸、五月二日、相州・薩州両家和平と成、是即思家思國ヲ耳、有時忠良実久ニ向テ曰、領スル所之伊十院・鹿兒島・谷山・吉田ヲ進テ守護と可仰と云々、加世田・川邊両所ヲ去被渡者、向後為如水魚之於無風波者、誰人カ於三州侮ン、実久誘引セス云々、

〔箕輪伊賀自記〕

一天文八年癸巳三月十三日、於谷山紫原相薩両家之者共五ニ相戦と云ヘトモ、実久勢敗北セリ、其翌日、平田式部少輔谷山苦辛ノ城ニ貴久朝臣ヲ奉請シ、是ハ川邊ノ地頭職安房守平実康カ子也云々、同廿八日に川邊高城之地頭職鎌田加賀守可属御手之由被申入、高城衆與力ノ侍少々相具し、於川邊古殿入御見參、既にして新納伊勢守久次承て高城莊を知行す、鎌田治部左衛門尉妻女等相具して田布施へ被參上、治部左衛門妻女相具して田布施へ參上す、加賀守より質ニヤ、明レハ廿九日、本城平山も降參す、同四月朔日、入道日新本城ニ打入ル、新納伊勢守泰平之吐氣をそ被

作けり、

〔榊山玄佐自記〕

〔貴久公御記〕

一天文八年三月廿四日ノコト也

一されは神前之城駿河守殿ニ男を召取、妻子等迄無何事被受取、從加世田日新様鹿籠・山田・河之邊御知行、神前江ハ貴久様御座候所江、始肝付祢寢・伊地知參上云々、

〔喜入氏臣伊集院某申状〕

一貴久公・勝久公御弓箭之時分、谷山は鹿兒島御方ニ而取籠候、就夫ニ忠俊より貴久公御味方之御内通伊集院又十郎江被仰付、堂の尾山ヲくゞり度々御内證之使相勤申候、其内川邊・谷山之敵逆瀬川・山口名字之士ニ行合、其身ニも疵を請申候得共、主從二人ニ而敵忒人討果し、其場ヲ通為申由候、其後谷山神前之城江忠俊少人数ニ而夜中ニ押寄、心安く責落シ、貴久公御陣鞆良之城へ忠俊參ニ而、御勝利之御祝儀被申上候節、民部少忠節之次并子孫迄不相替趣被申上、忠俊江長光之御腰物拜領、又十郎江者御長刀拜領仕候云々、

27 ○薩摩國於知覽見院、自元久方之号料所、先日知行分之

水田貳拾町事、右、為料所可有知行之状、仍如件、

應永八年十一月十六日 (伊久) 久哲判

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六八一号文書ト同一文書ナルベシ)

28 河辺寺社由緒ノ内

○ 寄進状

松崎觀音堂 長興寺

右、件之寄進水田松崎ゑのき田二段、うゑのはらのふ

内、めうけんのとりいさかひ、觀音堂ちやうこうしに

寄進申處実なり、まんさう公事を令停止、仍寄進状如

件、

應永九壬午年八月十八日 伊作加賀守久幸(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

29 全

○ 覺

一 忠國公御當家十代之太守陸奥守様与奉申候事、

一 玉泉(伊智)知芳大姉者忠國公御息女、薩摩守用久公御内室、

日新公之大叔母様ニ而御座候事、

一 德瑤浄輝居士者御俗名河内守久逸公与奉申候、玉泉様

之御弟ニ而、日新公之祖父様ニ而御座候事、

一 玉泉寺事、上代ハ長興寺と哉覽為申由候、明應五年七

月廿三日ニ忠國公御息女御逝去、御法名玉泉智芳大姉

之御寺ニ相成、玉泉と被改之候事、

右、玉泉寺之家破損ニ付修補之訴訟貴僧被申上候書物

ニ、御先祖玉泉寺由来致相違候、依夫大田小平次殿へ

尋候処、御記録被見合承届書進(伊付)之候、以上、

寛文九年西閏十月十四日 堀四郎左衛門判 (興延)

玉泉寺岱存貴僧

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六九一号文書ト同一文書ナルベシ)

30 (本文書ハハ・一四号文書ト同文ニツキ省略ス)

31 ○ (元久) (花押)

薩戸國知覽見院内長山・たり水・おとなり廟三ヶ所、

依有要用、本物返代料足九十貫文所賣渡申実也、但三

ヶ年過候ハ、料足有次第可請申候、仍為後日賣券之
狀如件、

應永十五年つちのへ八月十九日

〔平田新左衛門尉親宗也〕
玄親（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編二七七五号文書ト同一文書ナルベシ」

32「感應寺文書」

○河邊當所間寺領事、或書札惣抄五通云々、

應永十八年二月十五日 上総守久世判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二八一三号文書ト同一文書ナルベシ」

33「杵山文書」

○日向國北郷島津内并薩摩國鹿兒島知覽見内所々買得之
地之事、不可有子細也、任早先例、可令知行者也、仍
為後日之狀如件、

應永十八年潤十月廿五日 久豊御判

杵山殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二八五〇号文書ト同一文書ナルベシ」

34「高岡河上氏文書」

○薩摩國之内河上同河野邊内宮之事、當知行分不可有相
違所也、早任先例、可有領掌之狀如件、

應永十八年十一月十五日 久豊御判

河上殿「家久」

〔本文書ハ「旧記雜録前編二八五五号文書ト同一文書ナルベシ」

35「全」

○薩摩國河邊郡之内泊之津事、為給分宛行所也、任先例
不可有領掌相違之狀如件、

應永廿年十一月廿二日 久豊御判

河上三郎左衛門殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二九一七号文書ト同一文書ナルベシ」

36「伊作家文書」

〔本文書ハ一五号文書ト同文ニツキ省略ス

37「比志島文書」

○（印候）□□（印候）さよてうりわたし申候□田の事、河邊のこほりの

内□□のむらの内、身作ふん五反□年ふん、今年むまのとしよ

りさるのとしの□月まで三年よに六貫文ニ候ハ、

□房殿方ニうりわたし申候事実也、かやうにけいやく申候うへハ、□のねんきのあひたハ、すこしもらんわつらい申事あるましく候、仍為後日状如件、

應永卅三年二月廿九日

「比志島河内入道了幸ノコト也」
了幸花押

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇五九号文書ト同一文書ナルベシ〕

38 河辺玉泉寺文書

○奉寄進

河邊郡之内宮村ちうれい三反松崎長興禪寺に、伊作遠

江守永代をかきりてまいらせ候事実也、若他のさまた

けをする時ハ、此状ニまかせ御知行あるへし、仍寄進

状如件、

應永卅三年霜月廿一日

久通花押

于時代官 金田同

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇六〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

39 全

○奉寄進

さつまの國いさくのしやうの内五りやうのしまのうつ

ミなみ一反、^①「虫くち」の内十ま一反、伊作加賀守方より

河邊郡宮村長興^②寺きしん仕候事実なり、此内^③そほの

はら内田実屋敷一反そゑ進候、同しか、のかミ母御方

より、けすくりの内さしつり^④ミなくち一反、ちやう

こうしニ寄進申候、若他のさまたけ候ていらんわつら

ひ候する時ハ、此状ニまかせ、永代迄^⑤かきり御知行あ

るへ^⑥、仍寄進状如件、

應永卅三年丙午十二月廿六日 伊作加賀守久秀花押

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇六一号文書ト同一文書ナルベシ〕

40

去月廿二日、河邊宮ニ立久其外之子共風渡来方入見參

候、存知之前候哉、雖別府ニ移候、不思議之吳躰、言

語道断之式にて候、自然之時者、被向讀候者喜入候、

恐々、

十二月十三日

忠國御判

本田殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一四五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔古城主来由〕

一 川邊城

川邊平太夫道綱

一 鹿籠城

鹿籠六郎時澄

忠久公御下向の時分令居城、川邊家者本平姓より出た

り、桓武天皇の流村岡五郎良文四代の後胤村岡の貞道

か男伊作平次郎貞時といへる人、九州惣追(補)使と成て

日向・大隅・薩摩・肥後を領して武藏國より下向て、(脱カ)

同國はねたかといえる所令居越、(城カ)貞時四代之孫平次郎

太夫良道は、薩摩國伊作の本地頭と旧記に見えたり、

男子六人あり、嫡子平次郎道房川邊先祖に立、其平次(子脱カ)

郎道平か嫡子平太道綱、其子兵衛太郎久道、此時承久

の兵乱に出陣し、宮方の御勘氣を蒙り川邊を没落せら

る、久道か息男平次郎信道ト号ス、夫より代々川邊の

城主として威を振ふ、いつれの比迄令居城か不詳、

一 知覽城

知覽四郎忠信

忠久公の御時令居城也、知覽家は本来平家よりいつる、

頼娃三郎忠長か三男也、二代次郎忠益、三代四郎忠家、

四代四郎忠光、五代忠合、嘉曆の比の旧記に薩摩知覽

院郡司平忠世と有、中古迄は知覽を知行すると見得し、

41

引付

高四斛三斗壹升三合五夕四才

喜入攝津守殿

右者、鹿籠金山垣内ニ罷成御用地ニ被召成候通、御物

座より之證文見届候条、右返地可有支配者也、

万治二年己亥五月十七日

御家老連名略、

〔右御勘定所御引付ニ有之〕

阿多郡

田布施

一 田布施城主平田豊前守宗貞と旧記ニ有、

一 弘安年間より二階堂家世と傳領之地也、應永十二年、

伊作久義受元久公加勢攻之、翌年十二月、攻落之為公

領候、阿多・別府之両家雖為加勢不叶退散ス、

一 平田純康(康力)自記云、應永年間藤原久景と申人為領地欵、

長享年間島津相模守友久主・忠幸之御領、天文年間日

新公御領、

一 高橋村 二階堂家代と傳領之、應永之比藤原久景領之

欵、此時代當村一ヶ所為別立所ニ而候、或記ニ伊作六

郎一節領之云々、

一 池邊城 一牟禮ヶ城元久公より當城被責落、市來郷江退去ス、應永十三年二月也、 二階堂

家在城也、弘安二年三月廿五日合戦有之、

一 貝柄崎 伊作某与阿多氏楯鋒之節、此處へ阿多某寄來

候、太守元久公被遣兵卒伊作家江加勢有之、然共伊作

家敗軍也、應永廿四年之比欵、阿多飛彈守手之軍兵力

を合田布施打寄構於一陣、下ハ貝柄崎池通路取陣と云

々、

一 吉永城在尾下村、通路より三拾町程西ニ有リ、

一 牟田ヶ城在高橋村、通路より三拾町計西ニ有リ、

一 田布施・高橋ハ島津相模守友久忠國公長庶子領地也、島津相模

守運久入道一瓢公友久(マヤ)公後副無之、島津相模守忠良善

久(マヤ)嫡子ヲ為養子領之、御嫡子忠良公當所ニ御在城ニ

而、貴久公御誕生之地也、

一 池邊城 田布施、元久公發兵攻於田布施、故阿多・別

府両家之兵二階堂氏為後詰、雖然不相叶、二階堂氏失

防禦之術乞降、頼市來家而退去市來院、

薩摩國阿多郡「地理誌」

田布施

一 田布施者應永年間藤原久景与申人可為領地欵、右之名

前、高橋村玉手大明神棟札應永卅一年大檀那藤原久景

与有之、然共其時代ハ高橋別ニ相立故、田布施迄久景

領地之事究而不相知、長享年間島津相模守友久御領ニ

而、地頭者圖書助中原貞息与申人也、右之事、長享二

年戊申七月廿一日高橋村諏訪大明神棟札、大檀那島津

相模守友久、當地頭圖書助中原貞息与有之、高橋一所

之地頭(筋力)之地頭ニ而可有之歟、究而不相知、高橋者、舊

弘安年間ニ二階堂氏從上方異國船為警固被相下、其孫

子應永年間田布施迄領地ニ而、池邊村牟礼ケ城ニ為居

住、于時 元久公より被責亡、市來ニ退去ス、文明・

延徳年間相州家友久并忠幸御領ニ而、文明年間地頭伊

集院大和守宿久(ホクマ)、右地頭之事、文明十八年大野村久玉

大明神棟札有之、天文年間 日新公御領地、天文初地

頭者鎌田圖書助政郷、天文年間中比よりの地頭者鮫嶋

又左衛門尉也、政郷地頭之事、天文六年丁酉八月彼岸

池邊村諏訪大明神棟札ニ有之、又左衛門尉地頭之事、

尾下り村諏訪大明神棟札、天文十年辛丑十二月廿六日、

當地頭鮫嶋又左衛門与有之、永祿年間より天正之末迄

地頭鮫嶋土佐守宗豊入道双月也、右地頭之事、永祿十

年丁卯十二月十八日大野村春日大明神棟札・天正十八

年十一月吉日同村鎮守大明神棟札ニ有之、元和年間地

頭村田刑部少輔經永、寛永年間地頭鎌田左京政喬、右

地頭(之事脱力)、高橋村元和九年癸亥七月十七日諏訪大明神棟札・

寛永十四年三月吉日玉手大明神棟札有之、

一金峯山 蔵王權現

右、大和之國金峯山を勸請也、

鎮守尾下り村
一勝手大明神

右、由緒不詳、

右同村
一諏訪大明神

右、信州より長濱氏先祖守下、田布施一手ケ原与申

所江宮所有之、川邊御手ニ被入、野久尾稻荷宮所御

座、其山之北向ニ御勸請被成、川邊を調伏被成、此

方之御手ニ入、其時御祈念之鞭于今社内ニ有之、御

神躰木像四躰、御座之下ニ忠幸与御名有之、棟札、

永祿八年乙丑九月卅吉祥日、嶋津藤原朝臣日新・貴

久・義久、右同延徳貳庚戌十二月廿四日、大檀主嶋

津三郎左衛門尉忠幸・嶋津相模守友久、

右諏訪之社地
一稻荷大明神

右、由緒不知、

一右棟札、大檀主藤原朝臣忠良并貴久御息災安全、當

地頭鮫嶋又左衛門尉、寺子二郎三郎、武本孫三郎、大願主二宮次郎右

衛門尉、天文十年辛丑十二月廿四日、

池邊村
一諏訪大明神

右、由緒不知、

一 棟札、天文六年丁酉八月彼岸、大檀那藤原朝臣忠良・貴久、當地頭鎌田圖書助政郷、

一 棟札、再興天正十三年乙酉八月彼岸、大檀那藤原朝

臣義久、當地頭鮫嶋土佐守宗豊、

高橋村
一 玉手大明神

右、由緒不知、

一 棟札、造立玉手宮一字、應永卅一年月日不知、大檀那

藤原久景、

一 右同、再興寛永十四年丁丑三月吉日、當地頭鎌田左

京政喬、

同所
一 諏訪大明神

右、由緒不知、

一 棟札、再興元和九年癸亥七月十七日、地頭村田刑部

經永、

一 右同、奉造立大檀那平朝臣重隆、天正五年丁丑七月

十九日、

一 奉造立社頭兩一字、長享二年戊申七月廿一日、大檀

那嶋津相模守藤原朝臣友久、當地頭圖書助中原朝臣

貞息、代官貞長、

大野村
一 久玉大明神

右、由緒不知、

一 棟札、御寶殿一字、文明十八年月日文字不見得、大檀

那相州太守藤原朝臣此所不見得、并左衛門尉忠幸、地

頭藤原朝臣伊集院大和守宿久、作事奉行河俣石見守、

右同村
一 春日大明神

右、由緒不知、

一 棟札、奉新造春日大明神、殊嶋津日新齋文字不知、當

職鮫嶋入道双月藤原宗増、永祿十年丁卯十二月十八

日、

一 棟札、信心大檀那藤原忠幸（本ケマ、ウラニ）前再興、年文安六

年己巳九月十八日、

大野
一 鎮守大明神

右、由緒不知、

南原
一 棟札、天正十八季十一月吉日、當地頭鮫嶋土佐入道、

一 鎮守大明神

右、由緒不知、

一 信心大檀那相州・同貴久御息災延命、天文七年戊戌

十二月十四日、

一金峯山 金藏院 坊津一乘院末寺

右、日羅開基、中興開山秀範法印、相州友久・忠幸

御代之人、文龜字不知、年二月廿二日寂、

一常珠寺 福昌寺末寺

右、相州家元祖友久御牌并御石塔有之候、

一牟禮ヶ城

右、池邊村之内、橋渡り向也、二階堂氏居城也、康

安二年二月廿五日之状石合戦之事有、

一吉永城

右、尾下り村之内、通路筋より五町程有之、

一牟田ヶ城

右、高橋村之内、通路より三拾町程有之、

伊作郷

〔纂考〕

鹿兒島を距る事西南六里十八町余なり、東谷山、南田布施、北永吉・伊集院に接す、周廻十里三町十八間半、村落十湯之村、中原村、和田村、中之里村、入来村、今田村、花熟里村、小野村、田尻村、奥倉村、人員一萬二千二

十五人、戸數二千五百三十戸、伊作は和名鈔に伊祚郡伊祚注ニ伊佐久とあり、さるを今伊作郷のミありて郡ハなし、此郡ハ和名鈔に載する處も日置・阿多両郡の間にありて、今の伊作郷の地に能く當れり、又建久八年薩摩國圖田帳に伊作郡二百町云云と見え、日置郡と相並ひて、伊作の郷名ハ見えす、さて薩摩郡の内牛山・佐志・黒木・鶴田・宮之城・山崎・大村・蘭牟田の八ヶ郷を伊佐郡といふ、此郡ハ古書に見えされハ、此地伊作郡にて、伊佐と伊作と相似たれハ後世伊作を誤れるにかと思へど、さて和名鈔の郡の次第出水、高城、薩摩、甌島、日置、伊祚、阿多、河邊云云と続きたるに地理符ハす、伊作郷を古の伊作郡と見る時ハ、今も郡の次第和名鈔に違ハざるを、伊作郡を廢して伊佐郡を置れしハ詳ならず、圖田帳に伊作の郡名見えたれハ、建久八年より後なる事疑なし、一郷なるハ、和名抄掛宿郡掛宿・給黎、郡給黎など見えたり、其外なほ多し、倭伊作郡を廢られしハ、一郡とするに足らざるか故に一郷として阿多郡に隸られけむ、和名抄に阿多郡鷹屋とあるハ加世田郷の地名なるを、加世田ハ今河邊郡に属したり、其ハ何頃とも知られされど、是等の改易ありしと伊作も同時にてやありけむ、か

くて猶按するに、伊作郡を廢して薩摩國十三郡の内一郡
闕たれハ、薩摩郡の半を割て伊作郡と号せしを、後に伊
佐と誤れるにやあらむ、其ハ如何といふに、圖田帳に當
時今の伊佐郡の地ハ薩摩郡の内なればなり、此ハいたく
強説なから、今按を述て後勘に備ふ、

〔權執印藏書ニ、

保元元年、竹内十郎行実ニ所領ヲ鹿兒嶋ノ武・谷山ノ福本・
薩摩ノ鹿兒百二十五町ヲ給リ云々、竹内兄弟四人、次郎ニ谷
山殿、三郎ニ顚娃殿、四郎ニ伊作殿、女子方とミヘタリ〕

〔古系圖〕

伊佐平次貞時

從武藏國薩州ニ下向シ、阿多郡ヲ領ス、

貞基

季基

良道

平次郎大夫

薩廣國伊佐郡本地頭

道房

道平

平次郎

平次郎

川邊元祖

川邊本地頭

〔地理志〕カ

上古平姓平次郎良道領之、良道女肥後國菊池四郎經遠妻
(ママ)
ノ之領之、其後菊池次郎遠秀領之、後又和田八郎親純領
主と成、子孫傳領之、

〔管窺愚考〕

文治三年丁未、公年九矣、初平重澄世為郡司於薩之伊作
郡二百及日置北郷凡伯町、而其柒拾町重澄所司、而餘參拾
町也、及日置北郷凡伯町、凡拾伍町重澄所司、而餘參拾
壹之外小野、郎宣澄所領、至建久三年十月、萬揚房覺辨為之下司、後
數百年、至日新公
取此地、改曰永吉、
而阿多郡本地頭平四郎宣澄、兼之地頭、至是、所部民戸
凋弊、莊國應輪、不任兩辨、以故重澄欲獻地於殿下、
全隸御莊以蠲公務使其子孫永襲下司・郡司・惣公文等之
職、乃三月、裁證書、以請政所云云、

四年戊申、公年十矣、三月、

法皇詔幕府、徧令於諸地頭等曰、在邦從國司、在莊從領家、毋擅拒命如私邑焉、捩東鑑五月云云、十月、先是、島津

津莊寄郡伊作及日置北鄉等郡司平重澄、以其所領歸降領家、於是、基通公以告國司、受之廳宣、是月、乃使其政所命下司等立券永貫新莊、蓋亦萬壽例、而所謂掠公田亦此類乎、凡貳佰捌拾伍町、自是、通和泉郡、為島津莊薩之一圓御領、陸佰參拾伍町、而重澄猶居北鄉下司、阿多四郎宣澄居本地頭、公為之惣地頭、蓋皆如故、

建久三年壬子、公年十四矣、先是、阿多本地頭四郎宣澄叛黨平氏、至是十月、幕府罪之、乃二十二日、使時政及

盛時致公書罷宣澄職悉収其所領谷山凡貳佰町、其伯捌拾貳町拾捌町係府領、伊作郡、日置南鄉凡伍拾壹町、而參拾陸町寄貫御則伊佐知佐社領、其餘拾伍町在外小野、則係御莊一圓領、北鄉亦既見上及伊集院谷口等係沒官領以公為之地

頭、凡貳佰參拾貳町、皆島津莊寄郡也、前此、伊作郡

日置北鄉・南鄉外小野新為一圓莊、凡貳佰捌拾伍町、上詳文治四公乃併此、領其地頭、而如租入、地頭與領家各分

其地、以食之、領家則置領家職、公乃置代官、各令掌之、但平重澄或當私純居北鄉下司、萬楊房覺辨為南鄉郡司、多如

故、

英時下知狀

文治三年三月日、重澄寄進狀案云、相傳所領三箇所、在薩摩國內伊作并日置北鄉・同南鄉外小野、副進次第調度文書等、右件所領田畠等者、年來島津庄寄郡也、而百姓逃散之間、庄國兩方課役難勤仕之間、於今者寄進御庄領訖、下司・郡司・惣公文職者、以重澄子々孫々、不可有相違云云、

右、伊作宗久法師代道慶所進云、見元徳元年十月五日修理亮英時下知狀云云、

42[全]

立券

言上薩摩國寄郡內殿下新御庄四至事

在

伊作郡加外小野定、

東限谷山境 V ◎西限海 Δ

四至 南限小桃崎并上毛夜木瀬任下塩道大牟禮

北限外小野北波多邊日置峯波多々尾上黒河戸淵

彌勒寺領

自余略之、

右、依平重澄寄進證文、被成下政所御下文并國司廳宣畢、隨任庄國施行等、宜立券言上如件、

文治四年十月 日

下司平在判

書生散位藤原代在判

使藤井在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六号文書ト同一文書ナルベシ)

英時下知狀

文治四年十月日立券狀案云、薩摩國寄郡内殿下新御領四至事、右伊作郡日置北郷除彌勒寺庄、右依重澄寄進證文、被成下政所下文并國司廳宣訖、任庄國施行之旨、立券如件云、

〔島津氏家譜〕

建久三年壬子秋七月十二日、源頼朝任征夷大將軍、摺大日本史、幕府取薩廣國住人阿多四郎宣澄所食谷山郡・伊作郡・日

置南郷・北郷、宣澄者平氏之黨也、冬十月二十二日、以忠久為谷山・伊作・南郷・北郷地頭職、

43

又件領内於他領相交者、

不能知行者、

追仰

件所領内壺所者、可充給僧覺弁者、

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・日置(○ナシ)郡

南郷・同北郷・新御領名田等事、彼宣澄者、平家謀反之

時、張本其一也、仍令停止件職畢、早可令知行地頭職者、

依仰執達如件、

建久三年十月廿二日

平(盛時)時政(在判)

二階堂(行政)民部丞在判

▽◎宗兵衛尉殿△

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五八号文書ト同一文書ナルベシ)

〔伊地知季安考〕

按スルニ、阿多四郎ハ本地頭ナリ、谷山二百町・伊作二百町・南郷ノ内ニテ外小野十五町・北郷七十町、新御領

八文治四年十月ヨリ立券ニテ、一圓領ノ新庄ニ立、合七
テ二百八十五町ナリ、北郷ノ郡司下司ハ平重澄ナリ、地
頭ハ宣澄ナリ、此時止ラレ、忠久地頭トナル、合四百八
十五町没官領トナリ、忠久ノ領知トナレリ、

44 江田氏藏本云

内裏大番事、^{⑩任}被仰下之旨可令參勤人^(☆脱カ)

河邊平次郎^{道房} 別府五郎^{忠明} 鹿兒嶋郡司

穎娃平太^{三郎忠永} 伊作平四郎^{平次郎良道} 薩摩太郎

知覧郡司 益山太郎^{兼純} 高城郡司

在國司 牟木太郎 江田四郎

莫祢郡司 山門郡司 給黎郡司

指宿五郎 外数人略、

右、各守注文之旨、^{⑩金}明春三月中企參上、^{⑩河}令見知役所給
也、且於鎌倉^{⑩殿}被仰旨如此、早可被存其旨之状如件、

建久八年十二月廿四日 左衛門尉判^{元祖忠久}

薩摩國地頭御家人

御中

(本文書ハ「旧記雜録前編」一七五号文書ノ抄ナルベシ)

45 島津家藏書

讓渡

薩摩國地頭守護職事

左衛門尉惟宗忠義^{二世忠時初名}

伊作庄 かわのへの郡 指宿郡

この三ヶ所外ハ、可被致沙汰也、

右、限永代、可致其沙汰之状如件、

嘉祿三年六月十八日 豊後守判^{忠久}
「此日忠久卒ス、遺書ナリ」

(本文書ハ「旧記雜録前編」三四七号文書ト同一文書ナルベシ)

「古城主由来記」

一伊作城 和田八郎親純

忠久公御代伊作の城を守也、本藤原姓也、大職冠鎌足公
の流純友の弟伊豫大掾遠純の苗裔也、上古伊作の庄は平
姓平四郎良道本地頭たりしに、良道の嫡女肥後國菊地四
郎經遠か妻也、此女子故ありて伊作の庄を知行せり、其
後菊地次郎遠秀に伊作を譲り渡けるに、其比和田八郎親
純彼後家ニ契り夫婦と成る、依之亦伊作の庄を親純に讓

り渡すと旧記に見えたり、夫より和田家伊作本地頭と成て、子孫代々伊作を知行せり、建久八年内裏大番の御觸状ニ伊作三郎或平四郎トモと見へしハ、和田親純か孫子伊作実純を云欵、永仁の比、守護久經公の御二男彦三郎久長伊作の庄本地頭と成らせ給ひ、如何様古伊作家の亡跡を相續し給ふものか、御家伊作の元祖也、

〔諸家大概記〕

一是枝氏ハ伊作の内是枝名を領知、舊記等ニ見得申候、永祿の比、是枝周防坊山伏ニ罷成候哉云々、

〔伊作家略系圖〕

島津氏三世久經二男

元

久長

号伊作、初忠長 藥壽丸 彦三郎 左衛門尉

下野守 大隅守 法名道意

受父之讓、領于薩州伊作庄居住之、故号伊作、且

又承久兵乱之時祖父忠時所帯宝刀云云得讓、○自

弘安七年至嘉元三年、勤仕於筑前宮崎之警固番役、

○建武之乱、属將軍方攻撃薩州凶徒、

三
宗久

初清久 德壽丸 左京進 大隅守 入道称道惠、元弘三年五月廿五日、探題英時誅伐之時、属于守護貞久之手軍忠拔群也云云、○建武元年、被補筑後國小家庄地頭職、○自元弘至文和中有軍功、尊氏・直義・義詮之感書許多、

三
親忠

初忠親 愛壽丸 宗四郎 左衛門少尉 下野守 自建武至應安、属將軍方軍勞、法名道壹、号天福寺殿、

久氏

龜壽丸 彦二郎 三郎左衛門尉

將軍尊氏卿近習幸臣也、○貞和三年、天王寺戰死、

四
久義

犬若丸 大隅守

應永二十九年正月廿九日、為弟遠江守十忠被殺、

久親

若次郎丸 下野守 号若松氏、

親久

近江守 号西氏、

十忠

初十久 六郎 遠江守 殺兄久義、

久周

石見守 号石見、

五
勝久

四郎左衛門尉 大隅守 法名道恕

播磨守守久居住于山門院、而太守之為寇者久矣、

於茲、使又三郎貴久公稱忠國為大將攻守久、于時勝

久亦為從軍、在山門陣中之日、伯父遠江守十忠与

群臣俱為一揆、攻勝久之居城、且十忠企謀計、勝

久之筭非、請于久豊公、久豊公亦有遺恨之未散、

是以令許答、有勝久追放之命、不得已而捨置妻子、

向他邦令出奔畢、應永廿九年也、

女子二人伊作遠江守十忠室鳥津上総介久世室

六
教久

初範久 安鶴丸 四郎左衛門尉

十忠叛逆之時、教久幼稚也、伊作信濃守以下一族

奉教久守内城、而能拒之、故教久免禍也、嘉吉二

年戊卒、

女子

太守忠國妾、友久母堂也、

七
犬安丸

長祿二年早世、年十六、

女子

式部太輔久逸室

八
久逸

初久俊 字龜房丸 又五郎 式部太輔 河内守

永享十二年生、母新納近江守忠臣女、犬安丸早世

而伊作家將絶、時家臣等告使龜房主為繼嗣太守忠

國公、不許、於茲、戲遊之際家臣等潛懷取焉去伊

作、令犬安妹妻之連續當家、實忠國三男也、○元

祖久長以降領伊作庄、居住茲者尚矣、當于太守立

久公之時、賜日州櫛間院、以移居彼地也、新納近

江守忠續主飢肥城、雖為一門、忽然有不快之事云

々、与伊東祐國俱圍飢肥城、文明十七年六月廿日、

飢肥陣敗、守護方之軍勢攻櫛間、七月二日、降于

太守下城、去櫛間移于伊作云々、○明應九年庚申、

島津忠興圍同姓忠福之加世田城、攻之甚急也、忠

福之兄下野守昌久者久逸之孫婿也、故合力于忠福、

十一月十一日、戰不利遂戰死、年六十一、法名德

瑤、号善勝寺殿、

九
善久

初忠貞 菊三郎 又四郎

應仁二年戊子、生於伊作、○明應三年四月十八日、

為奴僕所殺、年二十七、法名越山、号多宝寺殿、

女子二人 吉田次郎四郎倍清室
島津下野守昌久室

「忠良

菊三郎 三郎左衛門尉

島津三郎左衛門尉後相模守忠幸嗣子、

「文明六年旧記ニ、櫛間仁式部太輔久逸・同又四郎御曹子トア

リ」

〔國史〕

正中元年八月四日、幕府命相模守・修理權大夫、使島津

左京進宗久領薩摩伊作莊・日置莊、如久長讓狀云云、建

武元年九月二十九日、雜訴決断所下文、使島津道惠領薩

摩伊作莊南方・日置北郷南方等地頭如故、

元
島津家九世忠國庶長子

友久

又太郎 右馬頭 相模守 母伊作勝久女

永享四年、生于伊作、領田布施・阿多・高橋、而

居住于田布施、

明應二年丑三月十日卒、年六十二、法号天勇、号

常珠寺殿、

二
運久

初忠幸 三郎左衛門尉 相模守 号一瓢齋、

應仁二年戊子生、○永正九年三月二十四日、攻阿

多城取之、六月、移阿多城、○天文八年七月一日

卒、年七十一、法名大年、

三
忠良

菊三郎 三郎左衛門尉 相模守 称日新齋、号

愚谷、

明應元年壬子九月廿三日、生于伊作城、母新納駿

河守是久女、

為忠幸猶子、實伊作又四郎善久子也、忠良三歲而

喪父、為母見撫育而經歲、于時忠幸請娶母堂者尚

矣、雖然母堂守貞節、敢不承諾、然忠幸強請不止、

深思厚誓曰、吾未有嗣子、應予之求以賢息菊三郎

丸為猶子、當為自他兩家之棟梁、素愛子之情深厚

也、故不顧自身是非、偏恃愛子富貴、改金石之心

再嫁、忠幸不変兼約、讓領地于忠良、由是伊作・

田布施・阿多・高橋共四ヶ所為忠良之領地也、○

他傳略、永祿十一年十二月十三日卒、年七十七、

貴久

虎壽丸 又三郎 三郎左衛門尉 修理太夫

陸奥守 称伯固、

〔田布施・阿多・高橋

右郷之参照スヘシ〕

〔高津忠廉譜中〕

文明十六年甲辰十月、福島城主島津久逸起兵、伐新納忠

〔頭注〕久逸ノ傳參照スヘシ〕
續於飲肥、忠昌公使兵救忠續、忠廉率兵師于飲肥、時涉

谷・北原・菱刈等不應之、十一月脱力北原立兼・菱刈道秀来于帖佐、

勸與叛公、忠廉不聽、然世疑之、雜說溝巷、忠廉與薩州・

樺山・北郷謀三州治、十七年五月一日、忠廉以相良・菱

刈・東郷・菱刈〔本マ〕・吉田以下國人謁于鹿府各謝罪、

而六日見公、十日各帰城、六月、伊東・北原亦將衆至飲

肥、助久逸軍、公聞其急、親將救之、忠廉從軍、二十一

日、戰大克之、忠廉麾下斬首者餅原駿河尤有功、七月二日、久逸降謁公、三日、遂去福島移于伊作、命也、既而忠續亦移志布志、○十八年丙午十月十九日、公賜忠廉飲肥・福島、十二月上旬、自帖佐移於飲肥本城、備伊東境云云、

久豊三男

季久

豊後守

忠廉

修理亮

忠朝

此系圖在帖佐部、

〔島津久豊譜中〕

不計伊作某與阿多某忽為矛盾之隔、漸迨合戰、伊作某請援兵於存忠、存忠許諾以發救兵、且曰、市来某亦可合力於伊作、一鄉鬪乱漸迨國中非可疑、勿敢徬徨、與阿多者穎娃・指宿・知覽・川邊・別府・鮫島也、各救来而構一陣於田布施・貝柄崎、于時伊作某進師旅於夫陣下、已及

合戰、忽伊作之軍敗、銳勇之士數輩遂戰死也、

〔國史久豊傳〕

應永廿五年戊戌、中略、阿多氏与伊作氏構兵、伊作氏求援於公、公遣兵救伊作氏、復使市来氏助之、而別府氏・鮫島氏・穎娃・指宿・知覽・川邊等兵援阿多氏、二月九日、南方兵至、一手軍▽^④田布施、一手軍貝柄崎、伊作氏攻△貝柄崎壘為所敗、死者甚衆、而南方兵聞公攻揖宿、即皆引皈、阿多某、山田聖榮自記作阿多飛彈方云云、町田氏清久第三子飛彈守久清為阿多氏、疑是久清、伊作氏与南方兵戰於貝柄崎云々、池水系圖主稅助純仁傳曰、應永二十五年戊戌二月九日、阿多与伊作戰於貝柄崎、純仁獲伊作兵三人、今抱之云々、

〔水引權執印藏書中〕

德治三年八月日、權執印妙慶謹言上云云、伊作庄内花熟里地頭代津野弥次郎左衛門尉云云、

46 〔入来郷永利氏藏書〕

〔本文書八四二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔國史貞久傳〕

觀應二年秋七月四日、足利直冬與島津道惠書、使領伊作・日置莊領家職且食是年租入、置二莊地頭職、未嘗應直冬也、而直冬以道惠為領家職、使食是年租入者、蓋招誘之耳、

〔南朝正平六年、貞和二年ヨリ七年ノ後ナリ〕

47 嶋津氏藏書

〔本文書ハ四五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

48 水引權執印文書

權執印妙慶謹言上

為伊作庄内花熟里地頭代津野弥次郎左衛門尉令狼藉妙

慶下人犬王童無謂事

件犬王童者、花熟里百姓又太郎男「不明」地頭米并領家米、

下司名主公事新以下云々、下文略、

德治三年八月 日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一一二二号文書ノ抄ナルベシ〕

49 樺山氏藏書

注進

薩摩國動乱之間、院家御領伊作庄河北仁、御敵等構城郷

於所々、田尻・坂本・今田已上三箇所仁、構城郷楯籠之

間、庄内荒所仁罷成候之處、嶋津左京進入道道惠帶梨原

法眼下状、去年四月七日、中山城仁打入、被差置代官、

直人名主相共仁、被三ヶ所之城ハ被攻落候之處、日置北

郷河北者、大隅助三郎入道々忍令押領候之間、今年五月

中仁、自守護方名主各如元しすゑられ候處、同八月中心、

助三郎入道々忍又成御敵、追落日置下司宗太郎忠弘之城、

同北郷河北河南一曲仁被押取候了、就其伊作庄河北仁、

御敵等近日可寄来之由、及治定候之間、為令庄内、道惠

代官、名主直人相共、中山城楯籠候、如此奉為領家道惠

被致忠節候事、無子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶

謹言、

〔南朝興國七年〕貞和二年九月 日

〔元亨二年ヨリハ廿五年ノ後ナリ〕

藤原種秀

藤原雅弘

沙弥道順

沙弥西念

沙弥良心

進上御奉行所

〔本文書ハ「旧記雑録前編一」二二二〇・二二三二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

50 〔島津家譜中〕

島津大隅左京進宗久申薩摩國伊作莊・日置庄地頭職安堵御下文事、申状副具如此、云當知行實否、云支申仁有無、載起請之詞、可被注申候也、仍執達如件、

元亨二年十一月廿五日 修理亮判〔英時〕

下野三郎左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雑録前編一」一三二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔水引權執印文書〕

永仁六年十月新田宮權執印妙慶代僧榮仙言上ニ、伊作庄地頭彦三郎左衛門尉忠長云々、

51 〔伊作家譜中〕

島津之御莊薩摩方伊作之庄北方并西之城、為料所所宛行也、早任先例、不可有領知相違状如件、

永享二年十月十一日

好久判
〔薩州家元祖用久ノコト也〕

伊作安鶴殿

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」一一二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

52 〔伊作大隅守久義譜中〕

讓わたすちやくしいぬわか丸に、さつまの國伊作庄みなミかた、右、件の所領は、道壹重代相傳の所領たるあひた、ちやくしいぬわか丸に云々、下文略、

應安參年二月廿三日 道壹判〔親忠〕

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇一号文書ノ抄ナルベシ〕

〔全〕

建徳貳年五月廿七日、道壹判、讓与犬若母所仁、伊作庄南方内伊与倉水田ならひに藺云々、

53 〔伊作天德寺文書〕

薩州伊作之庄湯之浦名之内

水田五町

右志、所寺永代不可遺却者也、

天文式拾貳年癸丑二月三日

嶋津前相模入道
日新判

天德寺住持

上野間口門
下野間口屋敷

梅春衣鉢禪師

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

54]樺山氏藏書

(本文書ハ四九号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔朱書入〕

川北田尻・坂本・今田等実地ニ就テ問ヘシ

〔纂考〕

伊作城

中原村に在り、亀丸城とも号す、伊作家島津忠宗の次子島津大隅久長始て伊作・日置を領し、伊作を氏とす、此子孫を伊作家と号す代々の居城にして、本丸及

山之城・東城・西城等の跡存す、山城の絶頂に天満宮を

奉祀す、地形高さ六十尋、周廻二十五町余なり、當城に

て伊作善久及び島津忠良・同義久・同義弘誕生なり、島

津貴久元服ありしも當城なりしといふ、

書入ナリ
建武四年中原城云々ノ文書末ニアリ、照考アリタシ

〔地理志〕

永仁之比目下野守忠長御在城、以来代々伊作家御在住、

及相模守忠良主御代、大永七年四月、太守忠兼公雖為御

隱遁之地、島津八郎左衛門尉實久依謀計、忠兼公再被任

守護職、鹿兒府還住有、而後實久自格護之、同年七月廿

三日夜、日新公被責取返之候、其後日新公御在城云云、

○日新公御在城ノ節ハ、毎歳七月田布施・高橋・阿多ヨ

リ於御城踊有之云々、○當城ハ忠長ヨリ日新公迄九代御

在城也、○本丸、号石亀丸城、廣西東四十間、南北三十

二間、高四方十五尋、○山之城、廣西東廿二間、南北五

十間、堀深四尋、但外廻惣山也、○東之城、全拾間、全

廿五間、高四方七尋之堀有、○東之城、全四十間、全十

八間、高東ノ方三十尋、西南北二十尋、○東ノ城、全四

十二間、全廿間、高東北五十尋、西南四十尋、○東ノ城、

全四十間、全廿五間、高東ノ方五十尋、西北南十五尋、

○東ノ城、全六間、全廿間、高北ノ方廿尋、西北東八十

五尋、○御飯屋城、全六十八間、東西三十尋、高北ノ方

三十尋、東西北ノ方十五尋、○西ノ城、全六十間、北南

十七間、高南六十尋、東西北ハ堀内道有、○西ノ城、全

六十間、北南十一間、高北ノ方十五尋、南北西ハ十五尋、

○西ノ城、全三十六間、北南十五尋、高北ノ方十五尋、

西南東十六尋、以上城ノ惣廻二十五町廿間、城惣高六十尋、右本城也、

〔書入ナリ〕

島津氏譜中ニ、大永七年七月廿三夜、日新齋陷伊作城畢、是

又所以雪會稽之恥也」

〔五世孫左近將監重貞

大永七年七月二十三日、死於伊作城、

〔島津忠良入道日新譜中〕

大永七年丁亥三月中旬、忠兼遣福昌寺大鷹和尚語忠良曰

云云略ス、忠良曰、菟裘之地不可不擇、市來・伊集院・

加治木・帖佐四地何如、請任君意、忠兼曰、此四地皆非

我之所以好也、忠良曰、高橋・田布施・阿多三所養祖父相

之地・伊作實祖父河内守者、我嗣相模守忠幸之統、領件四地、

合善久・忠幸兩主之地、忠良繼其統者也、故雖為先祖累代之地、可獻伊作、於茲

忠兼欣々然有喜色云云、四月十五日云云、明日、忠兼到

于伊作、廿九日、忠兼為髡、忠良剃髮、称日新齋云云、

〔島津勝久譜中〕

同年七月廿三日夜、島津相模入道日新齋陷伊作城畢、是

又所以雪會稽之恥也、

伊作城 国初和田八郎親純藤原姓純友弟伊与守之、上古伊作
莊ヲ平姓川辺平四郎良道為本地頭、良道嫡女肥后国菊地四郎經遠ノ妻
有故知行伊作莊、其後菊地次郎遠秀ニ讓渡、其比和田親
純彼契後家為夫婦、依之讓親純、見旧記、自夫和田家為
本地頭、子孫代々知行ス云云、

〔國史貴久傳〕

大永七年七月云云、大翁公使伊地知將監重貞守伊作城、

島津實久求伊作於大翁公、梅岳君聞之、二十三日夜、將

兵攻伊作城陷之、殺伊地知重貞、

〔系圖〕



〔季〕

〔次子〕

伊地知季隨

秀弘

左馬助

〔島津貴久譜中〕

大永七年六月廿一日、依實久之偽謀、忠兼再入鹿兒島為

守護、無歸伊作之意矣、

〔肝付兼重傳〕

建武(季)四年五月、泰秀奪守護領、上聞京師、分封功士、乃二十

八日、使左近將監高家命揖宿忠篤入道成榮權領揖宿郡秋
益名、六月四日、又使高家命河上家久入道導乘權領河上
名地頭職、皆賞軍忠也、當此時、益山四郎入道等率其家

族、築中原城(在伊作庄據)以應我軍、十一日、大隅式部龜三郎

友久・隱岐七郎行貞(疑二階堂氏)等師兵攻之、多死傷、城陷、七

月二十一日、鮫島蓮道・伊集院忠国・谷山隆信・市來時

家・矢上高隆(澄)・知覽院忠世・光富友経等、往伐高橋(在阿多郡)、

島津久長入道々意乃使其子宗久率莫禰次郎成時・葛部孫

四郎久善・西郷九郎秀範・三原滿兵衛重吉・山崎右衛門

次郎祐範等、及式部龜三郎友久・隱岐七郎行貞等俱迎戰

於松原口、友久家僅左衛門次郎・宗久家僅莫禰成時・葛

部久喜等(善)多死傷之、二十八日、(或作二)公子頼久(川上)始祖率大隅

五郎兵衛尉助久(町田氏)・上野四郎太郎・比志島孫三郎範経

(或作忠経)・延時彦五郎忠能等、入市來院伐市來時家云云、

〔川上氏元祖頼久傳〕

六月、益山四郎入道・古木彦五郎入道等、既完聚據中原

城、(在伊作庄)以拒我軍、十一日、大隅前司久長入道道意・大

隅式部龜三郎友久・隱岐七郎行貞(疑二階堂氏)等、師兵攻之、

斬彦五郎入道・益山十郎・彦六等、遂拔其城、道意部下

上原中務丞尚経・鎌田孫次郎長正・右馬七郎入道道本・

山田彦太郎忠行等、力戰蒙創、二十七日云々、

〔纂考〕

田中城 建久年中和田親純居城なり、親純ハ藤原純友か

弟伊豫守遠純か後裔なり、建久八年内裏大番の觸狀に伊

作平四郎と見えたるハ、親純か後胤伊作實澄なりといへ

り、按に、平氏村岡五郎良文四世の孫伊作平次貞時九州

の總追捕使として薩隅日及び肥前國を領し、肥前羽島に

住す、四世平四郎良道來りて當邑を領す、良道の嫡女ハ

肥後國菊池四郎經遠か妻なり、故ありて當邑此女の所領

となり、其後菊池三郎遠秀に與へけるに、經道没して此

女和田八郎親純か妻となる、是に於て又親純に讓れりと

旧記に見えたり、永仁の頃に至り、伊作久長日置・伊作

を併領し、伊作に在城す、久長ハ伊作城の条に詳なり、

〔旧記〕

文明六年云々、田布施〔嶋津〕仁相模守相州友久・御子息〔嶋津〕三郎左

衛門尉〔忠幸〕、

〔伊地知季安考〕按ニ、相州友久君ハ九代大岳公ノ庶長子ニシテ、十代

節山公ノ庶兄ナリ、圓室公ニ於テハ伯父ノ御屬也、初

メ大岳公新納忠臣ノ女ヲ立テ御夫人トシ、鹿兒島ニマ

シマセリ、又伊作勝久ノ女ヲ納レテ次妃トシ、伊作ニ

置キマセリ、永享四年両夫人孕マシ、十一月四日、伊

作ニ友久君、翌五日、鹿兒島ニ節山君生マセリ、御子

息三郎左衛門尉トハ忠幸君ノ御幼字ニテ、後ハ相模守

運久入道一瓢齋ト申奉リ、乃日新君ノ御養父ナリ、斯

テ友久君ハ庶長子ニテ國ヲ享玉ハス、阿多・田布施・

高橋ノ三邑ニ封セラレ、然ハアレド此頃迄ハ田布施ノ

ミ知ロシ居マスカ、阿多・高橋ハ別ニ領主出タリ、高

橋ハ島津藏人幸久、阿多ハ桑波田右馬介ナト此頃領シ

居レルナラン、又文明十五年ノ笠掛日記ニモ、桑波田

右馬介方ハ阿多領主ト見ヘタリ、文明中何レノ年月ヨ

リ友久君高橋ヲ併セラレシカ、

〔旧記〕

文明六年、末弘尾張守・牧瀬宗實皆居于伊作、

〔地理志〕

内城 此城通路ヨリ不見得、西東ノ丸ヨリ奥也、

應永廿九年、伊作大隅守久義舍弟遠江守十忠、依逆心舍

兄久義被殺害矣、于時嫡男四郎左エ門尉勝久山門院在陣、

依為留主、其子安鶴丸範久雖為幼稚、伊作信濃守以下一

族家臣守護之、堅固ニ當城ヲ守、生長ノ後令襲六代之家

統、父勝久者自山田院直〔門〕ニ出奔肥前國なり、従是為公領、

〔地理志〕

東城〔興倉村境〕 大永七年七月廿三日夜、日新公・貴久公發田布

施被攻落之、時ニ勝久公ノ臣伊地知將監守之、城兵等被

屠殺候、伊作入來村之土民伊地知氏ヲすくひ、如鹿府落

と云云、

「永享四年伊作家文書前ニアリ、照考スヘシ」
西城 三代下野守親忠之三男近江守親久守當城、故号西

子孫加世田士西彦四郎 ○大永七年、同時ニ被攻之、翌朝卯刻落去候、

市来院之士卒所守也、日新公御娘於西様御一期ノ間被成

當城ニ御座候、但多宝寺向東ノ方、○於西様肝付兼盛ニ

嫁ス、三郎五郎兼寛誕生ノ後御離別、當城ニ被成御座御

逝去、

中原城 建武四年六月一日、大隅入道々意攻落之云云、

城主可考、

〔肝付兼重傳〕

建武四年、泰季奪守護領、上聞京師、分封功土、乃二十

八日、使左近將監高家命掛宿忠篤入道成榮權領掛宿郡秋

益名、六月四日、又使高家命河上家久入道導乘領河上名

郷市来地頭職、皆賞軍忠也、當此時、益山四郎入道等率其

家族、築中原城在伊作庄據以應我軍、十一日、大隅式部龜三

郎友久・隱岐七郎行貞疑二階堂氏等帥兵攻之、多死傷、城陷云

云、

55 山田氏文書

島津大隅式部龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等、益山四郎入道并彦五郎入道子息親類一族

以下、率多勢、同國伊作庄内構中原城廓、依立籠、以今

年六月十一日、彼城攻合戰之時、依致軍忠、若黨左衛門

次郎友久被疵被疵左肩訖、同國阿多郡高橋松原口合戰之時、依致

軍忠、友久右股被疵被疵畢、彼兩度合戰次第、隱岐七郎行貞眞存知

畢、以下早為預御一見狀、且目安如件、

建武四年十一月三日

承了判 頼久ノ判也

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九八三号文書ノ抄ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

貞和元年乙酉是年十月改元春正月二十二日、教書使公討薩广凶

徒、薩广凶徒伊集院助三郎入道々忍忠國法名等、侵奪南都一

乘院領伊作莊河北之地、遂築三城而扼之、曰田尻、曰坂

本、曰今田、由是百姓失業、田野荒蕪、夏四月七日、島

津道惠應梨原法眼下狀、與院家代官直人名主俱攻三城、

皆下之、伊作家譜、郡村高辻帳、阿多郡伊作郷有田尻、村・今田村、今伊作郷中原村有地名、坂本△

「書入ナリ」
建武四年ヨリ貞和元年ニ至リ九年」

〔地理志〕

後平 伊作城ヨリ巳午ノ
方統金峯山後ナリ、
公後久貴被襲實久會（兵カ）、自鹿府凌諸所ノ難柳ヶ谷谷山ニ御出、
場貫伊作ノ御通、日添之尾、芭蕉谷伊作谷、牛ノ川越ノ内
御通被成、此處へ御出有テ、伊作城へ御參伺也、但後平
ヨリ湯之本へ被為出候テ、直ニ伊作城ニ登、忠兼公ニ謁
玉フ、三日御滞留、被設宴候、同十八日、田布施ニ御帰
城也、然トモ日新公之賢慮ニ不合、故ニ再赴鹿府、其後
又如元御帰城也、

湯之裏越 此所、忠兼公勝久改島津實久に御同意、忠良主
ト被及鋒楯、伊集院・日置兩城被責落候、忠良公此變ヲ
聞、鹿兒島ヨリ早速被駆付、田布施之城へ趣玉フ時分、
此所ヲ通り給フ、

古城與倉村ノ内川原
屋敷ノ上ニ有リ、高崎家住城也、○大永七年七月廿三
日、當城を賣ル為ニ日新公卒軍而來玉リ、此處時（マ）、士卒

奉迎、時公御馬を立玉フト云々、

垢溜中原村 此所ハ、大永七年七月廿三日夜、攻東城、時
城兵力尽退散四方、此時追詰岡之原・遠堀・垂之元邊、
而悉ク屠殺之所也、故世俗唱垢溜、

〔旧記〕

文明七年乙未六月廿七日、指宿三郎四郎朝忠、薩州國久
ト伊作ノ丹土尾ニ戦ヒ死之、

文明六年云々、伊作仁末弘、尾張守欵、牧瀬宗實、

〔地頭系圖〕

阿多郡

伊作

三原重香 永正ノ比地頭カ、棟札ニ當職トアリ、外棟札地頭ノコトヲ
當職ト記ス、左アレハ地頭ナラン、可考

上木筑後守貞俊 天文五年比、

新納尾張守忠光 大中公御代棟札ニアリ、年間不詳、

高崎播磨守能名 天文十二年比、

本田下野守親高 仕日新公、

高崎播磨守能宗入道有閑 勝久公御家老、後貴久公へ被召付、伊作地頭也、天正初比迄、天正五年棟札

ニアリ、同十四年棟札能宗トアリ、○永祿六年河上寺觀音棟札ニ當職高崎播磨守能宗・同兵部少輔能賢トアリ、

高崎兵部少輔能賢 能宗の子、能堅トモ、

高崎大炊能廣 能賢の子、天正八年比、

比志島紀伊守國貞 天正十九年河上寺觀音堂棟札ニ當職トアレハ、地頭ナラン

三原次郎左衛門重行 備中重實の子也、

高崎伊豆守能乘 能廣の子、御用人勲、

町田勝兵衛尉久幸 此年棟札ニ見ユ、慶長六年ヨリ伊集院地頭、中年ヨリ高山地頭とあれハ、其間歳ならん

市來掃部助宗繁 後備前守 元和六年ヨリ寛永六年迄、

樺山美濃守久高入道玄屑 寛永六年ヨリ、同十一年三月四日死此地 地

樺山助七郎 同人ナルベシ、久高ノ孫助太郎久辰ノコトカ、然アレハ寛永中ナルヘシ、久辰モ十七歳早世トミユ、可考、寛永十二年乙亥三月十七日船木大明神棟札ニ樺山助七郎久次トアリ、久高ニ非サルコト明ケシ、可考、

町田出羽守忠共 後忠高 寛永十六年ヨリ、延寶二死、實琴月公六男也、久幸為養子、

島津中務

川上因幡守久國

川上將監久時 慶安・承應ノ間、

仁禮覺左衛門景治 初太郎兵衛 寛文五年二月二日ヨリ定、伊作地頭之時ハ藏人と云シトミユ、吟味役也、

頼娃左京久甫 貞享元年九月ヨリ、或寛文八年十二月ヨリトモ、又寶永六年比トモ、

鎌田出雲 寶永元八月比、

島津頼母久記 寶永七寅三月十八日ヨリ、

〔名勝志〕

大汝八幡宮 中原村宮内に鎮座、地頭假屋中原村をさるこ

と凡戌亥方八町餘、祭神三座、應神天皇・神功皇后・玉依姫、正祭十月廿五日、勸請年月詳かならず、社記云、相州鎌倉鶴ヶ岡八幡を勸請し給

ふ、鶴ヶ岡より京の八幡に着給ふ、船にして薩州新田に着、また船にし

て伊佐庄赤岩の湊に着、地名を問ひ給ひしに、鳥帆柱に來りてこ常陸か

らすくと鳴けるゆへ、地名を小鳥とそ名付、今其旧址に小鳥大明神を安す、夫よりして花熟里村に着、後宮内に着給ふといふ説あり、再考す

し、伊作家及び代々の邦君崇敬し給ひ屢再興ありて、文安元年甲子十一月廿七日以来の棟札あり、大汝は大和國三

輪の里より勸請すと遷宮の旧記に見えたりと邦君慈眼公

の書中にあり、三輪明神ハ即大己貴命といへり、按する

に、三輪神勸請ありしに、其後鶴ヶ岡八幡を守り下りて

會祭し、大汝八幡と称するならん、後考を待へし、梅岳

公の加世田城を拔や、豫め當社にハ式騎の鎬流馬を張行

せらる、伊作總鎮守なり、社司山内靱負、眞言寺海藏院

是を護る、

諏方神社 海蔵院二王門内正面に鎮座、正祭七月二十八日 梅岳公

勸請し給ひしよし海蔵院由来記に見へたり、公加世田城を攻め給ふの誓願にて、正祭にハ鎭流馬を興せられしといへり、今廢してなし、

〔地理纂考〕

大汝八幡神社中原村

奉祀 應神天皇 神功皇后 玉依姬命 大己貴命

當村宮内にあり、創建の年月詳ならず、社傳曰、相模國鶴岡八幡を迎祭すといふ、一説大和國三輪神靈を迎祭すともいふ、三輪ハ即大己貴神なり、萬葉集に大己貴を大汝に作る、按するに、

三輪神に鶴ヶ岡八幡を會祀して大汝八幡と稱するなるへし、伊作家ハ更なり、代々の國守崇敬ありて屢再興す、

文安元年甲子十一月廿七日以來の棟札余多あり、正祭十月廿五日、此日濱下りと号して當社より午方二町余の所へ行殿カトリを設て神輿を護り下る、行列騎馬或ハ步行にて、甲冑を着、武器を携へ供奉し、神官神樂を奏す、還幸ありて二騎の鎭流馬ヤブカを張行す、天文七年戊戌十二月廿九日、島津忠良加世田城を抜くや、當社に二騎の鎭流馬を行ひ

勝利を禱られし旧式なりとぞ、關邑の鎮守なり、

屬社 本社の左掖にあり、

○四所神社 奉祀新田宮支社四所宮に同し、

○武内神社 奉祀新田宮支社武内社に同し、

○芦王神社 奉祀詳ならず、往年山田孫五郎宗久其先島津忠時庶長

子に八幡神社の事に就き鎌倉執權の命ありて京師に上り

し時、祇園神社の末社惡王子を奉し飯り、此所に建立すといふ、

○新八幡神社 島津忠良神靈を奉祀すといふ、

○若宮 奉祀詳ならず、此二社本社の右掖に在り、

諏方神社湯之浦村 同村小牧山の半腹にあり、祭神鹿兒島諏方

社に同し、祭日七月廿八日なり、島津忠良建立す、

稻荷神社湯之浦村 諏方神社の北掖に在り、島津忠良建立にて、

始伊作城の西城に鎮坐ありしを、忠良の嫡男貴久此所に遷せり、屢白狐頭れ奇瑞ありしといふ、

〔纂考〕

中原池ナカハラノイケ 同村にあり、周廻凡一里、湛水鮮瑩にして、

紅蓮を生し、（珠カ） 蜘蛛バクカヒを産す、

正圓池中原村 同村に在り、中原池に較くらふれハ少（細小）し、此池亦

蜘蛛を産す、

伊作山伊作山與倉村 當村と谷山郷との間山嶺一里半許の間をいふ、

鹿兒島より谷山郷を経て當郷への通路なり、世に伊作山と号して、双方の登路甚險難なり、

吹上今田村 當村の海濱なり、土人今田の吹上といふ、白沙

積りて雪中を踏か如く、其清麗田布施郷高橋の吹上に異ならず、西ハ海上數十里の沖に甌島の両島ウサの如く、東

に金峰山、南に野間嶽、北に冠岳、なほ戌亥に廻り上宮、矢筈の兩峰を望ミ、絶景具（ソナ）に述へからす、

與倉泉與倉村 同村の路傍崖下に清泉湧出す、世俗或ハ與倉

井川と云、（堅一丈三尺五寸、横七尺、深二尺余） 往來の行客を濟スひ、千頃の農田に灑ソく、この井泉の中に昔より毎年自然に香稻を生し

て、或ハ享保年中（中）よ、五六月實を結ふ、土俗其稻穂の大小を以り生ずといふ、五六月實を結ふ、土俗其稻穂の大小を以て其秋の豊凶を察するに、果して兆の如しと云へり、

「勝景百圖考」

與倉泉 薩摩國阿多郡與倉村の路傍に清泉涌出し、泓澄冷冽にして味ひ甘美なり、百里の行客を濟ひ、千頃の農田に灑く、この井泉の中いにしへより自然に一根の香稻を生す、土俗纔にその稻穂の大小を試ミ、普くその秋熟の善悪を察すれハ、果して兆の如しといへり、

「纂考」

温泉湯之浦村 加世田街道より東三町許、山下に在り、浴池四を設く、灰汁氣あり、疝癩を能く治す、浴客常に多し、

西行坂花熟里村 日置郡永吉通路の小坂なり、土俗傳へ云、西

行法師諸國を遍歴して當國に來り、此處に休ミゐたるに、あやしけなる賤の童子オカゴ枌オカゴに鎌を取添過（細）ぎけり、西行是を見て、いつくへ趣くそと問ひしかハ、冬草フユクサの夏立枯（枯）を刈（刈）に行くなりと答ふ、西行其言葉（言）を解せず、打案してやす

らひゐたりしに、とはかりありてさきの童子麦の刈りたるを荷ひ来りぬ、さてハ夏立枯とハ麦の事なりけるをと初て諭り、かゝる片田舎に風雅の言葉こそありけれ、かくてハ猶行先かゝる事ありてはいかなる耻見むも計り難しとて、是より都へ販り上りしといへり、此時西行腰を掛つる石なりとて、坂の傍に自然石あり、土人西行石といふ、又坂の脇に西行園と云字の畑地ありとそ、此説信し難けれど、口碑の俣を記せり、

物産

器用 蠟 (蠟火) 大繩 紙
鱗介 鯛 鮪 鮎 鯉 鮒

〔名勝志〕

與倉泉 與倉村にあり、地頭飯屋の卯方式拾貳町許、谷山路往還岸下に湧出す、世に與倉の井川といふ、堅老丈三尺五寸、横七尺、深貳尺余、常に清水湧出して田地用水となる、享保中一根の稲井中に生し、今に至りて絶ることなし、毎歳五六月実を結び、農民稲穂の大小をもて其年の豊凶を占ふとい

へり、

今田吹上 今田村にあり、地頭飯屋より酉方凡拾八町許り、西海を受たる数里の吹上目下にして、清麗の濱なり、田布施高橋吹上に勝れり、

〔名勝考〕

○今田吹上 同郡伊作郷今田村に在り、海濱十七八町、西海の潮風を受る所にて、一面の沙漠なり、

〔名勝志〕

西行坂 花熟里村にあり、日置郡永吉街道の小坂なり、むかし西行法師諸國遍歴して本藩に來り、此所にて休ミける、時に農夫の童子あふこてふものに鎌を添へ携へ行けるを西行見て、小童子何をするそと問ふ、童子冬作りの夏立枯草茹にまいると答ふ、西行さとりすして暫休ミしに、童子麦の茹たるを荷ひてとをる、扱ハ夏立枯草とハむきなるものとしれり、かゝる田舎に風雅の言葉こそありつれ、是より帰るとて永吉の方に引かゑされしといひ傳ふ、其坂路の傍に西行石とて自然石あり、西行腰

を掛しといへり、又坂の脇に西行園といふ畑の字もあり、
西行来りしことありやなしやハ知らず、隅州財部の密寺
佛性院といへるに西行来りしとき、住僧柿をあたへ小
刀出しければ、帰りし時、こかたなたしかにをくといふ
沓冠の一首を残せしとなり、
こゝにきしかゝるゑにしかたひの身になさけかくるを
たのみにそゆく

佛性院ハ元禄七年池魚の災ありて、此詠歌傳ハらず、

西行記にハ金かミさきまで修行し侍りき云々、金か

御崎ハ筑前の國名所なり、

〔地理課川調帳〕

伊作郷

幹流
一田尻川

通ニ係ル村方 田尻村 小野村 華熟里村 小瀆

水源永吉村及田尻村○中川内○寺園
○大園 ○イモノ 小谷川九ツ圓フ、

右村中ヲ通、里程一里六分流通シ小瀆海エ流入、

同
一伊作川

通ニ係村方 與倉村 中原村 今田村 湯之浦村

中之里村 入来村

水源與倉村●黒葛木場 ●高牟礼 ●ホフシリ○藤木場 十二
●タラノ木場 ●三窪木場 ●駒田代 小谷川

川流合、與倉ヲ通町下ニ至ル、又水源湯之浦村川頭

○高ムレ 山川○山ノ神○温泉湯之浦村ヲ通、中之里

○エノシヨコフ 山ノ神 ○溜池 湯之浦村ヲ通、中之里
町下ニ於テ本川エ流入ス、
里程二里三分、右村順流、入来浦

ニ至テ里程二里八分ヲ經伊作海エ流入ス、

同
一入来潟川

水源田布施大野村○スハノ下流出、○大野瀆ヲ通、入来

浦ニ至里程七分伊作海エ入、

一瀬戸口川

通ニ係ル村方 和田村 大野村 高橋村 池邊村

尾下村 中津野村

水源西阿多郡伊作和田村ノ内●エノジャコ●カフ●エノ間
●舟ヒラ ●山神○和田村

小谷川七ツ圓、田布施大野村、池邊村、尾下村、高

橋村、阿多中津野村川受入、
田布施高橋村トニ流出、
加世田益山村

里程二里七分五リヲ經テ萬瀬川エ流入ス、

阿多郡 浦二入來濱^ハ花熟里濱

伊作

上古平姓平次郎良道領之、良道女菊地藤四郎經遠妻^{シレス}

領之、其後菊次郎遠秀領之、後亦和田八郎親純領主と

成、子孫傳領之、○永仁之頃、彦三郎忠長^{以伊作為家号、}

男被領之、而代々傳領之、

○和田城^{在和田村田中} 忠久公御代、和田八郎藤原親純領

之、其後親純伊作庄本地頭ニ被補候、

一伊作城 永仁之頃自下野守忠長^{太守久經}御在城、已後代

々伊作家御在住、及相模守忠良主御代、大永七年四月、

太守忠兼公雖為御隱遁之地、島津八郎左衛門尉實久依

謀計、忠兼公再被任守護職、鹿兒府還住有、而後實久

自格護之、大永七年七月廿三日夜、日新公被責取返

之候、其後 日新公御在城、 義久公 義弘公當城ニ

而御誕生ニ候、印有于今、

一石牟禮妙見前 七月廿三夜、日新公田布施より出馬

伊作へ之節、此邊ニ而被揚旗候、

一御城^(内カ)此城通より不見得、 應永廿九年、伊作大隅守久義舍

弟遠江守十忠、依逆心舎兄久義被殺害矣、于時嫡男四

郎左衛門尉勝久山門院在陳、依為留守、其子安齋丸範

久雖為幼稚、伊作信濃守以下一族家臣守護之、堅固ニ

守當城、生長之後令襲六代之家統、父勝久ハ自山門院

直ニ肥州ニ出奔也、從是公領と成、

一東城^{与倉境} 大永七年七月廿三日夜、日新公 貴久

公發田布施被攻取之、時ニいち、將監守之、城兵等被

屠殺候、伊作入來村之百姓伊地知氏を救ひ、如鹿兒府

落と云々、

一西城^(守鹿カ) 同時ニ被攻之、翌朝卯刻落去矣、市來院之士卒

所也^(期カ) 日新公御姫於西樣御一郡之間當城ニ被成御座

候、

一中原城^{多宝寺之} 建武四年六月十一日、大隅入道道意

攻落之云々、城主再可考、

一後平^{伊作之城より巳午之} 大永七年丁亥六月十五日、虎

壽丸^{後修理大} 被襲實久兵、自鹿兒府凌諸所之艱難柳ヶ谷

伊作^合 御出、場^(貫カ)伊作^合 御通、日添之尾、芭蕉^{伊作谷}

牛ノ川内御通被成、此所江御出有而、伊作城へ御參伺

也、但後平より場之本へ被召出付而、直ニ伊作城登、

忠兼公謁給ふ、三日御滞留、被設立^(宴候カ)之、同十八日、田

布施ニ御埽城也、然共不合 日新公之賢慮、故ニ再赴

鹿兒島、其後亦如元御埽城也、

一首塚在花熟里村之内千貫松、右城責之戰死之敵之首塚也、今世市

來塚と云、城三十丁有、

一伊作城 日新公御在城之御ハ、毎歳七月田布施・高橋・

阿多より於御城踊有之、支度拍子等有故と云々、是又

當城鼻祖忠長主被築之、

一本丸号石亀丸城、廣東西四十間、南北三十二間、高四方十五尋、

一山ノ城廣東西十間、南北拾五間、高七尋之堀有、

一本城廣東西十間、南北十五間、高四方七尋之堀有、

一東ノ城廣東西十間、南北拾八間、高東方三十尋、西北南廿尋、

一同廣東西四十二間、南北廿間、高東北五十尋、西南四十間、

一同同四十間、同廿五間、同同東方五十尋、西北南十五間、

一同右同六間、右同廿間、西北東ハ十五間、右同北之方二十尋、

一御假屋城右同六十八間、東南三十間、右同高守北之方卅間、東西南之方五尋、

一西之城右同六十間、北南十七間、高守南六十尋、

一同右同六十間、右同十一間、高守北之方十五尋、東西北ハ右同斷、

一西之城右同斷三十六間、右同拾五間、高守北之方十五尋、西南東拾六尋、

右城之惣廻廿五町間、堀之惣高廿六拾尋、右本城也、

右拾壹ヶ城ハ与倉村之内也、

一古城与倉村之内川原屋敷之上ニ有、高崎家住城也、太刀打ヶ原 和田村、

大永七七月廿二日、當城を責為ニ 日新公卒軍而來り

給ふ此所、時當郷之士卒奉迎、時 公御馬を立給ふと

云々、

一湯之裏越 此所、忠兼公島津實久ニ御同意、忠良公と

被及鉾楯、伊集院・日置両城被責落候、忠良公此變を

聞、鹿兒島早速被駈付、田布施城へ趣給ふ時分、此所

を通給ふ、市來勢押寄來當郷花熟里之内合戰、伊作方勝村也

利、敵兵不殘亡と云々、

日置郡地誌備考

(表紙)

『薩摩國十冊之内』

日置郡

日置 伊集院 吉利 永吉

市来 串木野 郡山

日置郡地誌備考

- 一 日置村
- 一 永吉村
- 一 宮田村
- 一 徳重村
- 一 猪鹿倉村
- 一 竹之山村
- 一 嶽村
- 一 山田村
- 一 大田村
- 一 神之川村
- 一 麥生田村
- 一 福山村
- 一 下谷口村
- 一 有屋田村
- 一 吉利村
- 一 寺脇村
- 一 郡村
- 一 清藤村
- 一 石谷村
- 一 野町
- 一 戀ノ原村

- 一 古城村
- 一 下神殿村
- 一 上谷口村
- 一 土橋村
- 一 野田村
- 一 伊作田村
- 一 大里村
- 一 長里村
- 一 下名村
- 一 串木野町
- 一 西俣村
- 一 飯牟禮村
- 一 桑畑村
- 一 直木村
- 一 中川村
- 一 湊町
- 一 神之川村
- 一 湯田村
- 一 養母村
- 一 荒川村
- 一 濱浦
- 一 厚池村
- 一 上神殿村
- 一 春山村
- 一 入佐村
- 一 苗代川村
- 一 湊村
- 一 江口浦
- 一 川上村
- 一 上名村
- 一 島平浦
- 一 郡山村
- 一 東俣村

日置郡

『永吉村・吉利村ノ二村ヲ南郷トス』

文治五年、源頼朝嶋津忠久ニ命シ、日置兼秀ヲシテ北郷

今ノ日置郡日辨濟使職ニ補セシム、
置村・山田村

『日置村・山田村ノ二村ヲ北郷トス』

『飯牟禮氏考』

日置郡

文治五年十一月、頼朝忠久ニ命シ、日置兼秀ヲシテ北郷
弁濟使職タラシム、市来ノ人北山某ノ家藏文書ニ曰ク、日置氏ノ先
ヲ兼久ト云フ、日向ノ北郷・薩摩ノ日置南郷等
ノ処ノ弁濟使職タリ、是ニ因リ子孫或ハ日置
氏タリ、或ハ北郷氏タリ、兼秀ハ兼久ノ玄孫、

建久三年七月十二日、幕府阿多四郎宣澄カ食ム所ノ谷山
郡・伊作郡・日置南郷・北郷ヲ収ム、宣澄ハ平氏ノ黨ナ
リ、

建久三年十月廿二日、忠久ヲ以テ谷山・伊作・南郷・北
郷ノ地頭職ト為ス、

建久九年二月廿二日、幕府飫肥南郷郡司名田・鹿屋院弁
濟使名田・眞幸院郡司名田・滿家院郡司名田・穆佐郡司

名田・南郷弁濟使名田・宮里郷郡司名田及ヒ掃部頭・惟
(前脱カ)
宗二人ノ旧邑ヲ以テ忠久ニ賜フ、滿家院ハ今ノ郡山郷、
南郷ハ今ノ永吉郷近隣、

弘安四年四月十六日、島津久経其ノ第二子久長ニ伊作莊・
日置莊ヲ與エ、之レヲ領セシム、是ヲ伊作家
ノ祖トス

正中元年八月、幕府島津宗久ヲシテ薩摩ノ伊作莊・日置
莊ヲ領セシム、宗久ハ久長ノ子ナリ、伊作
家、

建武三年九月廿九日、雑訴決断所下文、島津宗久ヲシテ
(元カ)
伊作莊南方・日置北郷等ヲ領セシムル故ノ如シ、

建武三年〔延元中カ、
詳カナラス〕、市来時家市来城ニ拠リ官軍ニ應ス、
官軍稍々振フ、

建武三年七月廿七日、島津頼久市来城ヲ攻ム、頼久ハ貞久
ノ庶長子、

八月四日、凶徒伊集院石谷ニ拠ル、頼久河田慶喜ヲ遣リ、
撃テ之ヲ奔ラス、

建武三年七月廿八日、延時忠能市来時家ト石走ニ戦フ、
(四カ)
石走ハ市来
郷大里村、

建武三年九月二日、島津貞久比志島彦一ニ滿家院油須木
四町ヲ賜フ、
(四カ)

建武三年九月十四日、大隅助三郎兵ヲ引キ市来城ヲ救フ、
島津頼久莫祢圓也等ト兵ヲ還シ之ヲ伐ツ、大ニ伊集院郡

本ニ戦フ、既ニシテ復市来城ヲ圍ム、三条泰季揖宿氏ノ
兵ヲ以テ来リ救フ、頼久河田慶喜等ヲ遣テ之ヲ拒ク、

曆應三年八月、島津貞久祢寢重種等ヲ率ヒ伊集院壹宇治
城ヲ攻メ、又市来城ヲ攻ム、皆之ヲ下ス、十一月廿一日、
足利直義島津道惠ヲシテ薩摩ノ日置莊・伊作莊南方地頭

ヲ領セシムル故ノ如シ、

曆應四年八月十五日、島津貞久伊集院助三郎ヲ伊集院ノ
平城ニ攻ム、平城ハ伊集院古城村ニ
アリ、今内城ト称ス、

貞和元年春、伊集院助三郎忠國等南都一乘院領伊作莊河北ノ地ヲ侵シ、遂ニ三城ヲ築テ而テ之レニ抛ル、曰ク田尻、曰ク坂本、曰ク今田、是レニ由テ百姓業ヲ失ヒ田野荒蕪ス、夏四月七日、島津道惠等三城ヲ攻テ皆之レヲ下ス、○郡村高述^{注カ}帳ニ阿多郡伊作郷田尻村・今田村アリ、今伊作郷中原村地名坂本アリ」二年夏五月、島津貞久忠國ヲシテ院家ノ侵地ヲ還サシメ、名主等ヲ置ク故ノ如シ、秋、忠國復叛ス、島津道惠・二階堂行仲城ニ拠テ自守ル、洪谷氏城ヲ野崎村ニ築キ、以テ外援ヲ為ス、七月三日、○吉利郷地アリ野崎ト名ク「忠國等具柄嵩ニ屯シ、以テ野崎城ニ逼ル、伊集院忠國日置ノ若松城ヲ攻ム、城中死傷多シ、八月二十七日夜、遂ニ之レヲ陥ル、明日、又日置莊内ヲ侵シ、又日置ノ下司宗太郎忠弘ヲ攻メ、遂ニ其城ヲ拔ク、於是忠國悉ク北郷河南・河北ノ地ヲ有ス、○若松ハ吉利ノ地名、伊作家譜載スル所ノ地圖ヲ見ルニ、小松右近別館ノ北一町餘ニ若松馬場アリ」九月四日、洪谷氏城ヲ棄テ而テ去ル、道惠・行仲勢ヒ孤ナリ、又伊集院忠國・鮫島彦次郎等カ將ニ来リ攻ントスルヲ聞キ、急ヲ奉行所ニ告ク、二十一日、島津貞久郡山頼平ニ書ヲ與

へ、郡山城ヲ修セシメ、以テ不虞ニ備フ、冬十一月二十一日、足利氏書ヲ貞久ニ遣リ、伊集院忠國・鮫島蓮道等ヲ撃タシム、又島津道惠ニ書ヲ遣リ、守護人ト俱ニ忠國等ヲ撃タシム、

觀應元年八月十八日、道忍頼平ヲ郡山城ニ圍ム、頼平城ヲ棄テ奔ル、

文和四年九月二日、市来氏家・鮫島蓮道・知覽忠世等、三條泰季ニ從ヒ櫛木野城ヲ攻ム、師久知色城ヨリ兵ヲ引キ来リ救フ、連戦五日、遂ニ之ヲ奔ラス、「櫛木野城ハ串木野郷ニアリ」

應永八年十月十日、島津伊久伊作大隅守ヲシテ日置莊名主職ヲ領セシム、

十年十二月七日、島津守久洪谷重頼ニ山門院西方、薩摩郡荒皮・羽島ヲ與フ、「羽島ハ今日置郡串木野郷」

應永十八年八月六日、島津元久清水城ニ卒ス、元久一男アリ、蚤歳髮ヲ削リ僧ト為ル、故ニ嗣子ナシ、元久ノ卒スルニ及ヒ、伊集院頼久其ノ子初犬千代丸ヲ以テ元久ノ後ヲ嗣キ守護職ト為サント謀ル、島津久豊之ヲ惡ミ、遂ニ自立シテ守護職ト為ル、頼久之ヲ怒リ、大ニ兵ヲ起シ

久豊ニ叛ス、島津守久・島津忠朝・島津久世及ヒ穎娃・

知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作・市来・東郷・

祁答院・入来院・高城氏等皆之ニ應ス、是ノ時ニ當テ、

頼久ハ伊集院ニ居リ、川辺・給黎併有シ、守久ハ山門院

ニ居リ、永利・荒(山脱カ)・羽島ヲ併有ス、而テ忠朝ハ隈城ニ居

リ、久世ハ碓山城ニ居ル、

應永十九年二月十五日、島津久豊比志高久範ヲシテ油須

木村領セシムル故ノ如シ、久範ハ範平ノ子ナリ、建武三年、貞久
範平ニ油須木村ヲ與フ、○油須木村ハ

今ノ郡山
郷ニアリ、

二十四年九月、伊集院頼久石谷村三十町ヲ久豊ニ獻シ和

ス、

二十四年十一月十一日、(二日)久豊伊作氏ヲシテ阿多・日置・

南郷・高橋々々々等ヲ領セシム、南郷ハ今ノ日
置郡永吉郷カ、

二十七年、初メ伊集院頼久ノ叛スル伊集院及ヒ南方黨ト

相結ヒ、邦内ニ跋扈ス、室老吉俊某毎々頼久ヲ勸メ皈順

セシム、是ノ年頼久兵ヲ解キ久豊ニ降ル、南方カ黨皆懼

レ、風ヲ望テ下ル、久豊曰ク、南方ノ平定スルハ頼久力

ヲアルニ與ルト、乃チ頼久ノ女ヲ納テ夫人ト為シ、石谷

村ヲ以テ其ノ湯沐邑ト為シ、以テ頼久ノ心ヲ結フ、又頼

久ニ賜フニ川辺ヲ以テス、於是頼久川辺ニ居リ、其ノ子
初犬千代丸ヲシテ伊集院ニ居ラシム、

寶徳元年、是レヨリ先キ石谷高久石谷村ヲ領ス、是ノ歳、

伊集院熙久頼久ノ子高久ヲ殺シ石谷村ヲ奪フ、高久ノ子頼本

之ヲ忠國ニ訟フ、二年二月二十四日、忠國兵ヲ發シ熙久

ヲ伐ツ、熙久肥後ニ奔ル、

寛正三年、市来久家市来ニ
居ル復邑ヲ以テ叛ス、島津立久之ヲ

伐ツ、久家拒ク能ハス、城ヲ棄テ奔ル、市来氏郡司職ト

為リシヨリ六世、久家ニ至テ郡司職絶ユ、

文明十七年二月十一日、島津忠簾兵ヲ舉ケ、帖佐郷ニ
詳カナリ、川

田城ヲ攻ム、川田立昌固ク守ル、拔ク能ハス、村田経安

市来・伊集院ノ兵八百餘人ヲ將ヒ郡山郷上之原ニ屯スル

ニ會ス、忠簾二百人ヲ以テ撃テ之ヲ破ル、

大永六年五月、島津勝久島津忠良ニ南郷ヲ賜フ、既ニシ

テ日置郷ヲ賜フ、是ノ時ニ當テ、忠良伊作・阿多及ヒ田

布施・高橋ヲ領ス、

大永六年十二月、勝久忠良ニ谷山・伊集院ヲ賜フ、

七年六月十一日、島津實久出水・串木野・市来等ノ兵ヲ

引キ伊集院城ヲ陥ル、是ノ時ニ當テ、忠良帖佐・加治木

ノ叛者ヲ討ス、

天文二年二月十日、桑波田孫六南郷ヲ以テ叛ス、初メ忠

良ノ南郷ヲ領スルヤ、孫六ヲシテ南郷ヲ守ラシム、於是、

忠良孫六ヲ伐ント欲シ、謀ヲシテ之ヲ覘ハシム、(三月脱カ)二十九

日、孫六出テ獵ス、忠良即チ兵ヲ遣リ南郷ヲ拔ク、是ノ年

郷ヲ更メ永吉ト名ク八月、島津勝久鹿兒島・吉田・日置等七邑ノ兵

ヲ遣テ永吉城ヲ攻ントス、忠良其ノ子忠將等ヲシテ永吉

城ヲ守ラシム、既ニシテ七邑ノ兵野頸ニ屯ス、忠良伊作

ヨリ精兵五十餘人ヲ將ヒ往テ草田壘ニ拠リ、之ヲ横撃シ、

大ニ七邑ノ兵ヲ破ル、

天文二年十二月、山田有親日置ヲ以テ降ル、山田氏世々

良有親ヲシテ山田村ヲ領セシムル故ノ如シ、日置郷山鎌

田某・阿多某有親ヲ譜テ曰ク、猶異志ヲ懷クト、忠良乃

チ有親ヲ召テ之ヲ殺ス、有親ハ有家

天文五年二月、島津實久町田用久ヲシテ伊集院城ヲ守ラ

シム、島津忠良人ヲ遣テ之ヲ誘ク、従ハス、三月七日、

忠良貴久ト千餘人ヲ帥ヒ伊集院城ヲ襲ヒ、遂ニ之ヲ陥ル、

天文五年九月二十三日、島津忠良伊集院忠朗ヲ遣テ伊集

院大田原ノ壘ヲ拔ク、「大田原ノ壘ハ伊集院郷野田村ニアリ」

十一月二十八日、土橋勘解由左エ門伊集院長壽ノ壘ヲ燔

テ来降ス、忠良之ヲ許ス、二十九日、忠良神殿ノ壘ヲ下

ス、長壽壘ハ伊集院竹山村、石谷梅久其ノ子忠榮ト實久カ為メ

ニ石谷城ヲ守ル、忠良ノ連リニ伊集院ノ諸壘ヲ陥ルニ及

テ、梅久父子密ニ款ヲ納ル、實久其ノ異志アルヲ意フ、

即チ大寺壹岐ヲ遣テ共ニ石谷城ヲ守ラシム、十二月七日、

忠榮潛ニ忠良ノ兵ヲ迎ヘ壹岐ヲ殺ス、是ノ時ニ當テ、肥

後盛治ハ竹山壘ニ居リ、盛治ノ子盛家ハ谷口壘谷口壘ハ谷

ニ居ル、皆實久ノ黨ナリ、忠榮カ忠良ニ應スルヲ聞キ、

各々其ノ軍ヲ引キ忠榮ヲ石谷城ニ圍ム、忠榮圍ノ一角ヲ

潰シテ奔ル、六年正月七日、忠良竹山壘ヲ拔キ、肥後盛

治ヲ殺ス、

六年三月十四日、島津勝久入来院重朝ニ郡山城ヲ與フ、

八年閏六月十七日、島津貴久島津越前・新納忠苗ヲ撃チ、

市来ノ平城ヲ攻メ之ヲ下シ、進ンテ本城ヲ攻ム、忠苗等

善ク守ル、六十餘日抜ク能ハス、八月二十九日、忠苗等

遂ニ降ル、「本城ハ市来郷ニアリ、即チ鶴丸城」

八年八月二十八日、川上虎徳丸串木野城ヲ以テ降ル、初

メ島津實久虎徳丸ノ父忠克ヲシテ串木野城ニ居ラシム、

島津貴久ノ市来ノ本城ヲ攻ルヤ、忠克福島筑後ヲシ貴久(テ脱カ)告ケシメテ曰ク、某シ實久ニ事フ久シ、相負クニ忍ヒス、

請兎虎徳丸ヲシテ城ヲ以テ降ラシメン、貴久之ヲ許ス、於是、信濃守忠興ヲシテ虎徳丸ヲ携ヘ市来ニ如キ貴久ヲ見セシメ、而テ忠克串木野ヲ去リ實久ニ従フ、

十四年八月八日、入来院重朝兵ヲ遣テ郡山城ヲ攻メ、之ヲ拔ク、

二十二年、島津貴久上井董兼ニ永吉ヲ賜フ、董兼ハ為秋ノ子、

永祿七年七月、島津貴久北原兼親ヲ伊集院神殿村ニ遷ス、天正二年十月、島津義久菱刈鶴千代重廣ニ伊集院神殿村ヲ與フ、

天正八年八月十一日、島津義久上井覺兼ニ日州海江田八十町ヲ與ヘ、以テ永吉郷ニ易フ、

文祿四年、祢寢領主祢寢重張ヲ以テ吉利領主ト為ス、是ヨリ先キ伊集院忠棟吉利ヲ領ス、是ノ年忠棟ヲ都城ニ移封ス、於是重張ヲ吉利ニ移ス、

慶長四年二月二十日、島津義弘串木野村・荒川村・羽島村・谷口村ノ地五千石ヲ以テ其ノ子家久カ夫人ノ湯沐邑ト為シ、其ノ徭役ヲ除ス、荒川村ハ串木野郷ニ、羽島村ハ薩摩郡ニ、谷口村伊集院郷ニ屬ス、

慶長十五年六月十九日、平田増宗賊ト為メニ殺サル、○是ノ時増宗采ヲ郡山ニ食ミ、清敷地頭職タリ、

寛永十一年六月、島津家久其ノ第九子久雄ニ永吉ヲ賜フ、

日置郡日置郷

和名鈔、日置ハ比於岐、或曰比於伎反反伎、土人日置ヲヘキト云、

圖田帳、建久八年、日置北郷七十町、本郡司小藤太貞隆、日置庄三十町、下司小野太郎家綱トアリ、

〔本藩地理誌〕カ

文治ノ比日置庄本地頭重澄、其子有澄、重純ハ古伊作和田カ一族ト見ヘタリ、

〔本藩地理誌〕

※一建長之頃日置領主弘純、其子日置兵衛太郎頼純、彌太

郎忠純、日置彌勒寺下司宗太郎眞忠ト旧記ニ有、眞忠

ハ貞久公五代御代也、皆古伊作家和田カ一流ト見得候、

自忠久公山田彌九郎ニ拝領也、

※(頭注)

『建治三年七月平弘純日置庄下司職ニ於テ云敬白スル起請文アリ、建長ヨリ廿四年ノ後ナリ、又建治二年八月廿七、將軍家政所下、可令早大隅修理亮久時領知薩摩國伊作庄・日置庄地頭職等事云々、島津家蔵書アリ、二年八月久時ノ拜領地ニ係レハ、下司職タル弘純ハ下官ナルコト知ラル、也』

一古昔、大江姓小野小太郎家綱依右大将家命薩摩國日置庄地頭職ニ被補、代々傳領之、應永之頃、伊集院久季領之、勝久公御代、山田彌九郎領之、

【地理纂考】

鹿兒島縣廳ノ西六里にして、往古一郷をニツに分ち北郷・南郷といへり、今其北郷ハ即當郷にして、南郷ハ永吉・吉利の兩郷なり、東北伊集院に境ひ、南吉利に境ひ、西海に接す、周廻五里二十二町、村落二日置村、二山田村、高三千八百十七石壹斗九升二合余、人員六千七百十九人、戸數千三百四十七、

【伊集院由緒記】

日置ハ往古伊集院ニ属ス、文祿四年乙未左衛門尉歳久代日置三千六百石ヲ給与アリテ領セシヨリ一郷ニ立、

※(頭注)

「此説謬レリ、文祿元年ニ歳久ハ死セリ」

【載于管窺愚考】

文治三年三月日重澄寄進状案云、相傳所領三箇所、在薩摩國內伊作并日置北郷・同南郷外小野、副進次第調度文書等、右件所領田島等等者、年來島津庄寄郡也、而百姓逃散之間、庄國兩方課役難勤仕之間、於今者寄進御庄領訖、下司・郡司・惣公文職者、以重澄子々孫々、不可有相違云云、

右、伊作宗久法師代道慶所進云、見元徳元年十月五日修理亮英時下知状云云、眞忠者弥勒寺庄下司宗太郎眞忠也、

【國史忠久傳】

文治五年、上文略、十一月、下文命公曰、征奥之役日置兼

※

秀有功、宜補北郷辨濟使職、市來人北山新兵衛家藏文書曰、日置南郷等處辨濟使職、由是、子孫或為日置氏、或為北郷氏、兼秀兼久之玄孫也云々、日置亦有南郷北郷之稱、永吉村・吉利村凡二村為南郷、日置村・山田村凡二村為北郷、而永吉村即今永吉郷、吉利村即今吉利郷、日置村・山田村今屬日置郷云々、

※(頭注)

『日置郷・永吉郷参照スヘシ』

『平田氏系圖』

良西

肥後房 隅州帖佐地頭職

信宗

太郎 大炊介

父良西為帖佐郷地頭、故信宗初號帖佐、後暨良西止地頭職、信宗移于薩州日置郡住平田、自此改號於平田、

宗光

平左近

宗弘

子孫ナシ、

宗平

太郎太夫

『平田氏譜中』

一条左太郎信宗宮内押領タル由、頼朝公被聞召上、御朱印ヲ被召下タルハ、信宗宮内ヲ押領候儀備事ニ被思間、近處被罷居候而ハ可惡候条、日置へ可被移トノ事ニテ、帖佐ノ本領三百五十町但田地計ノ由也御返地、日置へ三百五十町被給被召移、多年居住ニテ、邊リニ平田ト云在所有之、依テ自夫平田名字名乘来由申傳也、一信宗日置へ被召移候ニツイテ、宮内可為安堵之由云々、

『市來北山新兵衛藏』

在判

北郷弥太郎兼秀訴ウル弁濟使職事、コレニハ子細を不知候之間、解状をつかハすところ也、申所相違なくハ、安堵せさすへし、且輿入の御共なんとして、奉公ある物なり、あなかしこく、

文治五 十月三日

盛時奉

宗兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一四五号文書ト同一文書ナルベシ)

2 下

鳥津御庄政所

補任 北郷弁濟使職事

日置兼秀

右以人、依今度奥入御共之奉公、所補任彼職也、御庄官

等宜承知、更不可違失之狀如件、以下、

文治五年十一月 日

前左兵衛尉惟宗判〔忠久也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四六号文書ト同一文書ナルベシ〕

3「山田文書」

請取 日置伊作御文書正文等事

合

一通 正應五年十一月卅日伊作庄三ヶ名和與狀正文

一通 同六年正月十三日三ヶ名和與御下知正文〔但關東也〕

一卷 日置伊作下地中分狀正文

一卷 伊作日置下地中分ニ付〔天關東御下知正文〕

一卷 日置北郷内吉利名御下知〔但鎮西也〕、元徳元十月五日

一通 伊作庄坂本刑部〔澄圓申公事用途御下知正文〕

元徳二年二月廿九日

一通 比志島孫太郎入道〔仙念檢断和與狀正文四月廿三日〕

一通 就彼沙汰鎮西御下知正文〔嘉曆四年七月五日〕

右御文書等正文、自山田殿所請取也、但山田殿文書正文

請取ハ、以後日接出之、可返遣之狀如件、

元徳三年正月八日

道性判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一五七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔江田源助家系圖〕

家綱

小野太郎 領日置住焉、

文治三年、頼朝卿為惣追補使、諸國國人被補御家

人、故家綱為日置地頭、從忠久公命勤内裏大番、

家重

式部 受父ノ讓領日置、京都大番、宮崎警固、

〔史官調中〕

家重一子無之、弟家長家相續、日置郡之内大田村致居

住、大田太郎ト号ス、

家長

大田次郎 兄無男、故為其後并領日置、号大田、

家忠

式部 大田太郎

家氏

大田式部大夫

退大田、後改大田号江田、

移肥前松浦云々略、

家房

式部少輔 退松浦在日州三侯、

以下略、

『諸家大概記』

大江姓江田氏ハ薩州之御家人ニ而、忠久公御下國前より
為罷居と見得申候、忠久公御廻文などへ小野太郎家綱と
有之候、其外旧記ニ家綱・其子家重事相見得申候、家綱
先祖以來薩州日置を領申候而、其後漸々衰微仕、日州邊
ニ罷在、肝付八郎兼重三侯院高城ニ籠、兼重切腹ニ究り
申候時、此郷田氏兼重名代戦死与有之、一往肝付家ニ為
罷居かと存候、天正之比郷田安藝、其子郷田源介、源介
孫源助ニ而候云々、

4 『嶋津氏文書』

羽柴薩摩侍從藏入分

一六千五拾八石七升三合

薩摩日置郡之内

市来之村

一一萬四千三百廿一石六升九合

同郡之内

伊集院村

一三千九百廿六石九斗一升九合

同郡之内

串木野村

外略、

合拾萬石

右、以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日

大閣御朱印

羽柴薩摩侍從とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

『國史曆應二年註』

國史云、江田源助系圖、家定五代祖曰小野太郎家綱、家
綱次子次郎家長、領日置郡大田、以大田為氏、家長生式
部少輔家忠、家忠生式部大夫家氏、家氏補肥前松浦莊早
湊村・福萬名地頭職、居松浦莊、改為江田氏、家氏生式
部少輔家房、家房生家定、家綱為日置北郷下司、見建久
圖田帳、

【編者考】

日置郡日置

日置北郷七十本郡司小藤太貞隆 建久中圖田帳ニ見ユ、

日置庄下司小野太郎家綱 上ニ全シ、江田氏ナリ、日置庄丁三十地頭職ニ補セラル

日置庄本地頭重澄 古和田氏一流ト云、有澄 重純ノ子也、文治三年文書

日置庄下司職平弘純 建長比トアリ、建治三年七月文書アリ、

日置兵衛太郎頼純 弘純ノ子、

日置彌勒寺下司宗太郎眞忠 守護貞久ノ時居住ストアリ、元徳元年文書ニミユ、

大隅修理亮久時 建治二年八月、伊作庄・日置庄地頭職トアリ、

上原彌次郎 上原氏家藏文書ニ、日置一方領主上原彌次郎云々元徳三年十月仲原尚友云々上申書アリ

日置兼久 薩方日置南郷等辨濟使職、文治五年下文

日置兼秀 兼久ノ玄孫ナリ、北郷辨濟使職ニ補セラル、

伊作大隅守久長 薩州伊作莊ヲ領シ之ニ居ル、又日置莊ヲ領ス、正中元年子宗久ニ讓ル文書ニアリ、

伊作左京進宗久 久長ノ子、後大隅守入道々惠ト云、日置庄ノ領セシムル久長讓狀ノ如シトアリ、建武元年九月、下文ヲ以伊作莊南方・日置北郷南方等ノ地頭ヲ領セシムル故ノ如シ、是ヨリ十三年ヲ経テ貞和二年

ニ至リ、伊集院忠國反ス、宗久及二階堂行仲城ニ抛テ守ル、八月廿七日、忠國日置若松城ヲ攻、遂ニ陥ル、明日、又日置莊宗久ノ邑ヲ侵ス、又日置下司宗太郎忠弘ヲ攻、遂ニ其城ヲ拔、是

ニ於テ北郷河南・河北之地忠國ノ有トナル、

※武光三郎 延文二年文書ニ日置莊古垣跡地頭職云々、

市来崎彦七郎 延文二年文書ニ日置ノ内恒吉名、若松名地頭職云々、

日置美作守久秀 或久季、伊集院忠國ノ二子、應永中日置ニ居リ日置ヲ氏トス、領ストアレトモ考ヘシ、

伊作大隅守勝久 應永八年、島津伊久ヨリ日置庄名主職ヲ領セシム、同廿四年十一月二日日置及南郷・阿多郷ヲ領知スヘキ云々久豊ノ文書アリ、

嶋津相模入道日新 大永六年十一月五日、守護忠兼より給與スト云々、

山田式部少輔有親 山田に住す、累代日置を兼領す、有親實久に黨ス、天文二年十二月忠良ニ降リ、忠良領知ス、廿四日、式部ヲ伊作ニ誅スト、

伊作氏 應永廿四年十一月二日、日置一所其他ヲ沙弥存忠より與ふ、

山田式部太輔有貫 守護忠久ノ時初テ薩方ニ下リ、日置ノ山田ヲ領ス、又日置ヲ領シ山田ト号ス、十五世領スト云々、

嶋津薩方守實久 初八郎左衛門 大永七年六月十一日、日置城ヲ陥ルト云々、

※(頭注) 〔貞和二年ヨリ延文二年ニ至ル十二年〕

吉利

嘉曆貳年伊作家文書ニ、薩摩國日置ノ北郷吉利名云々、

伊集院右衛門太夫忠棟 吉利郷初伊集院ニ厲ス、文禄以前領知ナルヘシ、

島津右衛門太夫久定 父祖鹿籠ヲ領ス、久定ノ母島津忠良ノ女ニシテ、恩遇他ニ異ナルヲ以テ、貴久鹿籠ヲ

轉シテ吉利ヲ與フ、移テ之ニ居ル、且伊集院地頭職ニ補セラル、男忠澄ノ時ニ至リ、永祿元年、貴久ノ命ニ依テ氏ヲ吉利ト改、其子忠張ノ

時ニ至リ、川邊野崎村・市来湯田村等ヲ賜フ、蓋文禄中更代ノ時ナラン、

柵寢安藝守重張 文禄四年乙未九月三日、旧領ヲ轉シ給與セラル、此時分轄スルカ、

※(頭注)

「伊集院ニ属スルノ訳考ヘシ、日置郡ニ属スルナルヘシ」

●島津貴久三男

●歳久

又六郎 左衛門督

入道晴蓑

文禄元年壬辰七月十八

日自殺、年五十六、

養子

●忠隣

三郎次郎

薩广守義虎二男、

天正十五年戦死、

●常久

初袈裟菊 又吉 下總守

文禄四年、日置山田・神之川ヲ賜ヒ領ス、

慶長十九年五月廿九日卒、年廿八、

久慶

又五郎 弾正大弼

有罪削世代、

寛永十年六月、日置ニ東

郷ヲ加封ス、

慶安四年卯八月十八日卒、

年四十二、

久豫

大膳亮

實喜人美作守忠高二男、

●忠隆

改忠朝、忠康 初忠知 忠心 又十郎 三郎右衛門

万治三年ニ至リ日置ヲ進献シテ東郷而已ヲ領ス、

島津家久十一男、初桂山城守忠能養子、後去嗣當家、
延宝三年卯八月十一日卒、年四十九、

●忠興

改久竹、初長千代丸 又十郎 丹波 左衛門

延宝八年八月三日、東郷ヲ進献シテ日置ニ易テ領知セン

ト請フ、因テ賜フトアリ、

●忠澄

主税 清太夫 改久近、

天和三年五月、分族号島津氏、

●久健

長千代 又吉 左衛門

彦太郎

遊閑

●久儔

又吉 又二郎 左衛門

遊閑

『久林トモ』

●重堅

志摩之助 入来院隼人重治養子

●久英

十郎太夫 山岡氏別祖

●久甫

又吉 又次郎 石見

民部 左衛門 国老

寛延二年二月廿四日卒、

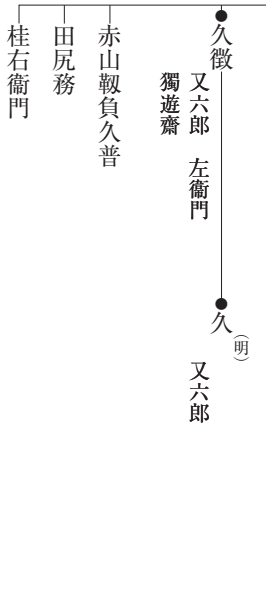
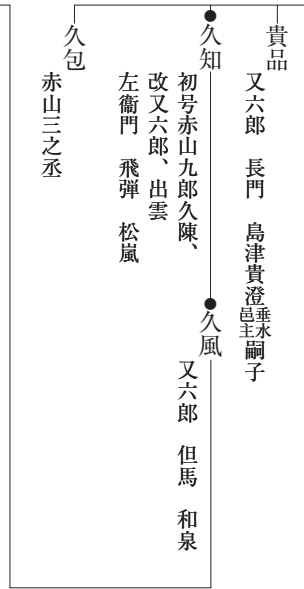
●久暢

初久定 久立 長袈裟

又六郎 出雲 若狭

山城 左衛門

寛政十年午五月廿四日卒、



(本系圖中ノ●ハ朱書ナリ)

【國史光久傳】

延宝八年庚申十二月云云、初關白秀吉賜島津歲久死、収
祢答院、事見文
祿元年、而歲久有孫、曰常久、貫明公與松齡公謀、
欲與常久邑以為歲久之後、私於石田三成、三成曰、立為

歲久後則不可、竊與之邑可也、乃與常久日置、拋島津左
衛門記錄、

慈眼公時、増封彈正久慶大村・黒木・久富木・東俣、後

以東郷代大村・黒木・東俣等、而領日置如故、及三郎右

衛門忠心之身、公収日置、至是、丹波忠興請以東郷代日

置、許之、忠心常久之嗣、忠興忠朝之子也、

注三、彈正久慶常久之子、事慈眼公・寛陽公為家老、

致仕而卒、後有告其生前陰惡者、乃削其名、不

以為世數、而以慈眼公第十二子為常久後、即三

郎右衛門忠心也、

5. 入来郷武光氏藏

薩摩國日置庄古垣跡田地貳拾町地頭職事、為勲功之賞、
所宛行也、早守先例、可致沙汰、仍執達如件、

延文二年五月十九日

(一色直氏)
右京大夫 (花押)

武光三郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二一七号文書」同一文書ナルベシ)

6. 清水上原氏藏

〔就京都騷動御事、薩摩國御家人日置一方領主上原彌次郎馳參、令付御着到候訖、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元徳三年十月十九日

仲原尚友

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一五九七号文書ト同一文書ナルベシ〕

7 伊作家譜中

嶋津庄薩摩方

一所阿多 一所日置 一所南郷 一所高橋

一所知覧院瀬之村 一所河邊郡内田部田村

一所別府半分 一所谷山郡内福本村内三十町同郡内中村

之事

所相計也、早任先例、可被領知之状如件、

應永廿四年十一月二日

沙弥存忠判

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

8 市来崎氏藏書

薩摩國日置内恒吉名田地陸町・同所若松田地陸町地頭職事、為勲功之賞、所宛行也、早守先例、可致沙汰、仍執達如件、

延文二年五月十九日

〔色直氏〕
右京大夫判

〔崎〕
市来彦七郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一八号文書ト同一文書ナルベシ〕

9 伊作家譜中

薩摩國之内日置庄之内名主職事、所申預之也、仍状如件、

〔頭注〕此條ヲ國史ニハ十月十日ニ作ル

〔伊久〕
久哲判

應永八年八月十日

〔勝久〕
伊作大隅守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」六七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

應永廿四年十一月二日、沙弥存忠判、伊作殿宛、一所阿

多、一所日置、一所南郷、云々、可被領知之状如件、

10 全若松祖傳

讓与 若次郎丸に、伊作庄南方内 日置 吉利田畠なら

ひに熊栖田畠山野川海、四至堺本、
文書あり、

右、件の所領は、道壹重代相傳の所領なり、しかるを若次郎に永代をかきて譲与ところなり云々、下文略、

建徳二年五月廿七日 (鳥津親忠)
道壹判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二〇号文書ノ抄ナルベシ)

【嶋津家譜中】

將軍家政所下

可令早大隅修理亮久時、領知薩摩國伊作庄・日置庄地

頭職等事、

右人、為彼職、守先例、可致沙汰之状、所仰如件、以下、

建治二年八月廿七日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別當相模守平朝臣判『時宗』

武藏守平朝臣『義政』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七七四号文書ト同一文書ナルベシ)

【他家古城主由来】

日置城

小野太郎家綱

忠久公御下向以前より令居城、本大江氏より出る、平城天皇四代文章博士大内記左弁音人(大脱之)後胤也、右大將家の御時、薩摩國日置庄地頭職に補せられ下向す、是より子孫

代々日置の郷を知行す、建久の御廻文に小野太郎とあり、家綱カ事也、上古日置庄は領主交替シテ諸姓の人々知行

すと見得たり、文治比日置本地頭重澄、其子有澄とあり、此重澄は古伊作和田カ一流ト見得たり、又建長の比日置

領主弘純、其子日置兵衛太郎頼純、其子日置弥勒寺下司

宗太郎直忠(真カ)と旧記に見得たり、守護道鑑公御代居住す、

皆伊作家和田カ一流ト見得たり、小野太郎家綱江田氏也、

今鹿兒島士江田源助此一流也、應永ノ比、伊集院長門守

忠國二男久秀日置を知行す、勝久公御代には山田彌九郎

【本藩地理誌】

一大永六年十一月五日、太守忠兼公島津下野守昌久為御

使、日置城ヲ忠良公日新公ナリ被進候、七年五月十一日、實

久攻落之、天文二年癸巳十二月廿四日、城代山田式部少

輔有親『改前非、猷所領于公奉謝罪』降忠良公之旗下、

〔已後〕於茲殘山田一所賜之移也、同廿四日、有故有親
〔於伊作〕賜誅、但伊作於佛坂被誅、當城沒落之後、池
上伊豆守・松元三七等城を請取ト云々、

一延宝八年申八月三日、使島津丹波忠興旧領轉東郷此地
為一所之邑、但東郷邑ハ此年建一郷也、

〔島津勝久譜中〕

一大永七年六月廿六日、依實久之奔走、忠兼再入部鹿兒
島、廿八日、任守護職云々、

〔島津勝久譜中〕

島津薩摩守實久流涎於守護職、以偽言與忠兼合體、令忠
兼變虎壽丸父子之堅約、而大永七年五月十一日、遣軍兵
〔兼連〕伊集院參照スヘシ、
攻忠良之領地日置・伊集院之城、今夜乃陷畢、

〔喜入忠譽傳〕

大永六年丙戌十月、先是、島津實久納其姉為公夫人、欲
因此躬為其世子、而未幾公去之、於是、七月、實久乃畔、

公畏實久將寇于藩、使本田親尚〔忠良公〕次郎尉賜梅岳君南郷命執兵
權以備之、十月、君取南郷、十一月、公如伊集院、使島
津昌久〔下野〕復賜君日置益托之、十二日、公使村田武秀〔越前〕
等乞君立其子虎壽君為世子、於是、十八日、君以虎壽君
入鹿兒府城、公乃加冠、名曰貴久、稱又三郎、十二月、
帖佐城主邊川筑前守忠直築本城・新城以黨實久、〔二城帖佐ニアリ〕
四日、君乃帥兵赴次于吉田、七日、攻陷二城、以島津昌
久為地頭、自求故也、

〔舊史官調留〕

日置城 大永七年六月十一日、島津薩摩守實久陷日置城
云云、
〔八郎左立門也〕

〔纂考〕

松尾城 此地日置・山田の両村に亘れり、一書曰、右大
將頼朝當郷を小野小太郎家綱に與へ世々傳領す、應永の
頃に至り伊集院長門忠國の第三男日置美作久影領すとあ
りて、事實詳かならず、小野家綱ハ、建久八年薩摩國圖
田帳に日置庄三十町〔同北〕下司小野小太郎家綱とあり、同

人なるへし、又一説に、建久年中山田式部と云者始めて薩摩に來り、山田に住し、累代日置を兼領すといふ、山田ハ則當郷山田村なり、大永年中、城主山田式部有親鳥津實久に黨す、時に鳥津忠良の威徳日に盛なるに恐れ、天文二年、遂に忠良に降る、

〔本藩地理誌〕

日置郷山田村

文治年間、忠久公薩隅日三州之封を受、初テ御下向之時、山田式部太輔有貫ニ謁テ云、後日必可下向西國、有貫應諾、其約實以堅矣、仍應貴命下薩摩、則賜日置之山田而領之、故号山田者也、又曰、賜日置而住山田、故号山田矣、今考、此時日置之内領知之士雖多、然者玄孫有親之傳云、忠兼公被進日置於忠良公、有親累代之領地下云云、是近世而不可疑、因之觀之、後之説近是乎、但有貫者武藏三郎左衛門有國カ男也、有貫、國恒、國治、有滿、有豊、有家、有康、有尚、國熙、有朝、有重、有俊、有親、有徳迄十五代之間領之、

〔鳥津忠良譜中〕

天文二年癸巳十二月、山田式部少輔改前非、献日置請属〔有親〕旗下、宥其罪、應其求移渠於山田、同月廿日、領其地、同廿四日、以漢高斬一公之慮誅式部於伊作、以禁旗下之有學丁公者、〔丁公項羽之臣也云々〕

〔伊集院由緒記〕カ

〔忠良〕

天文二年八月、勝久公・日新公御中御不和ニ御成、勝久公下潟与御合戰謀計有之由日新公被聞召、貴久公其夜より永吉江御越城を守給ひ、日新公田布施より為援兵御越、寄手之敵數拾人御生捕、首を刎給ふ、夫故伊集院之内日置之城主山田式部少輔者先非を悔、日置庄を日新公江差上降參、然共伊作佛坂江被召呼被成誅戮候由、式部少輔者源平合戰合戰ノ時北國ニテ長井〔後久〕

日置郡

日置郷神社

〔名勝志〕

〔類注〕纂考ニハ熊野神社トアリ
熊野三所權現 日置村中原に鎮座、領主仮屋同村にあり、日置村ハ鳥津左

衛門久知のより亥方五町余、祭神三座、本地弥陀・薬師・觀音、祭九月九日、當領分なり

社ハ、得佛公薩隅日三州の惣地頭職に封せられ國に下り給ひし時、海上にして難風に逢ひ、權現に御誓願ありて恙なく着船し給ふ、よて供奉の臣中原坊に命して爰に觀請ありしといひ傳ふ、即當社の別當となりて世々中原坊と稱す、

【伊集院由緒札帳】

一御下向之節日置浦江御着岸、御船帆を卸候所を帆之湊御陸下之所を下口与申、于今右之通唱来申候、然者忠

久公ニも御下國始當城江為被遊御座与相見得申候、

【名勝志】

八幡宮 日置郷に鎮座、領主假屋を距こと辰方六町余、

祭神三座、天照太神・彦々火瓊々杵尊・梶幡千之姫命、正祭九月十五日、勸請年月詳かならず、

社司傳へ稱す、初め伊集院谷口善福寺の邊に鎮座ありしを、爰に迂したりといへり、日置の惣鎮守にして、社司

原口舍人、

【名勝志】

（奥注）纂考ニ、刀立神社、例祭二月三日・十月三日云云

刀立大明神 日置村に鎮座、領主假屋より丑寅方九町余、

祭神一座、木像、所祭詳かならず、本地刀八毘沙門、正祭二月三日、勸請年月傳ハらず、い

にしへハ本邑の惣鎮守のよしいひ傳ふ、社の左側山涯に石子塚とてあり、大小の石を盛りて其下に小壺を埋め、

其中に凡大豆程の石一を納む、即母石也、（歳カ）毎月二月三日

の祭に社司蓋をひらひて拝す、一歳に一石を生す、米粒の如し、靈異のこと、いへり、旧歳生する所の石大小多

し、婦人平産の守となるといふ、

【纂考】

諏方神社 同村にあり、祭神建御名方命・事代主命、例

祭七月二十三日なり、此日里民太鼓踊及び當郷漁戸の者

舞踊を興行す、創建の年月詳ならず、

日置郷

【名勝志】

折口浦 領主假屋より酉の方九町余、石屋和尚爰に着船

したるゆへ折口浦といふといへり、

帆之湊 領主飯屋より午方九町余、由緒伊集院熊野權現の下に記す、

熊野新宮三所權現伊集院ノ部 猪鹿倉村に鎮座云々、傳へ稱

す、當社ハ、得佛公薩州に下向し給ふ時、洋中に於て風波あらく、御誓願の旨あり、其後伊集院日置浦に着船し給ふ、故に伊集院本城の東に勸請し給ふといふ、歲月詳かならず、日置帆之湊ハ其時帆を卸したる所なり、下口浦ハ陸下の所也といひ傳ふ、未其證とする所を考へず、是枝連境坊社頭を格護す云々、

【纂考】

大川 オホカハ 水源ニヶ所あり、一ツハ伊集院飯牟礼村、一ツハ

當郷日置村より出て、一水と成り、當郷と吉利との境を経て帆之港の海に入る、

下口浦 ワリクテウ 帆之湊に續ける一面の海辺なり、忠久此處より

上陸ありしに因て浦の名となれりと云、

【地理課川調帳】

日置郷

一日置川

日置村

水源山田村ノ内 ○中原 ヨリ ○大瀨 下原ニ流、里程二分海工入、

一幹流 山田川 吉利川

山田村 吉利村

水源日置 ●笠ヶ野 ヨリ山田村、吉利村ニ至、○北村川 二川 ○古城川

トモ流入、○上ノ原 下ヲ通、里程一里五分ヲ經、上之濱

海工流入、

日置郡吉利郷

【地理纂考】

鹿兒島縣廳を西に距る事七里、北ハ日置に接し、東ハ伊集院、南ハ永吉、西ハ海に對す、周廻五里三十五町二之間、村落一 吉利 村、高二千二百二十三石二斗二升三合余、人員總計三千六十七人、總戸數六百四十、

小松某旧領なり、其祖先平清盛より出つ、累世大隅根占を領す、十七代清張に至り、文祿四年、太閤秀吉公の命に依り三國田地經界更正の時、轉して當邑に徙り、尔來

世々是を領せり、根占古ハ祢寢の字を用ふ、因て前には祢寢を家号とせり、二十四代清香にいたり小松に改む、

【地理誌】

文祿四年乙未九月三日、轉祢寢州賜一所之地、根占安藝移之、

12 伊作家譜

ゆつりわたす二男かめすに

さつまの國日置のほかうよしとしミやうの内、りやう屋敷「地頭屋敷」、ちとうやしき「山野地」、同そのくさんやち「山野地」、くま

す并たうミやうの内の公田參分二、同うミ參分二の事、右、かの所りやうハ、道惠ちうたいさうてんの所也、し

かれハ、かめすに永代ゆつりあたへをはぬ、た、しよし「但」、としミやうのさかいは、りやうけとそうかう中分状にミ

へたり、そのむねをまほて、一圓ちやうすへし、よてのちのふしんあらしたために、しひつにてかきをくゆつり状如件、

嘉曆貳年後九月廿一日

(島津宗久) 道惠判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一四八号文書ト同一文書ナルベシ)

【國史貞久傳】

貞和二年六月云云、秋、伊集院道忍復反、島津道惠・二階堂行仲扼城自守、洪谷氏築城野崎村、以為外援、七月三日、凶徒屯貝柄崎、以逼野崎城、扼伊作譜、吉利郷有地名野崎、而原文作貝柄崎云云、伊集院道忍攻日置若松城、城中多死傷、八月二十七日夜、遂陷之、明日、又侵日置莊内、島津邑、又攻日置下司宗太郎忠弘、遂拔其城、於是道忍悉有北郷河南・河北之地、同上、若松吉利地名、見伊作家譜所載地圖、有若松馬場、九月四日、洪谷氏棄野崎城而去、道惠・行仲勢孤、又聞伊集院道忍、鮫島彦次郎等将来攻、告急於奉行所、同上、云云、

【吉利氏系圖抄】

薩州家二世薩戸守國久男也、三郎九郎 伊勢守、弘治二年九月廿日死、秀久 島津伊勢 領鹿籠居彼地、

忠將 治部少輔

日新公為御妹聳、居住鹿籠、天文年中ニ中郷於杵
島戰死、「東郷重清ト合戦之死トアリ」

忠起

刑部少輔 兄忠將同時戰死、

久定

治部少輔 右衛門太夫

母者日新公御妹、故恩遇越祖父、貴久公改鹿籠賜

吉利、故移居吉利、且被補伊集院地頭職、天文・

弘治中有戰功、略、

久金

山城守

忠富

縫殿助

子孫ナシ、

忠澄

初三郎九郎

狩野介 下総守

永祿元年冬、貴久公仍貴命改吉利氏、
〔天正六年三月、日州塩見ヲ賜テ移ル云々〕

忠張

天正元年生、

初柰右衛門尉 下総守

天正・文祿・慶長中云々、

此代一所賜川辺之内野崎村、後市来之内湯田村、

〔吉利忠澄傳記〕

弘治三年丁巳、忠澄九歲之時、父久定卒去、忠澄幼稚ニ
而、御弓箭最中之時分故、叔父山城守久金江父之遺跡可
致相續之由被仰出候、時ニ家臣等三拾六人連判を以奉訴
候者、忠澄幼少ニ候得共、直子之儀候間、跡相續被仰付
被下度、軍役之儀者相應相勤可申候、若此訴訟御許容於
無御座候者御廣間ニ而切腹可仕趣を以、達而奉訴候処、
貴久公被聞召上、言上之趣尤至極被思召候由ニ而、則家
督被仰付、薩州吉利致領知候事、

永祿元年戊午十二月廿七日、貴久公以御意初而吉利を家
号ニ相用候、此時桂氏・大田氏・大野氏・寺山氏同断改
号ニ而候事、

天正六年戊寅三月下旬、從義久公日州之押として吉利御
繰替ニ而日州塩見被成下、且又門川・灘地頭職被仰付、
衆中千人被召移候事、

〔國史貴久記中〕

※永祿元年十二月二十七日、公命使諸公族各以其邑為氏、

於是、島津式部大輔季久改曰喜入氏、島津常陸介忠利改曰桂氏、其外追水氏・大島氏・大野氏・吉利氏・大田氏・寺山氏等皆是也、

※(頭注)

「邑ヲ以テ氏トスルノ証ナリ、吉利氏吉利ヲ領スル証トスヘシ」

【祢寢安藝守初右近重張傳太夫】

文祿四年乙未九月三日、祢先領七ヶ所返地、吉利村田數三千二百石餘號一作支配本田下野入道三省・伊集院右衛門太夫入道幸侃在判目錄受之、以既移居彼地者也、

【伊集院由緒記】

吉利ハ往古伊集院ニ属ス、始伊集院右衛門太夫忠棟領地ナリ、文祿四年ヨリ祢寢安藝重張代旧領ヲ轉シ吉利郷ヲ【此条國史ニモアリ】給与セラル、此時一郷ニ分轄スルカ、詳カナラス、

【國史義久文祿四年】

※島津國史註云、按、古代薩州地頭牒、吉利郷御靈大明神

棟札云、天正十五年十一月二十六日、本願主伊集院右衛門大夫忠棟、當地頭日置淡路守久盛、又云、吉利為伊集院幸侃私邑、小松氏系圖、初伊集院忠棟領吉利、文祿四年、太閤徒祢寢領主祢寢(重弘)為吉利領主、(伊集院)古代陽州

地頭帳△鹿屋地頭(帳)忠棟在其中、莊内軍記、文祿四年、

伊集院忠棟自鹿屋徙都城、蓋忠棟食采於吉利、而為鹿屋地頭云、

※(頭注)

「天正六年吉利忠澄日州ニ移リタル跡、伊集院忠棟領地トナリ、文祿四年ヨリ祢寢氏ノ領トナル」

【諸家大概記】

一若松氏ハ吉利之内若松名を領申候哉与存候、將軍家之御文書有之候、伊作家之若松氏トハ各別ニ而候云々、

吉利郷神社

【名勝志】

御靈大明神

吉利村に鎮座、領主假屋同村にあり、吉利は小松右近清行の領分なりを距ること寅

方拾壹町余、勸請年月詳かならず、祭兩度、九月五日・十一日、鎌倉權

五郎景政の靈を崇むといひ、社内に大矢二筋を納め、昔

し相州鎌倉庄より守下りしもの、子孫なるとて、今も農

夫鳩野門の作右衛門ハ御靈の祭祀にあつかるといへり、

彼二筋の大矢は即守下りしもの、納むる所ならんか、再

考すべし、又本田親盈神社考に、本社山城國御靈神なり

と云々、いつれか其来由據る所を詳かにせず、本邑の惣

鎮守也、

『名勝志』

平野大明神

吉利村城屋敷に鎮座、領主仮屋より子方壹町余、祭神一

座、京都平野第二殿久度神、祭詞、平野神社ハ平姓の氏神なり、

故に元禄十一年丹波清雄私邑吉利に勸請せんと欲して、

夏を平松中納言時量卿に告ふし、吉田三位兼連卿神篋幣

帛を授られ、清雄守下りて爰に安置す、時量卿の孫宰相

時章卿親族中若干人勸進法楽を促し、寄松神祇といへる

題に各和歌を詠し、寛政十二年庚申四月二日、短冊を社

頭に奉納せらる、其歌後に寫す、

詠歌略す、

日置郡名勝

吉利郷

『名勝志』

領家屋敷 吉利郷にあり、領主仮屋より寅方拾三町、旧

記を按するに、日置北郷境地圖に載るところ、いにしへ

公家領と武家領と界を接し、公家領にハ領家政所あり、

武家領にハ地頭所ありしと見へたり、地頭所ハ地名今に

存して地頭所門といふ、通路の上に領家屋敷の旧跡畠地

あり、地名を里俗道上と呼ふ、是領家政所の旧址ならむ

といふ、

吉利十二景 本邑熊須に吹上あり、久多島神社を安す、

領主仮屋より申方六町餘、彼神社の後白砂高ふして、清

景絶勝の地なり、領主右近清行一日吹上に出て其勝景十

二の品題を撰ひ、画工に命じて圖を紙上に寫さしめ、和

歌を平松宰相時章卿に請ふ、時章卿題ことに一首を詠し、

染筆の一卷を附與せらる、今其詠歌を寫し、十二景の圖を縮めて是を載す、向原朝霞 南谷櫻花 森川螢火 尾上白雨 尾立秋月 町田落雁 境川千鳥 黒岩暮雪 吹上暗嵐 野崎夕照 園林晚鐘 上濱帰帆 詠歌略ス、

日置郡永吉郷

【地理纂考】

鹿兒島縣廳を距る事西七里十八丁なり、北は吉利に接し、東ハ伊集院、南ハ日置・伊作に界ひ、西ハ海岸なり、周廻七里九町七間、村落一村永吉、高貳千三百六拾五石七斗六升二合余、人員總計四千貳百貳十七人、惣戸數八百十九、

當郷ハ素日置南郷の内なり、建久八年薩摩國圖田帳、北郷云云日置南郷云云とあり、其北郷ハ今の日置にして、

南郷ハ即ち日置より吉利邑ヲに亘れり、天文二年、當邑を※1永吉と名く、島津中務忠榮か旧領なり、按するに、慶長※2十七年忠榮始て是を領し、尔来累代傳領す、忠榮ハ中務

大輔豊久の嗣子なり、豊久の父ハ義弘の季弟にて中務家久と云云、

※1 (重注)

『地理志ニハ、旧名南郷、天文元年永吉ト改号トアリ』

※2 (行間)

『寛永十一年六月、忠榮ノ嗣子久雄始テ本邑ヲ領ストアリ』

【川上氏家譜】

川上武藏守経久入道芳麟永正六年生、初十郎左エ門傳中、公命轉高江賜

邑於永吉、移而居之、既又移于市来、居宅失火云々、

『地理志ニ、大永中忠治ヨリ高江ヲ川上義近ニ与フトアリ、

文明六年旧記ニ、河上十郎左エ門高江ニ居ルコトミュ、是

ハ川上上野介兼久ノ第五子義久入道々安カコト也、道安永

享九年ニ生ルトアリ、経久ノ永正六年生ヨリ前ナルコト七

十四年』

【伊集院譜中】

南郷遠江守忠氏後久領、重日置郡南郷ト有、應永中ニ當ル、伊

集院支族南郷氏始祖也、

【高津氏家譜中】

建久三年壬子秋七月十二日、源頼朝任征夷大將軍、幕府
收薩摩國住人阿多四郎宣澄所食谷山郡・伊作郡・日置南

郷・北郷、宣澄者平氏之黨也、冬十月二十二日、以忠久
為谷山・伊作・南郷・北郷地頭職云云、

〔按ルニ、阿多四郎ハ本地頭也、谷山二百丁・伊作二百丁・南郷ノ内ニ
テ外小野十五丁・北郷七十丁、新御領ハ文治四年十月ヨリ立券ニテ、
一圓領ノ新庄ニ立、合セテ二百八十五丁ナリ、北郷ノ郡司下司ハ平重
澄ナリ、地頭ハ宣澄ナリ、此時止ラレ、忠久地頭トナル、合四百八十
五丁没官領トナリ、忠
久ノ領知トナレリ〕

【編者考】

永吉 旧名南郷、天正二年改永吉、

阿多四郎宣澄

薩戸國住人ニテ、谷山郡・伊作郡・日置南郷・北郷
ヲ食ム、建久三年七月、幕府取テ忠久ノ領知トナル
宣澄本地頭ナリ、谷山二百丁・伊作二百丁・
南郷ノ内外小野十五町・北郷七十町云々、

平重澄

文治三年ノ文書ニ先相信明ヨリ相傳ノ所領ト云、重澄北郷ノ
郡司下司職ニテ、伊作并日置北郷・同南郷外小野所領三ヶ所
云々、永利ヲ氏トス、此子孫入來郷ニアリ、

地頭右衛門兵衛尉

日置南郷内外小野十五町ト圖田帳ニアリ、又全
南郷三十六町トアリ、

南郷萬揚坊覺辨

建久八年内裏大番ノ列ニアリ、忠久ノ時南郷城ニ
居テ郡司也、古伊集院四郎時清入道迎清カ三男桑
波田阿闍梨源知嫡子ナリ、嫡子刑部丞家景、其子掃部丞久
宗、其子太郎宗恒ト系圖ニアリ、桑波田氏此ヨリ出ルト云、

高津三郎左衛門尉實忠

本宗忠宗ノ二子、南郷ノ地頭トアリ、和
泉家ノ祖ニシテ、觀應中死ス、

桑波田孫六

覺辨カ子孫トアリテ南郷城主ナリシニ、大永六年十一
月、島津勝久南郷ノ地相模守忠良ニ加増ノ時、孫六ニ
命シテ守ラシム、後孫六島津實久ニ黨シ、當城ニ拠テ叛ス、忠良之ヲ
攻ム、城陥ル、孫六逃レ去、天文二年癸巳三月廿九日ナリ、是ヨリ忠
良城ニ入テ
永吉ト改ム、

島津相模守忠良

大永六年十月、本宗勝久ヨリ南郷ヲ与ヘ兵權ヲ執
ラシム、十一月、復タ日置ヲ給与ス、

島津貴久

天文二年八月、島津實久永吉ヲ襲ントス、忠良即チ貴久ヲ
シテ城主ヲラシム、實久ノ軍利アラズ、遂ニ遁ル云々、

上井武藏守薰兼

天文廿二年癸丑、貴久ヨリ給与ス、其子覺兼代ニ
至リ、天正八年、此地ヲ去テ日州宮崎ニ移住ス、

伊作大隅守久義

伊作氏四世ナリ、應永八年八月廿一日、伊久ヨリ
薩戸南郷ヲ賜ヒ領ス、

南郷遠江守忠氏

伊十院大隅守久氏六男、日置南郷ヲ領ス、蓋應
永中ナルヘシ、

伊集院犬子丸

伊集院頼久ノ三男上野介継久ノ幼名ナリ、應永三十
三年八月廿八日、頼久ヨリ南郷ヲ讓リ与フ、

【吉利氏由緒書】

天文八年六月、貴久公市來城責之節、吉利右衛門久定茂
罷向軍務仕候、殊更於大日寺口城代嶋津中務忠明実久弟を
討捕高名仕候由、右久定私領鹿籠を被轉吉利を拜領、久
定子下総忠澄代、吉利を家号ニ仕候云々、

【旧記】

川上武藏守經久入道芳鱗麟初十郎左衛門

祖父義久入道道安・父受久入道道昌孫高江ヲ領ス、高江

遠方故、永吉ヲ賜ヒ移テ之ニ居ル、〔後市采ニ移ル〕文祿元年死ス、年八十四、經久ノ子信久、〔信〕永吉ヨリ鹿兒島ヘ移ル、天正〔九年比〕中永吉地頭川上十郎左衛門トアリ、

〔高津支流系圖〕

太守貴久公四男

家久

又七郎 中務太輔

元龜元年、賜串木野居之、○天正六年、賜佐土原居之、

豊久

初忠豊 又七郎 中務太輔

関ヶ原戦死、天正十五年、殿下賜亡父之遺領云々、源七郎忠仍

忠栄

三郎四郎 中務太輔

久雄

安藝守 實家久公八男也、

寛永十一年〔甲〕丁戌六月、去祢寢家為忠栄後嗣、賜永吉、寛文七年死、

久輝

又七郎 中務

久貫

中務 主殿

實同氏八郎左門久矩男、

久馮

主殿

久芳

又七郎 主殿

采女 安永九年死、

久謙

采女 主殿

享和六年卒、

久輔

又七郎 主殿

久明

又七郎 主殿

久陽

主殿

男三人

一九良賀野某

二山田氏嗣

三平田氏嗣

貞章

伊勢氏嗣子

〔高津氏居城記〕

南郷城改永吉、薩州日置郡、

桑波田孫六与申者南郷城ニ籠、日新公相背候故、天文二
年三月廿九日、日新公以謀南郷城御責取被成、桑波田河
内守・同式部少輔以下を被成誅伐、南郷を改被永吉候、
同年八月十四日、勝久公之軍當城ニ寄来之由相聞得候付、
貴久公楯籠給、鹿兒島方之軍城之野頸ニ寄来候、時日新
公伊作より被成御発向御合戦有之、被得勝利候、

13 高津氏譜中

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・日置(郡)(ナシ)
南郷・同北郷・新御領名田等事、彼宣澄者、平家謀反之
時、張本其一也、仍令停止件職畢、早可令知行地頭職者、
依仰執達如件、

建久三年十月廿二日
平判(盛時)
民部丞判(二階堂行政)

V ◎宗兵衛尉殿 Δ

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一五八号文書ノ抄ナルベシ)

【諸家大概記】

一紀姓桑波田古来永吉を領申候而、彼所ニ在城仕候、永

吉初ハ南郷と申候、立久公・忠昌公御家老桑波田讚岐
(景元)
守元景入道觀魚と申人有之候、其子ニ而候哉、桑波田
孫六代ニ没落仕候与見得申候、

14 入来郷永吉氏藏書

可依先例、又有子細者、可言上之状如件、
彈正忠三善(花押)

薩摩國住人大藏種章解 申請 留守所裁事
請被殊任且解状之旨、且依先祖相傳之理御裁許、御庄御
領薩摩郡内山田村者、故信明先祖相傳所領也、然種章妻
依為信明嫡女、所領田畠皆以所讓得、且證文明白之間、
御外題被成賜之状、

右、謹檢案内、件所領者、故信明先祖相傳所領也、而代
代領掌間、無他妨、随無異論人、且仁六大夫兼宗、彼郡
為弁濟使職、有限地頭職、暫之程令押領候許欵、同高城
郡内車内村弁濟使御下文明鏡也、然字富山四郎太夫則忠
カ近代無御下文令押領之(全)、言語道断者也者、任相傳之
⑩理、件職欲被御外題成賜者、将仰 憲法貴之貴之旨、仍勒

在状、言上如件、以解、

文治三年七月 日

大藏種章上 Δ

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(眞注)『此條見于國史』
右、為料所々申預置也、任先例、可致沙汰之状如件、

應永八年八月廿一日

(伊久)
久哲判

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二六七七号文書ト同一文書ナルベシ)

15 寄進

先祖相傳所領三ヶ所事、在管薩摩^①内伊作并日置北郷
同南郷外小野副

進次第調度文書等

右、件所領田畠等者、年來嶋津御庄寄郡也、而天下騷動

之間、公私為軍地、人民百姓併逃散畢、然間庄國^②兩方課

役、如何可令勤仕哉、於于今者、令寄進一圓御庄御領、

致安堵計畢、有限於年貢所當物等者、為重純沙汰、追年

無懈怠可令運上京都之状如件、但為後代證文、於下司・

郡司・惣公文職者、重澄以子々孫々、不可有相違旨、為

被成下御下文、勒状以解、

文治三年三月 日

平重澄判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二四号文書ト同一文書ナルベシ)

『建久圖田帳』

日置北郷七十町

本郡司小藤太貞澄③無府本、

同南郷内外小野十五町

地頭右衛門兵衛尉無府本、

中間略、

日置庄三十町北郷内
弥勒寺

下司小野太郎家綱

同南郷三十六町

没宮御領地頭右衛門兵衛尉

『建久八年内裏大番人名』

南郷万揚坊 小野太郎

外略、

『建久九年文書』

島津庄内郡司弁濟使等名田事

南郷弁濟使名田

16 『伊作家譜中』

薩摩國之内南郷事^④

『外略ス』

17『載伊作譜中』

(本文書ハ七号文書ト同文ニツキ省略ス)

18『大崎伊集院氏歳』

さつまの國なんかうの事、犬子ニゆつりあたふる事実也、此所領におゐていらんわつらい申者、子々そんくゝにおいてあるましく候、仍為後日ゆつりあたふる状如件、

應永卅三年八月廿八日

『伊集院頼久ノ道号也』

犬子丸
『伊集院頼久ノ三男上野介繼久ノ幼名』
道應判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇五八号文書ト同一文書ナルベシ)

19『見于伊作譜』

薩摩國之内日置庄之内名主職事、所申預之也、仍状如件、

應永八年八月十日

久哲判

伊作大隅守殿『久義、應永廿九年死』

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六七六号文書ト同一文書ナルベシ)

『右ノ如ク南郷ヲ伊作家ニ与ヘラレシニ、伊集院頼久ノ父久氏

ヨリ應永二年四年比南郷ノ田園ヲ圓通庵ニ寄附セシ文書アリ、

伊作家領ヲ押領シテ斯ノ如キカ、文書ノ文中ニモ重代相傳ノ

所領云々ヲ書ケリ、後考ニ供ス』

『他家古城主来由』

南郷城

南郷萬揚房覺辨

忠久公御代令居城、其根本紀氏よりいつる、古伊集院四

郎時清入道迎清カ三男桑波田阿闍梨源知嫡子萬揚坊覺辨

と号す、南郷郡司也、建久八年内裏大番御觸状にも見え

たり、覺辨嫡子刑部丞家景、其子掃部丞久宗、其子太郎

宗恒、是より末系圖に見えず、太守勝久公ノ家老桑波田

讚岐守景元入道觀魚カ元祖也、

『地理纂考』

〔要注〕大永六年十一月五日、日置庄ヲ下シ賜フトアリ〕
當郷ハ旧南郷の内なり、故に南郷城と呼べり、大永六年

丙戌、島津勝久南郷を島津忠良に増ありし時に、城主

桑波田孫六按ずるに、孫六カ先桑波田萬揚坊覺辨南郷を領して世襲す。覺辨は建久八年内裏大番の觸状に見えたり。勝久

の命に應し南郷を島津忠良に讓る、即ち孫六に命してこ

れを守らしむ、是より忠良の麾下に属す、其後孫六當城に據り叛して島津實久に黨す、忠良是を討むことを謀る、然れども孫六能ク守て間を得ず、盲僧了公に命して敵の動作を聞しむ、孫六衆を率ひ城外に狩す、了公忠良に告く、一説に、伊作土門松弥左衛門これを聞て告くといふ、忠良竊に軍を發し南郷を襲ふ、桑波田河内・同式部迎へ戦て死す、城陥る、忠良城に入り、兵を遣して孫六を追ふ、天文二年癸巳三月廿九日なり、是に於て當邑を永吉と改む、かくて是年八月十四日、家臣園田五兵衛潜に島津實久永吉を襲んとするよしを告く、忠良即ち貴久をして當城を守らしむ、實久是を知らず、鹿兒島の軍を卒し當城野頸を襲ふ、忠良五十余兵を卒ひ急に進ミて其後を撃ち、貴久城中より突出して其前を撃つ、實久前後を顧ること能はず、數十人を撃れ、遁れて鹿兒島に歸る、

〔地理誌〕

旧記ニ、島津三郎左エ門尉實忠忠宗公薩州南郷之地頭ト有り、建久ノ頃、南郷萬橋房覺辨紀氏桑波田阿領之、至子孫傳領之、至桑波田孫六某代不順之、大永六年十月廿六日、

自太守忠兼公本田次郎左エ門御使ニテ日新公江拜領也、天文廿二年癸丑、從貴久公上井武藏守薰兼拜領也、其子覺兼代天正八年、去此地日州宮崎移也、

天文二年二月十日、孫六謀反、故ニ同三月廿九日、日新主被攻城、桑波田河内守・同式部少輔已下屠殺セラル、而入掌握矣、其後貴久公御在城之処、天文二年八月十四日、島津八郎左エ門尉實久以逆意襲責之、雖然日新主為後詰從田布施卒五拾余騎御出馬有之、於城之野頸及御一戦、御勝利ニテ、數十人ヲ被打取候、異本ニ、太守并實久兵南郷ニ発向ノ事ヲ園田五藤兵衛ト云者注進候、依テ宵ヨリ貴久公此壘ニ被為籠ト云々、

〔島津貴久記〕

一大永六年丙戌初秋比、勝久与同名實久不會之事有、然処ニ、從勝久本田次郎左衛門尉ヲ使者トシテ同名相模守忠良に被仰出趣者、自今以後別而御奉公可被申、其記トて伊集院之内南郷ヲ被宛行、御判形ヲ被出、即南郷之城主桑波田孫六此由承、同十月廿九日、忠良之御

幡下ニ參、其刻勝久伊集院ニ御発足有テ、政雅入道ヲ御使ニテ、南郷ニ日置ヲ相添忠節(良力)ニ被遣、益御頼之由深重成間、霜月五日ニ日置ヲ知行す、翌日、忠良伊集院ニ參上有、同七日、勝久鹿兒島江御帰宅有、忠良モ御供ニ參給云々、

『國史貴久傳』

天文元年壬辰、上文略、初大翁公賜梅岳君南郷、城主桑波田孫六降、諸縣郡高城人桑波田孫四郎系圖、伊集院院司八郎清景之弟、桑波田阿闍梨源智領伊集院桑波田、因以為氏、孫六名榮景、源智九世孫也、清景見第六卷觀應二年注、

二年癸巳春二月十日、復以南郷反、摺梅岳君旧譜、黃套軍記三月廿八

日云々、梅岳君欲伐南郷、使諜覘之、二十九日、聞桑波

田孫六出獵、即遣兵衆、佯為獵者、曰晝公行入城、殺桑

波田河内守・桑波田式部少輔等、遂取其地、更名永吉、

摺梅岳君旧譜、黃套軍記、家村造右衛門系圖、此時有替者、曰秋八月、大光院重實、梅岳君遣重實為間諜、是日重實以孫六出獵來告、

園田五藤兵衛自鹿兒島來、陰告老公將為難、梅岳君先使

公及又四郎忠將守永吉城、大翁公將攻永吉、遣鹿兒島・

吉田・日置等七邑之兵、屯野頸、梅岳君自伊作將精兵五

十餘騎馳往、摺草田畧橫擊之、大破其軍、摺梅岳君旧譜・樺山支佐自記、黃套軍記、黃套軍記作自田布施、今從旧譜、永吉城南有古畧、今稱勇ヶ城、相傳以為野頸遺墟云、草田古畧在島津主殿別館V西南△二十餘町、

忠將梅岳君之次子也、冬十二月、山田式部少輔有親以日置降梅岳君、摺梅岳君旧譜、山田新助系圖、黃套軍記、系圖云、山田氏世領日置、及大翁公賜梅岳君日置、有親不服、是年始以邑降、然摺大永六年大翁公賜梅岳君日置、明日梅岳君往受其地、則似是有親不敢拒命、摺是年有親以日置降、則似是大永以後叛而復降、自大永六年至於是年、其間有親叛服始末不詳、梅岳君使有親領山田村属日置郷如故、而鎌田

某・阿多某譜有親焉曰、猶懷異志、乃召有親而殺之、既而知其無罪也、召其子藏人有德於市來、而優恤之、有親有家七世孫也、摺山田新助系圖、

『喜入氏家譜』

大永六年丙戌十月、先是、島津實久納其姉為公夫人、欲因此躬為其世子、而未幾公去之、於是、七月、實久乃畔、公畏實久將寇于藩、使本田親尚次郎左衛門尉賜梅岳君南郷命執兵

權以備之、十月、君取南郷、十一月、公如伊集院、使島

津昌久下野復賜君日置益托之、十二日、公使村田武秀越前守

等乞君立其子虎壽君為世子、十八日、君以虎壽君入鹿兒

府城云云、

『高津日新譜中』

自大永六年丙戌初秋、圖其貫跡請為継子、而恣行愚癡僭謀、放僻邪侈無不為、因茲與忠兼相為氷炭、忠兼前妻者實久之姉、後妻者祿寢重亮之姉、丁此之時、忠兼憤且憂之、使本田次郎左エ門尉語忠

良曰、為我宜致國家安全之政、輒賜南郷之地、日置郡之内、後改稱永吉

城主桑波田孫六聞之、則慶賀而屬旗下、即十月廿六日也、

其後忠兼往在于伊集院之際、使高津下野守昌久大田元祖、忠良之姉舅

也、重賜日置於忠良、而彌將任國政之證、故十一月五日、

往其地領知之、翌日、參謁于伊集院、所以謝禮也云々、

『高津日新譜中』

天文二年癸巳二月十日、知覽・川邊之士卒及桑波田孫六

等變約、而屬勝久、故含怒思加治伐之際、翌年ノコトト貴久記ニアリ

桑波田有田獵之娛、窺得登山之隙、日新為武略、士卒悉

似虞人之裝束、白晝緩步襲南郷城、而屠殺桑波田河内守、

同姓氏部少輔已下、而入手裏、改南郷名永吉也、

『高津貴久記』

天文二年癸巳二月十日、從知覽川邊へ有現形云々、翌年

三月廿九日、羽狩ノ為山ニ皆々登タル留主ヲ白日ニ走籠シ、南郷ノ城ヲ平、

『箕輪伊賀覺書』

一吐トッと歡ウツク鑿切掛れハ、さすか猛勢なれ共不留脚踏行、た

まマく返し合て戦者、鹿兒島に新納備前守・其子二郎

兵衛・宇宿弥九郎・比志嶋彦五郎・吉田左近將監・伊

地知筑後守・平田平三郎・長谷場弥四郎・鎌田兵部左

衛門・谷山の中村大膳・勝部宮内左衛門・鬼塚源三・

河野弥七郎戦死す、其外數十人頸切掛て、軍神に血祭

て勝吐氣を作る、又日置城主山田式部少輔改前過被

參相州、則伊作・田布施之人数を差遣し、令日置庄を

知行、然共見前之桑波田振舞、後車之誠也と云て、同

廿四日、式部少輔を被討、昔より敵將請降者を助けて

莫討之ト云、是は無下の事也と人々申ける、此式部少

輔を被討事、貴久先年鹿兒島御出之時、是非可奉討之、

助之ハ似可放牧虎狼と云て、強テ企といへとも、諸家

の侍不許之、全御命、遂當家之家督と成玉ふ御運之末

こそ目出度し、入道日新ハ忠兼を敵と成し玉へハ、實

久以下一門諸卒の大敵を防んには不如武略、後に降参之者疑其心事如何ならん、罪を緩ふするは將の謀也、不可討之と云玉へとも、阿多加賀守・鎌田刑部左衛門など、彼ハ得骨柄兵也、若又致二心、相州家可危急と云て討之、雖然、其子藏人遂に被召出、被行恩賞也、

※行間

『天文二年八月十四日、勝久平田左馬助清宗を將として兵を帥ひて鹿兒島より永吉城を攻られし時、日新入道忠良園田五藤兵衛か注進ニより精兵五拾余を引て横入に討破る、時此人數戦死と見えたり』

『島津貴久記』

一去程に、『天文二年』同八月十四日、從鹿兒島被向多勢、園田五藤兵衛落来て告知す、此事を聞て貴久者從宵南郷之城江籠給、忠良は從田布施直ニ五拾騎計ニて遮猛勢之跡、數十人討取、切捨數を不知、去程に、山田式部少輔者改前々之過日置を持參す、雪月二日有知行、然共、桑波田前之振舞を見ニ、後車之誠成とて、同廿四日、伊作ニ被誅、扱勝久ハ悔還御世、再鹿兒島に入給へ共、

重代賢貞之臣を不賞、然而近来讒佞之徒を舉て厚賞之、或は末弘伯耆守・碓山・竹内・小倉何と云輩世務を掌す、故に不正政道、如此者家國之喪も不遠とて、御一

『三郎兵衛備中守武藏守』

『晉勝久ノ執事也』

門河上大和守を為始、累代之家臣十六人作連判、實久同意ニて雖成諫議、聞入不給、傾國之基此輩ニ有とて、谷山皇德寺ニて末弘伯耆守を討、『十月廿五日也』勝久大に驚給て、夜に紛れて根占へ落給、御一家衆各走參、奉進共御入部、曾て領掌し給云々、

『島津忠良入道日新譜中』

天文二年八月十四日、勝久欲討日新父子之計園田五藤兵衛尉者潛從鹿兒島來告之、則其夜又三郎貴久入于永吉城、警衛敢不怠也、實如園田之言、催自鹿兒島至吉田・日置七箇所之軍衆、來于永吉城之野頸發閔、丁此之時、日率〔新〕五十餘騎之精兵、發於伊作馳到於永吉、橫遮敵路、防戦盡筋力、漸敵軍敗、而樺山右衛門・平田左馬助已下斬獲甚多矣、且虜取數十人、而唱凱歌散軍也、

『島津右馬頭忠將譜中』

天文二年八月十四日、有自鹿兒島敵兵欲攻來之聞、於是、
貴久公及忠將入南郷城守之、同十五日辰時、敵將桑畑孫
六・末弘伯耆守卒三百余騎逼來、忠良自田布施遮後、討
捕敵數人、因茲敵兵退散矣、此日忠將着緋威鎧云、

【樺山玄佐自記】

又世中人之心も中空成る折節、伊作より南郷の城を召取、
長吉と名あらためらる、ケ様之折も数少^{外カ}忍山野、伊集院
大和守殿迄被進使、被申承事も無二心故及也、

【石馬頭忠將譜中】

^{（頭注）前二入}

天文二年癸巳三月廿九日、忠良攻伊集院内南郷城、忠將
為從軍、手自擊上山左近、此時十四歳、

【國史貴久傳】

天文二十二年云々、是歳賜上井武藏守董兼薩州永吉、董
兼為秋之子也、

【全義久傳】

天正八年秋八月十一日、公賜上井覺兼日州海江田八十町、
以易薩州永吉郷、

【全家久傳】

寛永十一年五月云云、島津忠榮早死、無後、六月、公以
安藝守久雄續忠榮後、賜永吉、久雄公之第九子也、

【鳴津右馬頭忠將ノ傳記中】

天文十六年、永吉を被下、領知同十九年迄、

「忠良ノ三男尚久ハ鹿籠ヲ領シ、二男忠將ノ領邑、天文十七年

清水城ヲ下シ忠將ニ與ヘラレシコト、島津國史等ニ載セタリ」

【旧記系譜等参考】

天文二年、忠良南郷城ヲ取、永吉ト名ク云々、十六年、

島津忠將^{忠良}ニ永吉ヲ與、全十九年迄領ス、二十二年、

上井董兼ニ與フ、天正八年、義久董兼ノ子覺兼ニ日州海

江田八十町ヲ與ヘ永吉郷ニ易フ、其後喜入・知覽^{（六カ）}領主喜

入久道ニ永吉郷ヲ與ヘ喜入ニ易フ、寛永十年、家久喜入

忠續ニ薩州鹿籠ヲ與ヘ永吉郷ニ易フ、十一年五月、島津^{（六カ）}

忠榮養嗣安藝守久雄ニ永吉郷ヲ與フ、其後世襲セリ、

永吉郷神社

【名勝志】

久多島大明神

永吉村吹上に鎮座、領主假屋同村に在り、永吉ハ島津主殿久謙の領分なりをさるこ

と西方貳拾町余、勸請年月詳かならず、祭神一座、天智天皇の皇女、正祭九月九日、永吉の惣鎮守也、昔し天智帝の皇后開闢嶽の麓

に下向し給ひしとき、當所の海上にて姫宮誕生ありしを

捨られしに、忽ち大岩島湧出し、名を久多島といふ、其

霊を崇めしといふ傳ふ、ありやなしやハいまた詳かなら

ず、其岩島ハ即今の沖の久多島也、海上三里、廻り凡拾町、

【名勝志】

八幡宮

愛寶寺境内にあり、祭神詳かならず、文明六年甲午五月

廿四日建立すと神牀古板の裏に見えたり、初め永吉の惣

鎮守なりしといひ傳ふ、

【名勝志】

黒川權現

永吉郷黒川にあり、領主假屋より辰方壱里三町余、祭神

詳かならず、祭正月八日、當社ハ昔し坊野門の農夫肥後州より守

下りて岩屋の内に安すといふ、世に是を能瀬權現ともい

へり、今の坊野門農夫新四郎ハ代々能瀬氏を冒し守下り

しもの、子孫たり、ゆへに世々代宮司職を勤むといふ傳

ふ、岩屋のうち社殿の傍に古塔あり、嘉保三年一乗妙典

讀誦僧覺尊と誌す、是を児の塔といへり、權現の前に川

流れあり、児ヶ淵といふ、

【地理課川調帳】

永吉郷

一幹流 永吉川

水源伊集院春山○鷹取野○黒川ヲ通、○場野下○古城

濱田ヲ經、里程二里七分五リ久多島海工入、○中ノ谷下○永吉村

日置郡伊集院郷

〔地理纂考〕

鹿兒島縣廳を距る事西四里十八町余、西方市来に接し、南は日置・吉利・永吉・伊作・谷山、東ハ鹿兒島、北ハ郡山・入来に接す、周廻十九里二十三町四十五間、村落二十九、

建久八年薩摩國圖田帳に、伊集院百八十丁、上神殿・下神殿・桑羽田・野田・大田・寺脇・時吉・末吉〔水〕・飯田〔續説カ〕・土橋〔河〕・川俣・谷口・十萬・飯牟礼・松本等の村落、今に至り古名を存せり、但し桑羽田ハ羽の一字今波に作れり、

高一万八千四十二石三斗六升四合五夕九撮、惣人員一万八千百三十八人、戸數三千八百二十二、

〔名勝考〕

伊集院旧讀伊受為牟〔イケン〕、今慈字ト唱ルは訛なり、

〔建久圖田牒〕

伊集院百八十町内

上神殿十八町	万得
下神殿十六町	万得
桑羽田五町	万得
野田六町 <small>〔島津御庄論〕</small>	万得
大田 <small>〔五町〕</small> <small>〔同御庄論〕</small>	万得 <small>〔本主在广道友〕</small>
寺脇八町 <small>〔同御庄論〕</small>	万得 <small>〔本主在广道友〕</small>
時吉二十五町	万得 <small>〔名主同前〕</small>
末永二十五町	万得 <small>〔院司八郎清景〕</small>
續飯田八町	万得 <small>〔名主權太郎兼直〕</small>
土橋十三町	万得 <small>〔名主紀四郎時綱〕</small>
河俣十町	万得 <small>〔名主僧忠覚〕</small>
谷口十四町	没官御領地頭右衛門兵衛尉 <small>〔同〕</small>
十万六町	万得 <small>〔名主紀平三元信〕</small>
飯牟礼三町	万得 <small>〔名主〕</small>
松本十八町	万得 <small>〔名主〕</small>

※〔頭注〕

〔地理志ニテ字地分明ナレトモ、更ニ原文スノ如ク也〕

野田淡路房兼祐 島津道鑑ノ時ニ方リ野田村ヲ領ス、地理志ニアリ、

頼娃彌三郎久音 (野田村ヲ領スト云、本領ヲ轉シ西保カ)

税所次郎太夫道祐 自承ニ上神殿村ヲ領スト自系ニアリ、年紀未タ考ヘス、

※2 石谷出羽守高久 町田五郎忠良ノ二子、石谷村ヲ領ス、石谷ヲ氏トス、島津氏久豊・忠國ニ歴事ス、伊集院熙久ノ尸讒

石谷伊賀守梅吉 ニ遭ヒ、終ニ熙久ノ伏兵ト戦ヒ之ニ死ス、石谷村ハ熙久ノ有トナル、高久ノ孫ナリ、初實久ニ黨シ石谷城ヲ守ル、島津立久ノ弟式部太輔久逸日州福島ニ移ル、時從テ福島ニ移ル、久逸本領伊作ニ移ルニ及テ、梅吉モ又本領石谷ヲ移ル、

石谷伊賀守梅久 梅吉ノ子、實久黨ヲ離レ、島津貴久ニ仕ヘ忠節ヲ抽、天文五年、實久ノ黨肥後助西カ兵ト戦ヒ死ス、仕ヘ忠節ヲ抽、天文五年、實久ノ兵石谷城ヲ攻ム、

町田伊賀守忠榮 忠榮城ヲ保ツ能ハサルヲ慮リ退去ス、後貴久忠榮カ忠功ヲ感シ、本領町田石谷ヲ安堵セシメ、更ニ神殿ヲ加賜ス、故ニ再石谷城ニ入ル、

町田出羽守久倍 忠榮ノ子久徳ノ子ナリ、入道シテ存松ト云、島津氏ニ仕ヘ、忠節功勞鮮カラス、永祿十二年九月大

町田圖書頭久幸 久倍ノ二子ナリ、慶長六年、市山ヲ収メ本領石谷村ヲ賜フ、又ニ之宮・長羽ノ返地トシテ伊作郷與

橋口兼弘 肝付氏ノ庶族ナリ、上神殿村橋口ニ居テ、麦生田村ニ城主ス、天文五年十二月、軍ニ貴久ニ属シ功アリ、麦生田村ヲ与ヘラル、

菱刈半右衛門重廣 天正二年、本城・曾木ヲ轉シテ神殿ニ移居ス、

島取孫左衛門尉政秀 文明六年ノ旧記、伊集院ニ居ルトアリ、以下ノ四名モ列記セリ、

岩本四郎一族 牧彦次郎 山下入道一族

石谷左京亮頼本 上文ニ同シ、

島津圖書頭忠長入道紹益 文祿五年、高麗軍功ニ依リ中川村・福山村七百石余ヲ加増ス、

北郷作左衛門久精 万治二年ヨリ旧領ニ替テ嶽村ヲ領知ス、

「助西ハ盛治ノ第二子」

「宝徳元年、熙久ヨリ殺サル、石谷ハ熙久ノ有トナル、二年、

忠國熙久ヲ攻ムルニ因テ出奔ス、高久ノ玄孫忠榮ニ至リ町田ニ復スト國史ニアリ」

「建久八年圖田帳ノ内」

大田五町本主在广道友

時吉二十五町名主同前

續飯田八町名主權太郎兼直

谷口十四町地頭石衛門兵衛尉

寺脇八町名主在广道友

末永廿五町院司八郎清景

土橋十三町名主紀四郎時綱

十万六町名主紀平二元信

『貞久傳觀應二年』

國史註曰、按諸縣郡高城人桑波田孫四郎系圖、本院大臣

時平曾孫藤原昌成為伊集院院主紀能成嗣、建久圖田帳有伊集院院司八郎清景、即昌成之六世孫、子孫世領院司職、清景曾孫曰彦五郎清重入道、此云伊集院彦五郎入道迎齋、疑清重云云、

20 『入來武光氏藏書』

(本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス)

『伊集院氏系圖』

忠經

五郎 常陸守 島津氏二世忠時七男

宗長

号給黎、彦三郎 左衛門尉 左京亮 断絶、

忠繼

三郎兵衛尉 断絶、

忠光

号町田、五郎太郎 町田氏祖

俊忠

島津侍従房

久兼

号伊集院、彌五郎 圖書助

久親

五郎太郎

貞和三年丁亥六月、谷山祐玄法師者、知覽・川邊・喜入・谷山此四ヶ所之為大將、人數相促、已責傾鹿府、因茲久親与和泉忠房兩將之軍士引卒谷山走向於柏原責戰祐玄法師討取、右四ヶ所落去、此時太守貞久公之入御手也、

忠親

助三郎 法名道助

忠國

助三郎 圖書助
藏人頭 大隅守

文永ノ比、

助久

左兵衛尉

古文書大隅助三郎是也、元亨ヨリ建武ノ比文書多シ、

元徳ノ比、

久氏

大隅守 法名觀了

應永比文書多シ、

久教

初忠照 讚岐守 不継家督、

頼久

初藏人頭 彈正少弼 島津家敵對是人也、

應永中文書多シ、

熙久

初犬丸 大隅守

〔伊集院由緒札帳〕

〔廿四日也〕

〔一字治城也〕

寶徳二年庚午二月、九代忠國公當城御責落城、城主伊集院大隅守熙久他邦江出奔之由、
〔肥後國出奔ス〕

〔穰所氏系圖〕

敦秀

穰所氏 檢校

敦胤

穰所介

信祐

穰所二郎 大隅國帖佐郷餅田村領之、

道祐

次郎太夫 伊集院上神殿領主

〔菱刈半石エ門重廣傳〕

天正二年、轉本城・曾木賜伊集院之内神殿、傳子孫、移居於神殿矣、

〔北原氏系圖〕

北原兼親

又太郎 掃部助

真幸院落去ノ後、鹿兒荒田庄ニ被召移、吉松并伊集院神殿ヲ賜ヒ之ニ居テ、天正六年死ス、

兼茂

雅楽助 治部左衛門

神殿ニ居住ノ処、天正中肥州二見郡ニ召移サル、天正十五年、太閤西征ノ際下城、後四百石ノ采地ヲ賜フ、

兼次

彦二郎

天正十三年、生於伊集院神殿、

兼時

雅楽助 与兵衛

天正十五年、生於肥州二見郡、

〔右通、北原兼親ノ子肥州二見郡ニ移サレシハ天正十三年ニ

當レリ、孫彦二郎マテハ神殿ニ生レシヲ以テ考レハ、天正二

年菱刈重廣カ神殿ニ移ル年間合ハサルカ如シ、神殿モ上下ノ

両村アレハ、菱刈・北原各両村ニ移サレシナルヘシ、両氏ノ

系譜神殿卜記、上下ノ文字ナシ、考ニ備フ〕

〔他家古城主来由〕

伊集院城〔天田村〕

伊集院四郎時清入道迎清

忠久公御代伊集院の郡司也、其本紀姓より出る、孝皇天

皇の流紀能成と言ル人上古より伊集院を知行す、然ルに

此能成子なし、大職官鎌足公の流閑院大臣冬嗣公より六

代の苗裔四位上丹後守保昌の息男又太郎昌成と言る人を

養子として伊集院郡司職を譲る、昌成二代薩摩守成恒、

三代息男四郎入道迎清なり、是迄六代に當る、七代伊集

院六郎清實、豊後國於大宰府^(ママ)遂戰死、八代左衛門尉清持、

九代又次郎清光、十代伊豫大掾清忠、是より末系圖に見

えず、此伊集院カ其趾ヲ御當家二代ノ守護忠時公末子常

陸介忠経公ノ孫子彌五郎久兼御相續有テ、子孫永々榮玉

フ、御家伊集院是なり、守護氏久公御代に伊集院家に賜

御教書、其文筑前國金隈合戰之時父伊集院彦五郎入道迎

齋判とあり、是ハ御當家伊集院にあらず、古伊集院六郎

清有也、此一族に中河・久留あり、

〔文明六年雜録〕

一伊集院仁鳥取孫左衛門尉政秀、岩本四郎一族、牧彦次

郎、山入道一族、石谷左京亮頼本、市来仁大寺美作

守高幸云云、

〔旧史官記録中〕

天文十九年十二月十九日、貴久公去伊集院移鹿兒島云々、

伊集院彈正忠頼久雖守鋒尾之陣、聞于元久公之訃音、廻

和諧謀而開陣而歸于伊集院云々、

『地理誌』

上古伊集院太夫紀能成領之、至數世之後、伊豫之大孫清忠血脈依斷絶、（以上古伊集院）太守忠時公末子常陸介忠経孫

伊集院彌五郎久兼古伊集院家亡跡相續有而、代々領之、七世孫大隅守熙久、（至德四）年庚午二月廿四日没落、

而奔肥後州、至爰不領之、（已上御家伊集院下世俗稱之）大永六年十二月十二日、日新公拜領地、（此）同七年五月十七日、島津八郎

左衛門尉實久攻取也、町田中務久用預也、天文五年三月七日、日新公・貴久公・右馬頭三千余兵を卒被攻取也、貴久公御在城被成候、同九月十三日、大田原為

伊集院大和守大將責取、長崎同十一月廿八日放火、土橋勘解由左衛門以桑波田孫六左衛門尉・鮫島某兩人告

降参之旨忠良公、神殿・石谷等入御手候、天文十九年庚戌十二月迄御在城也、（天文五年十一月九）同廿九日、有屋田某・関某・

否笠某依注進神殿ニ發向、此夜有狐火之瑞、（皇落也）同十二月七日、石谷伊賀守属来、

※（頭注）

『島津氏譜中ヲ按ルニ、大永七年六月十一日、實久伊集院・日置兩城ヲ陥ルト見ユ』

一 竹山城 天文六年丁酉正月七日、被攻取之、入来院某（重聰也）加勢責之、城主肥後助清等之首ヲ得、助清事与黨實久、

故ニ被攻撃之、防禦尽而放於火城中自刎、因茲城陷矣、一 福山城 天文六年二月六日、敵棄當城而退去、聞此變、

實久之与黨在鹿府及谷山者不能支、同七日、引卒向川邊而去、

一 一字治城在古城村、（三年也）曆應四年八月二日、退治之、（貞久公脱力）四方（山口）之一揆

一塊城 康安四年乙巳築之、又云、貞治四年己巳始築也、一 平城 伊集院助三郎忠國以下凶徒等楯籠之、故曆應四

年八月十五日、貞久公被責之、同五年八月十六日ニモ被攻之、（三）『五年十月ノ比志島文書ニモ土橋城警固云々アリ』

※（頭注）
一 土橋城 曆應四年、度々被攻之、

『比志島文書ニ貞和六年土橋城合戦云々、島津道鑑判、宛ハ切レ、比志島彦一ナルヘシ』

一 西俣村 文祿二年癸巳、自太守義久公頼娃氏八世弥三郎久音轉本領賜此地、

一 壺屋 在苗代川村、慶長八年之冬、申木野より被引移候、

茶碗其外磁器之類燒物致細工候、

一天正二年、轉本院(註城)曾木菱刈半右衛門重廣當地神殿村ヲ

賜移居此地、自重安(註妙)至重廣殆四百年來領菱刈兩院之地、

始テ有、替也、

一野田村 道鑑公御代、伊集院野田淡路房(註祐兼)領之、

一鬢石(註春山鹿)倉内 大永七年丁亥六月十五日、貴久公被襲實久

云伊作江婦玉ヲ折、此所ニテ御供之内宇多氏公ノ鬢を

櫛と云々、

『以上地理志』

『文明六年旧記』

一伊集院仁鳥取孫左門尉政秀、岩本四郎一族、牧彦次

郎、山下入道一族、石谷左京亮頼本、

『入来院彈正重聰傳』

天文六年丁酉正月七日、貴久公陷竹山砦、攻殺肥後入道

助西、時重聰奉加勢、其中萩采女者、討強敵長瀬平左エ

門拔戰功、先是重聰以小女奉嫁貴久公、以故欲無二之軍

忠者也、

『木脇氏系譜中』

大永七年六月十五日夜、木脇大炊助祐兄・山田伊豫守等

ノ數人貴久ヲ奉シ小野村ニ走り、實久ノ兵襲來ルノ變ヲ

避ク、其後祐兄ニ伊集院恋之原村ヲ與フ、

『島津貫久譜中』

一忠兼主信島津八郎左衛門尉實久之偽謀、忽變心矣、因

茲大永七年丁亥六月十一日、實久發軍衆、以今夜陷日

新齋之領地伊集院・日置兩城矣、丁此時、鹿兒島勇士

三百餘人有屬實久之疑、然則為衆敵所襲逼者非所可疑、

速不可不去居處、待夜暗密進發、於茲乎、▽(註)只山田伊

豫守△木脇大炊助祐兄・眞玉民部左衛門尉重實・長井

善左衛門尉・鎌田筑前守政心・井尻九郎次郎祐宗・其

母宇多氏・園田清左衛門尉扈從矣、先入于小野村園田

清左衛門尉之宅、微服徒行之為支度之際、實久方之兵

殆乎五十騎馳至曰、今夜貴久入于此宅、速可出界、若

有固辭、則各入室中可擒焉、園田氏潛入吾於宅後小社

中云々、

【國史貴久傳】

大永七年六月十一日、引出水・串木野・市來等兵陷伊集院城、復遣加世田・川辺・加兒・山田之兵陷谷山城、伊集院城、^傳意字、治城云々中間略、實久既取伊集院・谷山、遂使神殿^傳神田△寺告於公、請反守護職於我、不反則吾將以武取之矣、伊集院大和守忠朗等答曰、汝能以武取之乎、則我將以武守之矣、於是群臣會議、或言乘城禦之、或言投寺避

之、公聞之曰、身已為守護職矣、而乃避寇托寺、不亦遺身後羞乎、只當致死守此城耳、時公年甫十四、衆皆歎其英達夙成、摠黃套軍記、神田寺指其寺主而言、指寺主稱某寺、今世亦然、伊集院有神殿村、無神田寺、川辺神殿村有神殿寺、略久、於是或言鹿兒島亦有應實久者、漸至三百餘人、園

田清左衛門尉實明知之、來告曰、此間恐有倉卒之變、宜速避之、十五日^{黃套軍記作}五月十五日^傳夜、與山田伊豫守・木脇大炊助祐兄・眞玉民部左衛門尉重實・長井善左衛門尉・鎌田筑前

（頭也）鹿兒島小野村守政心・井尻九郎次郎祐宗等奉公西走小野、摠大中公、梅岳君旧譜、註略、政心政年之孫也、摠鎌田隼人系圖、原書政年生政盛、政盛生政又、而從大中公難者政盛、與此不同、政年見文明六年、賊徒果遣五十騎追之、迹且至、乃匿公於實明宅後聖

宮、追兵已至、謂實明曰、出公、不即且搜汝家、不讀、實明曰、公不在吾家、而汝等妄意之、且使汝等搜我家中、

若不獲公、吾亦不釋汝輩、我有家臣若干人、將與汝等俱

靡矣、辞色並勵、追兵乃去、摠大中公、梅岳君旧譜、公既免於危難、即如田布施、路過伊作城下、入見大翁公、公說、說讀、曰悅、謂公曰、實久謀反非我所知也、止公宿、款待三日、然後送

之、十八日、公至田布施、旧譜曰款待三日、按、十五日夜公去鹿兒島、十八日至田布施、則留伊作二日、旧譜言三日者、蓋二十一日、大翁公復暇鹿兒島、實久誘之也、黃套軍記作二十六日、

【國史貴久傳】

天文五年丙申春二月二十五日云云、島津實久使町田中務

少輔久用居伊集院城、梅岳公遣人誘之、不從、會久用如

鹿兒島、三月七日、梅岳君與公俱帥千餘騎襲伊集院城、

遂陷、摠梅岳君旧譜、久用町田氏之支庶也、町田清久第六子曰土佐守則久、久用則久之曾孫也、

【國史貴久傳】

天文五年九月二十三日、梅岳君遣伊集院忠朗拔伊集院大

田原壘、大田原壘遺墟在伊集院、孫野田村、冬閏十月十八日云云、土橋勘解由

左衛門尉因桑^傳田孫六左衛門尉・鮫島某乞降、十一月二十

八日夜、燔伊集院長崎墨來降、伊集院氏支族有土橋氏、梅岳君、殺桑波田河内守・桑波田式部少輔、見上二年、而桑波田孫六取局不詳、此云桑波田孫六、左衛門尉、豈即孫六歟、長崎墨遺墟在伊集院、係竹山村、伊集院神殿墨戌兵有屋田氏・関氏・否笠氏、皆應梅岳君、二十九日、梅岳君下神殿墨、伊集院支族有屋田氏、伊集院神殿村多古城墟、

〔地理纂考〕

一字治城 本城或ハ鉄山丸とも号す、曆應三年八月、伊集院長門忠國島津氏に反して當城に據る、五代島津貞久是を討て當城を抜く、忠國平城に走る、平城ハ當城の中の一郭なり、四年八月及び永康永元年八月、貞久平城を攻む、忠國固く守て下らず、宝徳二年二月、九代島津忠國是を攻む、伊集院大隅熙久忠國よ肥後國に通る、大永六年十二月、十四代島津勝久當所を島津相模忠良に與ふ、七年、叛臣出水領主島津八郎左エ門實久是を襲ふ、時に忠良大隅加治木にあり、城兵戦ひ利あらず、實久遂に城を抜き、町田中務久用町田の宗家ハ下条石谷城に詳かなりに命して當城を守らしむ、忠良人を遣し是を諭すと云へとも従はず、天文五年三月七日、忠良其子貴久を將として一千餘の兵を卒ひ遂に當城を抜き、同十四年、貴久田布施城を去て當城に移り、十九年庚戌十二

月、又鹿兒島に徙る、

〔島津貴久記〕

天文五年丙申三月七日、忠良入道殿御父子三人相計而伊集院之城ヲ切落ス、此由ヲ眞幸ヘ致注進間、是人國之基成トテ、御悅ハ無限、同九月廿三夜、伊集院大和守ヲ為武將大田原之椿ヲ丸忍取△、霜月廿八日、土橋勘解由左衛門長崎之椿ニ懸火可參御方由、桑波田孫力彌六左衛門・鮫島兩人ヲシテ申、九月廿九日、從神殿椿有屋田・関・否笠軍衆ヲ引入御幕下ニ可參由ヲ申、故ニ忠良入道彼地ニ発向ス、從本無シ月者、雨ハ降、闇事前後ヲ不辨、爰ニ一ツ瑞相有、入道殿之左右方ニ、始ハ如螢火之見エケルカ、後ニハ有明之蠟燭程ニ成テ、二ツ三ツ先立ケルトカヤ、書稻荷明神之感應成トテ各奉合掌、同霜月七日、石谷伊賀守御方ニ被參、明ハ天文六年丁酉正月七日、竹山之椿ヲ被攻、從入來院合力ス、他之勢ヲ借事は始也、肥後助西其外名字ノ者十三人討取、同二月、敵福山之椿捨テ去ル、同月、犬迫之椿セメトル云々、

【高津忠國譜中】

伊集院大隅守熙久者、妻我之長女、雖為親子之交、專逆心、其陰謀既露顯、以故寶德二年庚午二月廿四日、攻退於伊集院城、熙久向肥後州遁去也、

荒瀬
一 搦手口

【御戰場由緒記】

一 一字治城 日置郡伊集院ニあり、

【伊集院由緒札帳】

本城 大田村之内麓

一字治ノ城 又唱鉄丸山、

一城廻り半里六町拾間

一御屋地十八間廿六間 畦ニシテ壹反五畦拾八歩

城内小名

一 大手口 一曲田城

一 阿多城 一町田口

一 護摩所 一中尾

一 入佐城 一根木口

一 新地 一松之尾城又神明城共云、

一 内城又釣瓶之城共云、此城内井戸有、

一 平城 一彦城

一 大保屋鋪

一一慶屋鋪

一 荒瀬平

所被遊候、

【雜抄】

一 雪窓院

天正十五年五月六日、義久公發于鹿兒島到伊集院、入當寺、為髡名龍伯、同八日、詣太平寺、依佐々陸奥守・堀左衛門佑之指南而見于秀吉公、寶刀大小二柄備前包平三條宗近賜之、其翌九日、賜薩摩一國安堵之台書云々、

【喜入氏家譜】

天文五年丙申三月、梅岳君及大中公舉兵、七日、進復伊集院城、使邊報知般若寺、公聞大懼曰、宗室興復由是將近、寡人幸孰如焉、十一日、新納忠勝往謁公般若寺、公語忠勝亦如之、九月廿三日、梅岳君遣伊集院大和守忠朗夜襲大田原堡取之、廿九日、有屋田某疑當治部少輔等以神殿堡降大中公、十一月廿八日、土橋勘解由左衛門亦自幡長崎堡降、十二月七日、石谷伊賀守忠榮亦以石谷城降、同六年丁酉正月七日、前此、實久欲復伊集院、移肥後如世於竹山堡以備之、是日、大中公發兵攻竹山克之、○此月、山北黨委福山堡在伊集院去、公進兵取犬迫堡云云、

【入来院重聰傳】

天文六年酉正月七日、貴久公陷竹山砦、攻殺肥後入道助西、時重聰奉加勢、其中萩采女者、討強敵長瀬平左衛門拔戰功云々、

【旧記】

伊集院上神殿領主税所次郎太夫道祐按ルニ、道祐ノ叔父ヲ税所檢校ト云、其弟税所二郎信

祐ト云、即道祐ノ父ニシテ、大隅國帖佐郷餅田村ヲ領セリ、

【名勝考】

○神殿ハ知加尾神社アルニ因ル、今の社地ハ嶽村ト云、

【菱刈氏譜半石エ門重廣傳】

天正二年、轉本城・曾木賜伊集院之内神殿、移居於神殿矣云云、

【右馬頭忠將譜中】

天文五年丙申三月七日、忠良攻伊集院而放火、忠將之手討捕古垣次郎・矢木主殿左エ門・若松内藏之助以下十六人、陷伊集院城、此時忠將十七歳、

【實久記】

天文六年丁酉正月七日、竹之山之柵ヲ被攻、従入来院合力ス、他之勢ヲ借事是始也、肥後助西其外名字之者實久三人討取、同二月、敵福山之柵捨テ去ル、同月、犬迫之柵攻取、去程實久衆鹿兒島・谷山ニ不忍シテ、同七日、如

川邊之越山ス云々、

【樺山玄佐自記】

されは、昨日ニ變る飛鳥川にや、伊集院を可被取返貴久御談合ニテ、貴久・實久成御弓箭与、先竹之山之楯へ肥後怨世入道を移し、其外楯ノ事、續との促最中ニ、竹之山を日新様被切取せ、〔天文六年正月七日ノコト也〕肥後入道を被討取、從其楯共皆々〔倉良、本城、神前三城也〕井敷之城迄召取、實久鹿兒島御勘忍難成、谷山三之城、山田倉良に平田備中守云々、

【國史義弘傳】

慶長四年二月廿日、公以申木野村・荒川村・羽島村〔三村皆屬日置郡〕谷口村〔伊集院合五千石為慈眼公夫人湯沐邑〕、除其徭役、〔提貫明公旧譜〕

21 嶋津氏藏書

薩州日置郡之内くし木野村

高參千五百廿七石七斗壹升

あら川村

高——略、

は島村

高——略、

伊集院谷口村

惣高參千五百拾九石之内

高參佰四石八斗五升

惣合五千石、無公役之地進上之仕候云々略、

慶長四年二月廿日

兵庫頭

義弘判

御つほね

【右原文申木野郷ニ載せ置也】

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二六六〇号文書ノ抄ナルベシ〕

【國史義弘傳中】

慶長元年二月三日貫明公花押書、賜島津忠長七千百石、與田所食二千九百石并為一萬石、曰、卿居重職、特以與之、〔忠長領薩州郡東郷七千二百四十四石一升八合一勺六撮〕伊集院、〔竹山村三百五石八斗三升五合三勺云々略〕合一萬石〔見原文〕

【地理纂考】

石谷城 城中三郭を分つ、大永・天文の際島津實久是を

領し、石谷伊賀梅吉に命して守らしむ、天文五年、梅吉

※子長門忠榮密に貴久に書を送りて内應す、實久忠榮か異

心あるを察し、其黨大寺壹岐資安を遣し忠榮と共に城を

守らしむ、十二月七日曉、忠良衆を遣して資安を撃しむ、

貴久又橋口市左エ門兼弘に奇計を示し、急に城を攻む、

兼弘鎗を執り先登して、遂に資安を刺殺す、其後石谷氏

數世城主なり、其祖先島津忠時第七子常陸忠経の第三子

町田五郎太郎忠光に出つ、忠光より十世出羽高久石谷村

を領し、石谷を家号とす、福島神祠の条に見えたる石谷

梅吉ハ高久孫にて、梅久ハ梅吉子なり、梅久子忠榮に至

り氏を町田に復す、

※(頭注)

「梅吉―梅久―忠榮 忠榮ハ梅吉ノ孫ナリ」

『町田氏譜中』

伊集院譜曰、石谷城者、自元祖忠経至六代忠國雖為居城、

城内褊狹故移于郡本城、而後新築伊集院城、以移住焉、

自石谷遷于諏方神宮道場於伊集院城、由是町田家領石谷、

以居住之、號石谷也云々、此說屬孟浪、何者、始侍從房

俊忠居古城村、其後助三郎忠國以古城村平城叛貞久公、

誅伐之業已見于曆應中文書、町田忠光始稱石谷、後號町

田、既而太守忠國公再賜石谷村出羽守高久、因復以石谷

為氏云々、

『國史貞久傳』

建武四年云々、八月四日、凶徒據伊集院石谷、孫三郎頼

久遣河田慶喜擊走之、燒夷村落、

『國史忠國傳』

宝徳元年、中略、初伊集院大隅守熙久殺石谷出羽守高久、

取石谷村、高久子左京亮頼本訟於公、義天公以石谷村為夫人

十七年、蓋夫人薨、湯沐邑、見上卷應永二

後町田氏領石谷村、町田助久、見

年注、高久領石谷村、因為氏、至熙久頼久之子也云云、

於玄孫長門守忠榮復本姓町田氏、熙久頼久之子也云云、

出奔肥後、

二年庚午二月二十四日、公攻伊集院熙久於伊集院、熙久

〔國史實久傳〕

天文五年十一月二十九日、梅岳君下神殿畧、神殿村多古城墟、石谷

伊賀守梅久与其子長門守忠榮居伊集院石谷城、梅久賴本之孫也、島津實久之反也、公賜梅久・忠榮書曰、無負旧好、梅久・忠榮咸聽命焉、而脅於實久、未能從公、及梅

岳君連陷伊集院諸畧、梅久父子倚之、密獻公書為内應、而實久意忠榮有異志、召梅久及助太郎忠梅為〔為〕質、忠

梅忠榮之子也、忠梅後改久德、兵部左エ門尉、稱又遣大寺壹岐守守石谷城、十二月七日曉、忠榮潛迎梅岳君衆、殺壹岐守、是時肥後

大和守盛治法名助西居竹山畧、盛治子周防介盛家居谷口畧、皆實久黨也、各引其軍圍忠榮於石谷城、忠榮潰圍一角而出、

奔梅岳君師、大寺壹岐〔壹岐〕守之來也、忠榮以內應謀泄、遣間使告梅久・忠梅使逃飯、梅久使忠梅奔梅岳君師、而

梅久將還石谷、由小徑至萩別府、為盛治兵所害、肥後平石口畧遺城並在伊集院地頭館東南一里有餘、一係石谷村、一係谷口村、竹山畧遺城在長崎畧北、萩別府屬大迫村。

盛治黨於實久、其子盛家不從、以谷口城降大中公、与此不同、石谷城・谷口畧遺城並在伊集院地頭館東南一里有餘、一係石谷村、一係谷口村、竹山畧遺城在長崎畧北、萩別府屬大迫村。

〔全實久傳〕

天文六年丁酉春正月七日、或作九日、梅岳君陷竹山畧、殺肥後

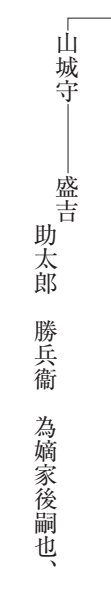
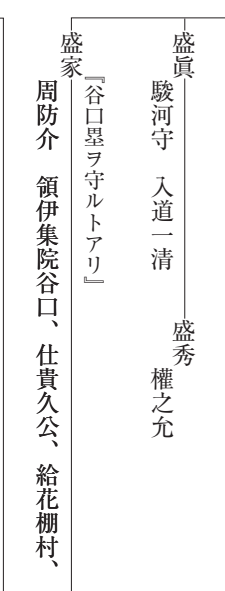
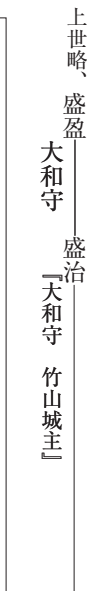
盛治、扼梅岳君旧譜十一日、本田氏遣東條出羽守侵鹿兒、鳥破壞

福昌寺以下寺社、福昌寺年代記二月、福山・犬迫二畧降于

梅岳君、梅岳君遂與公擊鹿兒島、行至大迫而止、島津實久悉府下兵逆、戰園田實明引兵自小野至、擊實久軍後、實

久敗走奔谷山、遂奔川辺、伊集院福山村有古畧、大迫村中與有古君旧譜云、梅岳君大破鹿兒島兵於小野栗山坂下、斬獲極衆、士卒譟謀、拊手鼓舞、遂呼其處為鼓筒、郡山遜志云、小野村有南泉院別業、即鼓筒地不知何扼、

〔肥後氏系圖〕



〔地理志〕

下大隅ノ内
一高城 肥後氏居城云々、勝久公御代、肥後大和守盛治
(顯注「垂水ニアリ」)
入道恕清或助西守之、其後賜伊集院竹山城而守之、

〔町田氏系圖〕

太守忠時七男

忠經

五郎 常陸守

宗長②③

彦五郎 三郎左衛門尉 號給黎、左京進

忠繼

三郎兵衛尉

忠光

五郎太郎 號町田、

俊忠

侍從房

久兼

弥五郎 圖書介 號伊集院、

二
○光俊

五郎

三
○經俊

五郎太郎

光宗

七郎左衛門尉 號飯牟禮、

四
○道俊

五郎入道

五
○實氏

五郎 常陸介

六
○助久

五郎兵衛尉

七
○清久

五郎

八
○忠良

五郎

直久

土佐守

久親

伊賀守

忠門

助六

應永廿年十二月七日、實直久弟、

從伊集院頼久之軍戰死

小野戰、

久清

五郎 飛彈守

忠清

初家久 飛彈守

子孫在志布志、

久親

伊賀守

則久

左京亮

忠幸 忠重

左京亮

郡山合戰打死、

盛久

又七 六郎左衛門尉

文明十七年二月十一日、

戰死於薩州郡山、

久用

又七 治部少輔 中務少輔

久用黨于實久守伊集院城、天文五年三月七日、

貴久公率軍攻落焉、

忠林

又七 縫殿介 加賀守

永祿四年、於隅州廻竹原山戰死、

久家

兵部少輔 讚岐守

子孫住佐土原、

成久

五郎 伊賀守

俊久

五郎 早世、

九
高久

左京亮 出羽守 號石谷、

俊久早世而無世子、故為家督也、○領石谷為履、

故號石谷、○高久奉仕于久豐公・忠國公、于時伊

集院大隅守熙久嫉之讒太守、招高久于伊集院、高

久馳到、熙久兼伏兵於妙圓寺前、圍高久、▽②高久

△力戰數回、而遂戰死、熙久掠取高久之遺領矣、

胤久

五郎左衛門尉 周防守

○忠國公御家老、子孫申良士、

※

十
賴本

左京亮

高久為熙久被害、時賴本在鹿兒府、奉訴高久無罪

被害、以蒙恩免、而後不數歲熙久積惡發覺、太守

以大軍攻擊之、熙久矢竭力屈奔他邦、

忠光

三郎五郎

忠儀

三郎五郎

忠親

左京亮

八郎左衛門尉

天文五年十二月七日、

戰死石谷、

三郎右衛門尉

與兄忠親同時戰死、

十一
梅吉

伊賀守

太守立久公使令弟式部太輔久逸守日州福島院、時

梅吉奉太守之嚴命、從吏部移居福島、賜稱吉松在

所、文明十七年秋、久逸應太守忠昌公之命、去
福島移居本領伊作庄、梅吉亦賜本領石谷矣、

十二
○梅久

八郎左衛門尉 伊賀守

大永七年丁亥、六月中旬、島津八郎左衛門尉實久發
隱謀、掠取伊集院・日置兩城、加之奉襲太守貴久
公、失防禦之術退去於鹿兒府、實久奉迎前太守勝
久公、自執權恣振威、國人不服、○天文四年乙未
十月十日、實久以下逆徒亂入鹿兒島、放火村市、
勝久公劫之出奔帖佐、實久押領鹿兒島、而後弥奮
逆威、時貴久公密賜一封于梅久父子、其旨、不忘
旧好可抽忠節、梅久・忠榮奉應嚴命俟時、天文五
年丙申三月七日之夜、貴久公攻取伊集院城、在之
奮威于遠近、梅久父子潛進使節、數奉内通、○同
年十二月六日、忠榮馳飛脚於鹿兒島、告梅久曰、
兼奉約貴久公密謀既顯、故明日將舉旗速退來、依
之梅久携嫡孫②忠梅、及深更潛出鹿兒②島、自千手堂
前經小野之徑路退去、使忠梅直參伊集院城、梅久

者要野赴石谷城、失道徘徊、夜將白、不圖會實久
之旗下肥後助西之兵於萩別府、梅久奮戰、而後為
長山某被討、相從一族家臣共戰死、

十三
○忠榮

助太郎 兵部左衛門尉 長門守 伊賀守

忠榮改石谷之號復本氏町田、氏族皆同焉、奉應貴
久公之嚴命、感其志、天文五年之七月、忝賜御證
判、忠榮弥欲抽忠志、時實久疑忠榮、使大寺壹岐
入石谷城為警衛、其兵六十許、且招寄老父梅久・
幼子②忠梅以下一族、於鹿兒島質之、以故不能
起事、窺其隙、○石谷城者介谷口ハヤシ・竹山兩城間、
谷口地頭肥後周防・竹山地頭肥後助西者、無二實
久旗下也、相議欲攻石谷、事已急、忠榮察其機、
天文五年十二月七日、招入伊集院軍衆、擊殺大寺
以下警衛之士、②石谷・竹山兵來攻城、且實久將
大軍屯二本松、谷口・竹山之兵乘機攻之甚急、忠
榮慮不能保城、擊破敵之圍、向伊集院退去、敵兵
慕之攻擊、一族家臣戰死者多、貴久公感忠榮之忠

功、蒙安堵本領町田石谷加賜神殿之高命、再入石谷城、而傳其榮于子孫、

忠成

三郎四郎 民部左衛門尉 因幡守

貴久公使忠成為令弟右馬頭忠將之家老、○永祿四年、廻戦死、

十四
○久徳

始忠梅 助太郎 兵部左衛門尉

忠房

中務少輔 周防守

為島津右馬頭征久之家老、

十五
○久倍

初久増 助太郎 伊賀守 出羽守 入道存松

天正中從軍、摧身粉骨之勞不可勝計矣、○文祿四年、存松為大口地頭代移焉、守之者有年矣、時轉石谷賜市山一所、且加賜一之宮村・長羽村等矣、
○慶長五年死、

(ハリ紙)

「古事見聞記」

市山城旧名人山

永祿十三年庚午、賜町田出羽守久倍、以為食邑地、天正六年、久倍移鎮伊集院、故令一族町田新左衛門尉久吉守之、天正八年水俣出陣人數賦ニ市山城地頭町田新左衛門トアリ、其後大口郷ニ隸ス、

「地理志」

文祿年中一國一城ニ被仰渡候時分、大口ヲ御居城被遊、町田出羽守久倍ヲ城代ニ被召置候、

『永祿十二年九月大口落城、新納忠元ヲ大口地頭ニ、山野ヲ義虎ニ與ヘラレシ時、久倍ニ市山ヲ賜ヒシコト、此系譜中ニ脱セリ、地理志ノ説ト同時ニ譜中誤ルナラン、永祿十三年ヨリ文祿四年ニ至ル年數二十六也』

○忠綱

五郎太郎 左京亮

文祿二年、病死於唐島之陣中、

○久幸

初久章 助太郎 勝兵衛尉 圖書頭

實忠綱弟也、○慶長六年、被補伊集院地頭職、為
 市山之返地賜本領石谷村、且又為一之宮返地賜與
 倉・中原両〔中〕村之内、同八年、賜長羽村返地、
 ○寛永元年死、

○忠尚 初忠共 出羽
 實太守家久公之六男也、延宝^{③四}二年死、

○久孝 勝兵衛
 ○久東 孝左衛門
 ○久居 助太夫
 ○久儔 郷九郎

○久連 監物
 ○久視 監物
 ○久要 勝兵衛 監物 勝介

○久成 五郎太郎 助太郎 圖書

※(別紙綴込)
 「(頭注)以下貴久」
 天文廿三年九月云々、攻岩劍城、十七日云々、廿日云々、十

月十九日、徙岩劍城、

弘治二年、伐蒲生氏云々、

三年三月云々、蒲生北村攻ノ時、忠平重創ヲ被、

永祿二年、島津忠親居飢肥云々、

三年三月、松齡公如飢肥、

四年十月云々、松齡公在飢肥云々、

五年、松齡公還鹿兒島云々、秋九月十七日云々、

七年、北原兼親云々、初相良氏云々、十一月十七日、徙飯野

城云々、

九年十月云々、攻三山城、

〔(頭注)以下義久〕
 十年七月云々、擊菱刈氏云々、

十一年云々、公與大中公・松齡公次於馬越云々、

八月、大口凶徒云々、十一月、松齡公云々、

十二年九月十日云々、此行也、松齡公云々、

元龜三年夏五月三日云々、木崎原ノコト、

天正四年八月十六日、公伐高原云々、廿八日云々、賜松齡公

三山云々、

五年云々、伊東義祐以福永丹波守云々、松齡公自飯野至云々、

十二月九日云々、十二日云々、

江集院世譜記

西別府村巖石谷
城より辰巳、酉年
里計ニテリ

巖

山ノ巖
城ノ巖
城ノ巖
城ノ巖



『地理纂考』

麥生田城 連山の中に両郭東西に相並ひ、四方各塚ホリキリ塹現存し、相距ること半町余なり、里俗東を上陣、西を下陣と唱ふ、東西の麓に麥生田川西流す、神の川の上流なり、橋口兼弘居城なり、橋口氏系圖を按するに、兼弘ハ大隅國肝付の領主肝付河内伴兼石の第二子肝付兵衛兼市の裔胄にて、兼市日向三俣院郡司なり、故に三俣とも号す、兼市嫡嗣を肝付八郎兼重といふ、累代肝付を領す云々、備前兼廣上神殿村橋口に住居し、家号を橋口といふ、兼弘ハ兼廣より四世なり、島津貴久に仕へ、數密旨を奉して軍機を助く、天文五年丙申十二月七日、石谷の軍に兼弘功あり、貴久陣刀一口を與へ、又麥生田村を與ふ、是より當城に移る、永祿七年甲子、島津義弘日向國眞幸院に移る云々、

長崎城 島津実久か黨肥後大和盛治居城なり、天文六年丁酉正月、島津忠良是を攻む、入來院彈正重聰師を帥て是に會す、忠良の軍兵勢を得て攻撃す、守將盛治以下十余人戦死して城陥る、當城より北三町許に小迫越といへる所に高き砦の跡あり、盛治戦死の跡なり、松樹二本を

裁て標とす、

(ハリ紙)

『諸家大概記』

長崎氏上代之儀不詳候、長崎為右衛門・同喜兵衛祖父杯幸侃ニ致隨身候而、後昵近ニ為罷成由候、喜兵衛祖父佐渡ハ、其父V^⑧恒吉之城主之由候、国分衆中長崎千右衛門△先祖者、伊集院之内長崎^⑧楯^楯を持為申由候、長崎与申所V^⑧彼所ニ△有之、如何様在名をV^⑧いつれも△名乗為申与存候云々、

(地理纂考)

〔全〕

(頭注)『古城村』

内城 侍従房俊忠居城なりといふ、俊忠ハ島津忠時第三子^⑧島津常陸守忠経の第八ノ子にて、初め僧となり、後還俗す、其子久兼に至り伊集院を家号とす、

『伊集院由緒札帳』

- 一 古城原徳重村 本城川越ニ有り、戊亥ノ方高キ岡也、
- 一 古城同村 本城ヨリ北之方川越之嶮岨也、
- 一 陣之口^{野田村・苗代}川村境大田原 古城跡、天文五年九月廿三日、日新公伊集院大和守を大将として伊集院江御責入、大田

原之墨落去与有之、

一長崎城竹之山村
字助西

又助西ヶ城共唱ふ、肥後助西居城ニ而、天文五年丙申十一月廿八日、土橋勘解由左衛門長崎城

ニ火を掛日新公江降参、其外伊集院村之領主悉致降参、

入御手候處、當城主肥後助西計不致降参、天文六年西

正月七日戦死之由、當城より北之方小迫越ニ高キ砦之

跡有之、右所ニ而戦死之由、助西塚与申候而、于今自

然石之古石相立、側ニ松貳本有之候、

一谷口城上谷口村
福山村境

榊之城共唱、肥後周防居城之由候處、伊集院村之領主悉日新公御手ニ入、天文六年丁酉正月、

右周防弟竹之山村領主肥後助西戦死ニ而、同年周防事

者谷口城を日新公江差上、鹿兒嶋之様退去之由、

一陣之岡上谷口村

谷口城より申西之方貳町計、迫川を隔高岡ニ陣取之跡有之、谷口城向陣与申傳候、

一内城古城村

此内城ノ内三重アリ、上ヲまん城、中ヲ内城、下ヲ

平城ト云、内城より辰巳之方迫越凡貳町許向城ト云、

申ノ方同断松ヶ城ト云アリ、

右者、三代久經公之御舎弟忠經之御子侍従房俊忠ニ古

城村を賜り、當城江居住、其子弥五郎久兼号伊集院、

二三代之内ニ子孫繁榮、伊集院其外諸所押領ス、

一陣之岡猪鹿倉村横道ノ上 麓本城ヨリ卯方八町程相隔、本

城江敵寄七候時之陣場ト申傳候、

一妙圓寺之前徳重村之内麓

石谷之領主町田出羽守高久久豊公・忠國公江奉仕、時ニ伊集院大隅守熙久嫉之、太

守江奉讒言、高久伊集院本城江被召呼刻、熙久兵を妙

圓寺門前江伏置、高久を待受合戦、高久刀戦數回ニシ

テ終被致戦死、熙久者高久之遺領石谷を被致押領候由、

石谷出羽守高久之墓 高三尺九寸
芝切立

墓ノ裏ニ、元祖十一代町田高久仕 太守大岳公為執政、

再賜石谷邑、因稱石谷氏、寶徳元年己巳、戦死妙圓寺

前、乃葬于此、法名善伸智道、至今茲文化壬申三百六

十二年矣、左右小墓従高久陣歿者也、十六世孫町田久

視誌、

一平等寺 麥生田村
久保山

應永年中、久豊公伊集院為御退治滿家院川田ヨリ伊集院麥生田平等寺江押寄、御對陣之場与

申傳候、

一小峯之尾 大田村之
内小峯

天文五年丙申三月七日、日新公御父

子忠良公伊集院本城御責之刻、右小峯之尾ニ御仮陣を被
為取、夜中城之後根木口まで狐火之嘉瑞有之、荒瀬平

報恩寺之前より御忍渡被遊御責候得ハ、則落城仕候由
申傳候、

一古城跡

一上神殿村上之段 一上神殿村之内中神殿

一下神殿村立迫 一下神殿村手ノ宇都

一桑畑村長自 一苗代川村椿

一野田村栗山 一野田村本村

一野田村野本 一寺脇村瀬戸上

一寺脇村梨子木 一直木村二俣

一郡村廣濟寺山中 一春山村城

此城ノ下ニ死骸玉ト云アリ、側ニ六四田鹿死ト云ア

リ、死骸玉ノ内ニ千人塚ト云塚アリ、ヌカリ田也、

一古陣跡

一嶽村東原 一麥生田村理性院

一麥生田村後迫

右古城跡堀ノ跡于今分明ニ有之、由緒詳カナラス、天
文中、日新公御父子伊集院大田原ノ墨を御責落、夫

より悉入御手候由、其比ノ古戰場ニ而可有之申傳候、

一 中川村 島津圖書持切在

一 福山村 全

右二ヶ村、島津圖書忠長入道紹益文祿五年高麗陣軍功

ニ依リ七千石余加増、其後下野久元代慶長十九年甲寅

六月晦日已来不相變持切ニ被仰付、山野共ニ致取納云

々、

一 嶽村凡五里九町五十間廻リ

内三里拾八町廻リ里嶽北郷内記持切在

右、北郷作左衛門久精、萬治二年御支配ニ付、領分ノ

内庄内水流丸・佳例川・高岡ノ内鬼塚村等繰替地ニ被

仰付、右為替地持切在ニ被仰付候云々、

【諸家大概記】

久木崎氏姓追而可考、伊集院之内久木崎村を領知シ、定

家号候云々、

『正平ノ比、伊十院ノ人ニ久木崎五郎三郎久春・久木崎五郎兵

衛尉ナト旧記ニミユ、考ヘシ』

〔國史〕

應永廿一年、上文略、公之即位也、使伊地知縫殿助詣砦山城謂久世曰、自今以後願釋宿怨、久世聽命、復使本田安了謂久世、欲共討伊集院賴久、久世許之、至是公軍平〔頭注〕市來郷参考スヘシ等寺、久世與叔父山城守忠朝出軍、至市來宮園而止、公使趣久世出桑波田寺脇、久世觀望不進、賴久伺之、以精兵一千餘人擊公軍、公敗走、賴久逐窘公、吉田某・肝付某・加治屋大藏等還鬪甚力、公乃得免、而久世遂附賴久、賴久與之川辺、由是久世從碓山徒川辺焉、寺脇村、市來郷湯田村有地名宮園、大里村亦有宮園門云々

22 小根占池端氏文書

※1 大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為誅伐薩摩國凶徒等、御發向之間、最前馳參、賜御前陣、去年八月、御對治同國伊集院一字治城并市來城等之時、致合戰忠節訖、爰屬于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致軍忠之由、依被成御奉書、同月十二日、肝付八郎兼重・中村彈正忠秀純等楯籠押寄于鹿兒島郡東福寺城、日夜致合戰、今年四月廿六日、攻落東福寺山城矣、同廿八

日、尾頸小城同没落訖、將又今月一日、矢上左衛門五郎

高純楯籠押寄于同郡催馬樂城、致合戰之處、同十六日、

御對治訖、然早自去年八月迄于今日日、於所々數ヶ度合

戰、致軍忠之上者、預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應四年後四月 日 承了(花押) 〔道鑑〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二二号文書ト同一文書ナルベシ

※1〔頭注〕

「肝付兼重譜」

興國二年庚辰〔元〕北朝曆八月、公率祢寢清種・重種・又五郎^⑩清

増・相伴三郎保末等、如伊集院、攻一字治及市來二城△重種・清増

等為先鋒皆下之、市來時家乃降、當此時、兼重既収散兵又^⑪入

鹿兒島云云」

※2〔頭注〕

「〔國史〕

曆應三年八月、公率祢寢清種・孫四郎重種・相保末等、攻

伊集院一字治城、又攻市來城、皆下之、市來時家降、伊集院郷大田

村有一字
治城遺墟」

23 全

大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御發向于谷山郡之間、最前馳參、同七日、致散々合戰畢、將又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、為後證、粗言上如件、

曆應五年九月 日

承了〔道鑑〕
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

右全文大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右全文大隅國祢寢又五郎清増軍忠事

24『小根占池端氏文書』

※ 大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右、為對治薩州凶徒等、御發向之間、最前馳參、以去月十五日、助三郎忠國楯籠對于伊集院平城、致軍忠畢、將又、被寄于阿多郡・加世田別府〔等〕之時、於所々致忠節訖、然早預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應四年九月 日

承了〔道鑑判〕
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

※(頭注)

「大隅國祢寢弥次郎清種軍忠狀同年同日大同小異文略ス」

薩摩國和泉相伴三郎保末及同彌三郎保三軍忠狀

自去八月十六日、打入伊集院并阿多郡、致合戰云々略、

但曆應四年九月、判アリ、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇・二二三二号文書ニ当タル)

『肝付兼重譜中』

曆應五年壬午八月四日、公親將兵伐泰季黨於自在原、在伊集院、

和泉保末等從有功、五日、進入谷山云云、十三日、又率

清種等入伊集院、擊助三郎忠國於平城、立塞攻之、

25『高尾野出水氏藏』

目安

薩摩國和泉伴三郎保末申所々軍忠事

※ 以今年八月四日、伊集院内自在原於始而、同六日、谷山

郡佐々野木原取陣、同未尅於中手尾崎合戰早、同七日、重以令致散々合戰之條、大將御見知之上者、給御證判、為預御注進、恐々言上如件、

曆應五年九月 日 承了判〔嶋津道鑑也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔ハリ紙〕

「自在原ノ地伊集院郷何村ニ係ルカ、此戰國史ニモ見ヘス、」

26『小根占池端氏藏』

大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御發向于谷山郡之間、最前馳參、同七日、致散々合戰訖、將又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒等楯籠平城、致忠節訖、然早預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應五年九月 日 承了判〔嶋津道鑑判也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八号文書ト同一文書ナルベシ〕

『池端氏藏』

大隅國祢寢又五郎清增軍忠狀同年同文略、大隅國祢寢次郎清種軍忠狀同前略、

27『比志島氏藏』

伊集院土橋城警固事、日限之處、二番衆遲參候間、及難儀了、日限以前早々可被馳越也、仍達如件、御執

曆應五年十月十六日 沙弥判〔島津道鑑判也〕

滿家院一族中

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六五、二二六六号文書ト同一文書ナルベシ〕

28『水引權執印藏』

目安

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所々合戰軍忠事

一薩摩國南方市來城為退治、去曆應三年八月八日、大將御發向之時、致軍忠早、

一同十一日、阿多郡池邊城云々略、

一同十一月八日云々、

一四年八月、伊集院為平城退治、御發向之時、属御手致

軍忠早、

一同月、阿多郡鮫島城云々略、

以下略、

康永二年九月 日 承了判〔総州判トアリ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二七八号文書ノ抄ナルベシ〕

〔國史吉貴記〕

享保二年三月云々、初松齡公以朝鮮人還、處諸串木野郷、

慶長八年、遷諸伊集院郷苗代川、耕田力役与編民伍、而

其中為苗代川吏人者前後十人、水山・新川水山・倅屯新川子・

伸主山倅屯子・伸守碩倅屯弟・利用利官子・欣衛利官子・李欣

達欣衛子・朴春勝、夏四月六日、以伸主山・伸守碩・李欣

達・朴春勝為伊集院衆中格、不許帶刀用姓氏、既而問其

姓、則十七氏存焉、乃使各書其姓於名上、蓋朝鮮人從松

齡公者若干口、其後男女迭為婚姻如朱陳村、種類蕃滋、

漸成一邑、其人椎結鬚髻、容貌如故俗、其辭則習和語、

然自相語仍為朝鮮語、俗造磁器、其精工者、往々中公家

人事物、故事云々、

〔地頭系圖〕

日置郡

伊集院

藤原久進 永正十六年寺脇村楠卒礼大明神棟札ニ、

比志島某 天文八年棟札、

平田信濃守宗温 天文四年菊月竹山村熊野棟札ニアリ、

園田筑後守 貴久公御代棟札直木村熊鷹大明神棟札ニアリ、

川上上野介兼久 文明ノ比地頭、初左京亮ト云、

島津治部少輔久定 吉利三代、日新公ニ仕テ、
久定 右衛門太夫ト云、貴久公改鹿籠賜吉利
移居、且被補伊集院地頭職、天文ノ初比カ、

本田下野守親當 尚トモ
仕日新公、古籬の子也、

伊地知美作守重常 大中公時、領伊集院油須木地頭、

本田山城守親歳入道嘉辰 貴久公御申口役、丹波親純弟也、初彈
正ト云、

島津右衛門太夫孝久 天文二十二年稱荷棟札ニアリ、久定ノコト
カ、

町田出羽守久倍 天正八年比、同十五年迄、永祿七年棟札ニ石谷助
太郎藤原久倍トアリ、

比志島紀伊守 慶長五年子棟札ニ、

上井伊勢守覚兼 大關西征後、去日州宮寄補此地地頭職、天正十七
年六月十二日、於伊集院病卒、

島津下總守常久 慶長十九年比、

町田勝兵衛久幸 慶長六年ヨリ、後圖書頭 高山地頭に轉ず、

敷根中務少輔立頼

慶長ノ末比トミユ、元和三年ヨリ大口地頭トアリ、

三原左衛門佐重庸

寛永九年比、寛永三年寅七月諏訪棟札ニ重饒トアリ、十二年ニモアリ、

頼娃左馬頭久政

慶安ノ比御家老職ニテ、二年己丑三月十三日死去、正保元年迄ハ高岡地頭トアリ、夫ヨリ伊集院地頭ニ補セラレシトミヘタリ、

島津彈正少輔久慶

島津市正忠廣入道萬山

家久公御四男、初忠弘 大隅 主計

島津圖書久通

承應四年正月八日定、寛文五年棟札ニミユ、同七年ニモ、

島津豊前守久邦

大目附役、寛文九年五月二十八日ヨリ定地頭、初久武 次郎三郎 後豊後守久達

島津中務久輝

初又七郎 延寶五年八月十五日ヨリ定、

島津甲斐久武

延寶八年甲八月十二日、天和三棟札ニアリ、

島津大學久守

貞享三年寅七月十二日或二年冬ヨリ同三年迄、

喜入右衛門久亮

貞享五年辰十月十五日或三年春ヨリ元禄十二年春迄、後又兵衛 安房 御家老役也、

島津圖書久供

元禄十二年卯五月九日ヨリ同十四年迄、

川上式部久重

元禄十四年巳九月十四日ヨリ、

島津勘解由久當

寶永三戊六月六日或正月ヨリ、

島津内膳久兵

寶永七年寅ヨリ、

伊集院神社

『名勝志』

諏方大明神

下谷[◎]村に鎮座、地頭仮屋^同村を距ること巳午

方卷町許也、祭神前に同し、祭七月、勸請年月詳かならず、

初め石原村^(ママ)町田原に安鎮ありしを、爰に遷座すといふ、

そのかミ領主伊集院長門守忠國鷹狩の時、信州諏方神官

の族中島宮内少輔なるもの神衾を負ひ来り、町田原松樹

の下に休息しける、忠國是を見て其来由を問ひ、遂に勸

請したりといひ傳ふ、邦君大岳公勸請し給ひしよ、伊集院の惣鎮

守にして、社司小田原某、別當を神護院といふ、

『伊集院由緒札帳』

正躰銅圓形之内佛像貳躰^{千手觀音}、長三寸八部、此圓形ノ

裏、應永十一年九月十二日さるのきやうあんと書付有、上

宮下宮共各記載あり、

『伊集院由緒札帳』

一願書巻通

29 依志、謹頭誠心、炷不断香、奉獻諏訪上下大明神御寶

前、永代不可有断絶、仍香資[◎]当所[△]麥生田名之内叢

原屋敷奉寄進者無疑、右所祈意趣者、御當家御武運長

久、且者久倍息災安穩、子孫繁昌、√且者△當境無事、

衆人快樂者也、若於後日有疎略之儀者、可其沙汰、仍

證狀如件、

町田出羽介

天正八年庚辰仲秋廿五日

久倍判

中島宮内少輔殿

(本文書ハ「旧記雜録後編一」一一六九号文書ト同一文書ナルベシ)

一立久公ヨリ諏訪両頭掛田數六拾町被成御定候御書付

30

薩摩國伊集院諏訪御祭礼年回田數番帳之支

一番 直木名 猪鹿倉名 平神之川名

日置庄ノ内 滿家院之内
放勒寺名 郡山

二番 黒葛原名 谷口名

桑波田名 南郷

三番 福山名 土橋名

有屋田名 西俣名半分 小山田名

滿家院之内
中俣名

四番 大田名 今竹名 山田名 日置庄之内
古垣名

新御領名 吉富名 飯牟礼名

五番 比志嶋 河田

滿家院之内
同院之内
東俣名 西俣名半分

六番 下神殿名 春山名

日置庄之内
吉利名 入佐名

七番 野田名 持丸名 上神殿名

小井ノ原名 寺脇名 松本名

八番 石谷名 清藤名 麦生田名

竹之山名 徳重名 中山田名

中川名

九番 阿多郡
南方

右、此御祭礼之支、雖多舊規其例、依有逼難致分別之
条、前陸奥守立久御代集巧人令評定、一年分両頭之田
數六拾町所定置也、雖然猶以巨細無存知方間、書記處
也、

永正十一年十二月十五日 鳥取播磨守

大宮司中島殿

藤原政茂判

一 諏訪大明神造管棟札

當大檀那藤原忠治十六歲、當奉行鳥取伊勢守藤原政茂三十五歲、大工窪田四郎左衛門家安、小工臼井半左衛門尉、鍛冶久木田三郎左衛門尉政安、
一 忠兼公御判并御家老衆七人連名書附

忠兼判 讚岐守景元判 越後守宗政判

藤原千新判 ^(親) 備中守景豐

伴兼演 伊豆守政綱判

因幡守兼親判

右原書、先年御用ニ付肥後仁右衛門殿 江差出、御返シ不被下云々、

一天正十三年乙酉七月廿八日、御頭殿平田新左衛門尉殿子息、同名豊前守殿子息、

一天正十四年丙戌七月廿八日、御頭殿野村兵部少輔殿子息、同名右京亮殿子息、

一天正十五年丁亥七月廿八日、御頭殿有屋田加賀守殿子

息、比志島源左衛門尉殿子息、

一天正十六年戊子七月廿八日、御頭殿左春成、右木原、

一天文中、貴久公伊集院入御手御入城之刻、加世田居

住小田原駿河御供仕、貴久公伊集院之諏訪被遊御崇敬、

右駿河社司ニ被仰付、伊集院中社家支配頭被仰付候、

31 猶く、尤至攝州雖可申入候、當分其地へ御入候儀

をも不存候間、直ニ申渡候、是又為御心得候、

態令啓入候、仍從 惟新様貴所へ御用所之儀在之由被

仰出候条、中臣之祓之本并服忌令可有持參之由御意ニ

而候、然間早々可有參上事尤候、恐々謹言、

本田源右衛門

三月廿七日 親商

小田原左馬助殿 御宿所

32

惟新様御煩ニ付、為御祈念貴所事可有參上之由候、御
急用之儀候間、早々御打立、不嫌夜白可有御參候、油
断有間敷候、恐々謹言、

十二月十四日

本田源右衛門

親商判

河上四郎兵衛

忠(兄)シレス判

小田原左馬助殿

一慶長四年、伊集院より高岡江数拾人被召移候砌、小田原左馬介嫡子三郎太郎事茂被召移候處、親左馬介病死、神職難相勤ニ付、三郎太郎儀者伊十院江被召返候由、

態申候、仍小田原三郎太郎殿其許社人之儀候得共、此中親社役被仕候付、高岡衆一分ニ候處、親もはや被相果候、然者三郎太郎事、其方罷居候ハて不叶人之儀候間、總州様へ被申上、被召移候而可然候、高岡へ公役被仕候高式十八石五斗六升四合分則曳下候間、御方高可被召加候、勿論七分出銀者高岡へ上納被申候、為御存知候、恐々謹言、

比志嶋紀伊守

五月十日

國貞

関豊前守殿

上原二右衛門尉殿
御宿所

一鹿兒島諏訪大明神者、伊集院之諏訪を天文十九年庚戌貴久公伊集院本城より鹿兒島御屋形江被遊御移候節御引移ニ而、鹿兒島摩利支天堂之跡江被遊御勸請、神主本田家江被仰付、宅地ハ的場として往古之弓場地なりと申傳候、

『以上田緒札帳抄出ス』

『名勝志』

稲荷大明神 下谷口村上之平にあり、地頭飯屋より申西方五町許り、祭神前に同し、祭十一月十五日天文四年乙未三月七日、梅岳公伊集院城を攻め給ふ時、大田村小峯之尾に陣し、從臣本田石見房慶俊をして明神に冥慮を禱る、本城の後根木口と云所に狐火の嘉瑞ありて城を攻む、忽に落去す、故を以て明年丙申四月廿一日、慶俊に命して勸請し給ひ、神鏡を納む、

『名勝志』

多賀大明神 下谷口村内田坊に鎮座、地頭仮屋を距ること辰方六町余、元龜元年庚午二月、大中公勸請し給ふと云、内田坊ハ真言宗莊嚴寺の末寺也、

『伊集院由緒記』

一稻荷大明神社（口脱之）
下谷村ノ内
麓上ノ平

上宮十一面 中宮千手 東中宮毘沙門 西中宮不動

下宮如意輪 明夫宮文珠

右六躰、唐金輪方形ニ正躰座像ノ居物、表ニ文字

彫刻、

大檀越嶋津藤原朝臣相州忠良并貴久

天文五丙申肆月廿一日 願主石見房慶俊

權大僧都頼盛敬白

左右脇立 白狐神

右、忠良公・貴久公伊集院本城被遊御責候刻、大田村

小峯尾与申所被居假 御陣、本田石見坊御供候故、稻

荷江御祈願被仰付候處、夜中城之後根木口与申所江狐

火之嘉瑞有之、右火ニ付被遊御責候得ハ、輒及落城候

34

二付、天文五年丙申四月廿一日、稻荷御勸請候由、

差出目録之事

御稻荷御神領

大田名ノ内
楠木藪門

田島屋鋪貳町八反四畦廿歩、彼知行御稻荷江御付有之事、（天文）四霜月十六日、馬ノ刻鹿兒島於御假屋一着候事、

武庫様為御意御使者衆本田半兵衛尉殿
本田源右衛門尉殿彼以両使一着候、

本田豊前坊

慶長貳年丁酉七月二日

親信判

上井神五郎殿

（本文書ハ「旧記雜録後編三」二四九号文書ノ抄ナルベシ）

『名勝志』

熊野新宮三所權現 猪鹿倉村に鎮座、地頭仮屋を距ること卯辰方五町余、祭神三座、克解男神・伊弉册尊・速玉男神正祭六月十五日、傳へ称

す、當社ハ、得佛公薩州に下向し給ふ時、洋中に於て風

波あらく、御誓願の旨あり、其後伊集院日置浦に着船し

給ふ、故に伊集院本城の東に勸請し給ふといふ、歲月詳

かならず、日置帆之湊ハ其時帆を卸したる所なり、下口浦ハ陸下の所也といひ傳ふ、未其證とする所を考へす、是枝連境坊社頭を格護す、杜官を永尾右近と云、

【名勝志】

智賀尾六所權現 嶽村に鎮座、地頭飯屋を距ること丑寅方式里許り、勸請年曆詳かならず、祭神十二座、陽神六座、陰神六座、安鎮す、神名詳かならず、正祭九月十九日、三代實録第四卷貞觀二年三月二十日、薩摩國智賀尾神授從五位上と云々、いにしへ同村餅川上之岡に鎮座ありて大社なりしに、野火の為に社殿焼亡し、其後今の地に迁すといへり、其年月傳ハらず、神體の背に永正三年丙寅四月吉日と誌るし、又棟木に同五年奉新造智賀尾六所權現社一字と見へたり、されハ是歳爰に迁宮といふべし、

【名勝考】

亦作〔誓尾〕^{⑧加}、昔時は大社にて一之宮と称へ、同村餅川上の嶺に在り云々、智賀尾は古の地、^{⑧名}尾ハ即丘なり、奉祀神世七代之神也、分注ニ、古事記曰、次国稚如浮脂似水母

漂蕩之時、如葦牙因萌騰物而成神、次国常立神^一、次豊雲野神^二、次涅土煮神、次妹沙土煮神〔次妹沙土煮神〕^三、次角棧神、次妹活代神^四、次大戸道神、次妹大戸辺神^五、次面足神、次妹吾屋惶根神^六、次伊弉諾神、次妹伊弉冉神^七、上二柱獨神各一代、次双生十柱、各二柱云一代、

總七代十二神也、○今^{⑧按}神社内陣に男躰六座、女躰六座を安置す、是豊雲野尊を陰神とせる歟、○本田親盈か神社考に熊野本宮・同新宮ともせり、何に據りしにや不詳、熊野は神名帳に熊野早玉神^{⑧社}となり、即紀伊国熊野權現にて、景行天皇御宇所創、而那智・新宮ハ後代祭之、其所祭皆同、本宮主菊理媛、新宮主速玉男、那智主事解男と云々、此神社の神像と合す、親盈か誤なるへし、

【伊集院由緒調帳】

一 神明宮社^{大田村ノ内} 正躰木像、往古伊集院本城内ニ安置有之、其後大田村江遷宮、于今本城内ニ^{神カ}新明城并護

摩所与申傳所有之、

棟札ニ、正應元年始テ勸請、寛正遷宮、大永四年遷宮、當座主神照院定盛代也、善神王再興古垣新次郎忠秀、

大願主宮里正實・猪股掃部助範房与有之、

一 稻荷大明神上谷口村之内本坊

正躰神鏡、棟札、天文廿二年

丑八月廿九日、藤原朝臣貴久公、當地頭島津右衛門大夫孝久トアリ、

一 熊野三所權現竹山村之内飯屋ノ前

正躰唐金圓形三躰、

棟札、天文四年乙未菊月十九日、藤原朝臣勝久并當地

頭平田信濃守宗温云々、

一 稻荷大明神戀之原村北ノ箇

棟札、慶長七年壬寅霜月二日、大

且那藤原忠恒公、當村持主野村宮内少輔并代官西田彦

左衛門云々、同文明九年丁酉霜月三日、大旦那武久、

大願主盛宥、文字不知秀家云々、

一 若宮大明神社直木村ノ内大村

左右鎮座、正躰木像、

棟札、大永六年丙戌沾洗廿三日、藤原朝臣貴兼、當地

頭領主息災云云、大宮司上原助五郎トアリ、

一 楠牟禮大明神社寺脇村大知

正躰木像、棟札、永正十六年十

二月九日、大檀那藤原忠兼、當地頭藤原久進、慶長十

九年甲寅卯月十一日、當檀那藤原國貞、地頭藤原常久、

一 稲富大明神社野田村ノ内宮蘭門名頭屋敷ノ内

正躰木座像三躰、本地

十一面觀音画像、裏銘、慶長十一年八月八日、施主飯

牟禮權右衛門尉光秀、大檀主藤原忠恒云々、棟札、延

德二年庚戌三月十五日、大檀那藤原朝臣友吉、大願主

云々、慶長五年丙子庚八月朔日、藤原朝臣忠恒并同女、

當地頭比志島紀伊守、大願主飯牟禮權右衛門光秀・同

紀伊介光家、○稲富大明神社者、我遠祖光秋所創建也、

光秋曾遊紀州、歸鄉之日、身負神體来、安置于郷内飯

牟禮嶽、後移今地、為我家世々氏神云々、町田權兵衛

藤原俊懿謹記、享保五年庚子四月十三日、

一 熊野六所權現上神殿村堂ノ迫

本地板面ニ勝軍地藏画像ニ、薩

陽伊集院上神殿内入江田村云々、昔日藤氏新納之久武

公此地之為主云々、永祿十二歲己巳九月、願主新納久

武内記代之妙照、大願主醫王山平等寺現住藤氏頼新權

少僧都云々、

一 諏訪上下大明神上神殿村柳田

正躰鎌、棟札、延德三年辛亥

九月、大檀那光親、大願主蒼氏太郎次郎云々、

一 山王社上神殿村上ノ箇

正躰木像、本地唐金圓形、裏ニ天正十

六年戊子二月彼岸日藤原氏女、板面ニ山王廿一社ノ梵

字、下ニ猿ノ繪アリ、裏ニ上神殿山王宮依火事奉再興

云々、大檀那藤原朝臣貴久、天文八年亥十二月朔日、

當地頭比志島云々、

一鎮守社有屋田ノ内
前畠 正躰木像、棟札、有屋田名鎮守云々、

大檀主有屋田加賀守久親、天文十二年乙巳卯月十六日

願主敬白、再興棟札、承應二年癸巳霜月吉日、光久朝

臣并久平公云々、大願主松田藏助重清、

一春日大明神社中川村之内
藏ノ下 棟札、永正五年、大檀那平之

頰孫伊地知實住・藤原氏禰山太郎并伊地知新四郎云々、

其他大工・講衆人名多シ、

一山神社福山村ノ内
奥門 棟札、天正十二年壬午八月、伊集院

谷口名甌田名門當地頭小倉左右左衛門尉、大工臼井四

郎左衛門尉・同佐渡守云云、

一小長崎大明神社福山村ノ内
新山 正躰神鏡、棟札、享祿二年

辛卯十一月吉日、大願主海田小左衛門義典・梅木十郎

右衛門、大工柏木丹波介云云、

一熊野權現社飯牟禮村之内
上宮路 正躰幣、本地觀音木立像、再

興棟札、寛永十二年二月吉日、源家久朝臣、當地頭三

原左衛門佐、願主野村賢助貞綱、

一山神社嶽村ノ内
嶽ノ内 正躰幣、造立棟札、寛永三年二月十二

日、大檀那有川新左衛門尉云々、

一熊野三所權現社嶽村ノ内
小山ノ下 正躰木座像、造立棟札、嘉吉

元年辛酉霜月廿二日、大檀那藤原之行久、大願主藤原

氏太郎兵衛云々、此棟札裏ニ、應永三十年卯歲拾月初

三日、大檀那藤原之行久云々、

一智賀尾六所權現社嶽村ノ内
前田 正躰木立像十二躰、棟札ニ

應永三十年癸卯九月廿日トアリ、不詳、又天文廿二年

癸丑二月廿四日、大檀那藤原朝臣貴久、當地頭右衛門

太夫孝久云々、額ノ裏ニ、永正十六年戊卯二月廿一日、

平山與三左衛門尉武紹・柏木源左衛門尉道重・同孫六

道弘云々、

『伊集院由緒調帳』

一 九玉大明神社郡村ノ内
草水 正躰木座像二躰、本地石立像毘

沙門、明曆四年戊戌三月棟札有り、

一 古諏方大明神社下谷口村ノ内
麓古諏訪之原 正躰木座像三躰、再興寛

文五年乙巳十一月吉日棟札有り、

一 天神社下谷口村ノ内
黒葛原 正躰木座像、天神一尊木像之下に

書付有之、棟札、黒葛原天神宮奉納阿吽神王面、大永

二年壬午八月廿五日、

一 鎮守社下谷口村ノ内 正躰木座像五躰、熊野三社大權現本平。

稻荷大明神・本平鎮守・北野天滿大自在天神・祇園牛

頭天王、由緒不詳、(元九) 文文三戊午三月再興、

一 那羅木大明神社下谷口村ノ内 正躰勸請幣、本地板面觀

音画像、裏ニ、明應六丁巳十二月十三日、薩州於伊集院 由緒不

詳、享保八年癸卯村中より再興と相見得候、

一 正八幡宮下谷口村ノ内 正躰板面ニ正八幡大菩薩、寛文

五乙巳菊月再興と相見得候棟札あり、

一 稻荷大明神社下谷口村ノ内 正躰板面ニ白狐之画像、前

ニ如意宝珠、右及破損、村中以衆力、延寶八庚申年致

再興候、棟札有之、

一 小山權現社下谷口村ノ内 正躰勸請幣、本地立木像三躰、

觀音・釈迦・薬師、元禄七辛戌二月再興之棟札あり、

一 伊勢太神宮社上谷口村ノ内 正躰木立像、

一 柿本大明神社上谷口村ノ内 正躰神鏡、元禄五壬申年霜

月之棟札あり、

一 山浦大明神社上谷口村ノ内 正躰勸請幣、本地板面ニ阿

弥陀・薬師・觀音・佛眼・愛染之梵字有り、寛文五乙

巳歳霜月十日再興棟札有り、

一 山王宮社上谷口村ノ内 正躰勸請幣、

一 小原權現社上谷口村ノ内 正躰唐金圓形三、神躰座像有、

一 鎮守社上谷口村ノ内 正躰勸請幣、由緒不詳、

一 羽黒權現社土橋村ノ内 正躰木座像五躰、鎮守・諏訪・

八幡・天神・山王・稻荷、額裏ニ延寶八年申九月九日

宰相敬白トアリ、由緒不詳、貞享三丙寅曆二月廿八日

棟札、

一 福島大明神社土橋村ノ内 正躰唐金圓形、

一 鎮守社

一 鎮守社土橋村ノ内 正躰木座像二躰、由緒不詳、

一 三社權現社竹ノ山村ノ内 正躰勸請幣、

一 鎮守社竹ノ山村ノ内 正躰木立像三躰、由緒不詳、

一 諏訪大明神社竹ノ山村ノ内 正躰勸請幣、本地板面ニ普

賢・文殊・地藏之梵字有、裏ニ、奉造立諏訪大明神一

字、權少僧都頼興、天文十四季乙巳七月廿四日敬白

一 熊野三所權現社清藤村ノ内 正躰勸請幣、由緒不詳、

一 熊野別宮鎮守社清藤村ノ内 正躰勸請幣、由緒不詳、

一 山王社猪鹿倉村 正躰木立像、由緒不詳、

一 森大明神社古城村ノ内 正躰勸請幣、由緒不詳、

一大島大明神社入佐村ノ内 正躰神鏡、天和三癸亥霜月ノ棟札有り、

一熊鷹大明神社直木村ノ内 正躰板面ニ熊鷹之繪、棟札寛文五年乙巳二月彼岸とあり、

一聖大明神社直木村ノ内 正躰幣、本地板面ニ弘法大師之画像、寛文七天丁未三月棟札あり、

一鎮守社直木村ノ内 正躰木座像二躰、

一若宮大明神社 正躰木像四躰、一躰立像、三躰座像、寛文八年戊申三月吉辰鎮守社ノ棟札あり、

一聖大明神社直木村ノ内 正躰神鏡二面、由緒不詳、

一山神社直木村ノ内 正躰勸請幣、延寶六曆戊午三月棟札有り、

一彦山權現社春山村谷ノ口 正躰神鏡・山神木座像・霧島木座像、天文二十三甲寅二月棟札有、

一山神社大田村ノ内 正躰勸請幣、由緒不詳、

一青釵大明社宮内村ノ内 正躰木座像拾壹躰、寛永二乙丑年再興棟札アリ、

一楠牟禮大明神社寺脇村ノ内 正躰木立像三躰、永正十六年十二月九日・慶長十九年甲寅卯月十一日棟札アリ、

一稻富大明神社野田村ノ内 正躰木座像三躰、木像ノ下ニ佛師阿ト書付アリ、本地板面ニ十一面觀音画像、慶長十一年丙子八月八日棟札アリ、

一額 稻富大明神 近衛權中將藤原實同謹書、延徳二年庚戌三月十五日大願主友吉敬白・慶長五丙子八月朔日ト棟札アリ、

一諏訪上下大明神社野田村ノ内 正躰神鏡二面、寶曆二年壬申三月再興棟札アリ、

一鎮守社野田村ノ内 正躰幣、延享四丁卯二月棟札アリ、

一山王社野田村ノ内 正躰木座像三躰、再興山王一字明應五年丙辰二月棟札アリ、

一山神社徳重村ノ内 正躰神鏡、元禄十三庚辰年二月棟札有、

一諏訪大明神社神ノ川村ノ内 正躰唐金扇形座像、明暦元年乙未八月廿六日棟札有、

一鎮守社神ノ川村ノ内 正躰幣、明應五丙辰二月二日棟札有、

一秋葉權現社神ノ川村ノ内 正躰神鏡、由緒不詳、

- 一 山王社 桑畑村ノ内
有村門屋敷内 正躰木立像、由緒不詳、
- 一 飯積大明神社 桑畑村ノ内
中藪門屋敷内 正躰木立像三躰、棟札、光
- 久公・綱貴公、當地頭島津圖書トアリ、
- 一 正八幡宮 下神殿村ノ内
宮ノ前 正躰木座像三躰、天和三年癸亥
- 二月廿八日棟札有、
- 一 鎮守社 下神殿村ノ内
平原 正躰天照皇大神立木像、
- 一 山神社 下神殿村ノ内
桃北門屋敷内 正躰石祠ニ座像之彫付、
- 一 霧島社 下神殿村ノ内
坂元門屋敷内 正躰神鏡二面、
- 一 天守社 下神殿村ノ内
宮田 正躰幣、
- 右四社由緒不詳、
- 一 熊野三所大權現社 上神殿村ノ内
宮ノ下り 正躰木座像六躰、延寶
- 九年辛酉九月六日棟札アリ、
- 一 稲荷大明神社 上神殿村ノ内
庵ノ宇都 正躰石祠ニ稲荷大明神ト文
- 字彫付アリ、由緒不詳、
- 一 上諏訪大明神社 上神殿村ノ内
諏方ノ追 正躰神鏡、由緒不詳、
- 一 下諏訪大明神社 右同村ノ内
上ノ段 正躰板面ニ日ノ丸、下ニ諏
- 訪ト文字有、寛保二壬戌三月廿日再興棟札アリ、
- 一 天神社 右同村ノ内
天神平 正躰焼物座像、慶長三年戊戌二月彼
- 岸廿五日棟札アリ、
- 一 飯綱大明神社 上神殿村ノ内
天神平 正躰木座像二十三躰・神鏡
- 四面、寛文七年丁未十一月吉日棟札アリ、
- 一 霧島社 郡村ノ内
徳光平 正躰石祠ニ鉾ノ割揚、延寶四丙辰十一
- 月吉日ト有、
- 一 若宮大明神社 右同村ノ内
中立野 正躰木像四躰、二躰座像、
二躰立像
- 一 鎮守社 右同村ノ内
片平 正躰幣、
- 一 山王社 右同村ノ内
込原 正躰幣、
- 右四社由緒不詳、
- 一 山王社 麥生田ノ内
今福門山ノ内 正躰木立像三躰、額面ニ山王廿一
- 社トアリ、享保四年亥九月十五日ト棟札アリ、
- 一 諏訪大明神社 右同村ノ内
芦原 正躰木立像、由緒不詳、
- 一 軍神社 右同村ノ内
上古立 正躰 刀 鉄ノ矢、
鉞ノ弓、由緒不詳、及破損、
- 寛永十六年丁卯卯月廿二日再興ト棟札アリ、
- 一 天神社 麥生田村ノ内
内立輪 正躰幣、寛政二秋冬内外新造立ト
- 棟札アリ、
- 一 八幡社 右同村ノ内
辻 正躰幣、本地唐金圓形阿弥陀座像、
- 春日大明神唐金圓形、右一字江安置、寶曆十一年辛巳
- 二月十八日棟札アリ、
- 一 諏訪上下大明神社 有屋田村ノ内
川添 正躰幣、寛保三癸亥二

月晦日棟札アリ、

一 山神社 中川村ノ内
中山田 正躰木座像、元禄十一戊寅四月吉辰

棟札有、


一 正權現社 福山村ノ内
岩下 正躰幣、

一 山王社 右同村ノ内
穂瀨門 正躰神鏡三面、

一 諏訪上下大明神社 右同村ノ内
外園 正躰神鏡、

一 鎮守社 右同村ノ内
西村 正躰幣、

右四社由緒不詳、

一 諏訪上下大明神社 飯牟禮村ノ内
宮山 正躰  左右江安置、

元禄六年酉七月十八日棟札アリ、

一 山神社 飯牟禮村ノ内
善福 正躰幣、由緒不詳、

一 熊野三社權現社 嶽村ノ内
神ノ園 正躰唐金圓形三座像、

一 若宮大明神社 正躰木座像、由緒不詳、

一 玉山宮社 苗代川ノ内
小原 正躰鈴幣、由緒不詳、

一 釵大明神社 苗代川ノ内
本屋敷 正躰釵、由緒不詳、

一 鎮守大明神社 苗代川
下原 正躰神鏡、由緒不詳、

一 鎮守社 界内
四通龍力 天神石座像、由緒不詳、

一 鎮守社 界内
広濟寺力 日吉山王木座像、由緒不詳、

一 鎮守社 同所
善福寺力 正躰板面ニ奉請日吉山王七社諸末社等、

一 穗滿社同所 正躰板面ニ穗滿大菩薩、

一 鎮守鶴ヶ岡八幡社 界内
莊嚴寺力 正躰木座像、

一 中島弁財天社同所 正躰天像石圓鏡ノ内庵ノ種子有、

一 稻荷社同所 正躰幣、

一 春日社同所 正躰木座像二躰、

一 多賀大明神社 界内
内田坊力 正躰圓鏡一面、表ニ座像ノ神躰有、

元龜元年庚午二月彼岸吉日棟札アリ、

一 鎮守社 梅岳寺力
境内 寛文改元辛丑歲八月廿六日棟札アリ、

一 熊野三所權現社 下谷口村ノ内
坂下 正躰神鏡、

一 十八伽藍社 下谷口村ノ内
坂下 正躰幣、

右両社ハ、梅岳寺由緒ノ内ニ、當山境内為鎮護熊野

三所權現・十八伽藍神等勸請創建之アリ、

一 鎮守社 雪窓院力
界内 伊勢天照宮木立像、由緒不詳、

一 鎮守社 龍梁寺力
同所 正躰天神木座像、由緒不詳、

一 諏方大明神 石谷村
飛松 神躰建南方命・事代主命、由緒不詳、

一 諏方大明神 石谷村
松尾 由緒不詳、

一 鎮守大明神 石谷村
本館ヨリ北ノ方貳十町三十間、町田村、 永禄七年甲子十二月五日棟札アリ、

一 福島大明神

一 熊野三所權現 石谷村
本館ヨリ四十間 唐金像、永禄七年甲子町田

久倍新建領邑石谷前谷再興棟札アリ、

伊集院郷

〔名勝志〕

苗代川 寺脇村にあり、地頭假屋より酉戌方凡壹里、文
 禄中、松齡公・慈眼公朝鮮國の役也、慶長三年十月朔日、
 泗川新塞の戦ひニ大軍を破り、敵首一萬八千七百拾七級
 を得て、耳を切て日本豊臣殿下に献す、其後帰朝の命を
 蒙り給ひ、軍艦に棹さし兵を揃へて本朝に帰り給ふ、時
 に在陣中人質に獲る所の朝鮮人若干あり、或ハ父を討れ、
 或ハ母を失ひ、鰥寡孤獨となるもの男女凡四拾余人を携
 へ来り、▽◎本府甕島又日置郡串木野に置く、即著船の所な
 り△今本壺屋とて串木野に其旧跡あり、鹿兒島ハ今其所を高麗町と云、慶長八年の冬今の地に移
 し、耕作の地を與て産業の址となし、名付て苗代川とい
 ふ、父祖の姓氏を稱し、姓は十七氏、仲・李・朴・下・鄭・陣・車・林・白・朱・崔・沈・盧・金・河・丁、
 嫁娶婚婿を互ひにして、倭姓に擇ふことを禁す、容貌を(美脱力)
 改めす、衣服の製を易へす、男ハ総角し、女ハ髪を組、
 老に至るまで齒を染めず、風想皆倭俗に異なり、言語父
 をあは、母をおま、兄をへん、弟をあを、姉をもんつう

をり、妹をあをつをりと呼び、其他の親族・器物の名唱
 に至りても朝鮮の言葉頗るおほし、然れとも歳月を経て
 今の朝鮮語と韻音清濁の違ひあり、本藩の言語も能通ふ
 す、寶永元年、男女六拾余人を分ちて隅州鹿屋笠野原に
 移し、今爰住居するもの男女壹千三百五拾余人、古より
 朝鮮瓷器の製法を傳へ、平生の産業となし、細工木屋と
 名付、圍拾六町許りの所に茅屋六拾余を作り、日々これ
 に出て、或ハ土を舂きてこれ▽◎を篩ひにして、或ハ旋磐
 をめくらしして其形をなし、或△は鏤を加減してこれを施し、
 種々の手業をなし多くの陶器を造る、故に里俗壺人又高
 麗人など、いへり、今男女邦君の前に出る貌と平日産業
 の體を圖して爰に載す、

苗代川神舞之圖

苗代川の邑ハ府城の西六里余の街道筋にして、邦君述職
 の往還には必らず爰に休泊し給ふ、時に邑の祝子出て拜
 舞し壽を祝す、これを神舞といふ、又老若数十人出て歌
 舞をなす、鶴龜の舞と名つく、其容資淳朴、頗るひなひ
 たるかことしといへとも、風奏節あり、進退度あり、傳
 殺か若疎若傾といへるまた見つへし、是朝鮮よりつたへ

きたれる遺風なりといふ、

〔編者考〕

島津國史享保六年三月、初 松齡公以朝鮮人還云マアリ、
参照スヘシ、

【名勝考】

苗代川 苗代ナハシロと訓、代は実の謂にて、田をシロト
呼しこと神后紀に見えたる、苗代は秧田の事なり、 此地に、

文祿中 先君松齡公征韓の時、帰降の朝鮮人二十二姓そ
の男女八十餘人十四人を率ひ来玉ひしもの、種落一邑を

成せり、二十二姓の単姓は、安・鄭・朴・李・羅・燕・姜・金・卞・
黄・張・林・車・朱・盧・河・陳・白・沈・丁・崔・申なり、

今存遺せる者十有七姓なり、其他の二姓は中山王の乞に因て琉球に遷され、
陶器の製を傳へしめ玉ふ、其餘の三姓は絶て今亡びぬ、其中苗代川
吏となす者前後十人、或は 始申木野島平へ来る、其處を本壺屋と
伊集院衆中格となる者あり、呼ひ、今高麗町
とい、慶長八年、苗代川に遷さる、自後漸蕃殖か故に、寶

永元年、戸を析て隅州鹿屋郷笠野原にガイタク莊居を給ふ、其男

女田を耕り、陶を業とし、椎髮鬚を存して旧俗を改めず、

燒窯をもて生活イホカヒをなすか故に、俗に壺人と呼り、その辞

ハ國語習ふといへとも、仍朝鮮語を傳ふ、父をアハ、母をオ
をアラ、姉をモンツウオリ、妹、又男舞女歌の伎を傳へ、鶴亀
をアラツオリなど呼ぶがことし、

舞あり、女十人庭上の筵に坐て歌へば、男三十人引連れて、袖を擧仰
て鶴の起状をなし、或は袂を帳てV^〇俯しA^〇龜の行状をなす
等の伎、今苗代川の戸凡四百軒、男女凡一千四百餘口、鹿

屋は凡八十軒、男女凡四百餘口、両邑の男女殆二千餘人、

此徒迭タテに昏姻をなし、唯國人と嫁を許さずといへとも、

所謂天の益人アズベトてふもの徴とすへきことかくのことし、按

に、朝鮮の皇國に帰化する其来最尚し、崇神御宇、加羅

國初て其地を獻して内属す、續紀廢帝天平寶字二年、美濃國席田
郡人領外正七位上子人、中衛無位吾

志等言、子人等六世祖父午留和斯知、郡人領外正七位上子人、中衛無位吾
郡人領外正七位上子人、中衛無位吾故に吾人漢土朝鮮を泛稱し

て加羅と呼り、ふ、新羅の為に併せらる、今の俗海外を指して

なへて加羅といふも此より轉れり、姓氏録曰、新良貴、

葺不合尊男御毛沼命之後也、是於新良貴即為國王、北史

傳に、其王本百濟人、自海逃入新羅、遂是朝鮮もと吾神別の皇族

王其國云々、皇國を百濟と誤れるにそ、

にして、箕子を封せしなとハ乃後の事なめり、是以て神

后出征に及んで、三韓風を望て自降り、西蕃と称して天

朝に服事し、又從て投婦する者世を歴て絶す、續紀元正

の御運靈龜二年、以駿河・甲斐・相模・上總・下總・常

陸・下野七國高麗人一千七百九十九人、遷于武藏國、置

高麗郡焉とあるか如き、苗代の韓種と相似たり、高麗旧讀
云コクリ、後麗を
厲音に讀ハ訛なり、厥後皇國紐を鮮き、天威海外に震ハす、

三韓朝貢を愆る者数百歳、豊太閤一たび戎衣して之を伐しむ云云、

『伊集院由緒調帳』

苗代川村 往古市来養母村之内ニテ、慶長八年、串木野下名村之内本壺屋ト申所ヨリ朝鮮人ヲ移サレ、苗代川ヲ建テ伊集院郷ニ属スト云々、

『伊集院由緒札帳』

一 御剃髮石 大田村ノ内麓、雪窓院寺地并妙圓寺浮免地境、雪窓院大門口ヨリ北ノ方四十五間ノ所道ノ側ニ觀音堂有之、右堂ノ後ニ石面平等之大石有之、天正十五年丁亥、太閤秀吉九州御勅座、薩州水引泰平寺江被居御陣ノ時、龍伯公右石上ニテ被遊御剃髮、泰平寺江御越御對顔、此時大迫五郎左エ門 後改佐渡等御興昇相勤云云、
一地之眼 竹山村之内往還筋、薩隅日三州ニ一ヶ所宛地之眼有之、薩州其一ト申傳候、
一 犬之馬場 下谷口村之内麓諏方ノ前通、御先祖様伊集院御在城ノ時分犬追物ノ場ト申傳候、

『旧史官雜記中』

天正十五年五月六日、義久公發于鹿兒島到伊集院、入當寺、為髡名龍伯、同八日、詣太平寺、依佐々陸奥守・堀左エ門佑之指南而見于秀吉公、寶刀大小二柄 備前包平三條宗近、其翌九日、賜薩摩一國安堵之台書云々、

『旧藩史官調』

春山野 伊集院之内

右、勝久公御時、永正・大永之比、春山野黒駒一疋伊集院士中山加賀江被下候由、系圖之内ニ相見得候、右年間御牧為有之事共ニ而ハ有御座間敷哉、御牧被召立候訳相知不申候、

『地理纂考』

陶器製作所 此一村朝鮮帰化の種裔一村落を成せり、此地或ハ壺店 ツボヤとも呼ぶ、此蕃人陶工を善くして、壺瓶の類を製するに工ミなり、故に壺店の名を得、土人を壺人も呼へり云云、慶長八年の冬、串木野より今の地に移し、又寛文九年、鹿兒島分居の者も同しく當地に移す、此徒

繁榮して今ハ數百戸に及び、素より國語に習ふといへとも猶韓音を傳へ、容姿服制の如きも猶旧俗を存す、此所地高くして水なし、井を掘ること凡二十七八尋餘にして、皆車井なり云云、又近代ハ尾張・肥前・立野等の傳をも發明し、細かに手を尽し、金泥をよく用ひ、大小花瓶の類及び人物・獸類の置物等の細工所謂錦泥にして、其品頗る上品なり云々、

為朝原戀之原村 鎮西八郎為朝八丈島へ配流の後爰に遊歴して、住居の蹟なりと云ふ、事實詳かならず、

遠矢蹟 街道南の傍にあり、陸田にて、地名を大迫畠といふ、島津家●久玉川伊豫●伊豫ハ浮田秀家の家臣にて、弓の達人なり、後島津家に事ふ、事牛根の卷秀家の宅地に詳かをして二箭遠矢を射さしむ、伊豫ハ日置流射術の名人なり、三町五十八歩を過ぎて止れり、其箭を發せし所に杉樹一株を植ゑ、今一本杉と呼ひ、箭の止りし所に同しく杉二株を植ゑて二本杉と呼り、

『地理纂考』

上宮嶽嶽村 此嶽當郷第一の高山なり、上宮嶽と号くるハ、往古山上に熊野神社ありて上宮と号せしに因てなり、

神之川 水源嶽村の山中及び郡山郷の内より出つ、當郷數村を流れ、谷口川・清藤川・長谷川等の諸川と合流して大河となり、神●川村の海に入る、

『地理課川調帳』

伊集院郷

市來マ郷伊作田川ノ支川
一 神殿川

上神殿村 桑波田村 寺田村(脇)
下神殿村 野田村

水源上神殿村 ● 東重平三川流合 ● 福田下神殿村、桑畑村、野田村 ● 松ノ下寺田村ヲ通、里程二里三分流レテ神川通ニ流入ス、

一 春山川

上谷口村 石谷村 福山村
直木村 下谷口村 伊鹿倉村
水源春山村 ● ● ヘコノ尾 ● 横尾ヨリ 右村方ニ掛七川圓フテ、
竹ノ山村
里程二里ヲ經神川通工流入ス、

一石谷川

石谷村
土橋村

水源 ●石谷川 二川流合、里程一里流レ神川通工入、
竹ノ山川

日置郡市来郷

【薩摩國圖田帳】

一市来院百五十町 島津御庄寄郡

院司僧
地頭右衛門兵衛尉

【地理纂考】

鹿兒島縣廳より戌方八里余にあり、往古の文書等に市来院とあり、東伊集院に界ひ、南海岸にして、西串木野に接し、北郡山・樋脇の両郷に接す、周廻十二里十六町三間、村落八湯田村 湊村 養母村 川上村 伊、高一万九百七十二石六斗五升五合余、人員一万六千四百二十一人、戸數三千六百八十八、

【編輯者考】

日置郡市来

大藏卿中納言政房

寶龜中薩州ニ下向、市来郡司トナリ、鍋ヶ城ニ居住ス、

嫌校惟房 政房子、市来郡司、

三郎大夫宗房 惟房子、郡司、

十郎大藏家房 宗房女ニ嫁シ、郡司職也、

市来左衛門尉友成妻

十郎家房ノ女ニシテ、尼道阿ト云、市来郡司職タリ

※1 市来太郎左衛門政家

幼名千代熊丸、寛元二年八月十八日、祖母尼道阿ノ讓ヲ受、命ヲ幕府ニ請テ市来院郡司職ヲ領ス、

市来右馬丞資家

政家ノ子、世々市来ヲ領知ス、

市来美作守時家

資家ノ子、建武四年平城ニ拠ル、島津頼久之ヲ攻、遂ニ降ル

市来美作守氏家

太郎左衛門尉 元弘中ノ人、

市来筑前守忠家

應永八年四月廿三日、島津元久市来ニ押寄、出陣アルトモ和議成ル

市来備後守家親

元久・久豊・忠國ニ歴事シ軍功アリ、

市来筑前守久家

寛正三年守護立久ニ背き、立久市来城ヲ攻、遂ニ久家没落ス、久家ノ子忠家モ從テ市来ヲ去ル

八文字民部太夫廣言

忠久ニ從ヒ薩州ニ下向、市来ヲ領スト其譜ニ見ユ、而市来政家ヲ廣言ニ系ク、考ヲ埃、伊作田村惣地頭職ヲ領知スヘキ云々、觀應二年ノ文書ニ見ユ

※2 伊作田兵部太夫道材

橋口次郎大藏家忠

市来政家ノ弟ニ系ル、市来院内河上名地頭職云々、弘安五年文書ニ見ユ、世々該村ヲ領ス

河上平次郎家光

橋口家忠ノ子、始テ河上ト号、當院郡司職也、文保元年文書ニアリ、子孫日州高岡ニアリ、

河上又次郎家久

家光ノ子、延元二年文書ニハ河上名地頭職トアリ、此年八月、時家ニ属シ赤崎ノ戦ニ死ス

河上平次郎家忠

家久ノ子、

河上山城守家長

始次郎左衛門尉ト云、家忠ノ子、貞治六年文書ニ河上村地頭職トアリ、

【寛元二年文書】

家長——山城守
家富——山城守
家重——山城守
守家——山城守
家政——寛正ノ比

島津上総入道々鑑

建武元年二月廿一日、市来院名主職勲功ノ賞トシテ知行云々

大寺美作守高幸

文明六年旧記ニ市来ニ居ルトアリ、蓋寛正三年市来政家ヲ討レシ時高幸ヲシテ地頭タラシム、

川上上野介忠克

後島津氏ニ降ル、邑ヲ串木野ニ食ム、初實久ニ黨ス、

島津越前守

實久ニ黨シ鶴丸城ヲ守ル、天文八年六月十七日、島津貴久屢攻テ遂ニ降ル、

島津常陸介忠苗

越前ト同シク實久ニ黨シ、市来地頭ニテ平城ノ守将ナリ、天文八年六月、城ヲ委テ、去ル、

多田紀伊介頼益

實久ニ黨シ、市来地頭也、

北郷宗次郎三久

文祿四年十月七日、島津義弘ヨリ川上村ヲ与ヘ、平佐郷ト併セ領セシム、國老兩名ノ目録アリ、

※1 (頭注)

『國史云、自市来政家為市来郡司、傳六世至久家、而郡司職絶トアリ、政家力寛元二年ヨリ久家力寛正三年マテ二百十九年也、今系圖ヲ見ルニ七世ニアタレリ』

※2 (頭注)

『伊作田城者道鑑代伊作田兵部丞守之云々、文和三年文書ニ伊作田城トアリ』

『地理志』

寶龜之比、大藏卿中納言政房當國ニ下向、為市来郡司、

其子惟房市来院郡司、其子三郎太夫宗房、其子十郎郡司

家房男子無之、女子一人養女ナリ、實平氏ノ女、有之、嫁惟宗左衛門尉

友成、生市来太郎左衛門尉政家、依政家嗣父友成之家、

且受外祖母之讓、加領市来院郡司職、從是惟宗・大藏之

二姓ヲ兼也、其孫時家也、從夫子孫傳領之、三代太郎左

衛門尉時家背太守貞久公、仍曆應三年八月、彼地ニ御出

馬有之、時家降乞下城ス、其後九代之孫美作守忠家ニ至

没落ト云々、

但八代目筑前守久家依背太守忠國公、被加御治伐、御

手ニ入候、寛正三年壬午立久公退治[㊦]之共吳本ニ

見得たり、此時之事欵△、同年龍雲寺建立、

『舊藩史官調留』

市来 市来氏世々領之、至寛正三年、立久公征市来久家

没落、而為公領、

35 嶋津氏文書

羽柴薩摩侍從藏入分

一六千五拾八石七升三合

日置郡之内

市来之村

外略、

合拾萬石

右、以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日

大閣御朱印

羽柴薩摩侍從とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

〔市来氏系圖〕

元祖蘇我大臣

施藥院司

孝親

治承五年三月廿三日、自大學

少允任彈正忠、依伊勢齋宮及

賀茂舍屋功、

孝言

掃部助

基言

日向守

長久四年九月、孝言及源時綱・

大江佐國等試詩文於校書殿、

見百鍊鈔・扶桑略記文學傳等、

廣言

筑後守 號八文字民部太輔、五品 日向國司

丹後局幸于賴朝公生男子、避御臺所政子之嫉妬、

賜丹後局於廣言、故所其生之幼子亦成長于廣言之

家、而后號忠久、○傳稱、廣言晚年從忠久下向于

薩州、領市来院在城焉、○承元二年戊辰九月十九

日廣言卒、七十六、

忠康

左衛門尉 戰死于宇治川、

忠久

忠季

若狹 兵衛尉

友成

左衛門尉

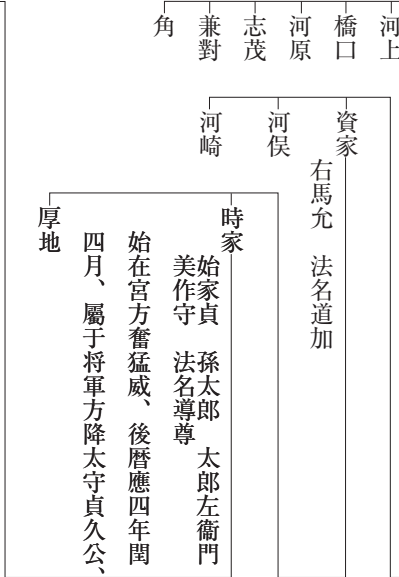
妻市来院郡司大藏家房女○為廣言之猶子相續當家、

實國分左衛門尉友久廣言之二族執印 康友之二男也之男也、

政家

號市来、千代熊丸 太郎左衛門尉 法名導證

母家房養女○政家嗣父之家、且受祖母讓、加領市來院郡司職矣、從是惟宗・大藏之二姓并兼之、故取外祖之諱字號政家、○傳曰、廣言在城于市來、以及于子孫矣、家房亦郡司職而在于此地焉、今按、蓋廣言領地頭職、家房掌郡司職、而政家傳之者乎、然則共不妨其傳說、而政家并領外祖之家之證亦足為以闕疑之據者乎、



家續
號南、又稱中村、後復市來號、法名道慶
雖為時家之長子不續家統者、因庶母之所生也、

氏家

太郎左衛門 美作守 法名淨透 道號歡意

忠家

筑前守

渋谷・相良之兩家結黨圍上總介師久公薩州守護之碓山城、陸奥守氏久公為後援、帥大軍過薩摩山、然後忠家據山嶮絕公與後軍之間、為之西公殆窘、故勸其所欲求成、忠家曰、莫吾所索、唯給氏久公之御女、請厚舅婚之禮而已、公不能默止容其言、忠家走謁公之陣焉、明日欲屠敵陣、敵兵其夜自敗也矣、

家親

太郎 備後守 幼名千代犬丸
母太守氏久公御女

上總介伊久公與太守元久公挑戰、家親屬總州家也、應永八年辛巳四月廿三日、元久公率大軍攻市來城、家親拒守焉、伊久公來援之矣、○家親後屬元久公、久豊公抽軍忠、

久家

太郎 筑前守

嘉吉元年、久家與薩摩守持久・高木孫三郎俱畔太守忠國公、十二月十二日、將軍義教公管領細川右京大夫持之以三人誅罰之奉書令也、然後久家謝罪降太守、○久家再背守護、寬正三年壬午歲、立久公帥軍來攻市來城、久家終沒落、

忠家

太郎 太郎左衛門 與父久家同沒落矣、

當家自廣言至于此十一代傳領市來院、薩州御家人而枝葉繁茂、威勢強大也、竟其封土至寬正敗、其嫡派至忠家盡、可惜可悲也矣云々、

肝付兼重譜中

延元二年丁丑七月二十八日、或作廿七日公子島津三郎左衛門尉賴久率大隅五郎兵衛尉助久町田氏・上野四郎太郎・比志島孫三郎範經或作忠經・延時彦五郎忠能等、入市來院伐市來時家、八月三日、進攻市來城、平時所居(家脫之)平城是也、十日、時家發兵、及延時忠能・宮里九郎入道・石塚平太郎等師迎戰于石走、

市來十四日、時家率河上又二郎即此道乘等、與延時忠能・在國司又次郎・小河小太郎飯島主等師夜戰于赤崎、亦市來地、河上又次郎等死之、

(別紙)

「一赤崎在市來地頭館東南一里九町、湯田村、

島津氏居城記

市來城 當城市來氏代々居城^二而候、貞久公御代曆應三年八月、被遊御退治候、寬正三年、市來筑前守久家代^二相背候故、十代之太守立久公御責被成、市來家沒落仕候、左候而、同年龍雲寺被遊御建立候、天文八年、島津實久之族守之候付、閏六月十七日、貴久公御大將^二而即日平城を御陷候而、御陳營^二被遊候、本城堅固^二相守、於大日寺口・湯田口每々合戰有之候、敵味方究竟之衆遂戰死候、城中之兵終^二ハ勇氣撓力衰候而乞和、島津越前守・新納常陸介以下致退去、九月朔日、於本城御勝吐氣被執行候、

36 高岡郷河上氏藏

⑤ 在御判 △

下薩摩國島津莊内市来院住人、可令早千代熊丸為郡司職事、

千代熊丸市来氏元祖太郎政家ノ幼名也、政家ノ父國分友成、母八平氏禪師、寬元二年七月十九日、外祖母道阿弥陀佛傳政家市来院郡司職、請命于幕府、八月十八日、遂命補之。

右、任養祖母今年七月十九日讓狀、為彼職、守先例、可被沙汰之狀、所仰如件、以下、
無干与熊子息者、禪師腹子息之外不可有他望由載之、

寬元二年八月十八日

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」四二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

『嫡流市来氏系圖』

上世略、

廣言

八文字民部太夫

傳称、廣言晚年從忠久公下薩領市来、因代々傳之為履矣、

友成

貞應二年下知狀ニ、任親父右衛門尉友久讓狀、左兵衛尉惟宗友成為薩戸國山田村領主職事トアリ

左衛門 妻市来郡司大藏家房女 猶子

實國分左衛門友久男也、

政家

市来太郎 千與熊丸 太郎左衛門

政家嗣父家、且受祖母讓、領市来院郡司職、從是惟宗・大藏之二姓兼之、取外祖諱字号政家、

資家

右馬丞

時家

美作守

曆應四年七月、以平城叛、二十七日、道鑑公討之、八月十四日、族人下又五郎家郷・川上又次郎家久等五人死之、

『市来氏次左衛門家系圖』

上世略、

時家

美作守

家續略、

忠家

筑前守

家親

太郎 備後守

至德二年云々、

仕元久公・久豊

氏家

美作守

公・忠國公有軍

功、至徳ノ比、

久家

筑前守

嘉吉元年云々、後又久家背守護立久公、故攻市来城、久家没落寛正三年也、

忠家

太郎 太郎左エ門

父久家同没落、廣言十一代領市来、薩戸御家人子孫盛長、竟寛正敗、其嫡派至忠家盡、可惜也、

『高岡河上氏系圖』

大藏之政房

寶龜年中初而薩摩國江下向シ、市来郡司卜成、ナ

ベガ城ニ居住ス、

政房子

嫌投惟房

薩州市来院本主

惟房子

三郎太夫宗房

宗房子

十郎郡司家房

成家

妻禪師御前、平氏女、

『高岡河上氏系圖ノ内』

勢至御前

『家房妻』号尼道阿弥陀佛、

養子平氏女 『成家妻』

禪師御前

家傳ニ曰、女二代相續ス云々略、國分左エ門惟宗之友成ト云人ヲ入掣ニ申下シ、禪師ト嫁シ、子共出生セリトナリ、

政家 惟宗氏

千代熊丸 号市来太郎、薩摩國市来院本主

市来之元祖

『父國分友成、母平氏禪師、寛元元年二年七月十九日、外祖母道阿弥陀佛傳政家市来院郡司職、請命于幕府、八月十八日、遂命補之』

大藏氏

家忠

熊次郎丸 号橋口次郎、

『正和三年文書アリ』

家光 始号河上、

平次郎入道

家久

又次郎 入道道乘

『文保元年文書アリ』

『元亨四年文書アリ、延元二年モアリ』

家忠

平次郎

家長

次郎左エ門尉 山城守

『貞和六七年文書アリ』

『貞治六年文書アリ』

家富

山城守

家重

山城守

守家

山城守

『寛正三年市来院十五町三段坪付有』

家政

山城守

『市来院伊作田名一町七反ノ坪付あり』

『薩戸國分寺相傳次第』

康友

鹿兒島郡司
藤内馬丞
(ママ)

康村

中務丞

友久

右近将監

友成

國分左エ門尉

康忠

四郎

友員

備後守

友賢

備後次郎

友任

彦次郎

友貞

次郎

37『鶴田市来氏藏書』

※ 可令早任親父右衛門尉友久讓状、左兵衛尉惟宗友成為

薩摩國山田村領主職事、

右人、任承久二年正月友久給関東御下文并同年七月友久

讓状等、友成無相違可為彼職之状、依仰下知如件、

貞應二年九月廿九日

(北条義時)
前陸奥守判

※(頭注)

『参照ノ為メ此ニ載ス』

38 上原氏藏書

下 伊作田兵部大夫道材

可令早領知薩摩國日置彌勒寺付若松名參拾町宗太之伊作田村忠弘跡

※ 惣地頭職島津上総前事司入道跡

右人、為勳功賞、所宛行也者、守先例、可致沙汰之状如

件、〔文和三年四月十日師久注進状云、就宅万城没落事、薩州凶徒等馳集市來院伊作田城、可寄來當所碓山城之由、相巧候ト云々〕

觀應二年十一月廿九日

〔足利直冬〕
源朝臣判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二三九〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔ハリ紙〕

〔諸家大概記〕

藤原姓上原氏ハ、觀應之比市來伊作田を領申候而、伊作田兵

部大夫道材・同中務丞尚經など、▽申者△有之候、初ハ伊作

田と号▽候哉△、又ハ上原と替々ニ名乗、後上原ニ罷成候▽

〔論哉不詳候△、

〕

39 高岡河上氏藏書

〔顛逆〕河上村ニ係ル

市來院之内十五町三段坪付有、

寛正三年

兼宗判 義忠判

卯月十五日

河上山城守殿

宗親判 幸朝判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四〇六号文書ノ抄ナルベシ〕

40 高岡河上氏藏書

薩摩國御家人橋口次郎大藏家忠謹言上〔此子ヨリ川上ト号ス〕

欲早任祖母道阿弥陀佛讓状、賜安堵御下文市來院内河

上名主職事、

件名主職者、自祖母道阿弥陀佛之手、寶治元年五月五日

被讓与于家忠畢云々、下文略、

弘安五 三 十一日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」八三八号文書ノ抄ナルベシ〕

41 高岡河上氏藏書

〔本文書ハ三六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔河上氏藏書〕

應永十八年十一月十五日、久豊判、河上殿宛〔家久〕、薩摩國河

上云々、可有領掌状、

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」八五五号文書ニ当タル〕

42『高岡河上氏藏書』

薩摩國市来孫太郎家貞代慶尊申、市来院領家年貢等事、

訴狀副具如此、子細見狀、為札明可參對也、仍執達如件、

正和三年八月五日

〔鎮西探題北条上総介實政〕
前上総介判

橋口次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一一七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

43『全』

大藏氏申、薩摩國市来院河上名内田蘭事、訴狀副具如此、

為有其沙汰、早可令參對也、仍執達如件、

文保元年八月廿日

〔鎮西探題北條遠江守隨時〕
遠江守

河上平次郎殿〔家光〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一一二一号文書ト同一文書ナルベシ〕

44『全』

薩广國市来院内河上名地頭職〔建武元年二月ヨリ市来院名主職尊氏ヨリ命ス〕道鑑跡法事、依軍忠、上裁落居

之程、所被預置也、早守先例、可被致沙汰之由、三條侍

從殿仰所候也、仍執達如件、

延元二年六月四日

左近將監高家奉

河上又二郎入道殿〔家久〕

〔名越尾張守高家コトカ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九四一号文書ト同一文書ナルベシ〕

45『全』

市来院内河上村地頭職事

右、依申談子細候、所相計也、仍領掌不可有相違之状如

件、

貞治六年六月廿七日

基久〔花押〕

氏久〔花押〕

河上次郎左衛門殿〔家長、後号山城守〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

46 依関東御早馬事、市来院河上又次郎家久令馳參候、以此

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨四年十月廿日

大藏家久

進上 御奉行所

承了判〔鎮西探題北條武藏修理亮英時也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四〇七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史〕

文和二年癸巳云々、市来太郎左エ門尉氏家・東郷藏人道義等凡十五人、皆應足利直冬、定山公・齡岳公擊之、不克、三月五日、二公上書、乞師於幕府、在國司別族有東郷氏氏家時家之子也、

〔石氏家・道義ヲ擊ノ地ヲ記セス、是ニ載テ考ニ供ス〕

47 北郷氏藏書

返地目錄

市来之内川上村

高七百八拾石四斗五升六合六夕

外数行略、〔全文平佐郷ニ載ス〕

文祿四年拾月七日

〔此年六月廿九日、大閣朱印ヲ以市来ノ村六千五拾八石七升三合ヲ島津義弘ニ賜ハル、即川上村モ其内ナリ〕

〔時久入道一雲ノ子〕〔三入〕

北郷宗次郎殿

本田下野入道

三清判

伊集院右衛門太夫人道

幸侃判

48 川上氏藏書

薩摩國市来院之内河上名十二町并牛江三町之事、為忠節賞所宛行也、早任先例、可有知行之状如件、

享祿三年卯月六日

勝久判

河上上野介殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二六七号文書ト同一文書ナルベシ〕

49 全

薩摩國串木野并荒河・市来院之内河上之事、今度依當國錯乱之次第、一段被抽忠義、懇志之段、此三ヶ所進之候、

天文四年十一月七日

實久判

河上上野守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」三五六号文書ト同一文書ナルベシ〕

50 高岡河上氏藏書

薩摩國市来院伊作田名一町七反坪付有、末略、

十二月廿七日

宗政〔池袋越後守〕

經定〔村田越前守〕

清宗〔平田右馬助〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一六一四号文書ノ抄ナルベシ〕

河上山城守殿「家林カ」

51全

薩弐市来院内伊作田名一町七反卅坪付有、

天文八年霜月吉日

忠光

親信

「家林ノ子」

河上次郎左衛門尉殿

「年々入道舟伴齋」

52全

坪付

薩摩國市来院伊作田名平田之門

都合一町七反

十二月廿七日

宗政

經定

清宗

河上山城守殿「家林カ」

「伊地知氏由緒記」

伊地知筑後守重則入道一寒、天正廿年十一月八日、市来

院上養母門田一町八段被下候、町田久倍目錄アリ、

「此子孫加久藤ニアリ」

53鳥津道鑑譜中

薩摩國市来院名主職・豊後國井田郷地頭職（丸跡）、為勲功

之賞、可被知行者、天氣（此）如件、悉之、以状、

建武元年二月廿一日

左衛門權佐花押

鳴津上総入道館

（本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六八四号文書ト同一文書ナルベシ）

「地理誌」

一鍋ヶ城上古ヨリ市来氏居城、

一市来城（建武四年九月十七日合戦ノ事御記ニ有リ、宝龜ノ比、市来郡司大藏政房守之、）

一伊作田城 道鑑公御代、伊作田兵部丞守之、

就宅間城没落之事、凶徒等馳集此城ト云々、

文和元年八月、凶徒等楯籠、三年四月十日師久公注進

状ニ有リ、

一平城 天文八年閏六月十七日、貴久公當地ニ御発向、

即此城御手ニ入、即御陣城ニ被城、本城ヲ被攻ト云々、

建武四年七月廿七日、城責有り、城主市来太郎左衛門

入道道尊、寄手之大將島津資久・島津資忠也、

一本城 天文八年六月廿七日、太守貴久公被攻之、入来

院家之加勢彈正少弼重聰・子息石見守重朝父子大日寺口ニ進テ戦、城兵切テ

出、味方敗軍ニ及、樺山安藝善久・喜入撰津守忠俊等

死ヲ争戦故、終ニ御勝利也、同八月廿九日、守将島津

越前守・新納常陸守乞降、九月二日下城ス、貴久公此

城ニ入給ひ勝吐氣有リ、

一鎮守山 應永八年辛巳四月廿三日、元久公大軍當郷ニ

押寄、構陣營此所、

『見文明六年旧記』

一市来仁大寺美作守高幸、

『見高岡河上氏藏書』

一貞治六年六月廿七日、基久判・氏久判、河上次郎

左エ門尉殿宛、市来院内河上村地頭職領掌不可有相違

云々、

(本文書八四五号文書ニ当タル)

『地理纂考』

鍋ヶ城 (奥注)大里村 往古市来氏市来院郡司にて居城なりしといふ、

※市来氏系譜を按するに、大藏姓と惟宗姓との二家ありて、

共に市来院の院司たり、大藏姓市来氏ハ其支族政房に始

まり、其祖先後漢靈帝の裔孫阿智王の後に、出づ、宝龜年

中、大藏政房始て薩摩國に下向し、市来院郡司となりて

當城に住居す、第四十郎家房一女ありて嗣子なし、至勢

御前と因て外孫惟宗太郎左衛門政家に娶せ、政家に院司

を讓る、かくて政家其弟橋口次郎家忠家忠又山城ともミゆ、河上名を領す、因て河

上氏とも稱せしとぞに大藏姓を冒さしめ、政家ハ惟宗姓を冒して、

子孫世々院司を承襲す、惟宗姓市来氏系圖に曰、傳稱、

惟宗民部太夫廣言晚年從忠久下向于薩州、領市来院在城

焉、因子孫世々傳之云云、又曰、廣言在城于市来、以及

于子孫矣、又土人の傳説に曰、惟宗廣言ハ丹後局と共に

薩州に下向し、鍋ヶ城に在りといふ、此説信し難し、宗惟

姓市来系譜に曰、惟宗親王ハ醍醐天皇の皇子にて、即ち保明親王なり、

承平六年丙申始めて惟宗姓を賜ふとあり、又惟宗姓系圖異本に、惟宗親

王の裔大納言知國より出つとあり、按するに、廣言ハ當國の旧記に日向國司に

て諸縣郡島津を治所とせしよし見えたり、其ハ安國寺申

民部大夫も比木判官も承久の兵乱にうせ候ひぬ云云、山田聖榮自記云、御養父民部大夫殿も始ハ島津に居住ある欵、島津殿と奉申云云とあり、此事日向島津荘の条にいへり、参考すへし。

※(ハリ紙)

「國史云、市来郷有二城墟、一曰鶴丸城、一曰鍋ヶ城、鶴丸城中有地名平城、而曾木人宮里六郎左エ門家藏文書宮里種正軍忠状云、當平城南面拒救兵、則時家所扼者蓋鶴丸城、今屬長里村、在市来別館東南一里三十町余、」

【地理纂考】

(願註「水里村」)

鶴丸城 城山の内諸城の名を分て、其間各堀切あり、當城の西に平城、平城に二城を分つ、北平城・南平城と云、又西北に番屋城あり、此城に番屋・北屋といへる二城あり、又北に大根城あり、諸城の内當城最高し、番屋城是に亜く、諸城高きハ三十間、低きハ十五六間あり、山下ハ水田或ハ深澗にて、四面絶壁なり、建武四年七月、市来太郎左エ門時家官軍に應し當城に據る、兵勢稍振ふ、島津孫三郎頼久兵を卒ひて當城を攻む、八月、城兵出撃し、石走大里村にあり、赤崎湯田村にあり、等に戦ふ、九月、大隅助三郎兵を引て當城を救ふ、頼久兵を還して伊集院郡

本に戦ふ、既にして復當城を圍む、三条泰季兵を引て市来を救ふ、守護の軍是と戦ふ事數十度あり、曆應三年八月、島津貞久諸軍を將ひて伊集院一字治城を抜き、又當城を攻む、市来時家降る、寛正三年、市来久家又反して

※當城に據る、島津立久兵を督して是を討つ、久家其長子

忠家ト共に逃亡す、一説、久家等舉家舟に乗り逃去しに、舟覆りみな溺死すといふ、市来政家

市来郡司職たりしより六世を歴、久家に至て其宗統絶ゆ、今の市来氏ハ皆其庶流なり、かくて大寺美作を當郷の地頭とす、かくて天文八年、島津越前・新納常陸忠苗島津實久に黨して當城を守る、閏六月十七日、島津貴久諸軍を將ひて當城の平城を抜き、復た本城を攻む、入来院彈正重聰来て平城の捷を賀し、其子重朝を留て貴久を助く、二十七日、重朝兵を卒ひ進て大日寺口に至る、大日寺口ハ鶴丸城の麓に有、城兵出撃して湯田町口に戦ふ、重朝利あらず、樺山幸久・島津忠俊・蒲生宮内大輔等来り救ひ、城兵を敗りて實久か弟中務忠辰を斬る、既にして貴久本城を圍む、新納忠苗能く守り、六十余日にして抜ことあたハす、八月廿九日に至り、力盡て忠苗島津越前と共に降る、(附註)郡臣皆忠苗を殺さんと欲す、島津忠良曰、臣其主の為にす、

是職なり、何ぞ殺すへけむ耶とて、迺ち是を救す、

※(眞注)

『島津立久ノ譜ニ、寛正三年壬午退治于市来院之逆徒トアリ、

月日考ヘシ、忠国ノ譜中ニモ市来院ヲ退治ストアリ』

總陣ケ尾 鶴丸城より辰巳五六町にあり、貴久鶴丸城を攻めし時の營所なりといふ、

【國史貴久傳】

天文八年夏閏六月十七日、公擊島津越前守・新納常陸守

忠苗、攻市来郷平城下之、復攻本城、入来院彈正少弼初又

五重聰来賀平城之捷、留子重朝助公、二十七日、重朝率

兵進至大日寺口、与本城軍戰、不勝、樺山幸久・島津三

郎四郎忠俊・蒲生宮内大輔等来救、敗本城軍、遂斬實久

弟中務少輔忠辰、注略、本城即鶴丸城、鶴丸城中有地名平城、事見建武四年注云々、忠苗新納氏

支庶、忠俊忠譽之子也、注略、初大翁公既殺川上昌久、復

欲殺川上忠克、島津實久遣兵逆忠克、使居串木野城、忠

克女實久之妻也、實久始娶薩守成久之女、復娶忠克女、生一男二女、實久是以

授之、公攻市来本城、城且陷、忠克畏偏、秋八月廿八日、

使福島筑後告公曰、(其)事實久、不忍相負、請使兒虎徳丸

以城降、許之、於是、使信濃守忠興携虎徳丸如市来見於公、而忠克去串木野、從實久、忠興忠克之從祖叔父也、

中略、公圍市来本城、新納忠苗善守、六十餘日不能拔、二

十九日、忠苗与島津越前守俱降、群臣皆欲甘心於忠苗、

梅岳君曰、臣為其主、職耳、何可誅耶、乃救之、樺山幸

久来賀市来城之捷、公賜幸久松浦・二俣云々、

【他家古城主由来】

市来城 市来十郎郡司家房

忠久公御代令居城、其根元大藏氏より出る、我朝の姓に

非ず、唐後漢靈帝ノ流阿智王ノ苗裔大藏政房ト云る人、

寶龜年間に薩州に下向して市来郡司と成、鍋ヶ城に居住

すといえり、其子謙杖維房、其子三郎太夫宗房、其子十

郎郡司家房世継ノ子なし、仍而惟宗親王の胤宗大納言知

國苗裔に國分左衛門尉友成二男太郎政宗を(家)躰養子として、

市来を附屬す、市来二代太郎左衛門尉資家法号道澄弥陀

山来迎寺、三代太郎左衛門尉時家法名道尊代、守護道鑑

公市来江出陳し給ふ、道尊か城を責させ給ひ、市来降伏

す、四代太郎左衛門尉氏家法名觀意隆家賦鞠の名人也、

禁中より鞠の御會・將軍家御會御前ニ而も氏家其列ニあり、五代筑前守忠家法名笑山、六代備後守家親法名西原禪祖、七代四郎左衛門助家法名仁山道義、八代筑前守久家法名黙翁禪詰萬年山金鐘寺と云々、此代又守護方忠國公市來御退治有之、御手ニ入、九代美作守忠家法名禪輝善梁、是より末系圖に見得す、一族河原・川上・下・角・河俣・川崎・南・厚地・中村・來迎寺寺・田口・植松・山野田、

※(眞注)

「友久——友成

國分左衛門尉」

『國史貞久傳』

建武四年七月云云、市來時家拋市來城應南朝、軍勢稍振、廿七日、孫三郎賴久攻市來城、大隅五郎兵衛尉為軍奉行、島津大隅式部龜三郎丸・莫祢圓也等率衆來會、町田氏譜有助久、助久五郎太郎定光五世孫云々、二十九日、宮里正永三郎次郎種正・延時彦五郎忠能・河田慶喜等會孫三郎賴久、攻市來城、忠能忠種之弟也、○八月十日云々、延時忠能與市來時家戰于

石走、石走地名在市來大里村、十四日、延時忠能・石原忠充石原忠充大隅次郎四郎

夜戰于赤坂、赤崎在市來湯田村、二十日、石原忠充與市來救兵戰、

○九月十四日、大隅助三郎忠國引兵救市來城、孫三郎賴

久與莫祢圓也等還兵擊之、戰於伊集院郡本、既復圍市來

城、郡本合戰勝敗不詳、自十七日至二十七日凡數十戰、延時忠能・

鮫島弥二郎入道來阿有戰功、來阿鮫島家高之孫也、三條泰季以掛宿氏

兵救市來城、挾指宿文書、島津大隅式部龜三郎丸・莫祢圓也・比

志島孫三郎範經・延時忠能・大隅五郎兵衛尉・河田慶喜

等禦之、自二十八日至於晦日凡數十戰、島津大隅愛壽丸

家臣東條孫七尚元等有戰功、比志島範經・莫祢孫五郎貞

友入道覺與・覺與弟乙房丸戰死、覺與・乙房丸圓也之二

子也云々、

『肝付兼重譜中』

延元二年丁丑七月二十八日、或作廿七日公子島津三郎左衛門尉

賴久率大隅五郎兵衛尉助久町田氏・上野四郎太郎・比志島

孫三郎範經或作忠經・延時彦五郎忠能等、入市來院伐市來時

家、八月三日、進攻市來城、即時所居平城是也、十日、時家發兵、

及延時忠能・宮里九郎入道・石塚平太郎等師迎戰于石走、大里村也

市來市來十四日、時家率河上又二郎即是道乘等、與延時忠能・在國司又次郎・小河小太郎主、飯島等師夜戰于赤崎、亦市來地、河上又次郎等死之、

『川上氏家譜中』

建武四年七月廿一日、伐高橋、在阿多郡、戰於松原口、廿八日、或作二、賴久乃率大隅五郎兵衛尉助久町田氏・上野四郎太郎・

比志島孫三郎範經或作忠經・延時彦五郎忠能等、往攻市來城、

八月三日、及城主時家戰于野頸、延時忠能等有功、十日、

延時忠能・宮里九郎入道・石塚平太郎等及市來時家軍戰

於石走、市來地名、十四日、延時忠能・在國司又二郎・小河小

太郎飯島主等夜與時家戰于赤崎、斬敵河上又二郎等、

54 『財部士延時氏藏書』

目安

延時又三郎入道法佛申薩摩國市來院所々合戰軍忠事

一法佛當病之間、今月十日差遣捨弟彦五郎忠義於代官之

處、市來太郎左衛門入道時家道尊以下凶徒等、於當院石走待請

之、致合戰之刻、射伏數輩凶徒等、令追還之条、同所

合戰之輩、宮里九郎入道并石塚平太郎等所令見知也、

一同十四日夜、當院內赤崎合戰之時、捨身命令致數寇合

戰之条、在國司又次郎并飯島小河小太郎等令見知之訖、

右合戰次第、賜承判、預御注進、浴恩賞、為施弓箭

面目、言上如件、

建武四年八月 日

『守護代酒匂久景承了(花押)』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九五号文書ト同一文書ナルベシ〕

55 『比志島氏藏書』

降人大隅助七并上原中務丞等事、所預置也、各於御方

致軍忠者、就賴久注進、可有其沙汰島津三郎左五郎尉賴久也狀如件、

建武四年九月廿九日

沙弥奉在判聖之

比志嶋彦一殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九七〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

56 『全』

舍兄孫三郎範經以下輩等打死事、急速可注進申京都候、

恐々謹言、

建武四

十月二日

『島津左門尉』
頼久(花押)

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一九七一号文書ト同一文書ナルベシ)

建武四年十一月 日

『頼久花押』
承了(花押) 『島津家五代上総介』
貞久他腹長男也

上書

延時又三郎入道申

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一九七九号文書ト同一文書ナルベシ)

57 財部士延時氏藏書

目安

延時又三郎入道法佛申薩廣國市來院城郷合戰軍忠事

一今年^{建武}七月廿八日、大将^{頼久ノト}左^{下野ノ}發向件城郷之時、法佛^{門少尉三任}

重病之間、差遣舍弟彦五郎忠能於代官、押寄彼城郷野

頸之手、迄于八月三日致合戰忠節之条、軍奉行大隅五

郎兵衛尉・上野四郎太郎等見知訖、

一 同九月十七日、重大将^{頼久ノト}發向彼城郷之間、忠能自同十七

日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連々抽軍忠之

条、軍奉行大隅五郎兵衛尉并酒匂兵衛次郎見知早、

一 同廿八九日晦日兩三ヶ日者、向于後卷之手、捨身命致

合戰早、此等次第、同五郎兵衛尉并上野三郎四郎等所

令見知也、

右軍忠之次第、賜御承判、預御注進、為浴恩賞、言上

如件、

58 山田友久譜中

嶋津大隅式部龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等、益山四郎入道并彦五郎入道子息親類一族

以下、率多勢、同國伊作庄内構中原城郷、依立籠、以今

年六月十一日、彼城攻合戰之時、依致軍忠、若黨左衛門

次郎友久^{左肩被疵}訖、次同國阿多郡高橋松原口合戰之時、依

致軍忠、友久^{右股被疵}畢、彼両度合戰次第、隱岐七郎行真存

知畢、次同國凶徒等、構市來院城郷、依立籠、以今年九

月廿九日、御合戰之時、致軍忠、合戰之^①次第^②大將御

存知上、遠矢次郎太郎入道圓也・大隅國小濱十郎^{實名不知為}

同所合戰上者、令見知畢、然者早為預御一見狀、且目女^③

如件、

建武四年十一月三日

『川上孫三郎左門尉頼久』
承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一九八三号文書ト同一文書ナルベシ〕

59 全

島津大隅式部龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等、構市来院城郡、依立籠、以今年九月廿九日、御合戰之時、致軍忠、合戰之次第、大将御存知上、遠矢次郎太郎入道・大隅國小濱十郎、為同所合戰上者、令見知畢、次以同七月廿一日、同國阿多郡高橋松原口合戰之時、致軍忠、若黨左衛門次郎友久右股被疵、如此兩度合戰之間、致軍忠上者、早賜御一見狀、為備後謹、且言上如件、

建武四年十一月三日

〔川上孫三郎左エ門尉頼久〕承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一九八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

60 曾木郷宮里氏藏

薩摩國宮里正永三郎次郎種正申所々軍忠事

一今年七月廿五日、同國市来城仁発向之間、以同廿九日、押寄水手、至于八月二日、捨身命連々致合戰之上、為

後卷故平城南手、^①盡夜警固之条、伊集院郡司四郎於同

所令見知訖、

外三行略、

建武四年十一月 日 承了判〔嶋津頼久花押〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一九八〇・一九八一号文書ノ抄ナルベシ〕

61 莫禰家文書

薩摩國御家人莫祢平次郎成助申合戰軍忠事

右、^①今月十四、市来院赤崎合戰致軍忠之条、甌島地頭小川小太郎・武光伴三郎入道・宮里三良次郎等、同所合戰之間、令見知畢、然者早預御注進、為施弓箭面目、言上如件、

建武四年八月 日

承了判〔酒匂殿トアリ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一九五六号文書ト同一文書ナルベシ〕

62 水引郷權執印藏書

薩摩國宮里郷一分領主權執印良暹代子息三郎次郎俊正

申軍忠事

自七月廿五日、発向市来城之間、日夜致合戦畢、

一八月十四日夜、赤崎合戦抽軍忠之子細、守護御代官酒

匂兵衛次郎見知之上、同時合戦之人宮里九郎入道等、

同見知之訖、九月十七日、重馳向彼城合戦、昼夜致攻

戦之条、御見知之上、宮里兵衛三郎・莫祢太郎次郎等

令存知畢、同卅日、馳向後卷、致散々合戦之条、石塚

弥八・宮里兵衛三郎等令見知畢、

右、今季三月以来、云守護所警固、云城攻後卷合戦、尽

軍忠之上者、且給御判、且為預御注進、言上如件、

建武四季十一月 日

承了判『葛津三郎左エ門
尉頼久殿トアリ』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九八二号文書ト同一文書ナルベシ〕

63『古文書抄』

目安

薩摩國宮里河田智門房慶喜申軍忠事

一今年建武四七月廿五日、同國市来城発向之時、自同廿九

日、押寄彼城大手、迄于同八月三日、捨身命致日夜合

戦畢、仍山門次郎左エ門尉・大隅式部三郎令見知畢、

一同八月四日、伊集院石谷在家仁楯籠御敵云々略、

一同九月晦日云々中略、早任軍忠之實、且給御證判、且

為預御注進、恐々言上如件、

建武四年十二月 日

承了判『大將川上頼久也』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九九一号文書抄ナルベシ〕

『川上家譜頼久傳中』

同年九月十四日、大隅助三郎忠國帥兵救市来城、十七日、

頼久進師復圍市来城、至二十七日凡數十戰、大隅五郎兵

衛尉助久率子孫六及酒匂兵衛次郎・頼娃三郎・延時彦五

郎忠能等、進斫水塞、又薄大大門、於是、三條侍從泰季

遣揖宿彦次郎忠篤入道成榮、率其代官高野中務丞朝久・

高野淡路房宗榮等、亦救市来、晦日、頼久乃使式部龜三

郎友久・比志島孫三郎範経・延時忠能・遠矢次郎太郎入

道圓也・小濱十郎大隅住人等與援軍戰、助久父子・頼娃三郎

等奮戰、斬成榮子揖宿次郎忠泰等數人、大隅助七及上原

某降、二十九日、沙弥未詳姓氏與比志彦一範平書、使護助七

等、且命之曰、凡有軍功宜就頼久報告之、自廿八日至晦

日凡數十戰、時晦日、揖宿成榮代官高野宗榮及有間平次郎・山角平三郎入道・粟下宰相等、續救城兵、大隅助久・上野三郎四郎・延時等與之鬪戰、我兵一人為宗榮所斬首、又比志島範經及其家僮常陸坊・旗持又二郎等死之、賴久以聞京師、乃十月二日、與比志島範平書、論其事也、

64 莫祢氏文書

薩摩國御家人大平平次郎成助申軍忠事

去九月十七日、馳向市來城、晝夜致合戰之条、御見知之、上、莫祢太郎二郎・甌島地頭小川小太郎・同小三郎・國分平次郎等令見知畢、同晦日、馳向後卷、致散々合戰之条、守護御代官酒匂兵衛次郎・石塚弥八等令存知畢、右、今年、月廿五日以來、云守護所警固、云城攻後卷合戰、抽忠勤之条無其隱、且給御判、且為預御注進、言上如件、

建武四年十月 日

沙弥在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九七三号文書ト同一文書ナルベシ)

65 水引權執印藏

權執印三郎次郎俊正合戰軍忠事

右、今月十四日夜、市來院赤崎合戰時、致種々軍忠之条、甌島地頭小河小太郎・同小三郎等、同所合戰之間、令見知早、然早預御注進、為施弓箭面目、言上如件、

建武四季八月 日

檢知了(有)了

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九七七号文書ト同一文書ナルベシ)

66 比志島氏藏書

薩摩國比志嶋彦一丸代頼秀謹言上

欲早預重御注進、浴恩賞、代官孫三(郎)〔範經(彦一丸并若黨常陸房・六郎入道討死、親類右衛門六郎・弁房以下若黨等被疵事、)〕副進

二通 大将嶋津三郎左衛門尉書下

二通 并彦一丸申狀(固也) 奉行人遠屋入道返狀 并彦一丸(彦一丸)代申狀(△)

右、彦一丸幼少之間、差遣舍兒孫三郎以下輩、去年八月、押寄當國市來城、致合戰、親類弁(房)被疵了、同九月卅日、

重致軍忠之時、範經・常陸房・旗差又二郎令討死了、同

十月十八日夜越、凶徒矢上左衛門五郎高澄以下、為夜討

寄来比志嶋城、彦一九令防戰之時、若黨六郎入道令討

死候上、親類左衛門六郎・若黨六郎太郎・五郎四郎入道

被疵了、雖然不被破當城、所致合戰忠也、此等之子細、

頼久大將可有御注進之由、被成御書下候上者、重預御注進、

為浴恩賞、言上如件、

建武五年二月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九七八号文書ト同一文書ナルベシ)

67 指宿氏藏書

袖判

薩摩國指宿彦次郎入道成榮代高野淡路房宗榮申、去九月

卅日、為誅伐嶋津孫三郎頼久以下凶徒等、大將市来院御

發向之間、馳參致軍忠、令分取一人之条、有間平次郎・

山角平三郎入道秀澄・栗下宰相等令見知候早、仍為浴恩賞、

恐言上如件、

延元二年十月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九七二号文書ト同一文書ナルベシ)

68 高尾野出水氏藏書

目安

薩摩國和泉相伴三郎保末申所々軍忠之事

自最前為御方而属于御手、押寄市来城之處、市来入道道

尊令降參之間、同自曆應三年八月十五日、押寄矢上左衛

門五郎高純城催馬楽、迄于同曆應四年四月、令日夜合戰

之條、大手大將島津七郎左衛門尉資忠見知候之處、同郡

之内云々、以下略、

曆應四年潤四月 日 承了判道鑑

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三号文書ノ抄ナルベシ)

年代記

寛正三年壬午、退治於市来院、

〔島津國史〕

寛正三年壬午春三月云々、市来久家復以邑叛、節山公伐

之、久家棄城亡去、不知所終、自市来政家為市来郡司職、

傳六世至久家、而郡司職絶、

【應永記】

應永八年辛巳、元久卒大勢、四月廿三日ニ市来ニ押寄、鎮守ノ山ニ陣取玉フ、總州即時ニ有御越山、筑前守忠家内々意趣ヲ直山新左エ門・有河彈正入道ヲ以酒勾方ニ被申、其謂者、敵方ハ惣陣カ尾ニ可被乘之由申候、左候者、當城近ク引寄可為安否之處ニ、無指鯨キモ候、鶴田之御陣錯乱タルカト覺候、是非祁答院ニ有御越、大村方ニ可被力副支肝要ニ候、左様ニ候者、太郎家親御供可致存候ト也、有總州御悅喜云云、

【喜入氏譜中】

享祿二年己丑五月、初興岳公時伐吉田位清、取吉田城、置之戍兵、澁谷重武即祁答院帥兵来攻城、却之、於是十五日、公使寺僧来于我邑急徵兵卒與戍吉田以備之、忠譽乃遣左野某子及田代二郎右衛門等戍吉田城、二十二日、復遣左京進・江田新右衛門等代之、晦日、自市来遣兵侵串木野、六月朔日、梅岳君乃使寺僧齋書来報忠譽、

【國史元久傳】

應永八年四月二十三日、惣翁公引兵如市来、屯鎮守山、

將攻市来忠家、久哲公將兵救之云々、「以下載鶴田郷、略于

此」市来郷今無鎮守山、伊集院苗代川有鎮守山、苗代川旧屬市来郷養母村、市来郷長里村有地名陣尾云々、

【箕輪寛書】

一又爰ニ實久方市来地頭職多田紀伊介頼益ト云者アリ、同弟與一左エ門トテ、久シク入道日新ノ在家領伊集院大和守彼ヲ近付テ云ク、兄ノ紀伊介可參當家ノ旨可申相計ラヒ、忠賞ハ望ニ可任、是忠良ノ仰也トソ被申ケル、君命ニマカセ、密ニ忍ンテ先ツ稲荷ノ大宮司塚田ガ許モトニ往テ、稲荷宮ノ修理ニ事ヨセ多田紀伊介ヲスカシ寄セ、此事ヲソ告ニケル、紀伊介少モ不承引、其弟ヲ散々ニ曠テ、汝今度ハ命ヲ助クルソ、再ヒ勿來コトト、眼ヲ大キニ盱ヒキシテ被出タリ、又二言ト云コト不能、竊カニ其所ヲ忍出ツ、塚田カ下女是ヲホノカニ聞テ、他所ヨリ常々通ヒ來ル男ニ語ル、其夫即出水ニ差越テ、紀伊介有謀計ノ企、不討之相州方ヲ引入テ由々敷御大事ナルヘシトソ申ケル、然ハ早速ニ可退治、乍去其色ヲ見セテハ不叶ト云ツテ、折節相州ヨリ市来ノ

城ヲ有被攻之聞エ、准其事、催人數市來へ馳續ク、大將ニハ島津越前守・新納常陸守、其外侍數十人、其勢三百計リ馳集リ、多田紀伊ヲ方便出シ、輒ク是ヲ討ニケリ、塚田伊豆守聞之、稻荷ノ御正鉢御鍾鏡カハヲ取テ相州方ニ落行ケリ、即市來地頭職ヲ常陸守ニ賜リ、多ク軍兵相隨へ、日番當番用心嚴シカリキ、

【箕輪伊賀自記】

天文八年癸巳閏六月十七日、貴久朝臣御馬ヲ被出市來ニ發向アル、舍弟又四郎忠將・樺山安藝守範久(己多)・喜入撰津守・入来院石見守・佐多入道半閑齋・穎娃小四郎・種子島左近太夫將監下モ作ル・根占右近太夫・肝付山城入道省鈞・加治木入道威安・伊地知佐渡守・蒲生若狹守、其外宗徒ノ侍三十余人、其勢千余騎、市來ノ城へ押寄テ平城ヲ攻落ス、其俣本城ノ大手ニ押寄セ、各陣ヲソ被取ケ、脱カ同廿七日ニ敵大日寺口ニ打出ル、御方ニハ樺山安藝守・喜入撰津守・蒲生カ舍弟宮内少輔馳セ合セ、散々ニ合戦シ、無双之高名誠ニ譽レヲソ舉ケラレケル、同八月四日、野頸ニ陣ヲ着ヨトテ、又四郎忠將ヲ大將トシテ、伊集院大和

守・三原下總守ヲ武將トシテ、其勢六七百計ニテ、案内者ニ長井兵部左衛門相具シテ、本城ノ野頸ニ差進ミ、堅陣ヲソ取ラレケル、日々夜々ニ相戦フ、貴久方ニ御方ニ被參之輩日々ニ馳七重レハ、城中ノ兵無為方之處ニ、同廿八日、串木野ノ住人福島五郎右衛門・篠原又右衛門ト云者走セ來テ申シケル様、串木野城主川上信濃守榮久可參御方之由申サル、如何ト思召ノ處ニ、篠原ガ其子ニ菊千代丸トテ十二三ノ幼童ヲ人質ニソ出シ進ラスル、去ハ非違儀トテ、即新納伊勢守忠歳ヲ差遣、串木野庄ヲ令知行、去程ニ、新納常陸守忠躬勇氣疲レテ、同廿九日ニ城ヲ降ル、明レハ九月朔日、本城ヲ受取テ、大和守忠朗大平ノ時ヲソ作ラレケル、此常陸守ハ於度々相州致怨讎者也、幸ニ得此時、為誅戮トテ、諸卒皆干戈ヲ取テ落行クヲ討タントテ相待ツ處ニ、入道日新聞玉ヒ、無二心者ハ實久ノ不貞士乎トテ、却テ新納尾張守忠歳・本田下野守親貞ニ仰セテ新納常陸守以下百余人ヲ舟津迄被相送云云、

【樺山玄佐自記】

貴久様伊集院ヨリ市来江〔天文八年六月十七日也〕以夜御働なり、各々碎手平良之

城を被切取、本城無比類能城なれば手強戦、此由聞付次

第風与鹿兒島江令渡海、無程安藝守市来平良へ馳參、吉

田は御外城なれハ不及申、大隅よりハ蒲生殿自身、本田

肝付越前守火ハ覺までに被立人衆、本城江ハ實久御舍弟

忠時〔等カ〕其外各々被差籠、祁答院ハ實久御味方なれハ、帖佐山田

衆ハ本城江、大隅ニ而ハ入乱更無分別、敵味方ニ而日夜

矢軍合戦も有しに、入来院石州妹は貴久様御簾中、其上

最前よりの御奉公ニ而參上有けるに、至大日寺馬場本口

入来院衆陣亡、合戦矢軍取次之処、平良衆續合、敵得利

猶其分ニ切懸り、其俣前之衆をは追拂ふ、可退無暇、小

野々左近与云人魁して安藝守に指合之処、彼左近を討留、

安藝守少蒙痕、喜入三郎四郎殿安藝守を見續、無比類合

戦也、又兩日後合戦有、實久御舍弟中務殿御討死、ケ様

定カ矢ニ中リ打死也〔廿九日ノコトカ〕二昼夜之無堺被相戦、市来湯田口へ着陣有けれハ、本城

入目之処、川上上州「忠克」日新様江被申上子細有、我は

實久江御奉公たるへく候、妻子は同名信濃守分別之様牀

ニ而、串木野を可致進上由被申定、其分無相替事、上野

守實久以御供串木野を退出なり云々〔八月廿八日晝〕

〔島津貴久記〕

去程、天文八年己亥潤六月十七日、貴久様市来御発足有

テ、平之城ニ切乘、其俣居給、同廿七日、出大日寺口ニ

有合戦、嶋津攝津守・柘山安藝守碎手ヲ給、蒲生舍弟宮

内太夫同前也、軍參之人ニハ入来院石見守御祝言被申

上、軍衆少々相残、一日之中ニ帰宅早、佐多半閑齋・穎

娃・蒲生・種子嶋始中終共在陣也、軍衆馳走之人ニハ

肝付・根寝・威安・伊地知、同八月四日、本城之野頸ニ

被陣付、

〔喜入氏譜中〕

天文八年己亥、初梅岳君及實久成、未幾和破、君乃及大

中公擧兵復伊集院、尋略隣近、兵威大振、老臣伊集院大

和守忠朗進取上山城云云、六月、先是、市来地頭川上上

野介忠克世食邑於串木野、間歳自請致職、實久更遷新納

常陸介忠苗為地頭於市来、猶拒公師、至是十七日、公自

帥師夜陷平城、直入營焉、既而忠房〔稱喜入式部太輔後改撰津介忠後〕聞本城猶

難拔、乃帥邑兵安樂大炊・池内佐渡〔忠房〕等發喜入城、二

十三日、公既聞之、賜父忠譽書、嘉其忠也、忠房抵陣、

二十七日、入来院石見守重朝率兵進攻大日寺口、城兵発

出、重朝却危、忠房及樺山善久等各帥邑兵續自平城、戰

于馬場本、善久乃接小野左近雖得其首、身被數創亦危急

也、忠房馳而救之、一截振刀立処二斃三人、或五、六人、由是忠

房臂力絶倫大振名聲、晦日、忠克使福島筑後謝罪于公曰、

愚臣出水、實久將以逝世、伏願欲使弟川上信濃守忠興携息

虎徳丸以申木野降臣于公、請其允容、且使篠原氏之子為

質于陣、公及梅岳君許之、閏月朔日、君賜忠譽書、八月

四日、公弟忠將右馬頭帥兵進湯田口、廿八日、忠興等遂候

曉去申木野來謁于公、二十九日、本城守將忠苗亦委城而

去、於是九月朔日、忠房及樺山善久等入見公於市來城、

恭賀太平云云、

【種子島加賀惠時傳】

天文八年己亥閏六月十七日、奉屬太守貴久公、於市來平

城抽軍忠、

【入来院石見重朝傳】

天文八年己亥閏六月十七日、貴久公師市來、時重朝從父

重聰馳參公之陣營、而後應父之命直在陣、同月廿七日、

被攻本城、重朝卒多勢進大日寺口抽軍忠、此菽采女・水（時脱之）

池十郎戰功拔群也、依今度軍功、蒙川内方宜掠取之嚴命、

【肝付越前兼演傳】

天文八年己亥閏六月廿七日、與實久交兵於大日寺前、于

時兼演献兵士於貴久公、

【肝付氏略傳】

天文八年閏六月、公市來を攻給ふ、兼續同族山城守兼勝

入道を遣て公の軍を助く云々、

【伊地知美作守重常傳】

天文十四年乙巳、大中公在伊集院、時入来院石見守重朝

澁谷別族、食菜入来院、因以為氏、亦舊譜作澁谷家、而無名字及年月、據重朝傳補反、恃勝彌驕、將犯伊

集院、八月七日、公夜遣兵攻郡山城、八日、遂取之、於

是乎、公徙重常蓋四、為油須木城今隸郡山、有遺墟地、係東俣村井

之山、又有毘十六、地頭職、舊譜作主、系作地頭、實為一職、說見上註、按

沙門城云云、當時多置村地頭、如肥後助西于竹山、肥後周防于谷口之類、將衆戍以備焉、○十八年己酉、重常猶戍油須

木城、三月、或云、四月、聞澁谷黨自蒲生侵吉田城、十七日、或云二、十八日、

帥兵馳之、擊敵於城下之河原、時有士操槍鬪者、重常與

之前刀戰有功、此云太刀始、所謂六年弓箭始于是、○公復封重常皆田代村一所、今者併湯田村及伊作田名之陳園門、四町、今竝、八町、

湯田村及伊作田名之陳園門、隸薩市來、徙而居之、凡食邑十

二町、大概可三百六十石

〔吉利氏系圖〕

吉利下総守忠張ノ譜ニ云、此代一所賜川辺之内野崎村、

後市來之内湯田村トアリ、忠張ハ吉利下総守忠澄ノ子ニ

シテ、天正・文祿頃ヨリ慶長中ニ當レハ、義久ヨリノ給

与ナルヘシ、

〔地頭系圖〕

日置郡

市來

大寺美作守高幸

寛正の比、

日高紀伊守義治

實久代地頭也、

川上上野守忠克

薩州領ノ時地頭也、天文八年六月ヨリ串木野一所トミユ、

多田紀伊介頼益

薩州實久領ノ時也、天文八年比、

新納常陸介忠苗 頼益謀計ノ企アルトテ、忠苗等實久ノ命ヲ受計因テ地頭ニ補セラル、

山田藏人有徳 貴久公御代、

新納伊勢守康久入道一珪 初右衛門佐 弘治中市來地頭職、永祿元龜比迄、天文八年ヨリ加世田地頭職ヲ賜ヒシトミユレハ、加世田ヨリ市來ニ轉セシナラン、

新納五郎右衛門久饒入道遊甫 元龜中ヨリ天正二年迄市來地頭、初右衛門佐 伊勢守 天正中大地頭、合志地頭、慶長ノ初串木野地頭とあり

比志島宮内少輔國貞 入道咲翁 美濃守義住ノ弟也、天正二年十一月十五日ヨリ、同十年死此地、三俣御陣ニ御使衆トアリ、

比志島宮内少輔國貞 後紀伊守 天正十年ヨリ慶長五年迄、

山田越前守有信入道理安 初新介 御家老也、

新納休閑齋旅庵 高原・栗野・市來等地頭、義弘公御家老也、

吉利下野守忠張 (総カ) 寛永九年比、同十六年迄、

仁禮藏人頼景 初小吉 舍人 信濃守 御使役、寛永十六年ヨリ正保三年迄、

仁禮主計頼充 正保三年三月ヨリ同七月迄、

鎌田源左衛門政有 寛陽公御家老、正保三年七月ヨリ明暦元十月迄、

猿渡勘左衛門 明暦元十一月ヨリ同三年迄、

平田民部左衛門宗直 明暦三年十月ヨリ萬治三年十二月迄、民部宗位の子也、初内浦・倉岡等の地頭也、

桂外記忠守 萬治三年十二月ヨリ寛文四年十二月迄、

仁禮民部左衛門頼定 初小吉 寛文五年二月二日ヨリ定、

桂奎之助忠保 延寶八年申八月十二日或七月廿一日ヨリ貞享元年迄、

高橋左門 貞享元年九月或二月トセ、

向井市之允友貞 寶永四年亥十月二十九日ヨリ、

川上一學久東 初久馬 後慰慶 寺社奉行、享保七寅正月十三日迄、

新納左京久敦 大目附、享保九辰正月十一日ヨリ同年三月二十三日迄、

樺山主計久堅 享保九年六月二十一日ヨリ、同此年任國老、十一年七月十三日迄、

福山平太夫安都 享保十二年未正月二十一日ヨリ元文五申戊八月十日迄、

島津民部久甫 後左衛門 元文五年申十月十五日ヨリ、寛保三任國老、

伊勢兵部 寛保四年子正月十一日ヨリ寛延二巳四月二十五日迄、

島津將監久起 初左近 寛延二年巳十一月二十三日ヨリ寶曆七年丑七月十七日迄、御用人、若年前、

宮之原甚五太夫通直 初宇右衛門 後主膳 御家老也、寶曆八年九月或七年九月十八日ヨリ安永四年未正月十一日迄、

村上静馬 安永四年未正月十八日ヨリ寛政二戌八月二十五日迄、

鎌田愛太夫 寛政三年亥十月六日ヨリ文化三寅十二月二十迄、

鷺頭主水 文政三年辰九月八日ヨリ文政五年三月二十八日迄、

伊勢伊織 文政九戌十一月二十八日ヨリ同十三寅正月十四日迄、

三原藤五郎經福 天保五年午正月十一日ヨリ同十四年卯十一月二日迄、

碓山将曹久徳 弘化三年午正月十一日ヨリ同八月二十五日迄、

名越右膳盛胤 弘化五年申正月十一日ヨリ嘉永三戌三月十四日迄、

市来

『名勝志』

稻荷大明神 湯田村に鎮座、地頭飯屋湊村に在りを距ること卯

辰方凡壺里拾七町、祭神撰州住吉末社稻荷に同し、正祭九月九日、

承久三年、得佛公の母堂丹後局比企判官能員妹勸請し給ふよしい

ひ傳ふ、局撰州住吉におゐて公を産し給ひし時、大雨し

きりに降りて其夜甚た暗し、狐火暗を照らして擁護す、

是明神の冥助なり、故に局爰に下向して明神を崇めたて、

祭田を寄附して本邑の宗廟となし給ふといへり、初め今

の社地より申方四町許りに安鎮ありしを、天和三年、祢

寝八郎右衛門清雄田を關くによて社を迁し、九月七日迁

宮あり、旧社地にハ石小祠を建て表とす、古製の鎧一領

を寶殿中に納め、得佛公寄進し給ふ所と傳へたり、社司

有川数面ハ昔し稻荷を守り下りしもの、苗裔にて、世々

祠官なりといふ、別当桂峯山寶持院大明寺といふ、華表

の左脇にあり、開基年月詳かならず、眞言宗大日寺の末

にして、開山者賢法印、本尊十一面觀音也、

『地理纂考』

上文略、應仁年中島津忠國是を鹿兒島に建立して、今城下五社ノ一也、始祭神一坐なりしに、慶長年中島津義弘朝鮮新塞の戦に両狐出現して冥助ありし故に、帰國の後二狐を神に崇め、併せて今三坐なり、昔時ハ當社より四五町辰巳の方に鎮座在りしに、天和三年、其地に新田を開き、今の地に迂宮ありて、旧地にハ石の小祠ホコツを建て標とす、祭祀年中四度、正祭九月九日なり、當社創建の時祭田拾町八段其内八段ハ湯田村、五段ハ大里村、五反ハ伊作田村、一町ハ大隅國串良にありしとそを寄附せられしに、後世に至りて官に収入し、今年々祭米を供せらる云云、

『名勝志』

鶴ヶ岡八幡宮 大里村に鎮座、地頭仮屋の卯辰方貳拾町余、丹後局鍋ヶ城におはせし時、建保三年、大里郷に七社を勸請し給ふ、其一也といひ傳ふ、別當寺を法泉寺といふ、いつの世に廢に及ひしにや、今ハ社司有川某祭るとなり、御靈・今熊・産湯稻荷・包宮・日吉山王・安樂權現を大里の七社とす、皆茅屋小社なるゆへことごとく書せず、

『地理纂考』

嚴島神社伊作田村『大里村』 奉祀三女神なり、三方ハ陸地に接し、西ハ海上に臨めり、建立の年月詳ならず、世俗誤て此神社を會せるハ、浮屠の何の妄誕に出たるなり、竺土の弁才天に附

『名勝志』

※嚴島大明神 大里村蒲牟田に鎮座、地頭仮屋の辰方拾町余、祭神安藝の嚴島に同し、祭十一月廿三日、建久年中丹後局勸請し給ひしといへり、局初めて當國に下向し給ひし時、海上風波あらく、誓願の旨趣ありしとかや、今社地の前に川あり、昔しハ水深ふして通船ありし所也、局の船も此川口に着岸し、流に遡り爰に着船すといふ傳ふ、社内に尺余の船を納む、そのかミ局の寄進し給ひしよしいひ傳ふ、同村佐保井といふ所にも又嚴島祭十一月十七日を安して、建久中局勸請し給ふといひ傳ふ、一説に局供奉の侍重信某勸請ともいへり、今に至りて重信某氏神と仰き祭る所なり、按するに、佐保井ハ重信住居の地をさること遠からず、疑ふらくハ重信某勸請の説是なるへし、

※(頭注)

【纂考ニハ、嚴島神社 祭神三座、市杵島姫・田心姫・湍津姫

にて、祭祀十一月廿七日なり、丹後局下向の時、海上風浪に
遇ひ誓願ありしに因り、建久年中創建ありしと云云、局重信
某に與へたる眉尖刀二振を、後ニ一振ツ、重信が家より嚴島
ノ社へ奉納せしに、寛政三年十二月官用となり、其代りに眉
尖刀一振ツ、両社へ寄附せらるる】

【名勝志】

諏方大明神 湯田村に鎮座、温泉の未方九町許り、祭神
前に同し、祭七月、廿八日、勸請年歴詳かならず、上古ハ市來院の
宗廟にして大社なりしといひ傳ふ、

【地理纂考】

鶴岡八幡宮 御霊神社 今熊神社 稻荷神社 包宮神社
日吉神社 安樂神社 以上七社、本社鎌倉鶴岡に在り、
丹後局鍋ヶ城に在りし時、建仁三年建立すといふ、七社
共に大里村に在り、大里とハ丹後局の居所なりしゆゑに其名を得たりといふ、往古八幡宮ハ
大社にて、其余の六社ハ八幡の支社なりしといふ、今ハ
七社共に茅葺の小社なり、

【地理纂考】

春日神社「長里村」 祭神大和國春日に同し、承久年中創
建せしといふ、往古當邑の藤尾と云へる處に鎮座ありて
藤尾神社と号す、島津貴久今の地に移し春日と改む、

市來郷

【名勝志】

薩摩渡瀬 大里村に在り、地頭仮屋より辰方拾町許り、
湊邨の境ひ通路に川あり、貳拾間余の橋を架し薩摩渡り
といふ、流れに従ひ貳町余に石出と云所あり、薩摩渡瀬
是也、建久中丹後局下向し給ひし時着船ありし所にて、
薩摩渡瀬とハ局の名付られしよしを云ひ傳ふ、昔し此川
崎野濱へ流出し川口なりしに、今ハ川筋かはりて湊村に
流れ、串木野境に至る、よて川口にあらす、灘つ、きに
崎野といふ浦あり、局着船の時地名を尋給ひて、崎野な
るよしの給ひしゆへといへり、崎野に御霊大明神所祭鎌倉
權五郎景
政の・今熊權現所祭景政
の母堂の両社を安鎮す、局勸請し給ふ大
里村七社の其内なりと傳へいふ、両社格護の寺を濱獄寺
といひしよし、今廢して寺跡あり、大里ハ局おはせし所

にて、往古御里と書しておさと、唱へしよしいへり、故に局の古跡おほし、

局腰掛所 大里村重信屋敷の旧址にあり、丹後局下向し給ひし時、腰をかけられて飯を進めたりし所なりと云ひ傳ふ、今敷の中に幣帛を建て表とし、重信の土見年々祭るといふ、重信某爰に居住す、よて重信の名あり、腰掛所申方貳町許り、木崎山の下に其時炊爨の所とて竈跡あり、石を起き幣を建て、木崎の農夫之を祭る、又腰掛所巳午方五町余、亀ヶ尾といふ所にも局休息し給ひし跡とあり、三抱ばかりの榎木を植てしるとす、

【名勝考】

薩摩渡瀬 分注、此渡瀬は、上りし世に隼人の薩摩追門などの例にて、専薩摩てふ名所に縁にしあり、建久中大祖公の御親母丹後局下向の時、御舟この津に入着しよし、又大里てふ村名も御里を訛りしなといひ傳ふ、此川の流當時は川崎野の濱へ出しを、今のやうに湊村に川筋を變しなり、

【名勝志】

温泉 湯田村に在り、稻荷神社辰巳方八町余、某の年涌出すといふことを詳かにせず、万治・寛文の比初めて葉湯なることを知るといふ、硫黄氣ありて能小瘡を治す、

※ 江口濱 伊作田村にあり、西海をうけたる長渚にして川あり、江口川といふ、向に赤崎浦あり、赤崎ハ相州鎌倉由井の濱に似たる境地と丹後局のたまひしと傳へたり、赤崎・戸崎遠見の圖を寫して爰に載す、

※(頭注)

『地理纂考ニ、水源伊集院赤仁田・當郷重平山より出づ、川口舟船を繫泊す、漁戸の所住なり云々、此處の眺望西ハ海上甌島あり、南ハ加世田野間嶽あり、風景頗る佳なり』

【纂考】

薩摩渡瀬川 上流ハ伊集院と當郷との境夫婦樟山より出て、養母村、湯田村、大里村、湊村を歴て串木野境にて川上川へ合流し、海に入る、川上川ハ樋脇と當郷との境小平・逆瀬の両所より出て、養母村、川上村、湊村を過

て渡瀬川に入る、両川合流の所より一町許下に土橋を架して渡瀬橋と云ふ、中嶋ありて橋を二つに分つ、長一町余なり、橋上より眺望するに、左右に水田あり、海邊に塩田あり、又松林ありて、景色愛すへし、此橋より下二町許の所を薩摩渡瀬と云ふ、此処往古の大路なりしとぞ、海口まで一町余なり、

吹上 (伊作田村) 當村・神之川村・湯田村・湊村の沿海數里の間、

白砂堆く連りて積雪の如し、横幅濶きハ二町、狭きハ半町許にて、加世田郷吹上に異ならず、風景愛するに足れり、

神之川 神之川村 水源伊集院の山中より出つ、數里を経、當村を過ぎ、神之川浦の海に入る、海口濶さ二三十歩許にして、舟船繫泊す、朝鮮の役に糧船多く此浦より出しといふ、

【明和中旧史官調ノ内】

一市来野

右、忠國公御代、川上十郎左衛門先祖川上十郎左衛門義久道安江御家傳御傳授ニ而、為御名代年々市来江為罷越由、此節委細當十郎左衛門より申出置候、然共御牧被召立候年間ハ相知不申候、

一元祖川上十郎左衛門義久江御家傳御犬追物御相傳之節、市来御馬追ニ付御相傳之儀御座候、私家代々亡父川上十郎左衛門迄、元禄六年比迄毎年御馬追奉行被仰付罷登申候云々、

【地理纂考】

物産

走獸 鹿 野猪 猿 貉 馬
鱗介 蜆 渡瀬川等の海口に産す、海龍卵 以上の二品當邑佳産なり、鰻 鯖 鰻 鯉 松魚 棘魚 鱈 鍋蓋 鶏魚

【地理課川調帳】

幹流 一大里川

大里村

水源伊集院嶽村ノ内 ●東重嶽●飯森石
●宇都山●小川七ツ流合、市来大里村
ノ内 ●ハサカコレ●トリウシ
●鉾ノハル ●階田代 小川四ツ流込、湯田村 ●瀬戸山、
大里村 ●薩摩渡、湊村ヲ經テ、里程三里七分五リヲ通り
湊村海工入、

一 幹流
伊作田川

伊作田村

水源伊集院神殿村ノ内 ●東重平 ○田代○養母村
●市来重平 ○ニフ○下養母 流通、 ●麗高
川ヲ受付、 ○城ヶ町ヲ經、江口浦ニ至リ、里程二里五分
江口浦海工流入ス、

一 同
神ノ川

市来 伊集院 神ノ川村
神ノ川村

水源郡山西俣村ノ内 ●雪ノ元 ●及伊集院嶽村ノ内 ●余リ塚 ●
ウハキ ●ウト ●流合、郡山 ○西俣村ノ内 ○平原 ○平山 ○西俣村
●タケ ●谷川八ツ流合、常盤 ○和田 ○伊集院嶽村 ●比良 ○
ニシマタ ○有屋田 村境ヲ流テ伊集院有屋田村、麦生田村、
村ノ小蘭 ○今脇
那村ヲ流レ、又東竹ノ山村、中川村 ○町田、石谷村 ○五本
松二川流合、伊鹿倉村ニ流レテ、又南直木村 ○横尾 二川、
春山村 ○ヘコノ尾 二小谷川、上谷口村 ○ヤモハラ 小川一ツ、
福山村 ○二田尾川、合テ六川取合、一ツニ成テ猪鹿倉ニ
於テ神ノ川通工流入シ、一線ニ徳重村通り、又神殿村

ノ内 ●東重嶽 小谷川三ツ取合一筋ニ成 ○福田、下神殿村 ○
●ヒラ川
カコリヤウ、桑波田村、野田村及 ○小間田セ ○小園
○松ノ下寺脇村
ニ於テ又神ノ川通工入テ一ツニ圓、大田村 ○久木野下、
宮田村ヲ經、里程五里ヲ流、南神ノ川通工流入、

『編輯者考』

日置郡申木野

※ 申木野三郎忠道 薩摩六郎忠直ノ三男、始テ申木野城ヲ築キ之ニ居
ル、承久三年ノ文書ニアリ、子孫五世ニ至ル、

申木野太郎忠行 忠道ノ子、

森平次郎忠秀 忠行ノ子、

全平次郎 忠秀ノ子、

薩摩七郎忠秋 申木野城ニ拠ル、島津貞久攻テ之ヲ抜ク、『文和四
年十一月五日師久注進状ニ、去ル九月二日、宮方當
城寄来候間、師久馳向合戦、敵討取云々』

川上又八郎忠塞 島津立久ノ頭臣ナリ、申木野代官ニ移シ、任所ノ
内三十町ノ私邑ヲ與フ、文明六年旧記ニ川上將監
トアリ、同人ナリ、

川上上野介忠克 島津實久ニ黨シ市来ニ地頭ス、後申木野ヲ領ス、
天文八年守護ニ反ス、六月實久之ヲ伐 忠克降ル、
後實久ニ奉仕シ國相タリ、

島津中務家久 元亀元年隈ノ城ヲ領シ、申木野ヲ管轄ス、

※(頭注)

『時吉名ノ内串木野村ト古文書ニアリ』

日置郡串木野郷

『地理纂考』

鹿兒島より戌の方九里餘、東は樋脇郷に接し、南ハ市来、西ハ高江郷、北ハ永利・隈之城に接す、周廻十三里二十九町一間、村落四上名村、下名村、高八千二百四十七石五斗二升八合餘、人員一万五千九百六人、戸數三千三百二十、當邑ハ日置郡と薩摩郡との両郡に係れり、上名村・荒川（下名村脱カ）村ハ日置郡に属し、其餘村ハ薩摩郡に属す、往古ハ上名村・荒川村も薩摩郡に隸けりと見えて、當邑冠嶽頂峯院藏承久二年・永仁五年等の文書皆薩摩郡と記せり、

『名勝考』

串木野串木は靈木（シツ）の義といへり、

〔甲第四百四号〕

薩摩國日置郡上名村ノ内冠嶽方限、該村ト分村シ冠嶽村

ト公稱候條、此旨布達候事、

明治十五年四月八日

鹿兒島縣令渡邊千秋

※1 日置郡串木野

『本藩地理誌』

※2 一 忠久公御代、串木野三郎平忠道（成枝薩摩五領之、子孫四郎忠直三男）領之、

代ノ間領之、

一天正中、島津中務太輔家久領之、（初又七郎、或元龜元年賜串木野居住ス、）

一 串木野城（龜ヶ城ト云、通路ヨリ東ノ方飯屋上ノ山、貞久公御城也、） 貞久公御代文和四年

九月二日、宮方大将三條侍從并市来太郎左衛門・鮫島

彦次郎入道・知覽四郎・佐藤彦次郎入道以下賊徒寄来

當城之間、太守師久公御出馬、五ヶ日合戦有之御勝利

也、

一 遠見番所（羽島村及唐人尾ニ在リ）

一天文八年八月廿八日、城主川上上野守忠克島津八郎左

衛門實久カ旗下ヲ離、貴久公ニ奉屬候、以篠原某之幼

童為質（出）之旗下、（下名）其後此地ヲ右馬頭忠將ニ玉フカ、

天文ノ末比串木野ヨリ清水ニウツリ、伊十院忠朗ニ代リシコ

ト、酒句記書ニ見ヘタリ、擾乱記曰、此日川上彦三郎（嫡家也）

幼少無頼方、廿八日曉、以福島某當城ヲ貴久公ニ獻ス、江田

筑原氏一子幼ヲ質トシ携来ルトアリ」△ 『忠克ハ薩州實久ニ屬
シ市来ニ地頭タリ、

後其地頭ヲ致シ、全ク串
木野ヲ一所ニ食ムトミユ

一 古城上名村ニ在リ、亀ヶ
城ヨリ東方五町許、
海道ノ西 一 濱ヶ城下名村ニアリ、
海道ノ西

一 陳ノ尾海道西海邊、堀切
趾有 野岡ナリ 一 芹ヶ野金山旧趾アリ、
穴數ヶ所有リ、

一 羽島村

薩摩平次郎忠朝四男若松四郎忠重事當村〔舟持〕若松知行卜家

譜ニ見得タリ、

一 應永十年癸未十二月七日、島津播广守久主より入来

院彈正少弼重頼ニ賜也、〔西方・荒川・羽島〕

其後永享八年丙辰九月十四日、

太守貴久公〔後忠〕より入来院出羽守重武〔舟持〕ニ當地六丁任先

例可領地之賜證狀、

一本壺屋 慶長三年ノ冬、太守義弘公自朝鮮國御帰朝之

節、朝鮮人多人數被召捕、此地ニ被召置、焼物細工被

仰付、其内仲〔舟持〕・李〔仲九〕・朴之四家郷士格ニ被仰付置、

左候テ、同八年ノ冬ニ伊集院郷苗代川村ニ被召移候、

仍此所ヲ本壺屋卜号ス、

※1
〔頭注〕

〔忠道——串木野太郎忠行——森平次郎忠秀〕

※2
〔頭注〕

〔串木野三郎忠道——平次郎忠秀——平次郎
築當城 号森

七郎忠秋 川上左近將監忠塞 川上掃部介築久
川上家五代兼久ノ三男 『串木野居城』

同上野守忠克 嶋津中務家久 地頭宮原景晴ニ至ル、
『串木野居城』 天正六マテ居、

〔古系圖〕

穎娃三郎忠長七男 薩摩六郎忠直 薩摩太郎忠友 薩摩太郎忠持
世称薩摩氏、

山口次郎忠宗 湛西僧都 領益富名、

成枝三郎忠重 忠恒平三郎 領成岡名、

串木野三郎忠道 始築串木野城住之、 是枝八郎忠秀 忠俊

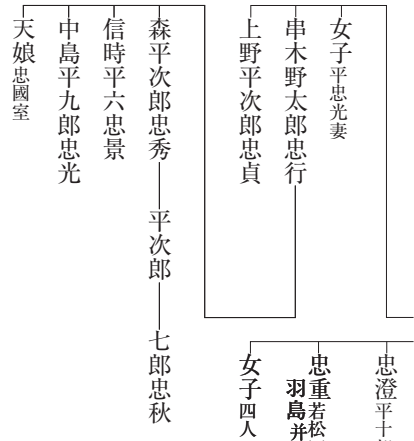
高野四郎忠頼 号上野平 忠高太郎

平九郎左エ門忠家 号平六、 平太郎

道富有慶 号光富、

忠國平次郎 薩摩郡本地頭

忠繼平九郎 串木野若松知行、



時吉六十九町嶋津御庄寄郡

名主在廳道友

地頭右衛門兵衛尉

若松五十町

名主在廳種明

地頭同前

永利十八町同御庄寄郡

名主在廳種明

地頭同前

外數行略ス、

『國史義弘傳』

慶長四年二月廿日、公以串木野村・荒川村・羽島村三村皆屬日置

郡・谷口村伊集院合五千石為慈眼公夫人湯沐邑、除其徭役、

〔家久ノ法号〕
拋貫明
 公旧譜

『建久圖田帳』

薩摩郡三百五十町三段内

寺領二十六町八段安樂寺

下司僧安靜

寺領五町八段弥勒寺

下司僧安慶

社領一町七段府領五ヶ社内

下司郡司忠友

公領三百十七町内

高參千五百廿七石七斗壹升

公領八十六町

あら川村

光富四十九丁内○廿町方得△

高參百五拾式石九斗六升

是枝九町

は島村

郡司忠友
 名主荒河太郎種房
 名主在廳家弘

〔69〕島津家藏書

薩州日置郡之内くし木野村

高八佰拾四石四斗六升

伊集院谷口村

惣高參千佰五拾九石之内

高參佰四石八斗五升

惣高五千石、無公役之地進上之仕候、抑御幼少已来于今

御在京、誠以御苦身之段、併御家之御奉公何事如之乎、

然上者、如何様之儀雖在之、右御知行無吳儀可被成御格

護儀尤候、為私相違御座有間敷候、仍状如件、

兵庫頭

慶長四年二月廿日

義弘判

御つほね

(本文書ハ「旧記雜録後編三」六六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

【國史光久傳】

萬治三年云々、先是、松平定行・神尾備前守為公請部内

有金苗處皆鑿之、許之、是歲申木野郷芹ヶ野始置金場、

天和三年二月云云、先是、罷芹ヶ野金場、夏四月、初置

鹿籠金場、

【古戰場由来記】

榊木野城

島津貞久ノ時、三條侍從及市来太郎左衛門尉・鮫島彦次

郎入道・知覽四郎・左當彦次郎入道以下ノ者共寄来ル、

文和四年九月二日、師久発向シ之ト相戦フ、九日ニ及ヒ

終ニ敵退去ス、

【他家古城主来由】

串木野城

串木野三郎忠道

忠久公の時榊木野を守る、其元平姓より出る也、穎娃郡

司忠永か息男成枝薩广六郎忠直力三男也、忠道嫡子太郎

忠行、其子平次郎忠秀、其子平次郎、其子七郎忠秋、是

より末系圖ニ見得ス、

【地理纂考】

建久年中、薩摩六郎忠直か第三子串木野三郎忠道串木野

を領す、忠直ハ平姓にて、川邊領主平次郎道房か弟穎娃

三郎忠長と同姓なり、累代國命に應せず、忠道より第五

代薩摩七郎忠秋に至り、島津貞久當城を抜く、忠秋知覽に通る、文和四年九月二日、阿多北方の領主鯨島蓮道・

知覽領主知覽忠世忠世ハ忠秋カ後也等三條泰季に從て串木野城を攻

む、島津師久知色城出水に在り、去年師久此を抜くより兵を引て来り救ふ、

連戦五日、遂に是を破り走らす、此時家臣猿渡信重戦死

す、島津立久に至り、川上又八郎忠塞に串木野を與へ、

當城に移る、忠塞の孫上野介忠克か時、出水城主島津實

久に屬して島津に反す、天文八年六月、島津實久是を伐

つ、八月、忠克降る、既にして元龜元年、島津中務家久

に隈之城を與へ、串木野を管轄せしむ、天文七年、家久

日州佐土原に移り、其後地頭を置く、旧記或ハ櫛木野に作る

〔地理志〕

天文八年八月廿八日、城主川上上野守忠克島津八郎左エ

門實久カ旗方ヲ離、貴久公ニ奉屬候、以篠原某之幼童為

質、下公之旗下、其後此地ヲ右馬頭忠將ニ玉フカ、天文

ノ末比串木野ヨリ清水ニウツリ、伊十院忠朗ニ代リシコト、酒

匂記書ニ見ヘタリ」△「擾亂記曰、此日川上彦三郎嫡家

也△幼少無頼方、廿八日晝、以福島某當城ヲ貴久公ニ獻

ス、江田△案原氏一子幼ヲ質トシ携来ルトアリ」

〔舊藩史節調〕

串木野城

川上上野介忠克守之、而屬實久、雖然懷于太守貴久公之

德風降旗下、且使嫡男虎徳丸謁于貴久公云、

〔嶋津國史貴久記〕

文天正八年云々、初大翁公既殺川上昌久、復欲殺川上忠克、

島津實久遣兵逆忠克、使居串木野城、忠克女實久之妻也、

生一男二女、實久是以援之、授公攻市来本城、城且陷、忠

克畏懼、秋八月二十八日、使福島筑後告公曰、某其事實久、

不忍相負、請使兒虎徳丸以城降、許之、於是、使信濃守

忠興携虎徳丸如市来見於公、而忠克去串木野、從實久、

忠興忠克之從祖叔父也、

〔旧記吉利氏傳記〕

天文八年八月四日、新納常陸守串木野本城市来カ江楯籠居候故、

貴久公御進發、忠將・久定・忠俊・忠朗・三原下総御供

ニ而本城野頸江御陣ニ而、急ニ攻之、敵失防禦之術敗北、
久定軍功有之、同廿八日、串木野城主川上信濃守榮久弓
(上野介忠克カ)
 箭を取り候付、忠將・久定・忠朗・下総大将ニテ、二百
 余人ノ人數ニ而野頸ニ陣取候而、夜白攻之、榮久福島某
 ヲ以降參を乞、梶原某か幼童ヲ以人質トシテ進上候、廿
 九日、本城之常陸守降參、翌日、新納伊勢守城ヲ受取、
 忠朗勝吐氣、久定列座云々、

【雲遊雜記傳抄】

文明六年、串木野仁河上將監、按ニ、川上氏別族左近將
 監忠塞ナリ云々、忠塞男掃部介榮久・次男左衛門尉忠豊・
 三男信濃守忠興等ナリ、忠豊出テ宗職ヲ承ク、正統朝久
 此ナリ、榮久父ノ後ヲ嗣キ、子上野介忠克ヲ生ム、相續
 テ串木野ニ居城セリ、忠克ノ時三州大亂、薩州實久ニ属
 シ市来ニ地頭タリ、後地頭ヲ致シ、全ク串木野ヲ一所ニ
 食メリ、此ハ蓋シ實久ヨリ封スル所ニテ、其ヨリ先キ御
 手持ニ御代官タルコト前註ノ例ナラン、斯テ實久新納常
 陸介忠苗ヲシテ市来ヲ戌ラセケルニ、天文八年六月、大
 中公親將トシテ攻伐セラル、時八月、忠克陰ニ福島某ヲ

使トシテ公ニ内應シ、陽ハ叔父忠興ガ謀トシテ我カ嫡男
 虎徳丸左近將監及ヒ篠原某ヲ率ヒ串木野ヲ以テ公ニ降ラシ
 久朗幼名メ、二十八日ノ曉、忠克遂ニ實久ト串木野ヲ委テ別城ニ
 出奔セリ、因テ二十九日、忠苗モ亦市来ヲ委テ奔レリ、
 忠塞ノ始メ串木野ニ移レル何レノ年カハ詳ナラネド、此
 文明六年ヨリ天文八年ニ至テ年ヲ得ルコト六十六年、若
 シ果シテ寛正三年ニ移ラバ七十七八年ハ居城アリシナラ
 ン、忠克後入道シテ意釣ト改メ、子久朗ト俱ニ大中公ニ
 國相タリ、久朗ハ馬越ニ忠戰シテ歿ス、

承久ノ頃ハ、成枝薩摩六郎忠直カ三男串木野三郎平忠通
 ナルモノ此ニ居城セリ、邑ニ因テ氏ニシツラン、世々傳
 領シタルカ、五世七郎忠秋ニ至テ譜見ヘス、聖榮ノ書ニ
 市来・羽島ナドハ節山公ノ時御成敗アリテ御料所ト為リ
 シコト見ヘ、其御計策ハ、市来筑前守久家カ別族代々河
 上村ニ地頭セシ河上山城守家、其邑ヲ以テ寛正二年五
 月立久公ノ頭臣河上又八郎忠塞・大寺彦左衛門幸朝ニ因
 テ竊ニ公ニ降りケレハ、公先ツ忠塞・幸朝ヲシテ守家等
 ト盟ハセ、十一月二十四日、公モ亦盟載ヲ賜テ、同三年、

遂ニ久家ヲ滅シ玉ヒ、卯月十五日、守家ニハ十五町三段ヲ安堵サセ玉ヘリ、其間ニ挾ル申木野ナレバ、其時何レヘモ隸キテ御手持トヤ為リ、此忠塞ヲ亦御代官ニ移サレ、其任所ノ内ニ三十町ヲ私邑ニ賜ヒ、申木野一團三十町ノ地ナカ、實久ノ時一所ニ界ヘ、ラハ此時迄ハ私邑ニ非ルタルヲハ追書スルノ誤カ、市来ニハ大寺幸朝カ姪美作守高幸ナド移サレシナラン、

70 島津家文書

老父道鑿所領薩摩國櫛木野城郷、宮方大将三條侍従并市来太郎左衛門尉・鮫島彦次郎入道・知覽四郎・左當彦次郎入道以下賊徒等、^⑩九月二日當城寄来之間、師久馳向、

五ヶ日致合戦、御敵等數輩討捕之、追落訖、同御方打死手負注文、先立令言上、隨而一色殿注進令申者也、次依九州宮方蜂起、大友式部太輔・宇都宮常陸前司・千葉之二郎以下輩、凶徒同心之由、其聞候之上、一色殿長州御越之段、就之承及、當國凶徒和泉庄名主等并牛屎左近將監・在國司入道以下、率多勢、去十月廿二日寄来師久城郷間、馳向、一日一夜致合戦之刻、師久三ヶ所被疵、^⑪左ウ右引合、同伯父尾張守資忠被疵、^⑫右腕畢、仍當國守護代酒勾左足、

兵衛四郎・同左衛門四郎・愛中彌四郎・土田五郎・阿曾谷三郎右衛門尉・堀源五打死畢、其外手負百餘人有之、注文路次難儀之間、追可令進上候、仍両御所之御間、御発向御延引候者、師久捨國、可令參洛候、將又老父道鑿中風之身難儀之上、合戦最中之間、不能委細、若此条偽申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、此旨可有御披露候、恐惶謹言、

文和四年十一月五日

左衛門少尉師久

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六〇〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

※(頭注)

「『文和四年九月二日ナリ』此日猿渡藤三郎信重師久ニ從而戦死

ス」

〔島津師久譜中〕

文和四年九月二日、宮方大将三條侍従圍攻櫛木野城、故為後攻五ヶ日戦得勝利、敵退去云々、

〔國史貞久傳〕

文和四年九月二日、市来氏家・鮫島蓮道・知寛忠世・左
當彦次郎入道、從三條泰季攻櫛木野城、〔師久ノコト〕定山公自知色城
引兵来救、連戰五日、破走之、櫛木野今作串木野、猿渡信重
戦死、故城在上名村云々、

〔地頭系圖〕

日置郡

串木野

川上左近將監忠塞 文明六年比地頭トミヘタリ、

川上信濃守榮久

是ハ忠克ノ弟也、可再考、初掃部介ト云、川邊地頭也、上野守トモ云カ、忠克ノコトナルヘシ、薩

州實久方ニテ、初市来地頭ヲ領ス、天文八年六月、實久ヨリ串木野一
所ヲ命ス、移之、然トモ同年大中公市来城ヲ攻玉ヲニ及シテ、八月二
十八日、串木野城ヲ差上公ニ降ス

新納伊勢守忠藏

榮久ノ跡ニ暫移ルトイヘトモ、力盡テ降ルト云々、

川上上野守忠克

榮久ノ子、父子トモニ市来ヨリ串木野ヘ移リ居シ
ナラン、後考ヲ跡ツ、

山田藏人有徳

天文・弘治ノ間歿、市来・串木野・日置地頭トアリ、

島津中務太輔家久

元龜元年春、一所ニ賜ヒ移居之トアリ、天正六
年ヨリ佐土原ニ移ル、此間地頭ハナキカ、

山田越前守有信入道理安

有徳ノ子也、

宮原左近將監景晴

天正八年比、

新納五郎右衛門久饒入道遊甫

初右衛門佐 伊勢守ト云、慶長
初比ヨリ、後川邊地頭也、

仁禮藏人頼景 初小吉 舍人 信濃守ト云、御使役也、寛永初比カ、

野村大學〔助脱カ〕元綱 御用人也、

鎌田左京亮政喬 政徳ノ子也、御使役也、寛文ノ末ヨリ慶安中也、

桂内記忠保 〔永カ〕後李之助 吟味役・與頭也、明暦三年ヨリ寛文元年迄

平田次郎兵衛宗正 〔二カ〕後新左衛門 御家老也、寛文元年ヨリ、元禄十
二死去也

伊東三左衛門 寛文五年二月二日ヨリ定、

大野源右衛門 寛文七年二月三日ヨリ定、或四年、延寶八年迄、
トモ、

大山三郎右衛門 六右衛門ト云カ、寛文八九月十日ヨリ定、同十年
春迄、

大山主馬綱通 初權左衛門 吟味役・御使役也、寛文十年春ヨリ元
禄九年迄、

大山權左衛門 御用人歿、元禄九年冬ヨリ同十一年迄、

市来次郎左衛門 元禄十二年卯五月九日ヨリ、

鎌田采女 後源左衛門 要人ト云、寶永三戌六月六日ヨリ、

島津采女 寶永二年酉三月ヨリ、

島津彦太夫 正徳二年辰十二月朔日ヨリ享保七年寅正月十三日迄、

串木野

〔名勝志〕

※猪日田大明神 上名村に鎮座、地頭仮屋〔同村に在り〕により寅方九

町余、祭神二座、饒速日命・天香山 命、正祭九月九日、勸請年月詳かならず、

社司入枝氏奥州より負ひ下りて勸請すといふ傳ふ、是を
串木野の宗廟とす、

※(頭注)

『纂考ニハ猪日田神社ニ作ル、羽嶋村ニ鎮座ト見ユ』

【纂考】

社司入枝某先祖陸奥國膽澤郡より負ひ下りて云々、

羽島崎神社『羽嶋村』 奉祀及創建の年月詳かならず、土人
の説に、天智天皇の皇妃大宮姫頼娃に下り給ひし時遣し
置れし鏡を神体に崇め、當社を建立して鏡大明神と號せ
しよしいへるは妄説なり、始海邊にありしを、寛延元年
社殿海笑に流失せし故に迁坐ありしとぞ、

鬘神社『羽嶋村』 奉祀創建共に詳ならず、土人の説に、天
智天皇の皇妃大宮姫頼娃に下り給ひし時當邑をすぎ鬘を
遣されしを神体として創建せしといふ、例の妄説なり、
信すへからず、一説大己貴命なりといふ、

【纂考】

山神祠『王名村』 芹ヶ野にあり、元禄年中建立にて、金山
壯なりし時ハ大祭ありしといふ、奉祀大山祇命なり、

【名勝志】

※ 諏方大明神 上名村亀ヶ城の旧址に鎮座、地頭飯屋の寅

方巻町余、勸請年月詳かならず、祭神二座、上宮建御名方命、
下宮夏代主命、

祭七月 廿八日、邦君貫明公肥前州名護屋至り給ひし時、文禄元年

五月廿三日、当社に詣て順風を折り神樂を奏せられ、御
法樂の和歌あり、

龍伯

夕す、ミ御山をろしにさそはれてつなきし船の出るみな
と江

※(頭注)

『纂考ニハ諏方神社羽嶋村ニミユ』

【纂考】

上文略す、一首の歌を詠して神前に納む、序あり、左の
如し、

文祿元年五月廿三日、連日有逆風無順風、于時義弘、在朝鮮、以故祈
順風於串木野諏方社以神樂、且復為法樂詠一首、夕涼み
御山おろしに云々、

『名勝志』

冠嶽三所權現 上名村に鎮座、地頭飯屋寅方壱里三拾五
※町余、祭神熊野大權現、例祭五度、正當社は熊野垂跡の靈
祭九月九日

山にて、人皇三十二代用明帝の勅願にて蘇我馬子宿禰
建立せり、日本紀を按するに、馬子宿禰は用明帝の大臣にして、推古
帝まで三代に仕へ、帝の三十四年五月朔日薨しける。蘇我
稱目宿禰の子なり、武略辨才あり、三寶に恭敬し、飛鳥川の傍に家し、
庭中に小池をひらき、小島を池中に作る。故に時の人鳥の大臣といふ、

別當寺を頂峯院といふ、二王門前の川を祓川といふ、鳥
居前の川を花川と名つく、涉りて別當寺あり、鳥居内石
壇にして拝殿に至る、即東宮是也、本地阿彌陀
如來、秘佛。社殿の戌亥

方谷あり、不動谷といふ、花川の源なり、岩壁三丈余の
所に不動明王を安す、又装束石あり、兩岸共に高く天に
聳へ仙巖といふ、これを阿子丸仙人石體と崇む、絶頂に
不増不減の水あり、硯の池といふ、文明中、桂庵和尚來
て詩を賦す、頂峯院より
爰に祭る。又寶生山あり、岩壁三丈許り洞あ
り、中に虚空藏を安す、長き梯子を架して參詣す、護摩

壇石あり、是より數町を経て中嶽に至る、社あり、中嶽
權現是也、本地藥
師如來。又數町の坂路を攀登れば南岸に岩窟あ
り、横五間余、入三間許り、其高きこと壹丈に過たり、

中に小社を安し大岩戸權現と云、所祭霧島・開間、
彦山の諸神。大岩戸の
脇に洞穴あり、烟草を生ず、大岩戸より壹町許り西に目

洗水あり、其南拾町許り兎ヶ石あり、右の方に材木嶽見
えたり、良材を積重ねたるに似たり、巔に石の小祠を安
して材木嶽權現となつく、材木嶽の南に經の塚あり、經

をた、ミたるに似たり、經の塚の申方西嶽あり、冠嶽第
一の高岳にして、上に平地あり、凡縦拾貳間、横八間、
爰に社を安す、西嶽權現是也、本地千手觀音坐像、延寶六年丙
午十月四日夜火災に罹り、神舎
佛軀一時に灰となる、天和三年辛亥の秋社頭修造、貞享四年丁
卯の秋、千手及び不動の像を京都佛師に命じて彫刻し安置す、

南に阿彌陀堂あり、文治五年、靈山寺開祖成賀上人安置
なり、成賀上人ハ、壽永二年八月、東谷山主職に任し、文治五年乙酉
九月二十八日、中嶽の岩窟に入草庵を結ひ、一間四面の堂を建
立し、同年二月十六日隱居、十月二十七日、金色彌陀三尊を安置して、
念佛三昧の行を修す、承久二年、大佛殿詣ての志あり、上洛して國に帰
り、中嶽の旧庵を去て西嶽の腰に轉移す、即靈山寺是なり、寛喜元年、
一間四面の堂を重興し、彌陀三尊を安置し、明年庚寅十一月十六日、供
養をなし、二季大般若を轉読す、支八領主串木野三郎平忠道承久二年庚
辰八月寄進状且彌陀建立大略縁記に見へたり、靈山寺ハ正應年中までは
ありしとみへしに、廢
に及びしや、今ハなし、

大岩戸 此洞穴に自然の烟艸生し四季絶す、俗にそか

たはこといひ、曾我兄弟の想思草なるよしいへとも誤なり、蘇我の馬子宿祢栽られしといとめつらし、

※(眞注)

『地理纂考ニ、例祭年中六度、正祭云々、東岳より西二町余に仙人岩あり、高さ二十余間、西北絶壁にて削成せるか如し、東南ハ樹木茂りて其蔭に登路あり、絶頂ハ堅二十間、横十町許、平面にして中央に小池あり、堅二尺、横一尺五寸、深サ一尺許、水溜りて四時増減なし、硯の水と云云』

【名勝考】

大岩戸權現は面陽ヒナゲの岩窟中に在り、横五間、入三間、奉祀霧嶋・開聞并英彦山の諸神なり、この窟の側の洞に自然生の烟草あり、実熟て落れば子隨タネノマに生て、四時に絶す生繼く、土人蘇我タバコと呼り、次に按に、此烟草は古むかしより自然と此洞中に産ぬる移(種)なるを、人其烟艸てふことをしらず、此ものを燃し吸ふことの世に流行てより始てタバコてふ名を呼びならひ、且蘇我馬子の植しとてソガタバコとハ称しならん、朝鮮芝峯類説てふ書ニ云ク、淡婆姑艸ノ名亦云南靈艸、近歳始出倭國、柏崎永以具元

か事蹟合考曰、大閤の時落書、やめたきはたばこ法度に錢法度公家の持鎧玄徳の醫者、又落穂集に、たはこは天正年中云々などあり、然は腐纜集にたはこは慶長年中始て長崎桜馬場に植しなどいふははるか後の事にて、其より前いと早くより行れつるものならず、此洞元より南邊にて陽明の暖地なるのミならず、洞中ハ雪霜に侵されず、此もの四時に絶す生立にてそありける、

寶生洞といふあり、高さ三丈許の岩洞なり、○大岩戸より一町計西に芳泉あり、眼洗水と名く、南に轉り十町許に児ヶ石あり、その右に材木嶽見ゆ、石材を重畳たるか如し、俗鬼の材木と呼り、冢に材木權現あり、以下分註、按に、東遊雜記曰、奥州杜鹿郡石巻に土人柱石と稱して八寸角にて丈丈も二丈もある自然石数多あることにて、材木をつミ重ねし様に山に見えしなり、石の色は青く、堅き石なり、又片にへげば畳の如くやけるもあり、其石少し青色なりと云々、鬼材木もこの柱石の屬なること明けし、南に經塚あり、其石巻軸を積累しかことし、其申方を西嶽と云、第一の高峯なり、上は平地、縦十二間、横八間、西嶽權現祠あり、不増不減ノ水この絶頂に在り、

桂菴島陰集曰、冠嶽薩之靈地也云云略、

『地理纂考』

物産

藥品 山帰来

蔬菜 松露 香蕈 石防風 纒草シメヂ

樹木 榊カサ 榊カサ 樟クス

飛禽 雉キジ 山雞トリ 灘瀨シラネ

走獸 鹿 野猪 猿 貉

鱗介 棘蠶トビ 金線魚イトヨリ 鰻サバ 鉛錘魚カヅツヲ 鉛錘魚カヅツヲ 鰻クマヒキ

鯨ムル 海鱸イハシ 梭魚カマス 鱧フイ 鱧フイ 黃槽魚アマダゲヒ 鮪シヒ 鱸スキ 鰻アヲ

鰾ボウ 鰾ヒサ 鰻魚アヲヒ 蛤ハマヅリ 章魚イセエビ 烏賊魚イセエビ 海鼠ナマコ 龍蝦イセエビ

海鼈卵ウミカメ

當邑漁戸甚多して人口三千五百余あり、故に漁する魚も種類多し、今大略を采る、

串木野郷

『名勝志』

冠嶽 本邑上名村に屬し、地頭飯屋の寅方凡式里許り、

此嶽は日置・薩摩の両郡に接し、東ハ入来邑、南は市来邑、西北は本邑にして、層巒あり、東西を分て西に聳へたる高岳を西嶽といひ、東の方を東嶽といふ、中央を中嶽と名つけて稍卑し、三所に熊野權現を安す、或説に、人皇八代孝元帝の時、異國の神人此山に來り、冠を留めしゆへ冠嶽といふ、又神人去て伊佐郡紫尾山に至り、紫衣裾を残しけるをもて紫尾と名付、又去て紀州熊野山に至る、皆熊野權現の祠を建、即秦徐福なるよしいへり、此支あるやなしやハ知らず、今親乎此嶽を隈之城佛餉橋の街道にて遙に望に、冠の形に似たり、又市来薩摩渡瀬の堤にて見ても冠の如し、山形によて名を得ものか、その形をもてすること世に多し、

『地理纂考』

上文略、東岳高サ五十余間、中岳高サ二十間、西岳高サ六十余間なり、西岳の形状風折烏帽子に似たり、土俗三岳を合て冠岳と称す、一説ニ、孝元天皇の御代秦徐福來り、玉冠を留めし故に名を得たり云云、

舊壺店 モトツホヤ 慶長四年の冬、島津義弘朝鮮の降卒數十人を率
来り、始此所に居所を興へ、同八年の冬、伊集院苗代川
に移す、因て此所を舊壺屋といふ、

五段田川 水源樋脇郷の山中より出つ、當郷をすきて本
浦の海に入る、海口舟船泊繋す、

【名勝考】

冠嶽上名村（此嶽日置・薩摩両郡に跨る、東西中央の三峯
ありて風折烏帽子に似たり、因テ冠嶽といふ）

三嶽に熊野權現を祭る、本社ハ上名村に在り、傳稱、用
明天皇御宇蘇我馬子創建す、○大岩戸權現は面陽の岩窟
の中に在り、（横五間、入六間、高サ壹丈許）奉祀霧島・
開聞并英彦山の諸神也、此窟の側の洞に自然生の烟艸あ
り、実熟て落れハ子隨て生て、四時に絶へす生繼く、土
人蘇我タバコと呼へり、按に、此煙艸ハ太むかしより自
然と此洞中に産ぬる種なるを、人其煙草たるをしらす、
此ものを燃し吸ふことの世に流行てより始てタバコてふ
名を呼ひならひ、且蘇我馬子の植しとてソガタバコとハ

称しならん、朝鮮の芝峯類説てふ書云、淡婆姑艸名亦云
南靈艸、近歳始出倭國、又柏崎永以具元カ事蹟合考ニ曰、
太閤の時落書に、やめたきハたはこ法度に錢法度公家の
持鎗玄徳の醫者、落穂集に、たはこ天正年中云々となとあ
り、しかれハ腐纜集にたはこハ慶長年中始て長崎桜馬場
に植しなといふハはるか後の事にて、其より前いと早く
より行れつるものならし、此洞もとより南邊にして陽明
の暖地なるのミならず、洞の中ハ雪霜に侵されず、此も
の四時に絶す生立るにてそありける、○寶生洞といふあ
り、高サ三丈許の岩洞なり、○大岩戸より一町許西に芳
泉あり、眼洗水と名く、南に轉り十町許に兎石あり、そ
の右に材木嶽見ゆ、石材を重疊たるか如し、俗鬼の材木
と呼ふ、冢に材木嶽權現あり、（按に、東遊雜記曰、奥
州牡鹿郡石巻に土人柱石と稱して八寸角にて一丈も二丈
もある自然石数多あることにて、材木をつミ重ねし様に
山に見えしなり、石の色ハ青く、堅き石なり、又片にへ
けハ畳の如くへける石もあり、少し青色也と云々、鬼材
木も此柱石の属たること明けし）南方に經塚あり、其石
卷軸を積累しかことし、其中方を西嶽と云、第一高峯な

り、上ハ平地、縦十二間、横八間、西嶽權現祠あり、○
絶頂に靈泉を出す、名付て不増不減水と称す、桂庵か島
陰集曰、冠嶽、薩之靈地也、後岩峭峻、其巔貯一水、清
而窪者、恰似硯池之形、(硯形)雖歷淫雨甚旱、未嘗視其有乾溢、
胥傳云、稚子幼童之學字也、掬以供硯滴、則無不能書者、
故水之名嗚乎海西、不亦奇哉、山之主席作詩見示、仍賡
韻且述故事、日(上)高岩宿霧開 連空青壁絕梯媒 兒童學字
硯池水 筆下龍蛇送雨來(此社僧寺を頂峯密院と云、僧
の言に冠嶽ハ秦の徐福此に來り玉冠を留し故名くとハ、
自事を奇にする者の虚誕也)

○照島(テラシマ)同郷下名村島平浦(シマヒラ)の海上にあり、海畔を去こと
一町餘、東西に長きこと二町許、横一町餘の小嶼なり)
有神祠、松尾大明神奉祀、即大山咋命也、例祭九月廿八
日、島の汀渚白沙最潔く、上にハ青翠茂樹有て、遙に野
間・金峯の山を望ミ、近く黒瀬の濱など遊覽するに足れ
り、又男測・女(測)とて清潭あり、

『名勝志』

※照島 下名村島平浦の海中にあり、地頭假屋未方貳拾四

町余、浦を去ること壹町余、島ハ東西に長して僅に貳町
余、(横老)俗に寺島と書す、松尾大明神を安鎮す、所祭大
己貴命、(オムチノミコト)祭九月二十八日、勸樹木茂りて、礮石波濤に瀑され、
(請年月詳かならず)清麗の地なり、男測・女測などいふ二の深淵あり、南海
を眺望するに漂渺として、遠くハ野間山・金峯山、近く
ハ黒瀬濱、其景絶勝にして、春暖和風の折ハ此島に遊觀
し酒樽を傾るもの多し、寛政二年三月今公遊覽し給ひ、
驪竜巖と名つけ給ひ、侍醫河村宗澹島の奇なる大石に彼
三字を書す、

※(頭注)

「名勝考ニハ奉祀大山咋命云云」
(オホヤマツヒ)

『地理纂考』

島上樹木繁茂す、岸下(フカサ)に深潭二所あり、雄潭(ヲフチ)・雌潭(メフチ)とい
ふ、此島遠くハ野間嶽・金峰山、或ハ笠沙岬、近くハ黒
瀬の濱云々、

(『地理纂考』郡山郷)
『名勝志』

八重山(ヤエヤマ) 此山の絶頂を土人茄子嶺(ナシメダケ)といふ、其名義知へか

らず、山上に神鉾を建つ、霧島嶽の矛に擬し、彼神叟を(◎)奉祀す、其年月傳ハらず、又傍に秋葉を祭る、

一幹流 萬福川

羽島村

水源○萬福ヨリ一里流通、羽島海工入、

『地理纂考』

芹ヶ野金山 寛永十七年、金山を幕府に請ひ、大隅國横川に始て建つ、其後國中諸所を試ミ、又此芹ヶ野に金山を建つ、されと年を逐て金乏し、因て天和の初是を罷て鹿籠金山に移す、さるを元禄十一年幕府より金銀銅山を試むへきの命ありて、再ひ此所に金山を建つ、されと金乏しく遂に罷めたりしを、此度更に相議して、種々の器械を設け大崙を碎くといへとも、地中縦横に水道ありて金脈を得難しとぞ、

一 同 猪鼻川

同村

水源同所ヨリ、二川流合、六分流通同、

一 単流 小谷川四ツ

同村

水源各同村ノ内 ●芦坂山 ○白濱 ○萩ノ元 ●猪鼻 ○小瀬 ○海士泊 ヨリ各五分ツ、羽島海工入、

沖ノ島 地方より海上十八里(◎町)なり、周廻六丁許、蒲葵樹多し、因て蒲葵島ともいふ、此島陰魚の集る処にして、漁舟常に群集す、

一 幹流 荒川

荒川村

水源 ●長シヤウ山 流合○草良、荒川村ヲ經、一里五分 荒川海工入、

『地理課川調帳』

串木野郷

一 同 五反田川

下名村

水源薩摩郡永利百次村 ●岩牟礼 山ヨリ串木野上名村 ●冠下

神社●岩屋●材木嶽○久木野○石野○橋ヲ經テ○薩摩
口●京塚●冠岳下○大六○麓岡○五反田 山川ト流合、

本浦町ヲ經テ、二里八分平瀬海工入、

此支

一 薩摩山川

同村

水源芹ヶ野村金山ヨリ流出 ●五番山ヨリ二谷川ヲ受

入レ ○山伏谷 ●六番
○戸切川ヲ通り、五反田ニ於テ里程一里經テ本

川通工入ル、

一 単流 アタコ山川二分 大原川二分五里 島平川一里
中ノ藪川一里 小瀬川二分 黒瀬川七分

水源銘々里程ノ如ク流通シ、島平海工入、

一 所崎川

別府村
湊村

水源薩摩郡樋脇市比野村ノ内 ●千名 ●大平 ●二川流

合 ●桑木野 ●中嶽 ●小川七ツ流合 ●行司嶽 ●シツムレ ●割塚
アタヒラ ●屋嶽下 ●松元小原 ●窪野々 ●木場

●鎗流馬原 小川六ツ流入、川上村ヲ經所崎ニ至ル、

●水野原 里程三里二分五里湊川口工流、

『地理纂考』

鹿兒島より西北四里半にあり、北は入來郷、東蒲生・吉

田、南鹿兒島、西伊集院に接す、周廻九里二十町四十五

間、村落六、高五千六百九十五石五斗九升四合七夕、惣

合人員四千五百三十五人、惣戸數千五十八戸、

當郷ハ往古滿家院といへり、建久八年薩摩國圖田帳に、

滿家院百三十町、地頭右衛門兵衛尉「院司業平」と見ゆ、

㊦比志島氏藏書

入道西念讓渡

『薩』摩國滿家院内限四至字八郎大藏義平處分事

㊦四至 △

東限由須乃木乃中尾大路、南限土土呂木限滿家迫、

西限面松并結松行元頂乃藤山、限千加尾峯頂、

右、件所領田畠、入道西念(念)之相傳譜(マヤ)私領也、然而

其内子息等三人、令處分之内、自土土呂木上、限日(四)至阡

陌、限永代可領掌之由、大藏義平所讓与也、以此手次讓

状、調備公驗、無他人之妨可領知也、子息等各一味同心、

任處分帳可領作之状、所讓渡如件、

『明治十三年迄七百年』
承安二年十二月八日

本領主入道西念在判

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四七号文書ト同一文書ナルベシ)

國滿家院惣地頭下野三郎兵衛尉實忠代津性、乍訴人、願
無理、問答難渋云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一三〇七号文書ニ当タル)

『比志島氏文書』

『明治十三年迄六百二十七年』
建長五年五月、滿家院西侯名主法橋榮尊云々、或滿家院

『22新田宮觀樹院文書』

薩摩國御家人交名注文

滿家院 比志島孫太郎 西侯孫太郎 川田右衛門太郎

又三郎

大丸犬一丸 中侯彌四郎入道跡 山口入道

厚地坐主取納使

外略ス、

『全』

弘安七年十一月十九日、沙弥導願ヨリ、薩摩國滿家院内

比志島・河田・西侯・城田・上原蘭、已上伍箇所名主職

ヲ孫彦三郎丸ニ讓渡件、原文略、正安元年八月、源忠範判、

▽④讓渡△嫡子彦一丸薩摩國滿家院内比志島・河田・西侯・

城前田・上原蘭、已上五箇所名主職云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編一」八六〇・一〇三六号文書ニ当タル)

『建久八年圖田町』

滿家院百三十町 同御庄寄郡

院司業平
地頭右衛門兵衛尉
◎門

『比志島文書』

元亨二年九月日、薩摩國比志島孫太郎忠範重言上、同

『全年十二月廿四日文書』

内裏大番參勤ノ内滿家郡司トアリ、

〔高津忠久譜中〕

建久九年戊午二月二十二日、幕府賜忠久飫肥南郷郡〔高〕名田・

鹿屋院辨濟使名田・眞幸院郡司名田・滿家院郡司名田・

穆佐院郡司名田・南郷辨濟使名田・宮里郡司名田及前掃

部頭惟澄舊邑、滿家院即薩摩州日置郡東俣村・西俣村・郡山村・川田村・小山田村・比志島村凡六村地、而東俣村・西

俣村・郡山村・川田村今為郡山郷、外分注略ス、右原文島津左衛

門尉殿宛、平在判、略ス、〔遠江守〕

〔3〕比志島氏文書

滿家院西俣名内八世井浦田島間事

在四至 限東郡山堺 限南門木山

限北門并山邊多 限西河

右、件田島、石谷阿闍梨曳渡元者、比丘尼菩薩房云々略、

※ 延應二年庚子八月廿二日 比丘尼生阿弥陀佛判

比丘尼菩薩房判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」四〇三号文書ノ抄ナルベシ〕

※〔頭注〕

『大藏氏永平ノ二女、梅北氏ノ妻、菩薩房妹也、

比志島元祖榮尊ノ母、父ハ滿家孫太郎大藏永平、娘也』

〔別紙〕

「滿家太郎幸平

加治木八郎親平ノ父ニシテ滿家院相傳スト末吉郷加治木氏

系圖ニ見ユ、

加治木八郎親平

古加治木氏系圖ハ鎌足ノ後胤忠平ヲ始祖トシ、藤宰相經平

ニ至リ大隅國加治木ニ配流シ、子孫世々加治木ニ居ル、即

親平ヲ經平ヨリ七世孫資平ノ子ニ系ク、建久六年六月廿二

日、右大將家下文ヲ以テ滿家院ヲ賜フ、家系而説、孰カ是

ナルヲ知ラス、

加治木六郎恒平

親平ノ子ナリ、建保二年九月四日、右大臣家下文ヲ以大隅

國加治木及薩州滿家院ノ内郡山村ヲ賜フ、建曆元年四月廿

八日親平ノ讓ヲ受トアレハ、本院ヲ領スルナルヘシ、」

『編輯者考』

日置郡郡山上古滿家院ト云

滿家院司業平 建久八年圖田帳ニミユ、

村上三郎左衛門尉頼重 薩州ニ下向シ、郡司長平カ掣トナリ、滿家院ヲ知行ス、

滿家院郡司大藏永平

孫太郎ト云、滿家四郎長平トモアリ、同ナルヘシ、永平ノ女頼重ニ嫁シ榮尊ヲ生ト云々、

滿家上總介重賢入道榮尊

榮辨ト云モ此人也、比志島氏元祖ナリ、永平男ナク其領地滿家院ヲ襲テ郡司トナル、寛元二年文書ニアリ、比志島氏世々當院ニ居住ス、

比志島太郎祐範

建長五年、父榮尊ノ讓ヲ受、滿家院惣郡司ヲ領ス、

※1 全孫太郎時範祐範ノ子

全孫太郎忠範リミユ、弘安・正應ノ比ヨ

【全孫太郎貞範建武三年四月廿七日文書ニミユ】

全彦太郎義範

元徳・建武比地頭、眞和比

※3 全河内守久範

永正ノ比、應安八

年、上總介伊久ヨリ滿家院内十三町名主職云々、
家院比志島・河田等五ヶ所惣領式云々義清ト

全河内守義重

全河内守立頼文明中、

全源左衛門尉廉範

全河内守義貞

全河内守義弘天文中、

全式部太輔義基天正五年十二月十八日、

州曾井ニ采地ヲ改移ル云々、

滿家五郎左衛門尉義祐

比志島氏二世祐範ノ二男ナリ、滿家院ノ内犬追久木山田等ヲ相傳ストミユ、實地考ヘシ、

上原能基

三郎基員ノ曾祖父ニテ、滿家院郡司職ヲ知行云々、正和元年文書ニアリ、

上原三郎基員

頼念ノ養父ナリ、滿家院上原屋敷等知行ス、

※4 上原三郎頼念

祐範ノ三男ナリ、上原園并西俣ノ内平原等相傳、建武中上原三郎久基ト云モ同族カ、考ヘシ、

※5 上原三郎久基

滿家院郡司職ニ補セラル、建武二年ノ文書ニアリ、比志島彦太郎義範ト連名セリ、

伊集院大隅守久氏

正平十五年、父忠國ヨリ滿家院中候名ノ内一シ云々知行スヘキノ文書アリ、忠國此地ヲ領セシコト考ヘシ、

比志島美濃守義信

初源左衛門、比志島氏十世立頼ノ弟ナリ、郡山ノ内横瀬・宇都・坂口・滿枝甘町ヲ父義重ヨリ讓受シコト、明應四年ノ文書アリ、實地考ヘシ、

加治木八郎親平

建久六年六月、下文ヲ以本院ヲ給フ、

滿家左近將監資平

加治木八郎親平四男ニテ、滿家院内東候・小山田・比志島・河田・西俣等親平ノ讓ヲ得テ領ス、親平既ニ此地ヲ領ス、

滿家八郎堯光

資平ノ子ニテ、父ノ領地ヲ受シトミユ、承久三年此地ヲ去ル云々、

稅所兵衛尉祐滿

元久ノ時、當ル、堯光ノ跡ヲ領ストミユ、

河田右衛門尉盛佐

盛資トモ作ル、比志島元祖榮尊ノ三男、河田村ヲ領シ河田氏ヲ号ス、始薩戸國宮里ノ郡司也、十二世駿河守義朗ニ至リ世々川田城ニ居ル、同氏ノ系ニ捩リ名ヲ列スヘシ、

河田左衛門太郎資清

盛佐ノ子孫也、嘉曆三年文書ニ入道ノ教トアリ、

河田飛彈守立昌

文明六年日記ニ河田城主トミユ、文明記ニ駿河守トアルモ同人カ、

郡山弥三郎良平

忠久ノ時郡山城ニ居ル、加治木六郎恒平カ二男ナリ、

郡山頼平

觀應中郡山城ニ居ル、伊集院道忠等圍云々文書アリ、

和泉三郎兵衛尉實忠

滿家院惣地頭職ニ補ストアリ、元亨二年ノ文書ニミユ、后忠氏ト云、本宗忠宗ノ二男ナリ、

小山田彦五郎景範

比志島四世忠範ノ二男、建武中小山田城主ナリ、

小山田伊賀範清

景範ノ子孫カ、應永二十一年正月、伊集院頼久小山田城主範清一族ト戦ヒシコトミヘタリ、

吉田若狹守

久豊ヨリ小山田村ヲ與ヘ領知ス、

渋谷氏

郡山氏松尾城ニ居城セシ後居城ストアリ、其人及ヒ年間考ヘシ、

村田肥前守経安 文明六年旧記ニ郡山城主トアリ、

平田美濃守光宗 郡山并西別府ヲ賜之ニ居ルト系圖ニアリ、天正中ノ人也、

平田太郎左衛門増宗 慶長中松尾城ニ居ルトアリ、

西俣弥三郎 比志島元祖榮尊ノ二男、西俣村聖ノ城ニ居ルトアリ、

西俣又三郎久盛 満家院西俣名ヲ領ス、正和二年ニミユ、

邊牟木又五郎 全榮尊ノ五男ナリ、弥三郎ト全シク聖ノ城ニ居ル、

入来院石見守重朝 天文六年三月、勝久ヨリ郡山城并卅町ノ地ヲ與

藤原篤秀 正應元年六月七日比志島氏文書ニ、満家院内郡山中俣以下

土橋五郎九郎 比志島ノ内水田十橋門八反云々、長享二年文書ニア

穎娃弥三郎久音 文祿二年賜伊集院之内西俣領之ト自系ニアリ、蓋

※1 (頭注)

『弘安五年ノ文書ニ薩广國御家人比志島五郎二郎源時範トアリ』

※2 (行間)

『永和四年文書、比志島名地頭職云々比志島河内權頭殿トアリ、

久範ニアタル』

※3 (頭注)

『應永十五年文書ニ河内守義勝トアリ、久範ノ初名也』

※4 (頭注)

「頼念ハ當院一分名主ナリ、基員ノ養子云々、正和元年文書ニ

アリ」

※5 (頭注)

「能基ノ子ニ當ルカ、又同人カ」

74 比志島氏藏

讓渡太郎佐範所々

薩摩國満家院西俣内八世井浦田畠山野・平原居屋敷并

河田内柿本一町・藪一ヶ所、小山田内上原藪一ヶ所、

為佐範五ヶ所惣領職、讓渡所也、可為無相違知行状如

件、

建長五年七月十日

法橋榮尊判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五二号文書ト同一文書ナルベシ)

『國史』

安貞元年云云、初公以厚地・東俣二村為丹後局湯沐邑、

局嘗遊其地、望花尾山而賞之曰、吾死、願葬於斯、(十二月)

日、丹後局薨、葬於花尾山下、

(「編輯者考」カ)

郡山

加治木六郎恒平

建保二年、右大臣家下文ヲ以大隅國加治木及薩州滿家
院之内郡山村ヲ賜フ、加治木氏系圖ニ拠ル、

郡山弥三郎良平 其元大藏氏

恒平ノ二男、守護忠久ノ時郡山城ニ居ル、古城主由来
記ニ拠ル、系圖ニ、安貞二年郡山村恒平ノ讓ヲ得ルト

アリ、

税所篤秀

滿家院内郡山中侯以下六村重代相傳云々、正應元年六

月比志島氏文書ニミユ、

郡山頼平

大藏頼平ト自筆ノ文書アリ、觀應中郡山城ニ居リ、伊

集院忠國等圍ミ頼平城ヲ棄走ル云々、國史ニモミヘタ

リ、

村田肥前守經安

文明六年旧記ニ郡山城主トアリ、

入来院石見守重朝

或渋谷氏ヲ称ス、天文六年三月、島津勝久ヨリ郡山城

及三十町ノ地ヲ與フ、入来院氏文書ニ見ユ、十四年、

重朝反ス、八月、勝久兵ヲ遣ハシ城ヲ攻ム、遂ニ陥ル、

平田美濃守光宗

天正中ノ人、自系ニ郡山并西別府ヲ賜ヒ居城ストアリ、

※平田太郎左エ門増宗

慶長中松尾城ニ居ルトアリ、

比志島美濃守義信

比志島氏十世立頼ノ弟、郡山ノ内横瀬・宇都・坂口・

滿枝二十町ヲ父義重ヨリ讓受シコト、明應四年ノ文書

アリ、實地考ヘシ、

※(ハリ紙)

「『國史家久傳』

慶長十五年六月十九日、賊殺平田増宗、注云、慈眼公窃使

押川公近誅増宗、V(○)公近△与入来行司桐野九郎左エ門要

諸路而殺之、慈眼公旧譜、増宗食采郡山、領清敷地頭職、

是日自清色如郡山、至土瀬戸山賊銃撃之、立斃、嗟乎天

討無所遁、自取也、由是觀之、増宗蓋有合死之罪焉云々、

「土瀬戸在入来・郡山接界處」

(別紙)

「國史寛永十一年注ニ、殺宗次、在慶長七年、

西俣村

比志島榮尊

建長五年五月、滿家院西俣名主法橋榮尊云々、

※西俣又三郎久盛

正和二年文書ニ、滿家院ノ内西俣名ヲ領ス、榮尊(ママ)ノ次

子、文保元年ノ文書ニ西俣又三郎ト云ヘルモミユ、一

族カ、

西俣弥三郎盛忠

榮尊ノ二男、西俣村聖ノ城ニ居ルトアリ、榮尊五男邊

牟木又五郎モ弥三郎ト同シク聖ノ城ニ居ル、

清色氏 渋谷氏

應永二十四年、伊集院頼久ヨリ滿家院内中俣・同西俣

等ヲ與フ、

穎娃弥三郎久音

文祿二年伊集之内(院脱カ)西俣ヲ賜之ヲ領ト自系ニアリ、本村

ニ係ルカ、久音ノ嗣子左馬介久政日當山東鄉村ヲ賜ヒ

西俣ニ易フ、

※(ハリ紙)

「諸家大概記」

源姓西俣氏ハ比志嶋氏之二男家ニ而、西俣ヲ領知候、元祖

ハ博多警固番をも比志嶋名代ニ為仕由候、西俣を伊集院家

ニ被攻取、彼家ニ致隨身之由候、其後ハ蒲生家ニ致隨身、

代々家老を勤云々、

『國史』

慈眼公時、増封彈正久慶大村・黒木・久富木・東俣、後

以東郷代大村・黒木・東俣等、而領日置如故、

75 比志島氏藏

滿家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原但八郎入道屋敷也

此所々任和与之儀、互無相違御知行候上者、別令賜安堵

御下文給候事、不及左右候、但公事配分之事者、如先例、

可有御沙汰候也、恐々、

「寛元二年」七月十五日

「比志島家元祖榮尊也」
上総法橋御房御返事

藤原義祐判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四二号文書ト同一文書ナルベシ)

76全

薩摩國滿家院内比志嶋・西侯・河田・城前田・上原菌以
上伍ヶ所事、去年十二月十一日関東御教書披見畢、仍執
達如件、

寛元三年十二月廿三日

(北条重時)
相模守判

上総法橋御房

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

77全

滿家院西侯名内八世井浦田嶋間事

在四至

限東郡山塚
限北門并山邊多

限南門木山
限西河

右、件田嶋、石谷阿闍梨曳渡元者、比丘尼菩薩房・同生

阿弥陀佛阿闍梨云云、

延應二年庚子八月廿二日

〔大藏氏永平ノ二女、梅北某ノ妻〕

比丘尼生阿弥陀佛判

〔比志嶋元相築尊ノ母〕
比丘尼菩薩房判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四〇三号文書ノ抄ナルベシ)

78比志嶋氏藏書

袖判

契約 薩摩國滿家院之内郡名、小山田・油須木・東侯并
比志嶋等御年貢事、

上原三郎久基

比志嶋彦太郎義範

右以人、所補任彼職也、任被請申之旨、有限御年貢以下、
如先例、可被致其沙汰云々略、

建武二年三月廿七日

良舜奉

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一七三〇号文書ノ抄ナルベシ)

79伊集院氏藏書

ミつへのみんなかのまた名内のすいてんしもしんかい七

反并ゆの木のまろ三反、以上壺丁内、ほりのたちその一
(㊦)

所、御ちきやうあるへきよし申さるへく候、あなかしく、

正平十五年二月十一日

〔助三郎久氏ノ父也〕

〔伊集院氏五代久氏也〕

大隅守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二六九号文書ト同一文書ナルベシ)

〔國史貞久傳〕

建武四年云云、九月二日、公賜比志嶋彦一書曰、若翁死

事、幕府富有恩賞、寡人先賜汝滿家院油須木四町、汝其領之、按、比志島氏世為滿家院郡司、則油須木村固在其中矣、而今特賜四町者、豈其嘗喪此地歟、

80]比志島氏藏書]

親父義範討死已下、忠節異于他、於恩賞者、可被相待公方御計、為道鑒志間、當知行薩摩國滿家院之内油須木四町、号本領、任先例、可領知狀如件、

建武四年九月二日

『島津上総介貞久入道之鑑也』
道鑒判

比志島彦一殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一九六四号文書ト同一文書ナルベシ)

81]全藏書]

税所介敦直代忠直申、祖父正惠遺領薩摩國滿家院郡司職并名田畠山野以下等安堵事、申状具書如此、早云當知行之眞偽、云可支申仁之有無、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件、

建武四年十二月十二日

散位花押

比志島孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一九八九号文書ト同一文書ナルベシ)

『在比志島氏藏書中』

應安八年卯月十四日、上総介伊久在判、進上御奉行所宛、比志嶋河内守久範申、薩摩國滿家院内十參町名主職事、本領當知行無相違云云、

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二九一号文書ニ当タル)

『和泉實忠譜中』

元亨二年壬戌六月、先是實忠補滿家院惣地頭職、舉津性為代官、而津性與比志島孫太郎忠範有苜麥論云云、

82]比志島氏藏書]

筥崎役所築地事、滿家院内比志嶋・西俣・河田・前田、以上四ヶ名分、伍丈卷尺肆寸被勤仕了、仍之状如件、
「建治三年」正月廿七日
久時在判
『三世久經ノ初名』
比志嶋太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

83]全]

西俣并郡山城事、今朝東俣より馳申へく候、就其者、郡

山城さりともしとさ、へハ候はんすらんと存候之處、無其儀落候事、就公私歎入候、昨日も田上凶徒等大勢打出候之間、谷峯ニ差置候子共以下降逢合戦候了、御城事かたく可被持由事、尤本意候、就是非、その御城ニ敵打か、り候ハ、是の事ハ難儀候とも軍勢を可差向候、なにさまにも御城のわるく候はんする所ニ、早く可被取誘候、今朝進状候つる、相構く御城をかたく可有御持候、事の不審者夜も夜中も可来候、返々此御文悦入候、恐々謹言、

八月廿一日

道鑿判

比志嶋彦一殿

「上封貞和六年八月廿四日」

比志嶋彦一殿

道鑿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

84 全

相構く御城をかたくもたれへく候、その御城にもいて候、たれより可申合事、

東またの城に、かたきよせて候事、承了、かさねて申まいらせ候ことく、その御城にくんせいをこむへく候あいた、只今やかてく人をまいらせ候程ニ、その時くハしき事ハ申すへく候、恐々謹言、

八月廿三日

道鑿判

比志嶋孫太郎殿

▽ 比志嶋彦一殿

道鑿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

85 比志嶋監物藏書

〔頭注〕此條國史久豊ノ傳ニアリ

鳥津御庄薩摩國之内滿家院油須木事、為由緒上者、為料所被宛行也、早任先例、可領知之状如件、

應永十九年二月十五日

久豊判

比志嶋河内守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二八六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

86 入来院氏藏書

奉宛行、薩摩國滿家院内中候・同西候、谷山郡内山田村

別紙付在之、然者早任先規、知行不可有相違狀如件、

應永廿二年九月廿日

『伊集院頼久』
道應判

清色殿

(本書ハ「旧記雜録前編二」九六三号文書ト同一文書ナルベシ)

〔比志島氏文書〕

(頭注)『建治ノ前二入』

寛元二年十二月十一日、武藏守在判、上総法橋御房宛、

薩摩國滿家院内比志島・西俣・河田・城前田・上原蘭已

上伍箇所事云々、當知行無相違云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四二六号文書ニ当タル)

〔比志島氏系圖〕

志田三郎先生義憲二男

賴重

村上三郎左衛門尉

下向薩州而多年滿家院居住、

榮尊

左近 太郎 号滿家左衛門尉重賢、上総介
入道法橋榮弁律師

父村上三郎左衛門尉賴重薩州居住之内、滿家院郡
司大藏氏永平之嫡女嫁、榮尊誕生、其後賴重如信
州帰國、此時榮尊召列上京、奉仕禁裏也、○永平
無男子、故滿家院榮尊知行、此時從忠久公滿家院
郡司左近丞可隨下知之賜御書、○寛元二季二月十
一日、永平之先領滿家院榮尊安堵之賜御教書、此
関東之執權武藏守平経時也、

祐範

号比志島、太郎 滿家院惣郡司

建長五年七月日任父榮尊讓狀、滿家院安堵不可有

相違之旨、関東之御教書給、

盛忠

号西俣、弥三郎

盛資

号河田、右衛門尉

弘安四年蒙古襲来之時有防戦之功、

榮秀

号前田、又四郎

榮慶

号辺牟木、又五郎

弘安四年蒙古ノ時有戰功、

〔三〕時範

五郎次郎 孫太郎 滿家院惣郡司

弘安四年蒙古襲來之時有戰功、

義祐

滿家五郎左衛門尉

滿家院之内犬追郷久木山田等相傳、父祐範之證狀書、

範國

乙鶴丸 上原三郎 頼念

○上原園并西侯之内平原水田等相傳、

〔四〕忠範

彦三郎丸 孫太郎 滿家院惣郡司

弘安・正應・永仁・嘉元・嘉曆・應長・正和・文

保・元亨・嘉曆等文書有、

〔五〕義範

彦一丸 彦太郎 滿家院惣郡司

元徳・建武比、

〔景範〕

小山田彦五郎

〔六〕範平

彦一丸 彦太郎 滿家院惣郡司

貞久・氏久ノ文書多シ、建武・曆應・康永・貞和・

正平比文書多シ、○正平十二年四月廿八日、大隅

之内木志良村并羽見村之事、為兵糧料被宛行之旨、

從氏久公賜書、

〔七〕久範

又義勝 孫太郎 權河内守 滿家院惣郡司

〔宍水〕 永正十八年十一月廿七日、從太守久豊公下大隅之

〔成力〕 内市名之事為領所被宛行、○同十九年二月十九日、

島津御莊之内油須木為料所云々、

〔八〕義清

三郎四郎 河内守 滿家院惣郡司

永享中從貴久忠節云々、

〔九〕義重

犬房丸 河内守 滿家院惣郡司

忠國・立久ノ時ナリ、

〔十一〕
立頼

河内守 滿家院惣郡司 『文明六年比ノ人』

立久ノ時、

義信

義方 源左衛門尉 美濃守

子孫アリ、

滿家院郡山之内ニテ横瀬・宇都・坂口・滿枝廿町、
父義重ヨリ讓請、明應四年九月讓狀アリ、

〔十二〕
廉範

初義廣 孫太郎 源左衛門尉 滿家院惣郡司

文明中忠昌賜書アリ、高江之城討死、

〔十二〕
義貞

二郎四郎 河内守 滿家院惣郡司

永正中忠治ノ時、

〔十三〕
義弘

孫太郎 河内守 滿家院惣郡司

天文中ノ人、

〔十四〕
義基

千代三郎丸 式部太輔 滿家院惣郡司

天正五年十二月十八日、改旧領滿家院賜日州曾井
采地三百五十町、此時滿家院古來之者上下七百余
人列相移也、

義興

左馬助

天正十五、日州曾井上地成、故去曾井參鹿見府、

『入来院文書』

(本文書ハ八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

監物範員

孫右衛門尉義時

比志島紀伊守國貞後嗣、

元禄中死、

左京範武

孫太郎義頼

彦一範房

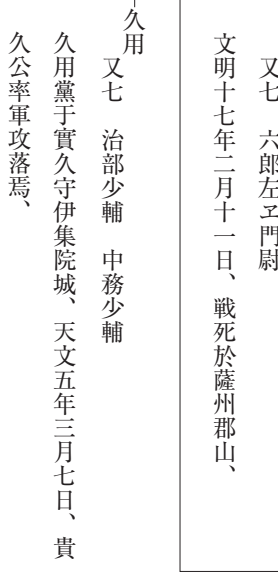
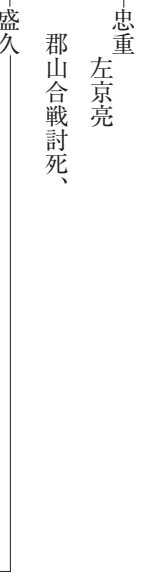
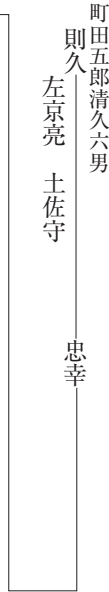
(範常)
彦五郎

要人範章

『田代刑部少輔清光傳』

文明七年乙巳四月二十一日、忠昌公使老中村田経定・平田兼宗賜清光采地八町六段八畦於滿家院東俣厚地村、

『町田氏支流系圖』



〔別紙〕

「古加治木氏系圖

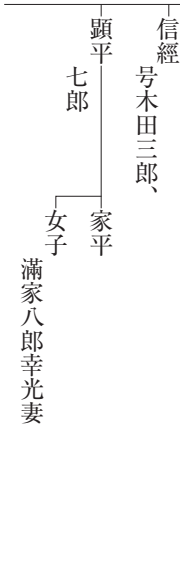
親平 改吉平、号加治木八郎、

○改藤原氏為大藏氏、以後勤仕御家人所役祇候關東、大隅國檢非違所并加治木郷文治四年戊申、○建久六年六月廿二日、給右大將家御下文薩州滿家院、文治・建治〔久カ〕二通同給御下文也、

恒平

加治木八郎親平ノ子 恒平

大隅國加治木郷建保二年九月四日給右大臣家御下文、薩州滿家院之内郡山村内給御下文、建曆元年四月廿八日、得親平之讓畢、承久三年死、



資平(宗九)

号満家左近将監、

満家院内東侯・小山田・比志島・河田・西侯得

親平之讓、同給將軍家御下文也、

堯光(幸九)

八郎 法名満阿

同村之得資宗讓、知行多年之後、堯光承久三年為

院御方致合戦、落失跡、〔系圖末ニアリ〕税所兵衛尉祐満給之、承

久元年七月廿四日御下文、(給脱力)

實平

新六

大隅國檢非違所惣官職并加治木別府地頭職云々、

良平

号郡山、弥三郎 土与王丸 法名座禪

下系略

加治木郷内吉原・満家院内郡山村得建保恒平讓、

同給御下知也、郡山村安貞二年相傳兄實平畢、自

安貞二年至于建治元年、實平、用平、氏平三代知

一行畢、

用平

改忠平、大三郎

天福元年十月二日、實平知行分相傳、宝治元四月

九日、同給將軍家御下文、

氏平

又六

下系略

建長三年八月三日、用平知行分相傳、文永二十一

月廿二日、同給將軍家御下文也、

※(ハリ紙)

良平 俊平

弘安四年云々、

種平

李助

正中二年云々、

頼平

弥五郎

尚平

(別紙)

「末吉加治木氏系圖

幸平

満家太郎 満家院相傳也、

家平

満家二郎

光平

別府

親平

初義平

加治木八郎

薩摩國滿家院・大隅國檢非違所惣官職・加治木別府
地頭職以下諸職等相傳云々略、

恒平

加治木六郎

滿家院内郡山村・大隅國內所帯等相傳、

實平

加治木新六

用平

大三郎

氏平

又六

吉平

俊平

郡山 加治木又二郎

(別紙)

「比志島氏元祖榮尊ノ母ハ滿家院郡司大藏氏永平ノ女ニシテ、
永平男子ナク、故ニ榮尊永平ノ讓ヲ受テ本院安堵セシコト、
榮尊ノ傳ニ載スルカ如シ、大藏姓加治木氏系圖ニ永平ヲ載セ
ス、圖田帳ニハ滿家院々司大藏業平トアレトモ系圖ニ載セス、
然レトモ系圖中幸平・家平・親平等カ一族ナラン、加治木郡
司吉平圖田帳ハ即親平ト同人ナリ、其他系圖參考スヘシ、」

〔税所氏系圖〕

上世略、

祐滿

重富

号税所兵衛、

大隅國税所職、押領司職、(國脱カ)大專當職、止上大宮司

職、曾於郡内恒次名・重武名、桑東郷松永名、栗

野院恒次・恒山等、薩摩國滿家院郡司職、村々田

畠山野等、依和田左衛門尉追討勲功拜領、同院内

厚智山座主職、

書入ニ、川田家由緒記、比志島元祖重賢姉税所太

郎篤滿ニ嫁ス、篤滿重賢ヲ追出シテ奪滿

家院、因重賢為増(僧カ)トアリ、

義祐

大介兼税所

大隅國大介兼税所職、押領使、(職脱カ)曾於郡郡司職、止

上大宮司職、國大專當職、曾於野郡重富名・重枝

名・重武名・中津川・重富・松永、栗野院恒次・

恒山等、薩摩國滿家院郡司職、村々田畠山野、厚

地座主、同國牛屎郡内田畠并金波田村、

鳥津忠宗ノ代トアリ、
 敦秀
 大介兼稅所
 大隅國大介兼稅所職、押領使職、曾於野郡司職、
 止上大宮司職、國大專當職、曾於野重富・重枝・
 恒次・重武、桑東郷松永・重武・中津川田嶋山野
 等、薩摩國滿家院村々山野等、厚智山座主職、同
 國山門院菓成河老松御庄以下諸所田嶋等、
 信祐
 二郎
 帖佐郷餅田村領知之、
 祐慶
 三郎
 祐弁
 又二郎坊
 祐秀
 七郎
 滿家院内中俣村領知之、
 彌陀増
 号四郎、
 滿家院内小山田村少田在之、
 八郎

女子
 滿家院内油須木村領知之、
 女子
 滿家院内少田嶋在之、
 新系圖敦秀子ニ繫ル、
 敦胤
 大介兼稅所
 大隅國大介兼稅所職、押領使職、曾於郡々司職、
 止上大宮司職、國大專當職、曾於野郡重富・重枝・
 恒次・重武用松田嶋等
重久田嶋等、桑東郷松永・重武・中津川・
 長領以下所々、薩摩國滿家院郡司職、村々山野、
 厚智山座主職、同國山門院菓成河老松御庄以下所
 々田嶋等、
 敦直鳥津氏三世久
経ノ時ナリ
 篤秀重代相傳領薩摩國滿家院内郡山中俣以下六ヶ村下地
 事、就于惣地頭方訴訟、雖及數通訴陳、相互令存隱便儀、
 奉和与事、
 外數行略、

88『比志島氏家藏』

右、件所之者、奉辭地頭方畢、此外於自余村之者、任先例、相互^(不)可申違乱候、仍和与之状如件、

正應元年六月七日

^(秘所)藤原篤秀在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八九五号文書ノ抄ナルベシ)

〔地理志〕

犬迫村

上古、比志島太郎祐範二男滿家五郎左衛門尉義祐犬迫郷

久木山田等相、父祐範之證状アリ、○島津勝久ヨリ川田

式部少義元・同飛彈守義秀ニ此地ヲ給与ス、○天文六年

二月、島津忠良入道日新此地ニ発向、實久ノ軍ニ對陣ス、

時園田某後詰ヲ成ス、鹿兒島勢敗軍、小野栗山ノ西ノ坂

下ニテ悉討取、日新ノ兵勝利ヲ得、手鞆ヲ打テ喜舞ス、

其後其地ヲ鞆ノ筒ト云、今藥園ノ地ノ邊ナリト云ヘリ、

永祿二年己未十二月廿三日、島津貴久渋谷加賀守重副ノ

※ 忠賞トシテ當村ヲ給与ス、「二年十二月廿三日トアレトモ、

左ニ載スル如ク三年六月トアリ」

※(頭注)

「入来院譜ニ、加賀守重嗣ニ犬迫名ヲ賜云アリ、重副ハ誤カ」

〔入来院加賀守重嗣傳〕

永祿二年己未十二月二十三日、賜御判之感状、以拜領犬

迫名、

89 全文書

薩摩國鹿兒嶋之内犬迫名之事、依奉公所宛行也、早任此

旨、可被知行之状如件、

永祿三年庚申六月吉日

貴久判

入来院加賀守殿

〔由緒調帳〕

滿家院日置郡郡山

一惣廻九里式拾三町式拾間半

一村數六 郡山村 西俣村 油須木村
東俣村 川田村 厚地村

一松尾之城麓 周廻拾五町四拾九間半、高サ三拾五六間

程、上古郡山彌三郎良平居城ト云、其後渋谷家居城、

慶長年間平田太郎左衛門居城ト傳フ、

一彌五郎之城麓

一馬越之城川田村 村上氏・川田氏居城ト云、

一陳之城東俣村 劍ノ城共云、

一聖之城西俣村 村上榮尊ノ子孫西俣彌三郎・邊牟木又

五郎居城ト云、

一毘沙門之城油須木村 文明中川田飛彈守居城セシニ、島

津右馬頭・村田越前守兩將ニテ攻陥ルト傳フ、

〔古戦御出緒記〕

一平等寺郡山ノ内
厚地

久豊公伊集院彈正少弼頼久為御退治之、上総介久世・

島津山城守忠朝・市来備後守家親謀カニ被謀合、久豊公平

等寺江御陳被成、三将之出張を御待被成候処ニ、久世・

忠朝麥前約出張無之故、家親も不罷出候処ニ、頼久精

兵子カ一手十計卒平等之御陳ニ向挑戦候、三将之前約致相

違候故、御合戦及難儀、漸御引取被遊候、

〔他家古城主由来〕

満家院

〔比志島上総法橋榮弁カ〕
満家四郎長平

忠久公の比居城す、其根元源家より出る、清和天皇より

九代六条判官為義三男志田義憲次男村上三郎左衛門尉頼

重と号せし人信州の守護たりしか、故有て浪宰と成、満

家院郡司長平か智と成て満家院を知行、頼重嫡子榮辨是

なり、庶流西俣・川田・邊牟木・前田・北村、其後村上

頼重は赦免有て本國信州へ帰國せられ、其子榮辨以来子

孫代々當國ニ残る、當分比志島殿是也、

満家院

〔満家四部長平カ〕
比志島上総法橋榮辨

忠久公御代令居城、其元大蔵氏より出たり、後漢の靈帝

流阿智王後胤也、建久の比御廻文に満家郡司と有り、此

人なり、

〔古城主由来〕

河田城

〔右カ〕
河田左衛門太郎資清

守護道鑑公御代令居城、其本源氏より出たり、比志島の

元祖村上榮辨三男右衛門尉盛佐後胤也、子孫鹿兒島土川

田與右衛門也、

郡山城

郡山弥三郎良平

忠久公御代令居城、其元大蔵氏、實ハ藤原姓也、大職冠

鎌足公流藤宰相經平公九代加治木六郎恒平カ二男也、

〔地理誌〕

天文六年丁酉三月十四日、太守勝久公より渋谷石見守重

朝代目一拝領之、其後重朝依有不忠之聞得、被停止出仕、加〔天文十三年夏トアリ〕

之、同十四年乙巳八月八日、當城被攻取之、

90 〔入来院氏藏書〕

今度就入國之企、一段入魂之奉公、最神妙之至候、仍為

此忠賞、滿家院之内郡山之城并卅町之事、所宛行也、早

任此旨、可被知之之状如件、

天文六年三月十四日

勝久判

〔石見守重朝〕
入来院殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二九七・二二三二一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔(マ)ママ) 地理纂考〕

川田城

此城主ハ比志島之庶子川田氏之ヲ守ル、守護島津元久ノ

代川田左(右カ)エ門太郎源資清守城ス、

〔古城由緒記〕

守護島津道鑑ノ代資清居城ス、其元源氏ヨリ出、比志島

元祖榮辨三男右衛門尉盛佐後胤也、

〔旧記〕

文明六年頃河田飛彈守立昌城主トアリ、

〔旧記〕

文明六年云々、郡山七村田肥前守經安當奉行、各一城宛

被持候、

〔平田氏系圖〕

光宗

平田美濃守 入道舜盧 實同氏備中守宗秀二男、

賜郡山并西別府居焉、兼補帖佐地頭職、

天正中軍務功勞拔群、

〔國史貞久傳〕

貞和二年丙戌九月二十一日、公與郡山頼平書、使修郡山

城以備不虞、〔擲道鑑公旧譜、郡山郷有故城墟數所、頼平所修不詳の為何城。〕

〔載猿渡氏譜中〕

今月十八日薩州郡山城江大隅助三郎入道以下凶徒等寄來之時、十八九廿日、致散之合戰候処、親類小山田彦五郎左ウテ・若黨藤丸左衛門次郎左チノ・同森五郎三郎左ノ大モ・被射貫被射・同藤三郎左ノ大モ・被射被射・同彌三郎左ノ大モ・被射被射・同藤三郎左スネ・此等子細、比志島孫太郎・同舍弟太郎・猿渡藤三郎等、同所合戰之間、被見及畢、爰率凶徒等大勢、令取用害七八ヶ所、押卷城候之間、依無人數無力引退候訖、所詮、御方志候之上者、為凶徒退治、被向御勢候者馳走、〔御參〕重可致軍忠候、然者給御判、為備後證、粗言上如上件、

觀應元年八月廿一日 大藏頼平

承了〔貞久〕
(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三三三號文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

觀應元年庚寅是年二月改元秋八月十八日、伊集院道忍等圍郡山頼平於郡山城、凡三日、小山田景範・景範子又二郎高範・

比志島貞範・貞範弟彦次郎範家・吉田清秋・猿渡藤三郎信重引軍救之、道忍等退、既又濟師來攻、頼平棄城走、信重實信之五世孫也、

〔新納忠元譜〕

天文十四年乙巳、大中公在伊集院時、入来院石見守重朝以其勇叛、恃勝彌驕、將犯伊集院、八月七日、〔作十七日非〕公遣兵、夜從神殿襲郡山城、〔前此六年三月大翁公所賜云、〕伊牟田左工門等進入藏城、城兵強拒、我師却危、公乃遣忠元及南郷四郎忠市來小四郎家〔政脱之〕・春山越中守・川上十郎左工門經久・野間為阿彌忠・野村民部少輔是綱等急續攻之、忠元先登持槍格鬪、與越中等入四郭、敵尚據城不能下之時、公親麾衆發箭如飛蝗、忠元・經久・忠政・是綱等奮進破之、忠元乃接山口某刀戰斬首、備之公覽、八日、遂陷郡山城、此役忠元始從軍、躬被槍創、時年十九矣、

〔入来院石見守重朝譜〕

重朝近年伐取數多城邑、誇武、貴久公數戒教之、斯之時氏族東郷・祁答院以下國人多叛逆者、重朝亦有同意之聲、

於是數訴無叛心、不被免許、天文十三甲辰之夏、既被停止出仕、加焉、翌年乙巳之八月八日、被攻取郡山城、此城去天文六年丁酉三月十四日勝久公所賜重朝也、

〔箕輪伊賀記〕

爰ニ洪谷黨ニ入来院石見守重胤、今度兵士ヲ馳セ奉合力、或自尽粉骨、致忠節故、貴久可有御内縁由被仰、既ニ御縁屬トナリ、假君之權威領川内郡、加之伊集院ノ内郡山ヲ充行ハル、誇其賞不遂前忠、内々企乱逆ノ由有其聞、故為誡其罪被没収郡山莊、重胤於此不改過、剩相催洪谷黨・蒲生・加治木・本田等起乱、此ニ樺山安藝守而已曾テ不與彼輩、忠烈之志無ニ也云々、

〔國史貴久傳〕

天文十四年夏四月云々、公已絶入来院重朝朝謁、以懲之、重朝不悛、秋八月、遣兵攻郡山城拔之、

〔天文六年三月十四日島津勝久重朝ニ郡山城及三十町ヲ与フヨリ纔ニ九年也〕

〔地理纂考〕

比志島城在比志島村

當城ハ滿家上総介重賢入道榮尊居城なり、榮尊ハ信濃國の守護職志田三郎左衛門頼重子なり、頼重故ありて薩摩に謫せらる、島津忠久是を扶助して比志島村に置く、頼重滿家院郡司孫太郎永平か女を娶て榮尊を生む、榮尊滿家を以て家号とす、頼重赦免ありて信濃に帰り、榮尊永平か讓を受て滿家院を領す、滿家院ハ日置郡にて、鹿兒島に隸たり、

〔古城由緒記〕

薩州滿家院古法橋榮辨ト云人比志島ノ領主なり、此人ハ、志田三郎先生義憲ノ苗裔村上三郎左エ門尉信州ノ守護人也、時ニ遠流ト為リ、身忠久ヲ頼下向セシム薩州、忠久之ヲ憐ミ扶助ヲ加、滿家院比志島ニ居任ス、(任カ)此滿家郡司長平力女ヲ以妻トシ男子ヲ産、榮辨是ナリ、其後村上氏(赦カ)救免ヲ蒙リ信州帰國ス、息男三人ハ當國ニ留ル、比志島・川田・西俣是也、守護島津忠宗ノ代、領主ハ滿家五郎義祐ト云ナリ、

〔古城主來由〕

忠久ノ頃居城ス、其根元源家ヨリ出ル、清和天皇ヨリ九

代六条判官為義三男志田義憲二男村上三郎左エ門尉頼重

ト号セシ人信州ノ守護タリシカ、故有テ浪宰ト成リ云々、

庶流西侯・川田・邊牟木・前田・北村云々、

〔地理志〕

比志島城ハ、島津忠宗ノ代滿家五郎義祐在城、楯初ハ伊

地知縫殿介季豊也、○建武四年十月十八日夜寅一刻、凶

徒矢上左衛門五郎高純催馬楽城主以下寄来リ當城、防戦、城主

比志島彦太郎範平終ニ追退ケ、當城堅固也、此時一族北

村諸三郎範清方清範手負、六郎入道打死、六郎三郎家貞以下手

負、

〔川上頼久傳〕

建武四年十月十八日、矢上左衛門五郎高澄帥兵夜寅攻範

平於比志島城、城主範平及使家僮六郎太郎家貞・六郎入

道・五郎四郎入道・北村諸三郎範清及族人右衛門六郎等

拒之、多死傷、十九日、吉田彦次郎清秋帥兵自吉田時大隅地

摩隸薩繼救城兵、向佐右衛門三郎等自加木懸城来亦救之、

遂保比志島城、

92 比志島氏藏書

〔本文書ハ五六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

93 全藏書

矢上左衛門五郎高澄、以今月十八日寅剋、引卒數多軍勢、

押寄當名比志島夜討、及終日令致合戦之間、手負若黨六郎

太郎家貞右目下被疵了、同六郎入道討死、五郎四郎入道腰骨被射了相

籠此城候之間、北村諸三郎範清親類右衛門六郎左足被射了、雖

然、城者未落候之刻、大隅國吉田彦次郎以多勢為後卷令

馳来候、将又、自加木懸城向佐右衛門三郎等同馳来候間、

御敵退散了、重相催所々凶徒等、近日可寄之由令申候、

此等次第急速可有御披露候、恐々謹言、

〔建武四年〕十月十九日 沙弥誓念

謹上 遠野入道殿

〔本圖書ハ「田記雜錄前編」二一九七号文書ト同一文書ナルベシ〕

『國史貞久傳』

建武四年十月十八日、矢上左エ門五郎高澄夜攻比志島城、大隅國人吉田彦次郎清秋將兵救之、高澄引去、

94 比志島氏藏書

滿家院内比志島名地頭職事、入道殿御免之上者、雖無異儀候、觀了一筆之事、被望候之間、重為給分可有知行之狀如件、

※ 永和四年戊午十一月十九日 伊集院久氏 沙弥觀了判

比志島河内權守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三九八号文書ト同一文書ナルベシ)

※(頭注)

『永和四ヨリ明治十三マテ五百三年也』

『川上氏譜中』

建武四年十月二日、與比志島範平書云々、十八日、矢上左衛門五郎高澄帥兵夜寅攻範平於比志島城、城守(主力)範平及使家僮六郎太郎家貞・六郎入道・五郎四郎入道・北村諸三郎範清及族人右衛門六郎等拒之、多死傷、十九日、吉

田彦次郎清秋帥兵自吉田時大隅地今隸薩摩繼救城兵、向佐右衛門三郎等自加木懸城來亦救之、遂保比志島城、

『地理纂考』

川田城 旧名馬越城といへり、往古川田氏元祖右衛門盛佐川田村を領して家号とす、始薩摩國宮里の郡司にて島津氏に属す、第十二代駿河義朗に至り世々居城なり、今に壘礎の故蹤アト及ひ深さ二十尋余の古井残り、此古城の脇に旧洞源山大川寺といふ寺あり、川田掃部義立開基す、此寺に川田義朗か像を安置す、甲冑を帶し白馬に騎れり、今俗勝軍地蔵と号す、

松尾城 彌五郎城 此二城址郡山村にあり、陣之城 毘沙門之城 此二城址東俣村にあり、聖之城 西俣村にあり、

『島津忠昌譜中』

修理亮忠廉自庄内帰平山、同二月十一日、鹿兒島之内押寄于川田城、相攻者太急、然而城主川田飛彈守并鹿兒島

『文明十七年』

究竟之勇軍被籠置、故彼城不得令落去、于時村田肥前守率市来・伊集院之勢八百餘騎屯於郡山・上原之旨告来、依之解於川田城之圍、修理亮吉田尾張守・同治部太輔・正八幡宮留主・桑幡相具僅以不足于二百騎之勢馳至、而得勝利、町田六郎左衛門尉・厚地半左衛門尉・鯨坂左衛門二郎・寺田平七・木下彦太郎五人被討取畢、于時吉田治部少輔其外手負百有餘員也、

〔文明記〕

〔文明十七年〕

二月五日、修理亮都ノ城ヲ打立平山ニ帰ル、同十一日、吉田ニ打越、尾張守父子・正八幡宮留守同心ニテ、都合貳千騎ニテ川田ノ城ニ押寄テ攻候、其城主川田飛彈守〔忠堅〕ヲ始トシテクツキヤウノ人数ヲ鹿兒島ヨリ被籠置間、未城ノ落去ナキ処ニ、村田肥前守市来・伊集院ノ勢ヲ催シテ八百餘騎ニテ郡山〔イ前原山〕ノ上ノ原ニ被打上タル由告来ル間、川田ノ城ヲハ差置テ、匠作吉田尾州・同治部太輔・正八幡宮ノ留守方ヲ同心シテ、僅ニ二百ニハ不足勢ニテ馳合、切勝テ、町田六郎左衛門〔胤久〕・厚地・阿地坂左衛門次郎・寺田平七・木下彦太郎五人打取ル間、吉田治部少輔ヲ始ト

シテ手負百人ニ餘レリ云々、

〔國史忠昌傳〕

文明十七年二月十一日、攻川田城、川田立昌嬰城固守、不能拔、會村田経安將市来・伊集院之衆八百餘人屯郡山郷上之原、忠廉以二百人擊敗之、上之原在郡山油須木村、

〔地理纂考〕

小山田村

高城 一名を小山田城といふ、建武年中小山田彦五郎景範居城なり、景範ハ上総介重賢子孫比志鳥孫太郎忠範第二の男、應永二十一年正月二日、伊集院頼久當城を攻む、城主小山田伊賀範清・一族出羽義村・淡路貞清以下終日戦ひ、兩軍死傷多シ、

〔地理纂考〕

平城 高城の亥子ノ方一町余にあり、小山田か一族城主たり、

〔地理志〕

久豊公ヨリ吉田若狹守賜小山田村領知也、

『伊集院廣濟寺文書』

貞治二年五月六日、伊集院熙久等四名連判、圓勝寺宛、

薩摩國滿家院小山田中俣内水田五町云々寄進状アリ、

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三八号文書ニ当タル)

『國史』

應永二十一年甲午春正月二日、伊集院氏攻小山田範清於

小山田城、範清與族人出羽守義村・淡路守貞隆・貞隆男

孫次郎貞行等伏兵大迫野首撃之、伊集院軍敗、^⑧追至竹山

村及石谷村而罷、大迫犬字誤云々、

『地頭系圖』

日置郡

郡山

伊勢長門守貞末 後六郎左衛門 二代アルカ、可糺事、

有川内記貞明 貞末之子、

伊勢京亮貞則 ^(右脱カ) 上總介養子、實有川助兵衛子也、御納戸奉行、寛永九年比、

鎌田後藤兵衛政辰 初四郎右衛門 後六郎右衛門

新納二左衛門忠彰 初仲次郎 萬治三九月二十九日ヨリ定、

種子島爲兵衛 寛文五年二月二日ヨリ定、

新納二左衛門 寛文七年二月三日ヨリ定、

黒葛原吉左衛門 延寶二年寅二月ヨリ定、

伊勢六郎左衛門 天和三年亥三月ヨリ、

上村權兵衛 元禄十四巳九月十四日ヨリ、

島津市之助久白 後助之丞 寶永三戌六月六日ヨリ、

『名勝志』

郡山

諏方大明神 郡山村に鎮座、地頭假屋^{同村に}を距ること西

方四町ばかり、祭神二座、前に同し、^{祭七月廿六日、}勸請年月詳

かならず、^{天正十五年真木山の住僧日嘗寄進の繪馬裏銘に、}地頭村田右衛門尉藤原經成勸請と記す。是を郡山の

宗廟といふ、社司前田某なり、

『名勝志』

花尾山大權現 厚地村花尾山の麓に鎮座、地頭仮屋より

子丑方凡壹里拾町、祭神三座、^{中尊石大將源頼朝公、左右丹後局・永金阿闍梨、}正祭正月十三

日十二、建保六年得佛公創建し給ふ所にして、今に至り

て六百三拾有余年、其間代々の邦君屢再興し給ひ、崇敬

余社に異なる靈廟なり、初め社を建るに及びて、今の社
西方川越壺町許り岩壁に熊野權現影顯し給ふといふ、故
に頼朝公を弥陀、永金を薬師、丹後局を觀音と崇め、尊
號を權現と號し奉る、厚地村なるゆへをもて厚地山權現

ともいへり、近比前中将公厚く崇敬し給ひしにより、神

祇道管領從二位卜部良俱卿に乞ひ、大權現の尊號を授け、

宗源宣旨を奉納し、神官井上右内藤原祐甫即今駿河守なりを以て

神主職となし、祭祀を掌らしめ、社家園田將曹藤原舎眞・

有屋田藏人藤原俊榮二人をして祐甫に属し、社務を助け

しむ、別當の本坊を平等王院、本尊婆梁明王、脇坊を曼荼羅

寺本尊不動・普賢院本尊普賢・本地院本尊阿弥陀・多聞院本尊多

立本尊不動・普賢院本尊普賢といふ、共に永金阿闍梨の開基にして、寶永中再興し

給ふといへり、代宮司を貴島某といひ、花尾山創建の比

より世々代宮司となり、廟庭及び丹後局・永金阿闍梨墓

前の洒掃を務む、花尾山来由のことハ、寛政元年冬十月

山本正誼誌す所の廟記に詳かなり、

〔勝景百圖考〕

花尾山 薩摩國日置郡東俣村にして、連山群峯の上に秀
出し、燦乎として宿潤を浮へ、爛乎として餘芳を含ミ、

地を壓し天に接して風光を千里に望ミ、和氣を萬古に存
せり、南麓に花尾大權現社あり、別當寺を平等王院と號
す、眞言密教の淨場なり、

(名勝志)

一之宮大明神 東俣村に鎮座、地頭仮屋の寅卯方貳拾五

町許り、祭神三座、中尊得佛公・左丹後局・右八文字民部太輔惟

請年月詳かならず、延徳三年辛亥三月廿七日再造棟札云、

當社者、不啻一院之感應、寔是三州之所信宗也、地頭村

田肥前守藤原經安と云々、一院ハ即滿家院なり、經安時

一年丙午十月、邦君宥邦公社を再興し給ひ、又天明六年

丙午の冬、前中将公重興し給ひ、神殿の莊嚴旧日に倍す、

祠官前田丹下、

〔社寺調帳ノ内〕

一 霧島六所權現 郡山村

- 一 稻荷大明神 全
- 一 天満大自在天神 全
- 一 潛木大明神 全
- 一 今諏訪大明神 全
- 一 山之神四社 全
- 一 聖大明神 西俣村
- 一 天飾大明神 全
- 一 諏訪大明神 全
- 一 霧島六所権現 全
- 一 熊野権現 全
- 一 山之神三社 全
- 一 知賀都宮大明神 油須木村
- 一 天満宮 全
- 一 祇園社 全
- 一 八王子 全
- 一 山之神 全
- 一 上宮熊野権現 厚地村
- 一 六所権現 全
- 一 山之神 全

- 一 御領権現 東俣村
- 一 高尾大明神 全
- 一 妙賢宮 全
- 一 湯屋権現 全
- 一 諏訪大明神 全
- 一 天満宮 全
- 一 諏訪大明神 川田村
- 一 山王 全
- 一 天満宮 全
- 一 大王宮 全

『地理纂考』

郡山郷

花尾山 花尾ハ地名なり、連山群峰の中の一峯にて、四方より望むに衆山の上に秀てたり、花尾神社此山の南の麓に在り、此花尾の名ハ、元禄年中鹿兒島旧大乘院住僧覺慧か著せる花尾神社縁起に、此山の尾筋に藤・躑躅その外の花多き故に名くと見えたり、又絶頂に熊野神社あり、其北に下る事二町余の所に大巖あり、縦四五丈、横六尺許、乾の一面山に続き、三面ハ谿壑に臨み、幾千切とも量りかたし、昔より練行の者ハ必ス此巖に登りて護摩を焼キしゆゑ、火燒の巖と名くと見えたり、

丹後局並永金墓 社頭より巳方二町許、阜の上にあり、局の墓の右側に永金墓あり、明歴(中局)の石塔を窺ふ者ありしに、塔中に赤蛇三ツ蟠りて、其形石塔を呵護するか如し、人皆恐れて速に去れりとぞ、永金の石塔にもさまゝ靈驗ありといふ、

丹後局(石) 當社より六町許、此方道の傍にあり、右の井垣ありて方六尺余なり、

麓川 水源八重山より出つ、數里を經當郷東俣川に會し、神月川に入り、鹿兒島の海に注ぐ、

東俣川 東俣村の内、諸所の澗水合流して麓川に會す、

被川(ハツガハ) 花尾山中より出る小川なり、其水清鮮にして、花尾神社の右の方五六歩の所を流る、是を被川と稱す、下流麓川に同じ、

川田飛泉 川田村に在り、水源郡山の山中諸所より出つ、

高三丈許、幅三丈余にて、水勢甚壯なり、瀑布潭(ツツ)の深サ量るへからず、神月川の上流なり、

物産

器用 箸 椎木を以て製す、郡山の土民耕作の餘暇あれは必ず是を製し、世に鬻(ひ)て産業とす、其多く出すを以て縣内常に用るに足り、邊境といへとも至らざるところなく、俗に郡山箸と呼へり、

(地理課川調帳)

鹿兒島甲突川ノ支川

一川田川

通ニ係ル村方、郡山厚地村、同東俣村、同川田村、鹿兒島小山田村、

水源日置郡厚地村 ●椎嶽 ●大丸 ●花尾 ○アツチ ○脇 ○小山 ●赤仁田 ●土岩 ●タツタ ○松下 ○ヨセ岡 ○ウト 小川七ツ圓、東俣村 ○本川田、川田村、小山田村ニ於テ 里程二里五分甲突川通工入、

『伊集院郷由緒』

日置郡

伊集院郷

神之川嶽村 市來境川

苗代川 御假屋より申方海涯迄道法凡壹里三町、

右水上伊集院嶽鹿倉平谷并郡山之内雪元より流出、嶽村、有屋田村、麥生田村、郡村、徳重村荒瀬土橋を流通、大田村、寺脇村 御通路筋大渡土橋を流通、宮田村、神之川村へ流出、海に入申候、

但此川筋嶽村より有屋田村迄ハ郡山川中境、

谷口川

右水上伊集院春山御鹿倉城之川路より流出、直木村、上谷口村、下谷口村 御通路筋麓町口土橋を流通、徳重村之内にて神之川へ流出候、本川へ落合申候、

清藤川

右水上伊集院之内石谷村より流出、清藤村 御通路筋大内田土橋を流通、猪鹿倉村莊嚴寺前土橋を流通、下谷口村之内にて神之川へ流出候、本川へ落合申候、

野田川

右水上伊集院上神殿村鹿倉内雪ふりより流出、上神殿村、下神殿村、桑畑村、野田村を流通、寺脇村之内にて神之川江流出候、本川へ落合申候、

長谷川

右水上伊集院飯牟禮村三ヶ字都より流出、御通路筋大田村長谷土橋を流通、同村之内にて神之川江流出候、本川江落合申候、

春山川

右水上伊集院春山村御鹿倉内長押八之峯より流出、春山村を流通、谷山之内川口江流出申候、

高田川

右水上伊集院直木村平谷より流出、直木村、入佐村を流通、永吉之内坊(野)江流出申候、

入佐川

右水上伊集院直木村瀬戸之上より流出、直木村、入佐村を流通、永吉之内七郎と申所にて右高田川江落合申候、

右之通地頭兼帶職被仰付候、此旨大奥其外様江申上候様御廣敷御用人江可申渡候、
十二月
伊勢

『地理課川調帳』
永吉郷永吉川ノ支川
一入佐川

水源伊集院入佐村○牟田○直岡○小吹ヲ經(永吉カ)吉永川ニ至
リ里程一里七分、

『伊集院郷由緒』

津之目川

右水上伊集院春山村御鹿倉内中之川路之宇都并熊之川路之荏子之谷より流出、直木村を流通、永吉之内坊(野カ)にて右高田川江落合申候、

(別紙綴込)

95 「表方御右筆問日記」

一 伊集院地頭兼帶

新納刑部

日置郡地誌備考 追録上

(表紙)

日置郡地誌備考
追録上

(中表紙)

日置郡
市來
伊集院

日置郡地誌備考

追録
上

薩摩國

日置郡管轄沿革

古時、本郡ヲ畫シテ伊集院・滿家院・市來院・日置庄ト為ス、鎌倉執政ノ時、阿多宣澄領スル所谷山・日置南北郷・伊作等ノ地ヲ収メテ守護島津忠久ノ治下ニ付ス、當時伊集院時清伊集院ノ郡司タリ、時清ノ先紀能成始テ伊集院ヲ領シ、昌成、成恒、時清、清實、清持、清光、清忠相承ケ伊集院ノ郡司タリ、之ヲ古伊集院家ト云フ、後伊集院久兼之ニ代ル、久親、忠親、忠國、久氏、頼久、熙久相承ケ伊集院ヲ領ス、大藏業平滿家院ノ郡司タリ、建久圖其後滿家榮尊代テ滿家院ノ郡司タリ、祐範、時範、忠範、義範、範平、久範、義清、義重、立頼、廉頼、義貞、義弘、義基相承ケ滿家院ヲ領ス、市來家房市來院ノ郡司タリ、家房嗣無シ、其妻道阿尼市來院郡司ヲ國分友成ノ子政家ニ傳フ、資家、時家、氏家、忠家、家親、久家相承ケ市來院ノ郡司タリ、小野家綱日置庄ノ下司タリ、小藤太貞澄日置北郷ノ郡司タリ、建久圖弘安四年四月、久經其第二子大隅守久長ヲシテ本郡日置庄・阿多郡伊作庄及ヒ信濃國神代郷ヲ領セシム、正平六年七月、足利直冬

島津宗久ヲシテ伊作庄及ヒ本郡日置庄ヲ領セシム、島津元久ノ薨スルヤ、伊集院頼久其子初大千代ヲ立テ、元久ノ後ヲ嗣シメント謀ル、島津久豊頼久ヲ撃ツ、久豊守護ヲ島津忠國ニ傳フ、嘉吉元年、忠國ノ弟用久島津氏ニ叛ス、市來久家等之ニ應ス、寶徳二年二月、忠國伊集院熙久ヲ撃ツ、熙久肥後ニ奔ル、文明八年三月、島津季久鹿兒島ヲ侵ス、忠昌伊集院内城ニ遷ル、忠昌守護ヲ忠治ニ傳フ、是時ニ當テ強臣封内ニ跋扈シ、三州大ニ亂ル、大永六年五月、島津勝久伊作領主島津忠良ニ日置郷ヲ加封ス、十二月、又伊集院・谷山ヲ加封ス、七年、出水領主島津實久叛シ、帖佐ノ地頭邊川忠直・加治木ノ地頭某皆之ニ應ス、忠良兵ヲ率テ之ヲ攻ム、六月、實久伊集院城ヲ襲ヒ之ヲ陥ル、天文二年二月、桑波田孫六南郷覺後南郷城ニ據リ實久ニ應ス、忠良南郷城ヲ拔ク、十二月、山田有親日置郷山田村ヲ以テ降ル、忠良有親ヲ殺ス、五年二月、實久町田用久久思ヲシテ伊集院城ヲ守ラシム、三月、忠良貴久ト共ニ兵ヲ率ヒ伊集院城ヲ拔ク、八年、島津越前・新納忠苗市來城ニ據リ、川上虎徳丸川上忠克ノ子申木野城ニ據リ、皆實久ニ應ス、貴久攻テ之ヲ降ス、二十二年、上井董兼

ニ永吉ヲ與フ、其後島津貴久鹿籠領主島津久定ヲ吉利ニ遷シ、伊集院ノ地頭ニ補ス、其子忠澄ニ至テ氏ヲ吉利ト改ム、天正六年三月、島津義久忠澄ヲ日州塩見ニ遷ス、八年八月、董兼ノ子覺兼ヲ日州海江田ニ移ス、其後伊集院忠棟吉利郷ヲ領ス、文祿四年、島津義久忠棟ヲ都城ニ移シ、禰寢領主禰寢重張ヲ吉利郷ニ移ス、慶長十七年、島津家久島津忠榮ニ永吉郷ヲ與フ、忠榮ハ島津貴久ノ第四子家久ノ孫ナリ、元龜元年、貴久家久ニ申木野ヲ與エ、天正六年、佐土原ニ遷ス、家久ノ子豊久関ヶ原ノ役ニ戰死ス、豊久ノ子忠榮永吉郷ヲ領スルノ後、九世ノ孫久陽ニ至テ奉還ス、延寶八年、島津光久東郷領主島津忠興ヲ日置郷ニ移ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、禰寢重張・島津忠榮・島津忠興ノ裔孫領スル所ノ地ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

下谷口村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時伊集院時清伊集院ノ郡司タリ、時清ノ先紀能成始テ伊集院ヲ領ス、昌成・成恒、時清、清實、清持、清光、清忠相承ケ伊集院ノ郡司タリ、之ヲ古伊集院家ト云フ、其後島津貞久島津忠經

島津忠時第七子第四子侍從房俊忠ノ子久兼ヲシテ伊集院ヲ領セ

シム、古城主 來由記、興國元年八月、久兼ノ曾孫伊集院忠國官軍

ニ應シ、正平元年、日置ノ諸城ヲ下シ、勢大ニ振フ、忠

國三世ノ孫頼久島津元久ノ薨スルニ會シ、元久ノ遺命ト

稱シ、其子初犬千代ヲ以テ嗣ト為ント謀ル、島津久豊之

ヲ攻ム、島津 國史、寶徳二年二月、島津忠國頼久ノ子熙久ヲ擊

ツ、熙久肥後ニ奔ル、大永六年二月、(十脱カ)島津勝久伊集院ヲ

島津忠良ニ與フ、七年、出水領主島津實久伊集院ヲ取ル、

時ニ忠良大隅ニ在リ、城兵防キ戰フ、利アラス城遂ニ陥

ル、天文五年二月、實久町田用久(久母)ヲシテ伊集院城ヲ守ラ

シム、三月七日、忠良其子貴久ヲ遣リ、兵ヲ率ヒ大ニ實

久カ軍ヲ敗リ伊集院ヲ復ス、十四年、貴久田布施ヨリ伊

集院ニ移リ伊集院城ニ居リ、十九年十二月、又鹿兒島ニ

遷ル、地理 纂考、慶長四年二月、島津義弘串木野村・羽島村・

谷口合(村脱カ)五千石ヲ以テ家久ノ夫人湯沐ノ邑ト為ス、島津 國史、其

後歴世島津氏地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セ

シ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ

屬ス、

同國同郡

上谷口村管轄沿革

下谷口村ニ同シ、天文ノ頃肥後盛家本村ヲ領ス、後鹿兒

島郡花棚村ニ移ル、

同國同郡

福山村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津氏ニ屬ス、慶長十九年六月、島津

義弘其族島津久元ニ中川・福山ノ二村七百餘石ヲ與へ、

其父忠長カ征韓ノ役ノ功勞ヲ追賞シ、子孫相承ク、伊集院 由緒記

ニ據ル、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、島

津久元ノ裔孫島津圖書ノ采地ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、

明治四年、鹿兒島縣ニ付ス、

同國同郡

石谷村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、北條氏執政ノ時、島

津久經其族島津俊忠ニ伊集院古城村ヲ與フ、俊忠ノ子久

兼ニ至テ伊集院ヲ領シ、氏ヲ伊集院ト改ム、伊集院 由緒記、應永

十八年、久兼六世ノ孫伊集院頼久島津氏ニ叛ス、島津久豊之ヲ伐ツ、二十四年、頼久久豊ニ降り本村ヲ獻ス、二十七年、久豊本村ヲ其夫人湯沐ノ邑ト為ス、島津國史 其後島津忠國其臣町田高久ニ本村ヲ與フ、高久本村ニ居リ、氏ヲ石谷ト改ム、伊集院氏藏書 寶徳元年、頼久ノ子熙久高久ヲ殺シ本村ヲ奪フ、高久ノ子頼本之ヲ其主島津忠國ニ訟フ、

二年二月、忠國熙久ヲ擊ツ、熙久肥後ニ奔ル、其後頼本ノ子梅吉伊作久逸ニ從ヒ日州櫛間ニ居ル、文明十七年、島津忠昌更ニ本村ヲ梅吉ニ與フ、梅吉ノ子梅久、梅久ノ子忠榮氏ヲ町田ト改ム、忠榮ノ子久倍文祿四年大口ノ城代ト為リ、移テ大口ノ内市山ヲ領ス、久倍ノ孫久幸慶長六年復市山ヨリ移ツテ本村ヲ領ス、其後子孫相承ケ本村ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠榮ノ苗孫町田久成領スル所ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島(縣脫カ)ニ屬ス、

同國同郡

嶽村管轄沿革

鎌倉執政ノ時ヨリ守護島津氏ニ屬ス、萬治二年、島津光

久其臣北郷久精ニ本村ヲ與へ之ヲ領セシム、伊集院由緒記 明治二年、島津忠義藩政ヲ改革シ、久精ノ裔孫北郷久信采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、(縣脫カ)

同國同郡

麥生田村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、天文中、島津貴久本村ヲ橋口兼弘ニ與フ、其後島津家久兼弘ノ孫兼持ヲ鹿兒島ニ移ス、地理纂考 其後島津氏地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

上神殿村管轄沿革(省脫カ)

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、永祿七年七月、島津貴久日州眞幸ノ領主北原兼親ヲ本村ニ遷ス、兼親ノ子兼茂天正中肥後二見郡ニ遷サル、其後島津義久大隅ノ曾木本城ノ領主菱刈重廣ヲ本村ニ移封ス、島津國史ニ據ル 其後島津氏

地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

野田村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、(歴)野田兼祐本村ヲ領ス、薩藩地大永七年、出水ノ領主島津實久伊集院ヲ

取ル、天文五年、島津貴久實久ヲ伐チ伊集院ヲ復ス、天

正中、穎娃久音本村ヲ領ス、天正以下穎娃氏藏書其後島津氏地頭ヲ

置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ

奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

大田村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、建久ノ頃、伊集院時

清伊集院ノ郡司タリ、其後日置北郷ノ下司小野家綱ノ次

子家長本村ヲ領シ、因テ大田ヲ氏トス、家長ノ子忠家、

忠家ノ子家氏、皆本村ヲ領ス、家氏肥前松浦莊早湊村・

福萬名ノ地頭ニ補セラレ松浦ニ移ル、島津國史其後伊集院氏

歴世之ヲ領ス、寶徳二年、島津忠國伊集院熙久ヲ伐ツ、

熙久肥後ニ奔ル、大永六年、島津勝久伊集院ヲ島津忠良

ニ與フ、七年、出水ノ領主島津實久伊集院ヲ取ル、天文

五年、島津貴久實久ノ軍ヲ敗リ伊集院ヲ復ス、其後歴世

島津氏地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島

津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

戀ノ原村管轄沿革

下谷口村ニ同シ、天文中、島津貴久木脇大炊助祐兄ニ本村ヲ與フ

同國同郡

苗代川村管轄沿革

古時市來院ニ屬セシ時、市來氏歴世之ヲ領ス、後島津氏之ヲ領ス、王政革新以後本縣ニ屬ス、

同國同郡

古城村管轄沿革

鎌倉以後島津氏ニ屬ス、北條氏執政ノ時、島津久經其姪

島津俊忠ニ本村ヲ與フ、俊忠ノ子久兼伊集院各村ヲ領ス、寶徳二年、島津忠國伊集院熙久ヲ撃ツ、熙久肥後ニ走ル、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

飯牟禮村管轄沿革

鎌倉以後島津氏ニ屬ス、享保十一年、島津繼豊其族島津但馬ニ本村ヲ與フ、伊集院
由緒記、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、明治二年、島津但馬ノ裔孫島津久明ノ采地ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

郷莊

古時、本郡郡山村・東俣村・西俣村・厚地村・川田村及ヒ鹿兒島郡小山田村・比志島村ヲ併セテ滿家院ト稱シ、伊集院郷ノ諸村ヲ伊集院ト稱シ、市來郷ノ諸村ヲ市來院ト稱シ、上名村・下名村ハ薩摩郡時吉名ニ屬シ、荒川村ハ同郡光富名ニ屬ス、日置村・山田村・永吉村・吉利村

ヲ日置庄ト稱シ、日置村・山田村・吉利村ハ日置北郷ニ屬シ、永吉村ハ日置南郷ニ屬ス、後分ツテ七郷ト爲ス、

伊集院郷ハ村貳拾九下谷口村・上谷口村・春山村・福山村・清藤村・石谷村・猪鹿倉村・土橋村・竹ノ山村・中川村・嶽村・麥生田村・有屋田村・郡村・徳重村・上神殿村・下神殿村・桑畑村・野田村・寺脇村・宮田村・神ノ川村・太田村・飯牟禮村・古城村・戀ノ原村・直木村・、郡山郷ハ村六郡山村・西俣村・東俣村・市入佐村・苗代川村、來郷ハ村七大里村・湊村・湯田村・川上村・、串木野郷ハ村三上名村・下名・町一串木・濱浦・日置郷ハ村二日置村・村・荒川村・神ノ川村・養母村、永吉郷ハ村一永吉、吉利郷ハ村一吉利ヲ管ス、今尚其稱ヲ用ユ、

同國同郡

郡山村管轄沿革

古時滿家院ニ屬ス、日置郡東俣村・厚地村・西俣村・郡山村・川田村・滿家院ト稱ス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時大藏業平マヤ滿家院ノ郡司タリ、加治木六郎恒平大隅加治木及ヒ本村ヲ領ス、安貞二年、恒平ノ第二子郡山良平本村ヲ領ス、俊平、種平相承ケ、頼平ニ至ル、觀應中、伊集院忠國頼平ヲ攻ム、頼平城ヲ棄テ、走ル、文明中、村田肥前守經安郡山城主タリ、舊記及ヒ島津
國史ニ據ル、天文六年三月、島津勝久入

來院重朝ニ郡山城ヲ與フ、元龜元年正月、重朝ノ子重嗣

其領邑ヲ島津義久ニ獻ス、義久重嗣ニ薩摩郡清敷今ノ種ノ

與フ、天正中、島津義久平田美濃守光宗ニ本村及ヒ鹿兒

島郡西ノ別府村ヲ與フ、光宗郡山城ニ居ル、光宗ノ孫増

宗清敷ノ地頭タリ、慶長十五年七月、賊ノ為ニ殺サル、

舊記、其後累世島津氏之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島

津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

油須木村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、應永中、島津久豊其

臣比志島久範ニ本村ヲ與ヘ之ヲ領セシム、島津國史ニ據ル、久範ハ滿家院榮尊

七世ノ孫、初メ久範比志島・西俣・河田今川田ニ作ル・城前田・上原園

城前田・上原園今何レノ村ニ屬スルヤ、載籍詳カナラスヲ領シ比志島ニ居ル、是ニ於テ又

本村ヲ併領ス、天正五年十二月十八日、島津氏久範七世

ノ孫比志島義基ヲ日向ノ曾井ニ移ス、比志島氏藏書其後島津氏

地頭ヲ置キ之ヲ治ム、王政維新以後島津忠義封土ヲ奉還

シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

西俣村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、寛元中、滿家榮尊滿

家院ノ院司タリ、比志島・西俣・河田・城前田脱カ・上原園ヲ

領シ、子孫相承ク、比志島氏藏書天正五年十二月、島津義久榮

尊ノ苗裔比志島義基ヲ日向ノ曾井ニ移ス、文祿二年、島

津義弘額娃彌三郎久音ニ西俣村ヲ與フ、額娃氏系圖其後島津氏

地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義

封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

〔本村ハ榮尊ニ男彌三郎盛忠ニ建長五年讓レリ、故ニ盛忠西俣氏

ヲ号シ、子孫世々領ス、七世孫出羽守義村マテハ西俣ノ領主タ

ルコト系圖ニ明白ナリ、考據ニ供ス〕

同國同郡

厚地村管轄沿革

古時滿家院ニ屬シ、守護島津忠久ニ屬ス、當時大藏業平

滿家院ノ院司タリ、建久圖田帳ニ據ル後忠久郡山郷ノ厚地・東俣

二村ヲ以テ其母丹後局湯沐ノ邑ト為ス、地理纂考文明七年四

月、島津忠昌田代刑部少輔清光ニ滿家院東俣村・厚地村

ノ内采地八町六段八畝ヲ與フ、田代氏家譜其後歷代島津氏ノ領スル處タリ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

大里村管轄沿革

古時市來院ニ隸ス、市來政房市來院ノ郡司タリ、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時政房四世ノ孫家房市來院ノ郡司タリ、家房死ス、其妻道阿尼市來院ヲ領ス、是ヨリ先、民部大輔惟宗廣言モ亦市來院ニ居ル、廣言二子アリ、長ヲ忠康ト曰フ、畠山氏ノ出ナリ、季ヲ忠季ト曰フ、丹後局ノ生ム所、二子承久ノ亂ニ死ス、廣言乃チ國分友久ノ子友成ヲ養テ嗣ト為ス、友成家房ノ女ヲ娶リ政治家ヲ生ム、家房ノ妻道阿尼市來院郡司ヲ政家ニ傳フ、以上島津國史ニ據ル、古記ニ、惟宗廣言ハ日向島津ニ居リ、承久ノ亂ニ戰死ストアリ、島津國史載スル所ト合セス、暫ク疑ヲ存スト云フ、延元二年、政家ノ孫時家市來城ニ據リ官軍ニ應ス、七月、島津貞久ノ庶長子頼久市來城ヲ攻ム、九月、伊集院忠國兵ヲ率テ時家ヲ援フ、頼久又市來城ヲ圍ム、三條泰季揖宿氏ノ兵ヲ以テ來リ援フ、興國二年北朝曆應三年八月、島津貞久時家

ヲ市來城ニ攻メ之ヲ下ス、文和二年、時家ノ子氏家足利直冬ニ應ス、島津師久・島津氏久之ヲ撃ツ、克タス、寛正三年、時家五世ノ孫久家島津氏ニ叛ス、島津立久之ヲ撃ツ、久家城ヲ棄テ、走ル、政家市來院郡司タリシヨリ、資家、時家、氏家、忠家、家親ヲ經、七世ノ孫久家ニ至テ滅フ、年ヲ閱ル二百十有九年、其後歷世島津氏地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

川上村管轄沿革

古時市來院ニ隸ス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、弘安五年、市來政房ノ弟橋口家忠河上名ノ地頭職タリ、家忠ノ子家光氏ヲ川上ト改ム、家久、家忠、家長相承河上村ノ地頭職タリ、其後家長ノ裔孫日州高岡ニ移サル、以上川上氏藏書ニ據ル享祿三年四月六日、島津勝久川上上野介ニ本村ノ内拾貳町・牛江三町ヲ與フ、川上氏藏書文祿四年十月七日、島津義弘本村ヲ北郷三久ニ與フ、北郷氏藏書其後島津氏ノ治下ニ屬ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還

シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

湯田村管轄沿革

大里村ニ同シ、天文十八年、島津貴久其臣伊地知重常ニ本村ノ内皆田代八町及ヒ伊作田名陣園門四町合拾貳町ヲ與ヘ之ヲ領セシム、是ヨリ先、入來院重朝等即チ澁谷黨、島津氏ニ叛ス、重常油須木城ヲ成リ之ヲ擊テ功アリ、伊地知氏家譜ニ據ル

同國同郡

伊作田村管轄沿革

大里村ニ同シ、觀應二年十一月廿九日、伊作田兵部大輔道材日置北郷彌勒寺附若松名三十町及ヒ伊作田村地頭職タリ、伊作田城ニ居ル、上原氏藏書ニ據ル、

同國同郡

上名村管轄沿革

本村及ヒ下名村ハ古時薩摩郡時吉建久圖田帳ニ時吉六拾九町名主在廳道友トアリニ屬シ、両村ヲ合セテ串木野村ト稱ス、後上名村・下名村・荒川村・羽島村ヲ合セテ串木野郷ト稱ス、鎌倉執政ノ時

守護島津忠久ニ屬ス、當時薩摩太郎忠友薩摩郡ノ本地頭

タリ、承久中、忠友ノ弟串木野忠道串木野村ヲ領ス、南

北朝ノ時、忠道四世ノ孫忠秋官軍ニ應シ串木野城ニ據ル、

島津貞久之ヲ攻ム、忠秋知覽ニ遁ル、後島津立久川上忠

塞ニ串木野郷ヲ與フ、忠塞ノ孫忠克島津實久ニ屬シ島津

氏ニ叛ス、天文八年六月、島津貴久之ヲ伐ツ、八月、忠

克降ル、元龜元年、島津義久ノ弟島津中務大輔家久隈ノ

城郷ヲ領シ、串木野郷ヲ管ス、天正七年、家久封ヲ日向

佐土原ニ遷サル、慶長四年二月、島津義弘串木野村・荒

川村・羽島村・谷口村合五千石ヲ以テ家久ノ夫人湯沐ノ

邑ト為ス、慶長以下島津國史ニ據ル、其後島津氏地頭ヲ置キ串木野郷ヲ

管理セシム、王政革新以後本縣ニ屬ス、

同國同郡

荒川村管轄沿革

本村ハ古時薩摩郡光富名ニ屬ス、建久圖田帳(ノマ)ニ光富名四拾九町ノ内名主荒川太郎種房トアリ、後串木野郷ニ隸シ日置郡ニ屬ス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、應永十年十二月、島津師久ノ孫島津播磨守久澁谷彈正少弼ニ

本村ヲ與フ、後島津立久川上忠塞ニ串木野郷ヲ與フ、忠塞ノ孫忠克島津實久ニ屬シ島津氏ニ叛ス、天文八年六月、島津貴久之ヲ伐ツ、八月、忠克降ル、元龜元年、島津義久ノ弟島津中務大輔家久隈ノ城郷ヲ領シ、串木野郷ヲ管ス、天正七年、家久封ヲ日向佐土原ニ遷サル、慶長四年二月、島津義弘串木野村・荒川村・羽島村・谷口村合五千石ヲ以テ家久ノ夫人湯沐ノ邑ト為ス、慶長以下島津國史ニ據ル、其後島津氏地頭ヲ置キ串木野郷ヲ管理セシム、王政革新以後本縣ニ屬ス、

同國同郡

日置村管轄沿革

古時、今ノ日置郷・吉利郷・永吉郷ヲ併セテ日置ノ庄ト稱シ、日置郷及ヒ吉利郷ヲ日置北郷ト稱シ、永吉郷ヲ日置南郷ト稱ス、伊作家譜ニ依ル、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、是ヨリ先キ、阿多四郎宣澄等日置南北郷及ヒ谷山郡・伊作郡今ノ伊作郷ヲ古時伊作郡ト稱スヲ食ム、建久三年、源頼朝宣澄等食ム所ノ邑ヲ没収シ守護忠久ノ治下ニ付ス、島津國史、是時小野家綱日置庄ノ下司タリ、小藤太貞澄日置北郷ノ郡司タリ、建久國田

帳、山田有貫日置庄ノ内若干ヲ領ス、山田氏ノ世系ハ山田村ニ詳ナリ、建長ノ頃、平弘純日置庄ノ下司タリ、頼純、直忠相受ク、古文書、安四年四月十六日、守護島津久經其第二子伊作久長ニ伊作莊・日置莊ヲ與フ、久長伊作城ニ居リ、子孫相襲ク、之ヲ伊作島津ト稱ス、伊作島津氏系圖、貞和元年七月、伊集院領主伊集院忠國官軍ニ應シ、八月、若松城ヲ圍ミ、進テ日置ノ下司宗太郎忠弘ヲ攻メ、其居城ヲ拔ク、島津國史、延文中、武光三郎日置莊ノ地頭タリ、古文書、應永八年十月十日、島津伊久久長ノ玄孫伊作久義ヲシテ日置莊ノ名主職ト為ス、大永六年五月、守護島津勝久久義七世ノ孫忠良ニ日置ヲ加封ス、忠良聰明善ク兵ヲ用ユ、是時ニ當テ三州ノ豪族四疆ニ割據シ、大ハ小ヲ合セ強ハ弱ヲ呑ム、守護勝久之ヲ制スル能ハス、忠良ヲシテ國政ヲ攝セシメ、其子貴久ヲ養テ嗣ト為シ、尋テ守護ヲ讓ル、島津國史、文祿四年、島津義久其弟歳久ノ孫常久ニ日置ヲ與フ、常久ノ子久慶ニ至テ薩摩郡東郷ノ地三千石ヲ加封セラル、久慶罪アリ、島津光久其邑ヲ収メ、其弟忠心ヲシテ常久ノ後ヲ嗣キ、更ニ日置・東郷ノ両邑ヲ領シ七千七百石ヲ食シム、萬治三年、光久日置郷ヲ収メ、獨リ東郷ノ一邑ヲ食マシム、忠

心ノ子忠興ニ至リ、東郷ヲ以テ日置ニ代ンコトヲ請フ、
光久之ヲ聽シ、東郷ヲ収メ復日置ヲ食シム、其後忠興ノ
子孫世々日置郷ヲ領ス、明治二年、島津忠義藩政ヲ改革
シ、忠興ノ苗孫久明ノ采地ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、
明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

山田村管轄沿革

古時日置北郷ニ屬ス、鎌倉執政ノ時、阿多四郎宣澄等領
スル所日置北郷等ヲ収メ、守護島津忠久ノ治下ニ付ス、
其後忠久本村及ヒ日置村ノ内若干ヲ平氏ノ族山田有貫ニ
與フ、有貫本村ニ居リ、始テ山田ヲ氏トス、國治、有備、
有豊、有家、有康、有尚、國熙、有朝、有重、有俊、有
親相承ケ本村及日置村ノ内若干ヲ領ス、山田氏系圖及ヒ
島津國史ニ據ル、大
永六年五月、守護島津勝久日置郷ヲ伊作領主島津忠良ニ
與フ、有親日置郷ヲ以テ叛ス、既ニシテ之ヲ悔ヒ忠良ニ
降ル、忠良有親ヲシテ本村ヲ領セシムル故ノ如シ、偶有
親異志ヲ懷クト告ル者アリ、忠良之ヲ信シ、遂ニ有親ヲ
殺シ其邑ヲ奪フ、既ニシテ其冤ヲ知り、其子有徳ヲシテ

復山田村ヲ領セシム、島津國史、有徳ノ子有信島津氏ニ仕工軍
功アリ、日置莊ノ地頭職ニ補セラレ、天正六年二月、又
高城郡新納院地頭職ニ補セラレ、遷テ新納院ニ居ル、山田氏系
圖、文祿四年、島津義久島津歲久ノ孫常久ニ日置郷ヲ與へ、
子孫相承ク、明治二年、島津忠義藩政ヲ改革シ、常久ノ
苗裔島津久明ノ采地ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四
年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

吉利村管轄沿革

古時日置北郷ニ屬ス、天文二年三月、南郷ヲ吉利永吉ト
改ム、(執政脱カ)鎌倉ノ時、阿多宣澄等カ領スル所日置南郷等ノ地
ヲ没収シ、守護島津忠久ノ治下ニ付ス、島津國史、天文中、島
津貴久鹿籠ノ領主島津久定島津秀久ノ孫吉利ニ移封シ、伊集院
ノ地頭ニ補ス、子忠澄ニ至テ氏ヲ吉利ト改ム、忠澄ノ子
忠張川邊郡野崎村ニ遷サレ、後日置郡湯田村ヲ領ス、島津氏支
流系圖、文祿四年、島津義久禰寢院領主禰寢重張ヲ本村ニ移
封シ、三千貳百餘石ヲ食マシム、重張ノ先ハ小松重盛ヨ
リ出ツ、重盛ノ曾孫清重始テ大隅禰寢院南俣ノ地頭ト為

リ、因テ禰寢ヲ氏トス、子孫大禰寢ヲ領シ島津氏ニ仕フ、重張ハ清重十七世ノ孫ナリ、重張吉利村ヲ領シ、二十四世ノ孫清香ニ至テ氏ヲ小松ト改ム、島津國史及ヒ小松氏系圖、清香ノ苗裔嗣ナシ、肝屬某ノ子帶刀ヲ養テ嗣トス、帶刀維新ノ際藩政ニ參知シ頗ル名望アリ、明治二年、島津忠義藩政ヲ改革シ、小松帶刀ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

永吉村管轄沿革

古時日置莊ニ屬シ、本村ヲ日置南郷ト稱ス、鎌倉執政ノ時、阿多宣澄等領スル所ノ日置南郷等ヲ没収シ、守護島津忠久ノ治下ニ付ス、當時桑畑萬揚房覺辨南郷ノ郡司タリ、古城主由来記ニ據ル、覺辨ハ伊集院迎清ノ孫、弘安四年四月十六日、守護島津久經其第二子久長ニ伊作莊・日置莊脫カヲ與フ、久長伊作ニ居リ、子孫相承ク、之ヲ伊作島津ト稱ス、貞和元年七月、伊集院忠國官軍ニ應シ、八月、若松城ヲ圍ミ、又日置莊ノ下司宗太郎忠弘ヲ攻メ、其居城ヲ拔ク、應永八年十月、島津伊久久長ノ玄孫伊作久義ヲシテ日置莊ノ名主職ト為

ス、二十四年十一月、島津久豊久義ヲシテ南郷及ヒ阿多・高橋等ヲ領セシム、大永六年、島津勝久久義ノ裔孫伊作ノ領主島津忠良ニ日置莊ヲ加封ス、勝久忠良ヲシテ政ヲ攝セシメ、遂ニ忠良ノ子貴久ヲ嗣ト為シ守護職ヲ讓ル、是ニ至テ忠良ノ食ム所伊作・阿多・田布施・高橋ノ數邑及ヒ日置莊皆島津貴久ノ直轄ト為ル、天文二年二月、桑畑孫六南郷城ニ據リ貴久ニ叛ス、初孫六南郷ノ城主タリ、忠良カ南郷ヲ加封セラル、ニ及ヒ忠良ニ服事ス、忠良乃チ孫六ヲ南郷城ニ居ラシム、孫六遂ニ南郷城ニ據リ叛ス、三月二十九日、忠良孫六ヲ撃チ南郷ヲ取り、南郷ヲ永吉ト改ム、十六年、貴久其弟忠將ニ永吉ヲ與フ、二十二年、貴久其臣上井董兼ニ永吉ヲ與フ、天正八年八月十一日、島津義久董兼ノ子覺兼ヲ日向海江田ニ移封シ八十町ヲ與フ、其後喜入知覽ママ領主喜入久道永吉ヲ領ス、寛永十年、家久久道ノ子忠續ニ鹿籠ヲ與エ永吉ニ易フ、十一年六月、島津家久其第九子久雄ニ永吉ヲ與エ、島津忠榮ノ後ヲ嗣シム、以上島津國史及ヒ伊作氏系圖ニ據ル、忠榮ハ喜入忠續ノ子、島津豊久ノ嗣ト為ル、其後久雄ノ子孫累世永吉村ヲ領ス、明治二年、島津久雄ノ裔孫島津又七ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒

島縣ニ屬ス、

日置郡市來郷古雜記

※

〔薩摩國圖田帳〕

市來院百五十町

島津御庄寄郡

院司僧(字不明)
地頭右衛門兵衛尉

1

一日彦七方へ承候子細可然候、山門へ御出可目出候、

國之勢未打寄候て、中途ニ長と逗留之条痛敷候へ、急度(被)之致催促候間、近日之間ニ可打寄候哉、兼又市來邊ニ逗留候よりハ、山門(被)ニ御越候て可然候、彼境より不
断御注進可然之由、通憐上座ニ申度候とても被旅立候間、肥後之聞得と申、山門ニ急と被越候者可然候、尚と國之勢之事連とさいかくをいたし候間、近日可打寄候、恐と謹言、

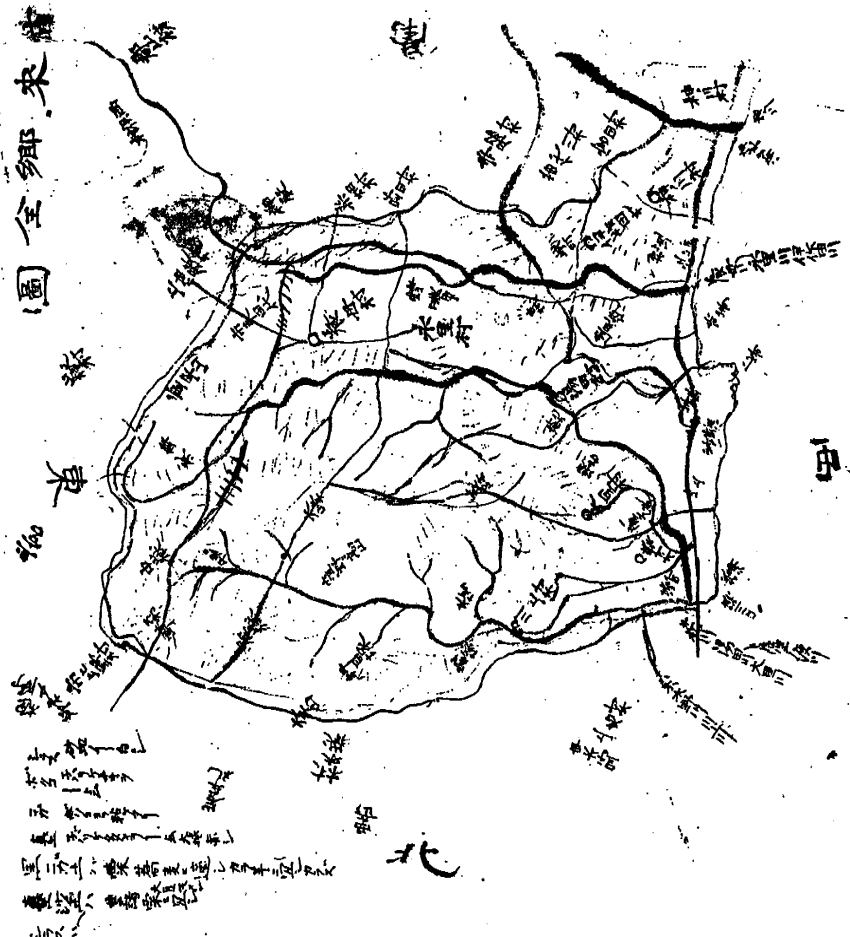
三月廿九日

元久（花押）

田代殿

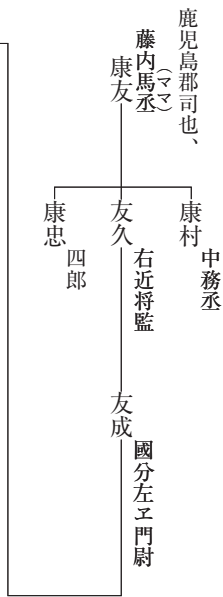
〔刑部少清久〕

（本文書ハ「旧記雜録前編」二六二〇号文書ト同一文書ナルベシ）

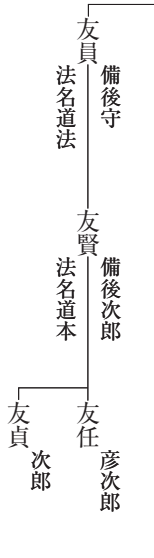


東鄉全圖之圖式
 以上之圖式係根據日本地勢西向之圖式而繪成者也
 此圖式之繪成係根據日本地勢西向之圖式而繪成者也
 此圖式之繪成係根據日本地勢西向之圖式而繪成者也

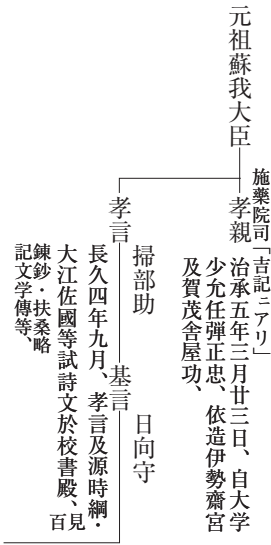
〔薩摩國分寺相傳次第〕



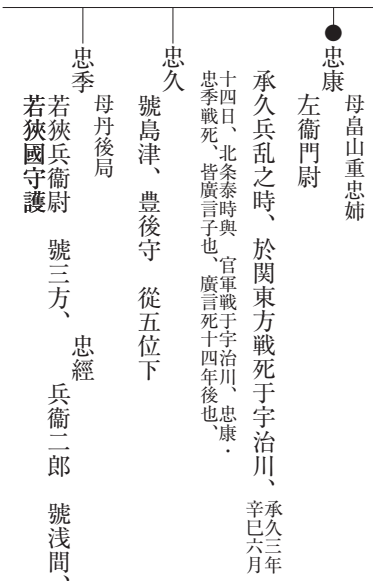
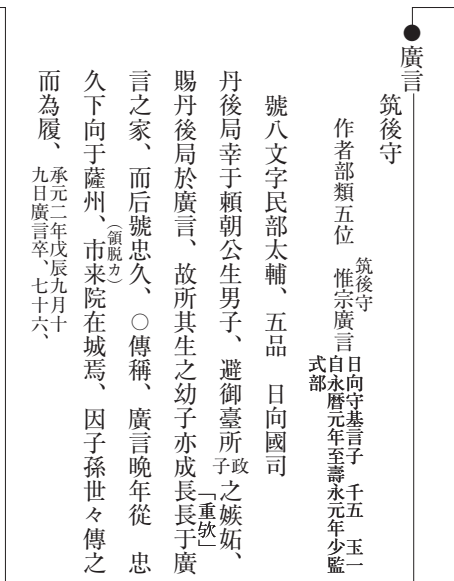
右御家人國分二郎友貞云々、



〔市來氏系圖拔書〕



上世略、



●友成

左衛門尉

妻市来院郡司大藏家房女○為廣言之猶子相續當家、實國分左衛門尉友久廣言之二族執印之男也之男也、

大藏姓

政房

鄉中納言

惟房

兼按

○市来院郡司

宝龟年間下向薩州、市来郡司、居住于鍋ヶ城、

宗房

三郎太夫 兼伏 郡司

女子

市前御前○家房妻○為尼號道阿、

○寛元二年七月十九日、讓郡司職於千代熊丸、

家房

十郎 市来郡司職

○嫁宗房之女相續家、○家房無子、故養平氏女為子、

女子

勢至御前 號禪師、

○友成妻○養女、實平氏女、先養母死、

●政家

號市来、千代熊丸 太郎左衛門尉 法名道證

○母家房養女○政家嗣父之家、且受祖母讓、加領市来院郡司職矣、從是惟宗・大藏之二姓并兼之、故取外祖之諱字號政家、

○丁太守久經公之代、守護代阿蘇谷大炊助久時振

我意恣國政、時政家告曰、島津殿亦其源出自我

家云尔、依之兩家捧系圖於文注所以論之云々、

○傳曰、廣言在城于市来、以及于子孫矣、家房亦

郡司職而在于此地焉、今按、蓋廣言領地頭職、

家房掌郡司職、而政家傳之者乎、然則共不妨其

傳説、而政家并領外祖之家之證亦足為以闕疑之

據者乎、

河上

橋口

河原

●資家

右馬允 法名道加

河俣

志茂
兼對
角

河崎

●時家

始家貞 孫太郎 太郎左衛門 美作守
法名導尊

○始在宮方奮猛威、後曆應四年閏四月、屬於將軍
方降 太守貞久公、
厚地

○家續

號南、又稱中村、後復市來號、法名道慶

○雖為時家之長子不續家統者、因庶母之所生也、

○家藏之舊本記家續實名法名、闕其名、按、

太守師久公文和三年六月陷知色城、在薩州和泉郡時戰

勲士交名注文有市來次郎太郎者、以時世推之、

此時稱市來者唯家督美作守氏家家續舍弟也、至其餘

支流輩皆各別稱號、所謂如河上・橋口等是也、

然而 師久公以氏家入敵徒交名注文、先所謂次

郎太郎者 公軍中戰勲士也、非氏家決也、如家

續則先稱南、又號中村、終云市來、則當此時除

氏家稱市來者唯家續乎、以之見之、彼次郎太郎

者疑家續也、是非牽強附會薄記訂考之所見、資

再撰之一助、○家續雖生他腹為支流、正家督氏

家之兄也、故其一派自繁茂榮盛、冠于諸流、

●氏家

太郎左衛門 美作守 法名淨透 道號歡意

○氏家善和歌、堪于蹴鞠之藝、元弘三年癸酉在
京云々、○武威奮遠近矣、

田口 左近將監 法名善故

來迎寺

平

他腹 母親音

●忠家

筑前守 法號笑山淨忻

洪谷・相良之兩家結黨圍 上總介師久公薩州之守護

碓山城、陸奥守氏久公為後援、帥大軍過薩摩

山、然後忠家據山嶮絕 公與後軍之間、為之

兩公殆寤、故勸其所欲求成、忠家曰、莫吾所索、唯給 氏久公之御女、請厚舅婚之禮而已、公不能默止容其言、忠家走謁 公之陣焉、明日欲屠敵陣、敵兵其夜自敗也矣、

植松

●家親

千代犬丸 太郎 備後守 法名禪祖
道號西源

○母太守氏久公御女○至德二年十二月十五日、與父同列犬追物射手、時號市來千代犬丸、○上總介伊久公與 太守元久挑戰、家親屬總州家也、應永八年辛巳四月二十三日、元久公率大軍攻市來城、家親拒守焉、伊久公來援之矣、○同十二年乙酉冬、元久公因伊作大隅守久義之訴出師於田布施、責二階堂氏降之、二階堂某以女家之緣來而依賴于家親、○家親後屬 元久公 久豊公數抽軍忠、○伊作大隅守勝久者家親之婿也、同廿九年、勝久從軍又三郎貴久公後號忠國在於山門院播磨守久居之際、叔

父伊作遠江守十忠謀叛、殺兄久義入伊作城也、一族家臣奉安鶴丸勝久之嫡子守內城、太守久豊公降令遣勝久去于他邦、安鶴丸親之外孫退於內城、依焉安鶴丸與母同憑家親在市來垂乎十歲、伊作家之老臣功士從之、終安鶴丸後號大隅守復舊領矣、

有家

號馬場、讚岐守
「應永記ニミヘタリ」

大和守

家至

號山野田、刑部少輔 刑部少輔 刑部少輔

讚岐守

九郎左衛門 法名道音

次郎左衛門

家助

道號仁山 法名道儀 四郎左衛門

家昌

家俊 家宜 家則 掃部頭 市之允

與三郎

四郎次郎 新次郎

三郎左衛門

僧一人 女子二人

五郎次郎

十郎左衛門

●久家

太郎 筑前守 法名禪語 道號默翁

○太守久豊公辱憐久家、締父子之盟約、愛矜尤深焉、應永三十二年正月二十一日、久豊公逝、時久家才可十歲、服喪衣從葬矣、○嘉吉元年、久家與薩摩守持久忠國公之令弟、高木孫三郎俱畔 太守忠國公、十二月十二日、將軍義教公管領細川右京大夫持之以三人誅討之奉書令也、然後久家謝罪降 太守、○宝徳三年九月八日、有 忠國公張行之犬追物、久家列于射手、○久家再背 守護、寛正三壬午歲、立久公帥軍來攻市來城、久家終没落、

家豊

號養母、肥前守

家惠——友家——經家——家忠——家宗

美作守

女子

伊作大隅守勝久室

彦太郎
宗左衛門

●忠家

太郎 太郎左衛門 法名善梁

○宝徳四年五月十四日・同十五日・康正二年三月八日、忠國公弄犬追物、(列九)忠家各別手組射之、時稱市來太郎、○與父久家同没落矣、○當家自從廣言至于此十一代傳領市來院、薩州御家人而枝葉繁茂、威勢強大也、竟其封土至寛正敗、其嫡派至忠家盡、可惜可悲也矣、今所藏之古系圖記其人、不誌其事、故代々之履歷考之乎文書舊史、而舉其一班之美而已、

家信

新三郎

家喜イニ嘉

孫三郎 次郎左衛門

太郎

早世、

僧

女子

○家廣

左衛門太郎
左京亮 法名道端

○家朝

左衛門次郎 因幡守

〔永享十年福昌寺奉加帳〕

○奉加

馬壹疋

市来沙弥禪祖（花押）

代錢三貫文

2

薩摩國凶徒牛屎左近將監高元・市来新左衛門尉氏家・東郷藏人道義、肥後國葦北庄宮方凶徒、引合于當國凶賊和泉庄下司諸太郎兵衛尉政保以下、去四月廿六日丑夜刻、老父居住忍人于山門院木牟礼城、及合戰次第、舍兒師久注進之間、不及巨細候、次日州畠山匠作并伊東一族於佐殿方打出候之間、土持薩摩守貞綱同一族等、参御方相始合戰之由馳申候、彼書狀進覽之、依令談合球⑩也麻一色孫三郎殿、既打立候合戰之次第、追可⑩ナシ注進

言上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和四年六月十八日

左衛門尉氏久上イニ

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八七号文書ト同一文書ナルベシ〕

3 〔在鶴田士市来伊兵衛〕

可令早任親父右衛門尉友久讓狀、左兵衛尉惟宗友成為薩摩國山田村領主職事、

右人、任承久二年正月友久給関東御下文并同年七月友久讓狀等、友成無相違可為彼職之狀、依仰下知如件、

貞應二年九月廿九日

前陸奥守〔北条義時〕在御判

〔一通御下知案略之〕

〔地理誌〕

○寶龜之比、大藏卿中納言政房當国ニ下向、為市来郡司、其子惟房市来院郡司、其子三郎太夫宗房、其子十郎郡司家房男子無之、女子一人養女也、実平氏之女有之、嫁惟宗左衛門尉友成、生市来太郎左衛門尉政家、依政家嗣父友成之家、且受外祖母之讓、加領市来院郡司職、從是惟宗、

大藏之二姓ヲ兼也、其孫時家也、從夫子孫傳領之、三

代太郎左衛門尉時家背 太守貞久公、仍曆應三八月、

彼地ニ御出馬有之、時家降乞下城ス、其後九代之孫美

作守忠家ニ至没落ト云々、

但八代筑前守久家依背 太守忠国公、被加御治伐、

御手ニ入候、寛正三年壬午 立久公退治[㊦]之共

吳本ニ見得たり、此時之事歟△、同年龍雲寺建立、

〔見于肝付兼重譜中〕

○延元二年丁丑七月二十八日、^{或作廿七日}公子島津三郎左衛門

尉頼久率大隅五郎兵衛尉助久^{町田氏}・上野四郎太郎・比志

島孫三郎範經^{或作忠經}・延時彦五郎忠能等、入市来院伐市

来時家、八月三日、進攻市来城、^{即時所居、平城是也}十日、時家

發兵、及延時忠能・宮里九郎入道・石塚平太郎等師迎

戰于石走、^{市来地}十四日、時家率河上又二郎^{即此道乘}等、與延

時忠能・在国司又二郎・小河小太郎^{頼島主}等師夜戰于赤

崎、^{亦市来地}河上又次郎等死之、

4〔延時氏文書〕

○目安

延時又三郎入道法佛申薩广國市来院城郡合戰軍忠事

一今年^{建武}七月廿八日、大將^{下野左金吾}發向件城郡之時、法

佛重病之間、差遣舍弟彦五郎忠能於代官、押寄彼城

郡野頸之手、迄于八月三日致合戰忠節之条、軍奉行

〔町田氏〕^{助久}大隅五郎兵衛尉・上野四郎太郎等見知訖、^{按ルニ、下野左金吾ハ}

頼久ノコトカ、時ノ大将ハ頼久ト見ヘ、且左エ門尉ナレハ左金吾ト

シモ知ベカラス

一同九月十七日、重大將發向彼城郡之間、忠能自同十

七日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連々抽軍

忠之条、軍奉行大隅五郎兵衛尉并酒匂兵衛次郎見知

早、

一同廿八九日晦日両三ヶ日者、向于後卷之手、捨身命

致合戰早、此等次第、同五郎兵衛尉并上野三郎四郎

等所令見知也、

右軍忠之次第、賜御承判、預御注進、為浴恩賞、言

上如件、

建武四年十一月 日

承了〔頼久花押〕
〔花押〕

〔見于頼久譜中〕

○同年九月十四日、大隅助三郎忠国帥兵救市来城、十七日、頼久進師復圍市来城、至二十七日凡數十戰、大隅五郎兵衛尉助久率子孫六及酒匂兵衛次郎・頼娃三郎・延時彦五郎忠能等、進斫水塞、又薄大門、於是、三條侍從泰季遣揖宿彦次郎忠篤入道成榮、率其代官高野中務丞朝久・高野淡路房宗榮等、亦救市来、晦日、頼久乃使式部龜三郎友久・比志島孫三郎範経・延時忠能・遠矢次郎太郎入道圓也・小瀨十郎〔氏純カ〕住人等與援軍戰、助久父子・頼娃三郎等奮戰、斬成榮子揖宿次郎忠泰等數人、大隅助七及上原某降、二十九日、沙弥未詳姓氏與比志島彦一範平書、使護助七等、且命之曰、凡有軍功宜就頼久報告之、自廿八日至晦日凡數十戰、時晦日、揖宿成榮代官高野宗榮及有間平次郎・山角平三郎入道・栗下宰相等、續救城兵、大隅助久・上野三郎四郎・延時等與之鬪戰、我兵一人為宗榮所斬首、又比志島範経及其家僮常陸坊・旗持又二郎等死之、頼久以聞京師、乃十

月二日、與比志島範平書、諭其事也云々、

5 莫祿文書カ

○薩摩國御家人大平平次郎成助申軍忠事

去九月十七日、馳向市来城、昼夜致合戰之条、御見知之上、莫祿太郎二郎・甌島地頭小川小太郎・同小三郎・國分平次郎等令見知早、同晦日、馳向後卷、致散之合戰之条、守護御代官酒匂兵衛二郎・石塚弥八等令存知早、

右、今季〔マツ〕、月廿五日以來、云守護所警固、云城攻後卷合戰、抽忠勤之条無其隱、且給御判、且為預御注進、言上如件、

建武四年十月 日

沙弥御在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

6 水引權執印文書

○薩摩國宮里郷一分領主權執印良暹代子息三郎次郎俊正申軍忠事

一自七月廿五日、發向市來城之間、日夜致合戰早、

一八月十四日夜、赤崎合戰抽軍忠之子細、守護御代官

酒匂兵衛次郎見知之上、同時合戰之人宮里九郎入道

等、同見知之訖、九月十七日、重馳向彼城合戰、晝

夜致攻戰之条、御見知之上、宮里兵衛三郎・莫祢太

郎次郎等令存知早、同晦日、馳向後卷、致散之合戰

之条、石塚弥八・宮里兵衛三郎等令見知早、

右、今季三月以來、云守護所警固、云城攻落卷合戰、

盡軍忠之上者、且給御判、且為預御注進、言上如件、

建武四季十一月 日

〔頼久〕
承了 〔嶋津三郎左衛門尉殿〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九八二号文書ト同一文書ナルベシ〕

7 延時氏文書

○目安

延時又三郎入道法佛申薩摩國市來院所之合戰軍忠事

一法佛當病之間、今月十日差遣捨弟彦五郎忠義於代官

之處、市來太郎左衛門入道以下凶徒等、於當院石走

待請之、致合戰之刻、射伏數輩凶徒等、令追還之条、

同所合戰之輩、宮里九郎入道并石塚平太郎等所令見

知也、

一同十四日夜、當院内赤崎合戰之時、捨身命令致數尅

合戰之条、在國司又次郎并甌島小河小太郎等令見知

之訖、

右合戰次第、賜承判、預御注進、浴恩賞、為施弓箭

面目、言上如件、

建武四年八月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九五五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔守護代酒匂久景〕
承了〔花押〕

8 莫祢文書カ

○薩摩國御家人莫祢平次郎成助申合戰軍忠事

右、今月十四日、市來院赤崎合戰致軍忠之条、甌島地頭

小川小太郎・武光伴三郎入道・宮里三良次郎等、同所

合戰之間、令見知早、然者早預御注進、為施弓箭面目、

言上如件、

建武四年八月 日

〔酒匂殿〕
承了〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一九五六号文書ト同一文書ナルベシ〕

9「水引權執印文書」

○權執印三郎次郎俊正〔申脱カ〕合戰軍忠事

右、今月十四日夜、市来院赤崎合戰時、致種々軍忠之

条、甌島地頭小河小太郎・同小三郎等、同所合戰之間、

令見知早、然早預御注進、為施弓箭面目、言上如件、

建武四季八月 日

檢知了〔酒匂殿〕
〔有了〕
①在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一九五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

10「揖宿家文書」

御袖判

○薩摩國指宿彦次郎入道成榮代高野淡路房宗榮申、去九

月卅日、為誅伐嶋津孫三郎頼久以下凶徒等、大將市来

院御發向之間、馳參致軍忠、令分取一人之条、有間平

次郎・山角平三郎入道〔秀澄〕・栗下宰相子〔等カ〕令見知候早、仍為

浴恩賞、恐々言上如件、

延元二年十月 日

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一九七二号文書ト同一文書ナルベシ〕

11「比志島氏文書」

○薩摩國比志島彦一丸代頼秀謹言上

欲早預重御注進、浴恩賞、代官孫三郎範經彦一丸并若舍兒

黨常陸房・六郎入道討死、親類右衛門六郎・弁房以

下若黨等被疵事、

副進 二通〔頼久〕
并彦一丸申狀〔圓也カ〕
下

二通 并彦一丸申狀〔道返狀〕

右、彦一丸幼少之間、差遣舍兒孫三郎以下輩、去年八

月、押寄當國市来城、致合戰、親類弁房被疵了、同九

月卅日、重致軍忠之時、範經・常陸房・旗差又二郎令

討死了、同十月十八日夜〔魁〕、凶徒矢上左衛門五郎高澄

以下、為夜討寄来比志島城、彦一丸〔居所〕令防戰之時、若

黨六郎入道令討死候上、親類左衛門六郎・若黨六郎太

郎・五郎四郎入道被疵了、雖然不被破當城、所致合戰

忠也、此等之子細、大將可有御注進之由、被成御書下

候上者、重預御注進、為浴恩賞、言上如件、

建武五年二月 日

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一九七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

12]見于山田友久譜中」

〔本文書ハ七五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

13]全」

○嶋津大隅式部龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等、構市来院城墾、依立籠、以今年九月廿

九日、御合戦之時、致軍忠、合戦之次第、大将御存知

上、遠矢次郎太郎入道・大隅國小濱十郎、為同所合戦

上者、令見知畢、次以同七月廿一日、同國阿多郡高橋

松原口合戦之時、致軍忠、若黨左衛門次郎友久右股被

疵、如此両度合戦之間、致軍忠上者、早賜御一見状、

為備後證、且言上如件、

建武四年十一月三日

承了〔川上孫三郎左エ門尉頼久〕
〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一九八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

14]高岡士揖宿十郎右エ門藏書」

○ 加一見了

薩摩國揖宿彦次郎入道成榮謹言上

欲早致度之軍忠上者、賜御一見状、備後證龜鏡事、

右、去年三月十七日、薩州御大将三条待從殿御下向之

間、任論旨之旨、馳參最前、及數十ヶ度合戦、為御敵

嶋津上総入道之鑑一族大隅五郎兵衛・子息孫六・頼娃

三郎等、成榮子息次郎并一族親類若黨數輩令打死早、

将又市来院後卷之時、代官高野中務丞朝久致散之合戦、

令分取了、至于今、每度合戦不断絶之条、世以無其隱

候、然早賜御一見状、為備後證龜鏡、恐之言上如件、

〔當建武五年〕
延元三年二月五日

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」二〇〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

15]正文曾木士吉里六郎左エ門」

薩摩國宮里正永三郎次郎種正申所之軍忠事

一今年七月廿五日、同國市来城仁發向之間、以同廿九日、

押寄水手、至于八月二日、捨身命連之致合戦之上、為

後卷故平城南手、晝夜警固之条、伊集院郡司四郎於同

所令見知訖、

一自同八月四日、切塞薩摩山警固、抽軍忠畢、

一十月九日、自方之之城打圍御敵可有合戰之由、種正等

治定之處、凶徒等聞及此由引退畢、

一同十一日、於渋谷東郷宅万種正以下御方為^①右^②上城破却、

打集千臺之津之間、馳參種正御方燒拂城郷之条、河田

知門令見知畢、然者早任軍忠之实、且預御注進、且給^③

御證判、恐之言上如件、

建武四年十一月 日

承了（花押）「頼久花押」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九〇・一九八一号文書ト同一文書ナルベシ〕

16] 載南山巡狩録追加「

案文

就宅万城没落事、薩州凶徒等馳集市来院伊作田田城、^④

万寄来當所碓山城之由、相巧候之間、差向所之通路、

致合戰用意候之刻、畠山匠作以下逆徒等、當可打入日

向國眞幸院并大隅國下大隅郡之由、其聞得候之、當國^⑤

賊徒等依相待、直顯打立時分候欵、引歸面之城郷候欵、^⑥

隨而寄来眞幸院候者、定孫三郎殿可有御發向候之間、

其時分ハ、早之馳參可致合戰候、急打入下大隅郡候者、

可致後攻之間、可預御合力之由、令申彼御方候早、如

此凶徒等令蜂起候之間、難儀至極候、所詮、渋谷一揆

并地頭御家人等、師久相共致合戰之忠節者、可有抽賞

之旨、被成下御教書候之者、可宜候、仍御方之仁等交

名注文^{別紙}有之令進覽、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿日

進上御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

17] 写本市来氏藏「

○ 犬追物手組之事至徳二年十二月十五日

「氏久公」筑前守忠家ノ時 氏久公ノ御増也トシ」

嶋津殿 十疋 市来殿 九疋

「忠家ノ子」市来千代〔太郎〕丸 十疋 日置肥前守 三疋

鹿屋周防介 八疋 伊集院式部^⑦少輔△ 九疋

「忠家從兄」市来右京亮 二疋 伊集院次郎 八疋

伊集院右近將監 二疋 伊集院七郎^⑧ 八疋

陸奥守殿 廿一疋 伊集院助三郎 十二疋

檢見

〔川上一代〕「親久」
嶋津上野守殿

至徳貳年十二月十五日

〔異本前二有リ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」四四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

18
全

犬追物手組之事文安三年二月

〔立久公〕

又三郎殿

〔嶋津次郎〕

嶋津次郎三郎

〔嶋津助三郎〕

村田三河守

指宿平次郎

本田因幡守

嶋津十郎次郎

嶋津〔下野守〕
〔三郎太郎〕

市来筑前守〔久家〕

嶋津〔三郎太郎〕
〔下野守〕

嶋津四郎左衛門尉
〔八人〕

檢見

喚次

〔忠国公〕

平田美濃守

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔山田聖榮自記〕

一三男忠久と申ハ比企判官義員の御娘丹後局ノ御腹ノ御

子也、爰②二位殿と申ハ頼朝ノ御臺所ニ而御座、御妬深

きに依て、八文字民部太輔ニ丹後ノ局を給ニ依て、養

父民部太輔所ニ養育申す云々、先薩摩山門院ニ御下、

夫より島津御庄ニ御移、島津之庄ハ庄内也、三ヶ國を

庄内為懐依在所也、去程庄内南郷内御住所城内ニ島津

御所作有て御座候訖、御養父八文字民部太輔殿も始ハ

島津ニ①居住△有欵、島津殿と奉申、其後八文字殿土

佐國へ御移、中村などへ御座候由、其末于今御座候と

申傳也云々、

一道鑑より嫡子師久三郎左衛門尉讓渡薩摩國守護・十二

島ノ地頭職・薩摩郡地頭職、

山門 市来院 鹿兒島郡 讚岐國櫛無保上村

下総國左右馬郡小河村日向國高知尾庄下村

豊前國曾井田同本戸豊後國井田郡

一久經法名道忍ノ御代、薩摩ノ守護代ニ六番目御舎弟久

時阿蘇谷殿被置之處、國をも雅意ニ計ひ、地頭②後家人

にも無礼候、中ニ市来政家ノ儀、島津殿と申も我等か
家よりこそ御出候と被申、左様之儀ニ付、文注所へ両
方系圖被出候、忠久之時より氏ハ藤原姓ニ成、惟宗氏
被改候と被仰、仍久時國をも雅意計被成、如押領被企
ニ依て、久經御下有て守護代被差返早、

一氏久志ふしより後卷として先南郷之内西城寺の上天下
峯ニ上て陣取、一族ノ中より財部方[▽]⑨守護方[△]ニ内儀
有ニ仍て、明る正月の比より一家内談調ければ、御神
水有て一篇ニ御合戦を定早、御方ニハ伊集院・伊作・
鹿兒島・大隅・下大隅・大始良計也、総州よりハ和泉
四ヶ所、[▽]④四ヶ所[△]とハ高城・東郷・入来・祁答院也、
山北ニ被隔候間不及力、総州とハ師久方御兄方、其比
両守護一比ニ有、依て無合力、一族ニハ谷山より南方、
市来・渋谷・菱刈・牛山・求麻・眞幸・伊東・土持、
坂より上ニハ祢寝・肝付・飢肥・櫛間なり、二月中旬
比より本陣天下峯ニ打寄、財部取合、日限三月一日ニ
被定云々、

一四ヶ所より軍起て島津上総介師久ニ弓矢を取懸る、其
比薩摩郡ニ高江之手城を取構御持候處を、清色重門大
將として押寄攻る、城衆もくきやうの人となればふせ
き戦ければ、仕そんし退候處、重門堀ニはまり、岸ニ
付てつめ上り、甲のはちを打わられて堀の底にて被討
早、是ニ仍山北大勢なれハ入替くせめ上る、城内も
不残手負ニ成て攻被落早、城衆ニ式部三郎太郎・守護
代酒匂・石塚一類・不笠・中條を始として、宗との人
三十八人アリ^{ニハ}上下数十人被討、然間碓山物よハくなり、山北両院
求广・四ヶ所同意して碓山の城を取巻、氏久ハ其比坂
より上ニ御座有、此事を聞召、急々ニ御渡海有て、先
伊作・伊集院寄々勢を以薩摩山を馳越、一陣を取、跡
勢待候處、市来心替して薩摩山を切ふさくニ仍通路切、
交ニ方便ニ不及、其時城よりもひそかに御音信有り、
此刻ニ成てハ一家滅亡ニ可及、城をも開、所領なども
望ニよるへしと仰有、此旨を市来ニ依被仰出、御返事
ニ、何之望もなし、御縁中ニ被召加者、道をも明、御
用ニも可立と被申、是を氏久聞召、當座命惜きとて家
ニ疵を付事、以後迄も口惜とて被仰切、其時一家御内

談合有り、女子ハ必他人之家をこそ上中ニよらすふさ
 け、師久ニ城をもあけさせ申てハ可為家之疵とて、一
 味同心ニそろひ、市来ニ領掌あり、如被申道を明、通
 路輒なれば、跡勢伊集院ニひかへたるか、不移時山を
 越、陣ニ付、市来方も御用ニ立ニ仍、翌日敵陣切崩し、
 洪谷之緩怠さんすへしと被定處、其夜敵陣引退、則城
 ニも御取合、御大慶^④不申、市来方御殿人のしるしニ後
 十三人子孫有、市来太郎房之事也、

一 田布施二階堂は伊作殿姉智にて候、別府は二階堂方の
 智にて候程ニ、伊作ニ無合力、左様之事を内々久義遣^{「伊作」}
 恨ニ思、元久ニ催促被仰、総州方并市来つ、き也、総
 州二男山城守殿ハ二階堂智にて候、奥州も以後の事を^{「元久公」}
 思召合、田布施ニ一陣召取卷、阿多・別府^{「マ」}雖合力す、
 年内より被^④取卷、明ル二月之始落居有、二階堂如市来落
 候早云々、^{「市来家親ノ智也」}勝久之御料人之御腹之御子、今相模守殿・
 遠江守殿忠國ノ御子二人御座^④、左有ニ依て、川野邊も
 弥物よハくなる事ハ、鹿兒をハ伊集院方より被持候、
 坊津・泊津両津ハ川野邊内たるニより、総州より覚悟^{「格護」}

にて候、御内人ニ被指置候處を、伊集院押寄警固人を
 討、如此之至一ハ無情次第也云々、鶴田方奥州^{「元久公」}ニ心を
 寄とて、清色・柏原・車内・高城寄合於度ニ勢を仕、
 既ニ難儀を請る、如番衆ニ勢を雖被遣、総州未存生之
 事なれば御越陣をとらる、於此時元久被馳越、一陣を
 取給へハ、指合之敵も陣取、総州方ノ惣陣ハ萩之平と
 云所也、奥州より之惣陣ハかん崎と云所也、両方大勢
 なれば日々ニ野臥出合、矢を射違事無隙、此時新納八
 郎三郎殿惣陣ニ御參被歸處ニ、野臥を懸候ニ仍て早太
 刀打ニ及んず、其時ニ成は談合する事もなく、両陣共
 ニ下合太刀打也、太刀始之所ニ而新納手ニ中野四郎九
 郎打死す、一家ニハ伊集院太輔殿打死有、総州方ニハ
 洪谷下村方前として數十人討る云々、

一 屋形よりハ如此近所破くさり六ヶ敷事を可然思召^④依
 御心中、市来方迄も伊作ニ合力候へと屋形より被仰、
 阿多飛彈方南方之衆合力ニ仍て田布施へ差寄一陣を取
 下ニハ貝から崎之通路ニ陣を取ハ、伊作よりも指合楯
 を取合、貝から崎之陣より下ニ而合戦有、伊作衆切負、

究竟ノ人々被討早、

一屋形ハ山門落居之間、中途伊集院ニ御座候而、四ヶ所

ノ高城方兄弟立別れ二ツ成、仍舎第三郎方ハ屋形へ申

入候へハ、伊集院・市来・高江・宮里・羽島方、御内

よりハ長門守高城之本城ニ被打居候、兄ノ大川方ハ東

郷・國府・執印などを頼、水引ニ被居、其時ハ祁答院・

入来院ハ屋形方を被申也、其比伊作遠江同親類内之者

共相語、惣領勝久をせき可出由を屋形ニ注進被申上、

前より御遺恨深事有ニ仍、左様之時ハ可有御合力由被

仰候へハ、伊作之事二ツ成、此談合同意せぬ衆内城ニ

隅州勝久之若子と立籠、雖為俄事、相残一家内之者内

城構持こたへ、更ニ外よりノ無了簡事ニ候、如此ノ篇

山門之陣ニ聞得候、伊作殿勝久陣中ニ而腹ヲ切り歸くん

路次ニ而打死せんと被打立、前之敵を差置、當座の嘸

勝久之御事御痛敷事無限、一家ニハ新納江州甥之事也、

北郷殿・栴山殿も出陣有、又三郎殿ハ新納殿重縁なれ

ハ、陣よりも伊作之事ハ可然様ニ御計可目出由屋形ノ

老名ニ被仰ける哉、急々城を開候ハ、子息安鶴丸範久ノ事ハ御談

合も可有由被仰、左様ニ候へハ、一家同心勝久へ教訓

候、先物詣可然候、一段ハ被歸候ハ、路次ニ而無篇ニ

可被成候、又於陣中自害候ハん事も貴久懇被仰言も無

ニ可成、市来方よりも、足弱之事ハ先請取可申候、可

然ハ物語候へかすと催促依有、陣中より物語候、城之

事ハ屋形様御請取、勝久ノ若如市来、親類内之者つき

年計立た極也、中ニも山田三河子孫五郎は隅州勝久ノ供奉仕、

終不下候也、

「應永記」

一同二年乙亥八月十日、總州高城ニ押寄而、横峯ニ御陣

ヲ被召、所務ヲ被拂畢、懸ル處ニ奥州ノ御使者新納殿・

和泉殿兩人有着陣、其意趣者、高城之事、日向・大隅

之軍勢為遠所上、云山云河、征路之往復大綱ニ候、山

田ニ打寄テ高牧ニ被召大陣、年明テ榎脇ノ前田ト市比

野ニ発向被成候者、彼ノ端城共不可消、其時吉田・蒲

生ヨリハ山一ツ隔候、尤入来之事ハ可輒候ト此儀ニ定

也、然處ニ大友殿書状到来又云々、左ル程ニ、自奥州

被仰之通市来殿ニ有御談合、忠家可然様ニ被申上ケレ

ハ、總州御悦喜無申計、元久如御計山田ニ有勢揃、高
 牧ニ被召陣有御越年、同丙子正月十一日、拂山被作
 路下、其夜ハ樋脇ノ城落畢、同十三日、前田ノ城攻落
 ス、同十九日、市比野城落了、御方三城ニ取乗ケリ、
 「イ永吉」
 吉永被本補、去程ニ三ヶ國一統シテ被率大勢之處、自
 大友方、去四月十九日洪河殿博多ニ下着、仍チ自京有
 御教書、其上書ニ云ク、洪河右兵衛佐滿頼為鎮西探題
 所差下也、急有在津可合力事可達上聞、有大友修理亮・
 大宰少貳・島津上總介入道・同又三郎・九州地頭御家
 人等中、依之、翌年ノ春、御名代山城殿・修理亮殿自
 阿久根(マ)自國ニ市来ノ中村・伊集院ノ野田・別府ノ村原
 被属雍州、吉田ノ花牟禮・平山ノ西郷・肝付ノ渡邊・
 飢肥ノ南郷属修理亮殿、如此償公儀給テ、同四年丁丑
 四月下旬ニ清色ノ城ニ押寄セ云々略ス、昔年道真ヲ碓
 山ニ奉卷籠、被仰ハ、南方ヲ雖頼、隔通路、更難通、
 疲終テ、後ニ切腹可見苦、度々被思召切有其色、乍去
 國分ヲ今一度可憑有御意、以種々ノ方便御心底ヲ國分
 ニ被通、國分方今ニ於テハ命ヲ捨ルヨリ外者無才覺ト
 テ、次男ヲ一味之陣ニ召合被差置ト有領掌風聞セシカ

バ、執印方ハ不及申、市来ニ有其疑、氏久差寄而有計
 策、伊集院・伊作同心之間、七ノ陣破却シ了、國分忠
 節於守護方千端萬緒難申、子息之事者兵具ヲ相副エテ
 被送トソ承リ、自碓山以本田與一次郎四郎殿ヲ無事故
 被歸候事目出度候之由被仰遣梟流、道真如此及難儀給
 事モ、依洪谷ノ謀叛也云々、
 一同五年戊寅正月十二日、總州有御越山申木野ニ御逗留、
 仍チ市来・吉田ヲ有御憑之由被仰、兩人ノ御返事ニ云
 ク、彼方ヲ御企雖難存候、手ヲ不及摺申、於于別府者
 亦無可申子細候、依御意憚申、合戦ヲモ不仕候由被申
 之處ニ、下野守忠頼市来ニ被申遣之通念頃也、亦吉田
 若狹守清正申木野ニ被参而、年始之禮儀被言上畢、依
 別府之事、早々御越山目出度候、上意之趣者大方承候
 間、此上者不及私ノ才覺ト申テ被立ケリ、
 一同八年辛巳、元久卒大勢、四月廿三日ニ[△]市来ニ[△]押
 寄、鎮守ノ山ニ陣取玉フ、總州即時ニ有御越山、筑前
 守忠家内々意趣ヲ直山新左衛門・有河彈正入道ヲ以酒
 匂方ニ被申、其謂者、敵方ハ惣陣カ尾ニ可被乘之由申
 候、左候者、當城近ク引寄可為安否之處ニ、無指駭キ

モ候、鶴田之御陣錯乱タルカト覺候、是非祁答院ニ有御越〔山〕^{⑥ナシ}、大村方ニ可被力副事肝要ニ候、左様ニ候者、太郎家親御供可致存候ト也、有總州御悦喜、筑州中村ノ左京亮・田口ノ左近將監召具シ而、於于總州御宿有談合、廳而鶴田ニ有御越、彼城ヲ被取卷、元久ハ以大勢後卷有、相隨人々者誰々ソ、高城・伊集院・谷山・鹿兒島・祢占・肝付・佐多・大始良・北郷・椋山・新納・梅北・財部・税所・廻・玉利・加治木・平山・餅田・平松・中津野・平瀬・吉田・蒲生・和田・高木・眞幸・馬越・平良・曾木・栗野何茂有奔走、其勢三千^{「イ餘」}五百騎、九月五日、熊越ヲ打上而大陣ヲ被取云々略ス、一同十八年辛卯、久世・伯父忠朝為先洪谷成一味郡内ニ乱入、被構碓山、去程ニ、山西・南方・大隅ヲ靡ケレハ、三千余騎山ヲ越、稻荷原・浮橋・樋縁河之堺ニ陣ヲ取ル、御方ノ巧ハ、宮里ノ通路中郷ノ要害ニ打入テ、北郷殿ヲ為大將、諏訪ノ松山ニ甲五百陣ヲ取而、瀬野原ニ野伏ヲ出サル、市来・伊集院勢常ニ甲五百計ニテ松瀬ノ口ニ澹、以平朶舟江州ノ樋端之陣ニ通事不可有子細、不然者、先年萩嶺ノ如御陣ノ時、京泊ヲ燒拂、

坊泊・別府・市来之大船廿艘来テ、朔日比之高鹽ニ楛前之邊高江之河縁^{バツ}ニ漕寄テ可上、船ハ舢舨^{トモヘ}ニ垣楯ヲ可擡、縱敵方ハ五拾騎卅騎雖懸矢射、七迫邊迄漕上リナハ不可有子細、小舟ハ五艘三艘モ組合テ白濱邊迄漕上漕下、樋縁之陣ニモ可通事、只可如陸地、亦跡勢五百騎程鹿兒島ニ着候由相聞得梟李、其勢着者、松瀬之浮勢稻荷原ニ打渡、寺山ノ^⑥際打通、陣ヲ取、野伏ヲ出ル程成ラハ、樞崎勢ハ不可消、必被定之處、鹿兒島ノ[△]左右到来ス云々、去程ニ、久豊・久世一ツニ成玉フノ由聞得ケレハ、頼久一人ニ成大綱、大村・入来・山北ヲ去テ伊集院ニ引退ル、去ル間、水引両城ヲ自高城有所望、久世領狀アリテ、從高城大勢ヲ被押向之間、彼城則時ニ為没落、勞敷哉、先忠ト云ヒ、守護町之外垣ニテ有物ヲ、御心浅久世此人々ヲ被失物哉、如今者當國ヲ可被治不定哉、加難破人多リケリ、去程ニ、自鹿兒島匠作ノ御使ニ伊地知縫殿助碓山ニ被越、久豊・久世合鉢ノ上ハトテ、^{「市来」}備後守家親碓山ニ被參、久世御悦喜不斜、被仰梟ルハ、依今一左右ニ可有越山候、其時者市来殿ヲ可憑存候ト被仰計李、洪谷ノ面々ニ被通テ令越山、

カ女心ノ悲サハ、船路ノ旅ニ阿漕^{アコウ}レテ、鹽路遙ニ詠レハ、浦半野^ハ山之深緑、潮曇ニ見得ヌルハ、松ノ下枝ニ浪懸ル、立居ニ付テ嬾^{モノノキハ}、詠咆^{アガクノクレハトリ}呉服、綾無ク袖ヲ露、鶴ト名付シ思子ノ、舊里ニ歸ル^{ツヨキガケ}、似人思出ル、母儀之心ヲ哀成、伴ニアリ合フ人々モ、忍泪ニ堪兼、心ノ奥ヲ見セニケリ、伊作・市来一味ニテ、海ヨリ外ニ路モ無シ、掛憑鹿兒島ノ、其方空見渡セハ、向ノ島ニ雲覆^{フクヒ}、其當計被知タリ、斯テ山北ノ事彌通路難義也、山道者野伏ヲ入、剩神領打破テ其身ヲ被行死罪、農具奪取神膳之祭料ヲ欲、為空怖所行哉、但是不事共、市来・串木野殿原手分ヲシテ、或廿人或卅人靈山之平尾ニ上、櫛木峠ニ登リ宛、山凌篠峯隈之城ニ付力申事及三ヶ年、斯テ一揆破テ市来一人之悦トソ成ニケル、

19「喜入氏家藏」

○ 尚々此方之事、莒蒲之比者加世田へ可存立覚悟ニ

社候へ、

先日伊地知より来候市来野之栗毛之事、此間以秘藏雖立置候、今度藝州凡物語之趣者、從其御望間敷被思通

候之間、只今引せ進之候、為父馬被差置候者、可為祝

着候、將亦、此程堺目細々敵相働候、雖然於串木野敵十人計討取て社候へ、事々期来信候之条、闇筆候、恐

々謹言、

「享祿二年カ」
五月二日

貴久御花押

攝津介殿

(本文書ハ「日記雜録前編」二二四八号・「同附録二」八六五号文書ト同一文書ナルベシ)

「空山日記」

○享祿二年六月一日云々、いさくより使僧越候、意趣ハ市来衆串木野へ被出候由にて候、

「喜入氏忠譽譜中」

○享祿二年己丑五月、初 興岳公時伐吉田位清、取吉田城、置之戍兵、澀谷重武^{即郎}院帥兵来攻城、却之、於是十

五日、公使寺僧来于我邑急徵兵卒與成吉田以備之、

忠譽乃遣長野某^{父子}及田代二郎右エ門等成吉田城、二十

二日、復遣左京進・江田新右エ門等代之、晦日、自市来遣兵侵串木野、六月朔日、梅岳君乃使寺僧齋書来報

忠譽、

20

昨日卅朝、市来衆至申木野現形候、五ヶ所御同前之間、御満足察存候、於爰其堺之御立柄者如何候哉、委細預示度候、此等之趣進入使僧候間、閣筆候、万期来喜之時候、恐々謹言、

六月一日 (忠良)
日新

撰津守殿

御宿所

(本文書ハ「日記雜録前編二二二四九号・「同附録二」八四六号文書ト同一文書ナルベシ)

〔榊山玄佐自記〕

一扨鹿兒島麓所々_ニに人々_ノ移、東福寺江村田越前守御番之刻、貴久様從伊集院上之山へ御光儀、東福寺江村田被申請、從其生別府江被成御渡海、加治木肝付越前守致參上、虎壽丸殿与奉申し時より御奉公之事種々被申上、加治木江も御渡可被成御発足由、御供新納山城守・伊集院大和守などへ被申、其分ニ相定候而、本田紀州も參上、以之外用心ニ而、供衆七八拾人ニ而即時ニ暇被

申、清水・加治木實久・豊州を押し立てられし間、當座之儀也、肝付越前守加治木江御光儀之為御禮伊集院江茂致參上、御奉公之由被申上、其比市来者此以前より川上上州薩州へ御奉公なれハ、市来の地頭之事申木野一所に申替、市来江者新納常陸介云人從實久御移なり、貴久様伊集院より(市来へ脱カ)以夜御働なり、各々碎手平良之城を被切取、本無(城脱カ)比類能城なれハ手強戰、此由聞付次第風与鹿兒島へ令渡海、無程安藝守市来平良へ馳參、吉田ハ御外城なれハ不及申、大隅よりハ蒲生殿自身、本田肝付越前守火(等カ)ハ覺までに被立人衆、本城へハ實久御舍弟其外各々被差籠、祁答院ハ實久御味方なれハ、帖佐山田衆ハ本城江、大隅ニ而者入乱更無分別、敵慈ニ而日夜矢軍合戰も有しニ、入来院石州妹者貴久様御簾中、其上最前より之御奉公ニ而參上有けるニ、至大日口入(寺脱カ)来院衆陣亡、合戰矢軍取次之処、平良衆續合、敵得利、猶其分ニ切懸り、其俣前之衆をハ追拂ふ、可退無暇、小野、左近与云人魁して安藝守ニ指合候処、彼左近を討留、安藝守少蒙痕、喜入三郎四郎殿安藝守を見續、無比類合戰也、又兩日後合戰有、實久御舍弟中務殿御

討死、ケ様ニ昼夜之無堺被相戰、市来湯田口へ着陣有
けれハ、本城入目之処、川上上州日新様へ被申上子細
有、我は實久江御奉公たるへく候、妻子は同名信濃守
分別之様躰ニ而、串木野を可致進上由被申定、其分無
相替事、上野守實久以御供串木野を退出なり、上州嫡
男虎徳丸信濃守召列貴久様へ懸御目、されは市来も被
去渡、安藝守ハ痕不調ながら御喜ひのため市来へ參す、
此度辛勞之由被仰下、助宗之御太刀、向之島松浦・二
俣を給、其後藤野にめしかへ給、喜入三郎四郎殿号式
部太輔、向之島赤水御給也、

〔箕輪覺書〕

一又爰ニ實久方市来地頭職多田紀伊介頼益ト云者アリ、
同弟與一左エ門尉トテ、久シク入道日新ノ在家領伊集
院大和守彼ヲ近付テ云ク、兄ノ紀伊介可參當家ノ旨可
申相計ラヒ、忠賞ハ望ニ可任、是忠良ノ仰也トソ被申
ケル、君命ニマカセ、密ニ忍^(先脱カ)ンテ稻荷ノ大宮司塚田ガ
許^キニ往テ、稻荷宮ノ修理ニ事ヨセ多田紀伊介ヲスカシ
寄セ、此事ヲソ告ニケル、紀伊介少モ不承引、其弟ヲ

散々ニ曠テ、汝今度ハ命ヲ助クルソ、再ヒ勿来コトト、
眼ヲ大キニ肝^{ミイダシ}皆シテ被出タリ、又ニ言ト云コト不能、
竊カニ其所ヲ忍出ツ、塚田カ下女是ヲホノカニ聞テ、
他所ヨリ常々通ヒ来ル男ニ語ル、其夫即出水ニ差越テ、
紀伊介有謀計ノ企、不討之相州方ヲ引入テ由々敷御大
事ナルヘシトソ申ケル、然ハ早速ニ可退治、乍去其色
ヲ見セテハ不叶ト云ツテ、折節相州ヨリ市来ノ城ヲ有
被攻之聞エ、准^{ナソラ}其事、催人数市来へ馳續ク、大将ニハ
島津越前守・新納常陸守、其外侍数十人、其勢三百計
リ馳集リ、多田紀伊介ヲ方便^{ウケカ}出シ、輒ク是ヲ討ニケリ、
塚田伊豆守聞之、稻荷ノ御正躰御鐘^{疑ク}鏡^カハ、ヲ取テ相州方
ニ落行ケリ、即市来地頭職ヲ常陸守ニ賜リ、多ク軍兵
相隨へ、日番當番用心嚴シカリキ、
一天文八年癸巳閏六月十七日、貴久朝臣御馬ヲ被出市来
ニ発向アル、舍弟又四郎忠將・樺山安藝守範久^(マヤ)・喜入
撰津守・入来院石見守・佐多人道半閑齋・穎娃小四郎・
種子島左近太夫・根占右近太夫・肝付山城入道省鈞・
加治木入道威安・伊地知佐渡守・蒲生若狹守、其外宗
徒ノ侍三十余人、其勢千余騎、市来ノ城へ押寄テ平城

ヲ攻落ス、其俣本城ノ大手ニ押寄セ、各陣ヲソ被取ケリ、同廿七日ニ敵大日寺口ニ打出ル、御方ニハ樺山安藝守・喜入撰津守・蒲生カ舍弟宮内少輔馳セ合セ、散々ニ合戦シ、無双ノ高名誠ニ譽レヲソ拳ケラレケル、同八月四日、野頸ニ陣ヲ着トテ、又四郎忠將ヲ大將トシテ、伊集院大和守・三原下總守ヲ武將トシテ、其勢六七百計ニテ、案内者ニ長井兵部左エ門相具シテ、本城ノ野頸ニ差進ミ、堅陣ヲソ取ラレケル、日々夜々ニ相戦フ、貴久方ニ御方ニ被參之輩日々ニ馳セ重レハ、城中ノ兵無為方之處ニ、同廿八日、串木野ノ住人福島五郎右エ門・篠原又右エ門ト云者走セ来テ申シケル様、串木野城主川上信濃守栄久可參御方之由申サル、如何ト思召ノ處ニ、篠原ガ其子ニ菊千代丸トテ十二三ノ^(幼カ)幻童ヲ人質ニソ出シ進ラスル、去ハ非違儀トテ、即新納伊勢守忠歳ヲ差遣、串木野庄ヲ令知行、去程ニ、新納常陸守忠躬勇氣疲レテ、同廿九日ニ城ヲ降ル、明レハ九月朔日、本城ヲ受取テ、大和守忠朗大平ノ時ヲソ作ラレケル、此常陸守ハ於度々相州致怨讎者也、幸ニ得此時、為誅戮トテ、諸卒皆干戈ヲ取テ落行ヲ討タン

トテ相待ツ處ニ、入道日新聞玉ヒ、無二心者ハ實久ノ不貞士乎トテ、却テ新納尾張守忠歳・本田下野守親貞ニ仰セテ新納常陸守以下百余人ヲ舟津迄被相送、世俗ノ言葉ニ恩ニテ怨ヲ以テ報スルト云ヘル、其言ニハ相違シタリ、是ハ怨ニ恩ヲソ報シ玉フ、

〔喜入忠俊臣池内佐渡傳記〕

一 佐渡者大弓勢強、根當勝久之由候、 忠俊公御近習ニ被召仕、諸所御一戰之節、野太刀為御持、御側近為被召仕由候、其比出水之嶋津實久公衆市来^江被差籠、伯圍公者同所平城江御在陣、其節栴山安藝守殿 伯圍公江大隅之内小濱之城より御味方トシテ參陣被成候御、右敵城ヨリ出合及合戦候を、 忠俊公者藝州公之姉御聲之故、御見繼トシテ御掛出、市来大日寺馬場本口ニテ御両家無比類大合戦之由候、 忠俊公敵五六人右野太刀ニテ一打ニナキ刈被成候由、其後出水衆落城為被申由候、右野太刀于今喜入御家ニ御格護被成候事、

〔忠俊臣伊集院與左衛門聞書〕
〔全〕

一其比 伯囿様虎壽様と奉申、乍御若輩 日新様御同心、南方次第（一）に被召静、数年勝久・實久と御弓箭候、市来江實久人数を出水より差籠候を、伯囿様同所平城江被召乘候得共、本城差こたへ、三年御在陣被遊候、其時迄ハ御味方ニ被參一所衆なとも無之、御手之衆計之由候処、始而義運參陣仕候、其後樺山安藝入道玄佐參陣候、是者御味方被申上候得共、大隅之内小瀆之城江居住候処、彼表茂皆御敵ニ成候間、道かよひ難成故、御内通計ニ而数年御味方被申上之由候、如右之平城へ御着陣之由被承參陣被申候を、敵城より見およひ、人数を出合戦ニ成候を、攝津守義運者玄佐之姉婿なる間見次候半と打出、市来大日寺馬場本口ニ而両家無比類大合戦、義運者名を得たる大力者にて、敵五六人一人打になき、ふせたと于今申傳候、其後出水衆落城申、被表召平、伯囿様者鹿兎島へ御入部と承候事、

〔喜入氏譜中忠房傳〕

○天文八年己亥、初 梅岳君及實久成、未幾和破、君乃及 大中公舉兵復伊集院、尋略隣近、兵威大振、老

臣伊集院大和守忠朗進取上山城云々、六月、先是、市来地頭川上上野介忠克世食邑於串木野、間歳自請致職、實久更遷新納常陸介忠苗為地頭於市来、猶拒 公師、至是十七日、公自帥師夜陷平城、直入營焉、既而忠房聞本城猶難拔、乃帥邑兵安樂大炊・池内佐渡忠房等發喜入城、二十三日、公既聞之、賜父忠譽書、嘉其忠也、忠房抵陣、二十七日、入来院石見守

〔21〕喜入氏家藏

○此度就出張之儀、同心御馳走之由、最御頼母敷覚候、

然處色々奇瑞共多候之條、今度動之事存留候、既中途

邊及被打出候哉、勞煩之儀不及申候、恐々謹言、

〔天文八年ニ當ルカ〕
六月廿三日

貴久（花押）

〔忠譽〕
攝津介殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三六二号・「同附録」一八六八号文書ト同一文書ナルヘシ〕

重朝率兵進攻大日寺口、城兵發出、重朝却危、忠房及樺山善久等各帥邑兵續自平城、戰于馬場本、善久乃接小野左近雖得其首、身被數創亦危急也、忠房馳而救之、

一截振刀立処二五六人見、斃三人、池内系圖、由是忠房臂力絶倫大

振名聲、好善射、尤挽勁弓、其所持、兵器今尚家藏、非人所及也、晦日、忠克使福島筑後

謝罪于 公曰、愚臣出水、實久將以逝世、伏願欲使弟川

上信濃守忠興携息虎徳丸後名忠頼、称源三郎、蚤死以申木野降臣于

公、請其允容、且使篠原氏之子為質于陣、公及梅

岳君許之、閏月朔日、原文無閏、按入來、譜、又推事始補之、君賜忠譽書、

八月四日、公弟忠將右馬頭帥兵進湯田口、廿八日、忠

興等遂候曉去申木野來謁于 公、二十九日、本城主將

忠苗亦委城而去、於是九月朔日、忠房及樺山善久等入

見 公於市來城、恭賀太平云々略ス、

〔種子島加賀守惠時傳〕

○天文八年己亥閏六月十七日、奉属 太守貴久公、於市

來平城抽軍忠、

〔入來院石見守重朝傳〕

○天文八己亥閏六月十七日、貴久公師市來、時重朝從

父重聰馳參 公之陣營、而後應父之命直在陣、同月廿

七日、被攻本城、重朝卒多勢進大日寺口抽軍忠、(時脱カ)此秋

采女・水池十郎戰功拔群也、依今度軍功、蒙川内方宜
掠取之嚴命、

〔肝付越前守兼演傳〕

○天文八己亥閏六月廿七日、与実久交兵於大日寺前、于

時兼演献兵士於 貴久公、

〔御文書ノ内〕

薩摩國市來院名主職・豊後國井田郷地頭職菊王、丸跡、為勲功

之賞、可被知行者、天氣如件、此悉之、以状、

建武元年二月廿一日

左衛門權佐在判

嶋津上總入道館

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一六八四号文書ト同一文書ナルベシ)

23

嶋津持久・高木孫三郎・市來太郎以下事、「家親カ」所被加治罰

也、早令合力嶋津陸奥守貴久、可被致忠節、就中對貴

久無弑之旨申之、尤神妙、向後弥可被抽戰功之由、所

被仰下也、仍執達如件、

(細川持之) 右京太夫(花押)

野邊刑部太輔殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二七四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔二階堂山城守行貞系傳〕

○應永四年十二月、伊作大隅守久義与別府某別府某者行貞、居于加

田有隙、丁此時行貞不与久義、久義雖年来含之、時未

到、勢亦不乘焉、粵同十二年、乞 太守元久公于援兵、

公容久義之言、同年冬、進到田布施、圍行貞之營牢礼

者甚急也、雖阿多某・別府某来救、而衆寡不偶、是年

二月、行貞勢竭力屈、請降遂獻城地於 元久公也、於

茲乎、去田布施之市来郷、而依頼市来氏、同十三年九

月廿六日、元久公加花押賜阿多觀音寺及十町之地、

據焉考之、是時辞市来郷、領地依而移居于阿多、以後

復縁旧領子孫可住田布施也、

〔中表紙〕

高岡

河上氏系圖文書

〔正本在高岡土河上次郎左衛門家〕

大藏氏

※

大藏氏者、漢高祖十五代後胤後漢孝靈皇帝之孫阿知

王其子阿多倍辞漢家而入和國、任内大臣嫁齊明天皇、

女帝産三王子、嫡男坂上、二男大藏、三男内藏、中

子賜大藏姓、此苗裔也云云、原田・秋月家皆末葉也、

※(行間)

〔市来次左エ門系圖、市来氏八文字民部太輔惟宗廣言云後、廣

言領市来院、二子、長曰忠康、畠山氏所生、少曰忠季、丹後

局所生、二子死於承久之乱、乃以国分友久子友成爲嗣、友成

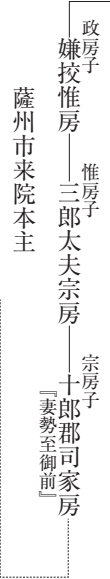
娶市来郡司兼杖大藏家房之女、生政家、而家房死、其妻道阿

尼即政家之外祖母也、因以市来郡司職傳政家、由是政家称市

来太郎左エ門尉、子孫遂爲市来氏〕

大藏之政房

寶龜年中初而薩摩國江下向シ、市来郡司卜成、
ナベガ城ニ居住ス、



『家房妻』
勢至御前

號尼道阿弥陀佛、

『成家妻』
養子平氏女
禪師御前
先立母儀死去、

家傳ニ曰、女二代相續ス、依之惟宗親王之流宗
大納言知國之苗裔國分左衛門惟宗之友成ト云人
ヲ入掣ニ申下シ、禪師ト嫁シ、子共出生セシト

24

ナリ、

惟宗氏

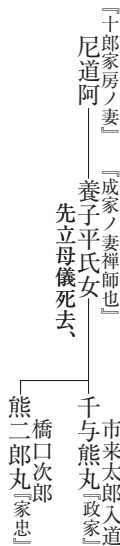
政家

千代熊丸 號市来太郎、

市来之元祖

薩摩國市来院本主

『父國分友成、母平氏禪師、寛元元年二年七月十九日、外祖
母道阿弥陀佛傳政家ニ市来院郡司職、請命于幕府、八月十
八日、遂命補之』



御花押

下薩摩國嶋津庄内市来院住人、可令早千与熊丸為
郡司職事、

右、任養祖母今年七月十九日讓狀、
為彼職、守先例、可被沙汰之狀、所仰如件、以下、
無千代熊子息者、禪師腹子息之外、 ∇ 不可有 Δ 他望由載之

寛元二年八月十八日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四二四号文書ト同一文書ナルベシ)

元祖
大藏氏

●家忠

熊次郎丸 號橋口次郎、

○寶治元年五月五日、外祖母傳家忠市來院内河上名主職、既而未得_(命也)、_(也)康安五年三月十一日、自上請云、

『真本家威』

○薩摩國御家人橋口次郎大藏家忠謹言上

欲早任祖母道阿弥陀佛讓狀、賜安堵御下文市來

院内河上名主職事、

副進 讓狀案文

件名主職者、自祖母道阿弥陀佛之手、寶治元年五

月五日被讓与于家忠畢、然者、早任彼讓狀、賜安

堵御下文、為備向後之龜鏡、恐々言上如件、

弘安五 三 十一日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八三八号文書ト同一文書ナルベシ)

薩摩國市來孫太郎家貞代慶尊申、市來院領家年貢

等事、訴狀_(副具)如此、子細見狀、為糺明可參對也、

仍執達如件、

正和三年八月五日

『鎮西探題北條上総介實政』
前上総介(花押)

橋口次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一一七六号文書ト同一文書ナルベシ)

27

『全』

○御下向道のほと何事候つらん、かくりきの罷上て

候も、あひまいらせ候はぬよし申候へハ、おほつ

かなく思やりまいらせてこそ候へ、さてハこのさ

たのあひたの事、とかくさしあひ候て、_(子令)二今令延

引候之条、存外事に候、いかさまにも候へ、_(慶尊力)出家

沙汰事きれ候て後、いさくた河上_(伊作田)のちとうの事ハ、_(地頭)申

さたすへきにて候也、いかやうなるひほうをし

候とも、ゆめくあしさまの返事すへからさるよ

し、さたの物ともに、よくくおほせふくめらる

へく候也、この出家のさたも、さのミハのひ候は

し、_(八月五日)いまはほとなくことされ候はんすらんと覚候

へハ、とくく申さたすへく候也、又御下之後ハ

ふしんなく候、ひんきの時ハ、連々に世間不定可

仰給候、毎事期後信候、恐々謹言、

『正和二年力』
七月廿五日

(市來政家)
導證(花押)

(ママ)

橋口殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二七五号文書ト同一文書ナルベシ)

兼對 河原 志茂 来向寺 角 中原 南

二代 ●家光

始號河上、平次郎 入道道鑑

〔不審〕

大藏氏申、薩摩國市来院河上名内田蘭事、訴狀副具

如此、為有其沙汰、早可令參對也、仍執達如件、

文保元年八月廿日

〔鎮西探題北條遠江守隨時〕

遠江守(花押)

河上平次郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二一号文書ト同一文書ナルベシ)

〔真本家戚〕

〔○〕原田太郎入道浄法与得重五郎助道相論殺害刃傷事、

去年十二月廿日御教書如此、任被仰下之旨、見聞

之次第、任実正、載起請之詞、可被注申候、仍執

達如件、

〔鎮西之奉行人也云々〕

渋谷下總權守重雄

前下総權守(花押)

文保三年正月廿三日

河上平次郎殿

〔家光〕

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二四九号文書ト同一文書ナルベシ)

〔女子〕

三代 ●家久

又次郎 入道道乘

〔全〕

〔○〕依関東御早馬事、市来院河上又次郎家久令馳參候、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨四年十月廿日

大藏家久

進上 御奉行所

〔鎮西探題北條武藏修理亮英時〕

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一四〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全〕

〔〇〕薩摩國橋口次郎入道々一女子大藏氏代道圓重言上

同國河上平次郎入道跡又次郎入道違背數ヶ度召
文、不及參陳上者、欲蒙御成敗、河上名内田園
等事、

副進

三通 御教書案 二通先進早、

右、又次郎入道召文違背至極之上者、任定法、
為蒙御成敗、重言上如件、

嘉曆四年七月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五二四号文書下同一文書ナルベシ)

32

依京都騒乱御事、薩摩國市来院河上又次郎入道導
乘馳參博多、罷入着到、于今令在津候、以此旨、
可有御披露候、恐惶謹言、

元徳參年十月十九日 沙弥導乘(花押)

進上 御奉行所

〔修理亮英時〕
承候了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五九六号文書下同一文書ナルベシ)

33

〔全〕官軍之為大將、延元二年ノ比下向于九州

〔三條侍從泰季卿之證判〕
被問食候(花押)

為退治尊氏・直義与黨凶徒、御發向薩摩國之間、
為致軍忠、市来院河上又次郎入道導乘最前馳參御
方、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延元二年三月十七日 沙弥導乘上

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九二一号文書下同一文書ナルベシ)

34

〔全〕

〔泰季卿〕
(花押)

〔建武元年二月ヨリ貞久公市来院名主職トアリ、尊氏ヨリ命スルカ〕
薩摩國市来院内河上名地頭職道鑑法事、依軍忠、上
裁落居之程、所被預置也、早守先例、可被致沙汰
之由、三條侍從殿仰所候也、仍執達如件、

延元二年六月四日 左近將監高家奉

河上又次郎入道殿

〔名越尾張守高家コトカ、於城州
久我繩手討死、子名越尾張左近
將監高那トアレハ、高家モ左近
將監ト云ヒシナラン〕

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九四一号文書下同一文書ナルベシ)

35

〔全〕

〔○〕参御方致軍忠者、本領事、可注進京都也、仍執達如件、

曆應二年十月廿九日

〔尊氏將軍之時鎮西之奉行也〕
沙弥〔花押〕
〔二色少輔太郎入道道猷〕

河上又次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇六五号文書ト同一文書ナルベシ〕

36

〔全〕

〔○〕菊池黨類以下凶徒事、致退治沙汰之最中也、忿馳

参御方、可被抽軍忠候、仍執達如件、

曆應二年十一月七日

〔太宰少貳頼尚〕
大宰少貳〔花押〕

河上又次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇六六号文書ト同一文書ナルベシ〕

※1 (頭注)

〔曆應三庚辰八月、退治一字治在伊集院、肝付兼重、退治伊集

院・市来之逆徒、十二日、囲東福寺城〕

※2 (行間)

〔曆應四年辛巳擾亂記作建武四年七月、又次郎及市来時家人道道尊助

伊集院助三郎忠国戌平城、二十七日、公攻之、時八月

十四日、又次郎等拒戰死之、疑道乘也〕

四代

●家忠

平次郎

37

〔全〕

〔○〕為奉息兩殿御意、所打立也、急速馳参、可致忠節之状如件、

貞和六年二月十八日

〔尊氏將軍之長庶子〕
〔西國之探題兵衛佐直冬朝臣〕

河上平次郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

38

〔全〕

〔○〕於國致忠節之上、馳参之条、尤神妙也、弥可抽戰功之状如件、

貞和七年六月五日

〔直冬朝臣〕
〔花押〕

河上平次郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三三三三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

五代

●家長

次郎左衛門尉 山城守

〔全〕

○市來院内河上村地頭職事

右、依申談子細候、所相計也、仍領掌不可有相違之状如件、

貞治六年六月廿七日

基久(花押)
〔六代之太守氏久公〕
氏久(花押)

河上次郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一七五号文書卜同一文書ナルベシ)

六代

●家富

次郎左衛門尉 山城守 法名道周

上世略ス、

橋口山城守
小名字河上

法名道周

橋口山城守 次男大夫
法名月江

橋口山城守 次男平左衛門尉
法名道隣

家林 次男源左衛門尉 僧一人 女子二人
小名字河上 法名道舜

年家 僧二人 女子二人
次男丹波守 法名道慶

包家 女子一人 薩州祁答院於長野口ニ打死、
法名永壽 生年三十四歲

千代熊丸

七代

●家里

次郎左衛門尉 山城守 法名月江

八代

●守家

山城守 次郎左衛門尉 法名道隣

〔全〕

○以河上又八郎方大寺彦左衛門、意趣具承早、於于所領等事者、不可有相違儀處也、仍状如件、

寛正二年十一月廿四日 〔十代之太守立久公〕
立久（花押）

河上山城守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一四〇〇一四四五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

〔〇〕 河上殿

〔大寺〕

ひこさへもん

太夫殿

〔川上〕

又八郎

四郎二郎殿

さいはいにたてまつるきしやうもの事

一 兩度御一ひつニあつかり候、るす中よて御返事不
申候、今度ひろういたし候、すくニ返事被申へく
候へ共、いしうゐんニよて被越候、ま
つもてわたくしより御返事申せと候間、一ひつお
進之候、

一 立久に二心なくたん合あるへきよし承候、千秋万

歳候、目出候、

〔寛正三年 公討筑前守久家於市来城 此言
談合、則豫説守家為計可以觀也〕

一 申たんする子細時分おもて可申候、

一 所りやう等之事承候、そのつほ付のことくニ子

細あるましきよし被申候、目出候、

一 かくのことく申たんし候上は、たけんなく、いか

にも御れうけんあるへく候、此方事ハ申ニおよは

す候、ふしんの時ハさうく申可承候、

此条々おいつわり申候ハ、日本國中の大小の

神きの御はつおかふむるへく候、

神名

五月九日

〔大寺彦左エ門尉〕

幸朝（花押）

〔川上又八郎〕

忠塞（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一四〇一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔真本家藏〕

○市来院之内十五町三段坪付有、末略ス、

寛正三年

〔平田右馬助〕

兼宗判

卯月十五日

〔石井丹波守〕

義忠判

〔此年十一月 公
建竜雲寺於市来〕

〔本田三郎五郎〕

宗親判

〔大寺彦左エ門尉〕

幸朝判

河上山城守殿 〔守家〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一四〇六号文書ノ抄ナルベシ〕

大隅之國ニあつち吉内左衛門尉家長かひそち山城「忠宅コト」曾祖父「家林コト」守之ゆるされ候、松山之地頭、是ハ和泉ヨリ日新「市采小四郎后備前守家助也」

様之かミ様之御供申候間、是ハ中村にて候、羽月「薩摩守重久女」

ニ「居られ候ハ」「兄」ハ貴嶋常陸殿ノあにの子、常陸殿ノあ

に、是ハ子善左衛門尉、此親父ハ南郷殿とさしち「市采善左衛門家親」治部少輔家教

かい被申候親にて候、少輔殿と申候、山の田少輔「家親」

殿子永吉うたれ候、山田殿ノ内松下殿ノ内善さへ

門尉殿・十郎右衛門尉・貴嶋常陸・下屋木之介、「家親子家次コトカ」

薩州之時小湊ヲ被持候、市采助次郎殿ひそち山城「家林」

之いもうとむこ和泉之市采、是ハ中村ニテ候、「妹」

太夫

四郎次郎

九代

●家政

次郎左衛門尉 山城守 法名長盛

〔全〕

○薩摩國市采院伊作田名一町七反坪付有、末略ス、

十二月廿七日

〔池袋越後守〕 宗政

〔村田越前守〕 經定

〔平田右馬助〕 清宗

〔天文三年八月十四日、大將ニテ南郷ヲ攻メ、不克シテ討死トアリ、此人カ〕

河上山城守殿

〔家林カ〕

平左衛門尉

女子

川上越前守妻

女子

町田伊賀守妻

〔梅久カ〕

古川邊地頭〔榮久カ〕〔道堯疾人カ〕〔上野介忠克入道〕

○川上信濃守 子又八郎 〆意釣斉

〔永正三年平山村觀音ノ銘ニ、当地頭河上掃部助榮久・同又八郎義久トアリ〕

高江持砌

河上越前守殿妻河上山城守殿ノあね

〔家林〕

同民部太夫殿子ヲト、日向殿ノ親

今之出羽殿之ヲチ伊賀殿ノ内方舟伴之母之イモウ

又伊賀殿ノ母上山城守殿ノあね舟伴ウバキ

〔忠榮カ〕〔忠榮カ〕〔家林〕

〔久倍〕〔年家〕

〔久倍〕〔年家〕

〔久倍〕〔年家〕

〔久倍〕〔年家〕

〔久倍〕〔年家〕

〔久倍〕〔年家〕

〔久倍〕〔年家〕

「忠塞子」「榮久力」
川上信濃守殿女子七人有、「最前女中出水名字ノ人也、後女中肥後名字ノ人也、

一番ノ智「小川遠江守公季力」 母儀出水名字ノ腹也、

二番「源左五門尉力」 野田殿 同腹

三番「撰津介篤久力」 喜入殿 同腹

四「家林」 川上山城守殿 同腹

五「伊賀守忠榮力」 石谷殿 母儀肥後名字也、

六「家親」 鎌田殿 同腹 鹿兒嶋衆ニ而御座候ツ、

七番智 市来善左衛門殿 同腹

町田出羽守殿存松老之親父ハ、河上山城守殿姉舟伴也、「兵部左五門尉久徳也、祖父ナラバ伊賀守忠榮也」「家林」「アネノ子」

入道殿之ウバキ也、町田伊賀守殿と申人之孫ガ出也、「忠榮」

羽守殿存松入道殿也、出羽守殿存松齋ノ親父ハ、イ久徳「久倍」

ロイニテ早ク死去被成候、

町田出羽守殿ノ姉上ガ河上舟伴入道殿ノ祖父又ハ、「叔父カ伯父」カナラン、祖父ハアヤマリ也「意釣ノ父カ」

川上信濃守殿一番ハ串木野ノ地頭、二番ニ川邊ノ

地頭、三番ニ市来ノ地頭也、信濃守殿ノ男子馬之

允殿也、子ニ僧一人有、帖佐宗善寺殿也、馬之允

殿ノ嫡子又左衛門殿也、又左衛門殿ノ世次又六殿

と申候、後ハ将監殿、「忠智」「左京亮忠興也」
川上又六殿ハ川上三河守殿肱枕之親父也、肱枕之
母儀ハ油賣五郎と申物之ま、子也、本之父ハくほ
名字之物也、

十代 ●家林

平次郎 次郎左衛門尉 山城守 法名道舜

大隅國重久名十七町四反冊口坪付有、未略ス、

永正十八年 忠臺「末弘伯耆守力」

三月吉日 景元「桑波田讀岐守」

※ 重周「伊地知縫殿助」

兼演「肝付越前守」

兼親「本田因幡守」

河上平次郎殿

※(行間)

大永六年

薩戸國市来院伊作田名一町七反坪付有、未略、

十二月廿七日

宗政

經定

清宗

河上山城守殿

〔真本在川上十郎左エ門家〕

又雪花之事得其意候、急度申付候て可合力申候、
○態用一書候、仍其方之儀、以澄真委敷被申遣候、

誠懇意無比類候条、喜悦之至候、殊當時地頭なと
もなく候處ニ、偏此方以一味之心中、無余儀奉公

之辻、何様永々不可有忘却候、中ニも河上十郎左
衛門尉〔經久〕・河上山城守〔家林方〕・否笠佐渡守・伊地知七郎三

郎・有屋田治部少輔・鹿嶋中務少輔入魂之由承及
候、一段頼母敷こそ候へ、於弥番用心堅固、當概

油断有間敷事、萬端頼入候、巨細之旨此僧申合候
間、可口達候、恐々謹言、

十一月廿五日

忠兼〔勝心〕
忠兼〔花押〕

曾於郡衆中

忠兼

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇七一・二二八六号文書ト同一文書ナルベシ〕

玄佐自記云、金吾様以御同道、忠兼様鹿兒嶋へ御
永六十一月七日ノコト也〕
歸陣也、此刻本田へ曾於郡を忠兼様被下、されハ

因幡守父子無二之御奉公ニ而有し処ニ、彼次郎左
衛門妨ニヤ、無程召返ス、依其恨休出仕云々、又

云、本田ハ曾於郡之御恨より新納殿を頼み、忠兼
様へハ不致出仕云々、又云、新納殿本田へ内心を

通候刻、大永六年〔七九〕月廿八日、宮内御社頭天火ニ
ヤ、不残焼失云々、〔霜九〕

女子 市来〔助次郎〕氏之室

市来因幡守家朝室ト申傳候、
〔政家玄孫ノ子也、此女子ハ家忠九世孫ナレハ年代合
ハス〕

僧一人

源左衛門 坂元氏為養子、

厚地 大隅國厚地吉内左衛門家長方曾祖父者家林
ヨリ厚地名字ヲ免サレタリト旧記ニ有、

十一代
● 年家

平次郎 次郎左衛門尉 入道舟伴
法名高山道慶居士

○永正元誕生、母川上〔榮久カ〕信濃守女

○大永之頃、清水之本田某成御敵之砌、年家領重久名、本田某襲取之、〔因轄守兼親〕

〔全〕

○薩弔市来院内伊作田名一町七反卅坪付有、

天文八年霜月吉日 忠元〔光イ〕「正本ハ忠光也」

親信〔伊集院大和守〕 忠朗

河上次郎左衛門尉殿

〔正本家藏〕

坪付

薩摩國市来院伊作田名

平田之門

都合一町七反坪付アリ、略ス、

十二月廿七日

宗政 經定 清宗

河上山城守殿

上井日記、天正十四年九月十七日、此夜瀬戸山大藏丞所ニ留候、山田越前守殿より使預候、海江田方ニ而候、趣ハ、五日以前美々津之者罷下候、其説者、四國兵船豊後へ押渡候、市来川上せうはん〔①候〕家村隼人佑兩人之子之出家とて、彼者へ傳書〔②〕、為披見被為持候、其趣、京衆下向必定之由申候、御家景中へ〔③〕からくり付候人多々〔④〕有由申散候、御油断候てハ、笑止之由共候也、委承由返事申候也、

丹波守

忠家

千代三郎 次郎右衛門
母年家同腹、〔妻川上又次郎忠武女、川上後五右エ門家也〕

○菱刈御弓箭之時、馬越之取合ニ戦死、〔永禄十年丁卯十一月二十四日〕

女子

佐土原丹後妻

久重

元柄 久品

次郎右衛門 孫四郎 岩助 仲右衛門
為兵衛 入道無心 右衛門兵衛

女子

伊地知氏室 「伊地知美作守重常室力」

十二代
●包家

次郎左衛門尉

○天文五年誕生、

○永祿十二年之頃渋谷一揆之時、〔十二年巳巳五月二十五日〕 祁答院於長野口

戰死、三十四歳、息孫次郎江懸命之地被仰付有

目錄、

○法名芳岩永壽居士

女子

貴島駿河守室

女子

阿多源太久次室

甚音法印 真言宗 市来住、

龍清和尚 禪宗

石見國住、後上野國太平寺成住、

女子

「六弥左門常盛孫也」
有川兵部少輔貞治室

女子

早世、

十三代
●忠宅

始家長 千代熊丸 孫次郎 次郎左衛門殿
入道休雲 〔尉力〕

○永祿七年甲子五月廿一日誕生、母貴島氏女、

○始家長、此時改大藏姓為源家川上、故號忠宅、

「〔天保五年〕」
○豐州御引陣之時、夜軍被深手、於其場本田掃部

兵衛・吉富次郎五三人同手負、忠宅者、本田淡

路守親存馳來馬抱乘共歸國、○於薩州市来、久

永又左衛門・中馬大藏〔重方〕・吉富次郎五・今二人名姓

知・忠宅共六人、與地頭本田氏不和之事出来、

相惡事既及公場、本田氏者伊集院右衛門太夫忠

棟為聲、逆心之忠棟重公場、故理訴權威被押、

自為牽浪身十三年、是偏幸侃入道依奸逆所為也、

雖然比志島紀州終以實達貴聞、依之蒙赦免、始

薩州住市来、慶長年中日州高岡外城被召立砌、

被召移、加增高三十二石八斗被宛行、内山之城

本丸ニ居住、與頭役ヲ勤、○正保三年丙戌正月

十八日死、八十三、法名學翁正參菴主、

49 「正本家蔵」

加増 名寄帳

伊集院衆川上次郎左衛門尉殿

入野村竹脇門

外数行略ス、

合三十式石八斗(ノ)

慶長六年

十二月十四日

御支配所[㊦]

切紙名寄

日州久津良村 浮免 坪付略ス、

合一石四斗四合

右衆中やしき成返地也、
(被脱力)

高岡御支配所[㊦]

慶長十一年正月十九日

川上二郎左衛門尉殿

川上二郎左衛門尉殿主従[㊦]兵糧可有御渡候也、

六月一日

圖書頭(印「忠長」)

吉利李右衛門尉殿參

十四代 ●忠辰

大熊丸 治兵衛 勘解由
從 光久公賜於名三河守、

○天正十三年乙酉四月廿一日酉時誕生、母和田筑

前守義綱女 法名藝室義才大姉

○寛永三年行幸、忠辰上京仕候、○慶長年中大坂

乱出来、太守家久公細島津迄有御出馬、依落

城御歸陣、此時忠辰帶長劍御馬廻供奉ス、十八

歳、○寛永十七年十二月二十八日之夜、於江戸

光久公春之雪云御題被下、

花かともあやまたれつ、春の雪の 忠辰

散かさなれるきゝの木傳ひ

殿様漢被遊也、○又九月九日、光久公菊之花

ヲ御詠覽有テ和歌ノ興御催、忠辰御前被召一首

被仕卜有仰テ、

雲の上もかくやありなんとハかりに

51

50

菊を詠の大和言の葉

又清見カ関ニテ梅ヲ見テ、

立よりて色香にそ知梅が枝の

忠辰

花や清見か今日の関守

○寛永十八年、於江府奏者番ヲ勤、○慶安二年、

光久公御入、○明暦元年、光久公御入、○日

州代官役被仰付候、初相役猿渡喜之助直信、後

相役中村主水佐二而候、與頭役茂勤、○寛文元

年十二月十七日死、七十七、法名華顔紹全居士

女子

本田九郎右衛門尉親豊室

○元和九年正月二十一日死、法名花岩妙榮大姉

女子

大田清右衛門室

○明暦三年十月六日死、法名恕菴妙忠大姉

十五代
●久堅

熊千代丸 平次郎 笹右衛門尉

○元和六年庚申正月二十一日亥刻誕生、母吉良甲

斐守女 法名久庵妙昌大姉 ○若壯之時 太守光久

公之扈從、関外四ヶ所之事從 光久公御直雖被

仰付置、他人不知之、○從 光久公賜於名笹右

衛門、○噺役并與頭役ヲ勤、○元禄二年十一月

十九日死、年七十、法名一翁了心居士

女子

鹿兒島士平田豊前守宗直室 宗直死去之後、依無實子高岡來死

○母同久堅、

○貞享四年丁卯十月二十一日死、法名梅窓春香大

姉

久全

萬吉 角之介

○寛永六年己巳十月二十日誕生、

○母同久堅、○從 光久公賜於名角之介、

○元禄二年己巳八月二十六日死、年六十一、法

名桂巖繪昌居士

家豊

始久張 萬吉
次郎兵衛

○承應元年壬辰十月廿

六日生、母高木郷左

家晃

始久宜 角平

○延寶七年己未十月廿六

日生、母山口善左衛門

衛門秀隆女

家貞

始久長 三左衛門

○寛文元年辛丑二月十日生、母同上、

重昌女

家明

始久陳 家年
半次郎 賀左衛門

○元禄元年辰十二月十七日生、

女子

横山平右衛門妻

女子

五郎八 早世、

家(マ)次郎五

○母相良勘右衛門女

女子

鹿兒島愛甲次左衛門尉廉乘室

○正保三年丙戌二月七日誕生、母巢山左近兵衛門

仁女

○天和元年四月二十八日死、年三十六、法名桂峯

貞雪大姉

十六代
●家寛

始久朝 熊千代丸 彦之丞 十左衛門
次郎左衛門

52

○慶安三年庚寅十一月六日戌尅誕生、母同上、

○曾祖父忠宅雖改姓於源家、不忍廢元祖大藏姓、

故元禄八年亥十一月、返進源姓川上上野守久尚、

而再連續大藏姓者也、

○噯役并與頭役ヲ勤、○享保十一年丙午正月二十

四日死、年七十七、法名大雲良椿菴主

家通 始久福 仲之丞 權左衛門

○萬治二年亥十月十四日卯刻誕生、

右、此文書一軸、元禄十年丙午六月十三日、

文書為改市來源右衛門殿鹿兒嶋より差越、於

長福寺高岡諸家之系圖文書見合有之、御用之

品ハ鹿兒嶋のことく被遣候、當家之文書も一

卷差出候得ハ、御用ニ付鹿兒嶋のことく被遣、

御用相濟返シ被下筈ニ而候、然共御分國中大

分之儀ニ候得ハ、急ニ返シ可被下儀無心元存

候故、本書を寫候而召置候也、若本書於公儀

紛失も有之候ハ、此寫正本ニ成筈ニ而候、

為其寫置者也、

河上伸之丞

日置郡

市来

○元禄十二年二月六日死、年四十一、法名直心是道居士

十七代
●政補

始久浮 共家 次郎八 笹右衛門

○天和二年壬戌九月四日丑尅誕生、母春田喜左衛門女 法名雪窓妙好大姉

熊次郎

早世、

(本系圖中ノ………及ヒ●ハ朱書ナリ)

一古城記ニ云、宝亀之頃、大藏卿中納言政房當國ニ下向、

市来為郡司、其④子惟房市来院郡司、其子三郎太夫宗房、

其子十郎郡司家房男子無之、女子④有之一人④有之△、養女

にして実平氏の女也、嫁惟宗左衛門尉友成、生市来太

郎左衛門尉政家、仍政家嗣父友成之家、且受外祖母之

讓、加領市来院郡司職、從是惟宗・大藏之二姓を兼也、

其孫時家也、夫より子孫傳領之、三代太郎左衛門尉時

家④背 太守貞久公、仍曆應三八月、彼地ニ御出馬有之、

時家△乞降下城ス、其後九代之孫美作守忠家ニ至没落

と云々、○自家系圖ニ、傳稱、八文字民部太輔廣言晚

年自④從 忠久公下向于薩州、領市来院在城焉、但八代筑

前守久家依背 太守忠國公、被加御治爵御手ニ入、寛

正三年壬午 立久公退治共異本ニ見得たり、此時の事

歟、

一鍋ヶ城上古より市来氏居城 一市来城建武四年九月十七日合戦之事御記ニ有

○宝亀之頃、市来郡司大藏政房守之、④自

○道鑑公御代、伊作田兵部丞守之、

一 伊作田城在伊作田村、就宅間城没落之事、凶徒等馳集此城ニト云々、文和元年八月凶徒等楯籠、文和三年四月十日師久公注進状ニ有り、

一 平之城 天文八年閏六月十七日、貴久公當地ニ御發

向、即此城御手ニ入、即御陳城ニ被成、本城を被攻候

云々、建武四年七月廿七日、城責有、城主市来太郎左

衛門入道道尊、寄手之大将島津資久・島津資忠也、

一本城 天文八年六月廿七日、(開脫力) 太守貴久公被攻之、入

来院家之加勢彈正少弼重聰・子大日寺口ニ進而戰、城兵切

而出、味方敗軍ニ及、椀山安藝善久・喜入攝津守忠俊

等打死を争戦故、終ニ御勝利也、同八月廿九日、守将

島津越前守・新納常陸守乞降、九月二日下城ス、(㊦) 貴久公此城ニ

入給ひ勝吐氣有、

一 遠見番所在弁財天嶽、

一 御假屋在湊村、

一本城攻之時、搦手大将右馬頭忠朝也、(㊦) 應永八年(天文力) 同八月四日、伊

集院大和守忠朗唱凱聲、

一 鎮守山 應永八年辛巳四月廿三日、元久公大軍當郷

ニ押寄、構陳營此所、

一 建武四年十一月廿日一見状案、島津大隅愛壽丸言上曰、

薩摩國之凶徒楯籠市来院城郭之間、今年九月廿九日合戦、愛壽丸東條孫七尚元已下致軍忠ト云々、(若党脱力)

一 温泉 此湯、患諸瘡者浴速得驗、知鄙男女群集而浴焉、

〔中表紙〕

此古雜記市来・伊集院の両郷は、嘉永辛亥の年余横目役たるの時、六ヶ月の在勤中輯録する所の一冊なり、地誌備考日置郡の追録に補入するものなり、明治廿四年伊季通誌、

伊集院郷古雜記

時吉二十五町

万得^{◎名}本主同前

末永二十五町

万得院司八郎清景

續飯田八町

万得名主権太郎兼直

土橋十三町

万得^{◎名}主^{◎主}紀四郎時綱

河俣十町

万得名主僧忠覚

谷口十四町

没官御領地頭右衛門兵衛尉

十万六町

万得名主紀平二元信

飯牟禮三町

万得

松本十八町

万得

〔山田聖榮自記〕

一有時礼部手より詞をかく、島津方之手ニ取分承及候山田弥九郎殿と申人ニ見参仕度候、礼部方之手ニ多田と申者ニ而候と名乗云々、此弥九郎と申ハ、昔源平ノ合戦ノ時北國ニ而長井實盛と討死候武蔵三郎左衛門有國か末也、忠久御在國の時人其子孫也、伊集院日置ノ内山田と申所を御恩ニ給ニ依て名字ノ地と成よし承傳處なり、御年比也云々、

〔薩摩国圖田帳〕

伊集院百八十町内島津御庄寄郡

院司僧字不分明、^{◎ナシ}地頭右衛門兵衛尉

上神殿十八町

万得

下神殿十六町

万得

桑羽田五町

万得

野田六町 島津御庄論

万得

大田^{◎+}五町 同御庄論

万得本主在戸道友

寺脇八町 同御庄^{◎論}寄郡

万得^{◎名}本主在戸道友

一 姫城原口ニ一族衆寄来、御方僅かふと四十二不足、氏〔脱カ〕
〔探カ〕
〔親カ〕頼〔心〕へ前之深手負、此合戦ニハ本田重親父子、御一家ニ〔忠親〕
〔心〕ハ碓山金吾・伊集院長門守、我もくと思御内ノ人々
 小田・北村・上井・篠原・小島一類、彼是以上甲四十
 計也云々、

一 洪谷典厩ハ伊集院隅州之聲ニ而未約束計にて、使者を
 以見參申、出陣有度由被申、國一揆たるニ任せ、坂よ
 り上庄内へ越之由音信候、隅州返事ニは、是も氏久〔我カ〕へ
 御供申庄内罷立候、同ハ互ニ頸ニ而見參と被申、恥入
 たる返事哉とて典厩出陣有、典厩の頸実見の時此うハ
 さあり、敵なからもいたハしき事也と今時人口に有り、
 其後約束ノ姫を尼ニなし、伊集院ニ圓通庵と申比丘尼
 寺是也、

一 伊集院長門守殿御母方伯父之御事ニて候、仍御頼彼地
〔熙久長門守ト云カ、頼久ノ室ハ久豊公ノ御妹也〕
 へ被指置、二三年も有けるや、彼御在所之事を上表〔依〕被
 申、所領ハ雖有、伊東・土持ニ對、山東くるむる程の
 器用之仁ハ〔俄〕難有、爰元久之御舍弟ニ南殿こそ御座候へ

〔者〕と内々沙汰申す人も有、老名様も可然と被存候へ共、
 楚忽ニ不被申出、有時うハさの候けるに、老名被申出、
 其時元久も可然思召て、匠作〔久豊〕ニ法名義天と被仰出、御
 返事ニ、尤大事之在所ニハ望申ても移可申候へ共、長
 門守殿上表之事ニ候、其脇ニ甲斐々敷事候ハんハ、於
 身も口惜次第斟酌候、重而御承候ハ一段神妙之至ニ候、
 雖然伊東ニ對候へハ關所仕第二可進候、先彼表請取候
 は可有御悅喜由被仰候、其時御領掌候云々、

一 元久御上洛之旨、於度々從將軍家御教書被成下候間、
 先屋形作之ために伊集院霜臺應永十四年御先ニ上洛有、
 既御所ニ被懸御目、赤松方之取被成事なれば急々ニ道
 行、同十七年、元久御上洛候、堺津ニ御着候へハ、京
 都ニ其左右聞得、伊集院殿境へ下、赤松方よりも可然
 使者被下云々、

一 御留守之間四ヶ所緩急之儀ニ依及、清色銚之尾と云所
 ニ陣被取處、恕翁之御心地既御大事ニ御成候て、御引
 退候早、左様之紛ニ、伊集院殿被持候清色之城、洪谷

同心候間、不及覚悟候て開候訖、

一 恕翁御隠候へハ、伊集院初犬殿列申、彼方之内老若鹿
兒島ニ差越覚悟有、其時四ヶ所陣衆も不残^如鹿兒島引歸
候、

一 山東穆佐へ此左右聞得候へハ、匠作夜白を以鹿兒島へ
御着候、此方御内ニハ本田父子、山東よりハ伊地知^{「季豊、重真」}
類、御一家ニハ北郷・枕山、寄々思々ニ見得候ける、
御寺ニ其支度出来候へ者、恕翁之御位牌を久豊差寄、
長老様ニも無御礼御持候程ニ、半ハ不興之至ニこそ見
えけれ、去ニ仍伊集院方よりも事を破ニ不及、外目ニ
も何とやらん見えて、隙も過候へ者、其所より皆々歸
候、夫より思々之儀ニ成て、國悉破り云々、

一 御舎兄元久法名恕翁御隠候へハ、伊集院初犬殿ニ御約
束有りとて、彼親類内之者老若鹿兒島へ打入在番す、
元久御上洛之御留守ニ四ヶ所野心を存、緩怠ニ及候間、
清色銚之尾と申所ニ一陣を被召候、其内ニ御心地急ニ
御一大事成、應永十八年八月六日、被成他界候訖、修

理亮殿ハ山東穆佐ニ居住、此左右聞得候へハ云々、
廳而薩州ハ元より四ヶ所破ける紛ニ^{「守久・忠朝・久照等也」}総州方山籠し、御
方之判官殿・山城守殿・北殿・野頸殿、親類宗との人
々薩摩郡ニ取入、判官殿ハ山門郡、隈之城ニハ山城守
殿居住候て、碓山・荒川・羽島、薩摩郡之内ハ不残総
州方之手ニ属す、爰久世ハ南方ニ馳越、河野邊之城ハ
伊集院殿被持候ニ、談合有て則入部候而、次ニ穎娃・
知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作・伊集院・市
来、四ヶ所山北方取つ、き早、

一 爰伊集院より持候給黎之事、ぬかりたる在所也、指宿
御方と云、又ハ伊集院遠路、知覧山越之寄々と云、難
差置とて、吉田・蒲生其外御方中を相催し、給黎ノ城
ニ一陣を取る、伊集院彈正忠よりハ究竟之人数籠、す
きもなく取卷事なれば難儀成處、伊集院・南方談合有
て、知覧山を越後卷す、陣を取と云共城ニ取合事なく、
幸ニ伊集院霜臺爰ニ差越候へハ、案否ノ可有合戦とて、
未敵陣構不足處合戦可然とて、御方二手ニ分、屋形惣
陣より霜臺之陣ニ懸り給ふ、伊作南方之陣ニハ本田ノ

手向合戦有、本田切勝、伊作ニ上原なと前として打取る、御方も本田五郎次郎・大隅なと討る、惣陣衆ハ切負、一家ニ指宿ノ城柱細田打死す、國ニハ税所助三郎、吉田ノ手ニ中納言ノ兄弟、其外討れ訖、霜臺面ニ合戦ハ勝と云共山越す、其上寄合勢なれば、以後ハ可為難儀事難延と思案有けるや、夜を以城衆を捨引退候へハ、城も弱りて道ノ口申さる、當座ノ合戦ニ負ぬれハ、腹を切せ無念を可散と御遺恨深候へ共、未國も不調候、先以城を開せられ、指宿御取つ、き可然候、以後可被遂御本意由、一家老名任被申、則城を受取候訖、久豊御代始ハ敵を卷落、給黎より始る、然者和泉殿本領とて下永吉廿町依被給、庶子ノ給黎方を指置る、上永吉二十町ハ大寺方・長野左京亮方、其外城衆中ニ被宛行候由承傳所也、御屋形弥御果報之程も見得候、折節内ニ河野邊久世ニ御談合有糸ハ、伊集院方國之望有、上総介殿と奥州前ニ如約東南方薩州郡山門御計候へ、元久如御計申談候而、伊集院霜臺ニ矢一射度由被仰候、尤と依有領掌、御屋形御手ニ属旁相催し、満江川田向より伊集院平等寺ニ陣取處、前ニ相圖違て、南方伊作・

川野邊より日置南郷寄ニ勢ヲ不遣、既陣を取迄もなし、伊集院城よりハ一方向ニ平等寺ノ陣ニ懸、既ニ千頭ノ勢たり、陣も支候ハ、直難儀延ましとて談合有て、則陣を御退候處、吉田・肝付ハ多年好なれば、跡勢しつ拂ニ成、敵大勢なれば、陣より矢を射違少も隔る事もなく、未太刀ハなし、急ニ成ハ吉田方馬を取なをして詞を懸、肝付方も同前ニあいしらひ引拔て候處、餘⑨ニ責懸ニ依て、吉田手返シ合太刀打す、銘屋大藏と伊集院之手ニ吉利方手負、南方相退ニ成、夫よりハ伊集院之勢も疲、夜になれば不送候處、御方なれば油断する、郡山ノ地下ノ者心違して切所を取切、疲たる雜人馬引共、俄ノ事なれば持たる具足共捨早、夫より川田・比志島寄ニノ境目梶取、番衆入所も有云々、

一元久御誕生所大祇寢院大始良村内城

一氏神岩殿八幡 御袋伊集院大隅守息女ニ而候也、

一屋形延ニと堺目ニ差向無油断、御辛勞候とて御慰ニ鹿兒島より吉田・蒲生ニ両人之衆被申請候、左様之透を

伺けるや、北原か内者城戸を持せ候者伊集院勢を東福寺ノ城ニ引入、依テ北原舍弟弥二郎・同太郎三郎御重書・小十文字ノ御太刀ノ御番ニ居て兩人共打死す云々、伊集院霜臺支たる小野・波良羅表ニ勢を可被仕由屋形有御下知、此時向之島・下大隅より船共渡海、鹿見島ノ前岩下濱ニ漕着る、勢更透もなし、谷山ノ城衆野臥か直如小野馳續、折節前ノ東福寺入衆を拔替、伊集院霜臺ハ波良羅ノ如椿退候處、地下野臥ひたと付、伊敷四郎か坂より矢射違、小野、在家へ入人も有、其時ニなれハ誰か下知共なく乱合、太刀打ニ成、中ニも伊集院殿親類日置肥前守・舍弟孫太郎・町田土佐守、大田三郎四郎ハ奈良ニ寄合、打物捨組ハ、奈良方下ニ成て(れ脱力)討んとする處、兄ノ四郎左衛門差寄、大田三郎四郎方を討、弟ノ八郎次郎方ハ刀計ニ而大勢ノ中ニ飛入ハ、中を開て通す、をくれ馳ニ益山入道馳來る所を走寄、馬より引落處を、御方ノ中なれハ、そこにテ八郎次郎ハ討る、彼方ノ手ノ人殿原中間ニ至る迄數十人討取、不及書記、其時霜臺ノ陣ヲ二重三重ニ取巻候間、自害より又了簡もなし、其外急々ニ及處、吉田・蒲生方見

る所も、數十人討死させ残所城籠、さはかり勢も被打散、霜臺手廻ニハ手負其外出家など計也、彼兩人屋形ニ被申上ハ、弓箭之習有事候、不儀之所ハ難申、我々迄も緩怠之至ニ候へ共、命計を御免蒙度と被申上、屋形御返事ニ、兩人被申事子細有間敷候へ共、於此条々ハ多年之本望此節可遂候間、住城仕取れ、親類ノ内之者ニ矢上ハと被仰切候、其内ニ兩人より霜臺へ自害暫と被通けるや、取巻勢も自害を待居候、又兩人佗言依被申上、御返事ニ、縦伊集院ニ一陣を取せ雖合戦スト、彼方親類内之者ニ至迄是程ハ被打事難有、運尽たる所忽みへ候と有、兩家又被申候ハ、今度我々隨分致奉公候處、當座ノ迷惑ニ成候欵、自今以後伊集院方へ申談儀努々不可有と被申上、御返事ニ、如此上ハ承知候や、今度之恥辱兩人より濯預候上ハ、向後頼候て可遂本意、彼城所領去せ度候へ共、此刻ニおゐてハ各兩人ニ任せ候と依御領掌、城ニ籠候人を吉田・蒲生ノ手より請取被送候、爰ニ野田道意とて久敷執けんの老名役者有、今ハ老躰と成居候、既此企之刻道為申けるハ、縦鹿見島之城を雖被取候、以後ハ御一大事可有、願ハ此事思

召留候へと申候、子共親類を始御首途ニ不思儀老耄とて口々ニ折檻有たり、然處、如此躰を道為見候而、存生之間此事申さず候ける由承傳候、如此分別有者無之歟、伊集院殿子孫大事を被請候、古躰之可然事ハ今世ニも用候、悪事ハ今も殊嫌疑、いかにも思慮を可心得か、其後伊集院方隔候計ニ而、無指事候間、何事もかやうに候て上下ニ至迄辛勞のミあるへしと云儀出来、先伊作・川野邊寄と談合候て、使者ヲ以見參候云々、

一 川野邊事も隱密なれハ更人不知、谷山・かこしま・下大隅之衆計ニ而酒匂紀伊介持候〔應永廿四年ノゴト也〕河邊松尾の城引入、左候へハ、内城野頸堅持こたへ候依、長門守上之木場より不移時馳越、城ノ構近所之左右を被通候へハ、別府・山田・阿多・田布施・伊作之勢も馳寄、殊伊集院方奔走有れハ不及申、松尾之城入番衆敵之痛少もなし云々、去程ニ陣中談合有て勢を二手ニ分、なき野原へ桃山川渡して、陣取衆ハ一家ニハ和泉殿・佐多伯耆守殿・山田方、御内ニハ伊集院方、〔伊地知カ〕其外御内之人々、國方ニハ吉田・蒲生・栗野・菱刈・牛屎、此衆ニ而陣を取、敵

方伊集院之手ハ野頸陣より馳下て、内城之岸を後ニ當陣を取云々、可然旁武者ハ跡立て垣ノ内ニ切入候處を、伊集院彈正ノ陣城戸開、静ニ出合、太刀打ニなれハ、天命とハ云ながら無手切負、宗との御方被討早云々、弥夫太郎殿親之敵又ハ於私も本意此上可有かとして、是偏奥州ニ向て之意趣たりと被仰、又吉田方より彈正へ申遣様、先年於鹿兒島腹可被召處、蒲生入道と談合〔候〕〔頼久〕仕御命を助候事御忘候哉、弓箭之習とハ乍申、我々か舍弟親類討被申候未練之至候かと注進有、〔伊十院〕彈正も、尤有事候、但是より申所承引候ハ、談合可申候、左も候ハ、急々可承由吉田被申候へハ、鹿兒島之城本望ニ而候、可給候、谷山・給黎渡給候ハ、一家國ニ霍執を存候而も無之と被申遣、此由鹿兒島へ注進有、屋形より、是又可然候、今度心地煩ニ依て無出陣候、一家國方打死候、存忠か所更無面目次第ニ候、急々相計道行候する事肝要ノ由被仰出候、其左右伊集院殿へ注進候處、聽而先谷山城・給黎可被請取候、其間何方も城内之出入有間敷とて、外野臥をふせ被取卷、平田重宗城之内に被居候、伊作ニも平田民部・同伊勢方候へ

ハ、堀越ニ物語なんとして、狂言ニなぞらへ餅をつふてニ打て、飢たる下ノものハ是を取、重宗見苦敷とて制有り、伊集院よりも菟角と候へ、于今ハ其儀有間敷子細とて、親類よりハ目籠ナと遣酒を添、ゆかりノ所より酒茶之子迄も取入、是重宗一人之志ニ依人を助る、伊集院南方ノ手を以谷山・給黎城請取候、同平田重宗城之内衆列候て先陣ニ移候早、谷山・給黎兩所を被請取候へハ、鹿兒島之事ハ此陣衆歸候而渡可申候、餘々此間苦勞ニ候と吉田被申、陣を開引退、鹿兒島へ參上有て皆々懸御目、祝言不及申候、又ハ愁も候か、其時一家御内僉儀有事ハ、既和泉殿兄弟、國方御内ノ衆、上代ニも近代ニも宗との人々打死候事ハ是始也、當座ノ謀たりと云共、屋形御住所を渡事、以後迄の人口謗難遁、幸伊集院〔彈正〕・南方ノ勢も谷山之陣ニあれハ、一合戦仕打死する迄ニ候、是又御屋形ニ不及御談合と詮議相定、吉田方ニ衆中より被申候、此儀尤候、御一家ニ御内、國傍輩、私兄弟親類、取分蒲生方打死候へハ、一入奔走可仕候与被申、事延候而ハ如何とて、屋形へ則披露候、尤面々御志去事ニ候へハ、重而ハ可惡、

存忠か所ハ無面目候へ共、寄々ニ此旨を吉田方へも被申通、主を討せ兄弟親などを打せたる人々ハ我々もと馳參、一味同前之儀なれハ、今度ハ存忠〔久豊〕か役とて殊外御機嫌ニ而、僉儀定候へハ、御諏方ニて御神水、御簾手を神前ニ而被解候處、本田安了入道進出被申ハ、屋形ノ御出馬ハ於九州小〔三〕・大友・菊地なんとなに對ても如何候哉、伊集院方ハ一家と云御事候へハ、家ヲ御執事候へハ輕々敷可成と被申、尤ニ候へ共、於于今ハ人ニ可寄か、存忠か本意此上難有とて御打立、御簾ノ手解、先例之祝儀ニ云々略ス、屋形ノ御意ニハ、田間邊ニ一勢もおろさんハ何さま運もよけれハ、紫原邊ノめに陣を可被取了簡可有、左候ハ、鹿兒島之通路も可然、御簾ノ手為解事ニ候へハ、幾度も霜臺〔伊集院彈正〕ノ為被居所之合戦こそ本意ニ候へとて、紫原精山〔榎〕と申所へ篠立候て陣を構御持候、敵城落居ノ間ハ番衆ノことく勢を指置、城を取卷、惣陣野頸其外より矢ノ付所ハ陣也、其間ニ小陣無透取續、上下意恨なれハ何も一身ニ心得候間、岸ニ付堀上んとするニ依て城内もよハリ、後卷ノ勢も谷山ノそこ内ニ不入、城内より伊集院〔頼久〕殿注進候

けるや、儀ニも可成由を吉田被申、川野邊ニ而ハ當座ニ依て菟角儀なし、我等迄も無情御計共ニ候程ニ、直ニ可被仰方へ可然由被申候、仍老名も如此様（三）大方被聞候て、屋形様へ披露候、於毎度儀ニ成ても、先ハ能

候へ共、以後ハ其霍執と成ひる事なし、於是非城衆へ腹を可切せ深御意（三）（なと）、此条々吉田方いろひて申間敷由ハ被申候へ共、此旨内ニ被通けるや、何共夫よりノ御意（三）可任由伊集院方被申出、此返事ノ趣披露候、左

様候ハ、住城可被去哉と有御意、老名此方今度之了簡「本ノマ、義理不聞得ニノマイタルヘシ一本」エノマイタルヘシ、ヌカリタル在所不可然候、唯寄（三）之

所領ヲさらせ申儀ニ成候ハ、以後迄も可目出通一味同前ニ御申候程ニ、菟も角も皆々計と御意有、仍て伊集院ノ内石谷三十町をさり被申、餘々少分之由雖有沙汰、先城ヲ請取籠者を被出、諸軍勢ノ中を伊集院・南郷（三）・伊作・川野邊南方隨分口を聞雜言共吐て、人之前ヲ通り面を被守、下々ノ者共ハ悪口ヲ吐、廿日ノ内ニ上下恥ヲ雪事、於前後思慮を可意得事也、（三）其後△伊集院吉利方なんと儀ハ、ケ様ニ霍執とて左のミ猥成候へハ、則合戦ニ及、両方共ニ可然旁打被討事不可然、

哀和睦有て遊覽も候へかし、田民迄も心可安と被申出、尤可然儀なれハ、誰是を可嫌とて、其後何事も和合ニ成、

一 御内奈良兄弟指宿ノ城衆ニ被差置候へハ、傍輩共をせき出し、一向ニ城を持、則指宿殿ニ成、緩急不及申候、打續世上依無御隙被差置候、可然時分とて指宿ニ御寄御陣召候、夫ニ仍伊作ノ敵陣も引退候迄、南方よりも指宿へ討手なんとハ被入と云共、何程之事欵可有、伊

集院彈正も自身出陣被仕、指宿ノ城ノ構様涯分絡器用之程見え候へ共、後巻なんと頼事ハなけれハ不叶候て儀ニ成、彼奈良ハ山東に被取向候ハ、御用ニ可入なんと、御心中ニ候へけるや、道行候へハ兄ハ御意悪て如頼娃落去、奈良ハ懸御目御膝下鹿兒島ニ被置候、其時指宿ノ於陣酒匂主計打死す、彼人一類ノ中ニハ名人也、一 山東ニこそ廳而可有御發向處、先南方一向退治有、伊東ニ取向候ハ、年月を經、彼方退散候する、其旨ヲ思召、薩州ニ心を無置事て又三郎殿を差置被申、存忠（三）ハ山東ニ可有御座由を御思案有通、内々御物語候、依

有左、御故実を以別府方ハ若輩ノ事候程ニ彼方老名數者共田中周防・宮原兵庫など折之御約束有、此時薩州ノ弓矢柱伊集院彈正一篇^{〔應永廿四年谷山ニテ降參以後也〕}屋形ノ御用ニ立候上ハ、南方ニ可頼方もなし、廳而穎娃^{〔應永廿七年也〕}御陣を被召、防戦といへとも終落居有、此時も彈正出陣有て、南方ノ様子共御談合有、如此成行ニ、別府之事佐多伯州ノ女子を御養子有て屋形聳ニ召在、鹿兒島ニ定候、此上ハ川野邊・知覽大事なし、長門方ハ伊集院殿依為親類、内之老名ニ侘言候間、其旨屋形ニ披露候、御詔ニハ、長門事ハ多年南方ノ弓矢柱と成、度之對存忠緩怠を成、如此成行こそ存忠か幸此事候、彼方ノ於遺恨は可散と被仰出時之儀ニハ、上意尤去る御事候へ共、彈正御用ニ被立候ニよりて南方思召ことクニ成行候かと存候、ケ様ニ御侘言ニ任、長門守方・阿多ノ事も道行、川野邊計ニ成、犬太郎殿よりも城ノ事ハ屋形法第とて、薩摩ノ郡山門のことく御越候、左様ニ成行候へハ、川野邊を請取屋形御入部有て、廳而知覽上之木場之城ニ入御候て、山田ノ鯨島方之城明させ、上方御出候、上木場ニハ佐多方山田被差置、長門事ハ馬飼所少給、長里と云所へ

落下、鯨島ハ鹿兒島へ被召移、阿多飛彈方ハ其ま、御内者ニ被成、上之木場ハ佐多殿去謂有て廿町御給候、知覽方ハ山田小野十八町大寺方へ計、夫より坊津・泊津ニ御下、更草木もなひき候へハ、大慶此時ニ候、ケ様ニ薩摩一向ニ御靜謐候云々、

^{〔伊久二男〕忠朝}
一総州山城守殿隈ノ城ニ居住候、縦御座候共差事有間敷^{〔應永廿六年秋也〕}

候へ共、雜説も候時ハ六ヶ敷候とて、退申候ハんとて

寄之軍勢を以取巻候、其時迄も譜代ノ人ニ依被殘居、

城戸口ニ而太刀打候へ共、無人数なれハ無指事、良有

て山城守殿被仰候ハ、腹を可切、城を進候而他國往還

ノ事ハ家之可為難、又一身ニ成餘所ニ居候而も雜説も

可有候、可然ハ御近所之傍へ屋敷一所預り、年と申一

日も心安有度と依被仰、其旨を伊集院^{〔久豊公〕}ニ屋形御座所ニ

又三郎殿より御注進候、平田重宗御傍へ被居一之ノ披

露、家を御嗜碎て被仰事道ニ當、御痛敷通被申ニ仍、

山城守殿へ馬飼所とて鹿兒島和泉崎ニ佐多殿近所へ御

入、遁世候而法名道聖と申、子息彦三郎殿同居住、夫

よりして屋形も就折節御志候し也、伊集院彈正も、當

家之一道を山城守殿細ニ御存知之事候程、嗜ノ方ハ常
 々被參候、聖榮若時ハ鹿兒島江參上仕、御奉公ノ隙ニ
 ハ和泉崎ニ參り、山城守殿へ御意を請、御恩を蒙り、
 如此雜談ニ付候而も御物語之所を申候也、

一 伊集院頼久彈正を御近付、薩摩郡南方ニ及迄輒御落居候、

其比ハ吉利方伊集院之老名分ニ被居候、屋形ノ御物語

ニ、如此申承候ハ、末々迄も頼敷候へてハ自然和諷凶

害なんと候てハ如跡及合戰、自滅ノ所共するひ此時候、

餘々不似合子細候へ共、犬千代殿姉末主も無御入候ハ

、如何有哉と被仰出、尤御意候、先御前ニ其謂申御返

事可申とて、臆而ひそかに御物語被申、可然思召於末

々も犬千代為ニ候へハ、彈正菟も角も可為計、吉利法

第二而候と被申、此通屋形ニ直披露有、人ニ依てこそ

用意支度も可有とて、御祝ハ鹿兒島ニ而有り、其腹ノ

御子出羽守殿ノ御事也、仍石谷三十町御前二御參せ候、

夫より何事も伊十院ニ御談合有、隨而雜説なども無之、

一 伊作孝久カク之代ニ成候而、本ノ伊作ニ置被申候、其時ノ

若子は又貴久御約束難有之由、諸人褒美此事ニ候、貴

久改忠國、法名大岳、屋形ノ御心中ノことく世上成行

候事も伊作殿へ御談候、其謂候哉、然者元久御隱候時

依錯乱、在々所々取分清色・薩摩郡隈ノ城ニハ舍弟大

田方被差置、高江・宮里及彈正計たり、川野邊ハ久世

ノ計ニ成、総州一家年比宗との人と蜂起ニ依て、伊集

院計こそ漸知行候、其内たにも石谷をは去被申候なん

と、連々老名吉利方も其旨被申けるや、川野邊事道應

ニ被給候、伊集院をハ犬千代殿ニ讓候て、一郡之程道

應初彈正川野邊江居住候早、

「應永記」

一同廿年癸丑十二月上旬之比、匠作菱刈ニ一勢被遣而、

御身ハ吉田ニ中途成間トテ御座有處ニ、伊集院ヨリ鹿

兒島ノ本城ヲ忍落シテ被踏之由告来、匠作打案シ玉ヒ、

弓箭ノ儀理雖不珍、今者當家之重城也、三ヶ國之蓋也、

伊集院ノ郎等ハ定テ屋形ニ取入、福昌寺ヲ燒拂、惠燈

院ヲ打破、本尊モ抵落、散々式ニテソ有ン、左ハ可無

行方、只鹿兒島ニ一人馳越テ、故殿之屋形ニ而可腹切

事本望也、面々御事者能々可有思安被仰出之處ニ、蒲

生美濃守承、是者口惜キ仰哉、愚身ハ蒲生ヲ捨、一人持候三郎太郎ヲ御供申サセ候物ヲト被申臬レハ、吉田若狹守某茂如此馬ニ打乗々々鹿兒島ヘト而ゾ被越計ル、其勢廿三騎心武クゾ見得ニケル、城ハ敵之大勢ニテ取乘、御方ハ尪弱五十騎ノ内也、宮腋ト云所ニテ旗之手ヲ解、壇成所ニ打上テ見給得者、放家之鞠ヲ繳裏篠脇ニ指而參合、如何ニ汝者何ヨリゾト問ヘハ、鹿兒島ヨリト申ス、左テ何事カ有ルソト被尋者、東福寺ノ古城ヲハ北原三郎太郎殿取構ラル、地下ノ侍町ノ者五六十人程ニテ被路候、谷山・下大隅ニ早船ヲ被遣候ト申、伊集院殿ハ甲百計ニテ原良ニ被引退候由依為申上、此放家者御屋形之不便ニ被仰下臬ルハ其故也、斯リケル處ニ河田・比志島參合、匠作御覽シ玉ヒ而、面々ノ事社痛シケレ、只伊集院之手ニ付キテ後可落居被仰、刻河田馬ヨリ飛下リテ、差刀ヲ拔テ燒芝ヲ二三度刺テ、今度身上ヲ可奉任貴殿ト云テ馬ニ打乗ル、其時比志島・河田同意申上計ル、屋形御感ニ見得玉フ、然者則御勢ニ為被付也云々略ス、去程ニ、伊集院方ニハ馳續人モ更ニナシ、東福寺之城ニハ彌成大勢間、霜臺之計トシ

テ、城ノ入衆宗徒之人ヲ撰拔テ被呼取ケリ、残之者共ハ中々心清ク思出之討死ニ成ヘシ、亦雖被寄召傍輩ヲ捨可行カナンド云族有リ、去程ニ、河田ノ勢ハ四郎ガ城ノ勢ヲ見付テ鑑鑿懸計レバ、谷山之勢ハ地ヲ動テ指合タリ、此人々霜臺之陣ニ成合兼、一人モ不殘被計畢、霜臺モ一足ニ討死セント、陣中ハ彌渡見得ニケル、然共、吉田了心以媒介霜臺モ城ノ入衆モ無事故被歸陣云々、

一同廿一年甲午、匠作喜入ニ押寄取陣玉フ、霜臺伊作・河邊成一致有後卷、松平・荒平ト云所ニ打臨而、心武モ八月朔日ニ一陣追破城ニ雖成合共、重御方事稀也、匠作方ニハ從求麻大勢馳臬利、自鹿兒島駒返ト云處迄支タリ、左レハ此城難持トテ、同六日ノ夜、城之衆ヲ引連テ被引避、同廿二年乙未、河邊・鹿兒島ノ合躰仕給ヒ、匠作河邊ニ有御越、久世ヲ被成御奔走候也、匠作躰テ歸院仕給テ、為其禮久世ハ鹿兒島ニ有御越也、月迫之事成レバ、可有御歸處ニ、久世ヲ年内者可有御逗留、河邊之城請取可申也ト云云、其時久世之御心底於勞難申盡、侍中太郎・本田伊賀守被仰聞者、河邊ノ

城ノ開クレバトテ、不可有命生事、左有人ノ孫、去ル人ノ子也、左テハ一ツ足ニ可思定、河邊之事者犬太郎アレハ、伊集院・伊作ヨリ不被見離者其迄也ト被仰而、匠作ニ御返事ヲ切畢、同廿三年丙申正月十三日、被召御腹候畢、平等寺之陣引ノ時ニ、匠作息ヲ空ニ突玉フ、泪酌給シヲ語傳、怖シク思シハ是也梟利ト、舌ヲ卷人多カリケリ、

一同廿四年丁酉、河邊松尾之城ニ鹿兒島ノ勢ヲ引入タリ、雖然内城者堀ヲ隔タリ、其上霜臺其勢三百計ニ而馳越、松尾之城ヲ取卷、亦阿久寢・伊作之勢重ル間、彌成大綱、自鹿兒島・谷山大勢山ヲ越シ、薙野原ニ陣取見之、陣ト松尾之間ニ堀ヲ掘リ水ヲ湛、大木ヲ切懸タレハ、松尾之通路難通、城之入衆ハ既ニ餓死セントスル間、思切テ薙野之勢ニ懸梟リ、霜臺・阿久寢方爰ヲ先途ト戦計李、御親類ヲ始、國ノ人々百餘人討死ス、都合三百餘人失ニ梟リ、残之人々ニハ可助無方角モ、匠作被聞召、犬太郎殿者幼少成間、霜臺之計ヲ以テ何之城ヲモ開ヒテ面々ヲ可助、霜臺谷山・喜入兩城ヲ被開者無子細有ケレハ、少茂不事延兩城ヲ被開、其時諸軍勢松

尾之入衆共ニ被打歸梟リ、此人々於于鹿兒島各有談合者、抑今度不思儀成ル於在所ニ而國之傍輩數十人討死ス、我等^茂非可遁處ニ、避兩城被助申条、喜ヒノ上ノ耻也云々、

「實久公御記」

一天文五年丙申三月七日、忠良入道殿御父子三人相計而伊集院之城ヲ切落ス、此由ヲ眞幸へ致注進間、是入國之基成とて、御悦ハ無限、同九月廿三夜、伊集院大和守ヲ為武將大田原之椿ヲ^①忍取[△]、霜月廿八日、土橋勘解由左衛門尉長崎之椿ニ懸火可參御方由、桑波田^{孫カ}六左衛門尉・鮫島兩人ヲシテ申、九月廿九日、從神殿椿有屋田・関・否笠軍衆ヲ引入御幕下ニ可參由ヲ申、故ニ忠良入道彼地ニ發向ス、從^②無^本シ月者、雨者降、關事前後ヲ不弁、爰ニ一ツ瑞相有、入道殿之左右方ニ、始者如螢火之見エケルカ、後ニハ有明ノ蠟燭程ニ成而、二ツ三ツ先立ケルトカヤ、稻荷明神之感應成とて各奉合掌、同雪月七日、石谷伊賀守御方^③被參、明者天文六年丁酉正月七日、竹之山之椿ヲ被攻、從入來院合力ス、

他之勢ヲ借事は始也、肥後助西其外名字之者、^⑩三人討

取、同二月、敵福山之椿捨テ去ル、同月、犬迫之椿セ

メトル、去程、實久衆鹿兒島・谷山ニ不忍シテ、同七

日、如川邊之越山ス云々、

此等之儀者人間敷之事△

一實久被成御納得御談合之時之事、

至宮内可然之事、

一實久入來・東郷間之事、

▽^⑩何れも和平之事△

一相州為使者、境目之校量祁答院方可申合之事、

「洪谷伊勢守」
重武以帰宅・洪谷衆談合之事、

一相州御使之儀老別府・加治木・蒲生江可申通之事、

「樺山玄佐ノ一所也」
此分さしよせ可然之事、

「天岩」
一菱刈之事、

「伊地知重興」
一下大隅・上井・敷祢之事、

「義祐」
一伊東殿之事、

一相良殿之事、

一吉田へ校量早々可然之事、

「新納忠勝・肝付兼演・本田董親カ」
一相州へ自三家為使節、祁答院より使僧之事、

「重武也」
于時天文五年三月十一日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

53「新納嫡家蔵」

御屋形様就御進退儀

一實久江被仰渡、難洪之時者、可有如何ニ候之欵之事、

此時者豊州江重々可申候事、

一彼所存之様之可被仰出事、先者連判衆被捨間敷候由候

事、^⑪十六人」

此時者實久江以前之述連判衆可有分別之事、

「勝久公也」
一御屋形様御曹子御前依御入部之事、

「天文四年生レ玉ヲ修理太夫忠良ヲ云カ、御前トハ根占重堯ノ女也」
〔就カ〕

此時者勝久曾以世ニ綺を申間敷之事、

一相州就伊集院之儀之事、

先以御家之可為御再興之事、

「三月七日、忠良公父子三人夜掛ニ伊集院ヲ召取テ、事ヲ勝久ニ真幸ニ告ク、公モ入国ノ基ト御悦也」

▽^⑫一所領等之事、

〔樺山玄佐自記〕

一されは、昨日ニ變る飛鳥川にや、伊集院を可被取返「實久欵」

久御談合ニ而、貴久・實久成御弓箭与、先竹之山之楯

へ肥後怨世入道を移し、其外楯之事、續との促最中ニ、

竹之山を日新様被切取せ、肥後入道を被討取、從其楯「天文六年正月七日ノコト也」

共皆と井敷之城迄召取、實久鹿兒島御勘忍難成、谷山

三之城、山田倉良に平田備中守、本城之柵寢播磨守、

神前ハ駿河守殿、爰を余に御覚悟ニ而、さすかに鹿兒

島ハ御手ニ及ハす見得しを、東福寺に本田入番衆、向

之島を拜領す、無幾程東福寺を捨、島計を領す、扱福

昌寺を打破云々、

〔文明六年行脚僧雜錄御内之方々ノ内〕

一伊集院仁鳥取「孫左エ門尉政秀欵」、岩本「四郎一族欵」、

牧「彦三郎胤吉入道道跡と云モアリ」、「彦三郎胤吉入道道跡と云モアリ」、山下「入道族欵」、石谷「左京亮頼本」、市来

仁大寺美作守「高幸」、曾木、

〔本田兼親譜中〕

○文明十七年乙未十二月朔日、武久公使鳥取播磨介齋

往命之曰、固凶徒境可事 太守、兼親乃對曰、屬帖佐

非臣志也、以小敵大、無路保命、不得止而應之耳、今也幸忠廉降于 公、且遷飫肥、而承 恩命、何喜如之、就鳥取謝罪、五日、公賜書赦之、且師于飫肥命也、

〔本田氏文書〕

○一日遣使者候之處、懇之返事喜悅候、殊鳥取播磨介ニ

物語分①候、細々申候、得其心候、聊無等閑之儀候、其境

之事弥無為簡要候、就中伊東於飫肥出張候、庄内寄那

邊、先以各々進發之由申付候、自此方も人衆可差遣候、

定而於彼境可取組候、縱此方大破成行候共、伊東越山

之上者、為當家非可閑候、別而奔走憑入候、恐々謹言、

十二月五日

本田殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六四三・二六四四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔喜入氏忠譽傳〕

○大永六年丙戌十月、先是、島津實久納其姉為 公夫人、

欲因此躬為其世子、而不幾「未カ」 公去之、於是、七月、實

久乃畔、公畏實久將寇于藩、使本田親尚「次郎左衛門尉」賜 梅

岳君南郷命執兵權以備之、十月、君取南郷、十一月、公如伊集院、使島津昌久下野復賜君日置益托之、十二日、公使村田武秀越前守等乞君立其子虎壽君為世子、於是、十八日、君以虎壽君入麿府城、公乃加冠、名曰貴久、稱又三郎、十二月、帖佐城主邊川筑前守忠直築本城・新城以黨實久、為前月三日事、四日、君乃帥兵赴次于吉田、七日、攻陷二城、以島津昌久為地頭、自求故也、

〔喜入氏譜拔書〕

天文五年丙申三月、梅岳君及大中公舉兵、七日、進復伊集院城、使邊報知般若寺、公聞大懌曰、宗室興復由是將近、寡人幸孰如焉、十一日、新納忠勝往謁公於般若寺、公語忠勝亦如之、九月廿三日、梅岳君遣伊集院大和守忠朗夜襲大田原堡取之、廿九日、有屋田某疑當治部少輔等以神殿堡降、大中公、十一月廿八日、土橋勘解由左エ門亦自燔長崎堡降、十二月七日、石谷伊賀守忠榮亦以石谷城降、同六年丁酉正月七日、前此、實久欲復伊集院、移肥後

如世於竹山堡以備之、是日、大中公發兵攻竹山克之、○此月、山北黨委福山堡在伊集院去、公進兵取犬迫堡云々、

〔入来院彈正少弼重聰傳〕

○天文六丁酉正月七日、貴久公陷竹山砦、攻殺肥後入道助西、時重聰奉加勢、其中萩采女者、討強敵長瀬平左エ門拔戰功云々、

〔文明記書拔〕

一 既ニ國方修理守をかたらひ得而鹿兒島へ押寄などゆふ〔亮カ〕

雜說境目より告来ると而、正月十日に先ツ〔十七カ〕御前様を

伊集院ニ移し〔被〕申、刺忠昌様も城籠被遊候得は、僧俗

男女残る処なく候処ニ、同十二日、國方之面々又帖佐に被打越而計策有りといへとも、旧冬の返事同前也云々、

々、

〔十七カ〕

一 去程に同五日、修理亮都之城を打立平山ニ帰る、同十

一日ニ吉田ニ打越、尾張守父子・正八幡宮留守同心ニ

而、都合式千騎ニ而川田の城に押寄而攻候、其城主川

田飛彈守を始とし而くつけやふの人数を鹿兒島より被
籠置間、未城の落居なき処に、村田肥前守市来・伊集
院の勢を催して八百餘騎ニ而郡山の上の原に被打上た
る由告来間、川田の城を差置而、匠作吉田尾州・同
治部太輔・正八幡宮の留守方を同心し而、僅ニ二百に
ハ不足勢ニ而馳合、切勝而、町田六郎左衛門・厚地・
阿地坂左衛門次郎・寺田平七・木下彦太郎五人打取る
間、吉田治部少輔を始として手負百人ニ餘れり、

一去閏三月八日、伊東又打出飢肥ニ陣を取る、数月を送
る、去れハ兵糧尽たる左右連日有けれ共、五月雨の時
分なるニ依り而後卷の了簡ニ不及、其謂れは、彼境の
通路ニ白木保と云山路有り、一日の内にニ三十瀬渡る
ニ依り而、少も水かさ増れハ往来難儀なり、其上大隅
薩摩兩年の合戦に地下等の者皆つかれたる時分なれハ、
兎角と延引する程に、漸く五月雨の晴上りて、五月廿
七日ニ先勢を薩州・匠作都之城ニ被打越而諸軍勢被相
催云々、既に六月十二日、忠昌様も鹿兒島を可有
御打立御支度有りける処ニ云々、翌十三日、末吉ニ
御着有れば、薩摩守・匠作・北郷讚岐守徒都之城被參

而被受御意、同十九日、為先勢北郷讚岐守ニ御幡を被
預而、〔次郎太郎久形イ〕 加治木イ〔満久〕 満久
預而、〔忠徳〕 忠徳
柁山・同太郎次郎・嶋津左衛門佐・同出羽守・
佐多宮内少輔・伊集院三郎右衛門・肝付三郎丸・祿寢

〔牛山城柱トミヘタリ〕
大崎土伊集院五兵衛祖也

又五郎・種子島方・村田肥前守、其外御内之方々都合

式千餘ニ而白木保を打越、逆谷の内中山重ノ權現の尾

ニ陣を取ル云々、扱又味方の評定は、兼而よりの談

合に、長吉の麓の河原の面を先手の詰口に相定而、去

間爰を匠作受取而可被破之由雖有、薩州國久の手ニ而

可被破申之由類に被仰候之間、匠作忠廉不及力、惣陣

之手當を被受取なり、上の手をは薩摩守を為大将、子

息三郎太郎・同中務太輔・同三郎九郎・佐多宮内少輔

河上十郎左衛門尉・伊集院左馬助・石谷出羽守・山田

太郎左衛門尉・末弘・蒲生刑部太輔・桑波田右馬助・

鳥取播磨助・野田・大寺九郎を先として、其勢都合千

七百餘騎の兵は川原面ニ差向られ云々、惣陣の手を

は匠作を為大将、右馬助・出羽守・右衛門佐・舎弟兵

部少輔・伊集院三郎右衛門尉・山田河内守・宮里美作

守云々、去程に、四ヶ所皆同に差寄而攻るといへと

も、敵猛勢なるに依而陣構も手堅して破れへき様もなき由、上の手より伊地知周防助を以而惣陣の手當衆江云送らる、角而御取合難叶与見及に依而、匠作より伊集院三郎右衛門尉を使二而、先野頸江一勢を御上せ候ハてはと有りける程ニ、薩摩守則領掌ニ而、伊集院左馬助江一勢を被差添、長吉の陣に追付野伏をあてかけらる、其間ニ川原面を詰破り而数百人切入処を、式部太輔・新納駿河守・野村勘解由左衛門馳合而戦ふ程に、薩摩の手切負而、猿渡筑前守・同刑部少輔・本田又次郎・飯牟礼又九郎・山田・富田弥六・川俣小太郎と云きやうの者共被打而しとろに成ル処を、薩州國久・同三郎太郎兄弟・同中務太輔・佐多刑部少輔・川上十郎左衛門・鳥取播磨介取而返し戦ふ程に、切勝而、新納駿河守・▽福嶋△手には鎌田又七郎・同李之助・野村次郎五郎を始としてくきやうの者數十人被打而、三郎太郎・鳥取播磨介深手負而引退而候処を、中の手の北郷・椛山・村田肥前守入替て戦ふ云々略ス、守護の衆にハ大寺彦左衛門尉、匠作内にハ中亀五郎四郎・前田掃部助打れ而しどろに成る所を、匠作・右馬介・

出羽守・右衛門佐・伊集院三郎左衛門尉・入来院又五郎・吉田治部少輔一同に懸入て、モミニモンテ責る程に、中の手の軍兵も一所ニなり而、伊東祐國・北原長門守・長倉修理亮を先としてくきやうの者拾六人打取云々、伊東又次郎殿として其勢二百程大龍寺の麓なる川畑江引留たる処に、又修理亮・右馬介・出羽守・伊集院三郎右衛門・肝付美作守掛付而太刀打ニ及処に、又次郎兼而より近江ニ被申談子細共有に依り、降参すへき由伊集院三郎右衛門尉ニ被申出ける間、如何有るべきの談合最中をもわきまへす、ハやりをの若武者^其我先にと切而掛る程に、合戦有て又数人打留る、去間に又次郎も手三ヶ処負而行方知す落行けり、野頸の陣にも合戦有て、末弘其外少々被打而引退く所を、伊集院右馬助・桑波田右馬介責入而戦ふ程に、い東次郎深手負而行方知す落行り云々、

〔町田祖五郎太郎忠光譜中〕

焦餘遺書曰、伊集院本城在昔為石谷、町田依為總領格護石谷城云云、

町田之家之代々私之書物

伊集院之本城古ニハ石谷之城にて候、町田・伊集院兄弟にて候、町田ハ依為惣領石谷ヲ被致格護候、鹿兒嶋へ代々被致住居候、伊集院之先祖侍從房字ハ俊忠、為山伏、其子ノ圖書兼久次(久兼カ)第二家モ繁栄仕、二三代ヨリ敦威□鹿兒嶋へ被致御敵ヲ候、其後伊集院は□院殿一類如肥後被落行候、

伊集院殿□候故、從先

規、伊集院之慶賀村より七月益ニハ參候而、塔頭こしらへ候也、其地を道場之門と申傳候、先祖之石塔有之地にて候、町田殿為家繼道場之門地聊余ニスヘカラス候、古道場之跡として阿施陀(弥)一鉢御座候、現佛之阿弥陀ニ而候、町田殿永代可被信候、又御諏訪事、伊集院殿威勢之時、石谷ヘ鷹野ニ被指越候、両日鷹野ワサモ無之腹立にて、其日之立願ニ、鷹ノワサモ能候ハ、御諏訪モ伊集院ヘ可有勸請之立願候故、次日鷹野仕合一段能候而、其より伊集院ニ御諏訪勸請之由候、其跡として石谷にも御諏訪有之、近代までハ、伊集院之御諏訪祭之日、諏方太夫中嶋殿石谷之御諏訪御供一膳參候、

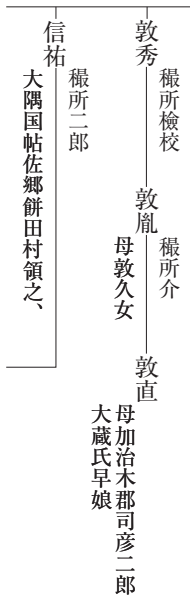
本々石谷御諏訪にて、伊集院へ被引候故、石谷之諏訪

代中嶋殿格護にて候、近年

今モ伊集院

伊集院譜曰、石谷城者、自元祖忠經至六代忠國雖為居城、城内褊狹故移于郡本城、而後新築伊集院城、以移住焉、自石谷遷于諏方神宮道場於伊集院城、由是町田家領石谷、以居住之、號石谷也云々、此說屬孟浪、何者、始侍從房俊忠居古城村、其後助三郎忠國以古城村平城叛 貞久公、誅伐之業已見于曆應中文書、町田忠光始稱石谷、後號町田、既而 太守忠國公再賜石谷村出羽守高久、因復以石谷為氏、事見前後之傳、

〔穰所氏系圖抜書 蛟島古系圖ニ附ス〕



道祐次郎大夫
伊集院上神殿領主

祐慶三郎
霧島座主職

以下略入、

〔菱刈半右衛門重廣傳〕

○天正二年、轉本城・曾木賜伊集院之内神殿、傳子孫、
移居於神殿矣云々、

御當家二代忠時公之七男

○忠經

五郎 常陸守

宗長

號給黎、彦三郎 左衛門尉 左京亮 他腹故
不継家督斷絶也、

忠継

三郎兵衛尉異本作三郎
左衛門尉 断絶、

忠光

號町田、五郎太郎 他腹、

○俊忠

島津侍從房 聖家也、天生心猛豪、而要為伊
集院之號以還俗矣、然不遂其意而四十二歲卒
也、其心依無隱感之、其子久兼號伊集院云云、
然者町田者雖為先名、依他腹不續忠經統者也、
續忠經之統而號伊集院総名也、町田者一村也、
故為庶子者也、

○初代
久兼

號伊集院、彌五郎 圖書助異本作
圖書頭、法名道貫

母者比志島太郎祐範範或
作頼女也、称彦鶴女、○追

亡父之志當代冒伊集院號者也、町田者雖為亡

父之兄可為庶子、其故伊集院惣名、而町田其

内一村之名也、給黎不準、町田隔別之儀也、

太守貞久公觀應元年三月廿一日賜自筆之證書

二代
久親

云云、高氏將軍家判形亦有之、

五郎太郎 法名道智 ○貞和三年丁亥六月、

谷山祐玄法師者、知覽・川邊・喜入・谷山此

四ヶ所之為大將、人數相促、已責傾鹿府、因

茲久親与和泉忠房兩將之軍士引卒谷山走向於

柏原責戰祐玄法師討取、右四ヶ所落去、此時

太守貞久公之入御手也、

55 「山田氏文書」

嶋津式部孫五郎入道〔宗久〕慶謹言上

欲早任國官賜御施行、被止大隅五郎太郎入道〔宗久〕

智子息助三郎入道〔宗久〕助〔宗久〕并同女〔宗久〕子〔宗久〕藤原氏〔宗久〕死〔宗久〕去〔宗久〕等

跡輩知行、薩摩國伊集院内嶋廻田地、古江藪・

源太迫・桑迫・三小山原・馬渡田・世戸口田地

并福山村内山下田・古葉田藪等事、

副進

一通 國官案

56

右、田藪等者、道慶相傳之地、入置質券本錢返等

之間、任傍例就訴申、被成下國官畢、早任彼狀、

賜御施行、如元欲全知行、仍恐言上如上件、

建武〔乙亥〕二年二月 日

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一七二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

薩摩國伊集院大窪大貳房明賢謹弁申

欲早被棄捐嶋津大隅式部孫五郎入道〔宗久〕慶非據支

狀、任時綱・慶西置文以下證文等蒙御成敗、同

國同院大窪内温穴前田地三段事、

副進

一通 本主時綱置文 寛喜二年二月廿八日

一通 慶西置文 文永六年三月日

右、於田地三段者、為大窪内、帶本主時綱・慶西

置文讓狀、代〔宗久〕知行無相違之處、大隅五郎太郎入

道〔宗久〕智息女〔宗久〕道慶〔宗久〕不顧自狀、押領間、任父祖置文以下

證文等、可被停止彼押領之由、可申之處、如道慶

非據支狀者、右田地者、道慶當知行之處、去永仁

年中御德政之時、對不知行之佛教房、明賢祖父道

西、為子息治部房明賢亡父代官、於守護方致謀訴之間、道慶于時當知行之旨、就支申之、恐自科止訴訟之由、道西出狀之間、道慶知行不可有相違由、預御下知畢、進覽右、而明賢對不知行仁道智女子跡、致奸訴之条、希代奸曲也云々、此条言語道斷也、其故者、依于當院所務事、守護方與惣領郡司年來敵方也、道西當院一分領主也、争於于「末文次」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一八〇二号文書ト同一文書ナルベシ〕

三代
○忠親

助三郎 法名道助 ○文永三丙寅歲、蒙古催艫艘寄筑前國來、日域諸將群聚當州防禦之際、以大十文字太刀斬獲蒙古、施誉名於天下者也、

〔比志島氏文書〕

○依出拳并預米事、道助与比志嶋孫太郎忠範番訴陳、雖及上裁、以和与之儀、止訴訟了、但訴陳出拳以下請文等者、博多代官大隅七郎忠幸帶持之間、於

博多相互取替和与狀、可被申賜御下知候、如此於國乍令和与、一方指違背和与儀④之、令子細申時者、可被申行別罪科候、仍和与之狀如件、
文保元年六月廿三日 沙弥道助判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔比志島文書〕

○大隅大炊助三郎④久 國法師法名道助代忠幸与薩摩國比

志嶋孫太郎忠範相論出舉米并預米等事

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、両方出和与狀畢、爰如去八月十六日忠幸狀者、件米等道助為訴人雖訴申、以承諾之儀、所令和与也、仍彼請文正文不殘一通返与忠範畢、若存變改及濫訴者、可被行別罪科云々、此上者、向後相互可守彼狀也者、依仰下知如件、

文保元年九月十九日 〔北条隨時〕 遠江守平朝臣〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔山田氏文書〕

○目安 大隅式部孫五郎入道之慶子息忠能申

薩摩國伊集院地頭御代官非法条之申

一當院内土橋村内嶋廻田一町道慶本領也、然依有要用、為大隅助三郎入道之助、入置本物返質券之處、去之年^{建武}、依諸國一同法、被成下決斷所御牒并國宣守護施行等、被返付之處、自御代官方被點定彼田作毛、以前五ヶ年加徵米可懸當作之由、被仰之間、既去年不及耕作之条、且公物闕如欵、然早自當知行年始而可致其沙汰之由、蒙御成敗、欲全公私得分矣、

一同院石谷村内古里・馬渡田一町、同村内瀬戸口田二反、為道助息女^{号北女房}今者死去入置質券、是又依同法、被返付之處、又依同篇違乱、被押取下地、泉殿御代官福崎五郎令自作之条、無術次第也、於地頭米者、為當作沙汰令弁済之条、定法也、仍自當知行年可被相懸之處、不知行分及呵^{④責}愁歎多也、早於下地者被返付之、有限至地頭得役等者、自當知行之年可致其沙汰之由、欲蒙御成敗矣、

一同院福山村内大路田・柳田合五段、彼田者、當院

60

別施入十八町天神御領之内也、然間、令停止諸御公事之条、自余村之無其隱之處、限彼田五段、称可相懸加徵以下公事等、福崎五郎令苟取作毛候条、無術歎也、彼別施入田懸公事否事、當院内若^{⑩多}有御尋、不可有其隱者也、就中、於此所當米者、每^{⑩多}年天神御供物也、且及有道之御沙汰候条、御祈禱一分欵、然則、任先例、被返付下地、欲被停止諸公事矣、

「外ニ四ヶ条アレトモ略シテ不写」

以前条之、於在國雖歎申之、一向無叙用之間、恐之所令言上也、

建武四年三月 日

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九〇六号文書ノ抄ナルベシ〕

助久

左兵衛尉

〔廣濟寺文書〕

伊集院寺脇内圓福寺阿弥陀堂免^{⑤補平}〔計〕藺老所并小山

下田三段事、件蘭亭桑代地利物公事檢断加徵米等、阿弥陀堂仁所奉免除也、但於大犯者除之、仍如件、②狀

建武貳年十一月廿七日 助久判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七五二号文書下同「文書ナルベシ」)

女子

山田式部孫五郎入道宗久初室

四代
○忠國

犬一丸 助三郎 圖書助或作頭 藏人頭

長門守 法名無等道忍庵主

建長二年庚戌十二月十三日生、○元亨二年壬

「生卒訛歟 正平十五年之文書有」 戌十月十日卒、歲七十三、妙圓寺殿、或廣濟

寺殿、此時伊集院江入部、子男女四十八人、

内本腹十二人ト云々、

大隅三郎忠國申負物事、去六月七日御教書如此、
早任被仰下之旨、可被注進所領分限候、仍執達如件、

元亨四年八月廿三日 沙弥(花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇五号文書下同「文書ナルベシ」)

「山田氏文書」

「引返シ裏」

殿御國廻共人数

國廻狩御共人数事

御分

御力者四人 御厩者十二人 御馬十疋

御物夫殿(①卷)

福崎八郎 下二人 馬一疋

田中入道 下一人 馬一疋

乙鶴御前 御舍弟 下三人 馬一疋

市来御前 同 下三人 馬一疋

殿原

東条藤二郎 上下三人 馬一疋

鳥羽孫七 上下三人 馬一疋

鳥羽右衛門二郎 上下三人 馬一疋

鳥羽弥六 上下二人 馬一疋

御中間

御弓袋差 ユクイサシ 下一人 馬一疋

永田太郎 三門乙名ノ永田ナト家ニ弓袋サシノコトアリ 下一人 馬一疋

宗五郎 下一人 馬一疋

一惣家子并殿原次第

式部彦七 山田氏「山引合戦討死也」 上下廿七人 乘馬六疋 雜駄一

小田原入道 「貞久公御前ニ隨て大友家ヨリ來タト云小田原此人カ、然レハ彈正忠ナラン」 上下十人 乘馬三疋 雜駄一

式部小三郎 上下七人 乘馬一疋 雜駄一

今村七郎 上下七人 乘馬一疋 雜駄一

酒匂兵衛入道代 「兵衛入道稱阿カ」 上下卅人 乘馬十

本田孫二郎 「久兼入道兼阿カ」 上下廿五人 馬十一疋

益山入道 上下八人 馬三疋

中条六郎 上下廿五人 乘馬七疋 雜駄一

御馬三疋 御厩者五人 御雜色二人 御力者二

本田藤内左衛門尉 「官カ、然レハV兼阿ノ父A宮内左衛門親兼入道道觀ノコトカ」 上下六人 乘馬一疋 雜駄一

直木彦二郎 上下廿人 乘馬七疋 雜駄二

本田新兵衛尉 上下十人 馬二疋

仲四郎 上下十人 乘馬二疋 雜駄一

市来崎彦六 上下四人 馬一疋

本田四郎兵衛尉 上下六人 馬二疋

源藤左衛門尉 上下八人 乘馬一疋 雜駄一

本田又四郎 上下五人 乘馬一疋 雜駄一

井入道 「武光氏コトカ」 上下五人 馬一疋

高水彦九郎 上下五人 馬一疋

執行殿 上下四人 馬一疋

白拍子一人

一泉殿御分

御馬三疋 御厩者五人 御雜色二人 御力者二

人

松房御前御分

御馬二疋 御廐者三人 御雜色二人

又三郎殿

御馬三疋 上下五人

殿原分

新田又四郎 馬一疋 下二人

式部源四郎 馬一疋 下一人

本田又六 馬一疋 下三人

石塚平三郎 馬一疋 下一人

谷口二郎三郎 馬一疋 下二人

一 大隅五郎兵衛尉 馬七疋 上下廿五人 雜駄二疋

一 大隅助三郎〔忠國〕 馬八疋 上下廿五人 雜駄二疋

一 猿渡新左衛門尉 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

一 猿渡藤三郎 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

一 姉崎八郎 馬二疋 上下七人 雜駄一疋

一 猿渡藤四郎 馬二疋 下三人

一 伊藤入道 馬二疋 下二人 さう駄一疋

古庄縫殿允殿人数事 馬二疋 上下十人

63

脇殿 下一人 馬一疋

御くにまわりか御入そしゆくつきの事

一はん 〔番〕薩摩郡 二はん 〔宮里〕

三八ん 〔串木野〕御かり 四はん 〔南郷〕今永吉也

五はん 〔日置〕の庄 六はん 〔伊作〕

七八ん 〔智覧院〕 八はん 〔頸娃郡〕

九はん 〔給黎院〕 十はん 〔谷山郡〕

十一はん 〔鹿兒島郡〕

元亨五年後正月廿二日

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一四三〇号文書下同一文書ナルベシ〕

〔比志島氏文書〕

○薩摩國比志嶋孫太郎忠範今者出家与大隅助三郎忠國

于時犬相論、借用途伍拾貫文事、忠國雖預御下知、

彼用途被致弁候上者、向後止訴訟早、仍請取状如

件、

嘉曆二年六月十日 忠國〔花押〕

道助〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一四八〇号文書下同一文書ナルベシ〕

「全」

○比志嶋孫太郎入道佛念(④代)義範申錢貨事、如被仰下候者、如佛念申、罪名以前令弁償、帶請取云々、(④有)詮取此□御評定以前、於在國致其弁候之間、出与請取状候之條、不及子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆參年六月十七日 藤原忠國請文

「大隅助三郎請文」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四九六号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

○大隅助三郎忠國申錢貨事、如今年六月十七日忠國請文者、佛念致弁之間、出請取状之條、無子細云々、此上不及吳儀、可存其旨也、仍執達如件、

嘉曆三年八月廿五日 (北条実時) 修理亮

比志嶋孫太郎入道殿

「山田氏文書」

去年十二月十日御教書、今年三月五日到来(④謹)拜

見仕候事、

抑島津式部孫五郎入道之慶申、薩摩國伊集院用丸名田原田垣本證文事、道智(④内)助久等、在津之時、彼文書之案三通所持之間、進覽之、於正文者、仰于當(④名)惣領主大隅助三郎入道(④助)久跡、可被尋下候欵、此外文書等事、不令存知候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元徳二年三月十四日 左兵衛尉助久請文

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五四六号文書ト同一文書ナルベシ)

「比志島氏文書」

○薩摩國滿家院内比志嶋彦太郎義範謹言上

欲且達(④早) 天聽、任善政、糺賜本物返地事、

右、壹所者、義範重代相傳之所領也、而此内山口

田壹町并□竹内屋(④敷)壹ヶ所、為同國伊集院大隅助

三郎忠國(童名犬丸)去正□為本物返令入置于貳拾

貫文之處、既過半倍□上者、早任證例可知

行之旨、下預御牒、為備向後龜鏡、恐々言上如件、

建武元年五月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一六九一号文書ト同一文書ナルベシ〕

○延元二年丁丑、當建武四年後醍醐帝使三條侍從泰季率

名越左近將監高家等來九州討足利黨、以援菊池及

肝付兼重等師、時道鑒公在京師、乃三月、泰季徇

地薩摩、立營南方、此時詔賜兼重錦旗、以應諸軍、十七日、河上道乘、

揖宿成榮來會應之、於是忠國及谷山隆信・鮫島蓮

道・市來道尊・矢上高純・知覽忠世・光富心榮・

石堂彦次郎入道・秋次三位房・益山新次郎・古木

三郎入道之屬、各以邑應之、兼重兵勢大振、二十

二日、忠國等帥兵侵守護町、守護代酒匂久景徵兵

於比志島、

〔比志島氏文書〕

○薩摩國大隅助三郎忠國以下凶徒等、⑧以去廿二日、寄

來守護町之由、就守護御代官御催促、同國比志島

彦一丸代孫三郎忠經為軍忠、御方令馳參候早、以

此旨、可有御披露候、▽⑨恐惶謹言△

建武四年三月廿三日

承了(花押)

〔比志島範経〕
源忠經

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九一三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔水引權執印文書〕

○薩摩國新田宮權執印良暹代子息三郎次郎俊正申、

今月廿二日、大隅助三郎以下凶徒等寄來之時、最

前令馳向薩摩山口、致合戰事、

右、散々合戰之条、御見知之上者、早預御注進、

弥為致軍忠之、言上如件、

建武四年三月廿五日

承了判
〔酒匂殿〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九一四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔高尾野出水氏文書〕

〔口ウラニ
到七〕

御教書案南方

○薩摩國凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入

道已下輩誅伐事、相催當國地頭御家人、不日令發

向、可致軍忠之状如件、

〔足利直義〕

建武四年四月廿二日

御判

鳥津孫三郎殿〔頼久〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

四月、公在京師、前此三條侍從泰季為南朝來立營於薩州南方、徵隣鄉兵、忠國及谷山隆信等多應之者、足利直義遙聞之、乃廿六日、賜頼久・宗久御教書各一通、使共還薩募兵於地頭御家人等以討伐之、

〔古本在有馬嘉左エ門手鑑〕

○薩摩國凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入

〔蓮道〕

道已下輩誅伐事、相催當國地頭御家人等、不日令

發向、可致軍忠之状如件、

〔足利直義〕

建武四年四月廿六日

御判

鳴津孫三郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔伊作家御文書云〕

○薩摩國凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入

道已下輩誅伐事、相催當國地頭御家人等、不日令

發向、可致軍忠之状如件、

〔足利直義〕

建武四年四月廿六日

御判

大隅左京進入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

○六月二十七日、頼久隨四月廿六日御教書、與和泉族等書、使速發兵曰、御教書如是、宜奉旨討薩賊黨忠國等輩、

〔高尾野士出水氏文書〕

○薩摩國凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入

道以下輩等誅伐事、去四月廿六日御教書如此、早

任被仰下旨、不日可被發向也、仍執達如件、

建武四年六月廿七日 左衛門尉頼久

和泉一族中

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九四四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔寫在雜抄〕

○七月廿一日、忠國及鮫島蓮道・谷山隆信等數輩來
 伐高橋、在阿多郡、大隅左京進宗久及式部龜三郎友久・
 隱岐七郎行貞等迎戰於松原口、斬獲數級、事見島
 津道意目安状等、

○島津大隅前司入道道意申

薩摩國凶徒等、益山四郎入道子息兄弟同一族以下
 并古木彦五郎入道子息兄弟以下一族等、率數多勢、
 同國伊作庄内中原構城郡立籠間、以去六月十一日、
 押寄彼城、責落城墪、御敵等古木彦五郎入道・益
 山十郎入道・同彦六以下、依令打捕數輩御敵等、
 被疵若黨〔六人〕〔ナシ〕交名注文、

- 一人 上原中務丞尚経左股射疵
 - 一人 鎌田孫次郎長正左脇切疵
 - 一人 右馬七郎入道々本右膝射疵
 - 一人 山田彦太郎忠行左腰射疵
 - 一同國阿多郡高橋松原合戰事
- 御敵鮫島彦次郎入道・伊集院助三郎・谷山五郎左

〔寫在雜抄〕

衛門入道・市来太郎左衛門入道・鹿兒島郡司・知
 覽院又四郎・光富又五郎入道・石堂彦次郎入道・
 秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入道以下凶徒
 等、率數千騎軍勢、以去七月廿一日、寄來之間、
 下向子息親類若黨等、高橋松原口致合戰、依令打
 捕數輩凶徒等、被疵若黨交名注文、

- 一人 莫祢次郎成時右肩射疵
 - 一人 葛部孫四郎久善左肩二所切疵
 - 一人 西郷九郎秀範左膝射疵
 - 一人 三原満兵衛尉重吉左股射疵
 - 一人 山崎右衛門五郎祐範左目上切疵
- 右、致度々合戦上者、為賜御一見状、且目安如件、
 建武四年八月三日

承了（花押）

〔張紙二〕
 島津孫三郎左衛門尉頼久時子判也
〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

○嶋津大隅式部龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等、益山四郎入道并彦五郎入道子息親

類一族以下、率多勢、同國伊作庄内構中原城郡、

依立籠、以今年六月十一日、彼城攻合戰之時、依

致軍忠、若黨左工門次郎友久左肩被疵訖、次同國阿多郡

高橋松原口合戰之時、依致軍忠、友久右股被疵畢、彼兩

度合戰次第、隱岐七郎行真①貞存知畢、次同國凶徒等、

構市来院城郡、依立籠、以今年九月廿九日、御合

戰之時、致軍忠、合戰之次第、大將御存知之上、

遠矢次郎太郎入道圓也・大隅國小瀆十郎実名不知為同

所合戰上者、令見知畢、然者早為預御一見狀、且

目安如件、

建武四年十一月三日

承了〔川上孫三郎左工門尉頼久〕
(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一九八三号文書ト同一文書ナルベシ)

○同年九月十四日、忠國帥兵救市來城、十七日、頼

久進兵復圍市來城、

○同年十月、禰寢清種等從三保引去、於是、忠國及

肝屬兼重・野邊盛忠・谷山隆信・矢上高純・平忠

〔重久氏文書〕

○大隅國重久孫八藤原篤兼軍忠事

一去年十一月廿九日、肝付八郎兼重・野邊孫七盛忠

并薩州谷山郡司・鹿兒島郡司・大隅助三郎〔忠國〕・知覽

郡司以下凶徒等、率數千騎、取郡田・清水寺・鼻

連山於向城、押寄御方〔城〕橘木之間、出逢吉水、依致

散々合戰、若黨等數輩被疵訖、

一今年三月十四日夜、兼重・盛忠之黨類并洪、合吉岡

孫次郎入道以下凶徒等、押取西光寺衆徒覺乘法眼

之城〔日當山〕、楯籠彼城之間、同十五日、當國守護御代

官森三郎次郎行重并地頭御家人相共押寄當城〔日當山〕、

致散々合戰畢、

一同十八日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率數百騎、

取鼻連山於向城、押寄築瀬左工門太郎本宅燒拂之

間、御方城〔橘木〕・荒瀬〔荒瀬〕軍勢相共懸出、致散々合戰、即

兼戰於吉水、〔地名在曾於郡〕

世等入曾於郡、立塞於郡田・清水寺・鼻連山、亦
應泰季軍、十一月廿九日、同攻橘木城、與重久篤

凶徒等追籠鼻連山畢、

一同廿日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率數百騎、押寄橘木城之間、當國守護御代官森三郎次郎行重并地頭御家人相共出逢姬木崎、數致尅懸逢合戰、篤兼懸先、追落凶徒等、隨而自身被疵畢、

右、合戰軍忠之次第、守護御代官森三郎次郎行重見知畢、然早被經御注進、浴恩賞、為令成向後弓箭勇、粗言上如件、

建武五年三月廿三日 藤原篤兼

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

「肝付兼重譜中」

○興国二年庚辰(北朝曆應三年)八月、公率禰寢清種・重種・

又五郎清増・相伴三郎保末等、如伊集院、攻一字治及市来二城、重種・清増等為先鋒皆下之、市来時家乃降、當此時、兼重既取散兵又入鹿兒島云々、

77 「小根占池端氏文書」

○ 大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為誅伐薩摩國凶徒等、御發向之間、最前馳參、賜御前陣、去年八月、御對治同國伊集院一字治城并市来城等之時、致合戰忠節訖、爰屬于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致軍忠之由、依被成御奉書、

同月十二日、肝付八郎兼重・中村彈正忠秀純等楯籠押寄于鹿兒嶋郡東福寺城、日夜致合戰、今年四月廿六日、攻落東福寺山城矣、同廿八日、尾頸小城同没落訖、將又今月一日、矢上左衛門五郎高純楯籠押寄于同郡催馬樂城、致合戰之處、同十六日、御對治訖、然早自去年八月迄于今日、於所々數ヶ度合戰、致軍忠之上者、預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應四年後四月 日

承了(貞久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二二号文書ト同一文書ナルベシ)

78 「高尾野士出水氏文書」

○ 目安

薩摩國和泉相伴三郎保未申所之軍忠之事

自最前為御方而属于御手、押寄市來城之處、市來入道道尊令降參之間、同自曆應三年八月十五日、押寄矢上左衛門五郎高純城催馬樂、迄于同曆應四年四月、令日夜合戰之條、大手大將嶋津七郎左衛門尉資忠見知候之處、同郡之内東福寺被追落之間、攻入肝付八郎兼重大手城戸口ニ、及散之合戰次第、濱手大將嶋津三郎左衛門尉師忠御見知候之上者、給證判、為預御注進、恐之言上如上件、

曆應四年閏四月 日

承了〔道鑑公〕
(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔根占越右エ門蔵本カ〕

○ 大隅國祢寢又五郎清増軍忠事

右、薩摩國凶徒等為對治、御發向之間、最前馳參、賜御前陣、去年八月、伊集院一字治城并市來城等御對治之時、致軍忠訖、爰属于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致合戰之由、依被成御奉書、同月十二

日、楯籠肝付八郎兼重・中村彈正忠秀純等之押寄

于鹿兒嶋郡東福寺城、日夜致合戰、去四月廿六日、攻落東福寺山城矣、同廿八日、尾頸小城同没落訖、將又今日一日、楯籠矢上左衛門五郎高純之押寄于同郡催馬樂城、致合戰之處、同十六日、御對治畢、然早自去年八月迄于今日日、於所之數ケ度合戰、致軍忠之上者、預御一見狀、為備後證、粗言上如上件、

曆應四年後四月 日

承了〔貞久〕
(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔根占越右エ門文書カ〕

○ 大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右、薩摩國凶徒等為對治、御發向之間、〔前カ〕最早馳參、賜御前陣、去年八月、御發向于同國伊集院一字治城并市來城等之時、致忠節訖、爰属于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致合戰之由、依被成御奉書、同月十二日、楯籠肝付八郎兼重・中村彈正忠秀純等

「小根占池端氏文書」

○ 大隅國祢寢又五郎清增軍忠事

右、為對治薩州凶徒等、御發向之間、最前馳參、
 以去月十五日、助三郎忠國楯籠對於伊集院平城、
 致軍忠畢、將又、被寄于阿多郡・加世田別府等之
 時、於所之御合戰之間、致忠節訖、然早預御一見
 狀、為備後證、粗言上如件、

之押寄于鹿兒島東福寺城、日夜致合戰之刻、同十
 二月六日夜合戰、致散之太刀打、御敵數輩切臥、
 重種被疵左脛射疵訖、次去月廿六日、攻落東福寺山城、
 同廿八日、尾頸小城同没落訖、將又今月一日、楯
 籠矢上左衛門五郎高純之押寄于同郡催馬樂城、致
 合戰之処、同十六日、御對治訖、然早自去年八月
 迄于今日日、於所之數ヶ度合戰、致軍忠之上者、
 預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

「年月欠」

「曆應四年後四月 日カ」 承了（花押）

「道鑑公御
花押已
下同シ」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

曆應四年九月 日

承了貞久（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二七号文書ト同一文書ナルベシ〕

「全」

○ 大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右、為對治薩州凶徒等、御發向之間、最前馳參、
 以去月十五日、助三郎忠國楯籠對於伊集院平城、
 致軍忠畢、將又、被寄于阿多郡・加世田別府等之時、
 於所之致忠節訖、然早預御一見狀、為備後證、粗
 言上如件、

曆應四年九月 日

承了貞久（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

「全」

○ 大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為退治薩州凶徒等、（貞今）八年八月十五日、御發向
 之間、最前馳參、助三郎忠國以下之凶徒等楯籠于

〔高尾野士出水氏文書〕

尅保末戰於中手尾崎、七日、南方兵與之戰於谷山、
○十三日、又率清種等入伊集院、擊助三郎忠國於
平城、立塞攻之、

○ 目安

薩摩國和泉伴三郎保未申所之軍忠事

以今年八月四日、伊集院内自在原於始而、同六日、
谷山郡佐之野木原取陣、同未尅於中手尾崎合戰早、
同七日、重以令致散之合戰之條、大將御見知之上
者、給御證判、為預御注進、恐之言上如件、

曆應五年九月 日

承了(貞久)
(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔小根占士池端氏文書〕

○ 大隅國柵寢孫四郎重種軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御發向于谷
山郡之間、最前馳參、同七日、致散之合戰訖、將

〔全〕

又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠
國以下之凶徒等楯籠平城、致忠節訖、然早預御一
見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應五年九月 日

承了(貞久)
(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 大隅國柵寢又五郎清增軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御發向于谷
山郡之間、最前馳參、同七日、合戰之時、致散之
合戰訖、將又、同十三日御發向于伊集院之時、對
于助三郎忠國以下之凶徒等楯籠平城、致忠節訖、
然早預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應五年九月 日

承了(貞久)
(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

〔水引權執印家藏文書〕

○ 目安

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二六五、二二六六号文書下同「文書ナルベシ」

滿家院一族中

曆應五年十月十六日

〔貞久〕
沙弥（花押）

○伊集院土橋城警固事、日限之處、二番衆遲參候間、及難儀了、日限以前早之可被馳越也、仍執達如件、

〔比志島氏文書〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二六〇号文書下同「文書ナルベシ」

承了（花押）
〔貞久〕

曆應五年九月 日

○大隅國柵寝弥次郎清種軍忠事
右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御發向于谷山郡之間、最前馳參、同七日、致散之合戰畢、將又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、為後證、粗言上如件、

○大隅國柵寝弥次郎清種軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御發向于谷山郡之間、最前馳參、同七日、致散之合戰畢、將又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、為後證、粗言上如件、

又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、為後證、粗言上如件、

又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、為後證、粗言上如件、

又、同十三日御發向于伊集院之時、對于助三郎忠國以下之凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、為後證、粗言上如件、

御一見狀、為後證、粗言上如件、

曆應五年九月 日

承了（花押）
〔貞久〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二六〇号文書下同「文書ナルベシ」

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所之合戰軍忠事

一薩摩國南方市來城為退治、去曆應三季八月八日、大將御發向之時、致軍忠事、

一將御發向之時、致軍忠事、

一同十一日、阿多郡池邊城可警固之由、被成御奉書間、罷向之處、同廿九日、御敵等打出觀音寺、苟取作毛之刻、馳向致合戰早、

一同十一月八日、馳參鹿島、取向城催馬樂城、此手迄于矢上左衛門五郎降參之期、連之致合戰忠事、

一同十一月八日、馳參鹿島、取向城催馬樂城、此手迄于矢上左衛門五郎降參之期、連之致合戰忠事、

一同四季八月、伊集院為平城退治、御發向之時、屬御手致軍忠事、

一同月、阿多郡鮫島城御發向之時、属于御手致軍忠事、次加世田別府御發向、同致合戰早、

一同五季八月、谷山城為退治、御發向之時、屬御手馳向濱手、致合戰早、

一同九月、在國司入道之超可誅伐之由、依被御奉書、酒匂次郎左衛門尉久景相共馳向之處、道超没落早、同又阿多郡池邊城可警固之由、被仰之間、馳向致忠事、

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

一碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去季十月

迄于今季七月致忠早、

右、如此度々軍忠拔群之上者、且預御注進、且給御判、為備後代龜鏡、言上如上件、

康永二季九月 日

承了 総州 在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

「正文在樺山嫡家」

注進

薩摩國動乱之間、院家御領伊作庄河北仁、御敵

等構城鄣於所々、田尻・坂本・今田已上三箇所仁、

構城鄣楯籠之間、庄内荒所仁罷成候之處、嶋津左

京進入道々惠帶梨原法眼下状、去年四月七日、中

山城仁打入、被差置代官、直人名主相共仁、被三

ヶ所之城ハ被攻落候之處、日置北郷河北者、大隅

助三郎入道々忍令押領候之間、今年五月中仁、自

守護方名主各如元しすゑられ候處、同八月中仁、

助三郎入道々忍又成御敵、追落日置下司宗太郎忠

弘之城、同北郷河北河南一曲仁被押取候了、就其

伊作庄河北仁、御敵等近日可寄来之由、及治定候

之間、為令庄内、道惠代官、名主直人相共、中山

城楯籠候、如此奉為領家道惠被致忠節候事、無子

細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二年九月 日

藤原種秀 藤原推弘

進上御奉行所

沙弥道願 沙弥西念

沙弥良心

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三〇・二二三四号文書ト同一文書ナルベシ〕

「比志島氏文書」

南方凶徒等、此暗夜仁可忍東福寺之城之由、相巧

八月、攻平城、康永元年壬午八月十三日、公攻平城

候旨、自伊集院助三郎并市来入道方告申候、就其

者、常如此申候間、雖無心候、此暗夜之間、一族

□寄合候て、軍勢三人被差遣、被致警固候者、悅

入候、恐々謹言、
〔疑貞和二年〕
五月十八日 道鑿（花押）

比志嶋彦一殿

「正本在伊集院静馬家」

ミつへのゐんなかのまた名内のすいてんしもしん
かい七反并ゆの木のまる三反、以上菅丁内、ほり
のうちその一所、御ちきやうあるへきよし申さる
へく候、あなかしく、

正平十五

二月十一日

（伊集院忠國）
道忍（花押）

大隅守殿

（本文書ハ「旧記雜録前編」二六九号文書ト同一文書ナルベシ）

「大崎士伊集院某藏文書」

伊集院

「無等」
むとうのいやはら十二人の男女の次第

一 山田の御たい 「常陸介宗国」
鮫嶋方内所

二 「久氏ノ法名」
大道伊集院殿

三 「美作守久影」 「號」
日置とかうす、 二番目を春成とかうす、
「兵庫介義久」 三番目をふるかきとかうす、
「古垣」

四 麦生田とかうす、

五 「大重」
弥三郎殿 かち木土器園にて打死、

六 「南仲」
なんちう 「長老」
廣濟寺のちやうらう

七 伊与との 「黒葛原伊豫守俊久」
つ、ら原とかうす、

八 「信濃守忠治」
しなの殿

九 長州「今給黎長門守久俊」

十 「敬外」 「齡岳」
きやうくわい れいかくの御臺也、 「怨翁」
せうおう

の母儀なり、

十一 「東殿」 「東筑前守久春」
ひかしの 「石屋長老」

十二 せきおくちやうろう

以上十二人是也、

忠充 忠景

號石原、次郎三郎 二郎太郎

久實 忠行 久成

號門貫、兵衛三郎 三郎四郎 民部少輔

道珍 忠張 異本弘ニ作ル、

號今村、右衛門尉 民部少輔 異本作右衛門尉、

女子 山田室、或鮫島常陸介宗国室、

法名觀之大姉

忠貞 此子孫都城臣猪鹿倉傳左衛門

號猪鹿倉、又太郎 法名道圓 他腹之故不為

〔全〕

○竜泉庵之知行分田畠山野、開山懷聞和尚廣濟寺方丈景周藏主被讓与申候上者、重代御知行不可有子

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三八号文書ト同一文書ナルベシ)

圓勝寺都寺御寮

貞治二年五月六日

(伊集院)

伊集院頼久
沙弥道應判

(伊集院久氏)
沙弥觀了判

(伊集院忠因)
沙弥道忍判

〔廣濟寺文書〕

○奉寄進

薩摩國滿家院小山田・中俣内水田伍町并齒九箇所、野畠加之、限永代、於圓勝寺所奉寄進也、仍状如件、

五代
○久氏

家督、

大隅守 法名觀了 號大道、妙圓寺殿 母者

阿多某女、

〔写在雜抄〕

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二七二号文書ト同一文書ナルベシ)

おうあん七ねんきののへ⑤十一月廿二日

(伊集院久氏)
沙弥觀了(花押)

ゆつり状くたんのことし、
ハ、犬太郎丸かはからひたるへく候、よて為後日

〔圓通庵文書〕

○ゆつりたてまつる

さつまの國ミつゑのみんなのうちかまか原村事、このさんや、かの所におひてハ、くわんれうちきやうたりといへとも、その心さしあるにて、犬太郎母ニ

一このあひたゆつりたてまつり候ところなり、他の

のさまたけなく知行あるへく候、た、し一期の後

ハ、犬太郎丸かはからひたるへく候、よて為後日

細、仍為後日之状如件、

應安六年八月十七日

(伊集院久氏)
沙弥觀了判
(伊集院頼久)
沙弥道應判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二五六号文書ト同一文書ナルベシ)

「圓通庵文書」

○ 譲与

南郷之内こくれうの門水田一町三段の内あまみ并居屋敷菌一所之事

右、件の田菌之事、觀了重代相傳の所領たる間、心さしをもつて「スリキレ」一期の程、たのさまたけなくちきやうあるへく候、いさゝかかの在所ニおいて、いらんわつらひをなすへからず候、仍為後日状如件、

應永二年六月十八日

(伊集院久氏)
沙弥觀了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」五四六号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

○ ゆつりたてまつる

○ 黨參尤神妙、弥可被致忠節之状如件、

應安八年三月廿八日 (今川伊豫入道了俊)

鳴津大隅守殿 (久義)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二八八号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

▽ ②奉寄進△

○ 南郷内中菌門付水田九反廿部并中菌一ヶ所二切水畠一所事 (②小)

右、件所領者、觀了為重代相傳所領之間、奉寄進圓通軒早、限永代可有知行候、於子子之孫之不可有他妨候、仍為後日状如件、

應永二年丁丑十一月二日 (伊集院久氏)
沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」五九四号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

○ 奉寄進

なんかうのうちほうくわうその一所の事、くわん

れうゑいたいさうてんのしよりやうなり、しかれ
心さしあるによて、 なかくさうてん^②の地
として知行あるへく候、仍為後日ゆつり状如件、

應永二年きのとの十一月廿日 (伊集院久氏)
沙弥觀了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」五五三号文書ト同一文書ナルベシ)

「藤野氏文書」

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五九三・五九五号文書ト同一文書ナルベシ)

南郷内田藪等事、水田坪付在所々并藪五ヶ所、
号名一所はね田藪、一所田中藪、一所たゝら口、
一所ほうくわう藪、一所京藪、
右、件所領者、觀了為重代相傳所領之間、奉寄進
圓通軒早、限永代可有知行候、於于子々孫々不可
有他妨候、仍為後日状如件、

應永二年十一月二日

(伊集院久氏)
沙弥(花押)

○「欠」國事、御一跡并所々「欠」▽以下△不日ニ安

堵被成「欠」うたかひ候ハ、日限をさし候て承候

〔八、〕、其中に「欠」堵をとり進候へく候、身か私

曲欠方(公)の御あやまり候哉いなやみえ候へく候、あ

まりにく、今度承候分無念候、御あやまりかと

存候間、以使者平子若狹權守申候、此左右ニ付て、

重々可申承候、た、しハや伊集院禪門方に委申承

て候しかハ、定被申行候哉、然者可目出候、越州

御進退を猶とかくたすけ申され候はんために、御

「全」

(本文書ハ「旧記雜録前編」三三九号文書ト同一文書ナルベシ)

○三ヶ國人々多分於御方御志候之由、度々依被承候、

罷下可申談之由被仰候「欠」、今日二日、球(相良近江守)郡人吉

罷下可申談之由被仰候「欠」、今日二日、球(相良近江守)郡人吉

ハ、可目出候、依御返事合戦之次第、重可申談

候、兼又面々御中被進候状案文進候、随御左右正

「全」

(本文書ハ「旧記雜録前編」三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

現形遅々候てハ、京都御うたかひ弥候ぬと存候、

御急可然候、恐々謹言、

四月八日
了俊在判

鳴津上総介殿

○氏久心替以後、可致忠節之由、被捧請文候、仍所

差遣今川兵部(滿範)太輔也、屬彼手可被抽戰功状如件、

永和二年五月廿五日
沙弥御判

伊集院大隅入道殿

文をバ可進候、委細承候ハ、頼存候、恐々謹言、

六月二日

〔今川兵部太輔〕
満範

伊集院殿

〔本文書ハ、旧記雜録前編二三四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

久影

或作景、

此子孫川邊士日置郷右衛門

號日置、美作守

初久季秀、或作

法名興岳

奉寄進

薩摩國給黎之下永吉鈴源兵衛塩屋一所之事、廣濟

寺ニ寄付申候處也、右為不盡用公禪門追膳意寔也、

久景①か子々孫々、以此旨不可在相違候、仍寄進狀如

件、

永享十一年己未三月二日

〔疑當美作守、載此跋考〕
藤原久景判

〔本文書ハ、旧記雜録前編二二三三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

義久

〔号脱カ〕

麥生田、兵庫介

忠充

此子孫出水土麥
生田善左衛門

助五郎

忠房

忠秀

號有屋田、三郎兵衛

此子孫大重仲兵衛

號大重、彌三郎

於加治木土器園討死、

俊久

久真

伊賀守

此子孫黒葛原周右衛門

號黒葛、伊豫守

初佑鎮

或依鎮

南中

〔仲カ〕或景周、忠國
之六男ト云、

伊集院廣濟寺開山

忠治

或治作張、

忠成

此子孫伊集院市左衛門

信濃守

信濃守

女子

或久俊之妹ニ系ル、

太守氏久公御夫人

法名敬外崇欽大姉或敬外鎮公、或敬

外大姉、御牌
志布志即心院、

久俊

久慶

民部少輔

此子孫鹿籠臣伊集院嘉兵衛

號今給黎、長門守

法名賀山
於清水為勝久公被害

久春

〔号脱カ〕

久統

久純

東、筑前守

筑前守

民部少輔

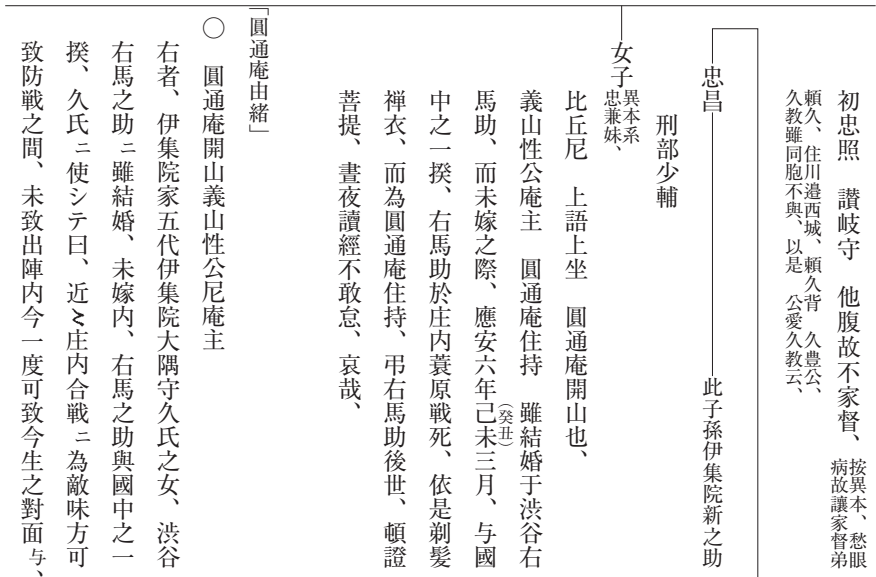
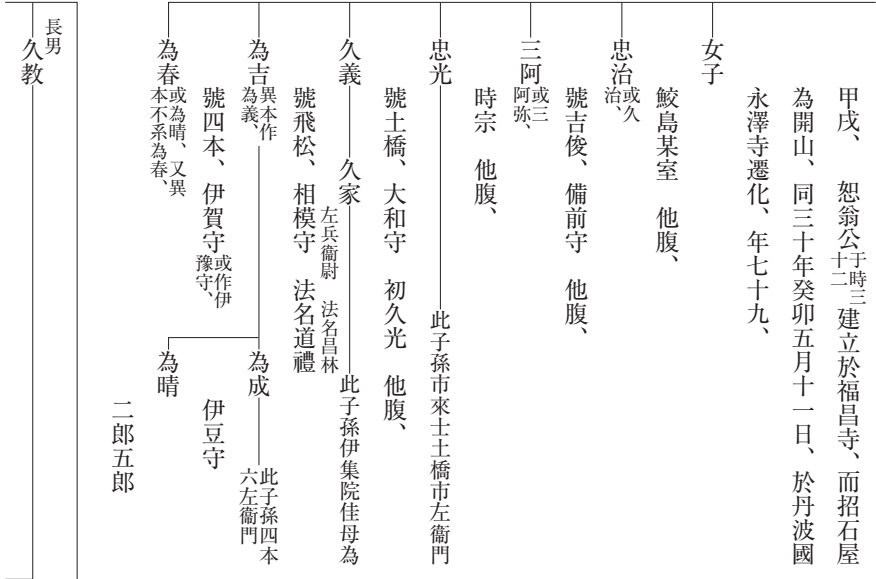
石屋真梁大和尚

福昌寺開山

貞和元丁酉七月十七日、

生於伊

集院、延文五年庚子薨髮、十六歳、應永元年



〔廣濟寺文書ノ内〕

○奉寄進田畠之事

久氏答曰、對面者近々庄内蓑原合戰首実見之節可致對面与返答有、應安六年、右馬之助於庄内蓑原合戰遂戰死、首実見之節、果久氏有對面、誠ニ武士之一言不變事如金鉄与敵味方是を感しける、故ニ久氏之女為尼、剃髮染衣して、永和五年己未三月結一庵、圓通庵と号し、弔右馬之助菩提、晝夜讀經不敢怠と云々、

景祐或作景助

次郎三郎 他腹、

景久

忠清

助三郎

號入佐、三郎五郎 他腹、

此子孫入佐助八

六代
○頼久

初藏人頭 彈正少弼 延慶寺殿大用道應庵主

對于守護方奉公第一也、 太守氏久公之為聲、

故頼久無倍二心通、

〔写見于廣濟寺文書ノ内〕

○ 廣濟寺佛殿兩牌

右恭冀乾坤覆載、保綏挿草、靈區釋梵、鑑光賁布

金勝概、大檀那藤原彈正少弼頼久敬白

左伏惟皇風浩蕩、資助祖道、隆興佛日、高明照鑑、

檀心貞固、

應永五年戊寅四月十三日住持景周謹誌

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」五九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

▽ ② 廣濟寺衣鉢侍者禪師 △

應永三年丙子十貳月廿六日

〔頼久弟大田伊豫守久勝ナルヘシ〕

藤原久勝判

〔加判〕藤原頼久判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」五七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

「写在雜抄」

○契約

右(③ナシ)之意趣者、雖為天下轉變、於私(③御)大事之時節、
身大綱存、相互見續被見續(③繼)可申候、此条偽申候者、
日本國中大小神祇、殊八幡大菩薩 諏方(③上下)△
大明神御罰(③お)可罷蒙候、

應永六年十二月卅日 彈正少弼賴久判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二六三九号文書ト同一文書ナルベシ)

「圓通庵文書」

△(③上書)圓通庵寄進狀 飯田二町

奉寄進

○薩摩國伊集院内飯田村柗木志町・樋脇五段・小河
内□并ニ蘭壹所奉寄進圓通庵處也者、無他妨、任
先例、永代可有御知行候、若違乱煩輩賴久不可有
子孫之儀、仍寄進狀如件、

應永七年八月十八日 賴久判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二六六一号文書ト同一文書ナルベシ)

「廣濟寺文書」

○薩摩國伊集院内柿本門五段・岩屋谷五段事

右、彼所領者、伊道忍之讓、依有志、崇悟書記仁
限永代奉讓之處也、若於此所領違乱煩申者候者、
賴久不可為子孫候、仍為後日讓狀如件、

應永九年十二月廿七日 賴久判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二六九六号文書ト同一文書ナルベシ)

薩摩國伊集院廣濟寺御領事、西山(參町并古城)無等寄
進、高別府(野在之)月庭寄進、滿家院(山田)無等寄進、
中候式町無等寄進、下土橋四段無等寄進、寺前田八
段大道寄進、大窪鎮守田九段賴久寄進、松脇五段久
勝寄進、麦生田所々在之、有久寄進、寺脇式町南
仲自領、彼田蘭等雖為無等・大道寄進狀、為後日
賴久加判事、於(③了)於(③干)寺領致違乱輩者、賴久不可有子
孫之儀候、仍後證寄進狀如件、

應永十一年甲申八月廿二日 賴久判
〔熙久初名〕
為久判

廣濟寺

太守陸奥守元久公、數有參勤之催促、故應永十四年丁亥、使頼久先太守為參洛、屋形造立之計策以下偏憑赤松殿給、依之赤松殿携入頼久于營中、令明拜謁 將軍家、而終土木功矣、此外忠切之至異于衆人者也、

〔廣濟寺文書〕

○奉寄進

薩摩國伊集院持丸名内邊牟木門水田一町八段十并郡新開一町四段事

右、彼田地者、頼久雖為本領、依有志、廣濟寺仁奉寄進之處也、但滿家院所之御寺領歸付之時者、此在所無等塔頭延慶庵仁可寄進申候、若又於此所領違乱煩申者候者、頼久不可為子孫候、仍寄進之状如件、

應永十五年四月十三日 頼久判

〔椀山氏文書〕

○御札委細承候事、兼又宮内ニ候之時、御使到来之刻、鹿兒嶋事以外さハき候之由申越候間、俄風渡罷立候了、仍御使これまでと被存候、態不審可申候、幸此堺不室申候、就夫候者、當所ひたと申候所ニ究竟在所^⑤□△上伊敷者共伊集院へ心をよせ候て忍々誘候事を地下之者共不存知候て、八日夜誘合候て、既伊集院殿ハ竹山まで被打寄候、前勢者小野近所まで打寄候、既乗候する計にて候處、當所者共ふと八日夜中計此^⑥園へ^⑦打入候、仍^⑧合面違候程引退候、昨日此園にまかり候てみてこそ未運も^⑨強^⑩れ候けると存候へ、滿家路次・吉田路次までも可成煩所にて候、被乗候てハ才覚あるましき所に候、先々平天神慮かと存候、依之給黎指宿・穎娃邊までも荒説之處、能時分我々罷歸候て、何方も無為之程、大慶此事情、隨而高木殿より飢肥判事承候、此在所事ハ親にて候之者判、又者玄忠判も飢肥殿被取候事、かくれなく候へとも、身ハ高木殿自最前者別人へおもひかへ申へきにて

もなく候間、高木殿へ遣度候か、先日屋形と別々候之時之年号ニした、め候て遣度候ハ、可為如何様候哉、飢肥もいまは無二ゐられ候へハ、あの儀もへふり度もなく候事ハ、此人心落候⁽¹⁶⁾ハてハ、退治も難有候哉、可然もおほしめし候ハ、承候て南郷半分之判昏をした、め候て、半分事ハ闕所出来候時と申へく、委細三俣ニ可有御談合候、隨而長吉之事ハ祝ニ遣たる所にて候、進へく、⁽¹⁶⁾候□
 △山城殿知行之内替儀者▽⁽¹⁶⁾よも△候ハしと存候、まきれあらしと存候、其時分〔細々〕申付へく、北原三郎太郎給黎正宮材木とりニ遣候、さりながら承候て無沙汰之儀候之中をもたかひ候て可入見⁽¹⁶⁾參、次奥州事被持合わつらハしくも候ハ、船事⁽¹⁶⁾ハ三俣ニハ用之可多存候へハ、大寺殿ニ平にをも申候て別而進候へく、彼此委御返事承候へく、返々奥州の事ハ舟のある在所にて候間、用之事おほかるへきよし存候之間、堅申候て可遣候、返々雖不始御事候条々、御念比示給候事、眞実ニ悦喜千⁽¹⁶⁾万候、恐々謹言、

119

118

「應永十八年比」
十月十一日

久豊(花押)

枕山殿

御返事

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」五九一号文書ト同一文書ナルベシ〕

「岸良内藏之丞藏」

○日向國柏原之内伊作方知行分七町^{坪付有}別^替為^祈所^宛

行者也、任先例、可有知行狀如件、

應永十九年十一月十五日 道應(花押)
^(伊集院頼久)

岸浦殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」八八九号文書ト同一文書ナルベシ〕

「比志嶋文書」

○祝言千喜事舊候了、兼又今度依身大綱、前々のご

とく依申談候、領内わつらひなく候も、その御

城をたて⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾、無別子細候、今度又伊集院

事、後ハとも候へ、日本國の聞得と申、手ニ着候

もひたさら御志ならぬ事なく〔引候而〕、是非身本

〔候志〕⁽¹⁶⁾を候、滿家面々よりとつけさせられ申たる

にて候程ニ、身生涯ハ不及申候、子孫(⑩じ)とあいつき候ても、日本國大小神祇 伊勢天照大神 熊野三所大權現 正八幡大菩薩 諏方上下大明神御照覽候へ、誰(⑩ナシ)と如何様方便をもても、中あしき様ニ申候(へ)共、今度之御志をわすれ申ましく候、目出行候て、所領出来候ハ、力を付申候へく間、於此内も荒説和讒申候とも、ち(⑩も)ひ不被用、水魚思(⑩ひ)るたるへく外、無他事候、恐(⑩)と謹言、
「應永廿一年」 三月十五日 久豊(花押)

比志嶋殿

久豊

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九二四号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

○祝言事舊候了、抑伊集院方依被悔前非候、同心仕候、御方様事如前と申談候上者、於于生涯相替申事あるましく候、伊集院方先知行之事候へハ、無心元もやお(⑩ほ)ひされ候すらんと如此申候、日本國大小神祇 伊勢 熊野 天神 八幡も御討候へ、令

申談候分、違篇之儀あるましく候、委細者使者可申候、恐(⑩)と謹言、
「應永廿一年」 三月廿三日 久豊(花押)

比志嶋殿

久豊

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九二五号文書ト同一文書ナルベシ)

「廣濟寺文書」

○奉寄進

薩摩國伊集院直木内坂上門水田六段并蘭三ヶ所事 右、彼田地者、道應雖為本領、依有志、崇梧西堂(⑩梧) 仁限永代奉讓之處也、若於此所領違乱煩申者候者、道應不可為子孫候、仍為後日讓狀如件、
(伊集院頼久) 應永廿五年十二月十三日 道應判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九七五号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

○奉寄進

薩摩國日置新御領(⑩内)仁賀田三段・同蘭一ヶ所事

「圓通庵文書」

○ 奉寄進

右、彼所領者、自道忍靈樹庵崇利比丘尼雖讓歸、
 重依有志、崇悟西堂仁奉寄進候處也、彼比丘尼一
 期之後、為寺領可有御知行候、若於此所領違乱煩
 申者候者、道應不可為子孫、仍為後日寄進狀如件、
 應永廿五年十二月十三日 道應判
(伊集院頼久)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二九七六号文書ト同一文書ナルベシ)

薩摩國滿家院郡山名之内常葉門付水田一町一反・
 蘭山野用作分(②)、そらい五反・河山三反・追田三反、
 都合二町二反事、

右、件の所領者、道應(②)の重代相傳所領間、限永代
 奉寄進圓通庵處也、然者無他妨、任先例、可有知
 行候、於此所成違乱輩者、道應不可有子孫之儀候、
 仍為後日寄進狀如件、

應永廿七年二月三日 道應(花押)
(伊集院頼久)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二九八九号文書ト同一文書ナルベシ)

「全」

○ たまりの蘭一所・馬(②)一所、合三ヶ所事

右、件の田蘭等者、道應重代相傳之為所領間、限
 永代奉寄進圓通庵處也、然者無他妨、任先例、可
 有知行候、於此所成違乱輩者、道應不可有子孫之
 儀候、仍為後日寄進狀如件、

應永廿七年二月三日 道應(花押)
(伊集院頼久)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二九九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

「廣濟寺文書」

○ 奉寄進

薩摩國滿家院内寂照庵之遺路田島等之事

右、依有志、廣濟寺之長老崇悟西堂ニゆつりあた
 へ申候、但長老と申談、子細ありて、了圓都寺之
 寮之しゆり新として、限永代寄進申候也、此在所
 において一言之いらんわつらいお申候するものは、
 道應か子孫たるへからず候、仍為後日如件、

應永廿九年八月十八日 道應判
(伊集院頼久)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 廣濟寺釋迦本尊銘

謹奉造立釋迦三尊、依諸願已成就、心中如意吉祥、各記名字為後代之者也、大檀那沙弥觀了・同頼久等、大願宗高大徳明性禪門・同明清禪尼、作者大佛師大藏大法眼、筆者景周萬壽、當寮後板年五十四敬書之、

侍者僧崇是當歳二十

嘉慶二年戊辰九月十四日

「樺山氏文書」

○ 契約

一可仰屋形之儀(註之)事、

一於自今以後者、別而御殿人之由を存(註無)、隔心可申承事、

一如此申談候上者、御大事之時者身之大綱(註被)ニと存、御用ニ可罷立候、万一於此内不慮ニ讒者出来、虚

説凶害お申候者、則時ニ申入、蒙仰可散不審事、

若此條々偽申候者、

日本國中大小神祇、殊以伊勢天照大神 正八幡大

菩薩 稻荷大明神 天満大自在天神 諏訪上下大

明神御罰お可罷蒙候、

應永廿八年九月十二日

(伊集院頼久) 沙弥道應(花押)

嶋津安藝守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

「正文在大崎士伊集院某」

さつまの國なんかうの事、犬子ニゆつりあたふる事
事実也、此所領におゐていらんわつらい申者、子
とそんくにおいてあるましく候、仍為後日ゆつ
りあたふる状(註題)為件、

(伊集院頼久) 道應(花押)

應永卅三年八月廿八日

犬子丸(頼久三男継久ノ幼名)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇五八号文書ト同一文書ナルベシ)

奉加

馬壹疋

伊集院 沙弥道應(花押)

代錢五貫文米五石

「右、永享十年福昌寺奉加帳ニアリ」

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二三号文書ノ抄ナルベシ〕

「大崎士伊集院氏藏」

薩摩國河邊郡一圓、依志有、犬子丸ニゆつりわたし候事真也、於此所領他之さまたけなく可有知行候、如此ゆつりわたし候うへハ、於子々孫々いらんハつらひ申者あるましく候、仍為後日之状如件、

永享十年二月廿八日

〔伊集院頼久
道應（花押）〕

犬子丸〔頼久三男継久幼名、

後三郎左門尉ト云、子孫大崎士ニアリ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

薩摩國給黎院一圓、依志有、代々本領たるあひた、犬子ニゆつりわたし候事真也、於此所領他之さまたけなく可有知行候、如此ゆつりわたし候上者、於子々孫々いらんハつらい申ものあるましく候、仍為後日ゆつり状如件、

永享十年二月廿八日

〔伊集院頼久
道應（花押）〕

犬子丸

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二〇九号文書ト同一文書ナルベシ〕

久勝

此子孫大口士大田矢納右衛門

號大田、伊豫守

忠氏

此子孫南郷覺右衛門

號南郷、遠江守 或久重〇領日置郡南郷、今改永吉

〇御書畏拜見仕候了、抑龍泉庵之事、蒙仰候之間、千万之所仰候、愚身子々孫まで、御一筆之趣不可有申候、仍為後證文如件、

應永卅一甲辰十二月十八日 〔疑忠氏ノコトカ、載此跋考〕
久重判

廣濟寺侍者御中

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

忠兼

此子孫鹿籠臣松下四郎左衛門

〔号脱カ〕 松下、大隅守 治部右衛門尉 法名了永

「異本ニアリ」
女子

正語上座

孝久

久國

下野守

仕忠國、長子給田布施ノ内丸田十五町、此子孫丸田喜三太

從是號丸田

丸田 助三郎左衛門

或徳久

他腹、

母元久公息女、

女子

太守久豊公御夫人大島出羽守久之母堂也

七代
〇熙久

「異本母氏久公息女」

初為久 小字初犬丸 或初犬千代丸 源四郎異本

改大隅守、表徳號道集、或道集定山、或作長山、〇亡父頼久

於都鄙致忠功者可勝言乎、迄熙久之代、得隱

謀之聲、太守忠國公催國中士卒、所以攻責

孔以猛烈、非所可當、漸矢竭弦絶、失防禦之

道、宝徳二年庚午二月廿四日、伊集院城没落、

遁于肥後州、故子孫為助命或為出家云々、

〇薩州伊集院寺脇名内圓福寺開山^①息山^②和尚讓

与先師南仲以為師資之相續、因之、先考無等以自

筆證文相加田田島等讓于南仲、南仲任彼讓於其崇悟、

是專先考之遺愛、而先師之相紹也、依有志、不殘

寺領一ヶ^③所讓小師聖春、凡寺院之繁興者、能紹法

運禪道為最、而不論土地之多少、仍就室設禪床、

以坐為勤寺、曰、伴道余本意也、始先考重開山道

行起圓福、臥開創圓勝一基、後改圓勝作廣濟、（云々）

（云々）以故息山為開山初祖矣、開山忌四月十一日、南

仲十二月十九日、無等十月十日、月庭正月八日、

每月以四ヶ^④月齋、次諷誦大非呪一返不可怠者也、

一為聖春後紹者、不擇自他之門派、為寺家以修理造

營可為^⑤人、而法眷中談合可定、不可以私好為本、

思之思之、

正長二年己酉八月二十二日 住定山桃隱判

熙久判

（本文書ハ、「旧記雜録前編二」一〇九三号文書ト同一文書ナルベシ）

犬子之間之事、雖兄弟之事候、已養子たる子細申

候上者、於自今以後、無二心可存候、仍如此互申

談事候之間、南郷懸持在所之事共、所領出来候す

る時者、立替候て一圓ニ可遣候、後日為證文進之

處候也、▽⑩仍如件△

永享五年卯月一日

〔熙久初名〕
為久〔花押〕

〔頼久三男三郎左エ門尉繼久ノ幼名〕
犬子殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三五号文書ト同一文書ナルベシ〕

南郷之内あきしたひに知行あるへき事如件、

極月廿七日

〔熙久幼名〕
犬千代丸

犬子殿〔繼久ノ幼名也〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔比志島氏文書〕

▽⑪境目之様懇ニ可承候△

○昨夕川口より罷歸候、春山之事無念此事候、同前

候欵、今度世上愚身一大事候、本末可為御志候、

心落候、可被意用候、憑入候、伊集院方今程風乱

ニよて、無沙汰之事ハ承候て可被候〔二て〕、いか

様近日之間一身罷越候て、諸事可申候、恐々謹言、

〔永享ノ初カ〕
七月一日

〔忠國公〕
貴久〔花押〕

比志嶋殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇九八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔都城士野邊氏文書〕

大隅國深川院、此内二〔ムシクヒ〕町除相殘候分之事、

為新所宛行處候也、然者早任先例、領知不可有相

違状如件、

永享五年二月廿四日

〔熙久為久〕〔花押〕
初名

飫肥殿

野邊殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔廣濟寺文書〕

○薩摩國折原名内今寺并林藪山内辻各々堂地同草水

等田畠并山野之事、坪付在別紙、彼三ヶ所者、有

屋田有久廣濟寺仁寄進たりとゆへとも、子息清久

退出候上者、属歛所候間、あらためて歸付申候処

也、於為久子と孫といらんわつらいなく可有御知

行候、仍為後證状如件、

永享六年六月廿六日

(伊集院熙久)
為久判

廣濟寺衣鉢侍者禪師中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五・二二六〇号文書下同「文書ナルベシ」)

「全」

○薩^②廣國日置之靈德寺者、奉願興仙之建立也、最初

南中和尚を開山祖と定^②処、尔来廣濟寺之末寺たる

事百余年、雖然、寬忠^{自興仙}退出^{四代}▽^②候上者、為缺^②処

候間、重任先例、桃隱△西堂讓与申候也、於熙久子

と孫と無相違可有勤行候、於寺家檢断并雜務等事

免除申候^②処也、仍寄進狀如件、

永享六年甲寅十月五日 熙久判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一・二二三号文書下同「文書ナルベシ」)

「全」

○圓福寺寺領田畠等之事、任無等并道應寄進狀、重

寄進申處也、於熙久子と孫と無相違可有御知行^②候、

仍後證一筆如件、

永享六年甲子十月廿九日 熙久判

「マノ誤カ」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一・二二四号文書下同「文書ナルベシ」)

「圓通庵文書」

「口キル、」

○又大道・道應寄進在所共、熙久為重代相傳所領候

之間、懸判^②於相副奉寄進處也、於此在所違乱候す

る仁ハ、熙久不可為子孫候、仍無相違可有知行狀

如件、

熙久(花押)

伊城山

圓通庵

寄進狀

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一・二二六号文書下同「文書ナルベシ」)

「全」

○薩摩國伊集院石谷之内たかひ一町二反并屋敷一所、

限永代奉寄進圓通菴候處也、早任先例、可有知行

之狀如件、

永享八年卯月十六日 熙久(花押)

圓通菴寄進狀

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二八六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔樺山氏文書〕

○於如御意趣我等も今度奥州御用ニ罷立候上者、後々までも以前之御契約、又者此刻之忠節御忘候者、衆中ニ訴可申候、若於私に御大綱之時者、無二心可罷立御用候、此条々偽申候者、伊勢天照大神熊野三所權現 八幡大菩薩 諏訪之上下大明神 天滿大自在天神御討各々可罷蒙候、

永享八年六月廿二日 熙久（花押）

樺山殿 和田殿 高木殿 柵寢殿 平山殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二九二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔廣濟寺文書〕

○當寺山林之松於剪伐堅禁制之状如件、

永享十一年二月初五日 熙久判

廣濟寺侍衣禪中

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

○圓福寺住持職之事申定上者、田畠山林等不違一所可有知行者也、聊不可有他妨、特於彼在所成違乱煩之輩、不可為熙久之子孫也、仍為後證之状如件、
嘉吉元年辛酉十二月十三日

大隅守熙久判

廣濟寺住持眞超長老

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔大崎士伊集院某藏〕

先度者飫肥・櫛間御移之為暇乞御越、弥始中終申合候、千秋万歳日出候、殊者從鹿苑院殿様恕翁被下給候日隅兩州之御判形、伊集院初丸被預置とて、同大隅入道集御親父題橋へ進置之處、今度一段以申談候故、彼一紙返給候、誠甚深之御芳志、大悦不可過之候、尤以參入可致案内候之處、日州へ御越近々候、取乱察及候之間、先々進一行候、巨細之旨、平美濃守可申候、慶事重而可申承候、恐々謹言、

〔文明十八年〕

十一月一日

〔十二代忠昌公〕
忠昌有御判

修理亮殿〔廉九〕
〔忠廉也〕

坊津之事、持久より所領被預候する程者、可有知行候、何時も御所預於被給候者、坊之事者歸し可給候、仍為後證之狀如件、

嘉吉二年五月十二日

大隅守熙久（花押）

三郎左衛門殿〔継久〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

148
〔廣濟寺文書〕

○廣濟寺諸末寺諸塔頭之事、延慶寺・寶壽寺・靈徳寺・龍泉庵・如之院・聚星軒・無量壽院・収得軒、彼諸末寺諸塔頭之事者、自開山南仲和尚中興桃隱和尚以來為廣濟寺之末寺上者、自今以後末寺而可為本寺之御計、去年以老者共堅雖申定、為後證重調此狀収寺家、若此外雖有文書、不可用兔角之儀、殊於彼〔諸〕在所成違乱煩、背此證狀之旨輩、不可為熙

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二九二号文書ト同一文書ナルベシ〕

久子孫之狀如件、

嘉吉三年八月廿八日

熙久判

眞超長老

〔全〕

○一日、妙圓寺御使節御出候、御意趣の通其時〔より〕
〔こそ〕承分て候へ、根元山王・諏訪の寄進と存候て、とかく申候つる御物語〔こそ〕、委細存知仕て候へ、いそぎ御知行可目出候、満家へもやかて此謂可申遣候事候、恐々謹言、

小春五日

熙久判

廣濟寺
新符之御方へ

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二九三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

○熊令啓候、就其者、圓福寺の事、於度々承候之間、凡可任御意由申候、雖然以面御物語如申候、忠書記・春藏主此兩人ニ被仰付候する事者不可然候よ

152

〔谷山皇徳寺文書〕

皇徳寺領在所山田内

〔薩州〕
好久在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二九五号文書ト同一文書ナルベシ〕

151

〔全〕

し申候キ、於于今も其分候、只夫より御覚語こそ
可目出存候へ、猶々忠書記へ被仰付候へは、春蔵
主之恨もあるへく候之間、如此候、令啓候、外見
あるましく候、恐々謹言、
④悟

九月廿七日

熙久判

侍者之御中

廣濟寺へまいる

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二九四号文書ト同一文書ナルベシ〕

○東堂之御一期の後ハ、順職之ことくに寺家向之事

可申談候、其の間ハ如何にも御堪忍可目出候、心
事以面拜可令申候、恐惶謹言、

極月廿九日

熙久判

廣濟寺へまいる

153

〔全〕

桑迫井上蘭一ヶ所・同前田一町二段・岩瀬戸二反・
河原田冊・榎田八段・門前三段新寄進

中村内

砂町一町 合三町二段

山野さかい

東ハ岩瀬戸の田のしもなわてより西田のうしろの
山のほりのとをり、南ハ門のほりのミそとをり、
西ハた、ちのうとのほりくら、の、尾たてのとを
④老
り、北ハ卷田のうとの山のお峯のとをり岩瀬戸田
の下なわてまでなり、

此内ハ寺山也、

〔熙久〕
御判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二四五三号文書ト同一文書ナルベシ〕

薩摩國谷山郡内山田村

皇徳寺寺領等事 注文在 田蘭等事 別紙

右、所奉寄進也、任先例、可被執務之状如件、

明徳三年十月七日

熙久御在判

元久御在判

久豊御在判
好久御在判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四九二号文書ト同一文書ナルベシ)

「比志島家文書」

勢を可遣由、重而聞得候者、細々可承候、いし
集院」
うぬん邊之てき仕のけ候をちからにて、當所之
者共ゆたん仕候間、一昨日より其用心申付候、
屋形路次きれ候、別而それかしたのミ入候通を、
まこ太郎方向申候、まへのことく七まかりのふ
しことにて候共、おくし候する處を、のふしハ
やくつけ候てハ、おもいてにて可有之と存候て
罷上候、

○わざと進状候、就其仕事候由夕聞得候間、ふと當
所いしきに罷上候、承候分ハ、ひし、まに一てあ
て、川上にてあて候て、な、まかりをおろし、ゆ
たんの時仕(て)いひきのき候へきたくミの由承候、
そうへつ當所ゆたんにて候、是の者(おナシ)おとろか
し候すると存候て罷上候、いかさま其の仕事かと

覚候、先日如進状候、たのミ入候由外たなく候、
用心堅候する事可然候、恐々謹言、

九月九日 立久(花押)

ひししま殿 立久

(本文書ハ「旧記雜録附録」二六一八号文書ト同一文書ナルベシ)

継久 延久 三郎左衛門尉 此子孫大崎士伊集院五兵衛

源四郎 三郎左衛門尉 上野介 或犬子丸

一節薩州洞二入、又帰參、或曰洞ハ鷲乎、

倍久 六代之孫至源次郎忠真嫡流断絶、

孫六 大和守

忠俊 此子孫市来士伊集院嘉兵衛

初信忠 右衛門佐 或彦三郎

彦三郎

孫太郎 早世、

賢伊 僧 他腹、

八代
○經久

初頼忠 久泰 或泰忠 孫三郎異本作、彌三郎 大隅

守 法名觀應異本作、觀雄 號定山、或後出家賢伊和

尚、

三男
辰久 此子孫伊集院三右衛門

孫二郎 左衛門尉 ○居住薩州牛屎院、熙久

之三男也、或後出家崇澤和尚雲夢前之建長寺、

崇澤

前建長寺雲夢和尚

五男
孝久 此子孫伊集院孫太郎

孫太郎

女子二人

出家二人

155
嶋津御庄薩摩方河邊之郡事、長門入道方知行并五嶋七嶋
坊泊津除、為斷所稱方闕所次第所宛行也者、不可有領掌相違
之状如件、

永享七年六月卅日

(島津用久)
好久(花押)

伊集院犬子丸殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二二七五号文書」同一文書ナルベシ)

156

坪付

牛屎院内光吉水田

一せとくちの門

三反卅 みつよし(卍)

以上

此内一反ハミねのすわ田
七反(卍) 大きやう

一町三反 うへの田

一反廿中(卍) みなミ田

一反卅 井(手)のをもて

三反 かハラ田

三反 同 同 同 同

一反 同 同 同 同

一反十 同 同 同 同

一反 同 同 同 同

一反 同 同 同 同

五反 同 同 同 同

一反廿 同 山下のならひ

二反 同 〔またひ〕所

三反 同 やとこ

二反 光永の内 みねさき

以上五町廿中 〔前〕

寶徳式年

十二月五日

村田肥前守

經房（花押）

大寺彦左衛門尉

貴幸（花押）

町田周防介

胤久（花押）

伊集院三郎左衛門尉

（本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三六号文書ト同一文書ナルベシ）

覺

今度被官就御改ニ我等訴訟申上意趣ハ、鹿兒嶋御諏訪
之御祭ニ三年ニ一度伊東頭役被仰付相勤申節、我等ニ
相付申長野役者六人召つれ申候、我等被官之内ニ而も

ふしやうけかれ有之事も御座候、左様成時分者、伊集
院拾右衛門様御内衆を以前ニも相勤申候、ケ様成儀ニ
被官者も結句不足ニ御座候条、此度御百性〔姓力〕ニ指上申事、
御佗言ニ奉存候、御頭殿一ツ御座敷居一重召置候而長
野衆も座仕候故、被官ニも名字無之者ハ不罷成候、細
々筆紙ニ難達、口状ニ申上候条、可然様ニ御申分頼存
入候、以上、

万治元年十二月

伊集院五兵衛

覺

嶋津豊州御姉松平隠岐守様江御簾中ニ付、家郎役とし
て祖父伊十院越中入道紹与事妻子召列御供仕、慶長十
二年丁未ヨリ遠江之國掛川へ拾三年未致御奉公候、己
未年被罷下、縁類付大崎江被罷居候處ニ、屋郎者鹿兒
嶋江被下候而、彼之屋郎江早々罷移候様ニ被仰渡候へ
共、下脇微力之躰御座候間、一節縁類付ニ被召置候而
可被下候次第ニ罷移可申之由申上候、無調法之故也、
就夫居付大崎江被召付候、其時分者外城より鹿兒嶋へ
罷移候事無御禁制時節ニ而候ニ付、緩々与被存罷居候

157の3

處ニ、祖父親相果、右之理をも不申上候而、寛永四年より外城衆中役仕候時節を以可申上存候而、大崎より國分へ相直、當分罷有候間、御次を以此旨御披露被遊、鹿兎嶋衆中ニ召加被下候様ニ偏奉頼候、已上、
 万治三年子十一月廿九日 伊十院唯右衛門
 御使中様

六月十七日三原諸右衛門重種・比志嶋紀伊守國貞判・町田圖書頭久幸判より伊集院五兵衛入道殿御宿所

態用一書候、仍而 奥州様江戸御仕合無残所之由相聞得候、目出度存候、 惟新様并御曹子様・御姫様何れも御無事候、次之時者此等之通可被仰上候、然者其本御城御末ニ被召仕候あらしこ辻散候付、御事闕候哉、依之替之儀承候間、申付二人差越候、又貴所へ被付置候夫丸二人替之内忝人者先刻差遣候、又今度草履取として十六七之者一人差遣候、兩度ニ二人其方へ被進候間、前より相詰候者早々此地江可被差下候、於様子者、此溝口覺左衛門可為口達候間、不能詳候、恐々謹

157の4

言、

忝通者三月十六日伊勢兵部少輔殿より伊十院五兵衛入道江

奥州様御着之様為可被聞召、是迄御使被進候之通委申上候、一段被成御祝着候、於様子者、此使可被申達候間、不詳候、恐惶謹言、

一三原諸右衛門・比志嶋紀伊守・町田圖書状忝通

一伊勢兵部貞昌状忝通

一日置美作状忝通

一伊集院唯右衛門覺書忝通

合七通 但紫風呂敷包箱入

外ニ文書員数書付忝通

右、被差出請取置候、写相濟次第可相返候間、其節此受取可被差出候、以上、

御記録方添役

七月廿九日

日高甚兵衛印
(為密)

御記録奉行

町田仲右衛門印(後雄)

伊集院十助殿

右之通、戊七月廿九日ニ御記録所へ差出置候處ニ、戊十二月廿一日、御記録所江罷出、差出置候文書無相違御渡被下候付、相受取申候、尤右文書之儀者、銘之御記録所(ママ)御家普(請力)ニ被召載置被下候、何時茂右文書相糺訊有之節者、御記録所へ写留置有之事候間、為後年御文書之受取写記之置、本文受取之儀者戊十二月廿一日御記録所へ致返納候、以上、

寛保二年

伊集院十助

戊十二月廿一日

日置郡

伊集院

上古伊集院太夫紀能成領之、至数世之後、伊豫之大掾清忠血脉依断絶、(中以上古)伊集院(上古)太守忠時公末子常陸介忠經孫

伊集院弥五郎久兼古伊集院家亡跡相續有而、代之領之、

七世孫大隅守熙久、(中至徳)年庚午二月廿四日没落、

而奔肥後州、(中至)爰不領之、(中上御家伊十院之世俗称之)大永六年十二月

十二日、日新公拜領地、同七年五月十七日、島津八

郎左衛門尉實久攻取之、町田中務久用ニ預之、天文五

年三月七日、日新公 貴久公・右馬頭三千余兵を卒

被攻取之、貴久公御在城被成候、同九月十三日、大

田原為伊集院大和守大将責取、長崎同十一月廿八日放

火、土橋勘解由左衛門以桑波田孫六左衛門尉・鮫島某

兩人告降参之旨 忠良公、神殿・石谷等入御手候、天

文十九年庚戌十二月迄御在城也、同廿九日、有屋田某

関某・否笠某依注進神殿ニ發向、此夜有狐火之瑞、(中思)呈

落也、同十二月七日、石谷伊賀守属来、

一竹山城 天文六年丁酉正月七日、被攻取之、入来院某

加勢責之、城主肥後助清等之首を得、助清事与黨實久、

故ニ被攻撃之、防禦尽而放於火城中自刎、因茲城陷矣、

一福山城 天文六二月六日、敵棄當城而退去、聞此變、

實久之与黨在鹿府及谷山者不能支、同七日、引卒向川

邊而者、

一 一字治城在古城村、(山) 曆應四年八月一日、(貞久公脱力) 退治之、(山口)

方之一、
揆籠之、

一 塊城 康安四年乙巳築之、又云、貞治四年乙巳始築之、

一 平城 伊十院助三郎忠國已下凶徒等楯籠之、故曆應四年八月十五日、貞久公被責之、同五年八月十六日(三カ)ニも被攻之、

一 土橋城 曆應四年、度々被攻之、

一 遠見番所有飯牟禮嶽、

一 御飯屋有苗代川、

一 西俣村 文祿二年癸巳、自太守 義久公頼娃氏八世弥

三郎久音轉本領賜此地、

一 太閤秀吉西征之後、上井い勢守竟兼去日州宮崎城(中)薩

州當地補地頭職、天正十七年己丑六月十二日、於此地

死、

一 壺屋在苗代川村、慶長八年之冬、串木野より被引移候、

茶碗其外磁器之類燒物致細工候、

一 天正二年、轉本院(中)曾木菱刈半右衛門重廣當地神殿村を

始移居此地、自重安(中)至重廣殆四百年來領菱刈兩院之地、

始而有景替也、(中)

一 野田村 道鑑公御代、い十院野田淡路房(中)領之欵、

一 鬢石春山鹿倉内 大永七年丁亥六月十五日、貴久公被

襲實久云伊作江婦給ふ折、此所ニ而御供之内宇多氏

公ノ髪を櫛と云々、

文書目録

例言

- 一 本巻に収めた「川邊郡地誌備考下」「阿多郡地誌備考」「日置郡地誌備考」「日置郡地誌備考追録上」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 本目録は、記事・記録を除いて文書のみを記載した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならない文書名を付けた。
- 一 重複により本文を省略した文書には※印を付した。

川邊郡地誌備考下 川邊郡				番号	年	月	日	文書名
勝目郷	一	明曆	三年	一〇	三月	朔日	樺山久清書状	
	二	明曆	三年	一七	三月	朔日	樺山久清書状	
	三	明曆	三年	一九	三月	朔日	樺山久清書状	
南方郷	四	保元	元年	一	八月	廿二日	竹内兄弟四人由緒書上	
	五	応永	廿年	二	十一月	廿二日	島津久豊宛行状	
	六	永享	八年	三	八月	十日	島津好久宛行状	
	七	嘉吉	二年	四	五月	十二日	伊集院熙久預状	
	八	慶長	五年	五	十月	卅日	島津忠長外三名連署加増目録	
	九	天文	十五年	六	二月	四日	後奈良天皇諭旨	
	一〇	慶長	十一年	七	九月	廿三日	島津忠長書状	
七島	一一	(慶長)	十九年	八	五月	二日	三原重種・比志島国貞連署書下	
	一二	明治	三年	一〇	十一月	十一日	知政所達書	
	一三	永享	八年	一一	八月	十日	島津好久宛宛行状	
硫黄島				一二				
竹島				一三				
黒島				一四				
	一四	興国	四年	一四	十月	廿二日	某書下	
	一五	建武	元年	一四	六月	廿六日	観忍奉書	
阿多郡地誌備考								
	一	文保	三年	一	六月	日	伊作庄雜掌下司申状	
	二	建久	三年	二	十月	廿二日	関東御教書抄	
	三	建久	五年	三	二月	日	関東下知状	
	四	応永	十年	四	九月	一日	島津忠久下文	
	五	応永	十年	五	九月	一日	島津元久書下	
	六	応永	十年	六	十月	九日	島津元久安堵状	
	七	応永	十三年	七	九月	廿六日	島津元久宛行状	
	八	応永	十年	八	九月	一日	島津元久書下	
	九	応永	十三年	九	七月	十六日	島津元久書下	
	一〇	元和	六年	一〇	四月	十二日	島津元久外四名連署知行目録抄	
	一一	仁治	二年	一一	九月	十日	六波羅御教書抄	
	一二	寛元	四年	一二	九月	五日	六波羅御教書抄	
	一三	宝治	元年	一三	十月	廿五日	関東御教書	
阿多郷				一四				
	一四	応永	十年	一四	九月	一日	島津元久書下	

一五 田布施郷 應永廿四年 十一月 二日 島津存忠豊久宛行狀

一六 宝治 元年 十月廿五日 關東御教書

一七 仁治 三年 十一月十九日 六波羅御教書

一八 應永十三年 七月十六日 島津元久書下

一九 應永廿四年 十一月 二日 島津存忠豊久宛行狀抄

二〇 貞和 四年 八月十七日 一色直氏軍勢催促狀

二一 康安 二年 三月廿五日 斯波氏経感狀

二二 建武 四年 十一月 三日 山田龜三郎九友軍忠狀

二三 建武 四年 八月 三日 島津道意長久合戰手負注文

二四 康永 二年 九月 日 權執印俊正軍忠狀抄

田布施郷古雜記

二五 建久 八年 六月 日 薩摩国建久岡田帳写抄

二六 建久 八年 十二月廿四日 内裏大番役支配注文案

二七 應永 八年 十一月十六日 島津久哲伊久書下

二八 應永 九年 八月十八日 島津久幸寄進狀

二九 寛文 九年 閏十月十四日 堀興延覚書

三〇 應永 十年 九月 一日 島津元久書下

三一 應永十五年 八月十九日 平田玄親宗親亮券

三二 應永十八年 二月十五日 島津久世証狀

三三 應永十八年 閏十月廿五日 島津久豊安堵狀

三四 應永十八年 十一月十五日 島津久豊安堵狀

三五 應永 廿年 十一月廿二日 島津久豊宛行狀

三六 應永廿四年 十一月 二日 島津存忠豊久宛行狀

三七 應永卅三年 二月廿九日 比志島了幸宛沽却狀

三八 應永卅三年 十一月廿一日 久通寄進狀

三九 應永卅三年 十二月廿六日 島津久秀寄進狀

四〇 應永卅三年 十二月十三日 島津忠国書狀

四一 万治 二年 五月十七日 家老連署引付

四二 文治 四年 十月 日 伊作庄立券狀

四三 建久 三年 十月廿二日 關東御教書

四四 建久 八年 十二月廿四日 内裏大番役支配注文抄

四五 嘉祿 三年 六月十八日 島津忠久讓狀

四六 文治 四年 十月 日 伊作庄立券狀

四七 嘉祿 三年 六月十八日 島津忠久讓狀

四八 徳治 三年 八月 日 權執印妙慶申狀抄

四九 貞和 二年 九月 日 伊作庄名主等連署注進狀

五〇 元亨 二年 十一月廿五日 鎮西御教書

五一 永享 四年 十月十一日 島津好久用宛行狀

五二 応安 三年 二月廿三日 島津道老親讓狀抄

五三 天文 廿年 二月 三日 島津日新良寄進狀

五四 貞和 二年 九月 日 伊作庄名主等連署注進狀

五五 建武 四年 十一月 三日 山田龜三郎九友軍忠狀抄

日置郡地誌備考

文書目録

伊集院郷	日置郡	日置郷	市来郷
一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九
一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇
三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇
五一	五一	五一	五一
五二	五二	五二	五二
五三	五三	五三	五三
五四	五四	五四	五四
五五	五五	五五	五五
五六	五六	五六	五六
五七	五七	五七	五七
五八	五八	五八	五八
五九	五九	五九	五九
六〇	六〇	六〇	六〇
六一	六一	六一	六一
六二	六二	六二	六二
六三	六三	六三	六三
六四	六四	六四	六四
六五	六五	六五	六五
六六	六六	六六	六六
六七	六七	六七	六七
六八	六八	六八	六八
六九	六九	六九	六九
七〇	七〇	七〇	七〇
七一	七一	七一	七一
七二	七二	七二	七二
七三	七三	七三	七三
七四	七四	七四	七四
七五	七五	七五	七五
七六	七六	七六	七六
七七	七七	七七	七七
七八	七八	七八	七八
七九	七九	七九	七九
八〇	八〇	八〇	八〇
八一	八一	八一	八一
八二	八二	八二	八二
八三	八三	八三	八三
八四	八四	八四	八四
八五	八五	八五	八五
八六	八六	八六	八六
八七	八七	八七	八七
八八	八八	八八	八八
八九	八九	八九	八九
九〇	九〇	九〇	九〇
九一	九一	九一	九一
九二	九二	九二	九二
九三	九三	九三	九三
九四	九四	九四	九四
九五	九五	九五	九五
九六	九六	九六	九六
九七	九七	九七	九七
九八	九八	九八	九八
九九	九九	九九	九九
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

四四	延元	二年	六月	四日	三条泰季御教書	六七	延元	二年	十月	日	指宿成栄代宗栄軍忠狀
四五	貞治	六年	六月	廿七日	島津氏久・基久連署安堵狀	六八	曆応	四年	閏四月	日	和泉保末軍忠狀抄
四六	元亨	四年	十月	廿日	大藏家久着到狀	六九	慶長	四年	二月	廿日	島津義弘宛行狀
四七	文祿	四年	十月	七日	伊集院幸侃・本田三清連署返地目録抄	七〇	文和	四年	十一月	五日	島津師久請文
四八	享祿	三年	四月	六日	島津勝久宛行狀	郡山郷	承安	二年	十二月	八日	入道西念讓狀
四九	天文	四年	十一月	七日	島津実久感狀	七一	文保	元年	七月	晦日	薩摩国御家人交名注文抄
五〇	天文	八年	十一月	吉日	市来院伊作田名坪付抄	七二	延応	二年	八月	廿二日	比丘尼菩薩房・生阿弥陀仏連署田島去狀抄
五一	建武	元年	二月	廿一日	後醍醐天皇諭旨	七三	建長	五年	七月	十日	法橋栄尊讓狀
五二	建武	四年	八月	日	延時法仏軍忠狀	七四	寛元	二年	七月	十五日	藤原義祐書狀
五三	建武	四年	九月	廿九日	沙弥誓念奉書	七五	延応	二年	八月	廿二日	比丘尼菩薩房・生阿弥陀仏連署田島去狀抄
五四	建武	四年	十月	二日	川上頼久書狀	七六	建武	二年	三月	廿七日	良舜奉書抄
五五	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	七七	正平	十五年	二月	十一日	伊集院道忍國書狀
五六	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	七八	建武	四年	九月	二日	島津道鑑貞安堵狀
五七	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	七九	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
五八	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八〇	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
五九	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八一	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六〇	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八二	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六一	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八三	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六二	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八四	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六三	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八五	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六四	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八六	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六五	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八七	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書
六六	建武	四年	十一月	三日	山田龜三郎丸友軍忠狀	八八	建武	四年	十二月	十二日	散位某奉書

日置郡地誌備考 追録上

管轄沿革

市来郷古雜記

一	文和 四年	三月廿九日	島津元久書狀
二	貞応 二年	六月十八日	島津氏久請文
三	建武 四年	九月廿九日	関東下知狀
四	建武 四年	十一月 日	延時法仏軍忠狀
五	建武 四年	十月 日	大平成助軍忠狀
六	建武 四年	十一月 日	權執印代俊正軍忠狀
七	建武 四年	八月 日	延時法仏軍忠狀
八	建武 四年	八月 日	莫祢成助軍忠狀
九	建武 四年	八月 日	權執印俊正軍忠狀
一〇	延元 二年	十月 日	指宿成榮篤代宗榮軍忠狀
一一	建武 五年	二月 日	比志島彦一丸代頼秀軍忠狀

八八	正応 元年	六月 七日	税所篤秀和与狀抄
八九	永祿 三年	六月 吉日	島津貴久宛行狀
九〇	天文 六年	三月十四日	島津勝久宛行狀
九一	觀応 元年	八月廿一日	大藏頼平軍忠狀
九二	建武 四年	十月 二日	川上頼久書狀
九三	〔建武 四年〕	十月十九日	沙弥誓念書狀
九四	永和 四年	十一月十九日	伊集院觀了久宛行狀
九五	伊集院郷	十二月	伊勢申渡書

※

一二	建武 四年	十一月 三日	山田龜三郎丸友軍忠狀
一三	建武 四年	十一月 三日	山田龜三郎丸友軍忠狀
一四	延元 三年	二月 五日	指宿成榮篤軍忠狀
一五	建武 四年	十一月 日	宮里種正軍忠狀
一六	文和 三年	六月 廿日	島津師久請文
一七	至徳 二年	十二月十五日	犬追物手組
一八	文安 三年	二月	犬追物手組
一九	〔享祿 二年〕	五月 二日	島津貴久書狀
二〇	〔天文 八年〕	六月 一日	島津日新忠書狀
二一	建武 元年	六月廿三日	島津貴久書狀
二二	嘉吉 元年	二月廿一日	後醍醐天皇綸旨
二三	高岡河上氏系凶文書	十二月十二日	室町幕府御教書

高岡河上氏系凶文書

二四	寛元 二年	八月十八日	將軍袖判下文
二五	弘安 五年	三月十一日	橋口家忠申狀
二六	正和 三年	八月 五日	鎮西御教書
二七	〔正和 三年〕	七月廿五日	市来導証家書狀
二八	文保 元年	八月 廿日	鎮西御教書
二九	文保 三年	正月廿三日	鎮西奉行入奉書
三〇	元亨 四年	十月 廿日	大藏家久着到狀
三一	嘉曆 四年	七月 日	大藏氏代道円重申狀
三二	元徳 三年	十月十九日	河上導乘家久着到狀
三三	延元 二年	三月十七日	河上導乘家久着到狀
三四	延元 二年	六月 四日	三条泰季御教書

三五	曆応二年	十月廿九日	一色道猷 <small>範</small> 氏軍勢催促状	五五	建武二年	二月 日	山田道慶 <small>宗</small> 申状
三六	曆応二年	十一月 七日	少弐頼尚軍勢催促状	五六	文保元年	六月廿三日	大窪明賢陳状
三七	貞和六年	二月十八日	足利直冬軍勢催促状	五七	文保元年	九月十九日	沙弥道助和与状
三八	貞和七年	六月 五日	足利直冬感状	五八	建武四年	三月 日	山田忠能申状抄
三九	貞治六年	六月廿七日	島津氏久・基久連署安堵状	五九	建武二年	十一月廿七日	伊集院助久書下
四〇	寛正二年	十一月廿四日	島津立久安堵状	六〇	元亨四年	八月廿三日	沙弥某書下
四一	寛正三年	四月十五日	市来院之内坪付抄	六一	元亨五年	後正月廿二日	島津貞久国廻狩供人注
四二	永正十八年	三月 吉日	大隅国重久名坪付抄	六二	嘉曆二年	六月 十日	伊集院忠国・道助 <small>忠</small> 親連署用途請取状
四三	大永六年	十二月廿七日	市来院伊作田名坪付抄	六三	嘉曆三年	六月十七日	伊集院忠国請文
四四	「大永六年」十一月廿五日	十一月 吉日	市来院内伊作田名坪付抄	六四	元德二年	三月十四日	伊集院助久請文
四五	天文八年	十二月廿七日	市来院伊作田名坪付抄	六五	建武元年	五月 日	比志島義範申状
四六	十二月廿七日	十二月廿七日	門坪付抄	六六	建武四年	三月廿三日	比志島忠経 <small>範</small> 着到状
四七	十二月廿七日	十二月廿七日	市来院伊作田名坪付抄	六七	建武四年	三月廿五日	權執印代俊正軍忠状
四八	十二月十四日	十二月十四日	名寄帳抄	六八	建武四年	四月廿二日	足利直義御教書
四九	慶長十一年	正月十九日	名寄帳抄	六九	建武四年	四月廿六日	足利直義御教書
五〇	六月 一日	六月 一日	島津忠長書状抄	七〇	建武四年	四月廿六日	足利直義御教書
五一	河上家通覚書			七一	建武四年	六月廿七日	川上頼久書下
五二	伊集院郷古雜記			七二	建武四年	八月 三日	島津道意 <small>長</small> 合戰手負注
五三	天文五年	三月十一日	新納忠勝進退伺書	七三	建武四年	十一月 三日	山田龜三郎 <small>丸</small> 友軍忠状
五四	十二月 五日	十二月 五日	島津武久 <small>昌</small> 書状	七四	建武五年	三月廿三日	重久 <small>篤</small> 兼軍忠状
				七五	曆応四年	後四月 日	祢寝清種軍忠状
				七六			
				七七			

文書目錄

七八	曆応	四年	閏四月	日	和泉楳保末軍忠狀	一〇一	応安	八年	三月廿八日 ^(七カ)	今川了俊 ^貞 感狀
七九	曆応	四年	後四月	日	祢寢清増軍忠狀	一〇二	応永	二年	六月十八日	伊集院観了久 ^氏 讓狀
八〇	〔曆応〕	四年	後四月	日	祢寢重種軍忠狀	一〇三	応永	二年	十一月廿日	伊集院観了久 ^氏 讓狀
八一	曆応	四年	九月	日	祢寢清増軍忠狀	一〇四	応永	四年	十一月二日	伊集院久 ^氏 寄進狀
八二	曆応	四年	九月	日	祢寢重種軍忠狀	一〇五	応永	四年	十一月二日	伊集院久 ^氏 寄進狀
八三	曆応	四年	九月	日	祢寢清種軍忠狀	一〇六	〔永和二年〕	四月	八月	今川了俊 ^貞 書狀
八四	曆応	四年	九月	日	和泉楳保末軍忠狀	一〇七	永和	二年	五月廿五日	今川了俊 ^貞 書下
八五	曆応	四年	九月	日	和泉杉保三軍忠狀	一〇八	永和	二年	六月二日	今川滿範書狀
八六	曆応	五年	九月	日	和泉保末軍忠狀	一〇九	永享十一年	三月二日	藤原久景寄進狀	
八七	曆応	五年	九月	日	祢寢重種軍忠狀	一一〇	応永	三年	十二月廿六日	伊集院頼久加判大田久勝寄進狀
八八	曆応	五年	九月	日	祢寢清増軍忠狀	一一一	応永	五年	四月十三日	廣濟寺仏殿兩牌銘
八九	曆応	五年	九月	日	祢寢清種軍忠狀	一一二	応永	六年	十二月卅日	伊集院頼久契狀
九〇	曆応	五年	十月十六日	日	島津貞久書下	一一三	応永	七年	八月十八日	伊集院頼久寄進狀
九一	康永	二年	九月	日	權執印代俊正軍忠狀	一一四	応永	九年	十二月廿七日	伊集院頼久 ^久 讓狀
九二	貞和	二年	九月	日	伊作庄名主等連署注進狀	一一五	応永十一年	八月廿二日	伊集院頼久 ^久 讓狀	
九三	〔貞和二年〕		五月十八日		島津道鑑 ^貞 久書狀	一一六	応永十五年	四月十三日	伊集院頼久寄進狀	
九四			九月(六日)		島津道鑑 ^貞 久書狀	一一七	〔応永十八十九年頃〕	十月十一日	島津久豐書狀	
九五	貞和	二年	十一月廿一日		足利直義軍勢催促狀	一一八	応永十九年	十一月十五日	伊集院道応 ^久 讓狀	
九六	正平十五年		二月十一日		伊集院道忍 ^國 書狀	一一九	〔応永廿一年〕	三月十五日	島津久豐書狀	
九七					伊集院忠國子女書上	一二〇	〔応永廿一年〕	三月廿三日	島津久豐書狀	
九八	貞治	二年	五月	六日	署進書下	一二一	応永廿五年	十二月十三日	伊集院道応 ^久 讓狀	
九九	応安	六年	八月十七日		伊集院観了久 ^氏 ・道応 ^久 連署宛行狀	一二二	応永廿五年	十二月十三日	伊集院道応 ^久 讓狀	
一〇〇	応安	七年	十一月廿三日 ^(二カ)		伊集院観了久 ^氏 讓狀	一二三	応永廿七年	二月三日	伊集院道応 ^久 讓狀	

一三四	応永廿七年	二月 三日	伊集院道応 <small>久</small> 寄進状	一四六					
一三五	応永廿九年	八月十八日	伊集院道応 <small>久</small> 寄進状	一四七	嘉吉 二年	五月十二日	伊集院熙久 <small>預</small> 状		
一三六	嘉慶 二年	九月十四日	広濟寺釈迦本尊銘	一四八	嘉吉 三年	八月廿八日	伊集院熙久 <small>証</small> 状		
一三七	応永廿八年	九月十四日	伊集院道応 <small>久</small> 契状	一四九		十月 五日	伊集院熙久 <small>書</small> 状		
一三八	応永卅三年	八月廿八日	伊集院道応 <small>久</small> 讓状	一五〇		九月廿七日	伊集院熙久 <small>書</small> 状		
一三九	永享 十年		福昌寺仏殿造管奉加帳	一五一		十二月廿九日	伊集院熙久 <small>書</small> 状		
一四〇	永享 十年	二月廿八日	伊集院道応 <small>久</small> 讓状	一五二			皇徳寺領四方指		
一三一	永享 十年	二月廿八日	伊集院道応 <small>久</small> 讓状	一五三	明德 三年	十月 七日	島津元久等連署寄進状		
一三二	応永卅一年	十二月十八日	久重証状	一五四	永享 七年	九月 九日	島津立久 <small>書</small> 状		
一三三	正長 二年	八月廿二日	住定山桃隱定書	一五五		六月 卅日	島津好久 <small>用</small> 宛行状		
一三四	永享 五年	四月 一日	伊集院為久 <small>熙</small> 証状	一五六	宝徳 二年	十二月 五日	町田胤久外二名連署坪		
一三五		十二月廿七日	伊集院犬千代 <small>久</small> 宛行状	一五七	寛保 二年	十二月廿一日	伊集院十助 <small>覚</small> 書		
一三六	「永享」	七月 一日	島津貴久 <small>熙</small> 書状		万治 元年	十二月 九日	伊集院五兵衛 <small>願</small> 書		
一三七	永享 五年	二月廿四日	伊集院為久 <small>熙</small> 宛行状		万治 三年	十一月廿九日	伊集院唯右衛門 <small>願</small> 書		
一三八	永享 六年	六月廿六日	伊集院為久 <small>熙</small> 証状	3		六月十七日	三原重種外二名連署書		
一三九	永享 六年	十月 五日	伊集院熙久寄進状	2		三月十六日	伊勢兵部少輔書状		
一四〇	永享 六年	十月廿九日	伊集院熙久寄進状	1					
一四一	永享 六年	十二月十五日	伊集院熙久寄進状						
一四二	永享 八年	四月十六日	伊集院熙久寄進状						
一四三	永享 八年	六月廿四日	伊集院熙久契状						
一四四	永享十一年	二月 五日	伊集院熙久禁制						
一四五	嘉吉 元年	十二月十三日	伊集院熙久証状						

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん
顧問
東京大学
史料編纂所
所長
久留島
典子

国立歴史
民俗博物館
元館長
宮地
正人

鹿児島大学
名誉教授
五味
克夫

九州大学
名誉教授
安藤
克保

委員
原口泉
晋
哲哉

三木靖
日隈
正守

宮下満郎
塩満
郁夫

堂満幸子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 灰床義博

副館長 飯山寿史

調査史料室
長 内倉昭文

学芸専門員
崎山健文

資料調査
員 黒川智世
堀野尚子

編集
村山麻美
田未希

藤崎光穂

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考二

平成27年3月19日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 測上印刷株式会社